

目 次

第 1 日 2 月 14 日（水曜日）

○議事日程（第 1 号）	1
○会議に付した事件（38件）	2
○出席議員（41名）	3
○欠席議員（1名）	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	5
○開会・開議	6
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	6
○会議録署名議員指名	6
○日程第 1 会期の件	6
○日程第 2～第38（一括上程）	
日程第 2 令和 6 年度施政方針	
市 長 田 中 甲	6
日程第 3 令和 6 年度教育行政運営方針	
教 育 長 田 中 庸 惠	1 3
日程第 4 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第 5 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	
日程第 6 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第 7 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第 8 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第 9 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について	
日程第11 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について	
日程第12 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について	
日程第13 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について	
日程第14 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第15 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第16 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	

- 日程第17 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第19 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 日程第27 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 日程第32 議案第83号 財産の減額貸付について
- 日程第33 議案第84号 財産の減額貸付について
- 日程第34 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第35 議案第86号 教育委員会委員の任命について
- 日程第36 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第37 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第38 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・提案説明

	市 長 田 中 甲	15
○散 会		20

第2日 2月22日（木曜日）

○議事日程（第2号）		21
○会議に付した事件（38件）		22
○出席議員（41名）		23
○欠席議員（1名）		24
○説明のため出席した者の職氏名		24
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名		25
○開 議		26

- 日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について
- 日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
 日程第37 報告第31号 専決処分の報告について
 日程第38 報告第32号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

1. 創 生 市 川	大 久 保	た か し	2 6
企 画 部 長	小 川	広 行	
福 祉 部 長	菊 田	滋 也	
こ ど も 部 長	鷺 沼	隆	
経 済 観 光 部 長	根 本	泰 雄	
管 財 部 長	稲 葉	清 孝	
道 路 交 通 部 長	岩 井	忠 良	
ス ポ ー ツ 部 長	立 場	久 美 子	
文 化 国 際 部 長	森 田	敏 裕	
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
街 づ く り 部 長	小 塚	眞 康	
環 境 部 次 長	品 川	貴 範	
○休 憩			4 9
○開 議			5 0
大 久 保 た か し (再)			5 0
文 化 国 際 部 長	森 田	敏 裕	
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
・発 言 の 訂 正 (街 づ く り 部 長)			5 3
・答 弁			
街 づ く り 部 長	小 塚	眞 康	
大 久 保 た か し (再)			5 3
街 づ く り 部 長	小 塚	眞 康	
環 境 部 次 長	品 川	貴 範	
2. 公 明 党	大 場	論	5 9
(補 足 質 問 者)	宮 本	均	
教 育 部 長	田 中	庸 惠	
財 政 部 長	田 中	雅 之	
福 祉 部 長	菊 田	滋 也	
こ ど も 部 長	鷺 沼	隆	
保 健 部 長	川 島	俊 介	
企 画 部 長	小 川	広 行	

経済観光部長	根本泰雄	
環境部次長	品川貴範	
行徳支所長	秋本賢一	
文化国際部長	森田敏裕	
危機管理監	本住敏	
街づくり部長	小塚眞康	
○休憩		71
○開議		71
大場論(再)		71
財政部長	田中雅之	
こども部長	鷺沼隆	
保健部長	川島俊介	
企画部長	小川広行	
経済観光部長	根本泰雄	
危機管理監	本住敏	
宮本均		79
環境部次長	品川貴範	
行徳支所長	秋本賢一	
文化国際部長	森田敏裕	
財政部長	田中雅之	
福祉部長	菊田滋也	
○散会		86

第3日 2月26日(月曜日)

○議事日程(第3号)		87
○会議に付した事件(38件)		88
○出席議員(40名)		89
○欠席議員(2名)		90
○説明のため出席した者の職氏名		90
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名		91
○開議		92
○日程第1 議案第55号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第2 議案第56号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	
日程第3 議案第57号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第4 議案第58号	市川市税条例等の一部改正について	
日程第5 議案第59号	市川市手数料条例の一部改正について	

- 日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について
- 日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第37 報告第31号 専決処分の報告について
- 日程第38 報告第32号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

3. 日本共産党	廣田徳子	92
こども部長	鷺沼隆	
福祉部長	菊田滋也	
保健部長	川島俊介	
環境部次長	品川貴範	
危機管理監	本住敏	
スポーツ部長	立場久美子	
行徳支所長	秋本賢一	
経済観光部長	根本泰雄	
文化国際部長	森田敏裕	
○休憩		112
○開議		113
4. 清風いちかわ	竹内清海	113
(補足質問者)	石原みさ子	
市長	田中甲	
市長公室長	麻生文喜	
環境部次長	品川貴範	
こども部長	鷺沼隆	
街づくり部長	小塚眞康	
下水道部長	藤田泰博	
スポーツ部長	立場久美子	
経済観光部長	根本泰雄	
市民部長	佐藤敏和	
福祉部長	菊田滋也	
学校教育部長	藤井義康	
生涯学習部長	板垣道佳	
危機管理監	本住敏	
石原みさ子		132
こども部長	鷺沼隆	
福祉部長	菊田滋也	
学校教育部長	藤井義康	
○休憩		136
○開議		136
5. 市民クラブ	中町けい	136
文化国際部長	森田敏裕	
福祉部長	菊田滋也	
企画部長	小川広行	
総務部長	蛸島和紀	

こども部長	鷺沼隆
学校教育部長	藤井義康
市長	田中甲
生涯学習部長	板垣道佳

○散会…………… 154

第4日 2月27日（火曜日）

○議事日程（第4号）……………	155
○会議に付した事件（38件）……………	156
○出席議員（41名）……………	157
○欠席議員（1名）……………	158
○説明のため出席した者の職氏名……………	158
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……………	159
○開議……………	160
○日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	
日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について	
日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について	
日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について	
日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について	
日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について	
日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について	

- 日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について
- 日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第37 報告第31号 専決処分の報告について
- 日程第38 報告第32号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

6. 自由民主の会	細 田 伸 一	160
総務部長	蛸 島 和 紀	
企画部長	小 川 広 行	
学校教育部長	藤 井 義 康	
経済観光部長	根 本 泰 雄	
文化国際部長	森 田 敏 裕	
街づくり部長	小 塚 眞 康	
道路交通部長	岩 井 忠 良	
市長	田 中 甲	
7. 市川維新の会	つかこし たかのり	179
(補足質問者)	堀 内 し ん ご	
○休憩		181
○開議		181

・答弁

こども部長	鷺 沼 隆
福祉部長	菊 田 滋 也
街づくり部長	小 塚 眞 康

市 民 部 長	佐 藤 敏 和	
環 境 部 次 長	品 川 貴 範	
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
つかこし たかのり (再)	1 8 6
保 健 部 長	川 島 俊 介	
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆	
街 づ くり 部 長	小 塚 眞 康	
福 祉 部 長	菊 田 滋 也	
市 民 部 長	佐 藤 敏 和	
環 境 部 次 長	品 川 貴 範	
堀 内 しんご	1 9 3
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄	
環 境 部 次 長	品 川 貴 範	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
8. チームいちかわ	丸 金 ゆきこ	1 9 8
(補 足 質 問 者)	富 家 薫	
危 機 管 理 監	本 住 敏	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄	
○休 憩	2 0 4
○開 議	2 0 4
・ 答 弁		
環 境 部 次 長	品 川 貴 範	
管 財 部 長	稲 葉 清 孝	
保 健 部 長	川 島 俊 介	
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆	
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一	
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子	
危 機 管 理 監	本 住 敏	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄	
富 家 薫	2 1 5
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆	
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一	
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子	
○委 員 会 付 託 (議 案 第 55 ~ 85 号)	2 1 8
○採 決 (議 案 第 86 号)		

・同意	218
○採決（諮問第4～6号）	
・各異議ない旨答申	218
○採決（報告第30号）	
・承認	219
○散会	219

第5日 3月5日（火曜日）

○議事日程（第5号）	221
○会議に付した事件（31件）	222
○出席議員（42名）	223
○欠席議員（なし）	224
○説明のため出席した者の職氏名	224
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	225
○開議	226
○日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	
日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について	
日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について	
日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について	
日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について	
日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について	
日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	
日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について	
日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	

日程第18	議案第72号	市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第73号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
日程第20	議案第74号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第75号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第76号	令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第77号	令和6年度市川市一般会計予算
日程第24	議案第78号	令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第79号	令和6年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26	議案第80号	令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第81号	令和6年度市川市下水道事業会計予算
日程第28	議案第82号	市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
日程第29	議案第83号	財産の減額貸付について
日程第30	議案第84号	財産の減額貸付について
日程第31	議案第85号	診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について

（一括議題）

・委員長報告

健康福祉委員長	西村敦	226
環境文教委員長	石原たかゆき	231
建設経済委員長	小山田なおと	235
総務委員長	国松ひろき	238

・討論

とくたけ純平（議案第64、78～80号に反対）	241
大場論（議案第73、77号に賛成）	244
○休憩	246
○開議	246
加藤武央（議案第77～81号に賛成）	246
越川雅史（議案第77号に賛成）	250
・各可決	260
○散会	264

第6日 3月6日（水曜日）

○議事日程（第6号）	265
○会議に付した事件（1件）	265
○出席議員（42名）	265
○欠席議員（なし）	266
○説明のため出席した者の職氏名	266
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	267
○開議	268

○日程第1 一般質問

1. 野 口 じゅん…………… 268

(1)生活困窮者への食の支援について

(2)ヤングケアラー及びきょうだい児支援について

福 祉 部 長 菊 田 滋 也

こ ども 部 長 鷺 沼 隆

学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

2. 国 松 ひろき…………… 277

(1)児童議会について

(2)江戸川河川敷の安全対策について

(3)橋梁及び橋梁に関する道路交通行政について

(4)浸水対策事業について

市 長 公 室 長 麻 生 文 喜

市 長 田 中 甲

街 づ くり 部 長 小 塚 眞 康

ス ポ ー ツ 部 長 立 場 久 美 子

道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良

下 水 道 部 長 藤 田 泰 博

○休 憩…………… 290

○開 議…………… 290

3. 川 畑 いっこ…………… 290

(1)おくやみ相談について

(2)もの忘れ検診について

(3)妊孕性温存療法への助成について

市 民 部 長 佐 藤 敏 和

福 祉 部 長 菊 田 滋 也

保 健 部 長 川 島 俊 介

4. 石 崎 ひでゆき…………… 298

(1)急病診療所について

(2)災害時のインターネット活用について

(3)教育行政（教育基本法における授業料についての認識、市立小中学校で実際にかかる費用）につ
いて

保 健 部 長 川 島 俊 介

危 機 管 理 監 本 住 敏

情 報 管 理 部 長 小 林 茂 雄

学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

教 育 長 田 中 庸 惠

○休 憩…………… 307

○開 議…………… 307

5. 加藤 圭	307
(1)入札制度の在り方について	
(2)道路交通に係る諸課題に対する本市の認識について	
(3)学校施設の活用について	
管財部長 稲葉清孝	
総務部長 蛸島和紀	
道路交通部長 岩井忠良	
学校教育部長 藤井義康	
○散会	318

第7日 3月7日（木曜日）

○議事日程（第7号）	319
○会議に付した事件（1件）	319
○出席議員（42名）	319
○欠席議員（なし）	320
○説明のため出席した者の職氏名	320
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	321
○開議	322
○日程第1 一般質問	
6. 小山田 なおと	322
(1)日本経済新聞社と日経BPによる「共働き子育てしやすい街ランキング」について	
(2)人工内耳装用者への支援について	
(3)在宅避難者支援について	
(4)国分地域の地下水について	
こども部長 鷺沼隆	
福祉部長 菊田滋也	
危機管理監 本住敏	
情報管理部長 小林茂雄	
環境部次長 品川貴範	
7. 浅野 さち	334
(1)女性の視点からの防災体制について	
(2)福祉行政（基幹相談支援センターの事業・業務、介護人材確保対策事業）について	
(3)保健行政（乳幼児健康診査事業、人間ドックの費用助成）について	
危機管理監 本住敏	
福祉部長 菊田滋也	
保健部長 川島俊介	
○休憩	347
○開議	347

8. 青 山 ひろかず	3 4 7
(1)塩浜地域のまちづくりについて	
(2)民間の福祉施設等に従事する介護職員への支援について	
(3)消防・救急行政（南消防署の建て替え、救急搬送時の医療機関との連携）について	
行 徳 支 所 長 秋 本 賢 一	
街 づ く り 部 長 小 塚 眞 康	
道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良	
福 祉 部 長 菊 田 滋 也	
消 防 局 長 角 田 誠 司	
9. 西 村 敦	3 5 4
(1)防災行政（能登半島地震のメカニズムと本市への影響、帰宅困難者対策、ライフライン被害の対策、市内建築物（住宅）の耐震化、感震ブレイカー設置の普及促進）について	
(2)自治会活動のデジタル化推進について	
(3)ぴあばーく妙典「こども施設」について	
危 機 管 理 監 本 住 敏	
街 づ く り 部 長 小 塚 眞 康	
市 民 部 次 長 若 菜 克 彦	
こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
○休 憩	3 6 5
○開 議	3 6 5
10. 久 保 川 隆 志	3 6 5
(1)子育て支援について	
(2)八幡分庁舎建替について	
(3)本市の北東部地域のスポーツ施設整備について	
(4)市職員の採用について	
保 健 部 長 川 島 俊 介	
こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
管 財 部 長 稲 葉 清 孝	
ス ポ ー ツ 部 長 立 場 久 美 子	
総 務 部 長 蛸 島 和 紀	
○散 会	3 7 7

第8日 3月8日（金曜日）

○議事日程（第8号）	3 7 9
○会議に付した事件（1件）	3 7 9
○出席議員（42名）	3 7 9
○欠席議員（なし）	3 8 0
○説明のため出席した者の職氏名	3 8 0
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	3 8 1

○開 議…………… 3 8 2

○日程第1 一般質問

11. とくたけ 純 平…………… 3 8 2

- (1)クリーンSPA市川について
- (2)令和7年度に使用する市立学校の教科書採択について
- (3)動物愛護・動物福祉の取組について

環 境 部 次 長	品 川 貴 範
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄

12. ほ と だ ゆ う な…………… 3 9 5

- (1)中学校における教育について
- (2)市立信篤幼稚園について
- (3)東京外郭環状道路の整備に伴う市内のまちづくりについて

学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良

○休 憩…………… 4 0 6

○開 議…………… 4 0 6

13. 石 原 たかゆき…………… 4 0 6

- (1)スポーツ大会の会場が不足している課題について
- (2)学力向上について
- (3)教職員の働き方改革につながる業務委託について
- (4)市立学校の校庭の人工芝化について

学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
教 育 長	田 中 庸 惠
副 市 長	松 丸 多 一
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子

14. 沢 田 あきひと…………… 4 1 6

- (1)清掃行政（リサイクルできるごみの種類の拡大、4Rに関する市民への周知、災害時のごみ処理）について
- (2)市川漁港周辺のまちづくり
- (3)市内清掃活動（市内のクリーン作戦）について
- (4)歴史的建造物（赤レンガ建造物の保存）について

環 境 部 次 長	品 川 貴 範
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良

企 画 部 長 小 川 広 行

○休 憩	4 2 6
○開 議	4 2 6
15. 太 田 丈 之	4 2 7
(1)学校給食について	
(2)クリーンセンター整備事業について	
(3)子育て環境の充実に関する施策について	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
環 境 部 次 長	品 川 貴 範
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
○散 会	4 3 4

第9日 3月11日（月曜日）

○議事日程（第9号）	4 3 5
○会議に付した事件（1件）	4 3 5
○出席議員（42名）	4 3 5
○欠席議員（なし）	4 3 6
○説明のため出席した者の職氏名	4 3 6
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4 3 7
○開 議	4 3 8
○日程第1 一般質問	
16. 清 水 美 智 子	4 3 8
(1)教育行政運営方針について	
(2)教育行政（教職員の働き方、小中学校の消耗品費、備品費など予算の確保、学校給食）について	
(3)市民活動団体事業補助制度について	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
市 民 部 次 長	若 菜 克 彦
17. や な ぎ 美 智 子	4 4 9
(1)消防行政（NET119緊急通報システム、外国人からの119番通報への対応、映像を用いた119番緊急通報システム）について	
(2)コミュニティバスについて	
(3)災害時の業務継続について	
消 防 局 長	角 田 誠 司
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
危 機 管 理 監	本 住 敏
○休 憩	4 6 2
○開 議	4 6 2

18. 中 村 よ し お	4 6 2
(1)行徳地区における課題について	
(2)塩浜2丁目市有地活用事業について	
(3)平和行政（本年の平和行政への取組、本市の核廃絶への取組、他市における核廃絶への取組に関する本市の認識、今後の平和行政及び核廃絶に向けた取組）について	
生涯学習部長	板 垣 道 佳
副 市 長	本 間 和 義
下水道部長	藤 田 泰 博
環境部次長	品 川 貴 範
街づくり部長	小 塚 眞 康
スポーツ部長	立 場 久 美 子
総務部長	蛸 島 和 紀
市 長	田 中 甲
19. 門 田 直 人	4 7 5
(1)本市の地震対策について	
(2)市川市コミュニティバスについて	
(3)教育行政（体罰等の事案が発生した場合におけるその解決に向けた対応）について	
危機管理監	本 住 敏
道路交通部長	岩 井 忠 良
学校教育部長	藤 井 義 康
○休憩	4 8 5
○開 議	4 8 5
20. 増 田 好 秀	4 8 5
(1)自殺対策について	
保健部長	川 島 俊 介
こども部長	鷺 沼 隆
○散 会	4 9 1

第10日 3月12日（火曜日）

○議事日程（第10号）	4 9 3
○会議に付した事件（9件）	4 9 3
○出席議員（42名）	4 9 3
○欠席議員（なし）	4 9 4
○説明のため出席した者の職氏名	4 9 4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4 9 5
○開 議	4 9 7
・発言の訂正及び取消し（石原みさ子）	4 9 7
○日程第1 一般質問	

21. 越川雅史	497
(1)ふるさと納税について	
(2)特別支援学校(学級)への通学支援と学校給食の現状について	
(3)あらゆるハラスメントの撲滅に関する本市の見解について	
(4)前市政と現市政の違い、「好まざる市役所の慣習」の刷新について	
企画部長	小川 広行
学校教育部長	藤井 義康
教育長	田中 庸惠
総務部長	蛸島 和紀
副市長	本間 和義
副市長	松丸 多一
市長	田中 甲
・発言の取消し(越川雅史)	507
越川雅史(再)	507
市長公室長	麻生 文喜
市長	田中 甲
22. にしむた 勲	510
(1)地域防災拠点について	
(2)地域新電力会社設立について	
(3)教育委員会について	
(4)子育て支援政策と子どもの貧困について	
(5)デジタル地域通貨について	
(6)宿泊税導入、ふるさと納税で失われた財源の確保策について	
(7)本八幡駅北口駅前地区市街地再開発について	
危機管理監	本住 敏
市長公室長	麻生 文喜
環境部次長	品川 貴範
生涯学習部長	板垣 道佳
学校教育部長	藤井 義康
こども部長	鷺沼 隆
経済観光部長	根本 泰雄
財政部長	田中 雅之
街づくり部長	小塚 眞康
○休憩	524
○開議	524
23. 石原よしのり	524
(1)災害時のトイレ対策について	
(2)ごみ減量対策について	
(3)東山魁夷記念館について	

危機管理監 本 住 敏
 環境部次長 品 川 貴 範
 文化国際部長 森 田 敏 裕
 市長 田 中 甲

○日程第2 議案第87号 教育長の任命について

・提案説明

市長 田 中 甲…………… 5 3 3

・同意…………… 5 3 4

○日程第3 発議第18号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書の提出について

日程第4 発議第19号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出について

日程第5 発議第20号 核兵器の廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立を求める意見書の提出について

日程第6 発議第21号 被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書の提出について

日程第7 発議第22号 志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書の提出について

（一括議題）

・可決（発議第18、19号）…………… 5 3 4

・否決（発議第20～22号）…………… 5 3 4

○日程第8 委員会の閉会中継続審査の件…………… 5 3 5

○日程第9 委員会の閉会中継続調査の件…………… 5 3 5

○閉議・閉会…………… 5 3 5

○委員会審査報告書…………… 5 3 6

○閉会中継続審査申し出書…………… 5 4 1

○閉会中継続調査申し出書…………… 5 4 2

○会議録署名議員…………… 5 4 3

第 1 日

令和6年2月14日（水曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年2月14日（水曜日）午後1時開議

- 第1 会期の件
- 第2 令和6年度施政方針
- 第3 令和6年度教育行政運営方針
- 第4 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 第6 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
- 第8 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第9 議案第60号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 第11 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第12 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第13 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 第14 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第17 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第18 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 第19 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第23 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 第27 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 第29 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 第31 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 第32 議案第83号 財産の減額貸付について

- 第33 議案第84号 財産の減額貸付について
第34 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
第35 議案第86号 教育委員会委員の任命について
第36 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第37 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第38 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
日程第2 令和6年度施政方針
日程第3 令和6年度教育行政運営方針
日程第4 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
日程第6 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
日程第8 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
日程第9 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第11 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第12 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
日程第14 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第15 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第16 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第17 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第18 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
日程第19 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第20 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第21 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
日程第23 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第25 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
日程第27 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算

- 日程第28 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
 日程第29 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第30 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
 日程第31 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
 日程第32 議案第83号 財産の減額貸付について
 日程第33 議案第84号 財産の減額貸付について
 日程第34 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
 日程第35 議案第86号 教育委員会委員の任命について
 日程第36 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第37 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第38 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆう	な
国	松	ひろ	き
や	なぎ	美智	子
と	く	純	平
中	町	けい	い
つ	ち	正	順
つ	か	た	かのり
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆
西	村		敦
大	久	保	た
石	原	た	かゆき
清	水	み	な
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひ	でゆき
堀	内	し	ん
			ご

細	田	伸	一
青	山	ひろか	ず
石	原	みさ	子
宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よしの	り
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠席議員 1名

中村 よしお

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市長	本	間	和義
代表	監査委員	植	草	耕一
教	育長	田	中	庸惠
危	機管理監	本	住	敏
市	長公室長	麻	生	文喜
総	務部長	蛸	島	和紀
企	画部長	小	川	広行
財	政部長	田	中	雅之
管	財部長	稲	葉	清孝
情	報管理部長	小	林	茂雄
文	化国際部長	森	田	敏裕
ス	ポーツ部長	立	場	久美子
市	民部長	佐	藤	敏和
経	済観光部長	根	本	泰雄
こ	ども部長	鷲	沼	隆
福	祉部長	菊	田	滋也
保	健部次長	横	山	京子
環	境部次長	品	川	貴範

街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	岩井忠良
下水道部長	藤田泰博
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	角田誠司
選挙管理委員会 事務局長	岩井滴
農業委員会事務局 事務局長	藤城久保
会計管理者	六郷真紀子
教育次長	小倉貴志
生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小泉貞之
事務局次長	町田茂幸
議事課長	米津孝成
(議事担当)	
主幹	宮嶋茂
主査	尾本悠
主任書記	北川陽介
主任書記	高柳陽一
主任書記	三澤啓成
(調査担当)	
主幹	渡辺孝文
主査	前田悠
主査	岡澤英康
主任書記	関口舞
主任書記	荒木智貴
書記	福井寿明

会 議

午後1時1分開会・開議

○稲葉健二議長 ただいまから令和6年2月市川市議会定例会を開会いたします。

○稲葉健二議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○稲葉健二議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、沢田あきひと議員及び中山幸紀議員を指名いたします。

○稲葉健二議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月12日までの28日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって会期は28日間と決定いたしました。

○稲葉健二議長 この際、日程第2令和6年度施政方針及び日程第3令和6年度教育行政運営方針を行い、あわせて、日程第4議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第38諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

提出者から令和6年度施政方針及び令和6年度教育行政運営方針並びに提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 本日、令和6年2月市議会定例会の開催に際し、令和6年度の市政運営に対する私の基本姿勢を述べさせていただきます。

世界に目を向けますと、ユーラシア大陸西部のウクライナでは依然として戦禍が収まらず、中東ではイスラエルとパレスチナの武装勢力間の衝突が悪化の一途をたどっています。

この現状に対し、私たち日本人が無関心であったり、あるいは第三者的な立場でいることが最善の策であると思うことは大きな間違いだと思います。紛争によって問題を解決することは決してあってはならないというしっかりとした政治姿勢を示すよう国に対して発信をしていかなければなりません。

昭和50年代後半、アメリカとソビエトが核兵器開発競争を激化させていたこと、また戦闘による唯一の被爆国・日本のメッセージとして、本市でも昭和59年11月に核兵器廃絶平和都市宣言をしたことは大変すばらしいことだと思います。

私も核の廃絶を願う日本の国会議員として、フランスの核実験再開に対し抗議行動を行ったことがありました。また、アジアにおける核保有国である中国の国家主席に対して、核保有国と非核保有国の協力によってアジアの核を廃絶するように直接訴えたことがありました。

しかし現状はどうでしょうか。長い時間が経過しても、いまだ核兵器廃絶に向けた進展が見られません。だからこそ、本市はこの宣言に基づき、継続して核兵器の廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立を訴え続けていかなければなりません。そしてそれは、人類の持続可能な社会を築き、次の世代に受け継いでもらうために必要なこと

だからです。

また、私は公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会の代表理事を務め、グアムやサイパン、ハバロフスクといったさきの大戦の激戦地に建立した慰霊碑を管理運営する活動をしています。

そして、その活動を通じて、恒久平和を最前線で学んでまいりました。慰霊碑の前で手を合わせると、二度とこのような悲劇があってはならないという思いが、体全体の細胞に素直に染み込む経験をしてきたのです。

戦争は人類にとって不幸しか生まないことを、忘れてはならず、平和の大切さを訴えていく者の姿勢を常に持ち続け、一刻も早い戦争の終結を心から願っています。

令和6年1月1日、新たな年が始まり人々の心弾む元日の行事が、一瞬にして忘れることのできない悲しい日となってしまいました。能登半島を襲った大地震は、多くの貴い命を奪い、人々の日常を一変させました。お亡くなりになった方やその御家族に謹んで哀悼の誠をささげるとともに、被災された全ての方々へ心からお見舞いを申し上げます。市川市では千葉県と連携を図りながら、甚大な被害を出した珠洲市の担当として、危機管理室を中心に継続して職員を派遣しています。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から今年で29年を迎えます。私は震災後、被災地に何度も足を運び、その後に建てられた仮設住宅に寝泊まりし、被災者の皆さんと時間を共有したことは、今でも忘れることはできません。

平成16年、新潟県中越地震、平成23年、東日本大震災、そして平成28年の熊本地震では、ボランティアとして被災地の現状を目の当たりにし、その惨劇を前に言葉なくただ茫然と立ちすくんでいたことは、私の記憶から消えることはありません。

日本は地殻変動とともに出来上がった国であることを肝に銘じ、間違いなく災害が起きることへ、その対応と心構えが必要です。平素から災害時を想定した十分な備えをするとともに、市民に対しても日頃から万が一の事態に備えることの重要性をいま一度、周知してまいりたいと思います。

そして、地方行政をあくリーダーとして、まずはどんなことがあっても市民の生命と財産を守ることに全力を尽くすことをお約束いたします。

地球温暖化に対し人類が中長期的にどのように取り組んでいくのか、温室効果ガス排出の削減目標を定めた京都議定書が採択された気候変動枠組条約第3回締約国会議、いわゆるCOP3・京都会議に、私は環境保護団体の皆さんとともに参加していました。

そこで、地球温暖化で海面上昇による国土の消失という最も深刻な影響を受ける島嶼国の首脳の悲痛な叫びを聞いたのは、27年前になります。

それから気候変動は年々深刻化し、人類や地球にとって後戻りできない危機は、もう目の前に迫っています。昨年夏、世界中で観測された猛烈な暑さにより、国連は「地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。

命を生み、育む地球自体を命と捉え、新しい文化や価値観を大切にしなければならない時代が来たことから、気候変動という一刻の猶予も許されない地球的課題に対し、本市がやるべきことは何かをしっかりと見定めなければなりません。

そこで、脱炭素社会の推進やエネルギーと経済の地域内循環を高めるため、市と民間企業の共同出資で運営する地域新電力会社を設立し、カーボンニュートラルを進める市川市の核にしたいと思っています。これは、人口約50万人規模の自治体としては県内初の試みとなります。

今できる最善の取組を地方が率先して行うことが極めて重要です。温室効果ガスの削減目標を明確にし、再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、市民一人一人に危機意識が醸成され、自分のこととして行動できる

ようさらなる普及啓発を行ってまいります。

このように安全、安心なまちづくりに着実に取り組み、市政の足元を固めていくと同時に、市民に喜ばれることを実行し、誰もがいつまでも住み続けたいと思える町を目指してまいります。

昭和9年11月3日、市川町、八幡町、中山町及び国分村の合併により市川市が誕生し、本年で市制施行90周年を迎えます。その後、昭和24年に大柏村、昭和30年に行徳町、昭和31年に南行徳町が編入し、90年間で13人の市長が市政を運営し、行政区域の面積は約2.5倍、人口は12倍以上に増加いたしました。

今では豊かな町となった市川市ではあるものの、しかし諸問題を抱えていることも事実です。昭和9年に本市が誕生した当時、市民をはじめ議員の皆さんが持っていた市制施行への喜びとともに、市政発展へ向けた気の引き締まる思いを共有するため、本年1月4日の仕事始め式では、部長級以上の幹部職員が当時と同じ和服姿で臨み、「初心忘れるべからず」との思いを持ち、市制施行90周年の決意も新たに1年のスタートをいたしました。

市制施行90周年は、過去への感謝を深めると同時に、さらにその先の未来に向けて一步を踏み出す大きなターニングポイントです。多くのイベントを通じて市民の皆さんと一緒に盛り上げていくとともに、本市ゆかりの著名人と様々な場面で本市の魅力を全国に向けて発信してまいります。

また、同時に90年間積み重ねた中でできた好まざる市役所の慣習があれば、そこから目を背けず刷新していかなければなりません。

本市は東京に隣接した利便性を有し、豊かな自然に恵まれ、多くの史跡・寺社や教育機関があり、また、古くから文人墨客や東山魁夷画伯、中山忠彦画伯をはじめとする著名な画家に愛されるなど、魅力あふれる町です。

市民、産業界、教育機関、行政など、多様な主体が一体となり、本市の持つポテンシャルを最大限発揮できる市政運営を目指し、100周年に向けさらなる発展を遂げてまいります。

市川市に住みたい、住み続けたいと思っただけの町を目指し、新年度の重点施策を3つの町の姿に沿って、一つ一つ説明をしてまいります。

1つ目は、「誰一人取り残さないまち」です。

75歳以上の高齢者、ゴールドシニアの皆さんのバスやタクシーでの外出を支援するチケット75に加えて、「学ぶ・使う・得をする」をテーマにチャレンジ75を実施いたします。

「学ぶ」は、スマートフォンの操作方法が学べるデジ活講座の開催、「使う」は、ゴールドシニアが初めてスマートフォンを購入する際の費用の半額2万5,000円を上限として助成し、デジタル地域通貨I C H I C Oを使い「お得に」買物ができるよう支援いたします。

本市では、健康寿命日本一に向けて施策を進めていますが、高齢者の皆さんは日々様々な課題と向き合いながら暮らしておられます。与えられた条件の中でいつまでも元気に暮らせるよう、高齢者サポートセンターのスタッフを増員するほか、介護人材の確保に向け、ケアマネジャーの資格取得費用の半額5万円を上限として補助いたします。また、補聴器購入の費用も3万円を上限として助成いたします。

子どもたちの未来は、市川市の未来です。市長就任以来、市議会と協力して、子育て世代が喜ぶ様々な施策を展開してまいりました。

しかし、ここで歩みを止めてはいけません。令和6年4月から、市役所第1庁舎2階にこども家庭センターを設置いたします。妊娠から子育てまで、子どもに関わる相談窓口を集約し、市民の利便性を向上するとともに、母子保健と児童福祉の専門性を生かした切れ目のない支援体制による児童虐待の防止・早期発見に一層努めてまいります。

また、子育て世帯とその親世帯が市内で同居・近居を開始する場合の住宅購入を再度支援してまいります。

さらに、びあばーく妙典に子どもたちが楽しく過ごせる新たな施設を開設し地域の子育て拠点とするなど、子

育て施設の充実を図ってまいります。

こども食堂や昨年度から開始したフードリボンプロジェクトは、多くの方々からの御賛同をいただき、開催場所や開催店を増やすことができています。引き続き、食事を通じた子どもの居場所づくりを支援してまいります。

日々の生活にお困りの方々に向けては、和洋女子大学の学生が考案したレシピによる温かくておいしい栄養満点なカレーライス、いちカレをスタートいたしました。ご利用されるの方々への配慮とともに状況を見守ってまいります。

突然の心肺機能の停止は、誰にでも起こり得るものです。救命率を向上させるため、まずは、市川市も市内コンビニエンスストア約180店舗にAEDを配置します。

帯状疱疹は強い痛みを伴い、日常生活が大きく制限される病です。発症率の低減と重症化の予防のため、任意で予防接種を受けられる50歳以上の方を対象として、生ワクチンの場合は1回接種3,000円を上限として、また不活化ワクチンの場合は2回接種まで、1回当たり7,000円を上限として費用の一部を助成します。

若年がん患者の在宅療養費は、介護保険制度の対象外となっています。在宅療養に必要なサービス料の9割、一月当たり上限5万4,000円を助成し、経済的負担を軽減します。

障がいのある方への支援として、障がい者施設への通所にかかる交通費の助成率を3分の1から2分の1に引き上げます。

また、医療的ケアができるスタッフの育成をするため、喀痰吸引等の研修費用を1人当たり最大10万円助成します。

民間団体の調査では、日本におけるLGBTQ+の割合は8%から10%と言われています。市民の理解を深めるための講座を開催するとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を近隣5市と連携いたしました。

人と動物の共生社会をつくるため、犬や猫の譲渡会の開催や、犬のしつけ教室の実施、また、飼い主のいない猫への不妊手術やワクチン接種の支援を行ってまいります。

このように、生活にお困りの方や、社会的に弱い立場とされている方、また、動物や植物まで全ての命を大切にし、誰もが住み続けたいと思える市川市を目指してまいります。

2つ目は、「持続可能で安心・快適なまち」です。

世界的な気候変動において、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。地域新電力会社の設立においては、民間企業の協力が必要なことはもちろんですが、再生可能エネルギーを生み出すクリーンセンターの役割が極めて重要です。次期クリーンセンターの建て替えをスタートするとともに、市民の皆さんにはごみの減量・資源化の徹底を重ねてお願いしてまいります。

また、住宅の断熱化や太陽光発電のさらなる促進、電気自動車の普及、一宮町との連携協定を活用した森林環境整備事業など、様々なカーボンニュートラルに向けた取組を加速させてまいります。

本市は東京都に隣接した利便性の高い都市であると同時に、水と緑に恵まれた、豊かな自然環境を有する町です。

北部には梨畑をはじめとする里山があり、人の手を加えて守っていかなければ次の時代に残すことはできません。斜面緑地の保全や、大町公園にあるナラ、クヌギなどのナラ枯れ対策を進めてまいります。

南部に残された貴重な海に、梨農家や市民団体の協力を得て、梨の剪定枝を活用した海洋生物が繁殖できるボサ漁の場づくりを計画し、里山と里海を持つ市川市ならではの取組を進めてまいります。

また、市民が海に直接触れられる憩いの場を創出する覆砂を進めるほか、アマモの植え付けによる藻場の再生

なども挑戦してまいります。

さらに、真間川水系などにおいて美観を損ねている場所については、県と協力し良好な環境にしてまいります。

市として必要な事業を進める上において、貴重な樹木の命を軽々しく扱うことがあってはなりません。樹木の伐採が必要となる事業計画は、慎重に見定めて進めていくと同時に、必要があれば計画の見直しも行ってまいります。

日本を象徴するさくらのオーナー制度は、毎回たくさんの方から応募いただいております。新年度は市制施行90周年を記念し、さくらオーナーの募集を90本といたします。

安心なまちづくりには千葉県警との連携が必要です。39の警察署を持つ千葉県警によりますと、昨年1年間の電話d e詐欺の被害件数ワーストワンは、市川警察署管内とのことです。行徳警察署管内と合わせた市川市全体の被害額は、昨年1年間で1億8,000万円を超える額になります。特殊詐欺の被害を少しでも食い止めるため、「この通話は録音されています」などのアナウンス機能が付いた電話機への買換え費用を、上限7,000円までサポートしてまいります。

また、町の安全、安心を守るため、自治会が設置しているカメラ付防犯灯について上限9万円の補助金制度を続けてまいります。

管理が行き届かない空き家を解消し、その活用を促進するため、子育て世帯が住むためのリフォーム費用について、市内転居の場合は25万円、市外から転入の場合には50万円を上限として補助いたします。

平成16年に策定された都市計画マスタープランは、計画を策定してから約20年が経過しました。この間、市川駅南口や本八幡駅周辺における再開発事業による都市拠点の形成や、本市の道路ネットワークの骨格となる外環道路、都市計画道路3・4・18号などが整備されたことで、地域特性を生かした住宅地の形成が進みました。

今後、おおむね20年後を展望し、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化などを見極め、市街化調整区域の適切な土地利用の誘導や、用途地域の見直しも視野に、変化に即した計画としてまいります。

本八幡駅北口駅前地区は、交通の利便性が高い地域となっています。再開発事業では、駅前にふさわしい区画の再編や周辺との回遊性を高めるネットワークの構築、オープンスペースの整備などにより、商店街のにぎわいや地域の新しい魅力を創出し、市街地にふさわしい都市拠点となるよう、地域の方々とともに事業を進めてまいります。

まちの発展には人、物が行き交う道路の整備が欠かせません。

外環道路と成田空港を最短ルートで結ぶ北千葉道路の全線開通は、アクセスの向上や渋滞の緩和などに加え、本市のポテンシャルを引き出す効果が期待されています。

全長約43kmのうち本市から鎌ヶ谷市までの約5.5kmの区間については、事業化の時期が未定であることから、北千葉道路建設促進期成同盟の構成市とともに、早期の全線開通に向け、引き続き県を通じて国に対し強く要望してまいります。

南部の湾岸地域では、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生し、その解消が喫緊の課題となっています。そこで、昨年5月に県及び沿線6市から成る新湾岸道路整備促進期成同盟会を設立し、国土交通省へ出向き、計画の具体化を要望いたしました。また、首都直下型地震などの災害時における緊急物資の輸送、復旧活動を支えるための幹線道路ネットワーク構築の重要性から、本年1月にも再度、国へ要望いたしました。今後も湾岸エリアの利便性と防災力のさらなる向上に向け、国に対してより一層強く働きかけてまいります。

また、都市計画道路3・4・13号二俣高谷線をはじめとする、県が事業主体となっている道路についても、引き続き早期整備を要望してまいります。

老朽化が進む公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、順次建て替えを進めるほか、信篤地域においては、公民連携による施設の複合化を視野に整備計画を策定いたします。

引き続き下水道整備を進め普及率の向上を図ることと併せて、老朽化が進む下水道施設の長寿命化に努めてまいります。

市内には突発的な豪雨によって頻繁に道路冠水が発生する場所が13か所あり、道路冠水センサーを設置して冠水状況の把握を行っています。

さらに、浸水被害を軽減するため、妙典ポンプ場の増強工事及び市内11か所のポンプ場のうち5か所の修繕を実施するほか、排水路の整備を進めてまいります。

このように、都市基盤の整備をはじめとする各事業を着実に進めることで、持続可能で安心、快適に過ごせる町を目指してまいります。

3つ目は、「魅力あふれる元気なまち」です。

市川の地に下総国府があったという誇りを、市民はもちろん市外の方にも広く知っていただくとともに、千葉商科大学の協力の下、本年2月下旬から3月末にかけて実施していく地中レーダーによる探査など、国衙の発掘を進め、国庁の発見に努めてまいります。

行徳地域の伝統文化を次世代へ継承するため、行徳まつりや神社めぐりでのみこしや獅子頭の一般公開を通じて「神輿のまち行徳」を一層盛り上げるとともに、行徳のみこし文化を、市の無形民俗文化財に指定することを検討してまいります。

文教都市の新しいシンボルの一つとして美術館開設に向けた調査・研究を継続していくことと併せ、21年前に策定した本市の文化振興に関する基本的な理念や方針を定めた文化振興ビジョンの見直しを進め、美術館構想を具体的に示した計画としてまいります。

スポーツは、体力の向上や健康づくりだけでなく、豊かな心を育みます。そして、コミュニケーションや触れ合いの場を通じて、家庭や社会の中で明るく前向きに生きていける人を育てます。

また、自らがスポーツに取り組むだけでなく、スポーツを応援する人々の大きなエネルギーは、町を活性化させ、持続可能なまちづくりに極めて有効な要因となります。

市川市スポーツ協会をはじめとする各種団体や、スポーツ推進委員の皆さんと引き続き連携し、スポーツの力による元気なまちづくりを目指してまいります。

国府台公園野球場は、令和7年4月のオープンを目指し着実に整備するなど、各種スポーツ施設の充実を図ってまいります。

さらに、レジャーとして楽しみながらスポーツに触れられる機会を増やすため、市川市の海に面するオーシャンビューの立地を生かした仮称塩浜マリンパークの検討を進めてまいります。

今年度も本市の多くのアスリートの皆さんが、全国や世界の舞台で素晴らしい成績を収められ、表敬訪問にきてくださいました。新年度もたくさんのうれしい知らせが舞い込むよう、市を挙げて応援してまいります。

自治会に加入した方へ付与するI C H I C Oポイントを拡大し、加入率の向上を図ります。また、自治会活動に協力した学生ボランティアへのポイント付与により、地域の担い手不足の解消を目指すなど、市民活動の活性化に有効な行政ポイントのメニューを増やしてまいります。

本市の北部では、国内でもトップクラスの品質と産出額を誇る地域ブランド「市川のなし」があり、私も毎年、大田市場でPRしてまいりました。ほかにも、野菜や花卉などが生産されています。引き続き、安定的な都市農業の経営に向けて支援してまいります。

また、東京湾に面している南部では、4人の方で貴重な伝統を守っているノリ養殖など水産業が営まれていま

す。平成30年に行徳と南行徳にあった漁業協同組合が合併し一本化され、市川市漁業協同組合との意見交換を行いながら、市川漁港の整備や、三番瀬まつりを開催することで、水産業を振興してまいります。

繰り返すまでもなく、今年は市制施行90周年であり、同時に市議会も90周年を迎えます。お互いに力を合わせて、記念となる事業を実施してまいります。私も先頭に立ち、市民の皆さんとともに90周年の機運を高めてまいります。

記念式典では、市川市にとって功績顕著な方に対して市川市名誉市民の称号を贈り、広く市民の敬愛の対象としてたたえるほか、本市にゆかりのある皆さんからのお祝いのメッセージで式典に花を添えていただきたいと思います。

また、本市ゆかりの文学者である永井荷風氏の名を冠した文学賞を創設し、功績をたたえるとともに、若手文学者の発掘に力を入れてまいります。

市川市と同じ昭和9年生まれの方は、令和6年に90歳、つまり卒寿を迎えられます。この世代の方々には、7歳の時に太平洋戦争を体験し、12歳のときには戦後の混乱期により、卒業式を経験できませんでした。そこで、遅まきながら78年越しに卒業証書を手渡す「卒寿の卒業式」を催し、心からの拍手を送りお祝い場としたいと思っています。

さらに、90周年を市内外に広く周知するため、発信力のある著名人や様々なメディアの力もお借りし、市民の皆さんに喜んでいただける90周年にしていきます。

以上が「誰一人取り残さないまち」「持続可能で安心・快適なまち」「魅力あふれる元気なまち」に沿った新年度の重点施策となります。

今、本市が抱えている大きな課題の一つは格差ではないでしょうか。困難を抱えている方々に寄り添い、この課題に真正面から向き合い、誰一人取り残すことのない持続可能な社会を目指してまいります。

本市は全国平均と比べると所得が高い傾向にありますが、日々の暮らしに困窮している方がいらっしゃるのも事実です。こども食堂やフードリボンプロジェクト、新たに始めたいちカレ事業など、生きる権利の一助となるよう引き続き取り組んでまいります。

教育の格差にも触れておきたいと思います。子ども自身では選ぶことのできない環境により、教育の質や量に違いが生じ、将来の人生にまで影響を及ぼしています。

子どもたちは誰もが可能性に満ちあふれています。個々の生きる力を育み、未来に伸びゆく芽をそれぞれの立場で支えていくことが、私たち大人の役目ではないでしょうか。教育委員会との連携を一層深め、先進的な事例も参考にしながら、全ての子どもたちが前向きに学べる環境整備と、本市の学力向上を目指してまいります。

生成AIの登場など、近年、デジタル技術の発展は目まぐるしく、社会に激変をもたらしています。本市としても、福祉の向上につながるAIの活用方法を県と連携しながら模索してまいります。

内閣府の消費動向調査によりますと、スマートフォンの世帯普及率は9割を超え、まさに生活必需品の一つとなっています。

そのような中で情報通信技術を利用できず、デジタル化した社会から取り残された人がいる現状にも目を向けなければなりません。ゴールドシニアを中心としたデジタルに苦手意識のある方をサポートするチャレンジ75を実施することで、本市における情報格差の解消に努めてまいります。

60年前、昭和39年甲辰の年には、日本の復興の象徴である東京オリンピックが開催され、これを契機に一気に新しい時代がやってきました。

令和6年は、本市が先駆けとなり、失われた30年と言われ、足踏みしていた社会の閉塞感を打破し、市制施行90周年を節目として、新たな時代の扉を開いてまいります。

同時に、来年は昭和という時代が始まってから100年を迎えます。いよいよ時代の課題に応える市川市政をスタートしていかなければなりません。

新年度の当初予算編成は、引き続き一貫して選択と集中を推し進め、一般会計1,768億円、前年度比で100億円増額とし、特別会計の合計797億9,500万円、公営企業会計229億1,900万円といたしました。このことから令和6年度の当初予算総額は、2,795億1,400万円といたしました。

全ての事業の財源は、市民の皆さんが納めた貴重な税金です。この大切なお金を、本市が発展し続けるための生きたお金にできるか否かは、行政が市議会とともに時代の潮流を読み、未来の町の姿を見据え、市民が真に望んでいる市政を実行できるかどうかにかかっています。

正しい税金の使い方をいま一度徹底し、法令遵守の下、透明でクリーンな市政運営をお約束したいと思います。

私は、行政における仕事とは人の役に立つことを行うことだと思います。時間に追われ、忙しく働いていたとしても、それだけでは仕事の核心をつかんではいないのではないのでしょうか。

自分のためではなく、誰かの役に立っているのか、いつ何ときもこの利他の精神を忘れることなく胸に刻み、約50万人の市民の皆さんに喜んでもらうための仕事を続けてまいります。

信頼される市政の確立と、本市のさらなる発展を目指し、新年度の施政方針といたします。

○稲葉健二議長 田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 本日、令和6年2月市議会定例会の開催に際し、教育委員会を代表して、新年度の教育行政の運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、令和5年度は、この5年間に進めてまいりました第3期市川市教育振興基本計画の最終年度となります。計画期間中は一斉休校など新型コロナウイルスへの対応に注力せざるを得ない時期もありましたが、地域と協働で子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の全校配置や、東国分爽風学園、信篤三つ葉学園をスタートさせ、小中一貫教育を進めることができました。

また、全児童生徒に学習用タブレットを配付し、授業でデジタル技術を生かした多様な教育実践に取り組んできました。

昨年5月には、新型コロナウイルスが5類感染症に移行しましたが、単にコロナ前に戻すのではなく、教育の質を落とすことなく、学校教育活動に真に必要なものを精選いたしました。

生涯学習の面においては、本年1月の二十歳の集いでは、来場者の増加に対応するため、午前、午後の2回開催とし、多数の対象者の方々に参加いただきました。

また、下総国の国府が置かれていた国府台遺跡では、国庁や国衙の遺構を確認する調査を着実に進めてきました。

新年度は、第3期計画の成果と課題を踏まえて、新たに策定した第4期市川市教育振興基本計画の方針や目標の下、施策や取組を進めてまいります。

本計画では本市が求める教育の方向性を明確にし、誰もが共有できるよう、市川の教育の目指す姿を2つ掲げております。

1つは、「互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども」、もう一つは、「誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域」であります。

この目指す姿に向かって、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、教育の振興を図ってまいります。

教育を取り巻く環境やニーズに沿った、発想の転換や変革ができる柔軟性を持つとともに、家庭・学校・地域が連携し、協働を深め、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより市川の教育行政を引き続き、着実に進めてまいります。

次に、新年度の重要な施策について、第4期計画の基本方針であります、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」、「学びの質の向上と学びの保障の実現」、「ともに支え合う学びの環境整備」の3点から述べさせていただきます。

初めに、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」についてであります。

これからの子どもたちには予測困難な時代を生き抜く力が求められます。そのために学校では、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善をより一層進め、一人一人の生きる力の伸長を図ってまいります。

中でも、子どもそれぞれの特性や学習進度・到達度に応じた授業展開や、自ら調べ、創造的に考え、ほかの人と協働しながら学ぶ探究的な学習に注力してまいります。

また、必要な情報を見つけたり、様々な情報を関連づけて考えたりする上で必要な言語能力を、市川市の強みでもある学校図書館を活用した読書教育や図書資料の活用を推進することで高めてまいります。デジタル化が進む時代だからこそ、じっくりと本に向き合うことで生涯にわたって学び続ける力や、豊かな心の育成を図ってまいります。

心身ともに健康な生活を送ることは全ての基盤となります。家庭・園・学校が一体となり、早寝早起き朝御飯などの望ましい生活習慣や自ら健康な心身をつくるための生活習慣を身につけることができるよう包括的な健康教育に取り組みます。

また、生涯にわたって運動やスポーツに親しめるよう、関係部署や関係機関と連携した取組を行い、心身の健康の増進や体力の向上を図ります。

学校給食費は無償としながらも、物価高騰下においても給食の質を維持するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食育を、引き続き推進してまいります。

次に、「学びの質の向上と学びの保障の実現」についてであります。

今や情報活用能力は、学習の基盤となる重要な資質・能力です。教科等横断的な視点による教育課程の編成を進め、学習用タブレットの利活用や、全教職員のICT活用指導力の向上を図ってまいります。

授業ではICT機器を効果的に活用し、学習の習熟度や興味関心に応じた個別最適な学びを推進するとともに、多様な他者と異なる考えを共有し、対話を通して協働的な学びを充実させてまいります。

学校は、子どもたちが自分の意志で生き生きと学び、様々な活動を安心して行うことができる場であることが重要であります。そのためには、校務におけるICTの活用など、教職員の業務の適正化を図り、教職員も生き生きと子どもたちに向き合うことができるよう、働き方改革を進めてまいります。

施設面では、特に老朽化が進んでいる宮田小学校の校舎建て替えや教室不足が見込まれる大洲小学校の校舎増築など、安全で安心な学校の環境づくりを着実に進めます。

不登校児童生徒への支援は、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、将来的な社会的自立を目指すものであります。本市でも不登校児童生徒は年々増加しておりますが、多様な子どもの態様に応じた、きめ細かな支援を行えるよう、児童生徒の状態や必要としている支援を適切に見極め、学校と家庭、関係部署等との積極的な連携を図ります。

また、小学校の協力校にて、校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームを開設するとともに、NPO法人等関係機関との情報共有が行える体制を構築してまいります。

特別な支援や日本語指導を必要とする児童生徒数が、近年急増しています。全ての子どもがその持てる力を発

揮できるよう、きめ細かな指導を行い、子どもの状況に合った適切な教育機会の提供を図ります。

放課後や長期休業中における子どもの居場所づくりへのニーズが年々高まっています。本年度、全小学校に設置が完了した放課後子ども教室の充実を図るとともに、放課後保育クラブにつきましては待機児童の解消に向け整備に努めてまいります。

最後に、「ともに支え合う学びの環境整備」についてであります。

子どもたちが社会とのつながりの中で学べるよう、家庭・学校・地域のさらなる連携を図り、学校運営協議会や地域学校協働本部の一層の充実と活用を進めます。

生涯学習の推進につきましては、公民館、図書館、博物館の活用を通して、誰もがいつでも、人とのつながりの中で学びたいときに学ぶことのできる、地域の身近な学習拠点として多様な学びの場を提供してまいります。

平成6年11月に開館した生涯学習センターは、本年、開館30周年を迎えます。市制施行90周年記念とも合わせ、市民提案によるイベントを開催するなど、中央図書館をはじめとした複合施設の一層の利用促進を図ってまいります。

また、市内の文化財につきましては、子どもたちの歴史・文化への理解と地域の愛着の醸成を図るため、保護と活用を進めることとし、国府台遺跡において、国庁や国衙の遺構を確認する調査を継続して行います。

貴重な歴史的文化的遺産を次の世代に確実に守り伝えていくため、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡や史跡曾谷貝塚において、史跡の公有化及び適切かつ計画的な史跡の保存活用を図ってまいります。

以上、新年度における重要な施策とさせていただきます。

結びに、新年度は、第4期市川市教育振興基本計画の初年度となります。

重点的に取り組む内容を学校現場と共有し、より一層連携することで、第4期計画を実行性の高い計画としてまいります。

教育を取り巻く社会状況は急激に変化しており、子どもに求められる資質・能力も少しずつ変わってきています。また、不登校児童生徒や、特別支援教育の対象児童生徒の増加に伴い、学びのスタイルも多様化が求められる時代になってきています。

教育委員会は、率先垂範して学ぶ姿勢を持ち続けることにより、学校教育と社会教育を両輪として、市川の教育の目指す姿の実現に向かって進んでいきます。

総合教育会議や様々な対話の場を通じて、市長と現況や認識をさらに共有し、連携を図るとともに、各学校に積極的な支援を行い、共に取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の教育行政運営方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第55号から議案第86号まで及び諮問第4号から諮問第6号までについて提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから提出するものであります。

議案第56号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止については、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等を実施することがないため、本条例を廃止する必要がある

ことから提案するものであります。

議案第57号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、条文の整備を行う必要があることから提案するものであります。

議案第58号市川市税条例等の一部改正については、森林環境税を免除する場合の事務の取扱いを踏まえ市民税に係る減免の申請期限を見直すとともに、固定資産税等に係る減免の申請期間についてもこれと同様の措置を講ずる必要があることから提案するものであります。

議案第59号市川市手数料条例の一部改正については、建築基準法の改正に伴い大規模の修繕等に係る既存の不適合建築物の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ危険物の貯蔵所の設置許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を見直すほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第60号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、児童福祉法の改正に伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第61号市川市敬老祝金支給条例の一部改正については、平均寿命の延伸等を踏まえ敬老祝い金の支給要件を見直すほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第62号市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止については、養護老人ホームいこい荘について、高齢者向けのサービス等の充実による入所率の低下、建物の老朽化による安全性の低下等を勘案し、同施設を廃止する必要があることから提出するものであります。

議案第63号市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定については、地域共生社会の実現に寄与するため、市民等の社会参加及び介護予防の拠点となる施設として地域共生センターを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があることから提案するものであります。

議案第64号市川市介護保険条例の一部改正については、介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を定めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第65号市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正を踏まえ、指定居宅介護支援事業ごとに置かなければならない介護支援専門員の人員に関する条例を見直すほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第66号市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があることから提出するものであります。

議案第67号市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を踏まえ、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準を定めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第68号市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を踏まえ、管理者が兼任することのできる事業所等の

範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第69号市川市漁港管理条例の一部改正については、漁港漁場整備法の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから提案するものであります。

議案第70号市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第71号市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正及び困難な問題を抱える女性への支援に対する法律の制定に伴い、条文の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第72号市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正については、待機児童の解消を図るため、新たに稲荷木小学校放課後保育クラブを設置するほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第73号令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億9,064万1,000円の増額を行い、予算総額を1,800億4,757万1,000円とするものです。

今回の補正予算は、国の補正予算等への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活者、事業者に対する支援などを行うほか、執行差金等について減額補正を行うものです。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、第2款総務費では、職員の退職手当の増額や情報システム関連経費などの減額などについて、第3款民生費では、障がい者自立支援給付、生活保護などに係る扶助費や国県支出の償還金を増額するほか、老人福祉施設整備費補助金などの減額について、第4款衛生費では、安定した国民健康保険事業の財政運営を行うための国民健康保険特別会計繰出金の増額や新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の減額について、第5款労働費では、勤労福祉センター光熱水費の減額について、第6款農林水産業費では、梨農家による花粉の自家採取に係る機器類の購入を補助するための経費の計上について、第7款商工費では、物価高騰の影響を受けている市内事業者に対する光熱費、燃料費等を補助するための経費や中小貨物運送事業者に対する燃料費を補助するための経費などを増額するほか、デジタル地域通貨推進事業に係る経費の減額について、第8款観光費では、職員人件費や動植物園における光熱水費の減額などについて、第9款土木費では、下水道事業会計に対する一般会計からの負担金の増額や、国の補正予算を活用し6年度に行う予定としていた自転車走行レーン等の整備などを5年度に前倒して行うための工事請負費の計上などについて、第10款消防費では、救急自動車の購入経費の減額などについて、第11款教育費では、国の補正予算を活用し6年度に行う予定としていた小中学校のトイレ改修などを5年度に前倒して行うための工事請負費の計上などについて、また、歳入予算につきましては、市税から市債までの財源を充て、収支の均衡を図ったものであります。

次に、継続費の補正では、地域コミュニティゾーンこども施設整備事業については、継続費の総額及び6年度の年割額の改正を、また、大洲小学校校舎整備事業については、継続費の年割額の変更を行うものです。

繰越明許費の補正では、千葉県防災行政無線再整備事業ほか24事業について、いずれも年度内の完了が困難であることから繰越明許費の追加をするほか、老人福祉施設整備事業では、特別養護老人ホームの整備事業者に対する補助金について、6年度中の事業完了が見込めないことから繰越明許費の廃止をするものです。

また、ゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金及び小学校営繕事業について、本補正予算において当該事業の歳出予算を増額するのに合わせ、既に設定していた繰越明許費について増額の変更を行うものであります。

債務負担行為の補正では、次期クリーンセンター整備運営事業者選定支援委託費、令和5年度の委託期間の延長に伴い追加を行うほか、道路拡幅用地取得費（令和5年度）において今年度中の用地取得が見込めないこと、北方保育園家屋等事前調査業務委託費においては、民営化の遅延に伴い解体工事に遅れが生じ、今年度中の家屋等事前調査業務委託の契約締結の見込みがなくなったことから、債務負担行為を廃止するものであります。

また、学校保健定期健康診断委託費（令和5年度）については、委託料の単価や実施予定数の増員が見込まれることから、当初予定で設定していた債務負担行為を変更するものです。

最後に、地方債の補正では、総務費、民生費、土木費、消防費及び教育費における起債の限度額について、それぞれ変更するものであります。

次に、議案第74号令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正は1,791万1,000円の増額を行い、総額をそれぞれ408億2,538万1,000円とするものです。

主な内容は、保険給付費における一般被保険者療養給付費などを減額補正するほか、国民健康保険事業財政調整基金積立金などの増額補正などを行うもので、その財源として一般会計からの繰入金や繰越金などを充て、収支の均衡を図るものであります。

次に、議案第75号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）の歳入歳出の補正は4億7,182万8,000円の増額を行い、総額をそれぞれ324億1,406万9,000円とするものです。

主な内容は、職員人件費や地域支援事業費等を減額するほか、国庫支出金等の4年度超過交付額の返還のため償還金の増額補正などを行うもので、財源については支払基金交付金、繰越金などを充て、収支の均衡を図るものであります。

次に、議案第76号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の減額に伴い、業務予定量の補正を行うものであります。

次に、収益的収入及び支出の補正では、収益的支出において、公共下水道の管渠清掃等委託料や終末処理場の動力費の不用額2,041万2,000円を減額するとともに、収益的収入において、汚水処理等負担金等を増額するほか、下水道使用料等の減額を行い、合わせて3億8,605万1,000円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、北方地区公共下水道整備事業の継続費の変更に伴う本年度支出額のほか、水道管等の戻し工事の進捗に伴う路面復旧費、補償金等の減額補正を行い、合わせて8億7,724万1,000円の減額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道整備汚水事業の事業費の減に伴う公共下水道事業債等の減額補正を行うなど、合わせて6億5,471万円の減額補正を行うものです。

また、その差額について、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金により補填をするものであります。

次に、継続費の補正では、市川市南ポンプ場建設事業については、継続費の総額、期間及び年割額を変更するほか、北方地区公共下水道整備事業については、継続費の期間及び年割額を変更するものです。

次に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額について変更するものであります。

最後に、他会計からの補助金では、雨水建設改良費に対する一般会計からの補助金を増額するものであります。

次に、議案第77号令和6年度市川市一般会計から議案第81号令和6年度市川市下水道事業会計予算までにつきまして御説明をいたします。

初めに、令和6年度一般会計予算の規模は、前年度と比べ100億円、6.0%増の1,768億円となりました。新年度の当初予算は、人件費や扶助費など増額する義務的経費への対応を図りつつ、既に着手した斎場の建て替えや子育て世帯への支援、デジタル地域通貨推進事業などをさらに進めるとともに、市制施行90周年記念事業、脱炭

素社会・カーボンニュートラルの推進、高齢者等への支援のほか、クリーンセンターの建て替え、公共施設の老朽化対応のための基金への積立てを行うなど、幅広い分野にわたり予算配分を行ったものであります。

次に、一般会計の主な内容については、まず歳入において、第1款市税では、個人市民税が定額減税の実施に伴い減収となる一方、固定資産税や都市計画税において評価替え等による増収を見込み904億4,200万円を計上し、第9款地方特例交付金では、個人市民税からの定額減税による減収相当額が全額補填されることから27億7,500万円を計上し、第14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチンの臨時特別接種の終了に伴い減となる一方、児童手当、保育所等運営費、障がい者支援、生活保護などの扶助費等の増加や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したことなどに伴い358億3,826万1,000円を計上し、第20款諸収入では、デジタル地域通貨推進事業の本格実施に伴う通貨発行业収入や情報システム標準化に伴う経費に対する補助など65億8,749万4,000円を計上し、第21款市債においては、国府台公園野球場整備工事、八幡分庁舎建て替えやぴあぱーく妙典こども施設整備など、既に着手している大規模な建設事業の進捗に伴い65億9,060万円を計上しております。

次に、歳出におきましては、まず第2款総務費では、市制施行90周年記念式典に係る経費や国府台公園整備事業費のほか、国が進める情報システム標準化への対応など242億9,800万円を計上しております。第3款民生費では、児童手当、保育所等運営費、障がい者支援、生活保護などの扶助費等の増加の対応に加えて、高齢者等への支援としてゴールドシニア事業チケット75やチャレンジ75、65歳以上の高齢者の補聴器購入費用の補助のほか、子育て支援として、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金、ぴあぱーく妙典内のこども施設整備、また、新たに設置するこども家庭センターの経費など894億2,700万円を計上し、また、第4款衛生費では、次期クリーンセンターの稼働までに現施設を安定操業させるための改修経費、斎場施設の建て替えに向けて必要となる設計経費のほか、带状疱疹ワクチンなどの予防接種経費、また、若年の末期がん患者に向けた在宅療養サービス費用の補助など178億4,400万円を計上しております。第7款商工費では、地域経済と市民活動の活性化を図るため、本格実施するデジタル地域通貨推進事業など30億1,000万円を計上しております。第9款土木費では、本八幡駅北口駅前地区市外地再開発に係る準備組合への補助金のほか、無電柱化の推進、排水路の整備など104億2,700万円を計上しております。第11款教育費では、宮田小学校建て替えに向けた設計費、大洲小学校の増築を進めるための経費、また、放課後保育クラブの支援員等の処遇改善に伴う経費のほか、下総国府に関わる発掘調査をさらに進めるための経費、曾谷貝塚などの施設を適切に保存し活用を図るための経費、153億4,900万円を計上しております。

次に、特別会計及び公営企業会計につきましては、国民健康保険特別会計では、被保険者の数の減少に伴い保険給付費の減が見込まれることから、前年度に比べ13億6,000万円、3.3%減、393億9,900万円を計上しております。

介護保険特別会計では、介護報酬改定に伴い保険給付費の増が見込まれることから、前年度に比べて14億3,000万円、4.5%増、333億1,500万円を計上し、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の増加に伴い広域連合に支払う納付金が増となることなどにより、前年度に比べ6億9,800万円、10.9%増、70億8,100万円を計上しております。

下水道事業会計では、公共下水道の普及を進めるための管渠整備費、市川南ポンプ場建設事業の進捗により事業費が増加することから、前年度に比べ3億8,900万円、1.7%増の229億1,900万円を計上しております。

最後に、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた令和6年度当初予算の全会計総数は、前年度と比べ111億5,700万円、4.2%増、2,795億1,400万円を計上するものであります。

議案第82号市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約については、一般競争入札の結果、上條建設株式会社と

の間に工事請負仮契約を締結したので提案するものです。

議案第83号及び議案第84号財産の減額貸付については、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続して行うことができるようにするため、市川市が所有する卸売市場の土地及び建物を当該法人に減額して貸し付ける必要があることから提案するものであります。

議案第85号診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起については、国民健康保険法の保険医療機関及び生活保護法の指定医療機関の開設者である相手方が不当な請求により本市から得た診療報酬及び高額療養費について、その返還に応じないため、相手方に対し、その支払い等を請求する訴えを提起したことから提案するものであります。

議案第86号教育委員会委員の任命については、現教育委員会の委員の任期が本年3月31日をもって満了となることから、後任として駒久美子氏を任命いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものであります。

諮問第4号から諮問第6号まで人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年6月30日をもって期間満了となる委員3名の再任推薦につき、市議会の意見を求めるため提案するものであります。

以上よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。議事の都合により、明2月15日から2月21日まで7日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明2月15日から2月21日まで7日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時18分散会

第 2 日

令和6年2月22日（木曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年2月22日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
- 第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第6 議案第60号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について

- 第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
第37 報告第31号 専決処分の報告について
第38 報告第32号 専決処分の報告について

(代表質問) 創 生 市 川 大久保たかし議員
公 明 党 大場 諭議員、宮本 均議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算

- 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
 日程第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について
 日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
 日程第37 報告第31号 専決処分の報告について
 日程第38 報告第32号 専決処分の報告について

(代表質問) 創 生 市 川 大久保たかし議員
 公 明 党 大場 諭議員、宮本 均議員

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
川	畑	いつこ	
ほ	とだ	ゆうな	
国	松	ひろき	
や	なぎ	美智子	
とく	たけ	純	平
中	町	けい	い
つ	ちや	正	順
つ	かこし	たかのり	
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保川	隆	志
西	村		敦
中	村	よしお	
大	久保	たかし	
石	原	たかゆき	
清	水	みな子	

廣	田	德	子
にしむ	た		勲
石	崎	ひ	で
堀	内	し	ん
細	田	伸	一
青	山	ひ	ろ
石	原	み	さ
宮	本		子
大	場		均
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よ	し
増	田	好	の
越	川	雅	秀
中	山	幸	史
松	永	鉄	紀
竹	内	清	兵
加	藤	武	海
岩	井	清	央
			郎

欠席議員 1名

小山田 なおと

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
副	市	本	間	和
代	表	植	草	耕
監	査	田	中	庸
委	員	本	住	
教	育	麻	生	文
危	機	蛸	島	和
管	理	小	川	広
監		田	中	雅
市	長	稲	葉	清
公	室	小	林	茂
長		森	田	敏
部	長	立	場	久
総	務	佐	藤	美
企	画			敏
部	長			子
財	政			和
部	長			
管	財			
部	長			
情	報			
管	理			
部	長			
文	化			
国	際			
部	長			
ス	ポ			
ー	ツ			
部	長			
市	民			
部	長			

経 済 観 光 部 長	根	本	泰	雄
こ ど も 部 長	鷺	沼		隆
福 祉 部 長	菊	田	滋	也
保 健 部 長	川	島	俊	介
環 境 部 次 長	品	川	貴	範
街 づ く り 部 長	小	塚	眞	康
道 路 交 通 部 長	岩	井	忠	良
下 水 道 部 長	藤	田	泰	博
行 徳 支 所 長	秋	本	賢	一
消 防 局 長	角	田	誠	司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩	井		滴
事 務 局 長				
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤	城	久	保
会 計 管 理 者	六	郷	眞 紀	子
教 育 次 長	小	倉	貴	志
生 涯 学 習 部 長	板	垣	道	佳
学 校 教 育 部 長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小	泉	貞	之
事 務 局 次 長	町	田	茂	幸
議 事 課 長	米	津	孝	成
(議事担当)				
主 幹	宮	嶋		茂
主 査	尾	本		悠
主 任 書 記	北	川	陽	介
主 任 書 記	高	柳	陽	一
主 任 書 記	三	澤	啓	成
(調査担当)				
主 幹	渡	辺	孝	文
主 査	前	田		悠
主 査	岡	澤	英	康
主 任	関	口		舞
主 任 書 記	荒	木	智	貴
書 記	福	井	寿	明

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第38報告第32号専決処分報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第30号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数であります。よって報告第30号は提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

創生市川、大久保たかし議員。

〔大久保たかし議員登壇〕

○大久保たかし議員 おはようございます。創生市川の大久保たかしです。

質問に先立ちまして、令和6年能登半島地震でお亡くなりになりました方々に御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、会派を代表して質問をさせていただきます。

まず、大項目1つ目、施政方針より。

市川市は、本年90周年を迎えます。この記念すべき年に行う市制施行90周年記念事業の内容と基本的な考え方をお伺いいたします。

2つ目に、誰一人取り残さないまちの中の高齢者向け施策及び子ども向け施策について、特に新規や拡大するものについて、どのような事業を行うのか、それぞれ御答弁をお願いいたします。

大項目2つ目、デジタル地域通貨について。

実証実験が昨年5月から9月にかけて行われ、実験では市民1万5,000人、加盟店212店舗が参加して約4億円のICHI COが利用されたとのことですが、その結果と課題、今後の展開について、なるべく詳しく御答弁をお願いいたします。

大項目3つ目、公共施設整備における公民連携についてです。

田中市長は施政方針の中で、信篤地域の公共施設の整備について、公民連携の積極的な導入を検討すると述べられました。

そこで、(1)従来の施設整備は市が作成した仕様書に基づき、設計、建設それぞれの過程で事業者を選定して進めてきたものというふうに認識をしておりますが、信篤の施設を公民連携で整備するとした狙いはどこにあるのかお答えをお願いいたします。

次に、2つ目、市内の多くの施設で老朽化が進んでいる中、信篤の整備に限らず、今後の公共施設整備においても公民連携の可能性を模索する必要があると思っておりますが、市の認識についてお聞かせください。

(3)今後の公民連携による公共施設整備の進め方について、市の考えをお聞かせください。

大項目4つ目、自転車の安全利用に関する取組について。

(1)ヘルメット購入費の補助制度の在り方について。本市は、今年度ヘルメット購入費の補助を実施しているが、導入に至った経緯とその効果、制度に対する考え方を伺います。

(2)自転車利用者の危険な運転が見受けられますが、自転車ルール遵守のための啓発活動と安全指導教室の現状について伺います。

(3)本市は、自転車が関係する事故が県内でも非常に多い町ですが、警察による取締りの現状と、本市の取組に対する考え方を伺います。

大項目5つ目、起業家支援について。

(1)市川市中小企業融資制度の考え方について。本市は、中小企業や個人事業主、これから起業する方々に対し、どのような制度設計を行っているのか。融資種別、融資限度額、融資利率などの概要について伺います。

(2)特定創業支援等事業の内容について。国の特定創業支援事業の内容と、自治体の指定した講座を受講すると、法人を設立する際の登録免許税が補助されますが、その内容と期間、費用などについて伺います。

大項目6つ目、J R市川塩浜駅前の仮称塩浜マリニパークの整備及び現市民プールとの関係性について。

(1)塩浜地区の現状と、4つの整備方針を含めたマーケットサウンディング調査の結果と整備方針、今後の展開について伺います。

(2)昭和57年に開業し、老朽化が進んでいる現在の市民プールの再整備との関係性について伺います。

大項目7つ目、文化芸術行政について。

(1)東山魁夷記念館に係る裁判に至った経緯と判決結果及び現状について伺います。

(2)施政方針にもありました市立美術館構想について、美術館構想の内容と、美術館の建設または設置予定場所について伺います。

(3)市川市保有の美術品の保管状況について。本市保有の美術品で、一度も展示されたことがない作品があるというふうにお聞きをしました。それがどのようなものなのか、仮に市立美術館が開設された場合、現在の収蔵庫はどのような扱いになるのか。そして、現在美術品を庁舎内に展示するなど、もっと活用ができないのか伺います。

大項目8つ目、市立学校の防犯対策について。

市立学校の防犯対策について、現状と課題について伺います。

(2)学校防犯対策検討委員会の開催状況と議論の内容について伺います。

(3)現在の校門の電子錠の整備状況について伺います。

大項目9つ目、まちづくり行政について。

本市では、空き家対策において各種補助事業を行っておりますが、制度の概要と、これまでの実績について、現状の空き家の数も含めてお答えを伺います。

(2)都市計画マスタープランについて。

アとして、現行計画の進捗について、都市計画マスタープランの位置づけと策定経緯、現行計画に基づいたまちづくりの進捗について伺います。

イとして、都市計画マスタープランの改定作業について、作業過程で市民の声はどのように反映させるのか、お考えを伺います。

大項目10個目、環境行政について。

(1)新電力会社について。本市が地域新電力会社設立を目指す理由、どのようにして安定的な経営を行うの

か。他市等で事業休止に至った事例があるのかについてお伺いをいたします。民間企業と組むのであれば、その出資比率も含め、お答えをお願いいたします。

(2)新クリーンセンターの整備事業について。設計、整備、運営までの予算案が計上されましたが、これまでの経緯と事業概要、今後のスケジュール及び処理規模とその算定根拠についてお伺いをいたします。

(3)令和5年4月にじゅんかんプラン21が改定されましたが、その数値目標に向けて、燃やすごみの減量施策を進めていく必要があると考えます。一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、週2回であった燃やすごみの収集回数を現状3回としています。以前、収集回数を3回から2回にした際の狙いにごみの減量があったというふうに記憶をしております。そこで、ごみの減量に向けた減量策や資源化の考えや方向性、今後の燃やすごみの収集回数について、市の考えをお伺いいたします。具体的数値を用いてお答えをお願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます、御答弁によって再質問をさせていただきます。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは、施政方針についての(1)市制施行90周年記念事業についてお答えいたします。

本市は、昭和9年11月3日に、市川町、八幡町、中山町及び国分村の合併により市川市が誕生し、本年で市制施行90周年を迎えます。本年が市制施行90周年であることを、まずは市民のみならず、市外の方々にも広く知っていただくとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できるイベントを実施することにより、この記念すべき1年を盛り上げてまいります。そこで、昨年11月3日のいちかわ市民まつりにおいて、新たな冒険や未知の世界への挑戦を連想させる気球をモチーフとした記念ロゴとともに、100周年、さらにその先の未来に向けて町が発展していくことに期待が膨らむ様子を表したキャッチフレーズ「わくわくするまち いちかわ」、また、記念ロゴにちなんだテーマソング「気球にのってどこまでも」を発表し、スタートを切りました。

令和6年度当初予算に計上している主な事業といたしましては、まず、さらなる周知を図るため、みんなで缶バッジプロジェクトと題しまして、市内小学校に在学する児童や、障がいをお持ちの方が働く施設で記念ロゴを用いた缶バッジを自ら作成し、身につけていただくことでPRしてもらおうもので、単に既製品として配布するのではなく、思い出に残るよう制作の工程を楽しみながら参加していただければと考えております。そのほかにも、様々な場面で90周年が人々の目に映るように、市内各施設や歩道橋に横断幕やポスターの設置、また市内主要駅周辺の道路照明灯へフラッグを設置してまいります。さらには、記念ロゴが入った住民票や課税証明などの交付、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを発行する予定としております。記念イベントといたしましては、元日にアイ・リンクタウン展望施設での初日の出特別観覧や、市川市民元旦マラソンを皮切りに、既存の事業に90周年の冠をつけた事業が既にスタートしております。また、市川市民納涼花火大会や桜オーナー制度などの既存事業につきましては、例年から規模を拡大して実施するなど、順次展開していく予定としております。また、小学生が市内を撮影した写真展の開催や、びあばーく妙典内に新たに開館する子ども施設のオープニングイベントの実施、さらに、太平洋戦争の混乱等の事情により卒業式を行えなかった方々に卒業証書を手渡す卒寿の卒業式の開催を予定しております。

市制施行日であります11月3日に開催される記念式典では、広く社会の進展、学術、文化の興隆に貢献された方のうち、その功績が特に顕著である方に贈られる名誉市民の顕彰や、市政に功労のあった方へ感謝状の贈呈を実施するほか、さらに式典を彩り豊かなものにするためのプログラムや、本市ゆかりの著名人からいただくお祝いメッセージ動画の上映など、90周年を祝う機運を一層高めてまいります。

こうした事業や式典を通じまして、本市が一体となって、この90年間に受け継がれてきた歴史や伝統文化を尊

重するとともに、広く思いを共有し、町への愛着をより一層深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは、施政方針の(2)のうち、高齢者向け施策についてお答えします。

昨年までの3年以上に及ぶコロナ禍では、外出自粛が長期化したことで、特に健康リスクが高いとされるゴールドシニアの方々の体力低下や健康面での影響が憂慮されていました。そこで、これまで外出を控えてこられた方々の外出を促すとともに、健康に対する意識の向上を図ることで健康寿命の延伸につながることを目的として、ゴールドシニア事業を実施してまいりました。まずは、昨年10月にゴールドシニアの方々に外に出て多くの方と一緒に笑っていただくというテーマでイベントを開催しました。当日は、市川市文化会館大ホールに約1,100人のゴールドシニアの皆さんが来場され、大いに笑って過ごし、大変好評をいただいたところで。

次にチケット75、こちらは、バスは市内主要路線をチケット1枚と現金100円で乗車でき、タクシーはチケット1枚で500円分を補助する事業ですが、こちらを実施しまして、バスは1万1,199件、タクシーは1万1,800件の申請をお受けしました。チケット75は昨年12月1日より利用を開始し、2か月が経過しました先月末時点において、バスは約1万9,000枚、タクシーは約6,000枚の利用があったところです。なお、事業の効果につきましては、今後利用実績やアンケート調査などにより外出機会の増加に寄与しているかなどを確認してまいりたいと考えております。

次に、令和6年度のゴールドシニア事業といたしましては、まず、このチケット75につきまして、今年度バス、タクシーそれぞれ1万人の上限設定に対し、これを上回る申請があったこと、また、実際に利用が始まったことでさらに周知が進んでいくものと考えことから、それぞれ上限を1万5,000人に拡大して提案をさせていただいております。加えて、新たにチャレンジ75として、学ぶ、使う、得をするをテーマに、スマートフォンに挑戦したいと考えているゴールドシニアの後押しをしてまいります。福祉部では、初めてスマートフォンを購入される方に対して、購入費用の2分の1、2万5,000円を上限として補助し、スマートフォンを使うきっかけとしていただきたいと思いますと考えています。また、生涯学習部においては、デジタル活用に必要な知識の習得、向上に向けてデジタル講座を開催したいと考えております。この講座では、スマートフォンの使い方を学んでいただくほか、本市のデジタル地域通貨I C H I C Oを活用してお得に買物を楽しんでいただくなど、スマートフォンにチャレンジしながら活動的な生活を送っていただきたいと思いますと考えております。このほか、日常生活における様々な課題や困り事を身近に相談できる高齢者サポートセンターにおいては、全てのセンターに認知症地域支援推進員と生活支援コーディネーター、この2つの役割を兼ねる職員を配置しまして、よりきめ細やかに対応できるよう体制を強化してまいります。また、介護人材の確保、充実を目的として、ケアマネジャーの資格取得に要する費用の2分の1、5万円を上限として助成するほか、主任ケアマネジャーの研修費用の2分の1、2万9,000円を上限として助成いたします。最後に、聴力機能の低下のため日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器の購入費用3万円を上限として助成することにより、生活の質の低下を予防してまいります。

これらの取組を通じて、ゴールドシニアをはじめ高齢者の社会参加を促進し、健康寿命の延伸とともに、「誰一人取り残さないまち」を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは、大項目の1番目、施政方針についての(2)のうち、子ども向け施策の具体的な内容についてお答えいたします。

本市では、これまで子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるための施策として、子育て世帯の経済的負

担軽減を目的とした子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大、子どもたちの安心で充実した食の環境整備としての小中学校給食費の無償化、2人目の子どもを希望する夫婦の夢を後押しする第2子以降の保育料無償化などの施策に取り組んでまいりました。令和6年度も、引き続き親子が安心して生活できる環境整備に努め、子どもたちや子育て世帯を取り巻く様々な状況に応じた支援策を講じてまいります。主な事業としましては、児童福祉と母子保健の専門性を生かし、子育てに関する様々な相談に対応するこども家庭センターを設置し、第1庁舎2階に窓口を整備いたします。また、子育て世帯とその親世帯の同居、近居に伴う住宅購入などの費用を支援する同居・近居スタート応援補助金を設けることで、本市での定住促進と子育て環境の充実を図ります。さらに、ぴあばーく妙典内に整備中の子ども施設に屋内運動場や実習室、交流スペースなどを設け、あらゆる子どもの居場所となる充実した施設とする予定であります。このほかにも、安心して子どもを産み育てることのできる市川市を実感していただけるよう、多様な子育て施策を今後も推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは、大項目、デジタル地域通貨についてと起業家支援についてにお答えをいたします。

初めに、デジタル地域通貨についてです。

実証実験では、デジタル地域通貨の仕組み、事業運営、利用実績、事業効果について検証を行いました。まず、今回導入した仕組みについては、正確かつスムーズにデジタル地域通貨の発行、決済、利用状況の管理、加盟店への精算を行うことができたという点で、今後も継続して利用できる仕組みであると評価をいたしました。事業運営については、実証実験の期間中、トラブルなく安定したデジタル地域通貨の運用を行うことができたと考えております。利用実績については、参加者1万5,000人、利用額4億円以上となり、決済データの分析や経済効果の算出を行う上で十分な利用状況となりました。事業効果については、デジタル地域通貨の導入により地域経済と市民活動が活性化したと評価をしております。地域経済では、市外から市内へ消費を呼び戻した額、消費喚起額、経済波及効果の3点について検証を行いました。

まず、市外から市内へ消費を呼び戻した額については、参加者を対象としたアンケート調査を行い、実証実験の期間中、市外の店舗やネットショッピングからどの程度買物や飲食を行う場所を市内に変更したのかを金額に換算して尋ねたところ、1人当たり平均8,700円でありました。この結果に実証実験の参加者数を掛けて算出した市外から市内へ消費を呼び戻した額は、おおよそ1億3,000万円となります。次に、消費喚起額については、参加者に実証実験の期間中、どの程度ふだんより消費が増えたのかを尋ねたところ、1人当たりの平均は7,800円でしたので、消費喚起額は1億2,000万円となります。経済波及効果については、プレミアム付商品券事業の際、国が全国の自治体に示した方法に基づいて算出をいたしました。その結果、消費喚起額1億2,000万円に起因する原材料の生産誘発額や雇用者の所得誘発額等を合計した経済波及効果は、おおよそ6,000万円でした。実証実験の期間中に地域経済へ及ぼした効果は、総額で3億1,000万円となり、令和5年度に本市が実質負担した事業費1億7,000万円を上回る結果となりました。

また、今回の実証実験では、市民活動活性化の事業効果も検証をいたしました。健康づくりやボランティア活動にポイントを付与したところ、参加する動機づけとなったとの回答をいただきました。免許証の自主返納では、本市への申込件数が昨年度までの5倍になる等、事業効果が有効であると評価をいたしました。このほか、アンケート調査結果では、I C H I C Oを利用したら地元への関心や愛着が高まったという地域経済と市民活動以外の効果も認められました。

次に、実証実験から明らかになった課題です。実証実験の準備段階では、加盟店と参加者の獲得に時間を要し

ました。そこで、商店会との連携を強化して加盟店の獲得に取り組むことと併せて、加盟店からの決済手数料について、店舗が事業に参加しやすいように見直しをいたします。利便性の面では、実証実験の期間しかチャージができなかったこと、現金を用意してセブン銀行ATMに向かいチャージする必要があったこと、事前の申込み手続きが分かりにくかった点が課題です。そこで、チャージ方法や申込手続きを改善いたします。

利用実績の課題は、大企業が経営する加盟店に利用額の約70%が集中し、中小企業や個人事業主が経営する加盟店での利用が少なかった点です。実証実験では、参加者がチャージをした際に入金額の30%相当のプレミアムポイントを一律に付与したため、大企業が経営するスーパーで食料品を購入するなど、日常生活の消費に多くのI C H I C Oが利用されたと考えられます。そこで、加盟店ごとに付与率を設定できる還元ポイントを活用して、中小企業や個人事業主の加盟店で買物をすれば大企業の加盟店よりも多くのポイントが決済後に還元される仕組みに変更いたします。また、物販店に利用額の約85%が集中し、飲食店での利用が少なかったという課題も明らかになりました。利用者を市民限定から在勤在学等全ての方に広げることで、ランチ等で飲食店を利用しやすくいたします。

以上、今回の実証実験では、デジタル地域通貨の課題と、地域経済や市民活動に対する有効性を確認することができたと考えております。

次に、今後の事業展開についてです。令和6年度は、実証実験で明らかになった課題への対応を行った上で、利用地区を拡大して事業を実施いたします。事業期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの通年とし、加盟店は400店舗以上、利用者は2万5,000人以上を想定しております。実証実験では参加者を市民に限定いたしましたが、令和6年度はスマートフォンにアプリをインストールすれば、誰でもすぐにI C H I C Oを利用できることとし、チャージ方法にもクレジットカードを追加して、利便性の向上と消費喚起を図ります。事業地区は、実証実験を行った本八幡駅のほか、市川駅、行徳駅、南行徳駅、市川大野駅周辺に拡大をいたします。拡大に当たっては、商店会の御協力をいただきながら加盟店の獲得を進めます。なお、このほかの場所であっても、事業参加を希望する市内の店舗であれば加盟店として登録し、順次I C H I C Oの利用範囲を広げてまいります。

健康づくりやボランティア活動に取り組んだ方へ付与する行政ポイントについては、健康ポイント事業A r u c o等を継続するほか、満点エコボカードと行政ポイントの交換を行うなど、対象事業の拡大を図ります。発行額は、総額17億1,708万円を予定しております。現金チャージ額15億円、還元ポイント1億6,500万円、行政ポイント5,108万円、ふるさと納税返礼品100万円で、市制施行90周年記念キャンペーンとして、7月に第1弾、11月に第2弾を実施して、I C H I C Oの利用額に応じて中小企業や個人経営者の店舗では20%、大企業の店舗では5%のポイントを還元いたします。このほか、キャンペーンの期間外においても中小企業や個人経営の店舗では5%、大企業の店舗では1%のポイントを還元いたします。なお、利用者1人当たりの還元ポイントの上限額は、実証実験と同額の9,000円、チャージの上限額は、実証実験の2倍となる6万円にいたします。令和6年度当初予算の歳出額は、事業規模の拡大に伴い17億9,617万円になります。その一方、令和6年度は国費を活用することで、歳出額から歳入額を差し引いた本市の実質負担額は約1億円となり、令和5年度の1億7,000万円よりも少ない経費で大きく事業を展開する計画となっております。

続きまして、大項目、起業家支援についてお答えをいたします。

初めに、(1)市川市中小企業融資制度の考え方についてです。

本市における中小企業融資制度は、事業資金の調達が困難な中小企業者に対し、市が金融機関に対し預託をすることにより金融機関からの融資を円滑にするとともに、その融資の利子の全部または一部を補給することにより、市内の中小企業者の経営基盤の強化及び安定化のため、信用保証制度を通し、必要な事業資金を融資するも

のです。

本市の中小企業融資制度では6つの資金種別を設けており、それぞれで業歴や従業員数により要件を設定しております。市内で1年以上同一の事業を営んでおり、一定の従業者以下を要件とする小口零細企業保証制度資金と小規模事業資金、商店会等で1か月以上空き店舗となっている店舗で事業を開始するための商店街空き店舗等利用資金、ISO14001の認証取得や、その設備に対する環境管理対策資金、公害防除施設の設置や改善、工場の市内移転のための整備資金に対する公害防除資金、産業競争力強化法に基づくこれから市内において事業開始する、または業歴5年以内の事業者が事業を継続するためのベンチャービジネス等支援資金に分かれており、資金用途や融資限度額、融資期間、融資利率、利子補給率等をそれぞれに設定をしております。それぞれの融資限度額につきましては、小口零細企業保証制度資金、小規模事業資金、商店街空き店舗等利用資金及びベンチャービジネス等支援資金が2,000万円、環境管理対策資金と公害防除資金が2,500万円となっております。また、融資利率につきましては、小口零細企業保証制度資金と、ベンチャービジネス等支援資金について、融資期間が1年以内のものが1.5%、1年を超え3年以内のものが1.9%、3年を超え5年以内のものが2.1%、5年を超え7年以内のものが2.4%となっております。

次に、小規模事業資金、商店街空き店舗等利用資金、環境管理対策資金及び公害防除資金について、融資期間が1年以内のものが1.8%、1年を超え3年以内のものが2.2%、3年を超え5年以内のものが2.4%、5年を超え7年以内のものが2.7%、7年を超え10年以内のものが3.0%となっております。この融資限度額と融資利率につきましては、本市の中小企業融資制度について市長の諮問に応じ調査、審議するために設置しております市川市中小企業融資制度審議会に諮り、中小企業者を取り巻く経営環境や社会経済情勢の変化、金利の動向などを踏まえ、審議に基づき決定をしております。

次に、(2)市川市の特定創業支援等事業の内容についてお答えします。

本市では、地域経済の活性化を図るための計画として、産業競争力強化法に基づき、平成26年3月に市川市創業支援等事業計画の認定を国から受けております。特定創業支援等事業はこの計画の中に位置づけられており、国の認定を受けた起業、経営に関する講座等を受講し、経営、財務、人材育成及び販路開拓の4つの分野の知識を習得したと認められる者に対しまして、市から証明書を交付しております。本市が主体となる事業は、企業経営相談窓口とI c h i k a w a ワタシの夢起業塾がございます。

企業経営に関しての全般的なアドバイスを専門家が個別に行う企業経営相談窓口は、月に6回から8回程度、予約制の面談を無償で実施しており、多くの方から起業に対する相談を受けております。女性向けのセミナーとして、販売、集客に必要な知識の習得や、個別相談などのカリキュラムを通して学びの機会を提供するI c h i k a w a ワタシの夢起業塾は、例年9月から10月のうち、全4回の講義を受講料5,000円で開催しております。また、市川商工会議所では、中小企業診断士などの講師が創業に関わるノウハウの取得から創業プランの作成までを、全5回のカリキュラムを受講料1万1,000円で実施するいちかわ創業スクールが開催をされております。講座等を受講し要件を満たした方が証明書の交付を受けることで、市内で会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減として、資本金の0.7%の登録免許税が半額に減免されるなどの特例を受けることができます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 私からは大項目の3点目、公共施設整備における公民連携についてお答えいたします。

初めに、(1)信篤地域公共施設における公民連携導入の狙いについてです。

公共施設個別計画では、令和9年度から12年度の間に築56年の信篤図書館の建て替えに着手することとしたほか、隣接する公民館、体育館なども老朽化が進んでおり、図書館の建て替えに合わせ複合化を検討することとし

ております。また、同計画では、施設の整備に際し民間の経営資源を活用する公民連携の可能性を検討することとしております。これにより、整備費用の縮減や平準化に資するほか、民間の運営ノウハウなどを取り入れることで、市民サービスの向上につながることを期待されております。信篤地域公共施設は、東京メトロ東西線原木中山駅の至近にあり、複数の施設が1敷地内に設置されているなど公有地としても相当の価値を有しているものと捉えており、民間事業者と連携することで、より高いレベルの市民サービスが提供できるものと考えております。具体的には、各施設を複合化することで施設運営を効率化し、ランニングコストを抑えられるほか、機能拡充により、きめ細やかなサービスの提供につながるものと認識しております。

次に、(2)今後の公共施設整備における公民連携の必要性に対する認識についてです。

少子・高齢化の進行に伴い、将来的な人口減少や扶助費の増加など、自治体を取り巻く状況はますます厳しいものと認識しております。公共施設の運営においても、社会構造の変化に伴い、市民ニーズに合わせて施設の規模や役割を見直しつつ、財政的にも持続可能なものに改めていく必要があります。このような状況に鑑みますと、公民連携は公共施設を継続的に運営していくための有効な手法として、行政と民間が一体となり積極的に導入を図るべきものと認識しております。

そこで、(3)今後の公民連携による公共施設整備の進め方についてです。

公民連携には、民間資本を活用して施設を整備するプライベート・ファイナンス・イニシアチブや、設計と施工を一括発注して民間事業者の創意工夫を促すデザインビルド、さらに運営を合わせたデザインビルドオペレートなど、様々な手法がございます。また、全国の自治体では、立地条件や用途などに応じて民間施設との合築などの取組がなされております。

本市におきましても、今後、公共施設の整備に際しては、他市の事例などを参考としながら、取り巻く状況に応じた導入手法を見極めるとともに、公民連携が有効と見込まれる場合には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは、大項目、自転車の安全利用に関する取組についてお答えいたします。

初めに、(1)ヘルメット購入費の補助制度の在り方についてです。

自転車乗車用ヘルメットは、令和5年4月1日の道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に着用が義務化されております。この背景には、ヘルメットの着用による効果が挙げられており、警察庁の資料によりますと、平成30年度から令和4年度までの間、自転車乗車中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットの非着用者の致死率は、着用していた場合の約2.1倍とのことであります。

本市のヘルメット購入費の補助制度は、法改正によりヘルメットの着用が努力義務化されたことを広く周知させることと、早期に市民のヘルメットの着用に対する意識が高まること、さらにはヘルメットの着用が定着する環境づくりを目的に、法改正に合わせた時限的な措置として開始したものでございます。法改正後の着用率の変化は、令和5年9月の警察庁の発表によりますと、改正前に13都府県で調査した4%から全国平均で13.5%と大きく上昇しております。千葉県においては、3.6%であったものから7月には6.4%に上昇しております。本市においても、ヘルメット購入費の補助の利用申請が1月末までに約5,100件であったことから、一定の効果があったものと考えております。今回の補助制度は今年度末までで終了となりますが、法改正の周知と、市民の皆様が自転車に乗る際にヘルメットを着用するきっかけづくりになったと考えております。本市では、今後も引き続きヘルメットの普及状況を注視するとともに、ヘルメットをかぶることの重大さをしっかりとPRするなど、さらなる普及に努めてまいります。

続きまして、(2)自転車における交通ルールの啓発の現状についてです。

本市では、自転車利用者による危険な運転の防止、自転車の安全利用に関する啓発を目的に、市川市自転車の安全利用に関する条例を制定しております。その後、令和4年10月には、自転車利用者の損害賠償保険への加入義務を追記し、本年10月には未成年者と高齢者を対象にしていたヘルメットの着用の努力義務を全ての世代へと改正するなど、本条例に基づき自転車の安全利用の推進に努めております。

また、具体的な啓発活動についてでございますが、千葉県では、毎月15日を自転車の安全利用促進運動の日と定めていることから、本市においても所轄の警察署や、市川地域と行徳地域のそれぞれの交通安全協会及び交通安全活動推進委員会、千葉県自転車軽自動車商協同組合市川支部の皆様と共同で街頭啓発を実施しております。今年度は、行徳駅や八幡小学校周辺など、延べ30回実施してまいりました。この街頭啓発では、自転車利用者へ直接運転ルールやマナーに関するリーフレット、ポケットティッシュを配布しております。リーフレットには、ヘルメットをかぶろう、自転車保険に入ろうのほか、車道も左側を走ろう、歩いている人を優先しようなどの基本ルールを分かりやすいイラストで表記しております。また、市内の小学生が描く交通安全ポスターのテーマを自転車マナーに関するものにするなど、児童の目線からも交通安全への意識の醸成に努めております。

次に、指導教室でございますが、本市では、全ての市立小学校38校、義務教育学校1校、特別支援学校2校、私立小学校2校の各3年生または4年生を対象に、本市の交通安全指導員による自転車の安全運転に関する指導教室を実施しております。さらに、全ての市立中学校16校では、スタントマンによる自転車事故の実演等を行うスケアードストレイト教室を在学中に必ず1度受講できるよう、各学校で3年ごとに1回実施しております。このほか、一般企業や高校などから要望があった際にも、本市の交通安全指導員による指導教室を実施しております。

続きまして、(3)警察による交通違反者取締りに対しての本市の見解についてです。

本市は、自転車に関係する事故が県内でも非常に多く、千葉県警の資料によりますと、令和4年度の市内交通事故発生件数880件のうち、自転車に関係する事故は298件と全体の34%を占めております。また、全体の死亡者4人のうち2人が自転車事故によるものとなっております。取締りの現状について、千葉県警では、自転車事故の危険性が高い地区を自転車指導啓発重点地区・路線に指定し、ルール違反の自転車に対する警告、取締り等を実施しており、本市では、市川駅、本八幡駅、行徳駅周辺が対象エリアとなっております。このほか、市民から寄せられた危険な場所についても取締りを実施しているとのことでございます。

警察による取締りでは、イヤホンを装着しながらの走行、歩道部の逆走などには注意に当たるイエローカードを発行して注意喚起を行っております。また、信号無視や警察官の制止に従わない悪質な者には赤切符の発行を行っております。この赤切符は、14歳以上の者で3年以内に2回以上もらうと講習手数料6,000円の自転車運転者講習の受講が命じられます。なお、受講しない場合は5万円以下の罰金が科されることになります。

最後に、警察の取組に対する市の考えでございますが、本市は地形の平たん性などから自転車の利用者が多く、定期的な取締り等は行っておりますが、自転車のマナーが守られていない状況等が見られております。今後は、さらに警察や関係機関と連携して積極的な取締り等を実施することで、市内の自転車マナーの向上とともに、事故の減少、防止につなげていくことが必要と認識しております。また、これまで通学路などを中心に警察官と合同で取締りを実施しておりますが、今後は、市として把握している危険な箇所についても新たに取締りが実施できるよう、警察との情報共有化を図りながら連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは、大項目、J R市川塩浜駅前の仮称塩浜マリパークの整備及び現市民プ

ールとの関係性についての2点の御質問にお答えいたします。

初めに、(1)4つの整備方針を含めたマーケットサウンディング調査の結果と今後の展開についてでございます。

市川塩浜駅前は、東京湾の最奥部に位置し、前面は全国有数の渡り鳥の飛来地であり、アサリなど海の生物を育む三番瀬の広がりを持つ、大都市圏域にありながら他に例を見ない貴重な自然環境に恵まれております。本市では、塩浜地区のまちづくりについては、将来像や土地利用、基盤整備等の方針を示すものとして、平成17年に塩浜地区まちづくり基本計画を策定いたしました。その計画に基づいて、市川塩浜第1期土地区画整理事業を実施し、令和2年3月にその区画整理事業を終了しております。今回行いましたサウンディング調査は、塩浜地区まちづくり基本計画で賑わいエリアと指定されたエリアに位置する塩浜2丁目市有地について、スポーツ部において北東部スポーツタウン基本構想の一部見直しを受け、現市川市市民プールの持つレジャー機能の活用の可能性を調査するため実施したものでございます。

今回のサウンディング調査における整備方針として、レジャープール等のスポーツ施設の建設のほか、海辺の立地特性を生かした土地利用、年間を通して人々が集い、楽しく魅力的なにぎわいのある空間を創出、公共交通の利便性を活用した整備の4つを方針として提示しました。海辺の立地特性やにぎわいのある空間については、先ほど申し上げた塩浜地区まちづくり基本計画に基づき、前面の海辺の景観等を生かす観点から方針として挙げたものになります。また、公共交通の利便性については、市川塩浜駅から徒歩圏内にある立地特性を生かした活用を探るため、明記したものでございます。

サウンディング調査は、令和5年12月18日から開始し、同月27日に調査を終了しました。サウンディング調査とは、民間事業者から直接、新たな事業提案や意見を聞き取る調査手法であり、今回の調査では、現地説明会に13社が参加し、その後6社から提案書の提出を受けました。調査結果の概要については、令和6年1月26日付で市公式ウェブサイトにて公表しており、現在は提案内容を踏まえ、今後の整備方針等の検討を進めているところでございます。

次に、(2)現市民プールとの関係性についてでございます。

現市民プールの周辺の地域については、北東部スポーツタウン基本構想において、健康増進等を目的とした屋内プールのほか、多目的グラウンドの整備の検討を明記しております。今後、この構想で明記された施設の整備について具体的な検討を進める予定であり、併せて現市民プールの持つレジャー機能について、地域全体を俯瞰し、ほかの地域での整備の可能性を検討するため、今回サウンディング調査を実施いたしました。仮にレジャー機能を市内の異なる地域で整備する方針を定めた場合には、現市民プールの地域にて、より具体的に必要施設の規模等を検討することが可能になると考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目7番目、文化芸術行政についてお答えいたします。

初めに、(1)東山魁夷記念館に係る裁判に至った経緯と判決結果及び現状と今後についてであります。

東山邸に係る裁判の経緯につきましては、故東山魁夷画伯の夫人から生前に寄附を受けて本市が所有する東山邸の土地建物について、夫人の逝去後、相続人7人に対する不実の所有権移転登記がなされていることが判明いたしました。これを受け、令和2年8月31日付で当該相続人に対し、当該土地建物は本市の所有であることの確認及び真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をするよう求める訴えを本市から東京地方裁判所に提起したものであります。

次に、判決結果についてであります。相続人7人のうち5人については、本市の請求を認めることで第1審の

段階で確定いたしました。一部の相続人については、東山邸の土地建物に係る本市の所有権が認められませんでした。そこで、令和4年2月、本市が控訴し、令和5年4月、東京高等裁判所における控訴審判決では、第1審で認められなかった所有権も本市のものとする判決が示されました。その後、一部の相続人が上告等をいたしました。令和5年12月13日付で最高裁判所第3小法廷から本件上告を棄却する、本件を上告審として受理しないとの決定がなされ、本市が勝訴した控訴審判決の内容が確定いたしました。

次に、東山邸の現状についてであります。控訴審判決が確定したことを受け、令和5年12月27日付で東山邸の土地建物に係る一部の相続人の所有権持分について、千葉地方法務局市川支局に、本市に所有権持分を移転する登記申請手続を行いました。現在は登記手続が完了し、東山邸の土地建物に係る所有権は全て本市が所有しているところであります。

最後に、東山魁夷記念館の現状と今後についてであります。昨年度は、展示室改修等のため一時休館しておりましたが、令和5年1月の再開後は、これまでと同様に通常展及び特別展を開催しているところであります。今後も、記念館のコンセプトである人間東山魁夷に焦点を当てた展示等を通じて、その偉大な業績を顕彰していきたいと考えております。

次に、(2)市立美術館構想の内容等についてであります。

初めに、美術館構想の内容であります。市民や有識者等による仮称市立美術館整備検討委員会を設置予定であり、本市にふさわしい美術館の在り方や美術館のコンセプト等について検討していただき、その内容を踏まえつつ、令和6年度以降、美術館に関する基本構想を策定していきたいと考えております。なお、建設場所につきましては、現時点では未定でございます。

次に、(3)市川市保有の美術品についてであります。

初めに、美術品の保管状況であります。本市が保有する美術品は、東山魁夷記念館の収蔵作品を除き、本市ゆかりの作家の作品を中心に約800点あり、野外彫刻として展示しているもの等のほかは、主に都内の美術品等の保管に対応した民間の倉庫において保管しております。

次に、展示状況であります。平成29年に八幡市民会館内に中山忠彦メモリアルギャラリーを開設して以後、通年で収蔵作品展を開催しており、年に三、四回の展示替えを行い、市の収蔵美術作品の中から毎回10から20点程度を紹介しているところであります。この収蔵作品展では、季節やモチーフなど毎回テーマを設定し、それらに合う作品を展示しております。一方で、古くから収蔵している作品の中には来歴等が不明で作品に関する情報が少ないもの、あるいは過去の展示機会が不明なものもあり、近年は展示に至っていない作品もございます。これらにつきましても、今後展示機会を設けることを検討していきたいと考えております。

なお、収蔵作品の活用方法の一つとして、本市の収蔵作品を市外の美術館等に貸し出し展示される場合もございます。その場合は、本市の収蔵作品であることを明記していただくことを条件としております。このような収蔵作品の貸し出し例といたしましては、令和3年には千葉県立美術館での「漆黒のモダン 漆芸家 佐治賢使展」に、作品及び制作過程の下絵を、平成29年には小金井市立はげの森美術館での「南方より、伊東深水から一市川市所蔵『南方風俗スケッチ』」展に、スケッチ約40点を貸し出してあります。また、令和4年及び5年には、市川市文化会館で開催された書道団体の展覧会に本市所蔵の作品を展示したいとの依頼を受け、各年貸出しを行っております。

最後に、現在の収蔵庫と新たな美術館との関係であります。本市で美術館を開設する場合、展示室など来館者に供するスペースのほか、バックヤードに収蔵庫を設置することが考えられます。この場合、収蔵庫の規模によりますが、収蔵作品の多くは現在保管している民間の倉庫から美術館の収蔵庫に移設することになると思われま

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目8番目、市立学校の防犯対策についてお答えいたします。

初めに、(1)防犯体制の現状と課題についてです。

学校の防犯体制につきましては、施設設備と防犯意識向上の両面から対策を進めています。施設設備につきましては、電子錠などの施設設備の拡大、防犯グッズの整備を図っています。一方、防犯意識向上につきましては、児童生徒及び教職員による計画的な不審者対応訓練の実施や、校門扉の開閉に関して保護者、地域へ周知をしています。令和元年に防犯システム、ツイタモンの導入により各小学校、特別支援学校に防犯カメラが設置されましたが、不審者侵入を抑制する電子錠等のさらなる防犯設備の導入を進めていくことが今後の課題として挙げられます。

続きまして、(2)学校防犯対策検討会の開催状況と議論の内容についてです。

学校防犯対策検討会は、令和4年度から教育委員会事務局内で行っている会議で、2月14日現在で6回行っております。議題につきましては、過去に全国の学校で起きた侵入事件に関する調査を行い、外部からの侵入方法や、学校の立地、周囲の状況、柵の高さなどの分析をし、電子錠の設置を含めた効果的な防犯対策について情報を共有しています。また、市内市立学校に学校防犯対策アンケートを実施し、改めて学校ごとの防犯意識や防犯対策等の実態を把握したところです。アンケート結果からは、学校ごとの防犯対策訓練の現状や、授業中の門の施錠状況など、今後の効果的な対策も明らかとなってきたため、各学校へ周知してまいります。

続いて、(3)校門の電子錠の整備状況についてです。

現在、中山小学校、大和田小学校、富美浜小学校の3校に設置しています。電子錠は今後有効と考えており、令和6年度は富貴島小学校に設置を予定しています。そのほかの学校につきましても、学校防犯対策検討会で設置の優先順位に基づき設置計画を作成していく予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは、大項目、まちづくり行政についてお答えいたします。

初めに、(1)空き家対策の現状と今後についてです。

本市の空き家対策は、平成29年に策定した市川市空家等対策計画で定めた空き家化の予防、空き家等の適切な管理、活用促進、管理不全な状態の解消の3点を基本的な方針として取り組んでおります。令和6年1月末日現在、市で把握している空き家等の件数は581棟、そのうち特定空家等は397棟であります。空き家等の件数は抑制されているものの、周囲に著しく悪影響を与えている特定空家等の件数は微増傾向であります。現在、特定空家等を対象とした除却に関する3つの補助事業と、管理状態が良好な空き家等を対象とした空家活用リフォーム推進事業を実施しております。除却に関する補助事業の特定空家除却・跡地活用事業は、特定空家等を除却し、その跡地を市に10年以上無償貸与する旨の契約を締結した場合に、除却工事費の2分の1、上限100万円を補助するもの。無接道敷地特定空家除却事業は、建築基準法上の道路に接していない敷地に存する特定空家等の除却を促すために、道路に接している隣接地所有者が購入することを条件に、除却工事費の2分の1、上限100万円を補助するもの。不燃化・耐震化促進地域特定空家除却事業は、木造住宅が密集する中心市街地等に存する特定空家等を除却する場合に、除却工事費の2分の1、上限50万円を補助するものです。空家活用リフォーム推進事業は、活用可能な空き家等を児童厚生施設や老人福祉などの地域活性化に資する目的でリフォーム工事を行う場合に、リフォーム工事費の2分の1、上限100万円を補助するものです。

各事業の実績は、令和6年1月末日現在、特定空家除却・跡地活用事業はゼロ件、無接道敷地特定空家除却事

業は2件、不燃化・耐震化促進地域特定空家除却事業は10件、空家活用リフォーム推進事業はゼロ件であります。

次に、(2)都市計画マスタープランについてのア、現行計画の進捗についてです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市の総合計画や県の都市計画区域マスタープランに即して定めることとされています。本市では、平成13年に策定した市川市総合計画Ⅰ＆Ⅰプラン21を受け、平成16年3月に市川市都市計画マスタープランを策定しました。現行計画に基づくこれまでの主な取組としましては、土地利用、市街地整備の分野では、市川駅や本八幡駅などの都市拠点における市街地再開発事業や、地域拠点である市川塩浜駅周辺の土地区画整理事業により、拠点機能の充実が図られました。特に、都市拠点の駅周辺においては人口が増加し、町の活性化につながっています。交通の分野では、外環道路、都市計画道路3・4・18号など南北の幹線道路や妙典橋、行徳橋といった江戸川架橋の整備が進みました。その他の都市計画道路の整備も進んでおり、都市計画道路の整備率は、平成15年度の約42%から、令和4年度の約60%へと上昇しました。また、移動時間の短縮や生活道路への流入交通の減少により、地域の安全性向上が図られております。水と緑の分野では、北西部の緑の拠点として小塚山公園、南部にはびあば一く妙典の整備、水辺の拠点として国分川調節池緑地の整備などを進め、地域の公園も増加しています。国民1人当たりの公園面積は、平成15年度の約2.7㎡から、令和4年度には約3.7㎡へと増加するなど、市民の憩いの場の充実が図られております。

このように様々な分野で取組が進めてこられた一方で、引き続き取り組むべき事業も残っております。主なものとしては、市が進めている都市計画道路や公園、緑地、下水道の整備のほか、千葉県が計画している本市の北東部と船橋市域にまたがる葛南広域公園や、江戸川に架ける仮称大洲橋などの事業があります。これらの事業等につきましては、改定作業の中で庁内関係部署や関係機関とともに連携し、検討してまいります。

次に、イ、都市計画マスタープランの改定作業についてです。

現在、令和8年から始まる次期総合計画に合わせて都市計画マスタープランの見直し作業を行っております。令和5年度は、都市計画基礎調査や各種統計資料などから、市内の状況の変化の確認、市民アンケートの結果や現行計画に記載された事業の進捗状況、社会情勢の変化などを踏まえて改定方針を策定しました。見直しの基本的な方針としては、上位計画などとの整合を図る、章立てや地域区分など現行計画の基本的な構成は継承すること、社会情勢や市内情勢を踏まえた見直しの視点や、市民アンケートの結果を基に修正事項の変更を行うこと、計画書として分かりやすさや親しみやすさに配慮することとしております。令和6年度は、この改定方針に沿って次期総合計画で掲げる将来都市像を共有しながら、現行計画の課題の整理や整備方針の検討を行い、都市計画マスタープランの改定骨子を策定する予定であります。

令和7年度は、市川市都市計画審議会への報告や、市民からの意見を伺いながら、新たな都市計画マスタープランを策定してまいります。市民の意見を伺う方法としましては、パブリックコメントや公聴会のほか、パネルなどを展示して市民が自由に見学し、職員が市民の質問に直接お答えするオープンハウスの開催を予定しております。改定骨子や素案を策定した時点など、各段階でオープンハウスやパブリックコメントなどを行い、計画に市民意見が反映できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは、大項目、環境行政についてにお答えします。

初めに、(1)地域新電力会社設立の考え方についてです。

現在、地方自治体が民間企業との共同出資などにより、エネルギーの地産地消を目的として運営する地域新電

力会社は、全国で80社を超えております。本市で地域新電力会社を設立する場合は、安定的な電源として期待されるクリーンセンターの廃棄物発電による余剰電力の活用が考えられます。設立による効果としては、クリーンセンターで発電した電力を活用するエネルギーの地産地消を通じ、市内の二酸化炭素排出量削減に寄与する環境面、電気料金の支出を市内にとどめ市内経済の安定に寄与する経済面、利益を地域の環境施策に還元し貢献が期待できる社会面の3つの側面が挙げられます。事業の運営につきましては、クリーンセンターの余剰電力を活用することで、電力市場の高騰などの影響を受けにくい安定した経営が可能になると見込んでいます。さらに、電力の売買のノウハウを持つ小売電気事業者や、資金調達などに実績のある金融機関を共同事業者とすることで、より安定的な経営とすることが可能と考えられます。また、経営に関して本市が主体的に関わることができるよう、資本金の出資比率は50%を超える率を想定しております。

事業開始当初につきましては、クリーンセンターの余剰電力を買い取り、市の公共施設へ供給することから始め、将来的には市民や市内事業者の太陽光発電による再生可能エネルギーの固定価格買取制度終了後の、いわゆる卒FITの電力なども買い取り、市民や市内事業者に供給していくことを想定しております。

次に、事業休止に至った地域新電力会社の事例につきましては、全国で2社あったことを確認しております。これらは、売買電力を電力市場などから調達していたため、市場高騰の影響を大きく受け、休止に至っております。

次に、(2)新クリーンセンター建設の事業概要についてお答えします。

初めに、これまでの経緯についてです。現クリーンセンターは、平成6年4月に稼働を開始し、15年目を過ぎた平成22年から平成25年に延命化工事を行いました。その後、建て替えの検討を進めてまいりましたが、平成30年に建設費の高騰を理由に建て替え事業の延期を行っております。そして、令和4年には事業再開を決定し、資材や人件費など建設費の動向を注視しながら発注時期を見極めておりましたが、建設費は今後もしくはは下降することはないと見込まれます。また、現クリーンセンターの稼働期間が29年を経過し、さらに老朽化が進んでいることから施設の建て替えを進めることとし、令和6年度当初予算において、設計及び工事費と運営費について債務負担行為の設定を行いました。

施設整備の概要につきましては、平成28年に策定した次期クリーンセンター施設整備基本構想において5つの基本方針を定めており、これに基づき実施いたします。建設位置は、現クリーンセンターとクリーンスパ市川の間を計画しています。また、令和3年3月に国と締結した協定に基づき、高規格堤防の整備も併せて行います。事業方式は、施設の設計、建設から運営業務までを含めて一括で発注することにより、事業全体を通して民間事業者が創意工夫を発揮できるDBO方式で行う予定です。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年度に事業者選定を行い、設計及び建設工事は令和7年7月から令和12年12月までの5年6か月を想定しています。運営につきましては、令和13年1月から令和32年12月までの20年間を予定しています。施設の処理規模につきましては、焼却処理能力は1日当たり423t、破碎処理能力は1日当たり27tを計画しております。規模の算定は、令和5年4月に改定した市川市一般廃棄物処理基本計画、通称じゅんかんプラン21に示されているごみ処理量の計画値を基に行っております。この計画値は、ごみの減量や資源化施策を行うことを前提に算定した値であり、市民の皆様には、さらなるごみの減量・資源化の徹底をお願いしてまいります。

最後は、(3)ごみの減量化の取組及び燃やすごみの収集回数についてです。

本市では、ごみ処理の推進を図るための基本的な方針をじゅんかんプラン21で定めております。令和5年4月の改定では、令和12年度を目標年次として4つの数値目標を掲げております。具体的には、ごみや資源物などの1人1日当たり排出量は720g以下、総排出量に対する資源化率は30%以上、クリーンセンターの焼却処理量は

10万3,000 t 以下、焼却灰の埋立てによる最終処分量は3,700 t 以下としております。これらの目標達成に向けて、ごみの減量・資源化に取り組む必要があります。

平成30年度と令和4年度でごみの状況を比較すると、1人1日当たり排出量は763 g に対し749 g に減少し、資源化率は17.1%に対し18.7%に上昇しております。要因としては、ごみの減量に向けた啓発により、市民の皆様の理解が深まり、より協力していただいていることが考えられます。また、フリーマーケットサイトなどインターネットを利用したリユースが手軽に行える環境が整ってきたことなども一因と考えられます。今後も、国の施策の動向を注視しつつ、じゅんかんプラン21に示す目標を達成するため、分別の徹底に向けた広報啓発の強化、食品ロスの削減、プラスチックごみの削減など、重点的に取り組む事項として掲げている13の施策に取り組み、ごみの減量と資源化に努めてまいります。

次に、燃やすごみの収集回数についてです。平成29年4月に週3回から週2回に変更しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭内における公衆衛生の向上を目的とし、令和2年6月からは週1回の臨時収集を加えた週3回の収集に変更し、現在も継続しております。燃やすごみの収集量を比較しますと、週3回で収集していた平成28年度の約7万7,000 t に対し、週2回に変更した平成29年度は約7万5,000 t と減少しました。その後、臨時収集を加え週3回とした令和2年度では、外出が制限され、自宅での生活が増えたことなどの要因により約7万8,000 t と増加しましたが、直近の令和4年度では約7万3,000 t となっており、週2回で収集していた平成29年度よりも減少しております。

燃やすごみの収集回数につきましては、現状のごみの排出量の実態を踏まえつつ、市民の皆様の声や、市川市廃棄物減量等推進審議会の意見などを聞きながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

大久保議員。

○大久保たかし議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。ここから少しスピードアップしたいと思います。

まず、90周年記念事業ですけれども、そんなに事業内容についてどうこう言うことはないので、ぜひ、90周年というのを市民の方に知ってもらおうということと、事業内容をある程度、外がもう決まっていると思いますので、その中で、もし工夫ができるのであれば100周年に向けてこういうことをやっていきたいというような、そういう意識づけをしていただけるような内容ができればというふうに思っております。これはこれで結構でございます。

次の誰一人取り残さないまちの中の高齢者向け施策ですけれども、こちら、このスマホの補助の2万5,000円というのは随分大胆な金額を出してきたなというような印象と、あと、このケアマネジャーの資格取得の補助ですね。これは人材不足だと思いますので、こういったものは来年度ちょっと様子を見ていただいて、もしうまくいくようであれば再来年も続けていただければというふうに思います。これも福祉の、高齢者のほうは結構です。

子ども向け施策ですけれども、子どもの遊び場が少ない中、ハード面の施設に加えてソフト面も子ども医療費助成とかいろいろやられているというふうに私も感じておりますし、私の周りの親御さんもおっしゃっております。特に、この同居、近居のスタート応援補助金についてですけれども、こちらは以前、同様の事業を実施していたというふうに認識をしておりますけれども、そもそもその事業を始めた経緯とやめた経緯、それと今回改めて再開することになったその理由をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

平成28年度から令和元年度まで実施しておりました子育て世帯同居・近居スタート応援補助金は、市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、子育て世帯の定住促進や親族による子育て支援の推進などを目的に、子育て世帯とその祖父母世帯が同居または近居を開始するために住宅の購入などをする場合、その費用の一部を助成するものでございました。同補助金は、4年間で延べ230件の助成を行い、対象者の定住促進に一定の効果があつたものと考えております。一方で、対象が限定的であることなどの課題も見られたため、総合戦略の計画期間に合わせて終了したものでございます。同事業の終了後は、小中学校給食費の無償化や、本市の大きな課題となっております待機児童対策など、多方面から子育て環境の充実に努め、子育て世帯の定住を後押ししてまいりました。その上で、令和5年度から始まった市川市総合計画第三次基本計画でも、子育て世帯の定住促進と出生率の向上を本市の重点課題としていることから、さらに定住促進につながる施策を強化するため、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金を再開することとしたものでございます。

本事業の活用により、子育て世帯の本市での住宅購入を後押しし、定住のきっかけとなることを期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 定住の促進に一定の効果があつたものの、対象が限定的だったから以前は終了したということですがけれども、以前、これはたしか同居が100万円、近居が50万円出していたというふうに認識をしています。今回復活ということですがけれども、同居、近居のための建設、購入、建て替えて10万円、省エネのZEH住宅の建設、購入、建て替えてプラス10万円、市外からの転入だとさらに10万円ということで、どんなにもらえる方でも合計で30万円ということになると思います。全額活用されて、また再来年度以降も継続というのが一番効果を図るのにはいいと思いますけれども、なるべくこの手続自体は簡素にさせていただくようお願いを申し上げます、これはこれで結構でございます。

では、次にデジタル地域通貨についてです。

御答弁をお伺いしまして、実証実験ということでしたので、分析はよくされて次の予算を組んできたなというふうな印象を受けております。

まず、この商店街との連携ということですがけれども、このアプリを使った商店街の活性化策というのはどういうものなのか、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 実証実験では加盟店の獲得に時間を要したことから、令和6年度は、例えば商店会の会合に職員を出席させていただき事業参加を呼びかける、商店会の協力を得て職員と一緒に店舗を訪問して加盟店になることをお願いする等の連携を検討しております。また、アプリのプッシュ通知機能を活用し、商店会のお祭りを周知したり、商店会の加盟店で買物や食事をするとその回数に応じてポイントがもらえるイベントの企画などを行う予定であります。このような取組が商店会の利用促進と活性化につながればと期待をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 商店街との連携については理解をいたしました。

先ほど中小企業、個人事業主からの0.5%の負担額を徴収しないといったような答弁がありましたけれども、こちらもなかなか思い切った施策であるなというような印象です。大企業の店舗から1%の負担額を徴収するこ

とについて、店側、市側の双方の影響についてどのようなものがあるのか、見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 まず初めに、中小企業、個人事業主から0.5%の手数料を徴収しないことによる影響です。店側の影響としては、売上げの増加、手数料に伴う経理上、税制上の煩雑さの解消、さらには事業に参加する意欲の向上ということが考えられます。市側の影響としては、運営経費の負担が増える一方、加盟店を獲得しやすくなることが挙げられます。

次に、大企業の手数料を0.5%から1%に引き上げた場合の影響です。店側の影響として、売上げの減少、市側の影響として運営経費の軽減が考えられます。なお、大手キャッシュレス決済サービスでは、一般的には1%台から5%の手数料を加盟店から徴収をしております。このため、本市が大企業からの手数料を1%に引き上げたとしても、加盟店の獲得において大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 先ほどの答弁の中にもありましたけれども、大企業が経営する加盟店のほうに利用額の70%が回っているというようなことですので、そういったことを考えると、中小個人事業主の負担ゼロというのは事業者側にとっては喜ばしいことであるというふうに考えております。0.5%負担金を徴収しなくても仕組み上ほとんど影響がないということも理解をいたしました。

その上で、今回、本八幡駅から市川駅、行徳駅、南行徳駅、市川大野駅に事業地区を拡大するというのですが、これは最終的にというか結局市内全域というふうな理解でいいのか、御見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 まずは主要駅周辺での商店会の御協力をいただきながら加盟店の獲得を進めてまいりますが、市内の店舗であれば事業に参加することができるため、事業の範囲は順次、市内全域に広がっていくものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 順次市内全域に広がっていくということで分かりました。

では、本八幡駅周辺以外の地区ではいつからこの事業を開始するのか。また、店舗ごとではなく地区単位で順次開始するのか、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 加盟店の獲得や販促物の製作等の準備が整い次第、本八幡駅周辺以外の地区においても順次事業を開始いたします。開始に当たっては地区単位ではなく、店舗単位で開始をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 店舗ごとで始めるということで理解いたしました。

では、行政ポイントについては、免許返納のポイントを1万ポイントにした際に5倍もの影響があったというふうな話を伺っておりますけれども、その行政ポイントのメニュー内容と、その効果について、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 令和6年度は、災害に備える、人とつながる、環境を守る、共に学ぶ、健康に取り組むという5つのテーマを設け、24のメニューを展開して事業の拡大を図らせていただきます。市民活動の活性化

と併せ、地域防災力の強化、カーボンニュートラルの実現、健康寿命の延伸等の効果が得られるものと期待をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 行政ポイントは重要な役割になるかと思っておりますので、メニュー内容の充実をこの先考えていただければと思います。

続きまして、クレジットカードからの入金ができるようになったということですが、その入金方法、また、このクレジットカードのポイントというのは利用者に付与されるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 参加者を対象としたアンケート調査では、セブン銀行ATMだけではなく、クレジットカードからのチャージを求める意見が多かったため、令和6年度はチャージ方法にクレジットカードを追加して利便性の向上を図ります。クレジットカードからのチャージ方法では、初めにアプリ上でカードの番号、有効期限を登録いたします。登録が完了いたしましたら、チャージする金額を1,000円単位で入力をしていただきます。入力後、アプリ上でカード会社の情報との照合、本人確認が自動で行われ、チャージが完了いたします。なお、チャージした金額はクレジットカードによる支払いとなり、利用者にクレジットカードのポイントが付与されるものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 ポイントの件についても理解をいたしました。

2回のキャンペーンがあると思えますけれども、そこでポイントを付与する仕組みというのが非常に分かりづらいですけれども、そこについて、なぜこのような形となったのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 事業地区の拡大に伴いまして、新たに事業参加したお店、加盟店でICHICOが利用されるようにするため、7月からキャンペーンを実施いたします。さらに、市内の店舗で買物や飲食をすることで地元に対する関心や愛着を高めていただくため、市制施行90周年を迎える11月からキャンペーンの第2弾を実施いたします。どの時期に幾らぐらいのICHICOを使えば多くのポイントがもらえて、年間を通して楽しく利用できるのか、利用者の方にも分かりやすいよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 これは、このポイントについてはちょっと図解したものを見せていただいてもなかなか分かりづらいので、文章で伝えるよりも図で伝えたほうが分かりやすいと思うんですけれども、それでもやっぱり分かりづらいので、そこについては丁寧に説明していただければと思います。

令和6年度は、キャンペーンで付与する還元ポイントに国費が1億4,000万円充当されておりますけれども、令和7年度以降、この国費を充当できなくなった際は、この事業にどのような影響があるのかお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 事業に充当する国費などの特定財源がなければ、毎年定期的で大規模なキャンペーンを実施することは困難です。特定財源を充当できない場合は、自主財源で運営できる事業モデルを確立する必要があります。現時点では、例えば行政ポイント事業のメニューを充実させることで、市民の方が健康づくりや地

域活動に取り組み、そこでためたポイントを市内の店舗で利用するという側面に軸足を置く事業モデルが想定されます。今後、さらなる検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 一番初めの御答弁の中で、市外から市内へ消費を呼び戻した額とか、消費喚起額、経済波及効果、総額で3億1,000万円となって、令和5年に本市が負担した事業費1億7,000万円を上回ったというような話がありましたけれども、ポイントはここだと思っていて、この事業費を上回った経済波及効果等が出るかどうかというところが一番のポイントなんだろうと思っております。これは民間のPay Payだとか楽天Payもありますけれども、東京都がまたポイントを都として始めるということで、そこがまた強力なライバルになってくるだろうなというふうに思っております。今後の周りの動向を踏まえながら、制度設計を行っていただければと思っております。これはこれで結構です。

続きまして、公共施設整備における公民連携についてです。今後の整備においても導入を積極的に検討するというので先ほど御答弁をいただきました。ただ、これはまず信篤地域の公共施設については、地元の意見聴取がされていないというような声が私のところに届きましたので、ここについては本来的には先だと思っておりますので、この先の対応をお願いいたします。

(3)について再質問させていただきますけれども、他市の事例も参考にとというようなことがありました。たしか豊島区役所は公民連携で建設されたというふうに思っておりますけれども、これ以外にどのような施設の事例があるのかお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

渋谷区では、庁舎及び公会堂を整備するに当たり、同一敷地内に定期借地権を設置することにより共同住宅を建設し、その権利金で庁舎等の整備費用を賄っております。また、大和市や藤枝市では、民間が公有地を定期借地権により複合施設を建設し、その一部は市が賃借して図書館やホールを設置、その他の部分については商業施設としております。さらに、京都市では統廃合による中学校の新校舎をPFI事業により保育所やデイサービス施設に加え、商業施設との複合施設として整備している例もございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 御答弁をお伺いしました。中学校とかそういったものもこの方式で建てられている事例があるということで理解をいたしました。先ほどの御答弁にもありましたけれども、公民連携による施設整備の事例は、公有地に定期借地権を設定して民間がそこに建物を建てるという形が多く見られておりますけれども、民間に土地を貸して公共施設を含む建物を建ててもらって、権利金を元手に公共部分を所有するとか、あるいは公共部分を賃借するとか、民間は公共用途以外での部分で収益を得るとかそういう流れがあるようではございますけれども、基本的に公民連携による施設整備は、定期借地ありきということなのか、本市の公共施設個別計画の中で、どの建物をこの手法で整備をしていくということを決定しているのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

公有地の有効活用の視点からは、公民連携を考えますと、定期借地による公的不動産利活用事業のほか、信託や売却などの方法がございますが、いずれの手法につきましても一長一短があり、その見極めが非常に重要と考えております。そこで、各施設の用途や整備方針、立地などの諸条件を勘案して、公民連携の導入の適否を判断

した上で、公民連携の導入が可能とされた案件につきましては具体的な手法の検討を進めたいと考えております。なお、公共施設個別計画における再整備の対象施設につきましても、整備の着手時期に合わせまして公民連携の導入の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。定期借地ありきじゃないということは理解いたしました。

この先、さらなる人口減少と、それに伴う税収減というのが想定されます。今後の公共施設に関しては、利用と運用の双方から縮小の方向に向かっていくというふうに考えております。そうすると、行政だけで施設を建設して維持管理していくというのは財政的にも厳しいということで、そういった社会構造が変わっていく中、従来型の公共施設に代わる形を市はつくっていく必要があるというふうに考えております。これからも研究して、よりよい形をつくっていただければというふうに思います。これはこれで結構です。

次に、自転車の安全利用に関する取組についてですけれども、このヘルメット購入の補助ですね。1月末までに5,100件あるということで一定の効果があったということですが、これは本当に一定の効果があったというふうに思っております。ただ、なくなってしまったのは非常に残念で、もうちょっと何か考えて、例えば、大人については自分たちで決定権があって、つける、つけないって判断できるわけですが、お子さんですね。やっぱり自転車に同乗している、幼児を補助椅子に乗せているお子さんでヘルメットをかぶっていない子も多いですし、とりわけ自転車初心者という小学校の大体3年生、4年生ぐらいから乗り始めるといいますので、そういった子たちへの補助があってもよかったかなというふうに、例えば18歳未満とかでくくって、あってもよかったかなというふうに思っております。もし今後できるようであれば、ぜひお願いしたいというふうに思います。

2番については3番と関わっていますので、3番の警察の交通違反者取締りについては、この警察による取締りでは、マナーの悪い自転車運転者へイエローカードを発行して注意喚起を行っています。悪質な方には赤切符を発行しているということですが、この赤切符を2回以上発行されて、自転車運転者講習を受講している人はどれぐらいいるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

千葉県警に確認したところ、自転車運転講習は、県警本部や県警本部職員が所轄の警察署へ出向いて実施しているもので、県内の受講者数は、令和4年度が7名、令和5年度はこれまで5名が受講しているとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 受講者が令和4年で7人と、令和5年で5人ということで、県内でこれですかね、これは非常に少ないと思います。私はほぼ毎朝学校の前に立って旗振りしているんですけども、自転車は本当にスピードを落とさないですね。特に、私の立っているところというのは交差点に向かってやや上り坂になっているので、スピードを逆に上げてくる方が多い。特に、歩行者用信号で渡る自転車の方が多いので、歩行者用信号が点滅するとさらにスピードアップしてくるというような状況になっています。私も徐行してくださいとか声かけしているんですけども、なかなか言っていることを聞いてくれる方もいらっしゃれば、文句を言う方もいらっしゃいます。都度都度、道路交通部の皆さんにもお願いをしまして、警察の方と一緒に来ていただいて御指導いただいて、本当にありがとうございます。

先日、直近で警察の方に来ていただいた際には、以前と違って何かちょっと、ショルダーバッグのようなものにかけてきたので、おお、いよいよ取締りを本気とするのかなというふう感じたんですけども、結局イエローカードを配布して、注意、警告をして終わっていました。中には、もう本当に警察が止めても止まらないという、そういう方もいらっしゃるって、警告するというような段階ではないというふうには私は認識をしています。今国会で自転車に対しての青切符導入が決定されるというような話もありますけれども、実際、この赤切符のように余り活用されないということであると意味がないと思いますので、こういった取締りに関しては警察のほうに今後も厳しく取り締まっていただくようにぜひ要請していただきたいと思います。よろしくお願いします。これはこれで結構です。

次の起業家支援に移りたいと思います。

まず、融資のほうですけども、市は、金融機関とどのような手続をされているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 融資制度の申込みについては、申請者が金融機関に融資の相談を行った後に、本市の融資制度への申込みに必要な書類及び千葉県信用保証協会への保証を依頼するために必要となる書類を一式、金融機関より本市へ提出をします。市では、申請要件を確認した後、保証協会に対し申請案件の信用保証を依頼します。保証協会からの回答に基づき融資決定通知書を申請者に送付し、保証を受けることができる場合に融資が実施されます。融資が実行された場合、その後の返済状況等を確認し、年2回、最大5年間、利子の全部または一部を利子補給しております。この利子補給に関する手続については、申請者から各金融機関に対する委任に基づき、市と金融機関の間で申請書類の送付や提出、利子補給金の振り込みを行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。一番初めの御答弁にありましたけれども、この資金種別というのは分かりやすく言うと借入れメニューということになりますけれども、これは私が融資制度審議会に出席していた際も非常に気になったんですけども、ISOの14001を取得するための資金とか、公害防除資金とか、ここ何年も全く使われてないメニューなわけです。当時審議会に出ていた銀行の方に2,000万以上のメニューの利用者が少ないですけどもどう思いますかというふうに聞いたところ、これから開業する方とか開業したばかりの方が多いので希望金額の額が少ないのではないかと、制度の目的と合致はしていると、そんなようなニュアンスの説明があったように記憶をしております、ちょっと私の見方とは違うんですけども。

そこで、この資金種別の内容の変更及び融資限度額の上限の引上げが可能かをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 資金の種別及び融資限度額については、市川市中小企業融資制度審議会に諮り、中小企業を取り巻く経営環境や社会情勢の変化、金利の動向などを踏まえた審議に基づき決定したのとなっております。このことから、資金種別及び融資限度額の変更を行う場合につきましても、同審議会に諮り御審議をいただくこととなります。融資限度額につきましては、千葉県や千葉市、船橋市などでは本市より高い限度額となっておりますが、限度額を引き上げることにより月々の返済額が大きくなることもあり、倒産や破産になりかねないおそれもございます。

本市における過去5年の利用実績における融資実行額を見ますと、2,000万超はゼロ件となっており、1,500万超、2,000万円以内についても、おおむね全体の利用件数の5%前後で推移をしております。本市の中小企業融資制度を利用中に倒産や破綻、自己破産等が起こった場合には、千葉県信用保証協会との覚書により、一定の割合で本市においても代位弁済の損失補償をすることとなっております。代位弁済の件数は、コロナ禍後の本年度

から増加傾向にあります。このことから、資金種別の変更及び限度額の引上げにつきましては、金利の動向などに注視し、情勢が変わり次第、市川市中小企業融資制度審議会に諮問することとなり、答申によりまして、必要に応じ資金種別の変更及び限度額の引上げを検討していくということになってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 御答弁をお伺いしました。この船橋市は、普通事業資金という名称で5,000万円まで融資をしてくれるメニューがあります。やっぱり、さっきの市川市のちょっと特殊なメニューと言っていいのか、ISOとかそういうことよりも幅広く使えるようなメニューだというふうに私は認識しておりますけれども、そういった融資メニューがありますので、そこについてはそのような金額で導入できるのであればぜひ御検討いただきたいと思います。本市は1,500万円超の融資が全体の5%ということですがけれども、この制度自体がやっぱりあんまり知られていないというところが一番の問題だと思います。私の仲間内でも説明したんですけども、知らなかったという方で、でも借りたいですよということ、その方は話をしたら、要件が合わなくて結局借りられないということになったんですけども、そもそも知られていないところがやっぱり、もうちょっと周知していただきたいなというふうに思います。

それと、この貸倒れの際の損失補償ですけれども、これも金利上昇局面にこれから入っていくわけです。さらに市場の環境は厳しくなっていくと。その中で、倒産というのはどうしても一定数出てしまうということは理解しております。ただ、この目的は中小の支援ということを忘れないでいただいて、そういったことも踏まえて御判断いただければと思います。

最後に、ちょっと2点ほどお伝えして終わりたいと思います。銀行が最近、全ての案件というわけではないんですけども、融資の実行に際して手数料を設定する場合があります。中には5%取るというような銀行もございます。そういったものは、この融資の枠内では設定しないようお願いしたいのと、それと、こちらは小さい金融機関なんですけれども、歩積み両建て預金といいまして、融資の実行時に一定の定期預金を組ませる、そういった銀行があります。例えば、1,000万融資をして100万円定期預金を組ませる。この100万円の定期預金は、定期預金の微々たる利息をもらいながら、借りる側はそれ以上の利払いをしなきゃいけないといったような、そういった仕組みとか、そういったものなんですけれども、これは実質定期預金を解約させないというような、そういった行為で、これは過度なという文言が入っているんですけども、一応金融庁が禁止している事項となっておりますので、経済観光部のほうに以前確認した際にはそういうことはありませんよということで聞いているんですけども、事実、私の周りではこういうことが起こっているんで、ぜひ、この制度の枠内では少なくともそういったものはないようお願いしたいと思います。

この融資の件はこれで結構です。

次に、特定創業支援に移ります。この中身については、以前もお伺いしたのでよく分かっております。この日本の法人の資本金の額で一番多いのは300万円から500万円というふうに聞いております。この0.7%で計算すると、この株式会社のみで言うと、登録免許税が15万以上の法人が多いということになります。この特定創業支援事業の証明書で登録免許税の半分が減免を受けられるということは理解をしました。この残りの半分について、福岡市などは市独自の補助を設定しているが、本市の見解についてお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、起業、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税の半額軽減を受けた方に対し、残りの半額相当額を支援する補助制度につきましては、福岡市のほかに、隣接する松戸市におきましても実施されていることは認識しております。支

援した法人が市内で新設することにより地域経済の活性化につながることから、本市におきましても他市の補助制度も含め、創業支援につきまして調査研究を進めてまいりたいと考えております。あわせて、市内の創業支援への取組につきましては、市川商工会議所や日本政策金融公庫など各支援機関と連携していることから、今後も利用者の経営面と資金面の両輪を支えるための支援を継続的に行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 先日、豊田市に視察に行ったんですけれども、先方の担当者の方と、この補助金の制度の話になりまして、実は、我々も来年度予算要求したんですけれども切られてしまったということでおっしゃっていただきました。この補助金って福岡市で出している補助金ですけれども、この特定創業支援制度の証明書を取得した人は、登録免許税が半分補助となり、残り半分を福岡や松戸は独自に補助しているということなんですけれども、正確には半分じゃなくて0.7%ですかね。松戸市に至っては、登録免許税が7万5,000円上限に加えて、定款認証料5万円、これも合算して補助しているということです。松戸でこの取組をしていて、船橋では先ほどの融資の上限が5,000万円まで、知っている方のほうが多分少ないと思うんですけれども。では、そうすると新規で設立する法人を市川市に持ってくるメリットって何ですかということになってしまう、そういう考えをする方もいらっしゃると思いますので、ここについてはちょっと整理していただいて、今後お考えいただきたいというふうに思います。これもこれで結構です。

では、次にJR市川塩浜駅前の仮称塩浜マリンパークの整備及び現市民プールとの関係性についてですが、6社からの提案を受けているということなんですけれども、この整備方針の検討結果の公表についてはいつ頃になるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

老朽化を課題としている元市民プールのレジャー機能について、当該市有地での導入を検討するものとなることから、可能な限り早期に策定し、公表できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 これは室内型とか屋外型とかはまだ決まってないんですよね。

では、先ほどの整備方針がありましたけれども、レジャープール等のスポーツ施設の建設、海辺の立地特性を生かした土地利用、ちょっとはしよりますけれども、年間を通して人々が集い、楽しく魅力的なにぎわいのある空間を創出、公共交通の利便性を活用した整備とありますけれども、ちょっと気になったのが、この公共交通の利便性を活用した整備のところなんですけれども、確かに塩浜の駅前で、駅前ということで見れば公共交通の利便性というのは高いんだろうと思いますけれども、なかなかちょっとあの駅自体が行きづらいというようなところが、我々の側から見るとあります。そうすると、やっぱり今の市民プールもそうですけれども、駅からちょっと離れているということ、今の市民プールはそうですけれども、今の新しい塩浜のほうは、我々から見るとちょっと遠いなという感覚で、そうすると、やっぱり子ども連れで行く場合に、車で行くということのほうが多分多いと思います。駐車場についてどうするかということはこれからの課題もあると思いますけれども、まず、接道の問題について、抜けられる道が限られていて、周辺は工業地帯でもありますので渋滞を起こすのではないかなという懸念についてどのような見解をお持ちなのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

塩浜2丁目市有地の整備方針は、サウンディング調査で寄せられた様々な提案を参考にしながら現在検討中でございます。当該市有地はJ R塩浜駅から徒歩圏内に位置していることから、公共交通機関の活用も検討項目となっているところでございます。今後、接道や近隣道路の渋滞の懸念等の問題点については、関係各所と協議しながら塩浜2丁目市有地の整備方針をまとめてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。

では、隣接している民間企業2社との関係性について、この地域は商業利用という目的で合意形成されていたというふうに理解をしていますけれども、このプールはその目的と合致したものになるというような認識でよろしいのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 市有地を含む当該区域の土地区画整理事業を実施する際、本市と関係権利者で市川塩浜第1期土地区画整理事業地権者会を組織し、この地権者会において、ほかの地権者と競合しないよう業態について配慮することを相互に確認しておりました。本地権者会は、事業の終了と合わせて既に解散しているものの、必要に応じて適宜関係者と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 中身については理解をいたしました。そごのないようにしていただきたいというふうに思っています。

これはある方が心配をしておりましたけれども、例えば、仮にここに市がプールを設置して、仮に隣にホテルができたとして、そのまた隣に倉庫ができてしまったということになったときに、ちょっと雰囲気としてはどうなんだということを心配されている方がいらっしゃったんですけれども、この地域は地区計画の規制がもう入っているということで、にぎわいの創出に寄与する土地利用という土地利用方針が出ていて、倉庫も住宅も建てられないといったような形になっているので、その方針に沿ってにぎわいのある町にしていただければと考えております。

次の現市民プールとの関係性についてですけれども、この今の市民プールがかなり老朽化しておりますけれども、そこができれば稼働停止となる前に、どこかにプールを設置していただきたいというふうに考えておりますけれども、今のプールの稼働停止を待たずに先行して着手する考え方についてお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 現市民プールは、長年市民に愛されてきた施設であり、再整備を検討するに当たっては、可能な限りプール機能の切れ目のない提供を可能とするよう、その手法を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 長期で塩漬けになっている土地なので、市が先行して構想を立てて引っ張っていくというような考え方は十分あり得るのじゃないかなというふうに考えております。いろんな課題もあると思いますけれども、十分検討していただいて決まればいいなというふうに個人的には考えております。これは結構です。

○稲葉健二議長 大久保議員に申し上げますが、この後の再質問は休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後 1 時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 議案第 55 号から日程第 38 報告第 32 号までの議事を継続いたします。

大久保議員。

○大久保たかし議員 午後もテンポよく、よろしくをお願いします。

文化芸術行政についてですけれども、東山魁夷記念館に係る裁判に至った経緯と、判決結果及び現状と今後について答弁をいただきまして、この裁判結果を受けて、この記念館の名称変更を行う予定があるのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

東山魁夷記念館の名称変更につきましては、今後策定予定であります本市の美術館構想の中で全体を考えた上で決めることになると認識しており、現段階で名称変更することは考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。では、ここについてはちょっとまた 2 番とも絡んでいますので、2 番の市立美術館のほうですけれども、まだほとんど何も決まっていないということは先ほどの御答弁で理解いたしました。

この市立美術館の構想と絡んで、千葉県内及び都内の市や区が運営する美術館の収蔵作品と収支についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。御質問の点につきまして、自治体より公開されている範囲でお答えいたします。

初めに、県内及び都内の美術館の収蔵作品数につきましては、千葉市美術館が約 1 万点、佐倉市立美術館が約 1,700 点、板橋区立美術館が約 1,100 点、世田谷美術館が約 1 万 6,000 点、最後に、町田市立国際版画美術館が約 1 万 3,000 点となっております。また、美術館の収支につきましては、令和 4 年度の千葉市美術館では、収入が約 5 億 8,000 万円、支出が約 6 億 5,000 万円となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 まず、作品点数、収蔵点数ですね。市川市には、まず 800 点しか所蔵がないということで、千葉市は 1 万点、佐倉市は少ないですけれども佐倉市も 1,700 点あるということで、この美術館を運営するには以前文化国際部の方と話をしたときも、美術館をやるには少ないんですというようなことをおっしゃっていました。千葉市については年間 7,000 万ほど赤字が出ております。この市立美術館と絡んでなんですけれども、先ほどの東山魁夷記念館のほうで、平成 30 年度から大体 6,100 万円から 6,700 万円ぐらい赤字が出ております。それは令和 3 年までで、令和 4 年になったら赤字額が 9,800 万になっております。ただ、ここはちょっとあれなんですけれども、裁判費用が入っていたりとか休館しているということなので、一概にこの 9,800 万円という数字をそのまま受け入れるということではなくて、若干少なくなると思っております。ただ、学芸員の方は委託で、常時今後も採用というか館にいていただくということなので、そこについては継続してかかるんじゃないかというふう考えています。

それと、これも以前に調べていただいたんですけども、今、この美術品の倉庫が江東区のほうにありますよね。そちらのほうに保管していて、年間使用料が600万円ほどかかっていると。直近で、それは2年前ぐらいに確か出していただいたんですけども、直近で聞いたときにはたしか780万円ぐらいになっているというような話でした。この美術品を出す際に、運送業者の方がそちらに取りに行くわけですけども、そこにもちろん市の学芸員の方も一緒に行って——一緒にというか行って、そこで出す作業をして、それで帰ってきて、また返すときも多分同じような作業があるんだろうと思います。そこも費用化すればそれなりの金額になってくるんじゃないかなというふうに思っています。ですので、この赤字というか、こういった美術館というものはそうそう黒字にならないということはよく分かっておりますし、分かっているんですけども、ただ、ここの東山魁夷と、この市立美術館と、この収蔵庫と、いろんなものを含めて1回ちょっと棚卸ししていただいて、文化国際部のほうで今後どうするかということをよく考えていただければと思います。

では、3番目の収蔵作品について、もう少し区分けを行って、庁舎内など展示室以外で活用する作品を増やして、もっと展示することができないのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

パブリックコレクションは、後世に作品を継承していくことも目的の一つであることから、ギャラリーや温湿度管理が可能な収蔵庫などで作品を良好な状態で管理、保管し、収蔵作品展等の展覧会で公開することを原則としております。収蔵作品のうち、本市の公共施設等の環境で展示可能と判断した作品につきましては、具体例といたしまして、第1庁舎のオープン後、1階の総合受付前に名誉市民星野道夫氏の写真パネルを展示いたしました。また、現在も第1庁舎3階、4階及び6階などで絵画作品や写真を展示しているほか、文化会館や中央図書館における展示数も増やしているところであります。今後も、市民にとって身近な場所で収蔵作品を鑑賞できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 理解いたしました。市民の皆さんの財産なわけですから、倉庫で眠っているということが一番もったいないですので、ぜひいろんな市民の皆さんに見ていただけるような場所に展示していただければと思います。これはこれで結構です。

次に、市立学校の防犯対策についてです。現状をお伺いしましたけれども、1は今までとおりということで、これは訓練の練度を上げていただいて、事件のないように、ぜひお願いしたいと思います。

2番目なんですけれども、この学校防犯対策検討委員会はどのような会議なのか、開催時期が決まっているのか。あと、アンケート内容はこういったものなのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校防犯対策検討会は、教育次長を筆頭に、教育施設課、学校環境調整課など教育委員会内、6課の代表により構成されています。開催時期は定期的ではなく、必要に応じて行っています。防犯に関するアンケートは、保護者を含めた訪問者に対する対応の方法はどのようにしているのか、不審者対応マニュアルの職員への周知度はどの程度か、電子錠の取り付けを希望するかなどの内容を、小中学校、義務教育学校、特別支援学校全ての学校に対して実施しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。最近も学校への侵入事例が幾つか起こっております。2022年10月、横浜市ですね。小学校に50代の男が、校門のインターホンを鳴らし、忘れ物を届けに来たと言い、学校側は児童名やクラス、入校証などを確認せずに開けてしまい侵入、大声を上げたり、上半身裸で暴れ回ったりし、警察に逮捕されたというような事例であったりとか、2023年、埼玉県戸田市、中学校でナイフを持った17歳の少年が侵入し、60代の教員を切りつけ大けがを負わせ、殺人未遂で逮捕。動機は、誰でもよいので人を殺したかった。もう一つ、2023年7月、宮城県栗原市で小学校に軽トラックが侵入し、児童4人がはねられる事件が発生、開いていた通用門から侵入し、無差別に児童を狙ったということです。こういった事例が起こっておりますので、検討委員会のほうでしっかりといろんなことを想定して対策を行っていただきたいと思います。

次の(3)門の電子錠ですけれども、ようやく富貴島小学校の電子錠の設置ということでありがとうございます。保護者の皆さんも喜ぶと思います。

この電子錠の設置ですね。いつ設置され、予算は幾らぐらいかかるのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

時期につきましては、生徒が長期休業となる夏休みを利用して設置する予定となっております。費用につきましては、電子錠設置と併せて門の修繕も行う予定となっております、概算で1,200万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 では、電子錠のモニターとインターホンはどこにどのように設置をして、誰が確認するのでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

モニターは、事務室と職員室に1台ずつ設置します。各門の横にあるインターホンのボタンが押されると、その場所の画像が映るようになっております。対応につきましては、事務室にいる事務職員や教員が対応することとなると思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。先日、富美浜小学校のほうに門の電子錠の視察をさせていただきました。訓練の際に来た警察の方が、設置をするだけで抑止力となるので全校で早くできるといいですねということをおっしゃったそうです。保護者の方からも特段否定的な意見はないということで、できる限り早く全校に設置していただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、この電子錠の設置の優先順位、これをどういうふうに決めていくのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

優先順位のつけ方は、事務室から主要な門が目視できない学校、繁華街や商店街が近く、人通りが多い学校などを考慮して決めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。これはこれで結構です。ありがとうございます。

続きまして、まちづくり行政の空き家対策事業についてですけれども、市内の空き家の数が581棟で、特定空

き家が397ということで、全てこの補助事業等を使ってこの空き家を解消するという事になれば、かなり幅広く補助金を出さなきゃいけないんでしょうし、それは多分目的としてはちょっと違うんだろなというふうに思っております。ですけれども、この補助メニューの中で活用されていないゼロ件というものがあるということは、ちょっと考えなきゃいけないことだろうと思っております。

その中で、無接道敷地特定空家除却事業ですけれども、この事業について、道路に接している隣地所有者が無接道敷地に存在する特定空家等を購入する場合に補助が適用されるということですが、逆に、無接道敷地の空き家所有者が接道している隣接地を購入して接道要件を満たそうとする場合は補助の対象にならないのかお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 申し訳ありません、初めに発言の訂正をお願いいたします。

午前中の創生市川大久保議員の代表質問中、空き家対策の質問に対する答弁におきまして、「不燃化・耐震化推進地域」を「不燃化・耐震化促進地域」と申し上げましたが、正しくは「推進地域」であります。

続きまして、都市計画マスタープランの質問に対する答弁におきまして、「市民1人当たりの公園面積」を「国民1人当たりの公園面積」と申し上げましたが、正しくは「市民1人当たりの公園面積」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長 訂正を許可いたします。

○小塚眞康街づくり部長 では、再質問の答弁にお答えいたします。

除却に関する補助事業は、周囲に著しく悪影響を与えている特定空家等を早期に除却していただくことを目的としております。無接道敷地の空き家は建て替えができないなどの理由から、売却に至らない事例が見受けられます。無接道敷地特定空家除却事業は、敷地の売却費用を元に、空き家等の除却費用を捻出することが困難な事例を想定して創設した制度であり、御質問の事例につきましては現在補助の対象にはしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。では、この無接道敷地って言っていますけれども、一般的には再建築不可物件とかって言いますが、この無接道敷地の特定空家の所有者が接道している隣接地を購入して無接道の状態を解消しようとする、そういった事例に対して何らかの補助を行うということは、この空き家対策に有効だというふうに考えておりますけれども、こういった事例も補助対象にするべきというふうに考えておりますけれども、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

無接道敷地特定空家除却事業の対象拡大につきましては、他市の補助制度などの調査研究の上、検討をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 私が調べた限りでは、ほかの市でやっているような事例は見受けられなかったんですけれども、これができるようであれば、ぜひお願いしたいと思います。これはこれで結構です。

続きまして、都市計画マスタープランです。先ほどの答弁をいただきまして、(ア)のほうですね、現行計画の進捗について、これは20年たっているわけですから。市川駅、本八幡駅、その風景も変わっておりますし、外環道も通って3・4・18号も開通したと。この公園、小塚山公園とかびあば一く妙典、この公園がちょっと私、気に

なっているんですけれども。この市民1人当たりの公園面積というのが、平成15年の約2.7㎡から令和4年度には約3.7㎡へと増加しているということなんですが、数字だけ見れば確かに増えております。ただ、やっぱり私も子育て世代なので、都度都度やっぱりまちづくりの方には公園が近くにないということをお伝えもしていますし、私の友人で南八幡に住んでいて江戸川区から転入してきた方なんかは、江戸川区はちょっと歩くと公園があるんですけど、何とかならないですかねということをよく言われます。もう1人、東菅野に住んでいる友人は、どこに子どもを遊ばせてるの、行かせているのというふうに聞いたら、三郷公園まで行っていると。外環が開通したので車で三郷公園まで30分かからないで行けて、駐車場も広いのがあるし、中の遊具も充実していて、ボールを蹴っても誰かに当たらないだろうなというぐらい本当に広いんですけれども、そういったところで遊ばせているということでした。あと、職員の方も子育て世代の方、お1人とちょっとお話ししたところ、やっぱり本八幡の周りにはちょっと公園が少ないですよねというような話だったので、この数字以外でそういう思いを持っていらっしゃる方がいるということは踏まえておいていただきたいというふうに思います。

それと絡んで、今、進んでいない事業が下水道の整備と、あと大洲橋、それと葛南広域公園というのがありま

すけれども、これは県の事業だと思えますけれども、こちらもぜひ進めていただきたいと思えます。

では、イのほうですけれども、この都市計画マスタープランの改定作業についてですね。この意見聴取、市民の皆さんからの意見を聴取する際に、パブリックコメントとか公聴会とかというものがあつたと思えますけれども、こういった意見聴取の方法って基本的に意識の高い方とか、何か意見を言いたいという方が、積極的な方が来て意見を言う場だと私は思っています。ですので、もっと幅広く、例えば全部の自治会に手紙を配って、あなたの自治会は用途地域は第一種住居専用地域となっています、この第一種住居専用地域はこれとこれとこれはできるけれどもこれはできませんとか、その隣にある近隣商業地域はこれとこれはできるけれどもこれはできません、これでどうですかと、これでよろしいですかと、そういったことが自治会に対して文書をもって確認するという方法が取れないのかお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

地域の声を伺う方法として、地域の方々に直接説明し、直接御意見を聞くことができるオープンハウスの開催を予定しています。オープンハウスなどの開催に関するチラシを自治会で回覧していただくことや、インターネットを活用することなどにより、地域の声を広く集めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 ちょっと私の思っているところとは違うんですけれども、改定が毎年やっているんだつたらこんなこと言わないんですけれども、20年に1回なので、ぜひ幅広く自治会の方々から意見を聴取していただきたい。聞きに行けば、やっぱり二つ三つ、不満とか思っていることとかが出てくると思いますので、できればこれをお願いしたいと思います。

マスタープランについてはこれでいいんですけれども、次に用途地域ですね。このマスタープラン策定の中で用途地域というものがありますけれども、とりわけこの商業地域の活性化というものを図るためにも、用途地域を見直す必要があるというふうに考えておりますけれども、この変更の考え方についてお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

現行の都市計画マスタープランでは、本八幡駅と市川駅、行徳駅の周辺を、商業、業務、行政、文化などの様々な機能を集積する都市拠点に位置づけて、この方針の下、市街地再開発事業に合わせて商業地域や近隣商業

地域の用途地域の都市計画変更を行っております。都市は固定的ではなく、社会状況の変化の中で変化してまいります。目指すべき都市像を実現するために、都市計画は適宜適切に見直す必要があると考えております。一方で、目指すべき都市像を実現するためには相当程度長期間を有しますことから、計画には一定の継続性、安定性も要請され、状況の変化や今後の見通しに照らして検討する必要があると考えております。都市計画マスタープランの改定に当たっては、新たな道路の整備を契機とした沿道利用や、公民連携による都市拠点等のにぎわい創出などを踏まえ、将来の地域の将来都市像に応じた用途地域の変更が随時行えるよう、まちづくりの方針を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 この用途地域の変更が随時行えるよう、この随時というのがどの程度なのか、そこがちょっと気になるころではあります。これもちょっと職員の方向人かにお話を伺ってみました。私は、この商業地域、ちょっと寂しいんじゃないかというふうに考えていますと言ったところ、3人の職員の方が、まあそうですねと言われたんですけども、1人の方は市川駅周辺、1人の方は本八幡駅周辺、もう1人は行徳駅周辺だということをおっしゃっていました。この用途地域に関しては、長年この大枠は変わっていないということであります。私が非常に恐れているのは、今、大手のデベロッパーが入ってきて本八幡駅の北口で再開発、今までも行われていますし、これからもやると思いますが、とりわけ高層マンションになるから駄目だというわけじゃないんです。ただ、どこの駅に行ってもやっぱり同じような町並みだよねという、そういう町にはしたくないというふうに思っています。

そういったことを踏まえていただいて、この用途地域の変更が随時行われるというような考え方でいいのか。個人的には、積極的に用途地域の変更が市民の皆さんの意見を聞きながら行えるというような文言をぜひ入れていただきたいと思います。それについていかがですか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 先ほども御答弁させていただきましたが、目指すべき都市像を実現するためには相当程度長期間を有しますことから、基本的に計画には一定の継続性、安定性も要請されます。そういうことを照らし合わせますと、常に行われるという、ころころ変えるというのはなかなか難しいと考えておりますので、その辺につきましては将来都市像を市民の方々と共有した時点で変更できるようなタイミングを見計らってやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。

では、市川駅から本八幡駅、さらにはメディアパーク、ニッケコルトンプラザがある辺りですね。この辺りのエリアは賑わいのある交流ゾーンというものに位置づけられておりますが、果たしてこのにぎわいはもたらされているというふうに市は思っているのか、御見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

都市拠点である市川駅と本八幡駅周辺、さらにはメディアパーク市川に至る地域は、賑わいのある交流ゾーンとして、商業、業務、文化機能の充実を図り、魅力ある文化的な拠点の土地利用を進める方針としております。市では、これまで駅前再開発のほか、市川情報プラザの建設、人にやさしい道づくり重点整備事業の一環である歩道のバリアフリー化、メディアロードの整備など、ハード対策に取り組んできました。また、ソフト的な対策

として、商店会への支援などを通じて商店街の活性化を図り、地域の持続的な発展に取り組んでおります。近年、駅に近い商業地域内において大型マンションなどの住居系の建物が立地する傾向が見られます。今後、国が進めるまちなかウォークアブル推進事業の活用など、関係部署とも連携し、地域のにぎわい創出につながるよう検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。このゾーンですね、もうちょっとやっぱりにぎわっていてもいいんじゃないかなというふうに思っています。

それは、やっぱり商業地域の中に今もう住居系のマンションがどうしても建ってきてしまっている。ある町で、駅前のロータリーの中にまでやっぱりマンションが建っているといったような町がありました。徐々にやっぱりこうなっていくんじゃないのかなというふうに思っています。ということは、それは商業地域では住居系は認められているわけですから、それはもう致し方ないんですけども、そうすると、やっぱり商業地域を広げていく必要があるんじゃないかなというふうに私は考えています。例えば、商業地域の隣に第一種住居地域が接していたりとか、そこはせめて近隣商業地域にするべきじゃないかなというふうに個人的には思っています。南八幡のある商店街の方なんかは、周りがやっぱり住居ばかりになってしまっているのもう少し何とかならないもんなのかなといったような、そういったような感想を述べられていました。せっかく市川から本八幡、この14号線沿いをイメージされているんだと思いますけれども、そこから、本八幡からメディアパークに至るところですけれども、たくさんやっぱり住居が建っているのも、その動線ですね、ちょっとにぎわいのあるような形にぜひしていただきたいなというふうに思います。それは高架の下のメディアロードと呼ばれているところもありますけれども、ああいったところも含めて、ぜひにぎわいあるような町並みにしていただきたいというふうに思います。これはこれで結構です。

それでは最後です。環境行政の地域新電力会社です。

まず、この地域新電力会社ですけれども、県内でこういった事例があるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

県内で地方自治体が出資し設立した地域新電力会社としては、風力発電の活用などで取り組む銚子市の銚子電力株式会社、地元産の天然ガスの活用などで取り組む睦沢町の株式会社CHIBAむつぎわエナジー、廃棄物発電とメガソーラーの活用で取り組む成田市と香取市が共同で設立した成田香取エネルギー株式会社の3つの事例があります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。この市内でこういった小売を行っている事業者がどれぐらいいるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

小売電気事業を営む際には、電気事業法に基づき経済産業大臣から小売電気事業者として登録を受けている必要があります。登録を受け、かつ市内に本店を有する事業者は、現在3社を確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 では最後に、この地域新電力会社の設立時期と、それまでの準備について伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市の地域新電力会社の設立は、令和7年2月を目指しております。設立までには、共同事業者の選定、会社設立に関する協定の締結、資本金の確保、会社登記手続などの準備を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 では、この地域新電力会社についてはこれで結構です。

次の新クリーンセンターに移りますけれども、まず、この新クリーンセンターの積算根拠についてお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

今回、債務負担行為としまして、整備運営事業費として計上した整備費の内訳について御説明いたします。内訳としましては、設計及び工事費について500億円、運営費20年間分で250億円、合わせて750億円を計上しております。そのうち設計及び工事費につきましては、本体工事に約491億円、高規格堤防工事に約5億円、継続使用する管理棟の改修工事に約4億円を見込んでおります。なお、本体工事の算出根拠につきましては、環境省が推奨する算定方法を参考にして算出しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。では、令和6年度に事業者選定を行うということですが、これは具体的にはどのような方法で選定をするのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

廃棄物処理施設は、一般的に施設自体が高度な技術を組み合わせたシステムであることから、事業者の技術力を競争させることで高品質の施設建設が可能とされております。このことから、環境省は公共工事の品質確保の促進に関する法律などに基づき、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容による契約が実現できる総合評価一般競争入札を推奨しています。この事業者選定方法は、ごみ処理施設建設工事の一般的な発注方法として多くの自治体が採用しています。本市の発注方法につきましては、これらを基に今後決定してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 分かりました。総合評価方式ということで、価格点のほうが重視されているということで適切であるというふうに思っております。

では、この事業者選定をするに当たって、市内事業者の取扱いについてどのような対応をされるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

他市における市内事業者への対応として、入札参加グループのうち1社は市内事業者とするなど入札参加資格要件に盛り込む場合や、市内事業者に発注する内容などについて、入札参加した事業者から出される提案を評価

する場合などがあります。今後、他市の事例を参考に検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 では、最後にしますけれども、事業者選定アドバイザー業務委託では、現在どのようなことを実施しているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

事業者選定アドバイザーの受託者は、現在公告に向けて新クリーンセンターの設計、建設、運営に関する発注仕様書など、事業者選定に関する募集書類案の作成を行っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 では、このクリーンセンターは絶対止められない事業でもありますし、そういった設備でもありますので、引き続き慎重に検討していただきたいというふうに思います。これはこれで結構でございます。

次に最後、ごみの減量及び燃やすごみの収集回数についてです。

まず、この燃やすごみの収集回数を3回から2回に戻す場合にどのような課題があるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に戻す際には、収集ルートの変更などの準備作業が必要となります。また、平成28年度には全ての自治会を対象とした説明会を行うなど、市民の皆様丁寧に説明を行っており、収集回数の変更については一定の理解がされていると認識しておりますが、収集曜日の変更などにより混乱を招かないよう、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトを用いた呼びかけなどを行い、十分な時間をかけて周知を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 先ほど収集量ですね、令和4年度では約7万3,000tとおっしゃっていましたが、そこについてはパッカー車で集めた量ということで、燃やすごみの量だけで言うと汚泥とかクリーンセンターへの持ち込みもしくは破碎後の可燃物、そういったものをトータルすると約11万3,000t、これは令和4年度ですけれども、それぐらいの数字になるわけですが、こちらの私の持っている資料でも平成28年度、週3回収していたときに11万7,000t、令和4年度が11万3,000t、これは減っているわけです。ただ、この減っていることについて確定的にこの要因で減っているということは、やっぱり言えないですか。答弁できますか。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

これまでの調査の数字だけだと、確定的なお答えはできない状態です。もう少し分析が必要と考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 収集回数が週2回になったときに、もちろん1回減ったわけですが、そこから今、週3回で実質減っているというところがあります。ごみの量に対しては減らしていくということを啓発していた

だいていると思います。ただ、審議会でもう収集回数とか、ごみの有料化とか、あと個別回収とか、そういったものが決まっていると思いますので、そういったところの兼ね合いと、あとちょっと心配なのがこの灰の処理費なんですけれども、焼却灰のなんですけれども、埋立てと再資源化と2通りで処理をしておりますけれども、これは埋立てのほうは平成28年度と比べて令和5年度、もう今6%増えています。それと、再資源化に関しては約35%も増えています。これは処理単価です。ですので、こういったものも踏まえて、さらなる減量をするためにはどういった手法が必要なのかということをも十分検討していただいて、この収集回数を決めていただきたいと思っています。審議会のほうでもよく話をしていただいて、環境部の中でも庁内の中でもお話をいただければというふうに思います。

以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、公明党、大場論議員。

〔大場 論議員登壇〕

○大場 論議員 公明党の代表質問を行います。総括は私、大場が行い、補足質問は宮本均議員が行います。よろしくお願いたします。

初めに、能登半島地震でお亡くなりになられた方へお悔やみを申し上げますとともに、被災地で厳寒の中、避難先で御苦労されている全ての被災者の方々にお見舞いを申し上げます。また、本市より派遣されている職員の皆様が無事故に職務を遂行されるよう願っております。世界は、ウクライナと中東パレスチナ自治区ガザでは戦争が続くなど、人間の生命や生活が脅かされている事態が尽きません。人類の危機に直面していると感じております。今こそ政治の視点を生命、生活、生存に変える必要があるのではないのでしょうか。また、政治の方向性は、社会的、政治的な分断、対立を止揚し、協調、統合へと促す必要があります。大衆福祉の充実や平和を守り抜く闘いを通じて、国内の困難に対し、人間主義の政治への潮流を進めていきたいと決意するところであります。

また、賃金が上がらない中での物価高騰でもがき苦しむ人々に、政治の支援が急務であります。また、さらに将来を見据えたとき、人口減少も大きな問題です。人口の減少は全ての世代に影響があります。住民を支えるインフラや、社会サービスの維持コストが増大し、維持が困難となるからです。国立社会保障・人口問題研究所の昨年4月の推計では、2100年には6,300万人の見通しだとのこと。人口減少と超高齢化への対策は国の責任でもあり、政府は異次元の少子化対策を断行する必要があります。それと同時に、人口減少の中で自治体機能を維持していくための対策も急がなくてはなりません。国の政策と地方自治体の政策を実施する力が不可欠であるからです。

本市は、今年11月に市制施行90周年を迎えます。本当に喜ばしいことです。記念式典やイベントが行われます。この世界の主である市民にとって、安心して住み続けたいと思える市政、施策の実行に市民は関心があるところだと思います。令和6年度当初予算に市民のための施策が反映されているのか、以上の視点で代表質問を行います。

初めに、当初予算編成に当たっては政策プロセスが重要であります。令和6年度当初予算編成の考え方と当初予算の特徴について、当初予算の編成に当たり、どのような点を課題として捉えて予算編成方針を策定し、編成に臨んだのか。また、その結果、どのような特徴の予算となったのか伺います。

次に、教育について。教育は、人間の尊厳を守り、人間の幸福を追求するための基礎であり、子どもの幸せを最優先にする社会の実現にとって、教育の充実が重要と考えます。令和6年度教育行政運営方針における基本方針、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進を掲げる理念と取組について、本市における教育の理念と具体的な取組について、田中教育長の考えを伺います。

次に、議案第64号市川市介護保険条例の一部改正、第1号被保険者（65歳以上）間の保険料率の設定について。本市の介護保険の料率は、国の示す標準的な料率等ではなく、市が独自に定める料率等に基づき決められていると認識しております。その上で、今回の保険料率の見直しにおいて、料率や所得段階をどのように見直したのか。また、どのような目的で見直したのか伺います。

次に、子ども・子育て支援強化への課題の認識と施策について。

子育ては社会全体で支えるべきで、親の経済状況によって子どもの教育に格差が生まれてはなりません。昨年4月から3年間、政府のこども未来戦略に基づき少子化対策に集中的に取り組む加速化プランが実行されました。これには公明党が子育て応援トータルプランで掲げた施策が随所に盛り込まれております。児童手当の大幅拡充、高等教育費の負担軽減、育児休業制度の拡充などに加え、公明党が一貫して推進してきたひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策、障がい児支援など、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する支援も強化されています。本市においては、子ども・子育て支援の強化を図るに当たり、どのような課題の認識を行い、本予算に計上されているのか伺います。

- (1) 児童手当の拡充内容と予算措置について。
- (2) こども家庭センターの設置について。
- (3) 保育所等における性被害防止対策の推進について。
- (4) 私立幼稚園などの未就園児教室利用支援補助金について。
- (5) 子どもの受験料支援事業補助金について。
- (6) 産後ケア事業について。
- (7) 子育て世帯・同居・近居スタート応援補助金について。

それぞれ簡単に概要をお願いいたします。

次に、保健衛生の向上について。

- (1) 带状疱疹ワクチン接種の費用助成について。

かねてより公明党が要望しておりました带状疱疹ワクチン接種の費用助成について、当初予算として計上されました。その助成内容について、助成対象者と助成金額、いつ接種した分からは接種対象とするのか伺います。

次に、(2) AED整備事業について。

新たにコンビニエンスストアにAEDを設置するとのことですが、この事業の概要について伺います。なお、西村敦議員が2013年9月定例会、また昨年の9月定例会で、コンビニエンスストアにAEDの設置を要望してまいりました。

次に、(3) 若年がん患者在宅療養支援事業について。

本事業により、若年がん患者に対する在宅療養費の一部を助成する制度を新たに開始するとのことですが、制度概要について伺います。この若年がん患者在宅療養支援については、小山田なおと議員が2020年12月定例会で質問し、要望をしております。

次に、高齢者などへの支援策。

1 番目、市川市敬老祝金支給条例の一部改正について、敬老祝金制度の現状と見直しの考え方について伺います。

敬老祝金について、長寿の節目を迎える高齢者に対し、年齢区分に応じて祝い金を支給しているものですが、現状と見直しの考えについて伺います。

次に、ゴールドシニア事業について、ゴールドシニア事業のチケット75の拡大や、スマホの購入助成の事業内容について伺います。

続いて、デジ活講座事業について。デジ活講座の事業内容について伺います。

次に、高齢者補聴器購入費用助成事業について、補聴器購入費用助成の事業内容について伺います。この補聴器購入費用の助成については、中村よしお議員が2018年と2022年9月定例会で質問し、実現を求めてきました。

次に、地域におけるDXの推進。

(1)自治体行政におけるDX推進の将来計画と施策について。

デジタル技術の革新が進む中、自治体の電子化は将来的な計画を持って進めるべきであり、単年度や短期間で事業が終わってしまうようでは意味がありません。

そこで、本市として行政におけるDXの推進についてどのような将来像を描き、どのような施策を行っていくのか伺います。

(2)地域におけるDXの推進の将来計画と施策について。

自治体のDXは、行政内部のDXのみならず、地域社会へのDX推進も重要であります。DXについて、将来計画と施策について伺います。

次に、デジタル地域通貨について。

(1)事業の目的について。

デジタル地域通貨の総合計画における位置づけと事業目的について、市の見解を伺います。

(2)事業の財源について。

令和6年度は総額18億円近い事業を計上しておりますが、財源はどのようなものか伺います。

(3)事業の将来像について。

実証実験の評価を経て、令和6年度はどのように事業展開するのか。また、どのような事業の将来像を描いているのか、市の見解を伺います。

次に、脱炭素社会、カーボンニュートラルの推進について。補足は宮本議員が行います。

(1)地域新電力会社設立事業について、事業の概要について伺います。

(2)水産業振興負担金、ブルーカーボンについて、事業の内容について伺います。

(3)電気自動車等導入促進事業について。電気自動車の普及の取組がカーボンニュートラルを推進するに当たってどのような位置づけにあるのか伺います。

次に、クリーンセンター整備事業について。補足は宮本均議員が行います。

事業方式をDBO方式とするとのことですが、民間事業者に委託する運營業務の概要について伺います。

次に、農業支援策について。

火傷病に関する市の取組について。火傷病が中国において発症し、梨花粉の輸入停止など、本市の地域ブランドでもある市川の梨の来期の生産に影響があると考えますが、本市梨農家に対する市としての取組について伺います。

次に、文化芸術の振興。美術館建設準備事業について、新年度はどのようなことを行うのか。補足は宮本均議員が行います。

次に、防災・減災対策の施策について。

(1)令和6年能登半島地震を教訓とした災害対策の強化、被災者の支援の充実及び復旧、復興の推進に対する本市の認識について。

能登半島地震の発生から約1か月ともう22日経過しておりますが、その間、行政機関による初動の対応や物資の支援をはじめとする様々な被災者支援が行われてきました。また、今後は復旧、復興を進めていく段階にな

と思いますが、市として今回の地震でどのような課題を認識し、今後の災害対策に生かしていくのか伺います。

(2)崖地等崩壊対策事業について。

当初予算で計上している崖地等崩壊対策事業について、事業の概要と崩壊対策の工法、また整備に当たっての優先順位の考え方と今後のスケジュールについて伺います。

最後に、重点支援地方交付金等の活用について。補足は宮本均議員が行います。

定額減税、給付金について。物価高から暮らしを守るために、政府が実施する定額減税と給付金の概要について伺います。

以上が初回の質問となります。御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 会派公明党の教育行政運営方針に係る御質問にお答えを申し上げます。

教育には、いかに時代が変化しようとも変えてはならない価値のある不易と、時代の流れに合わせて新たな学びを取り入れる流行の両極端、両局面があります。変化の激しい時代において、これまでの学びと、これからの学びを引き継ぎ、つないでいくのは子どもたちです。教育は人づくりであり、未来へ向けた大切な投資であると言えます。人と人とのつながりの中で、家庭、学校、地域がお互いに連携し、協働しながら持続可能な社会のづくり手を未来につないでいくことが重要です。

本市では、子どもたち一人一人の個性を尊重するとともに、未来に向かって力強く生き抜いていく力を育成することを目指し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、教育の振興に努めております。子どもたちは、日々の生活の中から様々な課題を見だし、それらに自ら進んで主体的に関わる探究的な学習を基本として、全ての学習において創造的に考えたり、ほかの人と協働したりしながら学習を進めることが肝要です。また、教職員は本市の学習の要である学校図書館と、1人に1台配付されているタブレットを活用して、アナログとデジタルの利点を生かしながら、子どもたちが必要な情報を収集し精査する過程を繰り返す中で、自分のよさや可能性を認識して、よりよく生きるための方法を見つけられるように一人一人に寄り添って支援してまいります。本市で育ち、学んだ子どもたちが自分の可能性を最大限に引き伸ばし、誰もが自ら選んだ人生を切り開いていけるよう、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」をより一層推進してまいります。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 私からは、大項目1番目の当初予算に関わる御質問と、大項目14番目の重点支援地方交付金等の活用についてのうち、定額減税に関わる御質問にお答えいたします。

初めに、令和6年度当初予算編成の考え方と当初予算の特徴についてです。

まず、本市におけます課題といたしましては、世界的な取組が必要とされております地球温暖化への対応をはじめ、増加し続ける社会保障関係経費への支出、また老朽化が進む公共施設の整備のほか、将来的に懸念されております人口減少に伴う市税収入の減収への備えなどが課題であると認識しているところであります。その中でも、公共施設の整備につきましては、近年、自然災害が激甚化している状況を踏まえ、着実に整備を進めていく必要がある中で、施設の脱炭素化への取組に加え、昨今の資材価格高騰などにより、建設費が年々上昇傾向となっておりますことから、その財源の確保も課題の一つとなっております。また、コロナ禍からの回復により、市民活動や市内経済の活性化が図られてきているものの、長引く物価高騰の影響から再び停滞を招くことがない

よう、対策を講じることも重要な課題として認識しており、これら山積いたします課題への対応を図りつつ、市民目線に立った様々な施策を推進していく必要があるものと考えております。

こうした諸課題に対応すべく、令和5年度当初予算編成で実施いたしました、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択を継続することなどを基本的な考え方とした令和6年度当初予算編成方針を定め、特定の経費において、今年度の当初予算の一般財源額を上限とするゼロシーリングの実施や、新規・拡大事業については原則として凍結することとした上で、重要となる新規・拡大事業や施政方針に基づく重点施策については限られた予算の中でも優先的に進めるよう、事業の選択と集中を徹底することを方針として定め、予算編成を進めたところでございます。

その結果、新年度予算の特徴といたしましては、市制施行90周年記念事業をはじめ、地球温暖化に対する取組として、脱炭素社会、カーボンニュートラルの推進や、ごみの減量・資源化、クリーンセンターの整備について、また、将来的な人口減少への備えとして、子育て世代の定住促進などに資する子育て環境の充実、教育環境の充実について、さらには長引く物価高騰下における各種支援の拡充や、市民活動、地域経済の活性化として、高齢者等への支援、産業、観光の活性化などについて予算を確保したほか、そのほかの幅広い分野にわたる事業に対して予算配分を行うなど、諸課題の解決に向け、持続可能な行財政運営を確立するための予算としたところでございます。

次に、重点支援地方交付金等の活用についてのうち、定額減税に関わる御質問についてです。

本制度は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする令和6年分の所得税と、令和6年度の個人住民税の減税を行う制度でございます。この減税の内容は、合計所得で1,805万円以下の方、これを給与収入で換算いたしますと2,000万円以下の収入の方を対象に、納税者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税で3万円を、個人住民税で1万円の合計4万円の減税を行うものであります。この定額減税を実施する時期につきましては、まず、所得税につきましては、給与所得者及び公的年金の受給者は、6月以降に最初に支払われる給与や公的年金から減税が実施され、事業所得者など確定申告を行い納税する方は令和6年分の所得税の確定申告の際に定額減税が実施されることとなります。また、個人住民税につきましては、まず給与所得者につきましては、本来6月から翌年の5月までの12か月間で住民税を御納付いただいているところではありますが、令和6年度におきましては、まず6月分は徴収されずに、定額減税を減税した後の年税額を、7月以降の11か月間で御納付いただくこととなります。また、事業所得者などの給与所得者以外の方につきましては、年4回に分けて個人住民税を御納付いただくところ、令和6年度におきましては定額減税分を6月の第1期分から減税し、減税し切れない場合は第2期分以降から順次減税した額を御納付いただくこととなります。このほか、公的年金の受給者につきましては、10月以降の年金支給から減税が実施され、御納付いただくこととなります。なお、所得税及び個人住民税から定額減税し切れないと見込まれる方につきましては、その差額分を後日給付する仕組みとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは、議案第64号等6点の御質問にお答えします。

初めに、議案第64号市川市介護保険条例の一部改正についてです。今回の改正は、65歳以上の方が負担する令和6年度から8年度分の介護保険の保険料率等を改正するものです。改正におきましては、国から示された保険料見直しの考え方を踏まえ、本市では低所得者の料率、高所得者の料率、そして所得段階、この3点について見直しを行いました。具体的な見直し内容といたしましては、まず、低所得者に当たる所得段階が1から3段階の市民税世帯非課税の方の料率を現行から0.015引き下げ、国が定める料率より低い料率に設定いたしました。

次に、所得段階が10段階から現行で最も高い17段階の高所得者の料率を0.1から0.15引き上げました。また、所得段階を現行の17段階から20段階まで増やすことといたしました。これらの見直しは、保険料負担をより所得に応じた負担へとシフトさせるための見直しで、今後の保険料の上昇を見据え、高所得者の方には御負担をお願いする形にはなりますが、低所得者の方の保険料負担を極力抑えることを目的に行ったものでございます。

次に、高齢者等への支援策の(1)敬老祝金についてです。

敬老祝金は、長寿の節目を迎える高齢者に対し敬老の意を表するとともに、長寿を祝福するため、現在は80歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上の年齢区分に応じて支給をしておりますが、高齢化の進展とともに平均寿命が延伸していることに伴い、平均寿命を下回る80歳と、100歳を大きな節目と考えた場合にその1歳前である99歳、この2つの年齢区分を対象外とし、時代に即した事業への転換を図ってまいりたいと考えております。令和6年度予算案におきましては、社会参加を通じた介護予防や、健康寿命の延伸に資する施策に重点をシフトすることを念頭に、この敬老祝金の見直しによる2,670万円の減額に対しまして、スマートフォンや補聴器の購入費用助成などの新規事業3事業、また、チケット75の対象人数拡大といった拡大事業3事業で今年度予算対比約1億1,900万円を増額計上しております。

次に、(2)ゴールドシニア事業についてです。

本市では、今年度より75歳以上の高齢者の方々をゴールドシニアと称し、心身ともに健康に対する意識の向上を図っていただくことにより、健康寿命の延伸を目指しております。令和6年度予算案におきましては、ゴールドシニア事業の一環としまして、チケット75の対象人数拡大のほか、新たにスマートフォン購入費用の助成を計上しております。チケット75は、市内のバス、タクシーの運賃の一部を助成するチケットを支給して高齢者の外出を促進し、社会参加を通じた介護予防に取り組んでいただき、健康寿命の延伸を目指していくことを目的として実施しておりますが、来年度予算案では、今年度の申請状況を踏まえまして、対象人数をそれぞれ1万5,000人に拡大しております。また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、ゴールドシニアのデジタルディバイドの解消も目指しています。そのための事業として、学ぶ、使う、得をするをテーマに、チャレンジ75としてスマートフォンの購入費用助成だけでなく、使い方を学んでいただくデジ活講座や、デジタル地域通貨I C H I C Oでお得に買物をしていただき、ゴールドシニアの積極的な社会参加や活動の後押しになればと考えております。

スマートフォンの購入費用助成は、ゴールドシニアが初めてスマートフォンを購入する場合、2万5,000円を上限に購入費用の2分の1を助成するものです。

次に、(3)デジ活講座事業についてです。

デジ活講座は、市内15か所全ての公民館で3回の講座をワンセットとして、上半期と下半期の年2回開催してまいります。講座では、スマートフォンの基本操作やLINEなどのアプリ、デジタル地域通貨の使い方、また公共施設の予約方法などを学んでいただき、日々の生活や活動にスマートフォンを活用いただければと考えております。

次に、(4)補聴器の助成事業についてです。

高齢者の補聴器については、難聴と認知機能低下との関連性が判明したことなどを受け、加齢に伴う聴力の低下を原因とした家族や友人等とのコミュニケーションの減少や閉じ籠もりなど、生活の質の低下を予防することを目的として、来年度新たに購入費用の一部を助成してまいりたいと考えております。具体的には、65歳以上の方のうち、市民税世帯非課税で医師から補聴器が必要であることの証明を受けた方を対象として、3万円を上限に購入費用を助成するものです。これらの事業を通じて、ゴールドシニアをはじめとする高齢者の積極的な社会参加や活動を支援し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

最後に、重点支援地方交付金等の活用のうち、給付金についてです。

低所得者支援につきましては、昨年11月2日に国よりデフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高により厳しい状況にある生活者等への支援として、次の5つの給付類型が示されました。1つ目が、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に迅速に支援を届けるための住民税均等割非課税世帯への給付、2つ目が、住民税均等割のみ課税世帯への給付、3つ目が、低所得者の子育て世帯への加算、4つ目が、令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付と、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付、5つ目が、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、子ども・子育て支援策強化への課題の認識と施策についてのうち、(1)から(5)、(7)についてお答えいたします。

本市の合計特殊出生率は、令和4年度時点で1.17と低く、さらに出生数は昨年と比べて7%近く減少しているなど、本市でも少子化が進行しており、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが重要と考えております。そこで、来年度の新たな施策や拡充する施策について御説明申し上げます。

初めに、(1)児童手当の拡充内容、予算措置についてです。児童手当制度の拡充は、国のこども未来戦略に位置づけられており、その内容は、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円、年6回の支給となっております。令和6年10月の実施に向け、令和6年度当初予算案において扶助費として約76億円を計上しております。

次に、(2)こども家庭センターの設置についてです。令和6年度より新たに設置するこども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもの包括的な相談支援等を行う機関でございます。その設置の背景は、児童虐待の対応件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に認知されてきている状況等を踏まえ、子育て家庭への支援体制強化を目的に、改正された児童福祉法により、市区町村に設置の努力義務が課されたことでございます。こども家庭センターでは、妊娠、出産や子育てに関する情報提供や相談への対応、健診などを行う母子保健事業の実施、児童虐待の通告や相談の受付、さらには支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援方針の検討及び支援内容などを示すサポートプランの作成と、それに基づく支援の実施までを担います。また、子どもや子育て支援に関する地域全体のニーズや、現在地域にある民間団体等が行う多様な支援を把握し、関係機関の連携を強化する活動も求められているところでございます。

次に、(3)保育所などにおける性被害防止対策の推進についてです。子どもや若者が巻き込まれる性被害の事案発生が続いているなどの社会状況に鑑み、国は、令和5年7月に子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージを取りまとめ、性被害についての対策を強化しております。保育所などにおいては、不適切保育の予防も踏まえ、国の令和5年度補正予算に保育所などにおける性被害防止対策に係る設備等支援事業のための補助金が予算計上されているところでございます。

そこで、本市におきましても保育施設などにおけるパーティション、簡易扉、簡易更衣室などの設置による子どものプライバシー保護の強化や、カメラ設置による保育状況の記録などに必要な設備にかかる費用の一部を補助する事業費を令和6年度当初予算案に計上したところでございます。補助上限額は1施設当たり10万円で、費用負担の割合は、国が2分の1、市が4分の1、施設が4分の1となっております。

次に、(4)私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金についてです。本市では、昨年10月からゼロから2歳児の保育所などの保育料第2子以降無償化を開始いたしました。制度開始後の保育園入園申請の状況は、前年度と比較しても大きな変化はなく、徐々に効果が表れるものと考えているところでございますが、保護者の中には、

第1子が幼稚園に通園している世帯であっても第2子以降は無償化になった保育園を選択したいとの希望があることも把握しているところでございます。そこで、本補助事業により、保育需要の高い年齢層にあるゼロ歳から2歳児の第2子以降を保育園と幼稚園に分散させ、待機児童の発生を抑制したいと考え、創設いたしました。具体的な事業の内容は、各幼稚園で実施されている幼児だけで参加する2歳児保育クラスや、親子で参加する親子登園クラスなどの未就園児教室の利用料の補助となります。利用に際して、保護者は園に利用料を支払い、その後、園から発行された利用証明書を添付して市に補助申請することで補助を受けるものでございます。なお、本事業は本市独自の補助制度で、令和6年度の予算額としては1,160万円を計上しているところでございます。

次に、(5)こどもの受験料支援事業補助金についてです。本事業は、国のこどもの生活・学習支援事業の拡充に伴い、本市においても児童扶養手当受給世帯や住民税非課税の子育て世帯などを対象に、受験料、模擬試験の受験費用の補助を実施するものでございます。具体的には、大学などの入学試験の受験に要した費用について、高校3年生相当などを対象に上限5万3,000円、模試費用の補助では高校3年生8,000円、中学3年生6,000円をそれぞれ上限とした補助金を支給いたします。この事業を通じて、ひとり親家庭や低所得子育て世帯における子どもの進学に向けた経済的支援を進めてまいります。

最後に、(7)子育て世帯同居・近居スタート応援補助金についてです。本市では、これまで子育て世帯の定住促進という課題に対し、子育て支援策を強化するために、第2子以降の保育料無償化や小中学校給食費の無償化、子どもの医療費の高校相当年齢までの拡充など、多くの施策を展開してまいりました。これらの施策に加えて、令和6年度からは子育て世帯同居・近居スタート応援補助金を開始する予定でございます。本事業は、就学前の子どもがいる子育て世帯が市内において親世帯と新たに同居もしくは近居を開始する際に、その住宅の購入費などに対して補助金を交付するものでございます。補助金額は、1件当たり10万円を基本とし、カーボンニュートラル実現の一助となるZEH住宅を新たに購入するなどする場合には10万円の加算を、市外から転入する場合はさらに10万円の加算をし、最大で30万円の補助となるものでございます。また、子育て世帯と親世帯の近居の距離は、同一小学校区または直線で1.2km以内を予定しております。親世帯との同居または近居により祖父母からの子育て支援を受けやすい環境を整備することで、子育て世帯の育児負担の軽減につながるほか、本市での住宅購入を後押しし、定住のきっかけとなることを期待するものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは、大項目、子ども・子育て支援強化への課題の認識と施策についての(6)産後ケア事業についてと、大項目、保健衛生の向上についてお答えいたします。

初めに、産後ケア事業についてです。

本市は、令和元年度に宿泊型産後ケアを開始した後、令和2年度にデイサービス型、令和4年度に訪問型産後ケアを開始するなど、サービスの充実を図ってまいりました。利用件数は年々増加しており、令和4年度の利用実績は、宿泊型122件、デイサービス型36件、訪問型11件となっております。産後ケア事業におきましては国庫補助金の補助対象事業となっており、昨年度は事業費の2分の1、1,353万円を受け入れたところでございます。国は、令和5年12月22日に策定されたこども未来戦略において、具体的施策として加速化プランを定め、産後ケア事業を拡充することとしておりますので、本市におきましても国の制度を研究し、産後ケア事業の充実を図ってまいります。

続きまして、大項目、保健衛生の向上について、(1)帯状疱疹ワクチン接種の費用助成についてです。

帯状疱疹ワクチン接種費用の助成対象者は、接種日時時点で本市に住民票がある50歳以上の方であり、20万人程度が助成対象者となります。助成金額といたしましては、帯状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの

2種類があり、生ワクチンの場合は1人1回まで3,000円を上限に、不活化ワクチンの場合は1人2回まで接種1回につき7,000円を上限に助成し、令和6年4月以降に接種した市民の方を費用助成の対象とします。

次に、(2)AED整備事業についてお答えします。

現在、本市のAED整備につきましては、公共施設を中心に設置をしていることから、AEDの使用は施設の開館時間に限定されることとなり、夜間や休館日などは使用ができないといったことが課題となっておりました。これらの課題を解消するため、営業時間が長く、市内各所に店舗があるコンビニエンスストアにAEDの設置を進めるものでございます。現在、市内にはセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップといったコンビニエンスストアチェーンの店舗が約180か所あることから、より多くの店舗に設置できるよう、それらを統括する各社の本部等に対し設置の協力を依頼しているところでございます。今後の流れといたしましては、今定例会において予算の議決をいただいた後、4月に入札を行い、6月には各店舗にAEDの設置ができるよう準備を進めてまいります。また、AEDの設置や取扱いなどについて定めた協定を事前に各社と締結する必要がありますことから、併せて調整してまいります。

最後に、(3)若年がん患者在宅療養支援事業についてお答えします。本事業につきましては、在宅療養を希望する40歳未満の若年末期がん患者に対して、在宅療養に必要なサービスや福祉用具に係る費用の一部を助成するものでございます。助成の対象者は、40歳未満の回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者で、助成対象となるサービスは、訪問看護や訪問入浴介護、福祉用具のレンタルサービスなどとなっております。利用できるサービス費用の上限は1か月当たり6万円で、原則そのうちの9割を市が助成するものであり、千葉県が今年度より本支援事業を実施した市町村への補助を開始したこと、近隣市でも制度導入が進んできたこともあり、本市においても若年がん患者の方に対する支援のため、新たに助成を開始するものであります。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは地域におけるDXの推進についてお答えいたします。

初めに、(1)自治体行政におけるDXの推進の将来計画と施策についてです。

本市では、令和2年4月に市川市DX憲章を策定し、DXを進める上での環境認識に基づき、実現時期と代表的な実現テーマを2025年までのマイルストーン、いわゆる目標達成までの道筋として定めており、24時間止まらない電子市役所の実現という将来像を掲げております。具体的には、デジタルで完結する行政手続のためのオンラインサービスやキャッシュレス決済の導入、窓口改革、庁内事務の自動化などに取り組んでおります。引き続き、これらの取組を進めるとともに、これまでのDXの取組を市公式ウェブ上で公開し、電子市役所の実現に向けたプロセスを庁内外に示しております。来年度新たに取り組むものとして、市民税や国保税、保育料などの納入に際し、市民が郵送や窓口へ来庁をすることなく、スマートフォンやパソコンから24時間いつでもどこでもペーパーレス、印鑑レスで口座振替の申請が可能となるウェブ口座振替事業、また、来庁せずに道路情報をウェブで確認できる道路台帳管理システム事業などを予定しているところでございます。

行政のDXを進めていくに当たりましては、国の交付金であるデジタル田園都市国家構想交付金を活用するなど、電子市役所の実現という将来像に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、(2)地域社会におけるDXの推進の将来計画と施策についてでございます。

地域社会へのDX推進に関する将来像としましても、少子・高齢化等の地域課題を踏まえ、市川市DX憲章に基づき取組を進めているところでございます。本市全体におきましてDXを推進していくには、行政の内部事務をデジタル化して効率化を図るだけでなく、地域社会において、市民にデジタル化の利便性を実感していただけるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

そこで、デジタル技術を活用して地域経済と市民活動の活性化を図るデジタル地域通貨推進事業におきまして、市内だけで使える地域通貨と、様々な行政ポイントとの連携拡大に取り組んでまいります。さらに、DXの推進に当たりましては、誰一人取り残すことのないよう、スマートフォンの操作を学ぶデジ活講座事業や、75歳以上のゴールドシニアが初めてスマートフォンを購入する際の補助を行うなど、情報格差の解消に努めてまいります。DXを推進する上で、実際に市民が広く情報通信技術を利用されることが重要となってまいります。今後は、DXメニューのより一層の充実と、デジタルに苦手意識のある方をサポートすることで、情報格差の解消及び地域社会におけるDXの推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは、大項目デジタル地域通貨推進事業についてと、農業支援策についてお答えします。

初めに、デジタル地域通貨推進事業についての(1)目的についてです。

令和5年4月に策定した市川市総合計画第3次基本計画では、重点課題として、地域経済の活性化を掲げ、経済、商工業に関する課題への取組として、デジタル地域通貨による地域の活性化と消費活動の促進を位置づけています。さらに、実施計画では、本事業を重点課題対応事業として位置づけております。

次に、事業の目的です。本事業の目的は、市内の資金循環により地域経済の活性化を図るとともに、健康づくりやボランティア活動等に取り組む方にインセンティブとして行政ポイントを付与して、市民活動の活性化を図るというものです。

次に、(2)財源についてです。令和6年度は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億4,108万円と、デジタル田園都市国家構想交付金3,927万円を活用するほか、利用者のチャージ額15億円等、合わせて16億8,743万円の財源を予定しております。歳出額は17億9,617万円ですので、本市の実質負担額は1億874万円になります。

次に、(3)将来像についてです。

実証実験における検証結果から、デジタル地域通貨は、地域経済と市民活動の活性化に有効であると評価をしています。地域経済の活性化については、経済効果として試算した市外から市内へ消費を呼び戻した額、消費喚起額、経済波及効果は総額3億1,000万円になり、令和5年度に本市が実質負担した事業費1億7,000万円を上回りました。市民活動の活性化については、運転免許証の自主返納等の事業で参加者が増加をいたしました。

次に、事業の将来像です。令和6年度は、国からの交付金を活用して市制施行90周年記念キャンペーンを行い、利用額に応じて中小企業や個人経営の店舗では20%、大企業の店舗では5%のポイントを利用者に還元します。行政ポイント事業については、災害に備える、人とつながる、環境を守る、共に学ぶ、健康に取り組むという5つのテーマの下、対象事業を拡大し、市民活動の活性化を図ります。

まず、災害に備えるでは、防災訓練を実施した自治会に3,000ポイントを付与するなど4つのメニューで地域防災力の強化を図ります。人とつながるでは、自治会行事の手伝いをした学生に1,000ポイントを付与するなど、7つのメニューで地域コミュニティー活動の活性化を図ります。環境を守るでは、夏の時期に家庭で省エネ活動に取り組んだ世帯に300ポイントを付与するなど、5つのメニューでカーボンニュートラルの促進を図ります。共に学ぶでは、公民館で開催する高齢者向けスマートフォン講座の受講者に1,000ポイントを付与するなど、3つのメニューで取組を後押しします。健康に取り組むでは、健康ポイント事業A r u c oを継続するとともに、特定健診を受診したI C H I C O加盟店の従業員に1,500ポイントを付与するなど、3つのメニューで健康の増進を図ります。このほか、実証実験で実施した運転免許証の自主返納と、e-モニター制度を継続いたし

ます。これら行政ポイントのメニューを拡大することで、市民活動の活性化を推進する考えです。

続きまして、大項目、農業支援策についての火傷病に関する市の取組についてお答えをいたします。

令和5年12月定例会においても御答弁いたしました。中国での火傷病の発生を受け、国は中国産梨花粉の輸入を令和5年8月に全面停止といたしました。本市の梨農家の約9割が中国産梨花粉を使用していることから、多くの梨農家は来期用の梨花粉を自家採取により増産することが必要な状況となりました。全国でもトップクラスの産出額を誇る本市の梨を守るためには、花粉を採取するための人手が必要となること、また、市民の方に梨の生産現場を知ってもらう機会と考え、梨の花摘みボランティアを「広報いちかわ」及び市公式ウェブサイトなどで、令和6年1月20日から2月9日まで募集を行ったところであり、しかし、新聞など各種報道機関にも掲載されたこともあり、市内のみならず市外や県外からも多くの方々に御理解をいただいた結果、想定人数を大幅に超えたことから、募集期間を急遽短縮し、1月31日で終了といたしました。最終的な応募人数は363名となり、市内居住者64%、市外居住者26%、県外居住者10%、年代は10代から80代までの幅広い方から御応募いただき、平均年齢は54.6歳となっております。また、梨農家からのボランティア要望数は、梨農家約200軒のうち20軒からの要望で、延べ550名程度となっております。今後の予定といたしまして、ボランティア実施前に事前研修会を3月3日と3月7日に市が開催いたしますので、いずれか希望する研修に御参加いただき、受講後、梨の花摘みボランティアとして登録し、登録証を発行いたします。なお、研修会講師は千葉県東葛飾農業事務所普及指導員にお勤めをいただきます。作業期間につきましては、関係機関と協議の結果、3月25日から4月7日の14日間とし、ボランティアと梨農家双方の希望日をマッチングして、各梨農家の圃場において、半日単位で作業を行っていただきます。今後も、火傷病に伴う支援につきましては、国や県の動向を踏まえながら、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは、大項目脱炭素社会・カーボンニュートラルの推進のうち、(1)と(3)と、大項目クリーンセンター整備事業についてにお答えします。

初めに、大項目脱炭素社会・カーボンニュートラルの推進の(1)地域新電力会社設立事業についてです。

平成28年4月に開始した電力の小売り全面自由化を受け、小売電気事業を行う民間の新電力会社が多数設立されました。その後、地方自治体が出資する形などで小売り電気事業を行う地域新電力会社が全国各地で設立され、現在、その数は80社を超えております。多くの地域新電力会社は、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、地域の特性を生かしエネルギーの地産地消に取り組んでいます。本市の地域新電力会社は、人口約50万人規模の地方自治体手がけるものとしては県内初となります。設立当初は、クリーンセンターの廃棄物発電の電力を活用して事業を行い、将来的には市内の太陽光発電の電力を活用し、事業を拡大することを目指してまいります。

次に、(3)電気自動車等導入促進事業についてです。

本市では、令和12年度、2030年度までに平成25年度、2013年度に対し二酸化炭素排出量50%削減を目指すロードマップを掲げています。このロードマップでは、削減に向けた取組として6つの柱を掲げ、そのうちの1つに運輸部門、車両、交通に対する取組があります。運輸部門における二酸化炭素排出量の大半がガソリン車などの化石燃料を使用した自動車によるものであり、自動車に対する二酸化炭素排出削減対策は大変重要であります。特に、電気自動車の普及は二酸化炭素排出削減の効果が大きいものとして期待されています。このことから、本市では電気自動車などの普及を後押ししていくため、車両や充電器の導入に対し補助を行っております。

次に、大項目、新クリーンセンター建設の事業概要についてにお答えします。

DBO方式における運營業務の概要についてです。今回、民間事業者に委託する新クリーンセンターの運營業務の範囲につきましては、ごみの受入れから焼却施設の運転など、いわゆるクリーンセンター施設全体の管理運営を20年間行うものであり、保守業務などの施設の維持管理も含まれております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは、大項目、脱炭素社会・カーボンニュートラルの推進のうち、(2)水産業振興負担金、ブルーカーボンについてお答えをいたします。

初めに、ブルーカーボンにつきましては、2009年10月に国連環境計画の報告書において、藻場、浅場等に生息する多様な海の生物の間で営まれる生態系に取り込まれた炭素がブルーカーボンと命名され、二酸化炭素の吸収源対策の新しい選択肢として示されました。このブルーカーボンを隔離、貯留する海洋生態系としましては、アマモなどの海草藻場、ワカメなどの海藻藻場、湿地、干潟、マングローブ林などがあり、これらはブルーカーボン生態系と呼ばれております。

次に、令和6年度の事業概要でございますが、海草の一種であるアマモを塩浜1丁目地先の三番瀬に移植することを計画しております。移植に当たりましては事前調査を行い、2m掛ける5mの区画を3か所ほど選定し、それぞれの区画に約80株程度、合計約250株の移植を予定しております。また、本年10月に開催予定のいちかわ三番瀬まつりにおきまして、本事業をはじめとしたブルーカーボンに関する取組事例などを紹介する展示を行い、カーボンニュートラルへの認識を広めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは、大項目、文化・芸術の振興、美術館建設準備事業についてお答えいたします。

令和6年度は、文化国際部文化施設課内に美術館構想に関する事務を所掌する美術館構想担当室を新設いたします。美術館構想担当室では、今後設置予定の市民及び有識者等による仮称市立美術館整備検討委員会の運営を行いつつ、美術館の開設に向けた調査研究を引き続き行っていくとともに、美術館構想を策定していく予定であります。また、本市の文化芸術に係るマスタープランであります市川市文化振興ビジョンにつきましても、美術館構想を具体的に示した計画とすることを含め、新年度から見直しに着手する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは、大項目、防災・減災対策の施策についての(1)能登半島地震に関する御質問にお答えします。

今回のように大規模災害が発生すると、その都度様々な課題が浮き彫りとなります。中でも、能登半島地震では長引く断水が深刻な状況で、人々の生活に大きな影響を及ぼしております。本市でも、食料や飲料水をはじめ、被災者支援に必要な物資等の備蓄は進めておりますが、避難生活が長期に及ぶ場合には外部からの支援に頼らざるを得ない部分も多いことから、引き続き、自治体や協定事業者などとも連携強化を図っていく必要がございます。

また、今回の地震では、現地の自治体職員が被災したことで災害対応体制の構築に時間を要した事例も聞いております。これらの課題については、既に作成済みである他の自治体からの支援を受けるための受援計画の実効性を高めていくことが重要だと考えております。災害対策は、過去の教訓を生かし、常に新たな知見などを取り入れ対策を講じることが重要であり、本市においても、これまで多くの見直しを行ってまいりました。能登半島

地震においても、徐々に復旧、復興を含めた対応が進められますが、最終的にはあらゆる角度から細かい分析が行われ、報告として取りまとめられますので、課題等を精査した上で、必要に応じて本市の震災対策に反映していく考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは防災・減災対策の施策についての(2)崖地等崩壊対策事業についてお答えします。

この事業は、市内の崖地において崩壊を防ぐための調査設計及び安全対策工事を行うものです。本事業の主な対策箇所である都市公園や都市緑地の斜面緑地につきましては、これまでに14斜面のうち11斜面において安全性を確認する調査を実施しました。その結果、大きな斜面崩壊のおそれは少ないものの、表層が小さな崩壊を繰り返しており、抑止する必要があることが判明したため、順次対策を進めております。斜面緑地の崩壊対策事業は、市民の安全を第一に考えた上で、極力樹木を残せる地山補強土工法を選定し、緑地の保全に努めております。対策の優先順位は、住宅が近接している斜面や、調査結果において安全率が低い斜面から優先的に対策をしております。今後のスケジュールとしましては、令和6年度は大野緑地や大野第2緑地のほか、真間山緑地、第三中学校南側斜面地の工事を実施するとともに、今後対策を実施する箇所の境界確定測量や調査設計などを行う予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員に申し上げますが、再質問は休憩後ということでお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時20分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第55号から日程第38報告第32号までの議事を継続いたします。

大場議員。

○大場 諭議員 初回の答弁ありがとうございました。それでは、一問一答で、それぞれまた質問させていただきます。

初めに、当初予算編成に当たって政策のプロセスを伺いました。御答弁の中で、特に予算編成の考え方について伺いました。

再質問をさせていただきますが、課題認識、そして予算編成の方針の策定が部長から答弁ありました。その中で、5年度当初予算編成から継続している財政保全措置について、6年度はゼロシーリングとのことですが、5年度は5%のマイナスシーリングを行っていたしましたので、実質的には予算が削減されたままの状況にあるのではないのでしょうか。新規拡大の原則凍結を含め、当該取組を継続して予算編成を行ったことによる市民生活への影響などはないのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

令和5年度の当初予算編成で採用いたしました5%のマイナスシーリングにつきましては、保育園の運営費や障がい者支援に関わる扶助費などの義務的な経費は対象外とするとともに、道路の補修や側溝清掃、公園等の草刈りなど、市民生活に身近なサービスにつきましては重点的に予算を確保するなど、市民の生活に配慮した上で

マイナスシーリングを実施したものであり、令和6年度当初予算におきましても同様の考えで編成を行ったところでございます。また、新規拡大事業を原則として凍結することにつきましては、令和6年度の予算編成方針では、令和5年度と異なり真に必要な事業については選択して実施するということを明記することで、引き続き事業の選択と集中を推し進めつつ、新規拡大事業でありましても、市民の方々が真に必要な取組、事業につきましても積極的に予算化に努めたため、市民サービスには大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。財政保全措置については先ほど御答弁ありました、それぞれ特に基金の積上げがあるということですが、透明化が大事ですので、その辺はしっかりと説明を今後もしていただきたいと思っておりますし、今御答弁ありましたように、特に保育園の運営や障がい者支援、特に扶助費、義務的な経費については対象外であると。そしてまた道路の補修等についても、市民の生活に直結するものについては配慮されているということでした。理解いたしました。

それでは、もう一つ再質問をさせていただきます。大変重要な課題の一つとして、老朽化が進む公共施設整備における財源確保を挙げていますが、当該課題に対する6年度当初予算における対応状況についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

今後本格化いたします公共施設の更新等を計画的に進めていくためには、さらなる基金の積み増しが必要であると考えており、幅広い分野にわたり市民生活に必要な予算を配分しつつ、重要課題の一つであります公共施設整備に関わる財源確保も行ったところであります。具体的に申し上げますと、クリーンセンターの建て替えに向けた財源確保として、一般廃棄物処理施設建設等基金への積立てを4億円計上したことにより、6年度末の基金残高は90億円に達する見込みとなっております。また、斎場や小中学校の建て替えなどのクリーンセンター以外の公共施設整備全般に活用が可能な公共施設整備基金への積立てにつきましては約7億円を計上したことによりまして、6年度末の基金残高は約67億円となる見込みとなっております。このように、当初予算の段階におきましても積極的に財源を確保することで、今後の公共施設の整備を着実に進めるため、積立てを行うこととしたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。公共施設整備の財源確保について聞きましたが、今後本格化する公共施設の更新等を計画的に進めていくには必要であるという御答弁でした。確かに、給食費の無償化、それから公共施設のこれから建て替え等、これはしっかりと施策を継続していくためには必要ですし、特にやはり財政調整基金については、特に300億円ちょっとですか、変更はないと。クリーンセンターの積み上げと、それから老朽化については、やはりこれは施設整備計画もあると思っておりますけれども、かなり老朽化が市内で進んだ公共施設が増えており、災害や震災で避難所となる学校、特に施設整備を着実にする、そういう予算措置が必要だと思いますので、引き続き透明化された財政運営と着実な運営、予算の編成をお願いしたいと思います。

財政については以上で終わります。

次に、教育について。田中教育長、ありがとうございます。教育長の、その教育の理念と取組についてお伺いしました。教育は人づくりであり、未来に向けた大切な投資であるとおっしゃられておりました。私は、政治を含めた全ての真ん中に教育は置くべきであろうと。やはり人づくりということが、私たちの市にとっても、

またその教育を受ける子ども、児童生徒にとっても、この教育がいかに重要かというのは、自分が大人になって初めて分かる、そういう大切な時期にやはり人づくり、そして独りで生き抜いていける力、これをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。大変にありがとうございました。

次に、議案第64号市川市介護保険条例の一部改正についてお伺いしました。今回、第1号被保険者の65歳以上のその対象の間での保険料率の設定でありましたけれども、本市の見直しは、保険料負担をより所得に応じた負担へとシフトさせるための見直しであると。今後の保険料上昇を見据え、低所得者の保険料負担を極力抑えることを目的に行ったということです。これは理解しました。本来であれば一律6,200円のところを、低所得者や生活に困っている世帯、低所得者の方々に負担がないようにという配慮、その分高額所得者に対しては負担が増えたわけですが、その割合的には市の行った見直しについては理解をいたします。

次に、子ども・子育て支援策強化への課題の認識と施策についてお伺いをいたしました。それぞれ御答弁ありがとうございました。妊娠期からの切れ目ない支援について伺いました。今回、それぞれ事業を行います、特に児童手当は国において、この所得制限の撤廃を行ったというのは、やはり画期的なことでございます。児童手当は、市川市発祥のこの施策です。昭和40年代、ちょっと正確な数字はあれですから、42年だったか、この市川市からこの手当が生まれたと。これが東京都、そして次に国というに広がって、そして所得制限がありましたけれども、今回子ども・子育て施策の強化の中で撤廃された。本当に何とも心に残る政策だと思います。

また、子育てにはやはり所得は関係なく、やはり子どもは社会で育てるという今回の取組で、児童手当、そしてまた(2)のこども家庭センター、これは後ほど再質問させていただきます。ここでしたほうがよろしいんですね、失礼しました。

今回、特に国の努力義務ということでございますが、市川市もこども家庭センターを設置するということになりました。設置の背景は、先ほど御答弁いただきましたように児童虐待の対応の件数の増加、そして妊娠、出産、そういった包括的な子育て家庭、子どもの包括的な相談を受けると。また、支援のための総合的司令塔にもなるようなことということですが、実際にこのこども家庭センターについて再質問をさせていただきますが、こども家庭センターが設置されることにより、どのような支援が充実するのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

こども家庭センターの設置により、これまで母子保健と児童福祉に分かれていた相談支援を一体的な組織の下で実施する体制が整うことから、子育てに困難を抱える家庭について、これまで以上に漏れなく切れ目のない支援が実施できるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございました。やはりこれは特に社会で見えていく、育てると、そういう理念が入った、やはりトータルで見ないと子どもの支援はできないということがございますので、よろしく願いいたします。これはこれで結構でございます。

(3)です。保育所等における性被害防止、これはニュースで度々耳にする様々な事件がありますけれども、起こるたびにどうにかならないのかというふうに考えてきましたが、国として、特に性被害防止の対策の推進をしていくということで、今回特にパーティション、簡易扉、更衣室の設置ですかね、そういうプライバシーの保護に積極的に施策がなされるということです。ぜひこれもしっかりと進めていただきたいと思います。これはこれで、再質問はなしです。

続きまして、(4)の私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金について、これは再質問をさせていただきます

す。これは市の単独事業ということですが、保育園については、昨年10月からゼロ歳児から2歳児の保育料の無償化が開始されましたが、幼稚園についてはそれがなかったということで、やはりお子さんを持つ家庭、お母さんにとっては、この支援は非常に大きいと思います。やはり少しでも預けていれば虐待につながらないというのはよく耳にすることであるし、実際そういうふうな虐待を起こす背景があります。これについて、市が積極的に単独事業として行うわけですが、その背景、理由についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市には、私立幼稚園が29園と多く、その活用は、待機児童対策を進める上で重要と考えております。本補助金の活用により、共働き世帯が私立幼稚園での生活を経験し、3歳からの預け先として幼稚園を選択していただけることは、本市にとって引き続き課題である待機児童対策の一助となることから、本市独自の事業として実施するものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。お子さんを持つ——幼稚園教育というものは非常に、私も子どもを幼稚園へ入れてきましたが、非常に後になって意味がありますし、今、この子育ての中で幼稚園、答弁にありましたけれども下の子がやはり、上の子がいれば下の子どもどうしようかなど、下の子は保育園に、それとも上の子は保育園に、保育園にいるから幼稚園はやめるかとか、そういうふうな選択肢が今回増える。それで子育てが自由にできるということでは非常によい施策であると思います。これはこれで結構でございます。

次に、(5)の子ども受験料支援事業補助金について。これは国のほうで家庭環境によって進学を諦める、そういう家庭もあると、そういう家庭環境の中で子どもの未来の選択肢を奪わない、そういった少しですけれども今回取り組むという施策ですので、受験を悩んでいる子たちにとっては非常に勇気づけられる施策だと思います。これはこれで結構でございます。

産後ケアについては、先ほど拡充がなされるという御答弁がありました。ぜひこれはさらに国の補助金も使って、ぜひ拡充をこれからも進めていただきたいと思います。

最後に、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金について、これも市の単独事業ということですが、これも、私は特に子育て世代の方は、特に親の近くに住むということは非常に、親にとっても非常に安心でありますし、子育て世代にとっては、やはり元気な御両親の近くで子どもを見てもらうということは非常にまた都合がいいということですので、これも施策として意味があると思いますし、ちょっと金額が10万円ということですから、最大30万円と。次は少し増やしていただきたいというふうに思うわけですが、予算がありますからね、また次をお願いしたいと思います。

子ども・子育てについては以上で終わります。

次に、保健衛生の向上について御答弁いただきました。

带状疱疹ワクチンの費用助成については、生ワクチン、本当にずっと公明党として取り組んで、市長に対して要望を上げてまいりました。今回実現を、予算を組んでいただきましたが、これは非常に高齢者にとっては、なった方はこの世でこんな痛みがあるのかというようなぐらい痛いそうです。私もちょっと打つことを考えておりますけれども、ぜひ、65歳を過ぎると、もう誰でも打ちたいというふうに言っております。そうした助成を今回実現いただきました。

ちょっと再質問でございますが、生ワクチンの場合は1回3,000円、不活化ワクチンの場合は1回7,000円を上限に2回まで助成するとのことでした。

そこでお聞きします。千葉県内で費用助成を実施している自治体がありますが、他市の助成金はどのくらいでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

千葉県内で带状疱疹ワクチンの費用助成を実施している自治体は9市町村あり、そのうち近隣市としては、習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市がございまして。助成金額は、習志野市、我孫子市では、生ワクチンの場合は1人1回まで2,000円を、不活化ワクチンの場合1人2回まで接種1回につき5,000円を上限に助成しております。鎌ヶ谷市では、生ワクチンの場合1人1回まで4,000円を、不活化ワクチンの場合1人2回まで接種1回につき5,000円を上限に助成しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。今回比較しますと、市川市は積極的に、他市に比べても非常に手厚く今回支援をいただいたということで、市民に私たちが説明するのでも本当に胸を張って言えるのかなど。比較するとよく分かりました。先ほど言いましたように、80歳までに3人に1人は発症すると。このワクチンの効果はすごくあって、高額なのでためらう人が多いということで、この費用助成されたということは市民から評価されると思います。ありがとうございます。

次に、AEDでございますけれども、これは公明党西村議員がずっと質問をしましりましてけれども、市内180か所のコンビニにつくと。ならなければいいんですけども、やはり心筋梗塞とか、運動している間に突然の心臓発作、こういった方を、今年の統計見ると、ちょっと今数字は思い出せませんが、そんなには多くないんですけども、ただ、助かった方にとってはこのAEDがあったから命をとどめることができたということ、これは非常に重要な、命を守るためには、これはリース契約だと思いますけれども、やはり重要な施策であり、予算をつける価値があるなというふうに思います。これは再質問はなしでございます。

次に、若年がん患者在宅療養支援事業について。これは、制度のはざまでの今回新しい取組でございますけれども、40歳前ですと介護保険、要するに療養生活している中で介護、そういう身の回りのケアができないと、介護保険があればそれを使って様々な支援ができるわけですけども、制度のはざまの中で苦しんでいる。

これは再質問させていただきます。制度のはざままで苦しんでいる人に支援ができることになったわけですけども、この事業によって生まれる効果はどのようなものが考えられるか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

現行制度において、在宅療養を希望するがん患者の方が訪問看護や福祉用具のレンタルサービスなどの在宅療養サービスを利用する場合、40歳以上の方については介護保険が適用され、サービス料金の1割から3割負担での利用が可能ですが、40歳未満の方については介護保険が適用されず、これらの介護サービスの利用の際は全額自己負担となっております。今回、この事業を実施することにより、これら在宅療養を希望する若年がん患者やその家族の身体的・経済的負担を軽減し、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることで生活の質の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。若年がん患者のその家族の経済負担、本人にとっても、やはりその最後、住み慣れた御自宅で療養生活を送っていただけると、こういうことが支援できるって、非常にこの対象に

なる方は、また生活の質の向上にもつながるといふふうに思います。分かりました。ありがとうございました。

では、次に移ります。次に、高齢者などへの支援策について伺いました。1、市川市敬老祝金支給条例の一部改正についてお伺いしました。この見直しをされたこと、そしてまたそのことによって、この後質問を続けておりますゴールドシニア事業、そしてデジ活講座事業、そしてまた高齢者補聴器購入費用助成事業と、そういったところに2,670万円を敬老祝金からは削減するけれども、そのほかの事業に、高齢者支援につなげていけると。チケット75、そしてまたほかの拡大、新事業3事業についてもこの費用が原資となって、さらに積上げとなりまますけれどもなるというふうに御説明がありました。それぞれ御答弁いただきましたけれども、特にゴールドシニア事業については、先ほどありましたチケット75、今年も引き続き拡大してやっていただけると。高齢者の外へ出て、またその費用の軽減ですね、大変に反響がありました。これは非常に継続は意味があると思います。スマホの購入助成の事業、そしてまたデジ活講座事業、これはこれからこの後、先ほど質問しましたDXにつながりますね。エストニアが電子国家と言われるその背景には、国民の高齢者も、自分の個人情報を国のサーバーにアクセスして毎週1回見ると。要するに、改ざんされていないかどうか自分でチェックできるというんです。それは、ベンチに座って、公園の隅で座っている高齢者にスマホの使い方を教えると、そういったところからエストニアでは電子国家、要するに、仮に隣国から攻められて国家が減びた、なくなるといったときに、国民はつながるといふような、やはりこれは本来のDXの姿で、これがきちっとこの事業として力を入れて推進していただければ、私は市川市のDXが進むと思います。

国においては、田園都市構想の中で、やはりそのデジタルディバイドの解消を目指すということで、非常に国家としても、国としてもこれは取り組むべきだということですから、この事業について、ぜひ後でまたDXの推進について述べますけれども、進めていただきたいと思います。ですから、この祝い金の削減が高齢者にとっては非常に有効に使われるということでも伺いましたので、これは分かりました。

それでは次の、地域におけるDXの推進について伺いました。――失礼しました。補聴器が抜けていましたね。補聴器もありがとうございます。これ大事なものが抜けていました。今回、中村議員が2018年と2022年にこの議会で質問をしてきました。やはり、高齢になるとコミュニケーションが重要になりますが、耳が聞こえないということで外出も控えたり、人との会話をためらったりということがあり、やはりひきこもりにもつながると。こういった高齢者の耳が聞こえづらいという方への支援にとって、今回の高齢者補聴器購入の費用助成事業、非常に価値あるものだと思います。ぜひこれも、これからは実際に周知をしていただいて、この費用助成を利用する方が増えるように努めていただきたいと思います。

次に、地域におけるDXの推進についてお聞きしました。御答弁には、自治体行政のDXについて、電子市役所を実現という将来構想があると。引き続き取り組んでいくということでした。自治体のDXを進めていくだけではなくて、実際に市民の方が広く情報通信技術を利用されることが重要であります。今後はDXメニューをより一層充実させるということと、それから、先ほど言ったデジタルディバイドの方、やっぱりそれをサポートする、そういった取組をさらに進めていただきたいと思います。

さらに、再質問をさせていただきます。国においても、この自治体の電子化についてはもうかなり前から取り組んでおりますけれども、先ほど言いましたスマホの購入、そしてまたその講習会、これは非常にデジタルディバイドの方にとっては支援になります。今、ただ自治体DXは全庁的、横断的な推進体制を整備することが重要となります。それに必要なのは、財政的・人的支援を充実していくことです。今後、行政手続のオンライン化、住民サービスの向上、災害時の被災者情報管理業務システムの整備など、その電子自治体を実現するにはICT、これは外部の専門家を利用するのも必要ですけれども、内部におけるDX、情報化とその推進をする職員の人材育成も必要と考えます。

そこで伺います。D X推進に向けて、行政内部でデジタル人材の確保、そしてまた育成が必要だと思いますが、本市はどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えいたします。

日々発展を続けるデジタル技術への対応、また、行政や地域においてD Xを推進していくためには、デジタル人材の確保、育成は重要であると認識しております。現在、本市での外部人材の活用につきましては、個別のシステム調達における調整業務といたしまして登用を行っておりますけれども、市全体に関わるD X推進に特化したC I O補佐官など、専門アドバイザーの登用は行ってはおりません。なお、これまで職員採用におきまして職務経験者を対象とした通年採用試験の中で、システムエンジニアやD X推進の経験者を採用した実績がございます。D Xの推進につきましては、今後も企画部と情報管理部による職員への伴走支援、R P A等のI Tツールの研修会、D X事例集の周知によるボトムアップなどによりまして、庁内の中核を担う人材としてD X推進リーダーの育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。このD Xについては、特にこの人材の確保が今重要で、日本とアメリカは、コンピューターがやはり先進国の中でもかなり進んでいました。ただしかし、その人材が今かなり高齢になって、若い人が少ないということで、世界の中で日本とアメリカが一番人材がいないと。これが今、日本の国力の問題になっているということ千葉工業大学の角田教授がおっしゃられております。総務省も、このデジタル人材の確保と自治体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員、D X推進リーダーの育成に関わる経費について、新たに令和5年度から令和7年度までの間、特別交付税措置、措置率は0.7ですからかなり、講ずることとし、必要経費について財政的支援を実施するとなっております。これらを活用し、ぜひデジタル人材の育成を図り、自治体D X、地域社会D Xを加速化していただきたいと要望して、これは終わります。

それでは次に、デジタル地域通貨についてお伺いしました。事業の目的、そして財源、そして将来像についてお伺いいたしました。目的については、市内の資金循環による経済の活性化、そして健康づくり、ボランティアの活動の取組と、これは目的としては、この地域通貨の効果として私は非常に有効であるというふうに思います。これをいかに成功させていくかということで、このデジポイントをかなり拡充をしたと。またさらに広めていく、また今回は市内の対象地域も増やすということですから、実証実験を踏まえて、これから実際にこの目的が達成するように、ぜひ取り組んでいただきたいということと、財源については18億円、本市の実質的負担は1億874万円と、全体の金額にしても少なくはないわけですが、先ほど先順位者の答弁でもありましたように、効果が出れば、これは大きな事業になると思います。

将来像についてもお伺いいたしました。これはやはり行政ポイントの事業が災害に備える、人とのつながり、環境を守る、共に学ぶ、健康に取り組むという5つのテーマで事業の拡大を、また市民活動の活性化を図ると。私は目の前にあるこの投資した金額よりも、やはりこの行政と、後でテーマになります農家の花粉の問題がありますけれども、市民が健康になるということは、やはり市民にとってもよいことでありますし、ゆくゆくは国保税の軽減になるというふうに、事業効果としては大きな事業として私は見込めるんだと思います。あとは、この行政ポイントの事業、どこまでも、尼崎市ですか、視察してきましたけれども、やはりそこも補助金が出ている間は、交付金が出ている間はいいんですけども、これからどうするかということをご悩んでおられましたけれども、やはり行政ポイント。また、市民の健康につなげて市内の活性化につなげるということでしたけれども、その財源、ただ、しかし市民にとっては、では時期はどうするんだということになりますから、これで再質問をさ

させていただきます。

この令和6年度の事業については理解いたしました。ただ、毎年国からの交付金を充当して事業を実施できるとは限りませんので、令和7年度以降どのような将来像を描いているのか、市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 実証実験では、行政ポイントを活用することで地域経済と市民活動を併せて活性化できることが分かりました。そのため、ポイント還元キャンペーンを実施しなくても地域課題の解決に寄与する市民活動に対して重点的に行政ポイントを付与することで大きな事業効果を生み出していくことができるのではないかと考えております。今後、先進事例の調査研究を進め、国費等の特定財源に頼ることなく事業目的を達成できる将来像の確立を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。限られた人材でこの事業を軌道に乗せていくというのは大変なことかと思いますが、ぜひ、価値ある事業だと思いますので進めていただきたいと思います。研究も、私たち議員もしっかりといろいろ研究をして、また一緒によりいい方向に進むように取り組んでいきたいと思ひます。

デジタル地域通貨については以上でございます。

次に、11番。その前は宮本議員の補足質問になりますので、私のほうは11番、農業支援策について。火傷病に関する市の取組についてお伺いいたしました。これは答弁にもありました、花粉を中国から輸入していたわけですが、その花粉が手に入らないということで、昨年ちょうど夏にそのことが分かったということで、私も農家の方から花粉が手に入らない、次の課題はそれだというふうに話をされていました。これは今回ボランティアが、市が梨の花摘みのボランティアを公募したところ、多くの応募があったと。苦しんでいる農家が、このボランティアが来ることで、やはり花摘み、そして花粉の受粉の作業ができるということになる。これは本当にいい取組であると思ひます。農家の方も感謝しております。そしてまた、市川市だけではなく、応募した方が他市の方もおられたということで、やはり市川市の梨、そしてまた農家に対する関心というのが非常に高いんだなということで、農家にとっても助けになりましたし、農業に対する、また梨に対する関心がやはり多くの方にあるんだということで、農家にとっても勇気づけられましたし、私は何よりもこの市で困っている、これは農家に限らず様々な事業にあって、これは農家の問題だと。それから、これは経済の問題だという問題を、そうだなで終わらせない今回の取組は、私はすごく評価をいたします。問題解決、課題解決に当たってどうするかという様々なアイデアを出して取り組んでいく中で、こういった思わぬ反響があって取組ができる。やはりアイデアを出してチャレンジして思わぬ反響、これはある意味ではこれから限られた行政のリソースの中で、やはり市民の様々な力を借りて、様々な事業を実現していく、課題を乗り越えていく。今回はいい例ではないかというふうに思ひます。

また、その方たちの反響、実際にやった方がどのような感想があるのか、ぜひ報告もお願いしたいと思ひますし、その方たちはこの次の梨が多分楽しみだというふうに思ひますから、そこまで追っていただきたいと思います。

この農業支援についてはこれで終わります。

次に、12番は宮本議員が行いますので、13番、防災・減災対策の施策についてお伺いしました。能登半島の地震、これは本当に1000年に一度、4m地面が隆起すると、想像を絶するような今回の震災でした。また、半島という地理的な問題もあり、これまでにないような経験を被災者の方、また自治体の方は経験しております。

そこで、これから実際に検証をしていく、取組を考えるということでしたけれども、私たちが聞いているとこ

ろでは、1つは大規模な災害、今回の災害で特に物資の調達に、やはり思うようにすぐいかなかったということです。ここについてお伺いします。

本市においても、民間事業者と連携を取っておりますけれども、そして災害時の協定を締結されております。能登半島地震では、協定事業者からの物品調達に時間を要したと聞いております。災害に備え日頃から関係を構築することが必要と考えますが、本市の取組についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

大規模な災害では、市の支援が行き届くまで時間を要するとともに、全ての支援を市のみで賄うことは難しくなります。そこで、災害時に幅広く支援を受けるため、本市は多くの事業者と災害時支援協定の締結を進めており、本年1月末現在で191件の協定を締結しております。また、協定事業者とは連携を強化するために協定内容についての確認、担当者との意見交換、啓発イベントへの参加など、日頃から顔の見える関係づくりに努めているところです。今回の能登半島地震を踏まえて、事業者と連携した訓練の強化や連絡体制の再確認など、発災時の実効性が確保されるよう、より強固な関係づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。まだ復旧、復興、復旧も全て復旧まで至っていないという状況で、そしてまた多くの自治体からも入っておりますから、実際に様々な課題が洗い出されて、本市にとって比較したときにどこが問題なのかというのはこれからになるかとは思いますが、この協定の事業についても、被災されたとき、どんな震災、また災害がある、その状況によってその事業者さんも被災状況が違ったりとかあると思いますので、様々なシミュレーションを組みながら、ふだんのコミュニケーションの継続をぜひともお願いしたいと思います。

危機管理については以上でございます。

それでは、同じ危機管理の中で災害時の対応についてですが、(2)の崖地等崩壊対策事業について御答弁いただきました。今回の6年度の当初予算の崖地崩壊事業については、今回5か所ですか。この優先順位、また今後のスケジュールについてお伺いしました。この斜面緑地の状況、斜面崩壊、順次進めていくという、また工法についても緑を守りながら、やはりその効果的な工法を進めると。それから、対策の進め方も、今回は特に住宅に近接している斜面、安全性を損ないそうなところですね。ちょっと危険なところと、全く危ないという表現ですと住んでいる住民の方が驚くでしょうからそういう表現になると思いますけれども、そこを優先的に対策を講じているということがありました。この崖地については分かりました。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございます。引き続き補足質問を宮本議員が行います。

○稲葉健二議長 次に、宮本均議員。

○宮本 均議員 公明党、宮本均です。今日、最後の質疑です。大変お疲れかと思いますが、30分ほどお付き合いください。

まず、脱炭素社会、カーボンニュートラル関連事業でございますが、環境面、経済面、社会面での期待する効果、設立までの段取り、これに関しましては先順位者への答弁もございました。おおむね理解したところで、この質問に関しては結構でございます。

その上で伺いをいたします。さきに述べました3つの効果、こちらのほう、環境面、社会面、これは同時に達成可能かとは思いますが、もう一つの経済面、これは環境・社会面と相反する効果になるのではないかと心配するところがございます。新会社ということですから電力の売電、共同事業者への収益の配分、電力の分配、

こういった面を考えますと、市川市ではさきの3つの効果、このうちどれを最も重要視するのか、この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

地域新電力会社は、カーボンニュートラルを実現していく上で重要な役割を果たすと考えます。そのことから、環境面におけるエネルギーの地産地消を実現することが一番大きな役割であると認識しております。また、本市の脱炭素の施策などを進めていくためにも、利益の地域還元といった社会面も重要な役割を果たすと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 重要視する点はこれではっきりしたかとは思いますが、また、この点について言いますと、昨年ですか、カーボンニュートラルシティの実現に向けた協定を市川市、京葉瓦斯さんとも行っておりますので、多分そうだろうとは思っておりました。また今年、これは記者会見での資料ということでCO₂排出量50%削減ロードマップ、これが発表されました。これはさきの答弁でも紹介がありましたが、この中を見ますと、地域新電力会社がCO₂削減量31万t相当に寄与するという内容になっております。この点について、どういう仕組み、どうやって31万t寄与に持っていくのか、この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

地域新電力会社設立当初は、クリーンセンターの余剰電力を公共施設へ供給することで二酸化炭素排出量の削減が見込めます。市内における太陽光発電などの再生可能エネルギー導入の可能性については、環境省が運営するウェブサイト、再生可能エネルギー情報提供システムが提供している自治体再エネ情報カルテを参考にしています。それによりますと、都市部である本市の特性として、建物への太陽光発電設備の導入可能性が高いことが示されております。ロードマップのゴールである令和12年度までには、クリーンセンターの余剰電力に加えて、住宅や事業所、工場などの建物に太陽光発電設備がさらに導入される可能性も一定数見込み、これらを地域新電力会社が取り扱うことを想定していることから、二酸化炭素排出削減量を31万tとしたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。これはちょっと説明を聞かないと、このロードマップの中で地域新電力だけがちょっと、ほかのいわゆる5つの柱、取組とは丸っきり別の扱いになるというのがよく分かる説明かと思えます。新電力会社に関しては質問は以上ですけれども、このロードマップですね。せっかくなつて、大変に分かりやすい内容になっているかと思えます。これがあって初めて市のいろいろな部局、職員が取り組まなければならない削減のことが常に意識されるかと思えますので、できましたらこのロードマップですね、どこか常時見えるところ、例えば1階、2階でも結構です。掲げていただければと思います。

それでは次の質問、水産業振興負担金についてお伺いをいたします。こちらブルーカーボンの事業ということでございますが、実は、2023年2月定例会で一般質問を私が行っております。正直、そのときには初めてブルーカーボンの話を取り上げたので、予算化とか、何か早急にというところは正直ございませんでした。今回アマモの事業ということで、僅かですけれども予算をつけていただいた。市長も市政方針で挑戦という言葉を使っております。効率だけを考えたものではない挑戦する姿勢というのは、非常に私はありがたいお言葉であると思えます。

僅かな予算ではありますが、アマモに期待する効果についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

二酸化炭素は水に溶けやすい性質から、海は大気中の二酸化炭素を取り込んでおり、海洋全体の二酸化炭素の量は大気中の約50倍とも言われております。そこで、カーボンニュートラルへの取組としてアマモを移植することにより、海中、すなわち海の中の二酸化炭素が光合成によりアマモに吸収されるため、吸収された量に相当する二酸化炭素を大気中から海中に取り組むことができるようになります。さらに、アマモに吸収された炭素が再度大気中に放出されないよう、根を通じて土に取り込まれたり、枯れた後に海底に有機物として堆積するなど、ブルーカーボンを隔離、貯蔵する効果が期待できます。また、アマモが茂る藻場は海の揺り籠と呼ばれており、稚魚や稚貝の良質な生息場所となることから、近年漁獲量が減少している貝類の漁場改善効果にも期待をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。海辺を擁する市川市だからこそできる事業かと思っておりますので、こういったことはこれからもしっかりと続けていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の電気自動車等導入促進事業でございます。これは来年度の当初予算で組まれているものですが、今回拡大ということで、電動バイクが新たに加わっております。今回、電動バイクを加えた理由についてお伺いします。

それともう1点、いわゆる電気自動車等の導入促進を図るための事業ではありますが、私は、まず先に市内の充電設備を充実させることで導入促進が図られると思います。ほかの事業との連携についてはどのようなお考えでしょうか。

以上、お願いいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

現在、国では環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、電気自動車などの購入に対し補助金を交付しており、既に電動バイクも補助対象に含まれております。本市におきましても、電動バイクの普及が進みつつある背景を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けて、手軽に利用できるバイクについてもガソリンから電動に転換する後押しとなるよう補助対象に加えたものであります。なお、電気自動車等の普及を推進していくためには、日常、不自由なく充電できるよう充電設備を普及させることも重要と考えております。本市は、これまでも既存の集合住宅に居住者以外の方の利用もできる充電設備を設置する場合、1基当たり最大100万円の補助を行うなど、充電設備の普及促進に向けた事業を行ってまいりました。これに加えて、昨年10月にはパナソニック株式会社エレクトリックワークス社とEV用充電インフラの整備促進及び啓発に関する取組について協定を締結し、公共施設をはじめ、民間も含めた充電器のシェアリングサービスの利用拡大に共同で取り組んでおります。これらにより充電設備の普及促進を進め、電気自動車の充電に不安のないまちづくりにより、カーボンニュートラルの実現を目指します。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。パナソニックさんとの協定で、これから少しでも多く目に映るような設備が出来上がることを期待しております。

それでは、次のクリーンセンター整備事業に関してお伺いをいたします。

こちらの事業方式は、答弁の中でもございましたがDBO方式、これにより公設公営よりも費用削減率が高い、そういった中身で来年度には業者の選定、令和7年には設計、工事と続くと考えておりますが、その中でDBO方式で果たして対応は可能なのか、心配する点が幾つかございますが、2点お伺いをいたします。

まず、非常時、これは緊急時、災害時と考えていただいても構わないですが、ごみ処理施設の運転管理、これは民間事業者が臨機応変に対応は果たしてできるものなのか。もう1点、リスク分担の設定についてですが、リスク分担、これは数多くございますが、今回は特に運営段階における施設瑕疵リスク、この点について市に分担の考え方を伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

初めに、非常時における対応についてです。事故などが発生した場合、適切な対応を行えるよう緊急対応マニュアルを作成することや、地震、風水害などの災害時による緊急事態の場合においても、事業の継続や早期復旧を可能とするために事業継続計画を策定することなどを仕様書に定め、施設を適切に運用、維持管理できるよう業者に求めていくことで、非常時においても適切な対応が可能と考えております。

次に、施設の瑕疵リスクについてです。事業方式を施設の設計、建設から運営までを一括で発注するDBO方式とすることから、設計や建設に起因する瑕疵については事業者が適切な維持管理を行わなかったことによる施設の破損など、運営に起因する瑕疵も含め、受注した事業者が負うことになります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。これから業者の選定を行っていくわけですが、今言った2点が、実は業者にとって参入をするかどうかの判断材料になる1つかと思っております。市川市の負担を大きくする、そうすれば業者は参入しやすくなると思いますが、元々のDBO方式におけるいわゆる費用削減、これが果たして保たれるのかどうかという心配もございます。逆に、市川市の負担を小さくすることは業者の負担が大きくなるので、参入を戸惑う、または辞退するようなことにもなりかねないと思います。この2点については今後のことにはなるわけですが、例えば、クリーンセンターは、明らかにこれは建て替えになります。そして、事業期間が20年間と聞いておりますので、この20年間においては大規模修繕が発生する可能性は非常に低い時期であるかと思っております。そのために、維持管理費用の積算、これは双方でリスク対策費として抑制は可能な状態にあると思っております。ですから、その点を踏まえて過度の双方による増大というのも、これがないようなクリーンセンターの業者選定、設計、工事と続くようにしていただければと思います。

今言った内容は、実はこれはもうまさに市川市が初めてになるかもしれません、経営ということになるかと思っております。今までとは違う形の、いわゆるクリーンセンターの経営ということになるかと思っておりますので、ある意味経営者としての手腕が必要になる、そういった方式であるとも思っております。その点に関しては、私は、田中市長も経営者でありますので、どうぞ思う存分手腕を発揮していただければと思います。

この質問に関しては以上です。

次の文化芸術に関する美術館の開設に関してお伺いをいたします。美術館建設準備事業、美術館の話ですが、まず美術館、こういった作品によるもの、建物による、また場所、こういった分類もございまして、建物は有名建築の建物であったり、アトリエであったり、一部重要文化財と一緒にいる美術館もございます。また、場所に関しましては城下町であったり、湖畔、または庭園と併設の美術館など数多くあるわけですが、事前の説明では、今までも調査研究を続けてきたとございます。その結果を踏まえ、6年度に検討委員会を設置する

とございます。この検討委員会なんですけれども、説明では、つくるためにこれから協議を始め検討事項の洗い出し等を行うとありますが、来年度に検討委員会を設ける理由は何なのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

美術館の建設は、本市において過去にも検討していた事項であり、かねてより市内外で活躍されている本市ゆかりの多くの作家や、市民等から要望があったものであります。近年においては、市川市に美術館を要望する会が設置、設立されるなど、市民の方々等の中においても美術館開設の機運が高まってきておりました。今般、令和4年6月の美術館開設に係る市長の所信表明を踏まえ、本市において開設に向けた調査研究及び美術館構想を策定するに当たり、市民及び有識者からの御意見を伺うため検討委員会を設置するものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。いろいろなところから、また団体もあって、そこからの要望もありますという内容でございました。実は、昨年末ぐらいからでしょうか、今年も含めてなんですけれども、美術館の件をいろいろなところで市長が話をしているという話をたくさん聞いております。そういった、今回ようやくこの美術館、動き出したかなという思いなんです、実は、私どもも令和6年の予算要望の中で、文化国際部に関して次のように要望を出しております。現代産業科学館の利活用について、美術館リニューアルを含めて早期に検討されたい。そして2月7日、そちらの回答が以下のようにございました。現代産業科学館の利活用について、庁内外の関係部署と協議が必要でございます。また、美術館整備についても多岐にわたる検討課題があることから慎重に検討を重ねていくという回答をいただいております。そして、今回検討委員会を立ち上げるということなんです、この回答を見ますと、多岐にわたる検討課題というのは既に把握しているところかと思えます。その上で、検討委員会なので、これは明らかに美術館を設置するための検討委員会というふうに捉えております。先ほどの答弁もそのような内容になっているかと思えますが、この現代産業科学館の活用について、現状どのような予定があるのか。また、開設に向けたスケジュール、こちらについても併せてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

美術館の建設場所につきましては、現時点では未定でございます。御質問の現代産業科学館につきましては、千葉県から譲渡について地元市と協議を進めるとの方向性が示されており、これを実現するには、千葉県や庁内関係部署と慎重な協議が必要と考えております。譲渡後、現代産業科学館を美術館として活用する場合には改修が必要であり、改修の手法等を含めた幾つかの検討課題があるものと認識しております。

次に、美術館の開設に向けたスケジュールについてでございますが、検討委員会による検討や、新年度設置する美術館構想担当室による調査研究が進み、基本構想等を策定する中で定まってくるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。美術館に関する質問は以上なんです、いわゆるコスト的には現代産業科学館、レガシー的には国府台の千葉県の所有する土地ということも、非常に美術館に熱心な方も一言おっしゃっていました。場所に関してはこれからということですが、コメントとしましては、先ほど要望も出しているとおり、美術館自体に関しては基本、賛成でございます。どうかしっかりと美術館の建設に向けて、来年度から頑張っていただければと思います。

最後の質問です。定額減税給付金についてお伺いをいたします。

まず、定額減税の説明を一通り受けました。その中で、財政部にお伺いいたします。定額減税の対象者、また減税の影響額について、どのような見込みでしょうか。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

本市における定額減税の対象者数につきましては、この定額減税の制度が令和6年度分の課税において適用となるため、現時点におきましてはまだ課税計算が終了していないため正確な対象者数というのは判明いたしません。令和5年度の課税実績を基に試算いたしますと、減税の対象者は約26万8,000人と見込んでおり、その影響額につきましては22億8,900万円になるものと見込み、予算のほうも計上しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 大変ありがとうございました。確かに確定前の話ではありますが、おおよそ影響額についても確認ができました。ありがとうございました。

では、次に給付金について再度お伺いいたします。まず福祉部について、福祉部の答弁から再度お伺いをさせていただきます。

給付の種類も数多くあるということはよく分かっているんですが、いわゆるそれぞれの世帯、例えば住民税均等割のみ課税世帯、これは令和5年度の方で、また新たに令和6年にも同様の枠組み、そして住民税均等割のみ課税世帯と、非常に種類が多いわけですが、それぞれのいわゆる対象者リスト、基準日、給付時期、また支援内容、またさらにこれに子育て世帯への加算、これもあります。この子育て世帯の加算も、先ほど言った区分の給付金の給付時期と一緒にするのが望ましいんですが、その点についてどうなっているのか。

一番の懸念は、課税情報は何を使ってどう入手するのか、これが一番大変かな、困難かなと思います。また、これは国の事業でもございますから、全国一斉に減税と給付が行われる。そうなりますと、いわゆる人員の不足にはならないのか、人員確保について、当然委託先を確保しているとは思いますが、この委託先の確保は大丈夫なのか、この点についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 先ほど5つの給付区分を申し上げましたが、このうち住民税均等割非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、そして低所得者の子育て世帯への加算、この3つの給付の基準日は、国が目安として昨年12月1日とお示ししておりますので、本市では同日を基準日としております。また、対象世帯につきましては、令和5年度の住民税の課税情報等を基に、給付要件ごとに対象者を抽出しており、その課税情報と基準日時点の住民基本台帳の情報を組み合わせ、給付要件に合致する方を給付対象者としてリスト化しております。住民税均等割非課税世帯の対象世帯は約4万4,000世帯で、1世帯当たり7万円を給付するもので、昨年12月に補正予算計上し、現在は給付を開始しております。また、住民税均等割のみ課税世帯の対象世帯は約5,000世帯で、1世帯当たり10万円を給付するもので、先月専決処分を行わせていただきまして、現在給付に向けた準備を進めております。同じく専決処分を行った低所得者の子育て世帯の対象は、18歳以下の児童で1人当たり5万円を給付するもので、既に給付を開始している7万円とは別に給付する予定としております。なお、住民税均等割のみ課税世帯のうち、低所得者の子育て世帯にも該当する場合には5万円を上乗せして給付する予定としています。また、住民税均等割のみ課税世帯への給付と、低所得者の子育て世帯への加算の給付時期については、今月中に対象となる世帯に書類等を送付しまして、来月下旬から給付を開始いたします。

次に、残りの2つの給付であります令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯と、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯については、現在国から基準日の目安が示されていないことや、令和6年度住民税の賦課

決定がなされていないことから給付時期については未定でありますけれども、今後対象世帯の速やかな給付ができるように準備を進めてまいります。そして、これらの業務は、福祉部地域共生課の給付金グループで行います。職員については、福祉部内及び関係部署とも連携及び協力を図りながら、適正な人員の確保に努めてまいります。また、業務委託としては、現在行っているコールセンター業務や、住民税課税台帳や住民基本台帳から対象となるデータを抽出する業務などを委託しておりまして、今後も給付金業務に支障が生じないよう、委託先の確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。部署内のことはあえて問いませんが、コールセンター、こちらのほうなんです、このコールセンターの業務、またさらに職員との役割分担というものもあるかと思うんですが、その点について再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 コールセンター業務は、主に給付金制度全般に関すること、また申請書類の進捗状況の確認や送付、再送付に関する問合せ対応などを行っております。コールセンターは、庁舎外と庁舎内の2か所に設置しております。市民からの問合せは、まずは庁舎外のコールセンターで対応することとしており、周知用チラシや市のウェブサイトはこの電話番号を掲載し、最大13名で対応に当たっております。また、庁舎内のコールセンターでは常時2名を配置し、市に直接問合せが入った場合などに対応しております。また、コールセンターでの対応が難しい個々の課税状況に関することや、住民税全般に関する内容などについては、市の職員が対応することとしております。

コールセンターは、これまで最も多かった日で約560件のお問合せに対応しており、コールセンターが初期対応を行うことで市職員の問い合わせ対応による負担は大幅に縮減しております。コールセンターと市職員の役割分担を明確にすることで、市職員は書類の審査や給付手続等に専念でき、速やかな給付金の支給につながるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。まだ基準日が未発表の部分で、準備はしているけれどもまだ取りかかれない状況というのもよく理解はしているんですが、要は、これは来年度から始まる部分も含めると、ほぼほぼ通年通してこの給付事業が続く形になるかと思っておりますけれども、その際、本当に福祉部は非常に業務が煩雑、増えて大変かと思っておりますが、コールセンターも対象者は自分がどこの分類で、いつ入るのかというところが一番の聞く内容かとは思いますが、ですから、前よりも問合せは非常に多くなるのではないかなという気がするのですが、大変な中ではございますが、来年度のこの給付事業、よろしく願いいたします。

福祉部に関しては以上です。

続いて、財政部の答弁の件でお伺いをいたします。

これも最後に残った1つの給付なんです、いわゆる定額減税し切れないと見込まれる方への給付について、こちら実は先週までの基準日がまだ発表になっていないので、いつか出ないかと思って調べていたんですけれども、ちょっと私のほうでは把握はしておりません。また、不足額の算定、入手可能な課税情報等についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

まず、定額減税し切れないと見込まれる方への給付の基準日ということでございますが、給付額の算定等の事務処理を進める目安となる事務処理の基準日は、令和6年6月3日とすることが昨日国から示されたところでございます。また、給付の算定方法につきましては、所得税と個人住民税で個々に減税し切れない不足額を算定し、給付額を決定することとなっておりますが、この給付の算定に用います課税情報につきましては、個人住民税につきましては令和5年分の確定申告書や給与支払報告書などの課税情報により算定を行うことができますが、所得税につきましては、各自治体で所得税の課税情報を把握しておりませんことから、今回の事務を進めるに当たりましては、国のほうから個人住民税の課税情報を基に所得税額を推計するソフトの提供が示されており、本市ではこれに基づき算定をする予定としております。

なお、所得税と個人住民税から定額減税し切れないと見込まれる方への給付額につきましては、それぞれの不足額を合算して、合計額を切り上げて1万円単位で給付することとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。この定額減税し切れないと見込まれる方の給付というのも、実はこれ、政府間の中で公明党が強く主張をして、いわゆる救済措置として最後に設けられた部分なんです。最初は喜んだんですけども、実際やる立場になるとえらい面倒なことになったという感想もございますが、これでほぼ給付、減税も含めてカバーはできたかとは思いますが、ただ、まだすぐ取りかかれぬという歯がゆいところもございますが、どうか来年度、大変な中ではございますが、しっかりと給付事業、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時48分散会

第 3 日

令和6年2月26日（月曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年2月26日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
- 第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第6 議案第60号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について

- 第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
第37 報告第31号 専決処分の報告について
第38 報告第32号 専決処分の報告について

(代表質問) 日本共産党 廣田徳子議員
清風いちかわ 竹内清海議員、石原みさ子議員
市民クラブ 中町けい議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第9号)
日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算

- 日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
 日程第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について
 日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
 日程第37 報告第31号 専決処分の報告について
 日程第38 報告第32号 専決処分の報告について

(代表質問) 日本共産党 廣田徳子議員
 清風いちかわ 竹内清海議員、石原みさ子議員
 市民クラブ 中町けい議員

出席議員 40名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
川	畑	いつこ	
ほと	だ	ゆうな	
国	松	ひろき	
や	なぎ	美智子	
とく	たけ	純	平
中	町	けい	い
つち	や	正	順
つか	こし	たかのり	
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久保	川	隆	志
西	村		敦
中	村	よしお	
大久	保	たかし	

石	原	た	か	ゆ	き
清	水	み	な	子	
廣	田	徳		子	
にしむ	た			勲	
石	崎	ひ	で	ゆ	き
堀	内	し	ん	ご	
細	田	伸		一	
青	山	ひろ	か	ず	
石	原	み	さ	子	
宮	本			均	
大	場			諭	
稲	葉	健		二	
小	泉	文		人	
石	原	よし	の	り	
増	田	好		秀	
越	川	雅		史	
中	山	幸		紀	
松	永	鉄		兵	
竹	内	清		海	
加	藤	武		央	

欠席議員 2名

小	山	田	な	お	と
岩		井	清		郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
副	市	本	間	和	義
代	表	植	草	耕	一
代	表	田	中	庸	惠
教	育	本	住		敏
危	機	麻	生	文	喜
市	長	蛸	島	和	紀
総	務	小	川	広	行
企	画	田	中	雅	之
財	政	稲	葉	清	孝
管	財	松	丸	晃	博
情	報	森	田	敏	裕
管	理				
部	次				
長					
文	化				
国	際				
部	長				

スポーツ部長	立	場	久	美	子
市民部長	佐	藤	敏		和
経済観光部長	根	本	泰		雄
こども部長	鷺	沼			隆
福祉部長	菊	田	滋		也
保健部長	川	島	俊		介
環境部次長	品	川	貴		範
街づくり部長	小	塚	眞		康
道路交通部長	岩	井	忠		良
下水道部長	藤	田	泰		博
行徳支所長	秋	本	賢		一
消防局長	角	田	誠		司
選挙管理委員会 事務局長	岩	井			滴
農業委員会事務局 長	藤	城	久		保
会計管理者	六	郷	眞	紀	子
教育次長	小	倉	貴		志
生涯学習部長	板	垣	道		佳
学校教育部長	藤	井	義		康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小	泉	貞		之
事務局次長	町	田	茂		幸
議事課長	米	津	孝		成
(議事担当)					
主幹	宮	嶋			茂
主査	尾	本			悠
主任書記	北	川	陽		介
主任書記	高	柳	陽		一
主任書記	三	澤	啓		成
(調査担当)					
主幹	渡	辺	孝		文
主査	前	田			悠
主査	岡	澤	英		康
主任書記	関	口			舞
主任書記	荒	木	智		貴
書記	福	井	寿		明

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第38報告第32号専決処分報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

日本共産党、廣田徳子議員。

〔廣田徳子議員登壇〕

○廣田徳子議員 おはようございます。日本共産党の廣田徳子でございます。会派を代表して質問をさせていただきます。

2024年の幕開けは、能登半島の地震に始まりました。新年を迎え、家族が集まり、どんな1年にしようか、よい年になるようにと願った、そのときに起きました。お亡くなりになった方々の御冥福と、その御家族や被害に遭われた方、全ての皆様へお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願わずにはられません。

阪神・淡路大震災以降、新潟中越沖、東日本、熊本、北海道、そして能登半島など、いつどこで起こるか分かりません。もし大きな災害が起こったとき、本市における病院の収容はどれだけ可能なのか、医師は十分なのか、市民の命を守るには電気や水などライフラインは大丈夫なのかと考えると、大変不安です。新年度の予算が市民の安全、安心な暮らしにどれだけ寄与しているのか、そんな視点で伺っていきたく思います。

それでは、質問に移ります。

最初の大項目、議案第60号市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

市川市あおぞらキッズにおいて、今回の一部改正で福祉型児童発達支援センターから児童発達支援センターに変わり、福祉型という言葉が外れました。業務の変更はあるのか、子どもたちへの影響はないのか伺います。

次の大項目、議案第65号市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、改正内容と効果について伺います。

次の大項目、議案第66号市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、改正内容と効果について伺います。

次に、令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算における保険税率引上げの効果及び影響について伺います。

この4月からの値上げは、千葉県は1か所を除き、4月から全て値上げになるということです。新年度における税率値上げによる効果は7億円との試算だと思えます。実際にはどのくらいの効果になっているのか伺います。

次の大項目、介護保険の保険料率見直しについてです。

今会計は赤字にはなっていません。しかし、今回3年に1度の見直しで、第1号被保険者の保険料の改定をなぜ行うのか伺います。

次の大項目です。高齢者への支援について伺ってまいります。

(1)として、はり・きゅう・マッサージ施術扶助費の減額についてです。新年度の予算では、はり・きゅう・マッサージ施術扶助費が減額になっています。回数にすると6,120回分です。

そこで伺います。これまでの利用状況、直近3年間の利用者数、利用実績の推移と、新年度予算の減額の内容と経緯についてお答えください。

(2)配食サービスの充実についてです。以前から安否確認を含め、高齢者や障がい者の配食を本市は行っています。市内には20者近く配食業者があり、市川市からの委託を受けたいという業者もあります。しかし、2018年6月議会で配食サービスについて質問をさせていただいたところ、事業を開始した平成6年から、十分なノウハウがある市内の社会福祉法人への委託により事業を開始した経緯だということ。一般競争入札に付さない理由として、採算性の問題があるということでした。本市配食サービスは、単にお弁当を配るだけではなく、見守りや安否確認とともに、栄養に配慮した生活相談までを業務の範囲として、3者の社会福祉法人が行っていて、変更するつもりはないということでした。しかし、昨年度途中から民間業者が参入し、今年度から全て民間が行っているようです。このことによる変更点や利用者の反応などについて伺います。

(3)高齢者等世帯ごみ出し支援の拡充についてです。この制度をつくっていただき、今年で4年目になります。私の住んでいるマンションでアンケートを取り、生活の中で困っていることを聞いた際、ごみ出しが困難だという回答が一番多くありました。この事業は、毎年利用者も増え、予算も増えています。そこで、高齢者等世帯ごみ出し支援制度の現状と課題について伺います。

(4)として、認知症総合支援事業・生活支援体制整備事業の業務の見直しについて伺います。新年度、認知症地域支援推進員と生活支援コーディネーターを増員する考えについて伺います。

次の大項目は、防災行政についてです。

避難所での生活が心配されます。能登半島の避難所の体育館では、段ボールで仕切られ、プライバシーが守られているのだろうか、周りに気を遣い過ぎているのではないか、睡眠は取れているのだろうか、車の中で避難されている姿を見ると、寒くないのかな、体のどこか痛くはないのかと大変心が痛みます。

そこで(1)として、地域避難所の備品等について伺います。

そして(2)は、能登半島地震の報道を見ますと、災害が発生した場合には、その影響により、病院などの機能が大幅に制限されてしまうため、DMATなどの医療チームが応援に入っているようです。もし本市に大規模な地震が発生した場合、本市の医療救護体制はどのようになっており、けがをした場合、どこに行けばいいのか、災害時の保健医療体制の現状及び今後について伺います。

次の大項目は、保育行政についてです。

(1)こども誰でも通園制度（仮称）について、この事業は、国のこども未来戦略の中に明記され、試行的に公募で選定されたものです。自治体の人口によって補助単価が違います。市川市では1億円を超える金額になります。既に2023年から施行している自治体もあります。2025年には、地域子ども・子育て支援事業として制度化をし、2026年からは、仮に自治体の準備が間に合わなくても経過措置を設け、実施させていこうというものです。保育園や保育園で働く人の声を聞いた事業とは思えません。認可施設に通っていない生後6か月から満3歳未満が対象です。認可外保育園・保育施設に通っている同じ年齢の子も対象になっています。また、1か月10時間の利用時間ということです。本市の取組について伺います。

(2)運営費における人件費割合の公開についてです。令和5年2月議会一般質問の再質問において、私は保育施設の人件費比率を公表する仕組みとすれば、それを見た保育士などが、より人件費比率の高い施設へ就職しやすくなり、賃金確保と保育士確保の両方につながるのではないかと、市の見解を伺いますという質問をしました。その際、本市においても実施に向けて検討していきたいとの答弁をいただきました。その後の検討状況を伺います。

(3)として、配置基準の改正で、保育士不足はどの程度影響するのか。子どもたちにもう1人保育士をと、名

古屋市の保育士などからスタートしたこの運動は、全国に広がりました。75年間も変わらない日本の保育士配置基準、これを改善を求めている活動をしています。あまりにも劣悪な配置基準は、子どもたちの命にも関わる重大な事故の大きな原因となっているだけではなく、子どもの発達や意見表明権、遊びの多様性を保障することを困難にしています。市川市議会においても、保育士配置基準の引上げを求める意見書が全会派一致で可決されました。2024年度から配置基準の改善が行われます。4、5歳児、30対1から25対1、3歳児は2015年から国は加配対応をされていましたが、こちらも20対1から15対1、改定を行うこととなりました。大変うれしいことですが、保育士不足の現状から、どのような影響があるのか伺います。

次の大項目は、少子化対策についてです。

本市における子育て支援策が少子化対策に結びついているのか。今、子育て中の御家族から、市川市の子育て支援はとてありがたい、給食の無償や医療費の助成が18歳までになって助かっているとの声を多く聞いています。ここ数年であつという間に充実してきたように思います。しかし、これらの支援がすぐに少子化対策に反映されるものではないと考えます。どのように結びついているのか伺います。

(2)として、今後の少子化対策の考えについてです。子育て支援は文字どおり子育て中の家族、あるいは、今後どこで子育てをするかの判断指標になります。しかし、結婚をするか子どもを産むかの選択は、それ以前の問題です。大きく世の中が変わり、オンラインで仕事ができ、地方で暮らすことも可能です。少子化対策は、もっと広い年齢層や男女を問わずでかけることが必要だと考えます。本市の考えを伺います。

次の大項目です。護岸を含む塩浜2丁目の新たなまちづくり計画についてです。

(1)として、塩浜2丁目の新たなまちづくりについて、J R京葉線は海沿いを蘇我から東京まで走る。強風には弱いですが、私は窓から見える景色が好きです。昨年できた新駅、幕張豊砂はイオンモール幕張に直結していて大変便利です。南船橋は、開業43年になるらば一と船橋があり、国道357号線を挟んで、この春から千葉ジェッツの本拠地になるアリーナが完成します。市川塩浜と新浦安の間は東京湾の眺めを楽しめます。舞浜はディズニーリゾートがあり、その先には観覧車や水族館がある葛西臨海公園と続き、車窓から眺める景色は最高です。ここ数年は、どこからこんなに人が集まってきたのかと思うほど、初日の出を見に来る人で塩浜はあふれています。今は三番瀬公園ぐらいですが、場所は多くの人に知られています。そこで、昨年行われたサウンディング調査や施政方針に、「(仮称) 塩浜マリンパークの検討」とありますが、大規模な施設整備になると思います。整備費用や運用方法について、どのように考えているのかを伺います。

次に、昨年9月の議会で補正予算に出され、塩浜2丁目の護岸前面海域における覆砂作業に必要なモニタリング調査を行う費用として2,400万がついています。三番瀬は、言うまでもなく多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。これを損なうことなく保全していく必要があるとともに、自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。人工干潟などで千葉県三番瀬再生計画の原則である海域をこれ以上狭めないことを再度お願いしたいと思います。

そこで、(2)として、モニタリング調査結果から、誰がどのように判断をするのか伺います。

次の大項目は、デジタル地域通貨 I C H I C O の総括と今後についてです。

(1)アンケート結果についてです。実証実験では、参加者を対象としたアンケート調査を行って、経済効果を試算したということですが、有効な回答件数に基づいた試算だったのか、市の見解を伺います。

次に(2)行政ポイントとの関連についてです。イベントの参加者や防災訓練を実施した自治会に対し、どのような方法で行政ポイントを付与するのか伺います。

次の大項目は、環境行政についてです。

(1)として、次期クリーンセンターの施設概要の考え方についてです。新クリーンセンターの施設概要を拝見

しますと、焼却能力においては、現在の約7割、破碎能力は現在の3割以下です。先順位者への御答弁で、多少ごみが減っていることは理解しましたが、人口も減っていない中、この規模では小さいのではと不安に思いません。考え方を伺います。

(2)として、ごみの減量・資源化をどう進めていくか。先順位者の答弁でおおむね理解しましたが、減量・資源化を進めるための市民周知について伺います。

(3)新クリーンセンターではエネルギーの回収率をどのように考えるか伺います。

(4)地域新電力会社の目的について、この項目については、先順位者の御答弁でおおむね理解をいたしました。確かに新しいクリーンセンターができたとき、売電などスムーズに移行できればと思います。しかし、今、優先すべき事業がある中、急いでつくる必要があるのか疑問です。ここの御答弁は結構です。

最後の項目です。市立美術館の開設における市の考えについてです。

現在、申し上げたようにクリーンセンターや、また斎場など市民生活に必要な不可欠な施設を建て替えることになっています。そのような状況の中で、美術館開設に向けた調査研究を行う必要があるのでしょうか伺います。

多岐にわたりますが、御答弁よろしく願いいたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、議案第60号、改正内容と今後への影響について、保育行政について及び少子化対策についてにお答えいたします。

初めに、議案第60号、改正内容と今後への影響についてです。発達に課題のある未就学児の児童に療育を行う施設である児童発達支援センターは、現在その機能に応じて、主に行動、情緒、知的発達に課題のある児童を対象とする福祉型と、主に運動発達に課題のある児童を対象とする医療型の2つの類型に分かれておりますが、令和6年4月1日に改正児童福祉法の施行により、この類型の一元化が行われます。これにより発達支援を必要としている子どもやその家族が、障がいの種別にかかわらず、地域の児童発達支援センターを利用できるようになります。現在、大洲にあるこども発達センターには、福祉型児童発達支援センターあおぞらキッズと、医療型児童発達支援センターおひさまキッズが設置されております。今回の条例改正の主な内容としましては、法改正に合わせ、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターをそれぞれ児童発達支援センターと改めるものであり、あおぞらキッズ、おひさまキッズの運営については、4月以降も変更はなく、影響はございません。

続きまして、大項目、保育行政について、(1)こども誰でも通園制度（仮称）に関する御質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度（仮称）は、全ての子育て家庭を対象とした支援の強化策として、保育所等を利用していない生後6か月から2歳の未就園児を対象に、月ごとに定められた利用可能な時間枠の中で、就労要件を問わず、柔軟に子どもを預けることができる新たな制度として国で検討が進められております。現在、国が公表しております本格実施に向けたスケジュールとしましては、令和6年度は、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業として、参加希望のあった全国150程度の自治体において補助金事業として実施することとしております。その後、令和7年度は、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ、実施自治体を拡充し、令和8年度からは、同法律に基づく新たな給付制度を創設し、全ての自治体で実施するとしております。本市は、昨年12月に実施された令和6年度の試行的事業への参加募集に応募し、実施自治体として同月末に採択されております。現在、安全に子どもを預かることができる環境整備と人員の確保を重視しながら実施に向けた検討を行っており、市内3か所の公立保育園において受け入れることを予定しております。担当スタッフは、保育士資格を有する本市職員とし、保育所の配置基準に準じた職員の配置を計

画しております。試行的事業の利用方法は、国が示す実施要綱に従い、必要なときに利用者が随時予約を行う自由利用とし、保護者負担は、子ども1人1時間当たり300円を予定しています。今後は、事業の実施に必要な予算措置をした上で、本年7月から開始できるよう準備を進めてまいります。

続きまして、(2)保育施設における運営費における人件費割合の公開についてお答えいたします。市内保育施設の運営費における人件費比率等の公表については、保育士や保護者にとって必要な情報と考えておりますことから、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。なお、国においても、昨年公表した子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の中で、人件費等の公表の必要について言及しているところでございます。本市では、既に令和6年度に人件費比率を公表する予定であることを、市内全保育施設等に対し通知し、準備を進めており、保育士や保護者から見て理解しやすく、また、人件費比率が高くない事業者などの権利や利益が損なわれることのない公表となるよう制度を整えているところでございます。

続きまして、(3)保育施設における職員配置基準の見直しによる保育士不足への影響についてお答えいたします。現時点で国が公表している資料によると、令和6年度からの職員配置基準は、3歳児が20対1から15対1へ、4歳、5歳児が30対1から25対1へと改善されます。これにより施設の利用児童数によっては、現状よりも多くの保育士の配置が必要となることから、全国的に保育士の需要はさらに高まることが予想されます。一方で、当面の間、国は経過措置を設けて、従前の基準でも運営を可能とする運用として、先んじて新基準を満たした施設については、運営費に加算を行う予定と伺っております。また、市内の保育施設の多くが、新基準においても必要保育士数に変化はないことから、現状の配置数で基準を満たせる見込みとなっております。

以上のことから、今回の改正により、すぐに影響は現れないと考えられますが、長期的には保育士不足も懸念されることから、今後も国の動向や保育現場の状況などを注視していくとともに、保育士確保について施策を進めてまいります。

最後に、大項目9つ目、少子化対策についてお答えいたします。本市の少子化の現状といたしましては、出生数は、令和3年が3,763人、令和4年が3,756人、令和5年が3,492人と減少傾向にございます。一方、合計特殊出生率を見ますと、令和4年は、本市では1.17で、全国では過去最低を記録する中で、本市は前年と同率を保っております。このような状況の中、本市は少子化対策や子育て世帯の定住促進につながる子育て支援策として、保育園等の整備のほか、全ての市立学校を対象とした学校給食費の無償化や子ども医療費の高校生相当年齢までの拡充、第2子以降の保育料無償化など、数々の重要施策を他市に先駆けて取り組んでまいりました。これらの取組が目指す仕事と育児の両立支援や、子育てに対する経済的負担の軽減は、若い世代の妊娠、出産に対する不安を払拭し、中長期的には少子化対策の一助となると認識しておりますが、先進市の事例などを見ますと、子育て支援の取組が少子化や子育て世帯の定住に効果を現すには数年単位での時間が必要であると考えているところでございます。

次に、(2)今後の少子化対策の考え方でございます。少子化が進む原因といたしましては、子育てに係る費用に対する経済的不安のほか、若者の結婚、出産に対する意識の変化やライフスタイルの多様化、非正規雇用の増加や低賃金など多様な要因が影響しているものと考えております。その対策には多面的な取組が求められることから、安心して出産や子育てができる町を目指して、引き続き必要な施策を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは議案第65号等6点にお答えします。

初めに議案第65号です。市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所が遵守すべき人員及び運営に係る基準を

定めた条例です。国の基準改正を踏まえました今回の主な改正内容は、ケアマネジャーが担当できる人数の上限を35人から44人に引き上げました。また、パソコン等のテレビ電話装置を活用したモニタリングの実施が可能となりましたので、これまでケアプランの作成のために月に一度利用者宅に訪問して、状況を把握していったモニタリングを、遠隔で行うことができるようになりました。これらの改正により、ケアマネジャーにおける人材の有効活用及び業務の効率化が見込まれるものと考えております。

次に議案第66号です。市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例は、原則市川市民のみが利用できる住み慣れた地域で暮らし続けるために位置づけられた小規模の介護サービス事業所が遵守すべき人員及び運営に係る基準を定めた条例です。国の基準改正を踏まえた今回の主な改正内容は、現行の基準において、管理者は、原則として常勤専従で、管理上支障がない場合は、同一敷地内、または隣接する事業所の職員との兼務を認めているところですが、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内、または隣接する事業所ではなくても差し支えない旨を新たに明確化しています。また、訪問系サービス及び通所系サービスの事業所において身体拘束等の適正化を推進するために、原則身体拘束等を行ってはならないこととし、緊急やむを得ない場合の身体拘束については、記録を残すことについて新たに規定いたしました。加えて、多機能系サービスの事業所において身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催や、指針の整備及び従業者への研修を行うことも新たに規定しています。これらの改正により、人材の有効活用や身体拘束等のさらなる適正化が図られ、質の高い介護サービスが提供されることが見込まれるものと考えております。

次に、介護保険料の見直しについてです。65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料は介護保険法第117条の規定に基づき、市町村が3年に1度見直す介護保険事業計画の中で、3か年の介護保険事業に係る必要な給付費等から算定し、保険料基準額を設定するものです。令和6年度から8年度の第9期計画においては、介護報酬の見直しや団塊の世代が次期計画中にゴールドシニアとなることで要介護認定率が増えることが見込まれます。このため、保険給付費は、現在の第8期計画と比べ47.3億円の増となる1,018.2億円と見込んでおります。保険給付費の財源の内訳につきましては、公費が50%、保険料が50%で構成されており、公費については、国が2分の1、県と市でそれぞれ4分の1の負担となっています。また、保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料は23%、40歳以上65歳未満の方が負担する第2号保険料は27%となっています。これにより、第1号被保険者が負担する介護保険料については、介護保険料基準額を月額6,200円、年額で7万4,400円、前期第8期計画と比較すると、月額で400円、年額で4,800円増額し、第9期計画期間における介護保険事業の収支の均衡を図っております。

次に、高齢者等への支援の(1)です。はり・きゅう・マッサージ事業は、市民の健康保持・管理に資することを目的に、昭和54年より開始した事業で、これまで社会情勢などに応じて適時対象や補助額の見直しを行ってきました。現在の支給要件は、65歳以上、または身体障害、療育、精神保健福祉、いずれかの手帳を所持している18歳以上の方のうち市民税非課税の方に対し、1回につき1,000円分の補助として使える助成券を月2枚、年間24枚を限度として支給しております。過去3年間の年間利用者は1,500人程度、利用実績は2万4,000枚程度で推移しており、直近3年間はほぼ横ばいとなっています。令和6年度予算案では、高齢化の進展に伴い、高齢者を対象とする各種事業の利用者増加や高齢者福祉関連事業の新規拡充を踏まえ、本事業についても見直しを図り、近隣市の状況等を考慮した上で、助成額を1枚当たり800円に設定したものです。

次に(2)です。配食サービスにつきましては、健康的な生活を支援することを目的に、平成6年度より実施しております。対象者は市内在住の65歳以上、また、介護保険の被保険者で障がいのある方や要支援以上の認定を受けている方のいずれかに該当する方のみで生活されている世帯で、身体状況や希望に応じて週に1回から3

回、夕食を自宅にお届けし、併せて安否の確認を行っております。利用者数及び配食実績は令和4年度は376人、1万9,984食で、ここ数年は減少傾向にあります。この要因としては、配食サービスを実施する民間事業所が充実してきており、個々のニーズに応じた選択肢が増えてきたことなどが考えられます。事業開始当時は、現在のように民間事業者が充実していなかったこともあり、市内複数の社会福祉法人に事業委託して実施していましたが、昨年度、1つの法人から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受託継続が困難になったとの申出を受け、一部の地域にて、令和5年1月より民間事業者に委託をいたしました。今年度は民間事業者による実績も確認できたことから、全ての地域において一般競争入札を実施し、7月より1者2店舗にて実施しております。民間事業者に委託したことにより、利用者の1食当たりの負担額が500円から400円に減額でき、利用者の負担軽減を図ることができた一方で、利用者からは、これまで慣れ親しんだ味が変わってしまったことに対する御意見もありました。今後も栄養豊富でバランスの取れた食事を提供し、利用者に満足いただけるよう、受託者と協議を重ねてまいります。

最後に(4)です。現在、市内全15か所の高齢者サポートセンターのうち、9か所に専任の認知症地域支援推進員を配置しております。今後、認知症に係る取組をさらに充実させていくため、令和6年度は推進員を増員することで全ての高齢者サポートセンターに配置し、あわせて、高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を行う役割である生活支援コーディネーターを兼務させたいと考えております。全15か所の高齢者サポートセンターに、この2つの役割を配置することで、地域の社会資源や課題の把握、地域の支援ネットワークの構築や支援ニーズとサービスのマッチングなど、それぞれの役割において、相乗効果や補完効果につながるものと考えています。認知症の方に限らず、地域の全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう総合的に支援や取組を推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは大項目の令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算における保険税率引上げの効果及び影響についてと、防災行政についてのうち(2)災害時の保健医療体制の現状及び今後についてお答えいたします。

初めに、保険税率引上げの効果及び影響についてですが、令和6年度の国民健康保険税の歳入予算額は、加入者の急激な減少などに伴い、令和5年度比で約2億円の増にとどまっておりますが、保険税率の引上げの効果といたしましては、1人当たりの課税額の増加などにより、令和6年度の課税額では約6億円の増加が見込まれているところでございます。

次に大項目、防災行政についてのうち(2)災害時の保健医療体制の現状及び今後についてです。大地震発生の際には、多くの傷病者が停電や断水などにより機能が制限された近くの病院に向かうため、混乱が生じるおそれがあります。このような災害時の医療体制を支援するため、全国からDMATなどの医療チームが組織され、被災地へ派遣される体制が整えられておりますが、災害の規模によっては、これらのチームが到着するまで日数を要することも考えられます。このため、本市では震度6弱以上の地震が発生した際には、国府台病院、東京歯科大学市川総合病院、大野中央病院、急病診療所、行徳総合病院、東京ベイ・浦安市川医療センターの6か所の医療機関の敷地内に医療救護所を設置する計画となっております。医療救護所は、災害発生時の初期対応として市が設置するもので、医師会などの医療従事者と市職員が連携し、傷病者のトリアージや軽症者への対応を行うこととしております。これは、市と病院の役割分担を行い、病院でしか対応できない重症者等の処置に専念することで、災害発生時の混乱を早期に収束させ、病院機能の回復を図るためのものであります。医療救護所の運営に当たっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会など多くの関係者が携わっていること、また、病院

との連携が重要であることから、定期的に市と病院との合同で訓練を実施するなど、災害時の医療救護体制の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは大項目、高齢者等への支援についてのうち(3)と大項目、環境行政についてにお答えします。

初めに、高齢者等への支援についての(3)高齢者等世帯ごみ出し支援の拡充についてです。現状と課題につきましては、高齢者等世帯ごみ出し支援事業は、令和2年6月より開始しており、ごみ集積所にごみを出すことが困難な要介護の方や障がい者の方を対象とし、玄関前などに出していただいたごみの回収を行っております。マンションやアパートの場合には、手渡しにてごみを受け取っています。また、ごみが出ていなかった場合には、安否確認のため、事前に届けられている緊急連絡先へ連絡いたします。ごみ出し支援の対象要件につきましては、原則として1人世帯で、要介護認定1から5の方、身体障害者手帳1級から3級の方、または精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳所持者などで構成された世帯となっております。令和6年1月末時点の支援状況としましては、505世帯が利用しており、ごみの回収は週1回、朝8時から市の分別方法に沿って行っております。ごみ出し支援における課題としましては、収集曜日や時間が指定できないため、ごみを自力で出せない世帯では、御家族やケアマネジャーが日程を合わせる事が負担となっているという声も聞かれます。また、ごみの受け取りは原則手渡しのため、マンションやアパートでは収集に来るまで利用者が外出することができず、負担となっている場合があります。一方で、収集日に外出する方もおり、安否確認を行うこともあります。そのほか、戸別収集のため作業時間を要することから、収集車の駐車場所など、他の歩行者や車両への配慮が必要となります。これらの課題に対しては、収集ルートを固定することで回収時間の目安をつけやすくするなど、配慮しているところです。

次に大項目、環境行政についてです。まず、(1)次期クリーンセンターの施設概要の考え方についてです。次期クリーンセンターの処理能力につきましては、令和5年4月に改定した市川市一般廃棄物処理基本計画、通称じゅんかんプラン21に示されているごみ処理量の計画値から算定しております。また、近年、本市におけるごみの排出量、処理量は共に減少傾向にあり、さらに、ごみの減量や資源化施策を進めていくことから、対応可能と判断しております。

次に、(2)ごみの減量・資源化をどう進めていくのかについてです。じゅんかんプラン21の重点的に取り組む事項のうち、広報・啓発の強化においては、これまで「広報いちかわ」や「じゅんかんニュース」などの回覧や、市公式ウェブサイトによる周知を中心に行ってまいりました。今後は、平成28年から導入しているスマートフォン向けごみ分別アプリのさらなる活用や、分別方法などをより理解していただけるよう、市公式YouTubeによる説明動画を充実させてまいります。また、ごみの減量・資源化につきましては、市民の皆様にも当事者意識を持っていただくことが不可欠であると考えます。今後は、これまでの3R、リデュース、リユース、リサイクルの取組に加えて、ごみになるものを受け取らないリフューズや、末永く修理して使うリペアにも取り組むなど、市民の皆様の理解と協力がさらに進むよう、周知の方法について検討してまいります。

次に、(3)エネルギーの回収率をどのように考えるかにお答えします。平成28年に策定した次期クリーンセンター施設整備基本構想において、施設設備に対し5つの基本方針を定めております。この基本方針の1つとして、効率的に熱エネルギーを回収する施設とすることを定めております。これを実現するための指標としてエネルギー回収率があります。これは、ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを電気や熱源としてどれだけ活用できるかを示すものです。技術の進歩により、近年整備された本市と同等規模のごみ焼却処理施設のエネルギー

回収率は、平均すると約20%でありました。そのうち最も回収率の高い施設が22%以上を求めていたことから、本市においてもこれを参考にし、今後決定してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは大項目、防災行政についての(1)避難所の備品等の充実についてお答えします。

本市の避難所開設につきましては、事前に対応を定めており、市内で震度5弱を観測した場合には、あらかじめ小学校区防災拠点要員として指名された職員が各小学校に参集して、避難所の開設に向けた準備を行います。また、震度5強以上を観測した場合には、災害対策本部の指示を待たずに避難所を開設することになっております。いずれも参集した職員が学校を解錠して施設の安全確認を行い、安全が確保された場合に、避難所の開設を行う手順となります。そのため、各学校には、施設の安全確認を行う資機材や避難所運営に必要な事務用品をはじめ、体育館に敷き詰める避難所用マット、プライバシー確保のためのテント、停電対策として備えている蓄電池やバルーンライトなど様々な資機材を保管しております。これらは主に校庭に設置している防災倉庫に保管しておりますが、一部の学校では空き教室などを利用している場合もございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは大項目、護岸を含む塩浜2丁目の新たなまちづくりについての(1)塩浜2丁目の新たなまちづくり計画についてお答えいたします。

塩浜2丁目市有地活用に関するサウンディング調査では、整備する施設のアイディアのほか、企業等の参入を希望しやすい整備手法についても聞き取りを行いました。調査結果としましては、DBO方式、PFI方式、定期借地権方式等の提案がございました。DBO方式とは、民間事業者等のデザイン・ビルド・オペレート、つまり、設計、建設、運営を一体的に行う手法で、事業費に係る市の資金調達への期待のほか、補助金や交付金、起債といった地方公共団体に認められた資金調達手段の活用の検討を可能とします。PFI方式は、民間事業者の資金と経営能力、技術力を活用し、施設等の設計、建設、運営等を行う手法となります。資金調達は民間が行い、施設を整備した後、市は指定管理者制度等を用いて委託料を支払う事例などが挙げられます。定期借地権方式については、市有地を貸し付け、民間事業者による施設の設計、建設、運営を行う手法となります。事業用の定期借地権を設定するためには、10年以上50年未満の存続期間を必要とし、長期的視点に立った事業の推進を必要とします。

塩浜2丁目については、年間を通じて人々が集い、にぎわいのある空間を創出したいと考えていることから、民間事業者のノウハウや活力を最大限に活用することを検討しており、調査結果を踏まえ、引き続き効果的な事業手法を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、護岸を含む塩浜2丁目の新たなまちづくりについてのうち(2)干潟整備の実施について、モニタリング調査結果から、誰がどのように判断するかについてお答えをいたします。

モニタリング調査につきましては、塩浜2丁目階段式護岸の前面に干潟を整備するに当たり、覆砂を行う海域の環境変化を調べるため、覆砂の前、整備工事中、工事完了後の翌年まで、秋冬期と春夏期の年2回、継続的に実施するものです。なお、現在は覆砂前の秋冬期の調査が変更したところであります。調査は、底質、水質、海生生物、地形の4項目について行うもので、本市が施行した市川漁港整備工事や、千葉県塩浜護岸整備事業の

際の調査内容と同様のものとなっております。この調査結果につきましては、海域の環境変化の状況や、それに伴う影響の有無などについて分析を行い、海洋工学の専門知識を有する学識者の意見も伺いながら、干潟整備事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、デジタル地域通貨 I C H I C O の実証実験の総括と今後についてお答えをいたします。

初めに、(1)アンケート結果についてです。実証実験では、消費の動向や I C H I C O の改善点を把握するため、参加者 1 万 5,000 人を対象に 3 回のアンケート調査を実施し、1 回目は 2,350 人、2 回目は 757 人、3 回目は 1,158 人の方から回答をいただきました。御質問の経済効果を試算するために行った 2 回目のアンケート調査では、757 人の方から回答をいただいております。統計上では、アンケートに必要な回答数の目安は、対象者が 1 万 5,000 人の場合、およそ 400 人とされています。今回の調査では、目安とされる 400 人を上回る回答数を得たことから、アンケート調査は有効なものと考えております。

次に、(2)行政ポイントとの連携についてです。行政ポイントをイベント参加者に付与する方法は、参加者がアプリのカメラ機能で会場内に設置された二次元コードを読み取ると、即時にポイントが入金されるというものです。このほか、ポイントが入金されているカードを配付する方法もございます。自治会に付与する方法は、訓練が終わった後にデジタル地域通貨運用システムの機能を使って自治会が所持するカードへポイントを入金いたします。なお、自治会のカードにつきましては、実証実験の行政ポイント事業で自治会に加入した世帯に 1,000 ポイントを付与した際に、500 ポイントを付与したカードを自治会へ配付をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目、市立美術館の開設における市の考え方についてお答えいたします。

美術館の開設に向けた調査研究の必要性についてであります。美術館の開設につきましては、これまでも多くの市民の方々より要望が寄せられてきたところであります。御質問者の言われますとおり、現在、本市において、クリーンセンターや斎場などの市民生活に必要な公共施設の建設計画が進行しているところであります。一方で、本市が住みたい、住み続けたいと思っただけの持続可能な町を目指すに当たり、美術館の開設という本市の特徴である文化都市市川の魅力を生かしたまちづくりを進めることも、必要かつ重要な施策の一つであると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

廣田議員。

○廣田徳子議員 御答弁伺いました。順に再質問させていただきます。

まず、議案第 60 号についてです。法改正によって福祉型と医療型という文言がなくなっても、各キッズの運営自体に影響がないことが分かりました。あおぞらキッズ、おひさまキッズの在園児数とどのような支援を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

令和 6 年 2 月 1 日現在、あおぞらキッズには発達に課題のある 26 名の園児が在籍しており、保育士、児童指導員、心理士、言語聴覚士などの専門の職員を中心に、子どもが目で見分けるように、活動の流れを文字ではな

く、写真や絵を行う順番に並べて伝えたり、遊びたいおもちゃを写真の中から子どもが選んで職員に要求を伝えるなど、視覚支援を取り入れたコミュニケーションを行っております。また、肢体不自由児を対象としたおひさまキッズの在園児数は15名で、保育士、児童指導員、看護師などの専門職を中心に、手遊びや歌遊びなどを通じて、子どもが楽しみながら体の緊張をほぐしたり、五感に刺激を与え、発達を促すための療育を行っております。さらに、理学療法士や作業療法士が肢体不自由のあるお子さんへの正しい姿勢の取り方や食事介助の仕方について、保護者とともにリハビリテーションを行うなど、医療の専門職と連携しながら、子どもの発達状況に合わせ、日常生活を送る上で必要な機能の維持、向上を図るための援助を提供しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 それぞれの在園児数、どのような支援を行っているのかについては理解いたしました。定員までは今いないようですが、各キッズの利用児童数が定員を満たした場合、職員の確保はできているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

利用定員は、あおぞらキッズが50名でおひさまキッズは40名となっております。あおぞらキッズには、児童指導員及び保育士を配置しており、おひさまキッズでは、児童指導員及び保育士、看護師のほか、理学療法士、または作業療法士を配置しております。どちらも基準に定められた人員を配置しており、利用定員を満たした場合においても、職員の確保はなされております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 引き続き支援の必要な子どもたちが安心して健やかに成長できる場として充実していただくことをお願いして、次に進みます。

次の大項目、議案第65号についてです。ケアマネジャーが担当できる人数の上限を引き上げることや、テレビ電話装置等の活用をして、モニタリング実施により人材の有効活用及び業務の効率化が行われるということですが、各地で言われているケアマネジャー不足が理由としか思えません。改正内容と現場における現状について再度伺います。今回、担当できる人数の引上げは、現場において負担となり、また、全ての利用者がテレビ電話装置を持っていると考えにくく、改正のルールに乗せることは難しいと考えます。そこで、この改正に関する事項について、市川市としてはどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在の居宅介護支援事業所の費用基準においても、ケアマネジャーが行う業務の負担を軽減するなどの目的で事務職員を配置している事業所や、通信情報機器を用いて業務を行っている事業所では、上限が44人となっており、今回の改正はこの費用基準との整合性を合わせるものと認識しています。市内の事業所のうち、この事務職員の配置などの要件を満たしている割合は全体の3割程度であり、また、全ての利用者がパソコン等のテレビ電話装置等を持っていない状況もあることなどから、ケアマネジャーの受持ち人数やモニタリングの実施方法については、事業所ごとの考え方や運営方針によってそれぞれが判断するものと考えております。市といたしましては、事業所に対し、改正内容について丁寧に説明していくとともに、改正後も適切な介護サービスにつなげられるよう、引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 市が運営している事業所がないために、事業所任せになっていると思います。国の制度ではありますが、介護職員の処遇改善をしなければ、人員不足は解決しません。結果、受持ちの人数を増やすこととなります。ケアマネだけではなく、ヘルパーも不足しています。オーストラリアでは、ヘルパーは全て公務員だそうです。専門性が必要な仕事にもかかわらず、日本の国の審議会では、誰でもできる仕事という意見が出されているようで、大変残念に思います。

次に大項目、議案第66号について伺います。内容を伺いました。介護サービスの質を担保しつつと言いますが、管理者が兼務できる事業所の範囲を広げることは、業務の拡大にもつながり、負担も増えます。また、身体拘束については、原則行ってもいけないとしつつも、緊急ややむを得ない場合は記録を残すことで可能としています。人手が足りない現場では、全てがやむを得ないとされるのではないのでしょうか。今後注意していかなければなりません。いずれにしても、介護現場の改善を求めています。

次に、令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算における保険率引上げの効果及び影響について伺いました。令和6年度の国民健康保険特別会計の収支の見通し、赤字状況はどのようなものになっているのか伺います。

○**稲葉健二議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

令和6年度当初予算では、一般会計からの赤字繰入金約14億5,000万円となっております。これに国民健康保険財政調整基金からの繰入金8億2,000万円を加えた実質赤字額は約22億7,000万円となっており、令和5年度当初予算との比較では、実質赤字額は約4億1,000万円増加しております。赤字拡大の主な原因ですが、国民健康保険事業費納付金の軽減措置が令和5年度で終了したため、令和6年度の国民健康保険事業費納付金が増加したためとなっております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 県の第2期国保運営方針案では、令和11年度までに納付金ベースの統一を行うとしています。これに向けた課題を本市としてはどのように考えているのか伺います。

○**稲葉健二議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

納付金ベースでの国民健康保険税水準の統一につきましては、県は国民健康保険事業費納付金の算定において、令和7年度から医療費水準の反映を段階的に縮小し、令和11年度に廃止するとしております。現状、本市は県内他市に比べて保険税水準が低いため、保険税水準の統一に向けては相当程度の保険税率の引き上げが必要となることが見込まれますことから、可能な限り加入者への影響が少なくなるよう、保険税との見直しを計画的に進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 現在でも保険税が高くて払えない世帯が多くあります。また、この上、税率が引き上がることによって払えない世帯が多くなることが想定されますが、令和6年度も短期被保険者証を交付するのか伺います。

○**稲葉健二議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

これまで本市では短期被保険者証を交付して納税相談の機会確保を図ってまいりましたが、国は来年度中に被

保険者証を廃止するとしております。このため、本市では令和6年度は短期被保険者証の交付を取りやめ、有効期間が1年間となる一般被保険者証を交付する予定としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 国は公的医療保険料に上乘せして徴収する子ども・子育て支援金を2026年の4月に創設し、初年度は1人当たり平均約300円弱、28年度には500円弱に増えると試算をしています。次元の異なる少子化対策に向け、新たな負担が生じることになります。また、今月22日の予算委員会の中では、この負担額が加入している保険制度の種類によって金額が異なることが分かりました。1,000円を超える人が出てくる可能性があることが明らかになりました。児童手当や育児休業給付の拡充など、国の少子化対策には、今後3年間に最大年3兆6,000億円の財源が必要となり、支援金を財源確保の柱の一つと位置づけているということです。しかし、これから結婚、出産したい低所得者を支援するのが本来の少子化対策で、そこからお金を徴収するのは本末転倒という、そういった指摘をする声もあります。都道府県国民健康保険運営方針策定要綱の冒頭に、「国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦である」と、今でもきちんと書かれています。しかし、この間、算定方式などを市町村任せにしてきたことで運営方法が異なり、国保加入者の負担も増えています。国が公的医療保険だと言うのであれば、加入者の負担を軽減するべきです。一般会計からの繰入れや財政調整基金からの繰入れを今後ともできるように国に求めていることをお願いして、次に進みます。

次に、介護保険の保険料率の見直しについてです。御答弁にありましたように、団塊の世代がこの第9期期間中に75歳以上になることで、要介護・要支援認定率が増える見込みとのこと。74歳以下と75歳以上の認定率の割合はどのくらい違うのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 昨年9月現在、本市における74歳以下の要介護・要支援認定率は4.2%、これに対して75歳以上のゴールドシニアの認定率は28.7%と、ゴールドシニアの要介護・要支援認定率の割合は74歳以下と比較して約7倍となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 かなり増えることは分かりました。やはり健康寿命日本一にしていかなければいけないんだということが改めて分かります。

次に、介護保険事業財政調整基金にはある程度の積立てがされていると思います。第9期計画の算定において基金がどのように活用されたのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 介護保険事業財政調整基金は、令和5年5月末現在、約22億円の保有高となっております。ここから令和5年度当初予算に計上している基金の取崩し額である約4億円を差し引いた残額の約18億円を取り崩し、次期第9期の介護保険料上昇の抑制のために充当することとしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 低所得者層にとって国保税率の改定とのダブルパンチは非常に生活を困難にします。保険料の増が負担になると思います。そこで今回、低所得者に対して市が配慮したということですが、どのようなものなのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 国からは介護保険料見直しの方向性として、第1号被保険者の低所得者の乗率を引き下げた分、高所得者の乗率を引き上げ、さらに所得段階を増やすなど、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより低所得者の介護保険料の上昇を抑制するよう示されました。本市では、国の考え方を踏まえ、独自に低所得者の乗率の引下げや、平均所得金額以下の乗率の据置き、また高所得者の乗率を引き上げる乗率設定を行うなど、低所得者の負担軽減になるように配慮し、介護保険料の上昇をできる限り抑制できるよう努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 配慮していただいたことは分かりますが、結果、基本が上がっているのに、改定率を下げても10円の値上げということで、結果、値上げには変わりません。ますます負担が増えることは明らかです。所得も年金も上がらない。物価高騰の中で負担軽減の施策をお願いして、次に移ります。

高齢者等への支援についてです。(1)利用者と実績がほぼ横ばいで、平均15枚程度利用していると思われまゝ。平成18年度に支給対象者が所得制限により、市民税個人非課税者に変更になった際には、急激に仕事は減り、施術者にとっても大きな痛手だったと聞いています。今、世界各国で統合医療の考え方が浸透しており、その中でもはり、きゅう、漢方などの東洋医学を積極的に取り入れる機運が高まっています。それに引換え、日本は西洋医学への依存が極めて高いままなので、当然の結果として、国民医療費が年々増大し続ける事態になっています。はり、きゅうは、これまで東洋の神秘と言われてきましたが、科学的な治療と言われるようになり、様々な疾病の治療効果や免疫力を高める効果が見込めるということです。はり・きゅう・マッサージの助成金の対象を、例えば市民税非課税者から前年度所得300万以下にするとか、45歳以上の国保加入者なども加えるなど、ほかの市町村に先駆けて統合医療の充実都市を内外にアピールすることも、市川市にとっても、市民にとっても大きなメリットになるのではないのでしょうか。はり・きゅう・マッサージの助成券を使用できるのは、国家資格を取得し、保健所にきちんと届けを出して市に登録したところのみです。しかし、現状は、整体、ボディケア、もみほぐしなど国家資格を有しない、いわゆる無資格者マッサージ業者が蔓延しており、医学的知識の乏しい施術者により健康被害が多発しています。これではとても代替医療とは呼べません。有資格者と無資格者の区別が市民に分かるようにすることも行政の責任ではないのでしょうか。もっと有資格者であるということアピールしてもよいと思います。助成券の枚数や金額の変更は議会を通さず変えることができますが、非課税世帯の方が高い治療費を出しても通う必要があることを十分御理解いただき、今後、1回の助成金額の引下げや枚数の削減は行わないようお願いして、次に進みます。

(2)の配食サービスの充実についてです。市内には民間配食業者が20数者あり、刻み食やカロリー計算、買物の支援などのサービス、また、配達範囲も広く対応するなど充実してきています。現在の受託業者が選定された経緯と今後の予定について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在委託している事業者は、昨年4月の一般競争入札により決定した事業者で、7月から全地域の配食を行っております。一般競争入札に係る仕様の主な内容としては、年度内に市内全域を対象に1万8,820食を配食することや、御飯を主食とした弁当形式とし、高齢者に適した食事の献立を管理栄養士、または栄養士が作成することとし、1食当たりのカロリーは600キロカロリー以上、タンパク質は20g以上、食事の形状は希望に応じて、おかゆや刻み食に対応することなどとしております。また、配達は午後3時30分から午後6時までとし、利用者本人に声かけを行った上で、手渡しで伝票にサインか押印を受けることなどを要件といたし

ました。当初予算の議決をいただきましたら、4月に委託期間を3年間とする長期継続契約による一般競争入札を実施する予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 現在、市内20者ほどであれば、各事業者に一般競争入札をする旨のお知らせをしてはどうでしょうか。もちろん手を挙げない業者もいるでしょうが、知らせることは必要かと思います。ぜひ御検討ください。

次に、(3)高齢者等世帯ごみ出し支援の拡充について、介護認定を受けている高齢者や障がいをお持ちの方が記入する申請書の簡素化をぜひお願いしたいと思います。例えば地図です。分かりにくい戸建ての家などは目印が必要ですが、集合住宅であれば、建物の名前が分かれば地図は要らないのではないのでしょうか。また、対象となる要件の緩和についても伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

申請手続の際には安否確認を行うための緊急連絡先の届出など、必要な書類の提出をお願いしております。今後、提出書類の簡素化については、関係部とも調整し、精査してまいります。

次に、対象要件の見直しにつきましては、要件の拡充により対象世帯が増加することが見込まれることから、それに合わせて収集体制の整備が必要となります。また、これまで以上に不在時の安否確認の作業増加なども見込まれます。今後、要件の見直しにつきましては、他市の要件などを調査し、収集実態を踏まえた上で、利用者や関係部署の意見も聞きながら研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 2020年、この制度がスタートしてから、毎年予算も増えていきます。地域によっては、地域社協が1回50円でごみ捨てのお手伝いをしているところもありますが、残念ながら全ての地域ではありません。今後ますます必要になると考えます。様々な点を利用しやすいように、また、利用したい人に情報が届くようにお願いしたいと思います。

次に、(4)独り暮らしの高齢者など認知症の早期発見が難しい方がいらっしゃいます。認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターを配置することで期待できる効果について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 認知症地域支援推進員は、認知症カフェや本人ミーティングの開催などを通じて認知症の方御本人の地域活動などの社会参加を支援するため、地域の幅広い活動主体との連携を推進する役割があります。また、生活支援コーディネーターは、高齢者の生活を支える支援やサービスの把握、ニーズとのマッチング、課題解決に必要なサービスの開発等を進めることにより、高齢者の生活支援や介護予防の基盤を整備する役割があります。今後全ての高齢者サポートセンターにおいて、このような取組を実践することで、認知症カフェや本人ミーティング、また認知症の人に優しいお店の増加など、認知症の方やその御家族の社会参加の推進につながることを期待しています。また、地域における幅広い活動主体や支援関係機関との連携が進むことで、認知症が疑われる独り暮らしの高齢者など、支援につながりにくいと思われる方々に対しても、早期発見や早期支援が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 地域社協などを中心に定期的なサロンを行っているようです。誰でも参加できるような高齢者の居場所づくりを以前よりお願いしているところです。管理をしてくださる方がいれば、空き家の活用なども視野に入れていただきたいと思います。

次の大項目、防災行政について再質問をしてみたいです。(1)避難所開設のために様々な備品が保管されていることは理解しました。避難所用のマットとテントの保管数を伺います。

○**稲葉健二議長** 本住危機管理監。

○**本住 敏危機管理監** お答えします。

避難所用マットは、幅1m、長さ20mのものを20ロール配置し、体育館を避難所として開設する際に必要な量を保管しております。また、プライベート確保のためのプライベートテントは、3人から4人が入れる大きさで、屋根があるものを2張り、屋根がないものを25張り、それぞれ保管しております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 小学校の体育館などですから、広さが限られていて、一度に多くのテントを張ることはできないかと思いますが、避難所には多くの方が避難してきます。避難者数に対してテントの数が少ないように感じますが、どのような使い方を想定しているのか伺います。

○**稲葉健二議長** 本住危機管理監。

○**本住 敏危機管理監** お答えします。

プライベートテントは、防災直後は配慮が必要な方のためや、着替え、授乳などの場所を確保するために、必要に応じて設置しています。それ以降は、避難所の状況を見ながら設置数を増やしていく考えとしております。具体的には、避難所開設当初は多くの避難者が集まることが想定され、まずは安全確保を図るため、避難所内へ誘導し、待機していただくことを優先します。その後、時間の経過や被害状況に合わせ、避難所は御自宅で生活ができない方々の避難生活の場として運用することとなりますので、このような段階で避難所内のスペースを有効に活用できるよう、配置場所を調整し設置していく、このように考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** もう一つ伺います。小学校の避難所は体育館に開設されますが、防災倉庫が校舎の2階や3階の離れている場所に設置されている場合が多いように感じます。これでは避難所の設営に時間がかかり、運搬中のけがなどにつながる可能性もあると思います。備品が容易に運搬できるように、防災倉庫の場所を配慮していただきたいと思います。本市の考えを伺います。

○**稲葉健二議長** 本住危機管理監。

○**本住 敏危機管理監** お答えします。

御質問者のおっしゃるとおり、防災倉庫の設置場所は、学校によっては体育館の近くにない場合もあるのが現状ですが、これは、子どもたちの活動に支障のない場所として、各学校と協議して決定したものです。災害時の迅速性や安全性の確保は重要と認識しておりますが、学校運営を制限することがないよう調整することが今後の課題であると感じております。また、今年度の総合防災訓練では、物資の保管や運搬について、小学校区防災拠点協議会の委員の皆様からも様々な御意見を伺っておりますので、見直しが可能な部分から改善を図ってまいります。なお、将来的には学校の建て替えなどに合わせ、適切な場所が確保できるよう、関係部署と協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 私も地域防災拠点で避難場所を設定する訓練に参加しましたが、入り口で避難してきた方の名簿を作成したり、高齢者や支援が必要な方に配慮しつつ受け入れることは大変です。防災用具など、使わないにこしたことはありません。しかし、混乱しているときにスムーズな準備をするために、用具の確認と訓練はしておきたいと思います。

次に、(2)に進みます。能登半島地震が発生して、そろそろ2か月を迎えようとしています。避難生活が長期化し、避難者の精神的負担は大きくなり、健康を害し、結果として亡くなる例もあると報道で聞いています。地震や津波からは逃れたものの、その後の生活で命を落としてしまう災害関連死について伺っていききたいと思います。

2016年の熊本地震では、直接亡くなられた方は50人ですが、その後、218人が亡くなられ、8割が70歳以上。その後の東日本大震災でも、3,794人の関連死が認定されており、9割が70歳以上だったということです。呼吸器疾患や循環器系が多いそうです。このような災害関連死はどのようなもので、長期的な災害時の保健医療体制の現状及び今後の取組について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

災害関連死は圧死などの災害直接死とは異なり、いわゆるエコノミークラス症候群や避難生活による持病の悪化や感染症などが原因でお亡くなりになることをいい、様々な要因があると言われております。そのため被災地には、全国から医療チームや保健師等が派遣され、自治体や保健所、医師会と連携し、災害関連死を防ぐ取組を行っております。本市では、被災時に保健師などの医療専門職を中心に保健福祉活動チームを編成し、感染症の拡大を防ぐための状況確認や指導、また、避難所の健康観察や運動指導などの活動を実施する予定としております。災害関連死を防ぐためには、市職員だけではなく、多くの医療従事者の御協力が不可欠であることから、災害発生時に御協力いただけるよう、医師会をはじめ関係団体とのさらなる連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ぜひ市民が安心して日々過ごせるよう、様々な団体と連携を強めていただきたいと思います。視察に伺うと、議場の机の下にヘルメットが供えてあるところが以前よりも多くなっていると思います。災害は起きてはほしくありませんが、きちんと備えはしておきたいと思います。

次の大項目、保育行政について再質問いたします。(1)子ども誰でも通園制度(仮称)において、概要は伺いました。子どもを預かるまでの手続の詳細について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼子ども部長。

○鷺沼 隆子ども部長 お答えいたします。

利用に当たっては、原則として利用を希望する施設に事前登録していただくことを想定しております。保護者と子どもは、あらかじめ施設において担当保育士や施設長、看護師などと面談し、発育の状況やアレルギーの有無といった保育に必要な情報を共有いたします。また、保護者が育児に不安を抱えている場合には、育児相談にも対応いたします。登録後は、定員に空きのある日時に予約を行った上で、サービスを利用していただくこととなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今回の試行的事業では、預かりの利用時間は1か月10時間とのことですが、10時間を超える預

かりの希望がある場合はどのように対応するのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

10時間を超える預かりの希望がある場合につきましては、既存の一時預かり事業を御案内することを想定しております。この制度では、就労等の要件がない場合でも、1日8時間までの預かりを月2日まで利用することが可能となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 障がいを持っているお子さんも受入れの対象になっていますが、受け入れる場合の職員の体制はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

受入れにおいては、障がいの有無にかかわらず、事前面談の際に子どもの状況を確認いたします。特別な支援や配慮が必要で、より多くの人手を要すると判断した場合は、保育士の増員配置に努めるほか、通常は保育士1人に対し子ども3人で設定している預かる人数を調整して対応する予定であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ありがとうございます。先ほどもお話ししましたが、国は全国どこでもこの事業を進めようとしています。国は先々、アプリで近くの空いている保育園を探し、マッチングさせることも視野に入れていると聞きます。命を預かるということを忘れずに、市民のニーズや預かる側の意見も聞きながら行ってほしいと思います。

次に、(2)運営費における人件費割合の公開について再質問します。運営費における人件費割合を公表することの効果について、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

人件費比率が高い施設が公表されることにより、その施設には人材が集まり、保育の質の向上につながるものと考えております。また、保護者にとっては、質の高い保育施設を選択するための判断材料の一つとなることから、公表により職員の処遇及び保育の質が向上するという好循環が生まれることを期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ありがとうございます。規制緩和によって行政から保育園の事業主に支払われる委託費の使い道が自由化されたことも問題だと思います。近隣市では、同じ保育園で保育士が一度に何人も退職する事態も起きています。ぜひ早い時期に公表していただき、長期に安心して働ける職場になることを願って、次に進みます。

(3)保育士配置基準の見直しにより、どのような影響があるかについてです。これについては再質はありません。数年後には1歳児の配置基準も改定されるということで、そのように言われています。災害時のとき、1人の保育士が1歳児を6人避難させることは並大抵のことではありません。保育士の確保も急がれます。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、少子化対策についてです。(1)については分かりました。

(2)今後の少子化対策の考え方について再質をいたします。2022年に日本で生まれた赤ちゃんは77万1,000人です。合計特殊出生率は1.26で大変低いものです。しかし、同じ1.26の出生率であった2005年は106万7,000人の赤ちゃんが生まれています。29万6,000人も多いのは、産む世代の人口が今よりずっと多かったからです。1月30日、柏で開催された千葉県市議会議長会第4ブロック議員合同研修会で、「人口減少社会を考える―未来への責任―」での講演内容や、2月12日に行われた千葉県自治体学校の中でも同じような話がありました。我孫子市長を3期やられた福嶋さんという方は、「実践自治」に寄せられた論文の中に、第1次ベビーブームの団塊の世代、その子どもたちの第2次ベビーブームに続く第3次ベビーブームが1990年代に起こらなかったことで、今、子どもを産む世代の人口が少ないことが、既にそのとき確定していたことだと言います。世界的に見れば遅れていますが、女性の高学歴、社会進出なども喜ばしいことではありますが、大きな要因です。非正規雇用が増え、生活の長期安定が見込まれない中で、結婚や出産する年齢が遅れていたり、しなかったりということもあります。

そこで再質問をさせていただきます。少子化対策は子育て支援策だけではなく、様々な施策を多面的に取り組む必要があると思います。どのように取り組んでいくのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市におきましては、年間出生数、合計特殊出生率ともに緩やかではあるものの減少傾向が続いております。また、30代から40代前半の、いわゆる子育て世代の転出数が転入数を上回る転出超過が顕著であるという特徴がございます。そこで、現行の市川市総合計画第三次基本計画におきまして、子育て世代の定住促進と出生率向上に向けた具体的な対策を進めるため、実効性、即効性のある取組を講じることとしております。これまでも学校給食無償化をはじめとする子育て支援施策に加え、仕事と育児が両立できる雇用環境の整備、母子保健医療体制の充実、住宅生活環境の整備、学校教育の充実など、結婚、出産、子育て、さらにその先に続くそれぞれのライフステージに寄り添いながら、様々な分野にわたる施策を多面的かつ総合的に展開してまいりました。少子化対策は長期にわたる取組が必要となります。本市におきましても、安心して子どもを産み、育て、健やかに暮らしていける環境を整えるため、子育て支援策のみならず施策横断的な視点に立ち、全庁的に連携を図りながら、引き続き少子化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 まとめます。少子化問題は本市だけでどうにかなるものでもありません。しかし、何とかしていかなければなりません。本市の様々な取組や助成制度など、あるにもかかわらず、該当する人にその周知がされていない、そのようによく言われます。新年度も新しい施策がたくさん出ています。市民への周知をしっかりとさせていただくことをお願いします。

次に大項目、護岸を含む塩浜2丁目の新たなまちづくりについて再質をします。整備手法について3つほど伺いました。調査結果を受け、検討していくとのことですが、本市としてはどのような整備手法が望ましいと考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 多方面からの検討は必要と考えるものの、提案のあった整備手法を参考にしつつ、可能な限り本市の財政負担を軽減する手法を望ましいものとして考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** にぎわいのある空間を創出したいとのことですが、市としてはどんな施設を整備したいと考えているのか伺います。

○**稲葉健二議長** 立場スポーツ部長。

○**立場久美子スポーツ部長** お答えいたします。

現市民プールには老朽化の課題があり、当該市有地でのレジャー機能を持つプールの活用の可能性を探るため、今回のサウンディング調査を行いましたことから、レジャープール等のスポーツ施設の整備を、まずは検討してまいります。また、多様な世代が集い、海の雰囲気を感じ、楽しみながら過ごすことのできる場所を望ましいと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 最初に京葉線沿線のお話をさせていただきましたが、市川塩浜にどんなものができるのか、市民や近隣の人が遊びに来てくれるような施設ができることを望みますが、本市は様々な事業が控えていますので、優先順位を十分に考えていただきたいと思います。

(2)は伺いました。ぜひモニタリング調査結果の公開と、専門知識のある方の意見を伺って判断していただくことをお願いいたします。

次に、デジタル地域通貨 I C H I C O の実証実験の総括と今後についてです。アンケートの集約状況は分かりました。キャンペーン中に多くの客を招くのは、ある意味当然です。この事業で店を知ってもらい、何年か後にも店が存続でき、結果、市内経済が潤ってこそ、この事業の成功ではないのでしょうか。

次に、行政ポイントの連携について再質をします。新たな行政ポイントの事業が増えることに伴い、どのように事業の周知を考えているのか、市の御意見を伺います。

○**稲葉健二議長** 根本経済観光部長。

○**根本泰雄経済観光部長** 今後、行政ポイント事業を広げていくためには、多くの方に事業を知っていただく必要がございます。そこで、ポスター、チラシ、「広報いちかわ」などと併せて、アプリのプッシュ通知や SNS 等を活用して事業を周知いたします。周知に当たりましては、キャラクターのイラストを使うなど、視覚的に分かりやすい内容といたします。今後、各事業の担当部署と連携を図るとともに、商店会や加盟店の御協力もいただきたいと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 実は自治会では、結局、草刈りやパトロールに参加をしてもエコポイントをうまく活用できていませんでした。地区連合など幾つかに分けて自治会に説明することも必要かと思えます。いいことをやっても、市民に伝わらないのはとても残念です。早めの周知をお願いしたいと思えます。

また、この事業についての今後ですが、財政に留意し、今回出された多くの行政ポイントの中には、活用しにくいもの、あるいは、今後こんなものがあつたらいいと思うものが出てくるかと思えます。きちんと精査をしながら、慎重な判断をお願いしたいと思えます。

次に、環境行政についてです。次期クリーンセンターの考え方は伺いました。先順位者の答弁で、ごみが減っていることや、分別され、資源化も以前より進んでいることなどは理解しました。しかし、かなり容量が小さくなりますので、(2)の再質で、さらに資源化を進める手法として、店舗等において家庭から出る資源物の回収をすることで、ごみ減量化をさらに進めることができないかを伺います。

○**稲葉健二議長** 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

資源物の回収場所が増えることは、ごみの減量・資源化に寄与すると考えます。既に市内の一部大型店舗において、家庭からの資源物を回収している事例が見受けられます。その一方で、個人店や小型店舗などにおいては、保管場所の確保や維持管理などの負担が大きく、協力が難しいことも予想されます。今後は、この取組を店舗などにどのように働きかけていくか、仕組みづくりも含めて研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 環境行政では、地球温暖化なども含め、課題山積です。次期クリーンセンターの稼働目標時期まで7年近くありますが、スムーズに事業が進むことを願い、次に進みます。

市立美術館の開設における市の考え方についてです。どのような美術館を開設したいと考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

美術館のコンセプト等につきましては、今後、美術館整備に係る検討委員会で検討していただき、これを踏まえ、新年度以降、基本構想を策定していく予定でございます。なお、本市が開設する美術館であることから、本市にゆかりのある芸術家等の作品を展示し、これらの芸術家等を顕彰し情報を発信していくことも、美術館の担う役割の一つになると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 市内には3つの博物館や東山魁夷記念館など美術館に類似する施設があります。これらの施設との整合性について、どのようにお考えなのか伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

本市の3つの博物館は歴史や自然を対象としており、絵画や彫刻、書などを対象とする美術館との関連性は低いものと認識しております。なお、東山魁夷記念館につきましては、偉大な芸術家である東山魁夷画伯を顕彰する施設であり、その絵画を展示していることから、美術館との類似性は高いものと認識しております。この東山魁夷記念館と美術館との関係性につきましては、今後策定予定の美術館構想の中で定める本市の美術に関する基本的な考え方を踏まえた上で、その位置づけを検討することになると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 市内にも幾つかの記念館がありますが、芝桜で有名だった郭沫若記念館は、手入れをする人がいなく、以前のような芝桜は見られなくなりました。とても残念です。美術館については、今年度、令和5年度の予算にも同額計上されていましたが、何も進んでいないと理解します。検討委員会についても、どのような人に依頼をするのか、今後どのようなスケジュールで進めていくのか、市民の声は反映されるのか、まだまだ不透明です。老朽化している公共施設などもあり、これからますます費用がかかると思います。十分な検討をお願いして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後 1 時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 議案第 55 号から日程第 38 報告第 32 号までの議事を継続いたします。

清風いちかわ、竹内清海議員。

〔竹内清海議員登壇〕

○竹内清海議員 清風いちかわの竹内清海でございます。会派を代表し、通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

まず、石川県能登半島地震で犠牲になられた方々と御遺族の皆様方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、順次質問させていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず初めに、災害への対応について伺います。

元日の夕刻、正月の団らんの時間を襲った能登半島地震では、テレビで津波からの避難を促す映像が流れ続け、まさに 13 年前の東日本大震災の記憶が鮮明によみがえり、しばらくすると、朝市で知られた輪島市の延焼火災の映像が映り、今度は 29 年前の阪神・淡路大震災の記憶もよみがえってきたことをはっきりと覚えております。そんな中、石川県知事が都内に出かけており、交通機関が停止したとのことで地元に戻れず、岸田首相と様々な調整をされたといった情報が流れてきました。地震はいつ、どこで発生するか分かりません。それに備えるために、自治体のリーダーは 24 時間 365 日、地元から離れないということは現実的ではありませんが、市長は市川市のリーダーとして、責任を持って行政運営を成し遂げるという覚悟が必要だと思えます。

そこで、市長は施政方針において、「地方行政を預かるリーダーとして、まずはどんなことがあっても市民の生命と財産を守ることに全力を尽くすことをお約束します」と述べておりますが、どのような方向性で市民の生命と財産を守っていく考えなのか伺います。

続いての質問は環境政策についてです。

田中市長は、就任時から一貫して地球温暖化対策を訴えています。そして、平田仁子氏を政策参与に招くとともに、市長公室にカーボンニュートラル推進課を設置するなど体制も強化してきました。とはいえ、世界規模の大きな課題ですから、国を挙げてもなかなか目に見える成果が出づらく、地球温暖化対策の難しさを改めて感じているところでは。

そのような中、今回の施政方針では、「今できる最善の取り組みを地方が率先して行うことが極めて重要です。温室効果ガスの削減目標を明確にし、再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、市民一人ひとりに危機意識が醸成され、自分の事として行動できるようさらなる普及啓発を行ってまいります」とあります。そこで、市は温室効果ガスの削減目標をどのように設定し、そのためにどのような施策を進めていくのか。また、どのようにして市民一人一人の意識を高めていくのか、その考えを伺います。

次に、イの項目につきましては、先順位者への答弁で理解いたしましたので、答弁は結構でございます。

続いてウの質問になります。こちらも施政方針では、「住宅の断熱化や太陽光発電の更なる促進、電気自動車の普及、一宮町との連携協定を活用した森林環境整備事業など、さまざまなカーボンニュートラルに向けた取り組みを加速させます」と述べられています。取組を加速するためには、市民の皆様にも取り組んでいただきたいことがまだまだあると思えます。そのためにも、これまで行っている環境の施策につきましても、さらに拡充していくべきと考えますが、新年度における具体的な取組内容を伺います。

次に、子育て支援について伺います。

初めに、アのこども家庭センターの設置についてです。重点施策の 1 つ目、「誰一人取り残さないまち」に

「『こども家庭センター』を設置いたします」とありますが、具体的にこども家庭センターはどのようなものなのか、その概要と支援の充実については先順位者への答弁で理解いたしました。では、この機関が設置されることにより、現状と比較してどのような点が変わるのか伺います。

また、切れ目のない支援体制による児童虐待の防止、早期発見によって、市民にどのような効果が生じるのか、市民の側から見た効果についてお答えください。

次に、イの子どもの居場所づくり支援事業についてです。本市では、食を通じた子どもの居場所づくり支援として、こども食堂とフードリボンプロジェクトの支援を実施していますが、この2つのこれまでの成果と現在の課題について伺います。

次に、まちづくりの推進について、アからウの3点伺います。

1点目のアの都市計画マスタープランの改定についてであります。本市の都市計画マスタープランが策定されてから約20年が経過しました。その間、外環道路千葉区間と現在のガナズ通りとニッケコルトンプラザ通りである都市計画道路3・4・18号が全線開通して、道路ネットワークは大きく変わりました。また、総武線沿線での駅前再開発が進むなど、町が目に見えて変化してきています。一方で、市の北部や原木、信篤など、一部の地域では市街化調整区域のまま残され、資材置場や耕作放棄地などの間に住宅や物流倉庫など点在する状況も見受けられます。

そこで、都市計画マスタープランの改定に当たっての現状の課題と見直しの方向性、さらに市民の意見をどのように反映していくのか伺います。

2点目はイの項目になります。道路の整備や駅前再開発など、まちづくりが進んでいる部分もありますが、まだまだやり残していることはあると思います。施政方針では、都市計画マスタープランに関して、「市街化調整区域の適切な土地利用の誘導や、用途地域の見直しも視野に、変化に即した計画としてまいります」とあります。

そこでお伺いしますが、都市計画マスタープランの改定に当たって、市街化調整区域の見直しなど、具体的にどのような計画としていくのか伺います。

続きまして、ウの新年度における排水路整備についてです。曾谷4丁目の市川市と松戸市の市境においては、地形的に谷状となっており、浸水被害に悩まされている地域があります。そのため、市ではこの地域において、以前から浸水対策工事を実施していると認識をいたしております。

そこで、現在、曾谷4丁目で実施している浸水対策の経緯と現状及び効果についてお伺いいたします。

次に、スポーツ振興についてです。

私も長年にわたりスポーツ関係の取組に携わってきた一人として、スポーツの発展、充実の面では関係団体との協力が必要不可欠と考えております。今回、施政方針で、「市川市スポーツ協会をはじめとする各種団体や、スポーツ推進委員の皆さんと引き続き連携し、スポーツの力による元気なまちづくりを目指してまいります」とありますが、改めてどのように連携して取組を進めていくのか、具体的な内容をお聞かせください。

次に、本市の都市農業の振興について伺います。

本市は東京都に隣接し、都心からのアクセスもよく、約50万人の市民が生活する住宅都市として発展している一方で、市内北部を中心に特産品である梨やネギやトマトなどの野菜と、シクラメンなどの花の営農が行われていますが、農業者の高齢化や後継者不足、農地周辺の宅地化など営農環境が変化し、様々な問題を抱えていると感じております。

そこで質問いたしますが、施政方針においても、「引き続き、安定的な都市農業の経営に向けて支援してまいります」とありましたが、本市の都市農業の安定的な継続を図るため、これまで農業者に対してどのような支援

を行っているのか。また、新年度においてはどのような支援を実施するのか、具体的な内容について伺います。
続いて、地域振興についてです。

能登半島地震では200人を超える多くの犠牲者が出ましたが、犠牲者が1人も出なかった地区があるという記事を見ました。東日本大震災を機に毎年訓練を行っており、地震発生時、近所に声をかけたり、若者が足の悪い女性を背負ったりして、揺れから5分余りで住民のほぼ全員が集会所に集まってきたとのこと。日頃から訓練を行ってきたことで、自然と集会所に足が向き、奇跡ではなく、訓練が効いたと住民は振り返ったそうです。このように、平時はもちろん、災害時などの有事の際には、顔の見える地域コミュニティのつながりが非常に重要なものになってくることが分かります。

そこで、市として地域コミュニティの中心的な役割を担っている自治会の重要性をどのように捉えているのか。また、どのような支援策を行ってきたのか伺います。

次に、福祉行政についてです。

令和3年9月から施行された、いわゆる医療的ケア児支援法では、地方自治体に対し、医療的ケアが必要な方に対する支援策を実施する責務が定められています。今後、医療技術の発展により、医療の支援を必要とする障がい児者が増えていくことが見込まれている中で、本市の施策を充実させていくことが求められています。

そこで、アとして、重点施策にある、研修を受けることにより介護職員が医療行為を行うことができるようになる喀痰吸引等の研修制度の仕組みと研修補助事業について、次に、イの医療的ケアを必要とする方を受け入れている生活介護事業所に対する本市の支援内容とその方向性について伺います。

次に大項目の2つ目、デジタル地域通貨についてです。

(1)新年度における本格実施の内容についてと(2)市制施行90周年記念事業で実施されるキャンペーンの内容については先順位者の答弁により理解できましたので、御答弁は結構でございます。

(3)のふるさと納税での活用についてお聞きいたします。昨年10月の「広報いちかわ」に掲載された記事によりますと、市川市では歳入の市税項目から22億円のふるさと納税が流出し、市民サービスを充実させる上で痛手になっているとのことでした。そこで、ふるさと納税の返礼品としてデジタル通貨を活用するとのことですが、具体的にどのような活用策を想定しているのか伺います。

次に、大項目の3つ目、崖地等崩壊対策事業についてになります。

土砂災害防止法による区域指定については、令和3年2月議会でもお聞きしております。それ以降何回か追加の指定がされていると聞いております。

そこで伺いますが、土砂災害防止法による区域指定の基準及び指定の現状と今後の予定について、また、令和6年度当初予算における崖地整備に関する内容について伺います。

次に、大項目4つ目の教育行政運営方針について伺います。

まず(1)教育環境の整備についてのアの令和3年度に小中一貫型小学校中学校としてスタートしてから今年で3年目となります東国分爽風学園の成果と課題及び今後の方向性について伺います。

次に、イについてお聞きいたします。「心身ともに健康な生活を送ることはすべての基盤となります。家庭・園・学校が一体となり、早寝早起き朝ごはんなどの望ましい生活習慣や自ら健康な心身を作るための生活習慣を身につけることができるよう包括的な健康教育に取り組みます」とありますが、学校において望ましい生活習慣を身につける取組はどのようなものがあるのか。包括的な健康教育の新年度に向けた具体的な取組を伺います。

続きまして、史跡の活用です。

「貴重な歴史的文化遺産を次の世代に確実に守り伝えていくため、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡や史跡曾谷貝塚において、史跡の公有化及び適切かつ計画的な史跡の保存活用を図ってまいります」とありますが、この2

つの史跡は、本市における縄文時代と奈良・平安時代をそれぞれ代表する史跡であり、史跡の保存のため、市はこれまで公有化を積極的に進めてきたと認識いたしております。

そこで、それぞれの史跡について、公有化の進捗状況と、今後どのように保存活用していくのかについてお聞きいたします。

次に、(3)学校給食無償化に関連した取組について、アとして学校給食食物アレルギー等対応補助金の概要について伺います。学校給食費の無償化により、子育て家庭にとって義務教育期間の9年間ともなれば、総額で約45万円の負担の軽減になるということです。コロナ禍や物価高騰を背景に、可処分所得がほとんど増えない状況にあって、子育て家庭には非常にありがたい制度であります。しかしながら、食物アレルギーにより給食を食べることができない子どもたちは、毎日弁当を持参して登校しており、現在の制度では、この無償化のメリットを受けることができないものと思います。そこで、学校給食食物アレルギー等対応補助金の概要について伺います。

イとして、市内在住の私立学校へ通う児童生徒への補助について伺います。私立学校へ通う子どもたちもまた、無償化のメリットを受けることができていないと言えます。通っている学校によらず、平等性の観点から、同様に支援を行うことが望ましいと考えるものです。そこで、本市には私立学校などへ通学する児童生徒はどの程度いるのか。また、このような子どもたちに対し、市立学校の給食費無償化に相当する支援を行う考えはあるのか伺います。

次に、(4)不登校児童生徒の支援について伺います。

文部科学省の令和4年度の調査では、不登校の子どもたちは約30万人と過去最多となりました。市川市における不登校の子どもたちも増加傾向にあり、具体的な取組が求められています。そこで、教育行政運営方針で示されていた小学校における校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームを設置してどのような事業を行っていくのかについて伺います。

次に、NPO法人等関係機関との連携について伺います。不登校の子どもたちの中には、学校以外の民間施設を利用して、少しずつ元気を取り戻している場合もあります。また、これらの施設は不登校傾向にある子どもたちに効果的な支援を行っているところもあると聞いております。こうした関係機関と本市はどのような連携を現時点では計画しているのか伺います。

最後の質問となります。大項目の市川市地域共生センターについて伺います。

今回、提案されている条例の提案理由として、「地域共生社会の実現に寄与するため、市民等の社会参加及び介護予防の拠点となる施設として地域共生センターを開設する」とあります。本市だけではなく、我が国では高齢化や人口減少が進み、地域や家庭という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱くなってきていると思います。こうしたことから、暮らしの中で人と人がつながり、支え合い、孤立せず、その人らしい生活を送ることができる地域社会をつくっていくことはとても大切なことであると考えています。そこで今回、地域共生センターを設置するに至った経緯について伺います。また、どのような事業展開が行われ、どのような効果が見込まれるのか、併せて伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁により再質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 ただいま竹内議員から、「地方行政を預かるリーダーとして」、「市民の生命と財産を守ること

に全力を尽くすことをお約束します」とあるが、どのような方向で守るのかという御質問でございました。

市川市の場合には、震度5以上で自動的に市川市災害対策本部というのが設置されます。そのほか、台風が上陸などいたしますと、必ずこの災害対策本部が設置されるという現状でございますが、地震、台風、線状降水帯、特に議員の御質問にもありましたが、浸水箇所が多く市川市内にあるということも認識していく中で、まずは、その災害の情報の収集ということに努めることになろうかと思えます。私が自宅にいる場合には、すぐに防災服に着替えて、また職務中でありましてスーツを脱いで、同じく防災服に着替えて、市川市役所の中にただいま申し上げました災害対策本部を設置するというところからのスタートであります。具体的には、その本部に集まります角田消防局長並びに本住危機管理監、さらには佐久間危機管理室長、そして、来年度の人事で組織の変更で防災総合統括理事というものを新たに設けて、さらに災害対策の強化ということを現在考えているところでございます。情報の収集が終わりまして、同時に、いかに市民の生命、身体を守るかということに集中したいと、そのように思っています。その際には、消防関係にはフルに活動していただくことになると思いますが、命を守る、そして72時間の間に救出をすると、どのような状況になっているか、状況の把握並びに救出の徹底ということを図ってまいりたいと思えます。

このことを行うに当たりまして、平素の災害に対する緊張感を持った訓練というものが、いかに重要かということが問われてまいります。1月20日にも総合防災訓練が行われましたが、残念ながら、私はその現場に着いた時間帯によってかもしれませんが、緊張感の不足というものを感じているところであります。市川市がもっと市民の生命、身体、そして財産も守っていく、その気持ちをしっかりと作り上げていかなければいけないと、そのように思っております。

補足であります。現在の市川の職員は5割弱、市川市に住んでいる市川の職員は5割を切るという状況にありますから、なるべく多くの職員に危機対応のために本部に集まってもらって、そしてそれぞれの手分けをして役割を担っていただく、そういう体制をつくってまいりたいと思えます。

繰り返しになりますが、いつ起きるか分からないこの災害に対して、市川市役所、私自ら本部長といたしまして、災害対策というのを全力で対応してまいりたいと思えます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは大項目、施政方針についてのうち(2)環境政策についてのアについてお答えいたします。

本市では、第二次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中期目標といたしまして、2013年度に市域で排出されたCO₂、286万tについて、2030年度までに50%の143万tを削減する目標を掲げております。この143万tのうち本市が独自に削減すべき約53万tを実現すべく、地域特性に応じまして住宅、事業所・工場、公共施設、車両・交通、廃棄物、そして地域新電力会社の6つの柱に分類し、それぞれの取組を整理したところでございます。具体的な取組といたしましては、住宅、事業所における太陽光発電設備の導入や建物の断熱化の普及促進を図ること、また公共施設においては、断熱などの省エネと太陽光発電設備などの創エネにより、建物で消費するエネルギーの収支ゼロを目指すZEB化を図ること、電気自動車や充電設備をさらに増やしていくこと、また廃棄物に含まれるプラスチックごみの削減を進めることなどが挙げられます。そして、これらの柱の中心となるのが地域新電力会社によるエネルギーの地産地消であります。本市のような住宅都市ではエネルギー資源が乏しく、カーボンニュートラルの実現は非常に厳しい状況でございます。厳しい目標、険しい道のりではございますが、それでも今できる最善の取組を率先していく必要があることから、2030年度までのCO₂排出量50%削減に向けた取組の全体像を示しましたロードマップを作成し、先日公表したところであります。このロードマップを市民の皆様、事業所の皆様とともに共通の道しるべとして広く周知するとともに、新年度に拡充する各種補助

事業を活用しまして、目標達成に向かって共に力を合わせて邁進していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは大項目、施政方針についての(2)環境政策について、ウの新年度の取組内容についてお答えします。

市内における二酸化炭素の排出量は、一般家庭が約2割、事務所や店舗などが約1割を占めております。省エネルギー対策としての住宅性能を高める断熱化や再生可能エネルギーとしての住宅や事業所への太陽光発電設備の普及は、住宅などから排出される二酸化炭素の削減につながることから、カーボンニュートラルの実現に寄与するものと考えております。

新年度の取組のうち、まず住宅の断熱化についてです。これまで既存住宅の窓、ドア、壁、床、天井の断熱化工事に要した費用に対して助成してまいりましたが、新年度は高断熱化工事を加えるとともに、補助率や補助上限の変更を行います。具体的には、窓、ドアの高断熱化工事に對して、要した費用の2分の1、最大20万円を補助し、壁、床、天井などの断熱化工事に對しては、費用の2分の1、最大30万円を補助いたします。

次は太陽光発電設備の導入費の補助についてです。これまで既存の住宅や事業所に1キロワット当たり最大2万5,000円の補助を行ってまいりましたが、新年度は1キロワット当たり5万円の補助を行い、住宅は最大22万5,000円まで、事業所は最大50万円まで補助いたします。

また、これまでは既存住宅のみを対象としてまいりましたが、新築住宅も補助対象に加えることとします。これらにより二酸化炭素の排出量削減の後押しをしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、施策方針についてのうち(3)子育て支援についてお答えいたします。

初めに、ア、こども家庭センターについてです。こども家庭センターは、母子保健の観点から、妊娠、出産、育児に関する相談支援を行っている母子保健相談窓口アイティと、児童福祉法に基づき児童虐待への対応を含め、ゼロ歳から18歳までの全ての子どもと子育て家庭の相談に対応しているこども家庭支援センターを統合し、全ての妊産婦や子育て家庭、子どもを対象に包括的な相談支援を行うための機関となります。現在、母子保健を担当する保健師と児童福祉を担当するこども家庭支援員は、保健センターと第1庁舎に分かれての相談の受付を行い、必要に応じて情報共有や会議の開催などを行っておりますが、こども家庭センターの開設後は、母子保健と児童福祉が同一の組織に統合され、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援を市民に提供することができ、子育ての安心感や子どもの健やかな成長につながるものと考えております。加えて、こども家庭センターを第1庁舎2階という分かりやすい場所に設けることで、身近な場所で気軽に相談することができるほか、妊娠届や保育園入園、児童手当などの手続の相談も同じフロアでできることから、利便性が向上するなどの効果があると考えております。

次に、イ、子どもの居場所づくり支援事業についてお答えいたします。子どもの居場所づくり支援事業は、子どもが安心して食事ができる居場所づくりを推進するため、食事とともに学習や遊びの場を提供するこども食堂と、飲食店の利用客の寄附により子どもが無料で食事することができるフードリボンプロジェクトへの支援を実施しております。こども食堂への支援といたしましては、パンフレット等の作成や情報発信などの周知、啓発を行うとともに、補助金を年間42万円を上限に交付しております。補助金制度を創設した令和4年度当初は、市内で活動するこども食堂は8団体を把握するのみでございましたが、令和6年2月現在、市が補助金交付や情報共有を行うこども食堂は20団体まで増加しております。フードリボンプロジェクトの支援につきましては、リボン

を寄附する大人や利用する子どもへの周知、啓発のほか、参加店舗への資材の提供などを行っております。令和4年度に参加店舗の募集を開始して以来、現時点での登録は11店舗まで増加しております。どちらの事業も順調に団体や店舗を増やしてまいりましたが、こども食堂やフードリボン参加店舗は、子どもが歩いて行ける身近な距離にあることが理想でありますことから、事業の認知度を上げて箇所数を増やすことが、現在の最も大きな課題であると認識しております。さらに、北部に多く南部に少ないといった地域の偏りがあることも課題であり、市内全域に増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、施政方針の4、まちづくりの推進についての2点と崖地等崩壊対策事業についてお答えいたします。

初めに、ア、現状の課題と見直しの方向性、市民意見の反映についてです。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であります。本計画は、平成16年の策定から約20年が経過し、間もなく計画終期を迎えますことから、現在、令和8年から始まる次期総合計画に合わせて見直し作業を行っております。現行計画における本市の課題は、土地利用、水と緑、景観、防災、環境、交通の各分野で整理しており、土地利用に関しては、商業地の活性化や住工混在の解消、市街化調整区域における適切な土地利用の誘導が挙げられています。市街地再開発事業や外環道路をはじめとする都市計画道路など、様々な事業が進められ、商業地の活性化や道路の渋滞の緩和などにつながっています。しかし、引き続き道路や下水道整備、防災・減災対策の強化などを進める必要があることから、各分野での課題が残っていると考えております。

次に、現行計画の見直しに向けた視点としましては、本市の課題や市内状況の変化、社会潮流を踏まえて整理しました。主な見直しの視点としましては、少子・高齢化の進展、産業構造の変化、老朽化の進む社会インフラへの対応、その他として災害の頻発化、激甚化や、カーボンニュートラルの実現などとしております。これらの視点を踏まえ、現行計画の必要な箇所を修正してまいります。

市民意見の反映につきましては、令和5年11月に市内の在住者、通勤者、通学者を対象としたオンラインによるアンケート調査を実施しました。今後はオープンハウスなどを実施し、市民意見を反映してまいります。

次に、イ、具体的な計画についてです。都市計画マスタープランは、土地利用の基本的な方向性を示すものであり、具体的に市街化調整区域等の見直しを示すことはございません。しかしながら、新たな道路の整備や地区区画整理事業などにより土地利用の転換が見込まれる地域におきましては、市街化区域への編入等も視野に入れ、検討を進めてまいります。今後、現行計画に定めた全体構想、地域別構想、まちづくりの推進方策の構成は維持しつつ、見直しの視点や市民意見を反映しながら、都市構造やまちづくりの方針などを改定してまいります。

次に、崖地等崩壊対策事業についてです。土砂災害防止法は、平成11年の広島豪雨災害がきっかけに、平成12年に整備されました。本市では、千葉県が崖の傾斜角度が30度以上で高さが5m以上の崖地について基礎調査を行い、令和3年5月までに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が50か所指定されました。令和元年10月の大雨による土砂災害を受け、国は今までの基本方針を見直し、これにより、千葉県は市内の基礎調査予定箇所を今まで以上に詳細な地形データを用い、さらに103か所を抽出し、そのうち25か所が令和5年9月までに追加指定されました。現在、本市では合計75か所の土砂災害警戒区域等が指定されております。今後、残りの基礎調査予定箇所について、千葉県が現地調査を行った上で、要件に該当する箇所については、順次、土砂災害警戒区域等として指定される予定でございます。

令和6年度に行う崖地崩壊対策事業の主な事業は、市が管理している真間山緑地及び大野緑地並びに大野第2

緑地、さらに、第三中学校南側斜面地の工事に着手するものです。また、令和7年度からの工事着手を目指し、曾谷第3緑地の実施設計を行います。なお、真間山緑地をはじめ市が管理する緑地につきましては、極力樹木を残す工法で計画を進めています。今後も市が管理する公共施設や都市公園、また、都市緑地における斜面地について、順次調査を行い、安全対策を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 私からは(4)まちづくりの推進についてのうちウ、新年度においてどのような排水路整備を行うのかについての曾谷4丁目を実施している排水路整備事業についてお答えいたします。

初めに、この事業の概要、経緯、経過についてでございます。この事業は、市川市雨水排水基本計画に基づき、曾谷・高塚排水区において実施している水路改良整備でございます。事業区間は東国分中学校北側の春木川樋管から弁天池公園までの延長約1,600mとなっており、この地区の排水は春木川に流す計画となっております。本事業は昭和62年度から事業着手し、令和4年度末時点におきまして、約1,060mが完成しております。

次に、現在の整備状況でございますが、実施中の水路改良工事は、曾谷4丁目33番地先の松戸市との市境付近において施工しており、改良工事の内容は、既存の直径0.9mの排水管を縦2m、横1.2mのボックスカルバートに替えるもので、工事延長は39mとなっております。この工事は、両側に住宅が建ち並んでいる幅員約5mの曲線区間が連続する道路において、電線の下で鋼矢板を打ち込んだ後、掘削してボックスカルバートを設置するものであります。そのような状況で、沿道住宅の自家用車の出入りなどについても、お住まいの方々と連絡を密に取りながら行う必要があることから、一般的な水路改良工事と比べ、非常に工期を要する工事となっております。このことから、この工事は令和5年度から継続事業として行っており、令和6年度に完成する予定となっております。

最後に、本事業による効果についてでございますが、排水管の断面積は従前の約3.8倍、流下能力は約5倍に増強されており、整備の開始以前は、台風時に国分高校前のバス通りが膝元ぐらいまで冠水しておりましたが、昨今の台風時の降雨においては、この付近での目立った冠水は確認されておりません。このことから、本事業は一定の効果をもたらしているものと認識しております。

今後につきましても、事業計画の最上流部である弁天池公園までは残り約540mでございますが、当該地区の浸水状況を鑑み、効果を検証しつつ、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは(5)スポーツ振興についてにお答えいたします。

初めに、市川市スポーツ協会についてでございます。市川市スポーツ協会は、本市のスポーツを統括する組織として、市川市体育協会として昭和25年に結成されました。野球やゴルフ、ハンドボールなど、現在34の競技団体が加盟しており、競技普及や競技力向上を目的とした活動を行っております。各競技団体とも県民体育大会での優勝を1つの目標としており、協会に所属する選手の中でも、世界の大舞台で活躍できる方も数多く輩出されております。また、毎年市との共催事業として市民向けのスポーツ教室を開催しており、昨年度は25種目のメニューに対し、およそ延べ1万3,500人の市民の皆様に参加いただきました。このほか、市川市民元旦マラソン大会では約140人、いちかわスポーツフェスタでは約60人の協会員に協力いただくなど、大規模なスポーツイベントの企画運営を行うに当たっても、協会との連携は欠かせないものとなっております。

次に、スポーツ推進委員についてでございます。スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に位置づけられた非常勤職員であり、本市では、現在82名に委嘱されております。市の主催スポーツイベントの企画運営に参加

していただいているほか、水フェスタ、鯉のぼりフェスティバルなどの地域のイベントにも積極的に関わっております。また、市を13区域に分け、地域の学校の体育館等を利用して軽スポーツ教室などを開催し、ミニバレーやペタンク、ボッチャなど、年齢、性別を問わず楽しめる種目を多く取り入れることで、生涯スポーツの推進に寄与しているところでございます。

このように、スポーツ協会をはじめとする各種団体やスポーツ推進委員の皆様の協力により、身近にスポーツのできる場所や機会を提供することを可能とし、スポーツ人口の拡大にもつながっております。今後とも、さらに連携を深め、市民一人一人が健康で夢や目的を持ち、生きがいや感動を感じられる「真の豊かさを感じるまち」の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、施政方針についての(6)都市農業の振興についてと、大項目、デジタル地域通貨についてお答えします。

初めに、施政方針についての(6)都市農業の振興についてです。都市農業の振興を図るための支援策としては、減農薬栽培の推進や、そのほか農業振興対策に必要な事業を実施する農業者に対し補助を実施しております。主な補助としては、ビニールハウスなどの営農施設や生産管理機器などの設置、改修に要する費用の一部補助や、若手農業後継者団体への活動費の一部補助などを継続実施しております。ほかにも、台風や降ひょうなどの被災時には見舞金の支給や、急激な物価高騰や円安などの際には支援金を支給いたしました。令和6年度につきましては、新規就農予定者に対し、営農施設であるビニールハウス新設の経費に対する補助を実施し、スムーズに営農が開始できるよう支援を予定しております。このように、継続実施している補助制度のみならず、緊急時や新規就農者補助など、都市農業の推進に対して関係部署などと協議し、農業者支援を実施してまいります。

続きまして大項目、デジタル地域通貨についてお答えします。(3)ふるさと納税での活用についてです。令和6年度は、ふるさと納税の返礼品として、市内の加盟店で利用できるポイントを寄附者に付与する予定です。ポイントの付与数は寄附金額の30%を予定しており、例えば寄附金額が1万円の場合、返礼品は3,000ポイントとなります。国の基準により、返礼品は地場産品に限定されていることから、どこの地域でも販売されているような物品をポイントで購入することはできません。このため、ポイントを利用できる加盟店は、飲食店と理・美容院等のサービスを提供する店舗に限定をいたします。どこのお店でポイントを利用できるのかを寄附者にお知らせするため、ウェブサイトへの掲載や専用ステッカーの配布等の方法により周知を図ります。

ポイントの付与に当たっては、本市から寄附者宛てにふるさと納税専用のカードを郵送します。カードを受け取った寄附者は、カードからアプリにポイントを移して、加盟店で利用することを想定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは大項目1つ目、施政方針についてのうち(7)地域振興策についてお答えいたします。

まず、自治会の重要性につきましては、夏祭りや餅つき大会といったイベントなどの地域コミュニティ活動のほか、防犯灯の維持管理や防犯パトロールなどの防犯活動、また、平時の防災訓練や災害発生時の防災拠点運営の協力といった防災活動など、豊かで住みよいまちづくりの実現には欠かせない役割を担っていると認識しております。このように地域社会の中心的な担い手である自治会は、地域課題の解決にも積極的に取り組み、本市の重要なパートナーとして市の発展にも大きく寄与していることから、本市では、自治会活動のPRや補助制度による財政面の支援などを行っているところでございます。しかしながら、自治会は加入率の低下と担い手不足

の課題に直面していることから、自治会への加入と自治会活動への参加の促進などを目的に、市だけでなく自治会を取り巻く関係団体との役割を明確にした市川市自治会等を応援する条例を令和2年4月に施行し、自治会活動が途切れることのないよう支援の強化をしたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは(8)福祉行政について及び地域共生センターについてお答えします。

まず、(8)アの喀痰吸引等の研修制度についてです。喀痰吸引等とは、医師の判断の下、口、鼻、気管から吸引器を使用し、痰を取り除く痰の吸引や、胃や腸にチューブを差し込み栄養や水分を取り込む経管栄養などの医療行為です。喀痰吸引等の行為は、原則として医師や看護師などの免許を持たない者が行うことができない医療行為として整理されてきましたが、医療スタッフが不足している現状から、当面のやむを得ない措置として、一定の条件の下、施設や特別支援学校において介護職員等が実施することを国の通知により認めてきた経緯があります。そうした現場における喀痰吸引等のニーズや実態を踏まえ、国において検討が重ねられ、平成24年4月に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、介護福祉士及びその他の介護職員等が研修を受けることで、喀痰吸引等の行為を実施できるようになりました。

具体的な仕組みといたしましては、県または県の登録研修機関が開催する研修を受講した介護職員等が認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け、医療や看護との連携による安全確保が図られているなど一定の条件を満たす登録事業者に所属をすることで喀痰吸引等の行為を実施できる仕組みとなっています。

次に、今回新たに行う補助事業につきましては、喀痰吸引等の行為を行うことができる人材を育成し、医療的ケアが必要な方に対する支援を充実することを目的に、障がい児通所サービス、生活介護事業所、短期入所事業所などを対象に、研修の受講料及び交通費を助成するものです。助成額につきましては、不特定多数の方に吸引等を実施できることとなる1号及び2号研修に対して最大10万円を、また、特定の方に吸引等を実施する3号研修に対し最大5万円を支給することとしております。予算額は1号・2号研修について4名分として40万円、3号研修については12名分として60万円、合計100万円を計上しております。

次に、イの生活介護事業所への支援についてです。生活介護事業は、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスの一つであり、常時介護を必要とする障がいのある方を対象に、入浴や排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言などの日中活動の支援を行う事業です。本市の生活介護事業所への支援策としましては、本市独自に開設費用や運営に係る一定期間の経費を支給するほか、医療的ケアを必要とする方を受け入れるため、看護職員を多く配置している事業所に対し、その人件費相当額を支給しております。なお、この看護職員の加配への補助額は、人員配置上求められる看護職員1名を超える配置数に対し、1日当たり9,825円としております。今後の支援の方向性につきましては、看護職員の加配への補助制度や、今回新たに制定する喀痰吸引等研修制度を通じ、担い手の確保及び育成を図ることで医療的ケアが必要な方への支援を充実していきたいと考えております。

次に、市川市地域共生センターについてです。香取に所在の南行徳老人いきいの家は、1階に老人いきいの家、通称いきいきセンターと呼んでいます。また、2階にデイサービスを提供する複合施設でした。令和3年9月議会におきまして、指定管理者による管理運営を行ってまいりました南行徳デイサービスセンターを令和4年3月末に廃止すること、また、いきいきセンターは利用者の減少、固定化という課題を抱えていたことから、前期高齢者が多いという地域の特性を生かし、余暇活動中心の施設から社会参加と介護予防を行う施設に転換するための条例の一部改正について承認をいただきました。その後、先月、庁議において、高齢者の介護予防における社会参加やその社会的役割を持つことの重要性や、地域住民や多様な主体が参画する地域共生社会の考え方を踏

また地域共生社会の実現を目指した社会参加と介護予防の多世代型のモデル施設、市川地域共生センターとして承認されたところです。

地域共生センターでは、これまでおおむね60歳以上の方に限定していた利用者の年齢制限をなくし、多世代、多属性へと対象者を広げ、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつなげられるように様々な事業を展開いたします。例えばプッシュ型のシニアカレッジがあります。市内のいきいきセンターで実施している教養講座であるシニアカレッジは、市が広報等で募集をかけ、参加者は自主的に申込みを行っておりますが、これを市が参加を後押しする形で行うことにより、ふだんあまり外出をしないような方などに社会参加を促してまいります。また、居場所づくりにおいても、様々な団体がお互いに連携をしながら新たな居場所づくりに取り組んでいくことを期待しております。例えば、従来のいきいきセンターの利用者が、地域の子どもとべいごま、あや取りなどの昔の遊びで一緒に遊んだり、フードパントリーを開設して食料の配布を行うなどが考えられます。さらに、施設を利用している各団体で協議体をつくり、情報の共有を図ることで課題の整理や不足している新たな居場所づくり等の検討を行ってまいります。このような事業を展開、循環させることで地域の介護予防と社会参加を促進し、誰一人取り残すことのない地域共生社会を目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、教育行政運営方針についての(1)教育環境の整備についてと(3)学校給食無償化に関連した取組及び(4)不登校児童生徒への支援についてお答えいたします。

初めに、(1)のア、東国分爽風学園のこれまでの成果と課題及び今後の方向性についてです。まず成果についてです。令和3年度、コロナ禍でスタートした東国分爽風学園の取組ですが、現在は活動制限から解放され、子どもたちが直接交流する機会も増えつつあります。具体的な取組といたしましては、曾谷小学校と稲越小学校の3年生による合同校外学習や、隣接している国分小学校や中国分小学校も含めた東国分中学校に進学する6年生が部活動の見学、体験等を行いました。また、コロナ禍で培ったノウハウを生かしたオンラインによる交流活動も引き続き行っております。一方、課題といたしましては、3校が離れているため、教員同士の連携の難しさや、児童生徒の移動に係る安全配慮の負担などが挙げられます。現在、この3年間で行ってきた取組の成果と課題を整理する作業を行っており、年度内には取りまとめる予定となっております。また、来年度は、今後の東国分爽風学園の在り方について具体的な検討を行いたいと考えております。

続いてイ、包括的な健康教育の新年度の具体的な取組についてお答えいたします。本市の包括的な健康教育の一つとして、体力づくり、望ましい生活リズムの確立、食に関する指導の充実、環境衛生の充実を4つの柱としたヘルシースクール推進事業を行っております。そのうち生活習慣に関する取組につきましては、公立幼稚園では、家庭との連携を図りながら園児の生活リズムを整える取組を推進しています。また、各小中学校、義務教育学校、特別支援学校では、毎年行っているライフスタイル調査の結果を基に、自校の児童生徒の生活習慣を把握、分析し、前年度の成果や課題を基にヘルシースクールプランを作成し、健康教育に係る様々な取組を推進しています。具体的には、早寝早起き朝御飯を意識づけ、生活習慣の見直しを目的としたげんきっこの活用や、学校保健委員会での生徒を対象とした学校医による睡眠に関する講話など、学校ごとに自校の実態に応じて計画的に取り組んでいます。

今後の取組といたしましては、公立幼稚園では、引き続き家庭と協力しながら健康教育を進めてまいります。小中学校、義務教育学校、特別支援学校では、デジタル機器の過度な利用による睡眠不足等の現代的な健康課題の実態を把握し、各学校で既に取り組んでいるアウトメディアにチャレンジなどの好事例を市内全体に周知してまいります。

次に、(3)学校給食無償化に関連した取組についてのア、学校給食食物アレルギー等対応補助金の概要についてお答えいたします。この補助金は、給食の提供を全く受けることができず弁当を持参している児童生徒について、その保護者の負担軽減を目的としています。対象となる児童生徒といたしましては、1つは重度の食物アレルギーを持つこと、2つ目は適応指導教室ふれんどルーム市川に通級していることです。対象者数は、令和5年12月末時点で約30人となっております。次に補助額ですが、1日当たり小学校で200円、中学校で250円とし、弁当を持参して出席した日数に応じて支給いたします。年間の補助額といたしましては、小学校で3万6,000円程度、中学校で4万5,000円程度となります。

次にイ、市内在住の私立学校へ通う児童生徒への補助についてお答えいたします。まず、市川市内の公立の学校へ通学していない市内在住の義務教育課程にある児童生徒は、令和5年5月末時点で小学生が約700人、中学生が約1,900人、合計約2,600人となっております。

次に、このような児童生徒に対する支援の考え方ですが、学校給食は、学校給食法により食に関する正しい理解と適切な判断力の醸成や食育の推進などを目標とした教育活動の一環として位置づけられています。学校給食費の無償化は、そのような教育活動にかかる費用を市が負担するとともに、学校に行けば安心して給食を食べることができる環境を整えることを目的としています。一方で、私立学校などは、学校給食の目標にある食育のほか、学校給食の実施状況や昼食提供の考え方がそれぞれ異なるものと考えております。実際、学校給食を実施していない私立学校の中には、弁当を通した家庭でのコミュニケーションの深まりを期待するといった方針もあると聞いております。このため、私立学校などに通う児童生徒に対しましては、市としてどのような支援が適切であり、必要とされているのか、本市の学校給食費無償化の目的を踏まえた検討が必要と考えております。

最後に、(4)不登校児童生徒への支援についてお答えいたします。教育委員会では、不登校及び不登校傾向にある児童生徒への適切な支援が喫緊の課題であると捉え、小学校においても、不登校及び不登校傾向の児童が安心して継続的に利用できる居場所を校内に確保し、適切な支援を行う中で、学びの保障を実現したいと検討を重ねてまいりました。そこで、令和6年度は準備段階といたしまして、校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームのモデル協力校を設置し、運営スタッフの配置や運営方法につきまして、効果及び検証を進めてまいります。NPO法人等関係機関との情報共有につきましては、市内のフリースクール等関係機関から通所している児童生徒の様子や運営内容などについて具体的に話を伺うなど、令和6年度からの関係機関との連絡会の実施に向けて検討しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは教育行政運営方針のうち(2)史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡と史跡曾谷貝塚、それぞれの公有化と保存活用についてお答えいたします。

初めに、下総国分寺跡附北下瓦窯跡であります。この史跡は昭和42年に史跡指定を受けた後、平成14年と同22年に追加の指定がなされました。このたび公有化を図る土地は、北下瓦窯跡として平成22年に追加指定された区域内の土地となります。公有化を予定している土地の面積は97.59㎡で、今後必要な手続を経て、7月末までには土地の売買契約を締結する予定となっております。これにより、史跡全体の公有化率は約7割となるとともに、北下瓦窯跡部分の公有化については完了することとなります。

また、史跡の保存活用につきましては、平成30年に史跡の保存活用の基本方針などを定めた保存活用計画を策定しており、今後、史跡整備の基本設計となる整備基本計画を令和6年度から2か年で策定する予定となっております。この計画の策定により、北下瓦窯跡を含めた史跡全体の保存や公開活用、管理運営等の手法等を明確にしてまいります。

次に、曾谷貝塚であります。この貝塚は、縄文時代後期の集落遺跡で、単独の馬蹄形貝塚としては日本で最大級の規模を有しております。公有化につきましては、昭和54年の史跡指定からこれまで継続的に進めており、令和6年度に予定している公簿面積793㎡の公有化により、公有化率は約8割となります。また、史跡の活用につきましては、保存活用計画を令和6年度からの2か年で策定し、史跡の保存活用の基本方針などを定めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

竹内議員。

○竹内清海議員 それぞれ御答弁いただきまして大変ありがとうございました。質問が多いので、ちょっと時間がなくなってきましたので、順次確認をしながら、また再質問やら要望等させていただきたいと思います。ここから一問一答でお願いいたします。

まず災害についての対応についてでございます。市民の命が最も優先されることは、誰も異論はないと思います。そして覚悟を持って市政運営に当たっていることも十分理解をさせていただきました。今回、少し聞きたいんですけども、能登半島地震へ危機管理室の職員を継続して派遣していたということでございます。現地に行った職員が経験したことを本市の対策にどのように生かしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

今回、被災地に派遣した職員は、避難所運営支援や住宅の被害認定調査、被災者の健康支援などを行っております。特に住宅の被害認定調査や健康支援に当たった職員は、本市が被災した場合でも同様の役割を担当する部署から職員を派遣しており、これらの職員については、職場内で現地の状況や活動内容について共有を図ることが重要になると考えます。一方、避難所運営支援の業務で派遣した職員は、危機管理室の職員と自ら希望した職員になりますが、この避難所運営については、既にマニュアルが整備されておりますので、今回の派遣による現場対応の声をしっかり聴取し、既存のマニュアルと比較して、よりきめ細やかな対応ができるよう、さらに完成度を上げていく考えでおります。

また、物資等の備蓄につきましても、実際の現場で求められるものを改めて精査し、新たに計画に取り入れていきたいと考えております。

災害対応は全職員の責務であることから、派遣で現地対応を行った職員には、その貴重な経験を生かし、今後の防災業務に積極的に取り組むことを期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。今回、被災地に派遣された職員の皆さんは、余震の危険や、また断水が続く中での支援活動だったかと思います。本当に御苦労されたかと思います。そして、いろんな経験をされたことを、市川市で災害があつてはいけないんですけども、あつたときには、ぜひ十分にその経験を發揮していただきたいなということをお願いさせていただきたいと思います。市民は、やはり災害があつたときには、恐らく市の職員をまずは頼るのかなというふうに私は思っております。そういうことで、職員は市民の安全を守る使命があるということ、ぜひ認識をしていただきまして、公務に励んでいただきたいと思います。

以上でございます。

次に移ります。次に、環境行政について質問させていただきます。カーボンニュートラルの実現に向けた削減目標や、そのために取り組むべき施策について、その全体像をロードマップにまとめたということをお伺いしま

した。私も見させていただきました。本当に分かりやすいのかなというふうに思います。繰り返しになりますけれども、カーボンニュートラルは成果が出るのが本当に時間がかかる上、その成果が見えにくいということが私の印象にあります。ですから、粘り強く取り組んでいただくことが大事かと思えます。新年度はカーボンニュートラルに関する様々な補助事業が拡充されるということですが、これでよしとせず、ロードマップに掲げた削減目標、2030年度の二酸化炭素排出量、大変厳しい目標かも知れませんが、50%削減という目標に向かって進めていただくことを期待しまして、この質問は終わります。

ウの項目の新年度の取組についても理解させていただきました。

次の3番の子育て支援については、補足質疑者の石原みさ子議員が再質問させていただきます。

次に、都市計画マスタープランになります。改定についての様々な内容は理解をさせていただきました。先ほど部長のほうからお話しありましたが、私、1点気になる市街化調整区域の用途地域の見直し、これは見直しをしないということなんですけれども、この件につきましては、確かに市街化調整区域のままでいいという方と、市街化にしてほしいという方、これはもう二極でございます。ですから、いろんな地元の意見をしっかりと聞いていただき、その辺もぜひマスタープランの策定の際には反映をさせていただきたいと思えます。この質問はこれで結構でございます。

次に、排水路の整備になります。答弁を聞きまして、確かに私も地元でございますから、曾谷4丁目の浸水被害は大分緩和されてきました。昭和62年から着手したということで、もう既に37年たっております。今工事が終了しているのが計画の約3分の2、3分の1が残っているわけでございます。私が気になるのは、あそこは私の地元の曾谷と松戸市の高塚新田というちょうど行政境のところの工事でございます、これは私の見る目からすると、松戸市の雨量のほうが地形的にあって、多分多く流れてくるのかな、そう思っているところでございます。ですから、1点お聞きしますけれども、松戸市との何か協議が行われているのか、その辺も含めてお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 お答えいたします。

事業地には地形上隣接する松戸市からの雨水も流れ込んでくることから、この流量を見込んで排水路の計画をしており、整備に当たりましては、松戸市と本市の間で事業費の負担割合を定めた基本協定を締結しております。負担割合は流域面積の割合などから定めており、市川市が66.5%、松戸市が33.5%という割合になっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 分かりました。市川市の道路に工事はしておりますけれども、松戸市から負担をしていただいていることで、まずは安心をいたしました。あと残り、先ほど540mというお話をされておりましたけれども、大分よくなりましたけれども、大変な工事かも知れませんが、できればぜひ積極的に工事を進めていただければと思います。結構でございます。ありがとうございます。

次に、スポーツ振興について少しお聞かせいただきたいと思えます。世界で活躍されている選手が多く輩出されているということでした。このように頑張っている選手がいる中で、私は市川市のスポーツ施設は足りないのかなというふうに思っております。そこで、私は北東部スポーツタウン基本構想というのが大分進んでいるのかなというふうに思っていたんですけども、検討が止まっているような感じがしてなりません。そこで現在、その状況はどうなっているのか、再度お聞かせください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

北東部スポーツタウン基本構想は、市内北東部のスポーツ施設の不足などの課題を解決するため、平成26年に策定し、平成29年度にはJ：COM北市川スポーツパークを開設いたしました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響等により検討を中断した時期もございましたが、令和4年度にスポーツ振興の最上位計画である市川市スポーツ推進計画の策定を受け、令和5年8月に一部見直しを行ったところでございます。今後はこの構想に従い、施設整備に関する検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 もう少しお聞かせください。北東部スポーツタウン基本構想について、一部見直したということなんですけれども、今後この構想に従い、どのような施設を予定しているのか、お分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

健康増進等を目的とした屋内プールのほか、体育館、サッカーやラグビーなどの行える多目的グラウンドの整備を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。スポーツの発展には関係者との連携、これは競技選手もそうですけども、競技団体の方々とか、連携をするのは当然でございます。また、ほかに施設整備、スポーツの発展には、やっぱりそういう人たちとの連携と施設の整備、これがきちっと、施設がなければ、つまり駄目なわけですね。ですから、つまりソフトとハード面での充実がまずは必要と考えますので、引き続き御尽力いただきたいと思います。コロナで若干遅れたのかなというのは理解をさせていただきました。

次に移ります。次に、都市農業について御答弁をいただきました。市内の農業者に対して様々な支援や補助、また気象被害などの対応などもしていることについては分かりました。それと、令和6年度は新規就農予定者がいて、ビニールハウス新設に対する補助を予定しているとのことでしたよね。

そこで再質問いたします。新規就農者の栽培品目や規模など、あまり詳しく聞くと、場所がどこだとか聞くといろいろあるでしょうけども、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 新規就農予定者の詳細につきましては、現在、令和6年度中の営農開始に向けて準備を進めると伺っております。栽培品目はイチゴで、イチゴ狩りをメインとした観光農園の開園を予定し、営農規模は耕作予定面積が744㎡で、ビニールハウス3棟の新設を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。いいですね。イチゴ狩りを多分やるのかなというふうに思います。市川市に新しく農業をする方が来るということは、私はすばらしいことだなというふうに思います。やっぱり農業をされる方が増えることはいいことだと思います。ぜひ補助内容など充実をしていただきまして、手厚い支援をしていただければと思います。

それともう1点、これが大きな問題でございまして、中国で発生した梨の病気、火傷病、花粉の確保が重要である。これが今問題になっているわけでございます。先順位者の答弁で花摘みのボランティアについては分かり

ました。それで、花粉を自家採取する機械があるわけですね。その機械を導入する費用、そういうのを何か補助できないのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 今2月定例会に補正予算案として提出をしておりますが、火傷病の影響に伴い、梨花粉の自家採取による増産が必要となり、花粉採取に係る機器類の導入を希望する農家21軒に対し、千葉県と協力し、導入費用の2分の1、約560万円の補助を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 補助あるのかなと理解をさせていただきました。梨の花粉は皆さん御存じかと思えますけれども、梨の花を咲いたときに取って、早めの花を取って花粉をつくるわけです。その花を摘むのに30kg取って交配できる花粉というのは、30kg取って30g、ほんのちょっとしかできないということで、大変な作業らしいんですね。ですから、花粉の自動採取機、これがあれば随分楽になるのかなということで、農家の方から要望がありましたら、ぜひ補助していただきたいと思います。本市の都市農業の振興、これからもどうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。自治会について再質問します。自治会は地域社会における中心的な担い手となり、公共的な役割を果たすとともに、市政運営には欠かせない大切なパートナーであると大方の方はそう認識していることと思います。そして自治会に対して様々な支援を行っていることも理解をしております。それでもなお自治会加入率は低下傾向にあり、担い手も不足していると聞いております。

そこでお聞きしますが、今回、施政方針によると、I C H I C Oポイントを拡大し自治会を支援する新たな事業を行うとのことですが、どのような内容なのか、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

自治会加入率の低下は、市民アンケートによりますと活動が大変そう、何をしているのかよく分からない、会費を払いたくないなどが自治会に加入しない主な理由であることを分析しております。そこで、本年度、本市では自治会に新たに加入した世帯に対し、行政ポイントを付与する実証実験をしたところ、期間中の自治会加入世帯のうち8割は転入と同時の加入でございましたが、行政ポイント付与をきっかけに、これまで自治会に加入していなかった世帯が2割もある。加入率の向上に大きな効果が見られたということでございます。このことから、実証実験では1,000ポイントであった行政ポイントを、来年度は3,000ポイントに増やすことで、さらなる加入率の増加を期待するものでございます。

また、自治会活動に協力した学生ボランティアへのポイント付与につきましては、自治会役員の高齢化による担い手不足に対し、自治会が主催するイベントなどに協力してもらうことで地域コミュニティーの活性化を図るとともに、自治会活動を知ってもらうことで将来の担い手になってもらうことを期待するものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。デジタル通貨で交換することでポイントを付与する。自治会に加入者が増えたということで、私も自治会加入率の向上に期待が持てるというふうに感じます。ぜひ今回のこの事業を大いにPRをしていただきまして、自治会加入率を増やす方向で頑張っていただければと思います。自治会の担い手不足の解消など、課題は本当に多いかと思えます。他市の状況も調査研究をして、自治会加入率促進、担い手不足の解消になるよう、参考事例があれば、ぜひ本市でも取り入れていただきたいと思います。引き続き自治

会への積極的な支援を行っていただきたいとお願いしまして、この質問は終わりいたします。

次に、福祉行政については、この後、石原みさ子議員から再質問いたします。

次に、ふるさと納税の概要については理解をさせていただきました。やはりポイントを利用できる範囲が、私は限りなく限られてしまっているのかなというふうに感じております。もう少し幅広いふるさと納税の関係する、それに利用できるのかなと思ったら、ほんの少しだけということで、ちょっとがっかりしたというか、厳しいのかなというふうに思っていました。そこで、令和6年度にはどの程度の寄附金額を見込んでいるのか。また、今後、事業を続けることで寄附が増加すると見込んでいるのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 令和6年度の寄附金額につきましては350万円を見込んでおり、返礼品として100万円相当のポイントを発行する予定です。市内の事業所に出向いて事業をPRすれば、在勤者からの寄附が集まり、見込み以上の寄附金額が集まる可能性もございます。より多くの寄附をしていただけるよう、事業の周知に努めます。

次に、今後の見込みについてです。デジタル地域通貨をふるさと納税で活用している先進事例では、寄附金額が毎年増加している自治体がございます。事業を継続することでふるさと納税のリピーターを獲得でき、寄附金額の増加を図れるものと期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ふるさと納税の返礼品としてデジタル通貨を活用できる点には、私、理解いたしましたけれども、見込み金額が350万ですか。総額からするとちょっと低いのかなというふうに思いますけれども、続けていくことによってどんどん増えてくるということを今お聞きしましたので、市制90周年という節目の年でございすから、ぜひ民間事業者と一緒に町を盛り上げていていただきたいと思います。多くの方々に参加をして楽しんでいただくよう周知をするとともに、ふるさと納税の返礼品としてうまくいくように、ぜひお願いいたします。

次に移ります。次に崖地の関係になります。法律による崖地の指定や整備の状況については理解をさせていただきました。また、市川市の緑地のほとんどが斜面緑地なんですね。樹木を残しながら安全な対策を進めるということ为先ほど部長が答弁されておりました。私も市川市の緑地は斜面緑地が多いんですね。もう本当に平らな山で緑地があるというのは限られたほんの少々かと思えます。斜面緑地、ぜひ危険な緑地かも分かりませんが——危険な緑地じゃないですね。危険のないような傾斜地、崖地で、なおかつ樹木を残していただきながら安全な対策を練っていただきたいなというふうに思えます。

あと、個人が持っている崖地、また人的な手を加えた崖地というのは、やはり民家に隣接しているところに多く、また、昔、埋立てのために土を取って運んだ、その跡が崖地になってしまったというのは、個人持ちの土地も非常に多いわけがございます。そういう部分はなかなか非常に難しいなということで、ただ、その近隣に住んでいる方々に対しては、もし崩れたら大変でございますから、ハザードマップ等々でしっかりと安全な、逃げるだとか、そういう注意喚起、その辺をしっかりと関係する住民の方々には周知啓発をしていただくようお願いさせていただきます。

以上でございます。

次に移ります。教育行政運営方針になります。まず、東国分爽風学園の成果と課題、そして今後の方向性について伺いました。コロナの関係でなかなかうまく進まなかったということと、コロナの関係で子どもたちも大変な思いをしてきたのかなというふうに思っております。爽風学園3校だけではなくて、私、今まで心配をしてお

りました東国分中学校が核となるとすると、曾谷小、稲越小以外にも来るということで、それ以外の子どもたちとも交流をしたということで、大変よかったのかなというふうに思っております。

一方、課題として、今年度中に方向性が示されるというふうに期待をしておりましてけれども、残念ながら、3月に本当は方向性が出る予定だったんですけれども、ちょっと無理なのかなということも理解させていただきました。コロナの影響で遅れた部分もあったかと拝察いたしますけれども、そこで1点お伺いをいたします。コロナの影響について、再度お聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

コロナ禍の影響といたしましては、児童生徒の交流活動に遅れが生じたことが最も大きいと考えております。スタートした令和3年度の取組は、中学校教員による小学校の乗り入れ授業や、オンラインを使用した3校合同集会といった内容にとどまり、児童生徒同士の交流活動は実施できない状況でした。しかし、令和4年度の秋頃からは、先ほども答弁いたしました、小学校6年生の部活動体験など、直接の交流活動も徐々にできるようになり、現在は交流活動自体が増えてきております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 東国分爽風学園、3つの学校を1つにするという課題について伺いました。やはりいろいろ1つにすると、それぞれの拠点の中に学校があったということで、防災上の問題等々もあるということも、私も理解をいたしております。地域から意見を聞くことは大切だと思いますが、ぜひなるべく早い時期に1つにさせていただくことを要望させていただき、この質問は結構でございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、健康教育についてでございます。先ほどの答弁の中で、生活習慣の見直しのために早寝早起き朝御飯に取り組んでいる小学校もあると伺いました。

そこで確認させてください。早寝早起き朝御飯に関わる生活習慣について、本市の児童生徒の実態はどのようになっているのか、再度、質問させていただきます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

令和4年度の市内児童生徒のライフスタイルアンケート調査によりますと、就寝時刻に関しましては、午後10時以降に寝る児童生徒が、小学6年生では約55%、中学3年生では約90%と割合が高くなっております。一方、起床時刻に関しては、午前7時までに起きる児童生徒が大半を占めていることから、中学校の一部の生徒は十分な睡眠時間が確保できていない状況であることが分かりました。朝御飯に関しましては、毎日食べていると答えた児童生徒が、小学1年生では95%、小学6年生では約85%、中学3年生では約78%との結果から、学年が上がるにつれ朝食の欠食率が上昇することが分かりました。約3年間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの生活習慣の乱れや体力低下は全国的な傾向であり、本市においても喫緊の課題であると認識しております。今後も各校の実態に即したヘルシースクールプランに基づき、継続的な取組を行ってまいります。

また、教育委員会といたしましても、教職員向けには、健康教育に係る各種研修会を実施し、保護者や市民に向けては、効果的な取組をホームページなどに掲載し、広く周知していく予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 コロナ禍が明け、生活様式も変化している中で、子どもたちの生活習慣の乱れが懸念され、改めて早寝早起き朝御飯の重要性を感じているところでございます。実は私の所属する市川シビックロータリーク

ラブでは、文部科学省が提唱する「早寝早起き朝ごはん」国民運動と併せて、食に対する知識、特に子どもたちの朝食を取ることの大切さを一人でも多くの子どもたちに伝えたいということで、自分の朝食は自分で作れるようになってほしいという思いで、市川市小学生朝食選手権を開催いたしております。これからも子どもたち自身が食と健康について考えるためにも、できれば多くの子どもたちに、まずは参加、エントリーしていただけるよう働きかけを関係者の皆様をお願いしたいと思います。これは申し込むだけで1次選考がありまして、いろいろ献立やアピールポイントなど、その時点でも勉強できますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。史跡の公有化についてでございます。史跡の公有化、いろいろ御答弁をいただきました。本当に私は国分のほうのは理解させていただきました。曾谷貝塚のほうでございます。公有化率がもう長い間かかってきまして、やっと約80%になったということで、先ほどお話がありましたけれども、そろそろ保存活用計画策定、これが始まるようでございます。

そこでお聞きしますけれども、私も地元にはこの曾谷貝塚に対する思い入れ、もちろん史跡の部分も含めて、かなり思い入れのある方がおりますので、もし保存計画の策定において会議等があるようでしたら、地元の意見を取り入れることができないかお聞かせください。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

計画の策定に当たっては、学識経験者を含めた委員で構成される策定委員会を組織する予定となっております。その中で、例えば地元自治会の代表者の方など、曾谷貝塚にゆかりがあり、地域の活動に熱心に取り組まれている方を委員にお迎えすることで、地元の御意見を取り入れていくことを考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。曾谷貝塚でちょっと報告させていただきますけれども、昨年10月8日に曾谷縄文まつりを久々に開催させていただきました。非常に広大な土地でございます。当日は市長にもお越しいただきまして、ありがとうございます。本当に市内各地から、多分四、五千人は来たのかなというふうに言われております。曾谷貝塚を何としても大事に守っていきたいということで、ぜひ曾谷貝塚、地元の意見を取り入れていただくよう重ねてお願い申し上げ、この質問は終わります。

次に、学校給食無償化等については、補足質疑者、石原みさきさんでございます。

最後になります。地域共生センターについてですが、地域の社会参加と介護予防を推進し、地域共生社会を実現するための様々な事業に取り組んでいくことが分かりました。かつて多くの地域で見られた向こう三軒両隣といった相互扶助の見られる地域社会の再構築には、長い目で見た地道な取組が必要となってくるものと思います。地域共生センターのような取組は、南行徳以外の地域でも必要ではないかと私は思います。

そこで、地域共生センターの今後について、市はどのような方向性を考えているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 地域共生センターは地域共生社会の実現を目指すための多世代型のモデル施設として位置づけております。今後、地域住民や関係機関、様々な分野で活動されている団体等と話し合いながら、柔軟に事業を取り組んでまいりたいと考えております。

なお、実施した事業の効果を検証した後、他のいきいきセンターや民間の事業所などにも働きかけ、他の地域づくりの取組などにも波及させていきたいと考えております。

また、他のいきいきセンターの地域共生センターへの転換につきましては、他のいきいきセンターにおいても利用者の減少、固定化などの課題がありますことから、今後、地域共生センターでの事業効果等を踏まえ、他の

施設でも同様の機能拡大を図ることが可能なのか見定めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 竹内議員。

○竹内清海議員 地域共生センターにおいては、社会参加と介護予防の取組を通じて様々な人々が参画し、人と人がつながっていく地域共生社会の実現に結びつくことを期待するとともに、事業効果を見定めて、他の施設への拡大の可能性についてもしっかりと検証していただければと思います。ぜひ他の地域にも広げていただきたい、そんなお願いをいたしまして、終わります。

これで私の質問については終わります。補足質疑者の石原みさ子議員に替わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 清風いちかわの石原みさ子でございます。通告に従いまして、4つの大項目について一問一答にて補足質問いたします。簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず、1つ目は子育て支援について、アのこども家庭センターについては理解いたしました。大変期待しております。1つ提案なんですけど、これまで両親学級や講演会などは、皆さん任意での参加だったと思うんですけども、これほど虐待が減らない、そういう現状の中で、私は親になる方全員が知っておくべき知識や手法があるのではないかとこのように考えます。組織がこれから変わりますので、そのタイミングで、ぜひ自分の思いどおりにならない赤ちゃんや子どもに対して、いらっとしたとき、どういうふうにしたらいいのかとか、助けを求めたいとき、どこに相談したらいいのか、そういった知恵や知識を伝えるような、そういった取組を、ぜひこども部の中で考えて実行していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、イについて再質問いたします。子どもの居場所づくり支援事業概要を伺いました。現在、こども食堂は20か所、フードリボンプロジェクトをしているお店は11店舗と伺いました。来年度もこの二本立てでいくというのですが、課題として、市内全域に増やしていきたいということでございます。では、どのようにしてこの課題に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

こども食堂の運営者を増やすために、こども食堂を新規で開始する方に向けたガイドブックを現在作成中でございます。このガイドブックは、こども食堂をやってみたいと思う方の手引として、開始までの準備や手続などを案内するほか、現在、こども食堂を運営している方の体験や関係者のコラムなどを掲載する予定でございます。今後このガイドブックを活用しながら、子どもの居場所づくりへの理解や協力が地域に広まるよう努めてまいります。

また、フードリボンの参加店舗についても同様に、チラシの配布やイベントの開催などで周知啓発を強化し、店舗の増加に努めてまいります。

さらに、こども食堂とフードリボンは支援の対象がどちらも食事に困る子どもたちであることから、2つの事業それぞれの拠点を組み合わせて利用されるよう、相互に周知を行うことも必要だと考えております。この2つの事業を比較すると、こども食堂は食事だけでなく、学習支援や生活相談など多様な支援が受けられる代わりに、開催頻度が多くの場合月一、二回程度である一方、フードリボンは飲食店という場所柄、食事の提供に特化される代わりに営業時間は継続して行っているため、子どもが困ったときにいつでも行けるという安心感があるという特徴がございます。この相互補完的な関係を活用し、互いに活動の連携を図ることで一層の相乗効果が生まれるよう、今後の展開を検討してまいります。

ください。強く要望いたします。

また、特に福祉型で行っている社会福祉法人など、日中、医療的ケア児者を受け入れている事業所には、できるだけたくさんの方を受け入れていただいて、その中で引き受けられるなという方、顔見知りになって体の状態が分かっている方、そういう方が出てくると思うんですね。ですから、そういう中で、利用者さんの中で引き受けられるなという方を短期入所として受け入れていただく、そういう形で、両方から短期入所の機会をつくってあげれば、今よりも格段に市川市の福祉行政は進むと思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会に質問いたします。アについては理解いたしました。

イの私立の学校に通っている児童生徒への補助について伺います。このことは、8月に行われました児童議会でも質問が上がったテーマでございます。先ほどの御答弁で、検討することがある私立は、私立だからこその教育方針があって、やはり公立とはちょっと違うんだよということ、理解しました。現在、中野区では既に実施していますが、本市でもしも私立の学校に通っている子どもたちに支援を始めるとしたら、その手法について、概算など、どのようになりますでしょうか。その支援の方法についてお答えください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市の学校給食無償化の目的を踏まえますと、私立学校などへ通う市川市の子どもたちに対し食環境を整え健やかな育ちを支える取組を検討していく必要があるものと考えております。手法につきましては、私立学校などへ支援を行っている自治体は非常に少ない現状であります。先進自治体の事例を調査研究する必要がある中、想定される方法といたしましては、食育の推進による健やかな育ちの支援、もしくは経済的支援による食環境の充実が挙げられます。本市で中野区のように補助金を支給する場合、私立学校などへ通学する児童生徒約2,600人に対し、仮に来年度から開始する学校給食食物アレルギー等対応補助金と同額を支給いたしますと、事業費は年間約1億1,000万円となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 ありがとうございます。分かりました。ぜひ前向きに、また検討を進めていただきたいと思っております。

最後の質問になります。不登校児童生徒への支援について、スペシャルサポートルームについて伺います。小学校で不登校、不登校ぎみの子どもたちが過ごせる安全な居場所を校内につくるという、しかも、毎日開室するという取組、非常にすばらしいと思っております。小学生にとって、いつでも、何時でも、学校に行けば自分の行くところがある、自分のクラスに入れなくても居場所がある、そのような環境をぜひつくっていただきたいと思っております。本市にとっても大きな一歩となるのではないのでしょうか。

それでは、もう少し詳しく、その機能と今後の設置についてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

仮称スペシャルサポートルームは、登校しても自分の教室に入れられない児童や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに児童が利用できる校内の空き教室などを活用した部屋となります。授業が行われる日は毎日開室とし、入室した児童の状況に応じながら、運営スタッフによる学習のサポートを行います。令和6年度はモデル協力校として6校を選定し、運営スタッフは、ゆとろぎ相談員を中心に対応していきます。設置場所や運営スタッフ、予算の確保など、令和7年度、スペシャルサポートルームの小学校全校開室を目指して検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 よく分かりました。苦しんでいる子どもたちのために、ぜひしっかりと準備して、スムーズに実現へと整えていってほしいと思います。NPO等との情報共有のための連絡会については、ぜひ実行していただきたいと思います。また、フリースクールのほかにも親の会など、ほかの関わる団体がございますので、親の会もぜひ仲間に入れていただいて、継続的にやっていただきたいと思います。千葉県の教育委員会では、既に年3回から4回、同様の懇談会を行っておりまして、子どもたちの様子が分かる、間接的に親子とつながれるというメリットが大きいというふうにご好評でございます。市川市の今後の不登校の児童生徒への支援がますます充実していくことを願ひまして、清風いちかわの代表質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時30分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第55号から日程第38報告第32号までの議事を継続いたします。

市民クラブ、中町けい議員。

〔中町けい議員登壇〕

○中町けい議員 会派市民クラブの中町けいでございます。本日3会派目の代表質問となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、このたびの能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。また、現地に派遣し、業務に当たっている本市職員さんに感謝を申し上げます。

現在の物価高や光熱費、建設コストの高騰、また団塊の世代の皆様の高齢化に伴う政策、今後さらなる公共施設の建て替え計画などの影響もあり、過去最高額の編成となった来年度予算であります。一方で、市民の皆様の暮らしに目を向けても、同じ厳しい社会情勢にある中で、我々会派市民クラブは、さらなる市民サービスの向上とその最前線で働く現場の方々を大切に、来年度市制施行90周年の節目に当たり、一層、市民の皆様のお役に立てられるよう邁進してきたいと考えております。

それでは通告に従い、質問を行ってまいります。

大項目、美術館構想についてになります。

来年度に向けた施政方針では、美術館構想について触れられていますが、現時点では構想があること、そして、来年度予算では検討会の予算として11万円の計上、来年度の組織図で新しく美術館構想担当室が新設されました。現時点では、構想や、これから検討の段階だと思っておりますが、それぞれお伺いさせていただきます。

(1)番、美術館構想についての課題認識についてになります。美術館構想に至るまでの課題の整理としまして、芸術家のための活動拠点や作品展示場所、収蔵作品の保管場所の課題、文化芸術の人材育成、さらなる市民サービスの向上など様々な課題が考えられますが、美術館構想の策定に至るまでの本市の課題認識についてお聞かせ下さい。

次に、2として、本市における美術館開設の優先順位の考え方についてになります。財源の視点から考えた場合に、現在、本市の公共施設個別計画を見ても、今後やらなければならない建て替え計画や、ここにいらっしゃる議員の皆様からも、これまで多くの要望や市民ニーズを代弁されている中で、まだ実施されていない課題など

と比較して、美術館計画の優先順位の考え方をお聞かせください。

次に、3番、美術館の必要性についてになります。本市は都心へのアクセスも優れている立地でありますので、電車に乗って1時間圏内には数多くの美術館があり、あえて美術館を新設する必要性についてお尋ねいたします。

以上、大項目、美術館構想については、今回が初めての質問になりますので、現段階において賛成か反対かでの話ではなく、田中市長の思いや理想もあるでしょうから、まずはどのような考え方なのか、そのあたりについて、3点お尋ねいたします。

次に、大項目、福祉行政についてになります。

(1)市川市介護保険条例の一部改正における介護保険料算定の基礎となる高齢者人口と要支援・要介護認定率の推移と今後の見込みについてになります。介護保険料算定には、次期計画期間の3か年における事業費を見込むことが必要であります。その基礎となる高齢者人口の要支援・要介護認定率について、これまでの推移と今後の見込みを伺います。

次に、2として介護職員に関する処遇改善加算の現状と今後についてになります。今後さらなる高齢化に向けて特に重要なのは、業務を担う介護職員の確保であり、働く方々のベースアップの処遇改善であります。そこで、介護職員の賃金改善を目的とした介護職員処遇改善加算の概要及び介護サービス事業所の取得率について伺います。

また、あわせて、令和6年度介護保険法の改正により新設される介護職員処遇改善加算の概要及び今後についても併せて伺います。

次に、3番目、点字郵送の現状と今後について伺います。このたび、我が会派の議員に対して、市内在住の視覚に障がいのある方とその支援者の方より、点字を用いた市からの郵送物に関する問合せ、要望がありました。市からの案内全般については、できるだけ点字を用いて郵送していただきたい、以前にも希望したが、いまだ希望どおりになっていないとのものでした。田中市長は2月14日の施政方針演説において、「誰一人取り残さないまち」という重点施策に加えて、格差にも大きな懸念を表明されておりました。所得、医療、教育といったさまざまな格差に関する課題の中で、情報に関する格差も地方自治体が解決に向けて取り組むべき大きな課題の一つです。情報格差の要因は多岐にわたります。その一つに、視覚障がいがあることによって生じる情報格差があります。もし本市において、視覚に障がいがある方に対し情報格差が生じているのならば、市民全体のいざというときの生活保障と公共性の観点から、早急に調査と解決に向けて取り組むべきと考えます。

そこで、本市の点字郵送の運用の概要と実績を伺います。

次に大項目、本市職員における職場環境の改善についてになります。

日々、本市の市民サービスの最前線で働く多くの職員の皆様のおかげで市民サービスが成り立っております。市民サービスの向上には、そこで働く職員さんが安心して働きやすい環境の改善が欠かせないと考えます。そこで以下について順番にお尋ねします。

1番、正規職員の採用者数及び退職者数についてになります。来年度の正規職員における新規採用数と今年度における途中退職者の現状と課題について伺います。また、採用計画と比べてどのようになっているかも併せて伺います。

次に、(2)として現業職員のうち道路補修に従事する職員と用務員についてお伺いします。本市では多くの現業職員さんが活躍しております。現業職員とは、正規職員のうち特別職の車両や大型バス、ごみ収集車などの運転業務に従事する自動車運転手、学校の環境整備や保育園での給食調理業務などに従事する用務員、道路の陥没補修や側溝清掃、斎場、霊園、公園などの維持管理業務に従事する作業員、庁舎の守衛業務やクリーンセンター

の稼働業務、またクリーンセンターのプラットホームでのごみの受入れ業務に従事する職員さんたちです。そこで、今回は現業職員のうち道路補修と学校用務員について、まず職種内容、人数及び年齢構成について伺います。

次に、3として会計年度任用職員の処遇改善についてになります。職員構成の中でも会計年度任用職員の割合を考えれば、今では市の業務を担う上でなくてはならない存在だと考えております。昨年の12月議会では、人事院勧告に基づき、来年度からの報酬引上げと、これまで支給されてこなかった勤勉手当の支給が決定しました。これまでも同じ職場の中で勤勉手当が支給される正規職員と支給されない会計年度任用職員との間に不均衡が生じており、同一労働同一賃金に合致していないことが課題でありました。そこで、勤勉手当の導入や報酬の引上げについて、来年度から具体的にどの程度の処遇改善となるのか、そのモデルケース、対象者、予算額、また勤勉手当を導入するに当たり評価制度の運用についても併せてお伺いします。

次に、大項目、子ども・子育て行政についてです。

(1)として公立保育園給食の委託についてです。公立保育園の調理員の慢性的な人員不足により、土曜日給食がパン給食になった経緯がありました。私自身もこれまで公立保育園の調理員さんたちが集まる勉強会に参加し、現場の声を聞いたり、2022年の12月議会で調理現場での人員体制及び課題について質問し、職場環境の改善について要望させていただきました。現場の方々は、これまで子どもたちのためにアレルギー対応を含め、一生懸命、丁寧に安心、安全な給食提供のために頑張っておられます。平日は特に子どもたちが多いために、シフトに穴を空けないために、限られた人員の中で体調管理に努めながら責任を持って対応されてきておりました。しかしながら、ここに来て委託を検討されているとのことで、現場で働く方々からは、これまで会計年度任用職員の募集が少ないことは理解していましたが、なぜこれまで正規職員を募集しないで委託という方向性になるのか、違和感を感じているとおっしゃっています。

そこで以下を一括してお尋ねします。アとして、委託における目的及び費用対効果について、イとして、近隣他市の公立保育園における土曜日給食の提供状況について、ウとして、調理員の正規職員と会計年度職員の職員構成比率について、エとして、職員の雇用維持についてお尋ねします。

次に、(2)番、医療的ケア児の保育園における環境の整備についてになります。先日、医療的ケア児を受け入れている市内の保育園にお邪魔させていただき、実際に保育の状況を拝見させていただきました。視察した保育園では、個別のお部屋で対応しておりましたが、子どもの症状によって、常に人工呼吸器の装着が必要なケースや、日中は呼吸器を外してスピーチバルブなどで可能なお子さんと個人差があると思います。しかし、このような特性があっても、看護師を確保し、受け入れてくださる保育園の存在は、保護者にとってはとてもありがたいことです。そこで、まず医療的ケアを必要とする入園希望に対して、現状の受入れ状況及び課題についてお尋ねします。

次に、フードリボンプロジェクトの現状と課題についてになります。現在参加されている飲食店さんから御相談を受け、質問させていただきます。フードリボン活動は、月に決まった日にちに提供されることも食堂と違い、賛同していただける飲食店さんが広がれば広がるほど、地域の中で子どもたちが日常的にいつでも安心して食事ができる場所が増えます。また、食材の原資については、飲食店に通うお客様から300円のリボンの寄附によって成り立つ仕組みとなっていますので、子どもたちのために、さらに継続し広がってほしい、すばらしい事業だと捉えております。そこで、フードリボンプロジェクトに対する現状と本市の関わり方、役割、課題についてお尋ねいたします。

最後に、学校教育についてになります。

1番、須和田の丘支援学校におけるスクールバスの増便についてになります。スクールバスの送迎の対象であ

る須和田の丘支援学校の小学部は稲越校舎、中学部は須和田校舎において、両校舎に通う児童生徒を現在7台のスクールバスで運用し、高等部は、将来の自立に向けて自力通学が原則であると聞いております。しかし、高等部に通う生徒の中には個人差があり、1人では自力通学が難しいケースや、保護者と一緒に通学するケースもあるかと思えます。一方で、高等部に通う生徒の中でも、スクールバスでの通学を希望するケースもある中で、現在のスクールバス通学を希望する高等部の状況と、今後、児童生徒が増加した場合に、余裕を見たバスの増便が必要と考えるが、御見解を伺います。

最後に、放課後等デイサービスの送迎のための市立学校における校舎内の駐車スペースの確保についてです。市内の小中学校、主に特別支援学級に通っている児童生徒の中で、下校の際に放課後等デイサービスの車が迎えに来たり、病気やけがなど事情があり、保護者が車で送迎しているケースがあると思えますが、その際の校内の駐車スペースの確保や各学校ごとの規則について、どうなっているのか、現状について伺います。

以上が初回質問となり、答弁の後に再質問させていただきます。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目、美術館構想についてお答えいたします。

初めに、(1)美術館構想における課題認識についてであります。美術館構想策定の必要性に至るまでの課題といたしましては、先ほど御質問者が挙げられました芸術家のための活動拠点や芸術作品の展示、保管などのほか、本市ゆかりの芸術家の顕彰、市民の生活に癒やしと潤いを与える場の提供及びシティセールスの推進などがあるものと認識しております。なお、今後、美術館整備に係る検討委員会において、美術館のコンセプト等を検討していただくことにより、美術館において解決できる課題がより明確になるものと考えております。

次に、(2)本市における美術館開設の優先順位の考え方についてであります。美術館開設のような一定の費用を伴う事業の優先順位につきましては、市の全体事業を踏まえ、総合的に検討、判断していく必要があるものと考えております。

最後に、(3)美術館の必要性についてであります。本市では、故東山魁夷画伯や中山忠彦画伯など多くの著名な美術家が活躍しておられ、市民による美術活動も活発に行われているところであります。これまでも、これらの方々から美術館の設置に係る多くの要望がございました。平成17年、人間東山魁夷の顕彰をコンセプトとする東山魁夷記念館が開設いたしましたが、かねてより要望のあった本市の文化芸術全体を対象とする美術館の開設は実現していないところであります。また、近年、市川市に美術館を要望する会が設立されるなど、市民の皆様等における美術館開設の機運も高まっているところであります。このような中、本市の特徴とも言える文化都市市川の魅力を生かしたまちづくりの一環として美術館の建設を目指すことは、重要かつ必要な施策の一つであると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは福祉行政の3点の御質問にお答えします。

初めに、(1)高齢者人口の推移等についてです。本市の65歳以上の高齢者人口は、令和3年から5年は10万5,000人から6,000人と微増で推移しています。その後も微増は続き、令和8年には10万7,580人になると見込んでおります。また、要介護・要支援認定率は、令和3年から5年は18%前後で推移しており、令和8年には19.2%まで増加していくと見込んでいます。今後、いわゆる団塊ジュニア世代が全て高齢者となる2040年にかけては、高齢化率の上昇も見込まれます。今後も要介護・要支援認定率の動向と介護サービスの需要を注視しつつ、認定を受けた方が適切な介護サービスを受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めてまいります。

次に、(2) 処遇改善加算等についてです。現在の介護職員処遇改善加算につきましては、次の3つの制度から成り立っています。1つは、介護職員処遇改善加算、次に介護職員等特定処遇改善加算、また介護職員等ベースアップ等支援加算です。1つ目の介護職員処遇改善加算は、平成24年に開始した制度で、職場環境等の要件、キャリアパス要件を満たすことで加算を受けることができます。2つ目の介護職員等特定処遇改善加算は、令和元年に開始した制度で、賃金改善要件や見える化要件等の複数の要件を満たすことで加算を受けることができます。3つ目の介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和4年に開始した制度で、ベースアップ等要件、処遇改善加算要件を満たすことで加算を受けることができます。これら加算の市内介護サービス事業所の取得率は、介護職員処遇改善加算が94%、介護職員等特定処遇改善加算が65%、介護職員等ベースアップ等支援加算が80%となっています。この取得率につきましては、全国でも本市と同様の傾向が見られ、国の介護保険分科会にて報告されました令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要では、介護職員等特定処遇改善加算の取得率は低く、全ての事業所が取得できている状況ではないことが示されています。

また、同報告書では、事業所が処遇改善加算を取得しない理由を次のとおり挙げています。1つは、事業所において賃金改善の仕組みを設ける必要があること、また、計画書や実績報告書の提出が必要であるなど事務事業の煩雑さを理由とするもの、また、制度そのものの複雑さを理由とするもの、また、加算の配分先を介護職員に限定されているため、他職種との賃金バランスが取れなくなることなどです。このような状況を受け、令和6年度の法改正に伴う新たな処遇改善加算では、制度の複雑さを解消し、事務負担の軽減を図るため、現行制度の3つの加算を一本化すること、また、職種間の配分ルールを撤廃することで職種間の賃金バランスを事業所の裁量で決めることが可能となります。このように、今後、法改正において処遇改善加算の見直しが図られることから、取得率は今後向上するものと考えております。

次に、(3) 点字郵送についてです。令和4年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、障がいのある方の情報の取得利用や、意思疎通に係る施策を総合的に推進して共生社会の実現に資することが明文化されました。本市では、視覚障がいのある方の情報取得に係る支援の1つとして、郵送物への点字表記を行っています。点字表記の対象者は、身体障害者手帳保持者のうち視覚障がいのある方、かつ単身の方及び個人希望者としております。また、送付している対象物は、納税通知や国民健康保険関係の通知、予防接種・検診の案内、介護保険料通知等、各担当部署における主な郵送物となっています。現在対応している部署は、福祉部を含め4部10課であり、送付実績としましては、令和4年度で延べ件数1,815件になります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは大項目3番目、本市職員の職場環境の改善についての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに(1) 正規職員の採用者数及び退職者数についてです。正規職員の採用につきましては、例年、定員管理方針に基づき、退職者の見込みや事業の進捗、また、政策実現のための業務量の増減を考慮して採用計画を策定しており、令和6年度に向けた採用につきましては、152人の正規職員を採用する計画でございました。そこで、今年度を実施しました採用試験による採用予定者数は154人となっており、内訳としましては、事務職や土木・建築職等の一般行政職が81人、保育士や保健師等の専門職が73人となっております。

次に、早期や普通退職など定年前及び任期終了前に途中で退職する職員数は、令和6年2月13日現在で80人となる見込みでございます。途中退職以外に人員が減となる要因といたしましては、定年による退職、任期を定め採用した職員の任期満了による退職のほか、再任用職員については再任用期間の終了、フルタイム勤務から短

時間勤務への移行による勤務時間の減がございます。なお、今年度は定年引上げにより、定年退職者はおりません。

これらの人員減と途中退職者との合計165人分が今年度末における人員減となる人数であり、令和5年度当初に比べまして、正規職員は11人減となる予定で、想定以上の退職者が生じております。採用計画の策定に当たりましては、退職者数の実績や再任用の意向の調査結果から見込みを立てておりますが、近年の傾向といたしまして、30歳代の普通退職が増えていること、また、50歳代の早期退職や60歳代の再任用職員の退職が増えていることが挙げられます。これらの要因といたしましては、新型コロナウイルスの影響で採用活動を控えていた企業が採用を再開するなど、コロナ流行前の求人水準を上回るリバウンド需要があること、また、国や他の地方団体においても同様の人材不足から、中途採用の活動が活発になっているという報道があることから、官民を問わず転職市場が活発化していることが挙げられます。また、家族の介護など個別の事情も要因として考えられます。

以上のことから、採用計画の策定時において退職者数の見込みを立てる難しさが課題として考えられます。

次に、(2)現業職員のうち道路補修に従事する職員と用務員についてです。現業職員とは、許認可などの公権力の行使に関わらない現場作業等の業務に従事する職員で、市川市一般職員の給与に関する条例に定める技能労務職給料表の適用を受ける一般職の職員でございます。まず、道路補修に従事する職員の職務内容につきましては、規模や緊急度を考慮し、委託ではなく職員が対応するものとして、市内の巡回、点検に加え、道路陥没や道路施設の補修、また、下水道に関する維持管理業務として、排水詰まりの洗浄、下水管破損時の応急的な補修等を行っております。令和5年4月1日現在、本現業職場における再任用を含めた正規職員数は15人であり、年齢構成は、40歳代が1人、50歳代が13人、60歳代が1人で、平均年齢は55.2歳となっております。

次に、学校用務員につきましては、校舎や学校敷地内の清掃作業、床や壁の簡易な補修、机や椅子の修理などの修繕作業、花壇の管理、樹木の剪定など、学校における環境整備をはじめとした各種作業を主な任務としております。令和5年4月1日現在、学校用務員の再任用を含めた正規職員は15人であり、年齢構成は30歳代が1人、40歳代が3人、50歳代が6人、60歳代が5人で、平均年齢は53歳となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目、本市職員の職場環境の改善についての(3)会計年度任用職員の処遇改善についてお答えいたします。

会計年度任用職員の勤勉手当等の処遇改善につきましては、先ほど御質問にありましたとおり、さきの12月定例会におきまして報酬等の引上げを含めた条例の一部改正を提案し、議決をいただいたところであります。改めて改正内容を要約いたしますと、報酬等の引上げは、専門職など例外を除き給与表に基づく報酬、給料が支給されている全ての会計年度任用職員を対象に、平均改定率5.2%の引上げとなります。また、勤勉手当の支給につきましては、期末手当の支給される任期が6か月以上で、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員が対象となります。この改正により、令和6年度から会計年度任用職員の処遇は一定の改善が図られるものと考えております。

次に、この改正による会計年度任用職員1人当たりの年収について、モデルケースとしてお答えいたします。フルタイムの会計年度任用職員で、年収が約57万円の増額、勤勉手当が支給されることとなる週15時間30分勤務のパートタイムの会計年度任用職員で約22万円の増額、週30時間勤務では年収が約43万円の増額になるものと見込まれます。これらの影響を含めた令和6年度当初予算案の一般会計における会計年度任用職員の人件費は、報酬、給料で対前年比約2億円増の約37億円、新たに予算計上いたしました勤勉手当の総額は約5億円となっております。

最後に、勤勉手当を導入するに当たり実施いたします会計年度任用職員の人事評価についてです。これまでの現行制度では、毎年1月1日に評価基準日とし、3段階で評価をしておりますが、今回の勤勉手当導入に際し、国からの通知におきまして、人事評価の結果を勤勉手当の支給に適切に反映する必要があるとの見解が示されております。このことを踏まえ、本市といたしまして、人事評価の結果を適切に勤勉手当の支給に反映できるよう、評価基準日の変更、正規職員に準じた5段階評価にするなど、令和6年4月1日施行に向け、必要な制度改正を行ってまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目4番目の子ども・子育て行政についてにお答えいたします。

初めに、(1)公立保育園給食の委託についてのア、委託における目的及び費用対効果についてです。本市の公立保育園における調理員の配置につきましては、各保育園の給食の食数に応じた配置基準を設けております。現在全ての保育園において配置基準は満たしておりますが、疾病等により調理員に急な欠員が生じた場合の対応などを想定した余裕のある配置とはなっておりません。なお、土曜日に調理員を配置することで、その振替により平日に人員不足が生じてしまうことから、令和4年度より、土曜日は調理員を配置せず、パンなどの簡易的な献立で給食を提供しております。この状況を解消するため、人員確保に向けては、これまでも継続的に会計年度任用職員の採用に努めてきたところでありますが、応募が少なく、また、採用面接を行っても、実際に採用につながらないケースが多い状況でございます。そこで、安定的な給食提供体制を維持し、土曜日の調理献立による給食を再開するためには、給食調理業務委託の導入が必要と考え、実現に向けて職員組合などと協議を進めているところでございます。今後、職員組合への正式申入れを経て合意を図り、調理業務委託の導入を進めてまいりたいと考えております。

なお、委託業務は給食の調理業務のみを委託を予定しており、献立の作成や食材の発注などは従来どおり市の栄養士が行うものとしております。また、調理業務委託を導入した場合の経費につきましては、正規の調理員を配置した場合の件数より約15%軽減されることを見込んでおります。

次にイ、近隣他市の公立保育園における土曜日の給食の提供状況についてです。近隣市の公立保育園においては、様々な方法で土曜日の給食を提供しており、各市の状況を申し上げますと、浦安市及び習志野市は、平日の献立より品数や内容を簡易にした献立を調理員が調理し、給食を提供しています。柏市は、3歳未満児につきましては、平日の献立より簡易な献立を調理員が調理し給食を提供しており、3歳児以上は家庭からの弁当持参としております。千葉市、船橋市並びに松戸市では、離乳食を除いて給食提供はしておらず、家庭からの弁当持参としております。

次にウ、調理員における正規職員と会計年度任用職員の職員構成比率についてです。令和6年2月1日現在で公立保育園20園に配置しております調理員は99名で、その内訳は、正規職員である一般職員11名、再任用職員4名、フルタイムの会計年度任用職員38名、パートタイムの会計年度任用職員46名となっております。また、正規職員のうち再任用職員4名を除いた11名の一般職の平均年齢は57.2歳となっていることから、将来にわたり安定的に給食を提供できる体制整備を急ぐ必要があると考えております。

次にエ、調理員の雇用維持についてです。一部の公立保育園で調理業務委託を導入した場合、正規職員は人事異動により他の公立保育園に配置してまいります。会計年度任用職員につきましては、公立保育園で勤務を希望する場合は、正規職員と同様に他の公立保育園に配置するとともに、委託事業者での勤務を希望する場合は、事業者とのマッチングを支援することで、職員の就労の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)医療的ケア児の保育園における環境の整備についてです。医療的ケア児とは、生活をする上で日常

的に医療的なケアを必要とする児童であり、現在、市内の保育施設で受け入れている児童の医療的ケアの内容は、気管カニューレ管理、経管栄養、血糖管理などとなっております。医療的ケアを必要とする児童が保育施設への入園を希望する場合、まずは本市の保育園入園窓口にて御相談いただき、お子さんの状況と希望する保育園についてお話を伺い、その後、看護師同席による面接を実施しております。令和5年度は1月までに電話での問合せは13件あり、そのうち窓口の相談につながったのは10件でございます。入園調整をしている間に子どもが入院となった、子どもが成長して医療的ケアが終了したなどの事情も発生することから、令和5年度中に新たに保育施設に入園した子どもは2名となっております。

なお、令和6年2月現在、6名の医療的ケア児が市内の保育施設に通園しており、令和6年4月には新たに3名が入園を予定しております。年度末で卒園する園児もおりますことから、令和6年4月時点での受入れ園児数は7名となる予定でございます。

保育施設において医療的ケア児を受け入れる課題としては、医療的ケアに対応できる看護師や保育士の確保が難しいことや、医療的ケアを行う個室などのスペースの確保ができないことが挙げられます。そこで、公立保育園の民営化により新たに建設する保育施設では、あらかじめ医療的ケア専用の部屋を設置するなど、受入れ体制の整備を進めているところでございます。

最後に、(3)フードリボンプロジェクトの現状と課題についてお答えいたします。フードリボンプロジェクトとは、飲食店の利用客が食券となるフードリボンを1つ300円で購入し店に置いていくと、それを使って地域の子どもたちが無料で食事ができる仕組みで、市内に所在する法人が考案し、全国的に展開しております。本市では、これまで取り組んできた学校給食費無償化やこども食堂への補助などの子どもの食の環境を守る施策に沿うものとして、令和4年度からこのプロジェクトへの支援を開始いたしました。現在は、市内で居酒屋や喫茶店など11店舗に登録していただいております。このプロジェクトにおける本市の役割といたしましては、プロジェクトを考案し推進する法人との連携の下、フードリボン普及のための後方支援を行っております。具体的には、参加店舗を増やすために募集のチラシや動画を作成し、飲食店への周知に努めているほか、食券となるリボンや、それを貼り付けるボード、のぼり旗やステッカーなどのスタートアップキットを作成し、参加を表明した飲食店がすぐに活動を始められるよう配付しております。また、地域の大人への寄附の呼びかけや、子どもたちの利用を促すための広報も積極的に市が行っております。特に子どもに対しては、子どもに分かりやすく作成したチラシの配布や動画配信を行っているほか、学校や民生委員・児童委員など関係団体と連携し、子どもへの声かけを依頼しております。

このプロジェクトに対する課題といたしましては、現在活動していただいている参加店舗からは、リボンの寄附は多く集まるのに対して、子どもの利用が少ないと報告されております。これまで市は、子どもが歩いて行ける身近な距離に参加店舗があることを目標として、まずは参加店舗の増加を最大の課題としてまいりましたが、今後は、子どもとその保護者に対して、店舗の存在と家庭の事情を問わず利用できることを伝え、より利用しやすい環境を整えることも課題となると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、学校教育についての(1)須和田の丘支援学校におけるスクールバスの増便についてと(2)放課後等デイサービス送迎のための市立学校における校舎内の駐車スペースの確保についてお答えいたします。

初めに、(1)須和田の丘支援学校におけるスクールバスの増便についてお答えいたします。現状、スクールバスの利用対象は小学部の児童と中学部の生徒としております。高等部の生徒につきましては、卒業後の社会自立

につながるよう自力登下校を原則としております。しかし、高等部の生徒が個々の事情によりスクールバスの乗車を希望する場合は、学校長と保護者で面談し、登下校時の利用や下校時のみの利用をしている生徒もおります。令和5年度高等部に在籍する生徒は68名で、そのうち5名が、現在登下校で乗車をしております。したがって、現状では、小学部及び中学部の在籍者のほとんどの児童生徒及び個々の理由により認められた高等部の生徒約140名がスクールバスを利用しております。

今後、児童生徒が増加した場合の増便についてですが、これまでも令和3年度に14人乗りを29人乗りに大型化したり、令和4年度に29人乗りを増車し、7台の運行にするなど対策を講じてきました。しかし、今後も特別支援学校に通う児童生徒が想定以上に増えることも考えられるため、スクールバスの増便につきましては、利用状況などを確認しながら、学校と協議の上、検討してまいります。

また、高等部の生徒につきましては、在籍者の約半数が自力通学しているものの、保護者による送迎やスクールバスの利用を希望するなど、自力で通学することが困難な生徒もいることから、安全な通学の保障と保護者負担軽減の観点から、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

続いて、(2)放課後等デイサービス送迎のための市立学校における校舎内の駐車スペースの確保についてお答えいたします。現在、放課後等デイサービスを利用する児童が増え、事業者が学校へ迎えに行くサービスを行っております。サービスの時間帯が児童の下校時刻と重なることから、学校では下校する児童の安全を第一に考え、対応しております。駐車スペースの確保につきましては、校舎の構造やデイサービスを利用する児童の状況等が異なるため、各学校とデイサービス運営事業者と協議し、駐車スペースや児童の引渡方法などについて取決めを行っております。病気やけがなどの事情があり、保護者による児童の送迎についても、その都度、学校と保護者が話し合い、互いに確認した上で送迎しております。校舎外での待機についてですが、校舎の構造から駐車スペースが確保できないだけでなく、業者によっては複数の学校を回って児童の送迎をしている都合上、利便性から、やむを得ず路上待機し、指定時間に児童が来るまで待機している場合もあります。なお、学校はデイサービス運営事業者に対して、取り決めた内容の実施状況を確認し、必要に応じて改善をお願いするなど、児童の下校時の安全確保を含め、近隣地域の迷惑にならないように考慮し対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

中町議員。

○中町けい議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。順次必要に応じて、ちょっとピッチを上げて再質問させていただきたいと思っております。

まず、大項目の美術館構想について、1番ですけれども、先ほどの御答弁で、今年度設置予定の検討委員会において美術館のコンセプト等を検討されていくということでした。また、先順位者の答弁でも、建設場所について、今後新たに土地を取得するのか、既存の施設を活用するのか、現時点では未定ということの御答弁でしたので、この件については再質問がありませんので、次に進みます。

次に2番、本市における美術館開設の優先順位の考え方についてになります。こちらも先ほどは御答弁では、全体事業を踏まえ、総合的に判断していかれるとの御答弁でした。優先順位、財源確保の視点から再質問をさせていただきます。国及び県からによる補助金等の財源確保の見込みについてお尋ねします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

現在、美術館建設に係る補助金等は確認できておりませんが、今後も国、県の動向を注視しながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 補助金等の確認が現時点ではできていないということで分かりました。

それでは、次に進ませていただきます。3番、美術館の必要性についての部分になりますけれども、こちらについては1点再質問させていただきたいと思います。美術館としての在り方の一つとして、例えばインターネットの仮想空間上でのバーチャル美術館であったり、オンラインやデジタル美術館としての技術的な機能をさらに強化することで、まずは早期に始められやすい点、市内外の広い方々に24時間365日見ていただくことが可能な点、費用を抑えられる点が考えられます。他市や民間の事例として、お隣の船橋市でも、市が管理されている考古資料や所蔵作品、文化財などをはじめ、デジタルミュージアムとして管理されているようでした。また、バーチャル美術館と検索すると、福岡県立バーチャル美術館や大阪府のページには、仮想空間のメタバースを使った大阪バーチャル美術館などもありました。このような手法も1つの在り方だと思いますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

現在、本市では、市の収蔵作品をインターネット上で見ることができる市川デジタルミュージアムを運営しております。今後、検討委員会の検討の結果等を踏まえ、美術館におけるデジタル技術を活用した展示等につきましても調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 美術館に関わる質問をいただき、今後、議員の皆さん方にもお考えいただく参考になればという思いで手を挙げさせていただきました。まず、建物を建てる時に適正な価格で、市民の要望に応じてレベルの高い建築を進めるという公共事業の建て方、いわゆる学校の建て替えですとかクリーンセンター、さらには斎場の問題、その方式を取って財政調整基金を有効に活用していきたいと考えております。公民連携によって市民の税金投入を最小限に抑える。最小限にとどめつつ、時代の要請や市民の要望ということに応じていく、その方法を取りたいと思っているところも、市川市内の中でこれから新しく町を発展させていく中で考えていきたいと。

今回の美術館に当たるところは、今2つ述べたその他の方法でありまして、チャンスを生かしていく極めてレアケースというところを私は狙っております。企画部の小沢理事の2年越しの動きを受けまして、現在は本間副市長が県との協議を深めてくださっている中で、建物を建てる市の持ち出しというのをかけずに、市民のため、有効に活用できるものがないのかということを探している最中でありまして。議員が多分御心配されている予算の優先順位、プライオリティーに関して十分配慮して、市民要望であります美術館構想とか建築構想というのを、皆さんの声を聞きながら慎重に進めていきたいと、そのように考えています。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 田中市長、御答弁ありがとうございました。直接こうやって（田中 甲市長「時間がないのにすみません」と呼ぶ）いえいえ。こうやって、考えを直接お伺いできてよかったです。ありがとうございます。先ほどの再質問の部分になりますけれども、いろんなやり方というのは考えられると思います。先ほどのデジタルに力を入れてくということも1つの在り方だと思いますけれども、一方で、私も今年の議会でもお話ししましたが、山下清画伯が好きで、「長岡の花火」や本市に関連するような作品を見たくて、実際に美術館に足を運びました。やはり貼り絵を横から見ると、こんなに立体的に作られているんだなというような部分だとか、やっぱり実物を見なければ得られない感動や発見があるということも理解しております。一方で、芸術家の皆さんが今

後活躍できる場や所蔵作品の管理、また、作品を市民にもっと見てもらう機会をどうやってつくっていくのか、そういった課題を今後考えていかなければならない中でも、やはり先ほど田中市長もおっしゃっていましたが、市立美術館を建設した場合のコストの部分だとか、それぞれ、今後総合的に考えていかなければならない部分もありますので、広い視野で多くの選択肢の中で慎重に検討していただくことをお願いしまして、次に進みます。

次に大項目、福祉行政についてになります。こちらにつきましては再質問はありませんが、65歳以上の高齢者人口は3年後の令和8年には10万7,580人、要支援・要介護認定率は19.2%と見込んでいるということで、65歳以上の約5人に1人、単純計算で2万655人が要支援・要介護認定になる見込みの上で、今回の介護保険料の改正案の根拠としているということが分かりました。今後、介護サービスを利用される方が増加していくと思いますが、サービスを受けたくても受けられないという事態が発生しないよう、サービス提供体制の確保を含め、介護保険事業が適切に運営されていくことを期待いたしまして、次に進みます。

次に(2)番、介護職員に関する介護処遇改善加算の現状と今後についてになります。処遇改善加算について再度お尋ねいたします。事業者に支給された加算は、事業者より職員に給料として支払われるものと思いますが、支払われていなければ意味がありません。そこで、事業者から職員に支払われていることを、市はどのように確認をしているのかお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 処遇改善加算は計画書及び実績書を指定権者に報告することが規定されており、これらの書類により、事業所から介護職員に支払われていることを確認しています。また、事業所を訪問しての運営指導を定期的実施し、現場でも確認を行っておりますので、加算が事業所から職員に対し適正に支払われているものと認識しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 介護サービスは当たり前のことですが、担う人員がいないと成立しませんので、今回の制度改正により、介護職員処遇改善加算の取得率が向上し、それにより賃金や職場環境の向上、ひいては安定的な介護サービスの提供のための人材確保が進むことを期待しまして、次の項目に進みます。

次に3番、点字郵送の現状と今後についてになります。送付の対象者と対象物について先ほど御答弁をいただきました。さらに、希望者については送付していただけるということも確認いたしました。今後、希望者があつた場合には、くれぐれも御答弁どおりの御対応をお願いしたいと思います。

ここで、実際に点字郵送の配付の実績について再質問いたしますが、配付対象者数や配付対象数の分母に対して、配付の数をどれくらい満たしているのか、具体的にお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 令和5年3月時点における身体障害者手帳保持者のうち、視覚障がいのある方は644名です。現在、点字表記の対象としている郵送物につきましては、先ほど申し上げた各種保険証等の各担当部署における主な郵送物であります。全体の配付対象数の把握には至っていないため、配付数の割合等を示すことは難しい状況であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 対象数は今把握に至っていないということでした。これは今後の課題になると思われま。この質問の目的は、あくまで障がいの有無を理由とした情報格差の是正ですが、これを実現していくためには、全

体数に対してどの程度達成できているのか把握する必要があると思います。善処していただくよう要望いたします。

それでは、市として率直に、視覚障がいがある方に対して点字郵送ができていないケースはあるのかなのか、その有無についてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在、各担当部署において送付対象としていない郵送物については、対象となる方から要望があった場合に随時対応しておりますが、本来その必要がある書類を全て点字郵送できているかにつきましては、対応できていない書類もあるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 今回質問させていただいたのは、まさに希望者に対して点字郵送ができていないという市民の声が根拠になっております。ですので、そういった声や懸念がある以上は、このたびの質問を機会に、いま一度慎重に再確認をお願いしたいと思います。

さて、初回の御答弁の中で、希望者への郵送について触れられておりましたが、この点について、実際の対応や手続について、周知も含めてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 新たな郵送依頼には随時対応させていただいており、障がい者支援課の窓口や電話等で受け付けております。今後こうした希望等の相談や問合せ先について、音声機能が活用できます市のウェブサイト等において周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 まずは障がい者支援課で受け付けていただけるということでした。

この項目最後の質問になりますが、障がい者支援課が点字郵送を受け付けていても、他の課が全庁的に障がいによる情報格差を是正するという強い意志の下、横串が刺さった状態で協力的でなければならぬと思います。障がい者支援課が単独で、あるいは障がい者支援課を筆頭に、幾つかの課は取り組んでも、その他の課の取組に濃淡があってはいけないと思います。そうした懸念を込めて、最後に今後の取組についてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在、郵送物の点字表記の取組については、身体障害者手帳交付の際に周知をしておりますが、今後は市のウェブサイト等への掲載や、当事者団体等へ改めて情報提供するなど、取組の普及啓発を行ってまいります。

また、運用面におきましても、点字表記の対象となる郵送物について、令和4年5月に施行されました障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、この法律の趣旨を踏まえ、全庁を対象に郵送物の配付状況を調査するなど、郵送物の範囲の拡大を含めて検討し、サービス向上に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございました。今いただいた内容につきまして、障がい者支援課以外の課についても、どうか強い課題意識を持って、全庁的に取り組んでいただきますよう要望しまして、この項目を終わります。

次に、大項目の本市職員における職場環境の改善についてになります。1点再質問で伺いたいと思いますが、退職事由も仕事のやりがいや家庭の事情など様々あるかと思いますが、退職する場合には必ず理由があります。その理由に対してしっかり対策をしていかないと、さらに人材の流出となり、残る職員の方にも負担が増し、離職率が拍車がかかる事態になりかねません。そこで、正規職員が減少する分、ほかの職員への影響や今後の対策についてお尋ねします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

ほかの職員への影響につきましては、業務量が変わらず単純に同じ仕事のやり方を継続する場合には、一人一人に生じる負担が増えることが考えられます。そこで、今後不足する人への対応方法につきましては、まず、次年度の採用計画に増員として反映するとともに、職務経験者を対象とした試験による通年採用制度を活用し、緊急性が高い職場に優先的に配置するなど、柔軟な採用体制により対応してまいります。また、DXの推進による業務の見直し、改善、加えてICTの活用による効率化により、市民の利便性向上とともに、各職場における業務の負担軽減を図ってまいります。さらに、補助的な業務を会計年度任用職員で対応することや、繁忙期を考慮した兼務辞令の発令など、応援体制の構築を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 働く側の目線に立って職員を大切に育てていき、誰もが安心して働ける環境、そして市民のために能力を発揮できるよう、一層の職場環境の改善に取り組んでいただきますようお願いしまして、次に移ります。

次に(2)番、現業職員のうち道路補修に従事する職員と用務員についてです。先ほどの御答弁では、道路舗装作業員の平均年齢は55.2歳、学校用務員は53歳ということで、やや高齢化ということが分かりました。

そこで、再質問で道路舗装における高齢化に伴う新規採用計画について伺います。今回の能登の震災でも道路の被害が大変大きく、直営の現業職員さんがいる地域は初動態勢が取れていたとも聞いております。本市の直営時の現業職であっても新規採用を行っていない職がありますが、特にライフラインを担っている道路補修等の業務の技術継承や高齢化による危険度なども考えますと、新規採用を行う必要があると思いますが、この点について伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

現業職につきましては、現業職場全体の最適化に向けて、平成23年度より関係課及び職員組合の労使で構成する現業職員のあり方検討会を設置し、協議検討を重ねてまいりました。検討会では、現業職場の業務を整理し、職員による直営を検討する学校用務員や特別職運転手などの第1グループと、アウトソーシング等を検討していくクリーンセンターやごみ収集、給食の調理などの第2グループに分類し、併せて植栽など複数課の類似業務を集約してグループ化を行い、業務効率の向上を図ってまいりました。御質問の道路補修に関する現業職につきましては、下水道維持管理業務と集約し、直営を維持する第1グループに区分しており、職場において正規職員の不足が見込まれる場合は、新規職員や会計年度任用職員の採用、また人事異動を行うことで必要な職員数を確保しております。人員体制につきましては、第1グループは第2グループからの異動先となることから、職員の年齢構成や業務の引継ぎ期間とともに、第2グループに位置づけられる現業職場のアウトソーシング計画を考慮した中長期的な計画の下、個別の職ごとに採用計画を策定しております。これらを踏まえまして、今後の新規採用につきましては、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございます。この分野での新規採用という部分も、ぜひ視野に入れていただきたいと思います。

また、もう1点、再質問させていただきたいと思います。学校用務員さんについてです。学校用務員は仕事面では一見地味に見えるかもしれませんが、公立幼稚園や市内全ての小中学校に関わる児童生徒や教員のために、学校の外や中とメンテナンスをはじめ多岐にわたる業務をこなし、できる限り外注しないでいよいよ学校を支えている職員さんです。しかし、業務が非常に多岐にわたるために、様々な経験や技術が必要になります。現在、市内の公立幼稚園を含む62の施設を5エリアのチームに分け、1エリア約13校のチーム制で担っていると伺っております。そのため、数年後に定年や退職を見込んでいる場合に、安定的に業務を引き継ぐ上で、今いる正規職員のリーダーにプラスアルファの余剰の正規職員が必要になります。後継を育てていくためにも、前倒しした採用計画が必要と感じますが、このあたりの展望についてお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

学校用務員は公立幼稚園を含む全公立学校に配置しているほか、リーダーとなる用務員を市内を5つのエリアに分けた各エリアに2名ずつ10校に配置しております。日常の環境整備などを行う各校の用務員には再任用職員及び会計年度任用職員を充て、リーダーには再任用職員を除く正規職員を充てております。学校用務員リーダー制は、リーダーが担当エリア内の学校を巡回し、各校の用務員の業務をサポートすることにより、業務に必要な技術の継承や用務員全体の業務の平準化を図ることを目的として実施しているものでございます。リーダーは、学校の環境整備を行う上で、草刈り機や溶接機を用いた専門的な知識、技術が必要とされており、これらをリーダー以外の用務員に継承し、各学校を支援していくことが求められております。そのため、リーダーの定年や退職が見込まれる場合への対応といたしましては、業務に必要な技術の継承のための期間を一定程度確保し、研修等により計画的に育成していく必要があると認識しております。

今後は、育成期間を考慮した採用計画を検討し、将来を見据え、適切な時期に採用していけるよう、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 外注せず直営の現業職員さんがスピーディーに対応してくれるおかげで、外注のコストも抑えられるメリットがありますので、裏方から本市を支えていただいております。また、市民サービスの低下を招くことなく、職員が安心して働けるよう、今後の高齢化も見据えて安定的な採用計画や職員構成をぜひお願いしまして、次に進みます。

次に、3番目の会計年度任用職員の処遇改善についてになります。先ほど会計年度任用職員さんの来年度の処遇改善について御答弁いただきました。処遇改善につながり大変喜ばしいことだと思いますが、一方で、扶養の範囲内で勤務時間を短くされる方々が、今後出てくるかと予測しますが、会計年度任用職員の任用の更新に向けた意向確認は、毎年いつ行い、調整できなかった場合に、その業務負担がほかの職員さんに及ばないために、市としてはどのように想定しているのか、再質問でお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

1つ目の質問であります会計年度任用職員の任用の更新につきましては、各年度の年末から年始にかけて、配

置されております各所属などにおきまして、翌年度の予算案が議会での議決をいただくことを前提に、継続勤務の意向を口頭にて確認しております。

次に、2つ目の質問の業務負担の想定及び対策についてです。今回の処遇改善に伴い、扶養の範囲を超えないようにするため、1日の勤務時間や日数を減らすなど、これまでの勤務条件の変更を希望する会計年度任用職員がいることも十分に想定されます。仮にそのような場合におきましても、勤務時間が短くなること等により業務全体に支障が生じないよう、各所管課におきまして、翌年度の4月までに新たに会計年度任用職員の採用選考を行うなど、必要な対応をするよう努めてきております。このことから、現状で正規職員に対する業務負担が急増する等の懸念には対応ができていると考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございました。再質問はありませんが、くれぐれも会計年度任用職員の意向確認の時点で、勤務時間の調整ができないから任用の更新をしないなどのケースが発生しないように、前もって余裕を持ち、意向確認を実施していただくようお願いいたしまして、この項目は終了します。

次に大項目、子ども・子育て行政についてになります。先ほどアからエまでお答えいただきました。今、実際、20園ある公立保育園のうち、今後6園が段階的に民営化されるとしても、まだ14の公立保育園は、今後のことはまだ決まっていない状況の中で、現在の職員体制として、正規職員11名の平均年齢が57.2歳という状況もあり、また、調理員全体が99名のうち、正規職員が再任用を含めて15人に対して、会計年度任用職員が84名で対応していることを確認させていただきました。少し比率として、正規職員15に対して84が会計年度任用職員ということで、現状の構成率で考えても、会計年度任用職員に依存している実態が分かります。現場の方々の皆さんの声としまして、皆さん、子どもたちファーストの方々ですので、人員が増えれば土曜日給食も行いたいと考えているようですが、慢性的な人員不足で、児童が多い平日に支障を来さないよう何とか維持している状況であるようです。根本的な問題として、やはりこれまで調理員の正規職員を採用してこなかった影響が今に及んでいると思います。市としては、公立保育園の民営化を視野に、これまで正規職員を募集してこなかった理由として、給食調理員さんは、正規職員の中でも現業職員に分類され、アウトソーシング等を検討する第2グループになっていることがネックとなっております。ですので、幾らこども部さんに、職員を募集してほしいと言っても、行革担当の企画部が、その必要性について共有してもらわないと先に進まない問題だと私は捉えております。

そこで、企画部さんにお尋ねしますが、平成23年の検討会から、現在では子どもたちの給食を大切にしていこうという市の方向性など、変化が生じてきていると思います。調理員の正規職員を採用できるよう第1グループへの見直しをし、正規職員を採用する考えについて伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、多くの公立保育園が建築後40年以上経過していることから、老朽化等による改築または改修等に合せて民営化及び統廃合を進めることとし、令和元年11月に公立保育園の民営化の進め方などの基本方針を定めた市川市公立保育園民営化ガイドラインを策定、公表しております。給食調理業務につきましては、民間活用が可能な現業業務であり、保育園民営化の動きについても整合が取れるようにする必要のあることから、人員の補充につきましては、任期の定めのない正規職員ではなく会計年度任用職員で対応することとしております。

なお、処遇につきましては、フルタイム勤務を活用し、正規職員採用時の給料格付と遜色のない運用を行い、人材の確保に努めているところでございます。

今後の給食調理業務の体制整備につきましては、こども部においても委託化について検討を進めていることか

ら、引き続き職員組合と調整を図り、時期を見極め、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 公立保育園の場合は全ての経費が市の負担となるという、そういった理屈は分かるんですけども、安心、安全な公立保育園の役割を考えれば必要な経費であり、幼い子どもたちが口に入れる責任重大な業務で、子どもたちの成長に寄与しているセクションの正規職員を採用しないという方針には、やはり少し私は疑問に思います。

また、各園ごとの調理員の正規職員が足りず、会計年度職員だけで対応しなければならない場合に、火であったり、熱湯だったり、調理道具を使い、アレルギー対応も求められる中で、何かあった際の責任というのが、やはり不透明になってしまうリスクがあると思います。ぜひ第1グループへの見直し、調理員の正規職員さんを募り、安定的な人員体制の確立に向けて検討していただくことを要望とさせていただきます。

また、もう1点、再質問させていただきます。子どもたちのために、野菜もカット野菜を使用せず、一から皮むきをし、丁寧に作っていることには感謝をいたします。しかし、常日頃、提供時間に追われてしまいやすい中で、けがや事故の防止のためにも、設備投資をして、業務改善や効率化も必要だと感じます。そこで、スチームコンベクションオープンなど、調理器具の設備投資の導入についてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

大量の食材を一度に自動加熱調理することができるスチームコンベクションオープンの整備を進めており、現在、公立保育園5園の給食室に設置しております。令和6年度当初予算案においても、スチームコンベクションオープンの購入費を計上しており、新たに2園への導入を予定しております。今後も計画的に導入を進めることで、調理業務の効率化を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。この項目を少しまとめさせていただきたいと思います。やはり一番の懸念は、これからの給食の委託が始まった際に、これまでと同じように安心、安全な給食を継続的に提供し担保できるのか。仮に委託が導入されたとしても想定どおりに配置がうまく転換できるのか。委託が導入されても、残る園での根本的な人材不足の問題というのは、今後も続くとは私は推測をしております。市が募集してもなかなか人が集まりづらい中、民間においても同様に人材難の課題や食材費の高騰もしている中で、委託業者が倒産や撤退してしまうリスクなどがないとも言えません。今の質を維持し、子どもたちのためにとっての安心、安全な給食提供の将来を考えると、同じ予算を使うならば、委託ではなく、正規職員を募って、職員として働く方々に向けた投資をしたほうがよいという考え方です。引き続き市川市職員組合を通じて計画や詳細を示した上で、前向きな協議をお願いすることを要望しまして、次に進みます。

次に、2として医療的ケア児の保育園における環境整備についてになります。先ほどの答弁では、ハードの部分として、今後、民営化に伴い、新設される保育園において専用の部屋を設置するなどの受入れ整備をしていくとのことでした。この点については非常に評価したいと思っております。

また、1点、通園における課題として再質問させていただきたいと思います。医療的ケア児の場合には、個人差がありますが、呼吸器が必要な場合は、通園の際にどうしても10kg以上ある呼吸器やホース、時期によっては加湿器や痰の吸引器、ミルクを飲むための経管栄養の注入ポンプなど、その都度、非常に備品が重たく、持ち運びが負担となる側面があります。また、現状では受入れ可能な保育園が限られているために、自宅から距離があ

っても通わざるを得ない状況というのが予測できます。そこで、利用者が車で通園する際にネックになるのが、駐車場の確保や乗り入れ場所、経済的負担についてになります。遠くから車で保育園に通園する場合に、市街地の保育園の場合は駐車場がもともとない場合が多いので、その都度、往復の駐車場料金が1日当たり500円から1,000円近く発生する可能性があります。これを週5回、月20日で考えますと毎月1万円から2万円程度の経済的負担となります。そこで、医療的ケア児の保育園の通園に伴う支援についてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

北部地域の新設される保育園や、今後計画されている公立保育園の民営化園では、医療的ケア児の送迎時に保護者も利用できる駐車場の整備を計画しておりますが、民間駐車場を利用した場合の料金等に対する経済的支援については、現在のところ実施の予定はございません。なお、通園に伴う支援としましては、一定の条件の下、福祉タクシー運賃助成などの利用可能な制度について、個別の案内を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 この際お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

中町議員。

○中町けい議員 入園における課題と併せて通園時の課題があるということをお認めいただけたらと思います。先日訪れた保育園では、子どもたちの部屋が離れておりましたが、帰りがけにほかの子どもたちが小窓からバイバイしてくれたり、話しかけてくれるそうで、医療的ケア児の子どもたちにとっても、自宅ではない保育園の環境にいることは、発達上でも刺激となり、とても意義のあることであると実感しました。ぜひこのような観点からも、医療的ケア児の保育環境に対する理解と御協力をお願い申し上げまして、次に進みます。

次に、3としてフードリボンプロジェクトの現状と課題についてになります。今後の改善点として再質問させていただきます。実際にこの事業に参加されているお店の方から、リボンは集まるが子どもたちが少ない店舗、リボンの集まりと子どもたちの来る数のバランスが取れているお店と、地域性が分かれる店舗がどうしてもあると伺っております。この事業のパンフレットには、運営主体は一般社団法人ロングスプーン協会とされておりますが、財源は信金中央金庫からの本市への寄附で賄われていると記載されておりました。そこで、例えばリボンを店舗間で移動可能にするためのローカルルールの許容範囲がどこまで可能なのか、また、今後の改善点について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本プロジェクトの運営主体である一般社団法人ロングスプーン協会は、運営において4つのルールを定めております。その内容は、第1に、リボンは1つ300円とすること、第2に、リボンは1つで1人1食の提供とすること、第3に、子どもの経済的事情などの背景は区別せず、どんな子どもでも受け入れること、第4に、購入されたフードリボンの300円は店舗の会計に収入として計上することとでございます。そのため、リボンを店舗間で移動させることにつきましては、リボン1つ1食の原則が不明瞭になることや、会計処理が煩雑になることから、同協会は原則として認めておりません。寄附されるリボンに比べて子どもの利用が少ないという課題につきましては、全国でも共通しており、子どもへの周知が根づき、各店舗の利用に結びつくには比較的長い期間がかかるという状況を、同協会からも伺っているところでございます。本市では取組を開始したばかりでありますこ

とから、引き続き周知や広報を強化し、リボンの活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

一方で、フードリボンという仕組みに原則的なルールがあるとはいえ、全国的には、参加店舗の責任において原則禁止のテイクアウトを認めるなどの事例もあることから、子どもにとってより利用しやすい環境づくりのために、参加店舗やロングスプーン協会とともに改善点について模索してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 引き続き継続して子どもたちのために利用しやすい環境づくりをお願いしまして、次に進みます。

最後の大項目、学校教育についての(1)須和田の丘支援学校における通学バスの増便についてになります。もう少し現在の状況を確認させていただきたいと思います。現在は小学部、中学部、希望がある高等部の児童生徒合わせて140名を7台のバスで、各地域別に最大限合理的なコースで回りながら、中高等部の児童生徒を先に須和田校舎を経由してから、小学部の児童生徒はそのまま乗車し、稲越校舎で下車するコースと伺っておりますが、一番遠いコースによっては、バス停で待つための朝の乗車時間とバスの滞在時間が少し心配です。そこで、乗車時間が長くなる小学部が稲越校舎に到着するまでの平均乗車時間はどのくらいなのでしょう、お尋ねします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

スクールバスは学校を7時半に出発し、各バス停を回りながら本校舎を経由し、稲越校舎には8時45分ごろに到着いたします。交通状況にもよりますが、最初のバス停で乗車してから下車するまでの時間は、平均して45分から、長くても1時間以内となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 乗車時間は長くても1時間以内ということが分かりました。乗車中は恐らく児童生徒はトイレに行くことができませんので、バスの台数に余裕があれば時間も短縮できると思いますので、乗車時間も加味した上で運用が必要だと思います。

また、高等部は義務教育ではないため、卒業後の就労や社会自立のためにも、原則自力通学ということは理解しておりますが、安全上の理由や保護者の就労などで、実際にスクールバス通学を希望しているケースもあると思います。初回の御答弁では、高等部に在籍する生徒は68名のうち、約半数が自力通学しているものの、保護者による送迎やスクールバスの利用を希望するなどの御答弁でした。生徒の将来を考え、学校の方針に対して、とやかく言うつもりはございません。ただ、生徒の中でも個人差があるので、スクールバスに乗車したくてもできない場合は、保護者が付添いで登校するしかなく、須和田校舎は駅からも遠いので、結果的に保護者の負担が大きくなってしまいます。そこで、実際に高等部の生徒の中でスクールバス通学を希望しても乗れない生徒がいると伺っております。スクールバス1台を増やす場合の予算についてお尋ねします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

スクールバス1台をリースし、その運行业務を委託した場合、契約期間にもよりますが、年間で900万円程度の費用がかかると見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。先日、須和田の丘支援学校の稲越校舎、須和田校舎とともに学校見学をさせていただきました。小学部から高等部まで各クラスの児童生徒の様子を拝見させていただきました。また、校長先生からもいろいろと話を聞かせていただきました。スクールバスの増便に関して、これまで大変御理解をいただいて、迅速に対応してくださり、とても感謝をされておりました。バスの増便に当たり、増便だけの問題だけではなくて、所要時間の調整であったり、ルートの変更や乗車の位置によって、朝のごみ収集車とかぶらないようにするなど、相当の調整が必要ということも伺っております。もし必要に応じてスクールバスを増便する場合は、関係部署の皆様にも御理解と御協力をお願いしまして、児童生徒たちの安全な通学の保障と保護者の負担軽減の観点からも、柔軟に対応をお願いいたしまして、次の項目に進みます。

次に2番、放課後等デイサービスの送迎のための市立学校における校舎内の駐車スペースの確保になります。この質問に関する再質問はありませんが、市立学校の特別支援学級の児童生徒が増えていることと、保護者の共働き世帯が増えていることから、放課後保育クラブのニーズが高いことと同様に、今後、放課後等デイサービスを利用する児童生徒も増加していくものと思われれます。それに伴い、事業者の送迎車の台数も増えてくると推測しますので、その際、全ての児童生徒やその保護者を含めた安全面に配慮し、学校によって道路環境が異なりますが、近隣の皆様にも御迷惑にならないよう、最適な場所での乗り降りや駐車スペースの利用を、いま一度運用を図っていただきますようお願いいたしまして、この項目を終了します。

最後に、今回、施政方針、教育行政運営方針、来年度予算、拝見させていただきました。市民の暮らしを最優先に考えた上で、我が会派として慎重に判断させていただきたいと思っております。

多岐にわたり御答弁いただきました市長及び関係部署の皆様には感謝しまして、会派市民クラブの代表質問を終了します。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時58分散会

第 4 日

令和6年2月27日（火曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年2月27日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
- 第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第6 議案第60号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
- 第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について

- 第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
第37 報告第31号 専決処分の報告について
第38 報告第32号 専決処分の報告について

(代表質問) 自由民主の会 細田伸一議員

市川維新の会 つかこしたかのり議員、堀内しんご議員

チームいちかわ 丸金ゆきこ議員、富家 薫議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第9号)
日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算

- 日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について
 日程第32 議案第86号 教育委員会委員の任命について
 日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第34 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第35 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第36 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて
 日程第37 報告第31号 専決処分の報告について
 日程第38 報告第32号 専決処分の報告について

(代表質問) 自由民主の会 細田伸一議員
 市川維新の会 つかこしたかのり議員、堀内しんご議員
 チームいちかわ 丸金ゆきこ議員、富家 薫議員

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆう	な
国	松	ひろ	き
や	なぎ	美智	子
とく	たけ	純	平
中	町	けい	い
つ	ち	正	順
つ	か	たかのり	
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆
西	村		敦
中	村	よし	お

大	久	保	た	か	し
石		原	た	か	ゆき
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
に	し	む			勲
石		崎	ひ	で	ゆき
堀		内	し	ん	ご
細		田	伸		一
青		山	ひ	ろ	かず
石		原	み	さ	子
宮		本			均
大		場			諭
稻		葉	健		二
小		泉	文		人
石		原	よ	し	のり
増		田	好		秀
越		川	雅		史
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵
竹		内	清		海
加		藤	武		央

欠席議員 1名

岩 井 清 郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
副	市	本	間	和
代	表	植	草	耕
監	査	田	中	庸
委	員	本	住	
教	育	麻	生	文
長		蛸	島	和
危	機	小	川	広
管	理	田	中	雅
監		稻	葉	清
市	長	松	丸	晃
公	室	森	田	敏
長				
総	務			
部	長			
企	画			
部	長			
財	政			
部	長			
管	財			
部	長			
情	報			
管	理			
部	次			
長				
文	化			
国	際			
部	長			

スポーツ部長	立	場	久	美	子
市民部長	佐	藤	敏		和
経済観光部長	根	本	泰		雄
こども部長	鷺	沼			隆
福祉部長	菊	田	滋		也
保健部長	川	島	俊		介
環境部次長	品	川	貴		範
街づくり部長	小	塚	眞		康
道路交通部長	岩	井	忠		良
下水道部長	藤	田	泰		博
行徳支所長	秋	本	賢		一
消防局長	角	田	誠		司
選挙管理委員会 事務局長	岩	井			滴
農業委員会事務局 事務局長	藤	城	久		保
会計管理者	六	郷	眞	紀	子
教育次長	小	倉	貴		志
生涯学習部長	板	垣	道		佳
学校教育部長	藤	井	義		康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小	泉	貞		之
事務局次長	町	田	茂		幸
議事課長	米	津	孝		成
(議事担当)					
主幹	宮	嶋			茂
主査	尾	本			悠
主任書記	北	川	陽		介
主任書記	高	柳	陽		一
主任書記	三	澤	啓		成
(調査担当)					
主幹	渡	辺	孝		文
主査	前	田			悠
主査	岡	澤	英		康
主任書記	関	口			舞
主任書記	荒	木	智		貴
書記	福	井	寿		明

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第38報告第32号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

自由民主の会、細田伸一議員。

[細田伸一議員登壇]

○細田伸一議員 おはようございます。会派自由民主の会、細田伸一です。通告に従いまして代表質問を行います。

初めに、能登半島地震で被災、犠牲になられた全ての方々に会派一同、心よりお悔やみ申し上げます。

同時に、世界の至るところで起きている戦争、紛争が一日も早く終結し、平和が訪れることを切に願ひまして質問に移ります。

大項目6番目、教育行政についてと同じく7番目の道路行政についての順番を入れ替えて質問いたしますので、御了承ください。

では、まず議案第56号について。

35年も前の条例改正案がなぜ今頃になって議案として提出されてきたのか。本来であれば、もっと前に提出されるべきものを忘れてしまって長い間放置していたのか。あるいは、何かそれ以上にもっと深い意味があるのか。それを伺います。

市制施行90周年記念事業について。

1、テレビ番組の公開収録等の内容について伺います。

2、卒寿の卒業式の概要及び実施までのスケジュールについて。

令和6年1月1日の「広報いちかわ」、「市川にこうご期待」の中で市長は、市川市は90歳を迎えた方々に遅まきながら卒業式を催し、78年越しに卒業証書を手渡ししたらどうだろうかと、関係者と話し合い、会を催すことといたしました。会の名称は「卒寿の卒業式」。市制施行90周年の記念式典が行われる11月3日の前日、2日土曜日に全日警ホールで開催する予定です。市川市も90歳、卒業生も90歳の「卒寿の卒業式」に市長御自身も参加して、心からの拍手を送りたいと思いますと述べられています。新年始まるの日にこのような思いをつづるといのは、市長もそれなりの思いがあるのだろうと推察いたします。また、誰一人取り残さない社会の取組の一環としても大いに期待したいところですし、私自身も大賛成です。

しかしながら、78年越しという大変に長い時間が経過していること。対象者は既に御高齢でありますし、連絡そのものがつけられるのかどうか、連絡が取れても会場までいらっしゃることができるのかどうか等々、不安要素が幾つかあります。当該事業の概要と実施までのスケジュールについて伺います。

産業・観光の活性化について。

1、魅力発信物品制作事業について。

どのようなものを制作し、どのように活用していくのか伺います。

2、街のにぎわい創出事業について。

観光資源を見直すということですが、具体的にどこをどのように見直すと考えているのか伺います。

文化芸術の振興について。

1、美術館建設準備事業について。

先順位者への答弁により、当事業の現状についてはおおむね理解することができました。どの分野でもそうですが、どのようなものを造ろうとしているのか、そこに関わる方全員が共有したイメージを持つことは大切なことです。市長には市長が考える美術館構想というものがあると思いますが、その構想は庁内で共有できているのか、その点を伺います。

2、海外都市交流事業及び自治体連携協定の現状と今後について。

海外都市交流事業については、これまでの交流活動を通じて、ある程度は把握しているところですが、当事業も含め、特に自治体連携協定を締結している都市に関する現状と今後について伺います。

まちづくり推進について。

1、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業の進捗について。

当該地区の再開発については9月定例会、12月定例会で質問してきましたが、主要駅前の大規模開発ということもあり、地域住民だけでなく、本市を訪れる内外の方にも影響することから、その後の進捗や、また新たに出てきた意見などの反響について改めて伺います。

また、令和6年度当初予算で計上している再開費費の内容についても伺います。

2、無電柱化推進事業について。

同じく、現在の進捗状況と今後の予定について伺います。

道路行政について。

1、国道14号の拡幅整備に伴う周辺住民への影響について。

現在、千葉県が拡幅整備している国道14号に接続する新田1丁目の胡録神社沿いの道路とローソン新田1丁目店沿いの道路について、整備前は東京方面へ向かう車線から右折進入ができましたが、拡幅整備後は右折ができなくなったため、どこかでUターンをして千葉方面への車線に移動しないと道路に進入できなくなり、沿道住民は大変な不便を感じているところです。拡幅整備の目的と、このような交通形態となった理由について伺います。

2、都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の整備に伴う電柱移設について。

昨年、市川鬼高線の拡幅整備に伴い電柱が移設されましたが、県道市川浦安線と勤労福祉センター分館の間にお住まいの方から、もともと通行や沿道からの出入りに支障となっていなかった電柱を移設したことにより出入りがしにくくなったとの声が寄せられており、市の職員にも話をしたと聞いています。支障となっていなかったにもかかわらず、なぜ現在の位置に移設する必要があったのか伺います。

3、市営駐輪場の管理、運営及び労働環境について。

市営駐輪場での業務に当たられている方は高齢者の割合が高いと思います。駐輪場の場所によっては、忙しくなる時間帯や管理する自転車の数の違いから、作業内容や係員への負担などに差が出ていると聞いています。市営駐輪場の管理、運営、労働環境はどのようになっているのか伺います。

教育行政について。

1、日本教職員組合——以下、日教組——が札幌市で開催した教育研究全国集会——以下、教研集会——の社会科教育分科会で、東京電力福島第一原発から放出される処理水を汚染水と表現する教材を使った授業実践例のレポートが発表されたということです。学習指導要領は教員に科学的な観点での指導を求めており、子どもたちに誤解を与えかねない授業の広がりや危惧する声も上がっているとの報道がなされました。この報道が事実だと

すれば、指導ではなく誘導された偏向教育と言わざるを得ず、将来の公教育に極めて大きな不安と不信を残すことになりかねません。

そこで、日教組の教研集会への本市職員の参加状況、本集会在学校教育に与える影響及び集会の内容に対する本市の認識、併せて令和5年度札幌大会の中学校社会科の実践報告における汚染水との発言について、本市の見解を伺います。

2、不登校生徒の現状及び支援の内容について。

社会になじむためにどのような支援をしているのか伺います。

3、教育委員会が発行する書籍の記載内容について。

公にはなっていないとしても、本市として明らかに実際に起きた事実をまとめて、教育委員会として出版物を作成し、配布しているのか。その点伺います。

最後、平和啓発事業の今後について。

昨年度、市川市平和啓発事業検討協議会より平和啓発事業について報告書が提出され、6月定例会ではその活用について質問し、協議会の意見を十分検討するとの答弁がありましたが、6月以降、どのような検討をしてきたのか伺います。

以上、初回質問といたします。

なお、先順位者と重複する部分においては、端的に要点のみお答えいただいで結構です。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目1つ目の議案第56号の提出に至った経緯について、大項目8つ目の平和啓発事業の今後についてにお答えいたします。

まず、議案第56号からですが、本条例は、昭和64年1月7日に昭和天皇が崩御されたことに伴い、大赦令及び復権令が平成元年2月24日に施行されたことを受け、公務員等の懲戒免除等に関する法律に基づき制定したものであります。制定当初、本条例による懲戒処分の免除を受けた職員がおり、免除の効果を持続させる必要があると考えたため、これまで条例自体は存続させてまいりました。

こうした中、今年度、地方自治法の一部改正があり、本条例が引用している条文番号が繰り下げられたため、これを改正する必要が生じたことから、改めて本条例の一部改正を検討したものであります。この一部改正は、単に条文の番号を変更するだけの改正ではありますが、これを契機といたしまして、これからこの条例を適用する機会はあるのか、条例を廃止した場合、この条例による免除等の効果は持続できなくなるのか等について、併せて検討いたしました。その結果、本条例を適用して新たに免除を受ける職員は今後出ないこと、また、条例を廃止しても当時の免除が有効である旨の経過措置を設けることで、なおその効力を残すことができることなどの整理をつけられましたことから、今回の地方自治法の一部改正を1つのきっかけといたしまして本条例の廃止を提案したものでございます。

続きまして、平和啓発事業の今後についてお答えいたします。

昨年度、平和啓発事業検討協議会から提出された市川市における平和啓発事業の推進に関する報告書では、平和啓発事業の実施について、平和の大切さを考えるきっかけとなる機会を提供することが望ましい、幅広い年代の方々、特に将来を担う子どもたちへの啓発に力を注ぐこと、また、新たな平和啓発事業を実施することなどの提言をいただきました。特に令和6年度は、本市が市制施行90周年であると同時に核兵器廃絶平和都市宣言から40周年の節目の年であり、記念イベントを実施する予定でありましたことから、これらの提言を踏まえつつ、今後の平和啓発事業について検討を行い、周年事業の平和に関する映画の上映、講演会、例年実施している平和パ

ネル展、それぞれ実施手法や対象者、回数等の拡充をすることといたしました。さらに、新たな取組の一つとして記念植樹も予定しております。この記念植樹につきましては、周年事業の一環といたしまして、広島の爆心地から1,300m離れた場所で被爆してもなお芽を吹き返したアオギリの苗木を市内の公園に植樹し、訪れる幅広い年代に向けて平和の大切さを考えるきっかけとしていただくことを目的といたしまして実施する予定であります。このように、令和6年度におけます平和啓発事業は全てではございませんが、協議会からの提案を検討、反映したものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは大項目2つ目、市制施行90周年記念事業についての(1)テレビ番組の公開収録等の内容についてお答えいたします。

市制施行90周年を市内にとどまらず全国にPRするとともに、思い出に残るイベントを実施するため、各メディアの力をお借りしたいと考えております。その一つといたしまして、約30年続くテレビ東京の人気番組「開運！なんでも鑑定団」のワンコーナーである「出張！なんでも鑑定団」の公開収録を9月28日土曜日に市川市文化会館大ホールにおいて開催する予定でございます。「出張！なんでも鑑定団」は、一般の御家庭に眠るお宝をその思い出やエピソードを添えて御本人の評価額とともに披露し、様々な分野で活躍するプロの鑑定士にその真贋も含めた評価額を判定していただくもので、当番組の長年にわたる人気コーナーとなっております。

本市は下総国府が置かれ、政治や文化の中心として発展し、日本最古の歌集でもある万葉集にもうたわれております。さらには、永井荷風氏や井上ひさし氏をはじめとした多くの文人墨客や日本画の大家である東山魁夷画伯をはじめ写真家の星野道夫氏など多くの芸術家が住まい、創作活動を行ってこられました。また、中山法華経寺をはじめ行徳地域など、市内には多くの神社仏閣があり、歴史や文化芸術が脈々と受け継がれてきた文教都市であることから、当番組のコンセプトに合う貴重なお宝が今もなおたくさん眠っているものと期待しております。

開催にかかる費用といたしましては、お宝の募集や開催周知のためのチラシ、看板作成にかかる印刷製本費のほか、公開収録時に照明器具を操作するスタッフの人件費など45万4,000円を当初予算として計上させていただいております。今後は公開収録に向け、鑑定を依頼したいお宝の募集のほか、収録の観覧希望も含め市広報紙「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、チラシの配架などにより広くお知らせをする予定としております。

なお、応募いただいた鑑定依頼のお宝の中から番組で5つ程度が選定され、その応募者が公開収録に出演していただくこととなります。一人でも多くの方の御参加をお待ちしているところであります。世代を問わず長い間愛されている当番組とコラボレーションすることで、この機会に本市の魅力並びに市制施行90周年をPRしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目2つ目、市制施行90周年記念事業についての(2)卒寿の卒業式の概要及び実施までのスケジュールについてと大項目7つ目、教育行政についての(1)から(3)についてお答えいたします。

初めに、市制施行90周年記念事業についての(2)卒寿の卒業式の概要及び実施までのスケジュールについてお答えいたします。

卒寿の卒業式は、市制施行90周年を契機として、戦争などの諸般の事情により卒業式を行えなかった方々に卒業式を実施するものです。当時の義務教育制度は現在の小学校のみだったことを踏まえ、戦時中から戦後の動乱

期に開校していた市内小学校9校を昭和19年度から昭和21年度に卒業した方90歳から92歳の方を対象に、令和6年11月2日に全日警ホールにて卒寿の卒業式として開催する予定です。現在予定している式当日のアトラクションに協力いただける学校への依頼や広報紙への掲載、チラシの作成など、開催に向けての準備を進めております。開催日などにつきましては、市公式ウェブサイトで周知し、今後、卒寿の卒業式に関するより詳細な内容につきましては、広報紙や市公式ウェブサイトのほか、学校だより、自治会回覧板などにより、開催に関する案内を随時お知らせする予定でございます。

次に、大項目7つ目、教育行政についての(1)日本教職員組合の教育研究全国集会への本市教職員の参加状況、本集会が学校教育に与える影響及び集会の内容に対する本市の認識についてお答えいたします。

日本教職員組合が主催する令和5年度教育研究全国集会札幌大会は、令和6年1月26日から28日に開催されました。全国集会へ市川市から参加した教職員は確認されておりません。本集会での汚染水の発言についてですが、中学校学習指導要領の解説では、放射線をめぐり、科学的に思考し、情報を正しく理解する力の育成を求めています。教員にも科学的な観点での指導を求めており、科学的観点に基づかない指導は児童生徒に誤解を与えるだけでなく、保護者や地域住民の信頼を失うことにつながると考えます。現在のところ、本市において、この全国集会の発言に関する問合せや苦情は受けておりませんが、本市において、今後も児童生徒や保護者に誤解を与えかねない偏向的な学習活動が行われないよう、管理職も含め教職員に指導をしております。

教育研究全国集会についてですが、教職員が自主的に参加をする研修会の一つで、千葉県におきましても県大会が開催され、市川市の教職員も参加しております。教育研究全国集会だけでなく、自己研さんのための研修会に参加する際には教育公務員としての自覚を持ち、自身の資質能力の向上を目的として参加するよう管理職から教職員へ周知するとともに、教育委員会におきましても全教職員へ指導をしております。

続いて、(2)不登校児童生徒の現状及び支援の内容についてお答えいたします。

不登校出現率は令和5年12月末現在で、小学校では1.41%、中学校では4.96%と、9月に比べ小中学校とも増加しております。不登校児童生徒の居場所としてのふれんどうルーム市川の通級者は、例年、年間70名程度ですが、令和6年2月15日時点で86名と増加しています。この中には私立中学校在籍の入級者も含まれております。現在も次年度の入居に向け、見学、面談の予定が急増しております。

不登校になる理由は様々ですが、千葉県の調査によれば、無気力、不安が一番の要因となっていることから、ふれんどうルーム市川では、まずは安心して通うことのできる環境づくりに努めております。さらに、社会になじむために様々な方とコミュニケーションを取る機会を設けたり、体験活動を通して情操を育む機会を多く取り入れたりしています。活動内容の例として、校外学習、調理実習、パソコン学習、読み聞かせ、自然の素材を生かした工作などの制作活動があります。小学生と中学生が活動を共にしていますが、異年齢同士の学びや関係づくりを学ぶ場にもなっております。今後はこれらの活動を継続していくほか、ほかの関係機関とも連携して活動の充実を図り、児童生徒の社会的自立を目指してまいります。

最後に、(3)教育委員会が発行する書籍の記載内容についてお答えいたします。

教育委員会では、小学校社会科における身近な地域や市町村の様子についての学習の教材として、「わたしたちの市川」という副読本を市内の公立、私立の小学校3年生を対象に作成し、配付しております。児童が本教材を活用し、問題を追求し解決する活動を通して、地域社会に対する誇りと愛情、また、地域社会の一員としての自覚を養うことも狙いの一つとしております。本教材の内容は、本市の歴史や昔から伝わる伝統文化に関する史実を基に、市川市に住む人々の暮らしや市の移り変わりなどの項目に沿って構成しています。また、編集につきましては、社会科指導に精通した編集員によって真実に基づいた資料を集め、協議を重ねながらつくり上げており、資料は2年ごとに刷新しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、産業・観光の活性化についてお答えします。

初めに、(1)魅力発信物品制作事業についてです。現在、本市の魅力発信については、「広報いちかわ」紙面をはじめ公式ウェブページやSNSに加え、観光大使によるPR動画の放映や観光協会との協働により、インフルエンサーを活用して地域の魅力やイベントなどの情報発信を行っております。また、本市の魅力伝える名産品として、市川の梨や三番瀬のノリなども高い人気を誇っており、これらも観光資源の一つとなっています。本年が市制施行90周年となることを機に、これら既存の観光資源に加え、歴史や文化、あるいは本市にゆかりのある著名人など、新たな視点による魅力発信の一つとして、市オリジナルグッズの制作を考えております。制作したオリジナルグッズは市民などへ販売するほか、本市の魅力をもっとPRするためのイベントでの使用やふるさと納税の返礼品としての活用を考えております。

次に、(2)街のにぎわい創出事業についてです。令和4年3月に策定した市川市観光振興ビジョンにおける基本方針の一つとして「地域ごとの魅力磨き上げと市川ブランドの確立」を掲げており、ここでは文化、自然などのテーマ、地域ごとの特徴などをそれぞれの観光資源が有する多面的な特徴を生かしたプログラムを整備し、その魅力をさらに磨き上げることを目指しています。そこで令和6年度の取組として、国府をはじめとする文化財を有し、重要文化財である祖師堂の大改修の完了を控えた本市有数の観光資源である中山法華経寺を中心とした地域に焦点を当て、その魅力を磨き上げることを考えております。具体的には、中山まちづくり協議会を核に地域特性を生かしたにぎわいの創出につながる事業展開となるよう進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 私からは大項目、文化芸術の振興についてお答えいたします。

初めに、(1)美術館建設準備事業の概要についてであります。美術館構想の具体的な内容につきましては、これから策定していくところでございますが、文化都市市川の新しいシンボルとなるよう、本市にふさわしい美術館はどのようなものか等につきまして、多くの方々から御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。また、構想を策定する経過も含め、庁内はもとより、市民の皆様とも共有を図りつつ策定作業を進めていきたいと考えております。

次に、(2)海外都市交流事業及び自治体連携協定の現状と今後についてであります。

初めに、海外都市交流事業につきましては、姉妹都市、友好都市及びパートナーシティとの交流を通して市民等の相互理解や異文化理解を促進し、多文化共生社会の実現や世界平和に寄与することを目的に、アメリカ合衆国ガーデナ市をはじめとする5都市と交流を行っているところであります。現状といたしまして、コロナ禍により、しばらくの間、直接の交流を中断しておりましたが、令和5年度は7月及び11月にガーデナ市と公式団及び市民団の相互訪問による交流を行い、この3月にはドイツ連邦共和国、ローゼンハイム市公式団等が本市を訪問する予定となっております。今後も海外都市交流事業による5都市との交流を継続していきたいと考えております。

次に、自治体連携協定についてであります。海外都市交流事業の5都市とは別に海外の有益な知見や進んだ技術を学び取り入れ、地域の利便性と生活の質の向上を図り、相互の都市発展に有益な交流を促進することを目的に行政間及び関係機関と連携、協力を行うための協定を締結しているものであります。協定を締結している都市は、令和元年5月に締結したイタリア共和国カゼルタ市及び同年10月に締結したエストニア共和国パルヌ市の2都市となっております。協定の期間はそれぞれ3年間としておりましたが、令和4年度に共に3年間延長し、令

和7年の5月及び10月までとなっております。

次に、カゼルタ市との交流の現状であります。連携分野は、食育、文化・歴史資産を活用した地域活性化及び観光の3分野であります。協定締結後、令和2年3月にカゼルタ市関係者の受入れを行い、令和2年度中には本市職員がカゼルタ市を訪問する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施には至りませんでした。また、令和3年度には、両市が持つ食や文化を通して地域の魅力をPRするイベントを共同して企画し、それに合わせてカゼルタ市代表団の受入れを予定しておりましたが、こちらもコロナ禍の影響により実施には至りませんでした。その後もカゼルタ市の本市への訪問は実施されないまま現在に至っておりますが、令和6年度には代表団の受入れを計画しているところでございます。

次に、パルヌ市との現状であります。連携分野は、情報通信技術を活用した行政サービスの推進であります。令和2年2月には、エストニア共和国首相の訪日に合わせて日本の企業との交流を希望するエストニアの企業によるプレゼンテーションを中心としたエストニア・市川企業交流会を開催いたしました。その後、令和2年4月にパルヌ市代表団の受入れを予定しておりましたが、パルヌ市から新型コロナウイルス感染症やウクライナ問題への対応に注力したいとの申出があったことなどにより、現在まで受入れの延期が続いているところであります。

以上のとおり、自治体連携協定を結んでいる2都市とはそれぞれ連携、協力を行う分野を協議し、協定を締結いたしました。具体的な取組を検討、決定する前にコロナ禍となり、中断、停滞状態が続いております。約4年にわたる中断、停滞期間中にそれぞれの都市の状況も変化していること。また、本市から両市へは代表団を派遣いたしました。本市への受入れは延期が続いていることから、まずは本市への両市の訪問について調整を図っているところであります。そして、両市が訪問された際には、改めて今後についての協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、まちづくり推進についての(1)本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業の進捗についてお答えします。

本八幡駅北口駅前地区の再開発事業は、都市計画法第17条第1項に基づく案の縦覧を昨年11月21日から12月5日まで行い、縦覧者は2名。また、3名の方から意見書が提出されました。その後、1月31日に開かれた都市計画審議会において提出された意見書の内容や市の対応などを説明し、再開発事業などの案が承認されたところでございます。これまでに電話等でスケジュールなどの問合せは数件あったものの、反対などの意見はありませんでした。今後は千葉県との協議を経て、今年度末までの都市計画決定を予定しております。

来年度に予算計上している再開発費は、再開発準備組合が実施を予定している測量調査や基本設計などに対する補助金であります。今回、予算計上している4億160万円のうち、国からは2億80万円、千葉県からは1億400万円が充当されます。市は、補助対象事業に対して設計内容や発注方法、調査データや設計図などの成果品を検査し、適切に運用されているかを確認してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、まちづくり推進についての(2)無電柱化推進事業についてと大項目、道路行政についてお答えいたします。

初めに、無電柱化推進事業についてです。本市では、市道の無電柱化を計画的に進めるため、令和4年8月に策定した市川市無電柱化推進計画において、防災性、安全性、景観性等の観点から優先整備路線を選定し、事業

の推進を図ることとしております。優先整備路線は、行徳駅前通りの市道0104号、市川駅南口から県道若宮西船市川線に向かう市道0216号、ニッケコルトンプラザ通りの市道0117号、市川大野駅前から迎米バス停付近までの区間で道路整備事業を進めている市道0128号、都市計画道路3・6・32号整備事業を進めている市道0220号の行徳街道から保健センターまでの区間、以上5路線でございます。これらの優先整備路線については、令和4年度から13年度までに事業着手することを目標としており、既に4つの路線で設計等の事業に着手しております。

現在の進捗状況としましては、令和4年度から5年度にかけて市道0104号、市道0216号、市道0128号の3路線で予備設計を進めるとともに、無電柱化に関わる企業者と電線共同溝への占用に関することや支障となる地下埋設物の移設について調整しております。また、これらの路線については、地元関係者を対象に無電柱化整備に関する事業計画説明会を令和5年9月から11月にかけて開催してまいりました。このほか、都市計画道路3・6・32号につきましては、令和6年1月に電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定するなど、令和6年度から電線共同溝の整備工事に入れるよう必要な手続などを行ってまいりました。

今後の予定として、令和6年度は市道0104号、市道0216号で工事に必要となる詳細設計を行い、都市計画道路3・6・32号においては、電線共同溝整備工事と沿道敷地への引込み管路等の設計委託を予定しております。令和7年度以降も路線ごとの事業を継続し、市道0104号は令和15年度の完成を、市道0216号は令和14年度の完成を、都市計画道路3・6・32号は令和7年度の完成をそれぞれの目標としております。一方、市道0128号については、道路幅幅による用地取得の進捗に合わせて詳細設計を実施し、市道0117号については、他の優先整備路線の進捗状況を踏まえ、令和13年までの適切な時期に事業着手したいと考えております。

続きまして、大項目、道路行政についての(1)国道14号の拡幅整備に伴う周辺住民への影響についてです。一般国道14号の拡幅整備につきましては、国の外環道路整備に伴い、市川駅北口交差点から外環道路取付部までの延長約970m区間における交通量の増加が想定されたため、渋滞緩和等を目的として、2車線から4車線への拡幅整備が国及び千葉県により進められております。進捗状況としましては、市川駅北口交差点からの約500m区間については平成31年3月に完成し、これに続く新田1丁目からの約300m区間についても令和5年1月に完成しております。現在は外環道路取付部の約150m区間について、国により整備が進められております。拡幅整備後の代表的な道路形態といたしましては、車道部は両側とも6.5mの車道と0.5mの路肩、中心には3mの中央分離帯、歩道部は両側とも4mで構成されており、全体としては25mとなります。今回設置された中央分離帯につきましては、車道部が4車線に増加したことに伴い、対向車線の誤認や逸脱、交通流の乱れなどを防止し、通行の安全確保や右折進入による重大事故を防ぐなど、交通の円滑化と安全性を高める観点から、千葉県と交通管理者であります警察との協議により設置されたものでございます。

なお、中央分離帯が設置される区間において、公道への右折進入ができる箇所の判断につきましては、交通量等を加味して決定されたとのことであります。このような安全対策により、整備前は右折進入できましたが、整備後は進入できない箇所が生じているものでございます。

御質問の東京方面へ向かう車線から胡録神社沿いの市道2243号及びローソン新田1丁目店沿いの道路へ進入するルートとしましては、その先の県道高塚新田市川線との交差点など、転回が可能な交差点を利用することにより、千葉方面への車線に移動する経路等が考えられます。

続きまして、(2)都市計画道路3・6・32号の整備に伴う電柱移設についてです。都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の電柱移設につきましては、拡幅整備により歩道の幅員が広がることに伴い実施しているものであります。電柱を歩道内に設置する際は歩行者の通行に支障とならないよう配慮し、歩道幅員が狭い場合等を除いては、原則、車道との境に設置することとしているため、現在の民有地との境に設置された電柱を車道との境に移設しているものであります。また、電柱を移設する間隔につきましては、電力事業者による電柱の強度計算や沿道敷地

の利用状況等を考慮して決定されます。

御指摘箇所の電柱につきましては、現時点で最終的な位置に移設しますと、令和6年度に予定している道路工事の際に支障となることや、接続する道路からの車両の出入り等にも支障があることから、一旦現在の位置に移設しているものでございます。最終的には移設前の位置から車道側に寄せた辺りに再度移設を予定しております。移設する時期につきましては、今後、道路工事の進捗に合わせ、電力事業者と調整してまいります。

最後に、(3)市営駐輪場の管理、運営、労働環境についてです。本市の市営駐輪場42か所の管理等につきましては、大きく分けて屋外の有人管理、地下の有人管理、機械式駐輪場における無人管理の3つの形態を取っております。有人管理を行っている駐輪場の管理運営につきましては、現在、2つの事業者へ業務を委託しております。駐輪場の管理や労働環境等でございますが、鉄道高架下や屋外などに設置している駐輪場29か所については、公益社団法人市川市シルバー人材センターに管理、運営業務を委託し、シルバー人材センターの会員が係員として配置され、有人管理を行っております。駐輪場の開設時間は、平日が午前6時から午後5時まで、土曜日が午前6時から午後3時30分まで、日曜、祝日は午前7時から午後3時30分までとなっております。なお、シルバー人材センターからの係員1人当たりの就労時間については、最大で1日6時間までとされております。

次に、地下駐輪場6か所につきましては、開設時間が午前4時30分から翌日の午前1時30分までとなっております。早朝、深夜の有人管理がシルバー人材センターの会員では難しいことから、毎年度、一般競争入札により選定した民間事業者へ管理運営等を委託し、当該事業者が雇用した係員で有人管理を行っております。なお、係員1人当たりの就労時間は最大でも1日7時間までとなっております。6時間を超える場合は労働基準法の規定に基づき休憩時間が設けられることとなります。

このほか、入退場ゲートや精算機を設置している機械式駐輪場7か所については、一部、朝の繁忙時のみ自転車整理及びごみ拾いを委託している駐輪場もございますが、基本的には有人管理は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。では、最初からもう一度確認、そして必要であれば再質問していきます。

まず、この議案第56号、内容は分かりました。失礼な言い方かもしれませんが、てっきり忘れていたんじゃないかなというように、もしかしたら思ったのは私だけかもしれない。けれども、確認のために質問させていただきましたが、このようなしっかりとした理由があるということ、よく分かりました。

昭和64年に昭和天皇が崩御された当時、御答弁によれば、恐らくほとんどの自治体、本市と同様の懲戒免除等に関する条例が制定されたことと思われるわけです。今回の地方自治法の一部改正についても、この条例を持つ自治体であれば同様の影響を受けることになるのではないかなど。これについて、市川市はこのような措置というか、条例ということを出してきたわけなんです。本市同様、条例を廃止することとしているような自治体はほかにあるのか。教えてください。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市と同様に、今回の地方自治法の一部改正を契機といたしまして本条例を廃止する予定の自治体といたしましては、千葉県内におきましては流山市、袖ヶ浦市、関東近県で申し上げますと東京都青梅市、埼玉県羽生市、神奈川県厚木市などとなっております。

以上であります。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 近隣都市でも幾つか存在するというので、あるいは、今定例会に提出はされないにしても、現在検討中のような自治体も恐らくあるのでしょう。市川市だけではなく、日本全国、このような措置をしているのであるということで、その点理解できましたので、この質問に対してはこれで結構です。ありがとうございます。

次に、90周年記念事業です。なかなかテレビ番組、非常に面白い取組かなと。「開運！なんでも鑑定団」、人気番組、長寿番組ですからね。ただ、今回、これ自体は非常に面白い取組かと思うんですが、90周年という周年事業で行うわけですから、ただ単に何かお宝を持ってきて、そこで幾らですかということでもいいんですが、市川市90周年ですよということが見ている方、あるいは、そこに見に行っている方、テレビで見る方に分かるような、ああ、市川市って、こういう町なんだな、90年間、そういう歴史があるんだなというような、そういう番組に仕上げたいってほしいなというふうに思います。そこはぜひテレビ局の方、プロデューサーの方と一緒に組んでいていただきたいと思います。有名なせりふではありませんが、いい仕事していますねというような、そういうような番組、周年事業にしていきたいなと。お願いします。

次に、同じく周年事業です。卒寿の卒業式、1月1日の「広報いちかわ」、市長の「市川にこうご期待」というところで、私、これ、とてもいいことだと思います。はるか昔のことかもしれませんが、もしかしたら当時を思い出したくない人もいるかもしれない。でも、誰一人取り残さない社会の実現ということは今どの自治体も、国を挙げてそういうことを言っています。その一環としても、これ自体、私は非常に意味があるなと思いますね。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、既に御高齢であるということ。そして、9校に在籍していた方がいらっしゃるということで、あと11月2日を予定しているという答弁でした。あと数か月の中で人を集めていくのは、これはなかなか大変だと思います。

そこで再質問なんですけれども、これ、今、対象者というのは大体何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

当時開校していた小学校9校の昭和19年度から昭和21年度に卒業した方の卒業関係書類に基づく人数が約5,000人となっております。式典当日の参加者は広報紙等で周知し、募集を行いますので、現段階では参加者数は未定となっております。介護保険における自立の方の割合や、他市の高齢者の方を対象としたイベントの出席率等を考慮しますと、卒寿の卒業式には約200人程度の参加を見込んでおりますが、一人でも多くの方に参加していただけるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ほかの自治体、ほかの市のそういう高齢者のイベントの参加の人数なんかを参考にしてはじき出した数字だと思うんですが、これね、いい取組だと思うんですけど、歩けなかったり、御存命だとしても行くのはちょっとおっくうかなとか、あるいは車椅子だったりということも大いに考えられるわけです。けど、中には、自分も行けないけど、卒業証書欲しいなという方もいらっしゃると。そのときに、親はどうか分かりませんが、兄弟とか、お子さんとか、御家族において代理出席を認めるというような措置を講じたほうが、そういうことも考えたほうがよろしいのかなと思います。これは11月2日ですから、ちょっと時間がないかもしれませんので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、産業・観光の活性化についてです。この点においては既に先順位者の方なども、また、これまでにいる

いる御質問されているので大体分かりました。ただ、この魅力発信物品制作事業の概要、市川の梨も、梨の花粉の記事が新聞にも出ていますし、また議員の方も質問したりしていましたから、ちょっとこの辺気になるところなんです。資源として、ここは大切にさせていただいてほしいなというふうに思っています。

1番については結構です。

次、2番の街のにぎわい創出事業なんですけども、町のにぎわいを創出していくには、今、現状、市川市はどういうふうになっているのかということを考えるのが大切かなと思います。例えばお隣の浦安市というのは、宿泊税ですかね、それを導入するというような記事が出ていました。1人100円を掛けたとしても年間7億円ぐらいの税収が見込まれるということです。向こうは世界でも有名なテーマパークがありますから地域性は全然違うし、ホテルの数や質も全然違うと思います。では、宿泊、泊まる部屋とか、それは市川市にどれぐらいあるのかなとか、そういうのはやっぱり把握するのが大切だと思います。

この2番の創出事業について、他市では、多くの市が映画の撮影、ドラマの撮影などを誘致するためのフィルムコミッションという団体があるようなんです。そのフィルムコミッションという団体に、市がこういう場所があるということを積極的に登録してドラマ、映画のロケを受け入れるというようなことを行っている町があります。例えば今上映している「ゴジラー1.0」、非常に人気があるようなんです。茨城県のとある町では、そのロケに使われたということで、そこを訪れる人たちが非常に多い。

随分前、何年も前ですけれども、私は同じような質問をしたときに、映画「おくりびと」で使われた山形県のとある古い洋館に何人もの人が日本中から訪れる、そういう聖地のようなものになると。これが映画とかドラマとか、映像の非常にすごい力かなというふうに思います。

そこで、産業観光の活性化ということであれば、先ほど申し上げました映画、ドラマのロケ地を提供して観光地化を図る。本市への訪問客を招き入れるのも大きな成果を得られるものと考えられますが、フィルムコミッションやロケハンの誘致、そういうものは行っているのでしょうか。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 現在、本市では、フィルムコミッションに関して積極的な活動は行っておりませんが、テレビ番組制作会社等からの問合せに対しましては、該当施設等への取次ぎや対応の可否などの調整を行っております。把握している市内での撮影実績としては、令和3年度が53件、令和4年度が38件となっております。映画などのロケ地が聖地化して多くのファンが訪れているという全国での事例は把握しており、本市の観光資源の有効活用が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 以前、まだ庁舎が古い、建て替える前のとき、たしか古谷一行さんが来ていました。そこで、何ていうドラマでしたかね、「沈まぬ太陽」だっけ、ちょっと忘れましたが、その映画の撮影なども市川市の古い庁舎で行っていた記憶があります。

法華経寺などもそうかもしれませんが、市川のアイリンクの展望施設、あそこも聞くところによれば、昨年17万人ぐらいですか、年間訪れていると。大したものだと思いますよ。そういうものをもっともっと——あそこは無料で150m上空まで上がれて、ほぼ360度見渡せるわけですから、なかなかいい施設だと思います。上手にそういうものを活用して、ぜひのにぎわいを創出していただければと思います。ありがとうございます。

文化芸術の振興についてです。これまでも海外都市との連携、交流事業に関して多くの議員が質問していますし、私自身も質問していました。また、その活動において、こういうふうなことをやっているのかなという概要、現状というものはある程度つかんで把握しているつもりです。

私がちょっと気になるのは自治体連携協定のほうです。先ほど御答弁いただきましたカゼルタ市とかパルヌ市です。これは食育とか文化・歴史資産を活用した地域活性化と観光というふうにあるんですけども、これ、どうなんでしょうかね。ちょっと遠いような気がしますし、コロナという時期がたまたま重なっていたために交流が止まってしまっている、この理由は分かるんですが、自治体連携、個人的にはカゼルタとか美しい町だと思し、パルヌとかというのも面白い場所かなと思うんですけども、継続していく意味というのはあるのかなと、ちょっと疑問に思うところがあります。

だったら、昨今の社会情勢を見れば、私は台湾のどこかの町と自治体連携を組んだほうがよっぽどいいと思います。私、台湾の方と交流がありますけれども、喜んでいきますよ。日本人の方と交流を持つということとか、向こうの方ね。また、今、国交を認められてないですね。その中でも台湾の方、日本の方、それぞれお互いに向こうの土地とか国とか人柄とか好きですよ。歴史的にも非常に強いつながりを持っている。今、たまたま台湾の話をしていますけれども、カゼルタ、パルヌという非常に遠いところですよ。そこにかかる労力とか時間とかがあるのであれば、もうちょっと身近なところを見てみてもいいのかなというふうに感じます。これは再質問なしで結構です。ありがとうございます。

まちづくり、これは非常に大規模な開発なので、9月、そして12月、私も質問をしてきておりますが、現状、そこに住まう方だけではなく、玄関口ですからね。市川市の玄関口と言ってもいい。そこに訪れる内外の方にも非常に大きく影響していくものかなと思います。その上で何か変化があれば、あるいは、こういう意見が出たとかということ、何かあるのかなというような気持ちを持って質問しました。また、補助対象4億160万、そのうち国、県、市それぞれが案分によって拠出すると、そういうようなことも分かりましたので、この点に関しては結構です。理解いたしました。ありがとうございます。

同じくまちづくり、無電柱化事業です。3・6・32号でも電線共同の整備工事と沿道敷地への引込み、管路などの設計委託を予定している、また、同じく3・6・32号は令和7年度の完成を目標としているというようなことは答弁において理解することができました。この無電柱化推進事業、やはり手間暇もかかるし時間もかかるものだと思います。

確認ですが、令和7年度以降、この整備路線を拡大していく考えはないのか。その点をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

各路線の無電柱化に当たっては、地下埋設物の移設等を含め完成までには長期間にわたるとともに予算規模も大きなものとなります。そこで現時点におきましては、既に定めております優先整備路線の事業に集中していきたいと考えております。その後、現在実施している事業の進捗や計画期間の終了に合わせた見直しを行うなど、今後の状況変化に応じて、他の路線の整備について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 はい、分かりました。これは計画にも出ていますから、そういうことなんだろうなということで理解することができました。ありがとうございます。

同じく道路行政の中で国道14号の拡幅整備に伴う周辺住民の影響についてなんですけど、国道の新田1丁目のローソン、胡録神社のところ。地域外の方はちょっと分かりにくいかもしれませんが、本八幡側から市川方面に向かっていく。そうすると、京成と国道の間に住んでいる方が何人かいらっしゃるわけですね。その方たちはもう長い間、向こうから出てくるときは右にも左にも行けたと。本八幡側から来て、自分の住まう地域には右折すれば入ってこられた。ところが、今回、この拡幅工事に伴い、入ってこられなくなっちゃったんです。

出ていくこともままならない。

じゃあ、どうするかというと、先のほうまで行くしかないわけなんですけど、この道路の右折について、中央分離帯は設置されておらずゼブラゾーンになっていると。車止めのポールがあることにより右折できない状況になっているわけなんですけど、この車止めのポールを撤去して右折進入することというのは、これは検討できないんでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

当該箇所につきましては、県道高塚新田市川線との交差点に近接していることから中央分離帯はなく、県道への右折車線へ誘導するための導流帯としてゼブラゾーンとなっております。このゼブラゾーンに設置してある車止めポールについて、千葉県は安全かつ円滑な通行のため右折進入を防止する必要があると、千葉県警との協議も踏まえ設置しているとのことでございます。当該箇所周辺にお住まいの方々にとりましては、整備前と比較して御不便をおかけする状況もあろうかと思いますが、道路管理者の立場からは安全かつ円滑な通行確保の観点から必要と判断されたものであり、御理解をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 はい、分かりました。ただ、右折ができないで、また、その先の本八幡から市川に向かって来ると、胡録神社のところも右折できた、ローソン新田1丁目店のところも右折ができた。それができない。その先の国府台女子学院のほうから来る高塚線のところで転回する。しかし、あそこは信号が歩車分離になっているかもしれませんが、あっちのほうに危ないんじゃないかなと思いますけど。そこで転回することができるのであれば、途中の胡録神社のところ、ローソン新田1丁目店のところ、右折してもいいのかなと思うんですけど、住まう方、また我々から見ても、ちょっとその辺理解がしにくいところがあります。

そこで、この拡幅整備による交通形態の変更について、国道と京成電車の間ですから、そんなに広いところではないですよ。そんな、非常に多くの方が住んでいるというわけでもないんです。ただ、知らなかったという住民の声が今頃になって出てきております。

これまで地域住民に対して、どのように説明とかを行ってきたのか。それを伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

地域住民等地元への周知につきまして、事業主体である千葉県では、事業開始当初の平成20年11月と拡幅工事実施前の平成26年11月に事業エリアである市川1丁目及び新田1丁目、5丁目地区を対象に説明会を実施しております。その後、新田1丁目地区につきましては令和2年3月に説明会を予定していましたが、コロナ禍により中止となったため、同年4月に自治会員へ説明資料の配付と自治会掲示板への掲出、国道14号沿線住民に対して個別に説明を行い、周知に努めてきたとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 実際に対面で説明をしたのが――対面というか、人が集まって説明したのが平成20年、そして平成26年ということです。これ、かなり前ですよ。その後、確かに令和2年ですが、コロナということもあって、配付、掲示板にしたりとか、そういうことで説明をしたというようになっているようですが、それほど住まう方が多くないにもかかわらず、説明を聞いてなかったという何人の方が今頃になって出てきています。これは既にできてしまっていることなので、このような交通の形態変更を無理やりしろとは言いませんが、その先の

高塚線のところでは転回できるんですから、もしできるなら右折——安全にももちろん配慮する必要はあります——ができるようなことを再度検討していただきたいなというふうに感じます。

以上です。

道路行政、都市計画道路3・6・32の電柱移設についてです。説明、答弁分かりました。ただ、これは、そこに住まう住民の方から直接連絡が来て私も見に行っただけです。イオンがあるところですよ。そしたら、その方の家の真ん前、駐車場の前に電柱が移設されてきているんです。その方は、今、その駐車場は使っていないとおっしゃっていました。ただ、ここに付けるの、電柱をと、抗議とまではいかないんですが、ちょっとここはみたいに言ったけど、いや、これはもう決まったことなので、みたいな感じで一方的に押し切られて電柱が設置されてしまったというんですね。その後、何度か話したところ、これは一時的なもので、また移動するんだと。

その方は、行徳街道から保健センターのほうは無電柱化を進めているわけですよ。こちら側も無電柱化を、いずれはなるのかもしれない。ちょっと時間かかるかもしれませんが、そのように思っていたわけです。ところが、目の前に電柱がついてしまって、非常に勝手であり、不安だというふうにおっしゃっていました。

そこで、移設して人の家の駐車場の真ん前についてしまった電柱なんですけど、再度移設する予定であり、今後時期については電力事業者と調整していくというように述べられていましたが、道路整備工事の予定等から、これは現時点で再度移設をするのはいつ頃なのでしょう。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

移設の時期につきましては、道路工事が進捗し、移設しても工事等に支障がない状況になってからとなるため、現時点では、本年10月頃に最終的な位置へ新しい電柱を設置いたします。その後、架空線の移設及び現在の電柱撤去を行いますので、移設が完了となるのは令和6年度末頃を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 大体、今年の10月頃、そして完了するのは次年度末ぐらいということですが、御本人、少し高齢ということもあって、非常に心配しています。これは必ず移設——私、見に行きましたけど、ちゃんと立てられる場所があるんです。にもかかわらず、家の前に来ちゃっていることがおかしいというふうにおっしゃっているわけですから、これは必ず市民、その方の出入りがしやすいような、ちゃんとした迷惑にならない、そういう場所に移動していただく、それを今すると言っていたので、お願いいたします。

同じく道路行政3つ目です。駐輪場の件です。駐輪場、日中は比較的御高齢の方が管理、働いているのではないかなと思います。昼間は比較的のんびりしているというのかな、そんな出入りも頻繁ではないんですが、やっぱり朝は皆さん時間に追われていますから、中には決められた場所に入れずに、そこにどんと置いたまま行っちゃう。それをやるのは、結局、そこに携わっている、仕事をしているシルバー人材センターの方とか、どちらかといえば御高齢の方です。これ、その作業が結構大変らしいです。それ以外にごみが落ちていたら拾うし、昼間来た方にスペースを空けてあげなきゃいけない。

そんな中で地下の駐輪場で働いている方から、ここへ来て、さらに提出書類が増えているという話が聞こえてきています。一体、それは事実なのかどうか、提出書類が本当に増えているのかどうか。つまり、それまでなかった作業が新たに増えているということなんですけど、その点どうなのでしょう。お伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

地下駐輪場の管理、運営等業務委託におきましては、令和4年度より提出する書類の追加等を行っております。

す。追加した書類の1つ目は巡回報告書でございます。これは業務改善に向けた調査の一環として、早朝と深夜を含む各時間帯における係員の巡回の内容を記載してもらうなど、業務の実態を把握するために追加したものでございます。2つ目に、鍵の貸出し管理台帳につきましては、令和5年2月に発生しましたターミナルシティ地下駐輪場における現金盗難事件を受け、再発防止対策の一つとして令和5年度から追加したものであります。なお、この台帳は、シルバー人材センターに業務を委託している屋外駐輪場の管理業務においても追加しております。

このほか、記載内容の一部項目を追加した書類として駐輪場使用台数調査表がございます。これは台数調査を行う時間帯を拡大するため、令和5年度より台数記入欄を追加したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 御答弁によれば、巡回報告書、鍵の貸出し管理台帳、そして駐輪場使用台数調査表。それまでなかったのに、3つの紙に記入する、そういう書類作業が増えているわけですね。確かにこの2番目の鍵の貸出し管理台帳というのは、盗難事件があったようですから、防止策も含めて、これは確かに仕方のないことなのかなと思いますが、それでも2つ、3つと作業は増えているということです。これは現役の方々にとっては、その作業自体、もしかしたら大したことではないのかもしれない。しかし、実際に自転車の管理に当たっている、その作業に当たっている方々から見れば、一つ書類作業が増えていただけても本来の業務に支障が出るというようなことを言っている方が中にはいます。

そこで係員の方から聞いた話では、受託事業者にとって日々の作成資料が増えたりするというわけなんです。こうした資料作成が過度な負担になっていないのか。また、もちろん、できれば元に戻してほしい。今から減らして元に戻す、そういうことはできないのか、その辺をお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

駐輪場の受託事業者につきましては、令和5年度の一般競争入札により前年度から変更となっております。当該事業者には、市の契約とは別に独自の書類を係員に作成しているかを確認したところ、独自の書類はないとのことでした。一方、本市においても管理状況を確認するなど、現場へ行った際、地下駐輪場の係員からは、報告書類の種類や枚数、記載内容の増により現場係員の負担が増したというような意見を聞いております。そのようなことから、書類作成作業においては再検証し、令和6年度に向けては全ての書類を見直し、数字、内容等の重複記載を極力なくすよう検討しており、一部の書類について廃止または修正していくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 このような書類を管理していく上では大切なことだと思います。ただ、必要以上に本来なかった仕事が増えてしまったために本来の業務に支障が出るようであれば本末転倒ですから、ここは再検討していただいて、なくせるものはなくす、継続しなければいけないものは、これは仕方ないですけど、そこをちょっと再検討をお願いしたいと思います。

教育行政です。札幌での日教組の集まりですね。市川市から全国集会へ参加した教職員は確認されていなかったと。それは分かりました。

ちょっと変な言い方すると、日本国をおとしめるような言い方をしている団体というのは別に日教組だけではないと思いますよ。ただ、これも新聞記事をちょっと読ませていただきますと、神奈川県の中教員が発表した

社会科実践報告によると、原発事故後の政府対応について、福島県漁連の反対する汚染水の放出を強行などと批判したプリントを配布して、生徒に原発問題を考えさせていたと。また、処理水放出をめぐり、日本産水産物を輸入禁止とした中国への批判が生徒から上がると、教員は放出に一番反対していたのは誰だったのだろうと問い、政府が福島県漁連との約束を破って放出を強行したことが生徒に理解できたというようなりポートが出てきているわけですね。まさしくこれは指導ではなく誘導ですよ。授業後に政府の方針の賛否を生徒に問うと、反対が賛成より3倍も多く、明らかに偏りが見られ、首相を退任してほしい、責任を取れという過激な意見まで出てきたわけです。授業の後ですよ。

私はこの団体のことをとやかく言っているのではなくて、やはり自虐的な戦後教育を引きずっては駄目ですよ、これは。それ自体は、そのときにあまり変化がなくても長い間見れば、戦後レジームなんていう言い方しますが、これは教育のところからしっかりと教え込むことが私は重要だと思っています。市川市では参加した方がいないということで、ただ、これは自由に参加できるわけですから仕方ないんですけども、この点に関しては結構です。しっかりと指導していただきたいなと思います。

同じく教育行政2番目です。私の身近なところで実はひきこもりの方がいまして、もう成人しています。ただ、それ、いつ最初に発症したのと言うと、中学校3年生頃だと言うんです。つまり不登校者の支援ということについていろいろ支援はしていると思うし、学校の先生も大変だと思えますよ。卒業した後、その支援が形になっているのかどうか。そこまで追跡調査をするのは大変だと思う。また、それは業務の範疇じゃないと思いません。ただ、今、45歳以上のひきこもりは全国で60万人以上いると言われてますね。でも、それは別に45歳で発症したわけじゃないですよ。恐らく、最初はかなり若いときではないかなと考えます。したがって、今後は業務ではないかもしれませんが、その後、不登校だった生徒たちがどうなったのかなというようなことは調査するに値するものではないのかなというふうに考えますので、これだけ一応申し添えておきます。

同じく教育行政3番目です。教育委員会が発行する書籍、印刷物についてです。市川市に限らず、公になっていないものでも間違いなくそういう事実があったことは、どの町や自治体にもあると思います。例えば、私は祖父が軍人だったものですから、そういうような方面を例え話に出す場合が多いんですけども、東京大空襲の後、余った爆弾が重たいということで市川市上空から爆弾がばらまかれましたね。これ、事実です。法華経寺の周り、新田1丁目の紳士服の青山の辺りとか、爆弾が落ちて何人も亡くなっているわけですよ。行徳方面もそうです。これは無差別殺人ですよ。教育委員会が、こういうことがありましたということを事実として、印刷物として発行していくということは大切なことではないかなと思うんです。

そこで、今申し上げたような歴史的事実が明らかである場合、そのような事柄をまとめた資料を作成し、学校に配付できるかどうか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

副読本を含めた教材につきましては、現在のところ、教育委員会として新たな資料等の作成、配付の予定はございません。本市における歴史的な事柄について資料等を作成する場合、関係部署と連携しながら調査し、事実を確認した上で学習の狙いや利用の効果を踏まえながら作成し、その上で見識のある方から広く御意見をいただくなど、作成、配付も含め慎重に検討し、対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 現在はそういうような予定はないということですが、事実確認、また学習効果などを検討した上で、今後はもしかしたらあるかもしれないということです。

北海道旭川のちょっと先に留萌市というところがあります。その教育委員会が出版しているもので、公に認められてはおりませんが、事実だったことを書いています。それは三船殉難事件という題材です。留萌沖で、ソ連の潜水艦によって満州から引き揚げてくる日本人が乗った船が沈没させられて大変多くの犠牲者が出た事件です。ところが、これは国籍不明船による攻撃というふうにされています。外務省かどこかのホームページを見ても、これはそういうふうになっています。

ところが、留萌市の教育委員会は、これをソ連のL12、L19型の潜水艦によって撃沈されたとはっきり書いてあるんです。これを教育委員会が冊子にして子どもたちに配付しています。また、留萌市のホームページに出ているユーチューブチャンネル「るもい・まなびチャンネルー留萌市教育委員会生涯学習課公式ー」ということで。なので、こういう地域性もあるんでしょうけども、思い切ったことを教育の一環として――事実なわけですから、これは今後ぜひ検討してください。これは悪いことなんか何もないと思いますよ。ぜひお願いしたいと思います。

教育関係に関しては、これで終わります。

最後、平和啓発です。私、これまで平和啓発というのは自分のライフワークのように、もう何年も前から取り組んでいるわけなんですけど、先ほど御答弁いただきました。広島県の爆心地から1,300mの場所で被爆したアオギリ、これはほかの自治体でも、こういう植樹事業というのはしております。

ただ、これまで市川市の平和事業というものを私はずっと見てきていまして、やはり変わってないですね。根本的なというのか、あまり、どうしても夏になったそのときだけ原爆の写真を出して、そして原爆で被災された二世の方とか、爆心地からどれぐらいのところにいた方とかが思い出話をする講演があるわけです。来ている方は、お子さんはほとんどいないですよ。私、毎回出ていきますけど、むしろ御高齢の方とかが非常に多い。よく言われるんですね。もう体験している人がいないから難しい、講話ができなくなっている。これは全然違いますよ。だって、江戸時代を体験してなくたって、江戸時代の専門家はいるじゃないですか。それと同じように別に体験しなくたって、平和とか、語れる方というのはもっといるんです。

そもそも論で質問します。市川市平和啓発事業検討協議会からいただいた提言、事業に反映させることは、私、理解しました。現在、総務部が中心となって実施しているわけなんですけど、杉並区あたりでは、別に総務部ではなく、男女共同参画や消費生活関係を所管している区民生活部という部署で平和事業を行っているわけです。そもそも本市はなぜ平和啓発事業を総務部で所管しているのか、実施しているのか。この点伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

平和啓発事業を総務部が担当することになったいきさつについては、昭和59年11月15日に本市が行いました核兵器廃絶平和都市宣言の担当が総務部でありましたことから、この宣言の趣旨に基づき、具体的な事業を実施する部署として当時の総務部庶務課が担当することとなり、これまでに至っております。

以上であります。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 これを前回あたりかな。毎回、私はこういう質問をするときにちょっと思うんですけども、市川市では例年、平和啓発事業は総務部門ですね、これ、全体的には。戦没者追悼献花式は福祉部門で実施、そして卒寿の卒業式は教育委員会、学校教育で実施の予定です。時代の変化とともに、平和啓発事業の管理部門である総務が実施していくことは難しいと思う。横断的に物事全体を見られるようなものが必要かなというふうに私はいつも思っているんです。

そこで、そういうような部署というか、場所として、さっきの総括で申し上げましたが、平和啓発事業の検討

協議会のようなもので、そこで全てを見られるような、そういうものを再度設置する、立ち上げるべきだと考えているんですが、その点どうでしょう。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、協議会の設置につきましては、より啓発効果の高い啓発事業を実施できるよう提言をいただくものとして設置をいたしました。その協議会からの提言につきましては、先ほど申し上げましたが、時期的に今年度の事業に反映することができなかつたため、来年度の平和啓発事業計画案の中に反映させていただくこととし、その計画案に従いまして事業を実施していく予定であります。

今後におきましては、事業進捗を図りながら、必要に応じて有識者や団体の代表の方、あるいは若い世代の方から意見を伺うとともに、まさに有権者や団体代表の方の御協力もいただきながら、併せて御質問にありました協議会などの設置も含めて、より効果的な啓発事業の実施に努めてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 はい、分かりました。今後、ぜひそれは進めていただきたいなと思います。平和って一言に言うけど、これは簡単そうで案外難しいかもしれない。例えば2月7日というのは北方領土の日です。これ、2月7日とか、多くの人は全然気にしないです。2月22日は竹島の日ですよ。23日の天皇誕生日を挟んで、次の日、2月24日はロシアがウクライナに侵攻した日ですよ。確かに8月の原爆投下の日や終戦記念日というのは平和事業を語る上で欠かせないのかもしれませんが、しかし、今、時代はもうちょっと違ってきているかな。

なぜかという、原爆投下されているのが78年前。それで78年間、核兵器は使われてないですよ。けれども、世の中、平和ですか。日本は平和かもしれない。平和じゃないでしょう。ロシアとウクライナ問題に当たって、ガザ地区の問題に当たって、あるいは、それ以外に50以上の地域で起きている戦争、紛争、みんなそうですよ。核兵器は使われてないけど、平和じゃないんですよ。

つまり核兵器の廃絶と平和というものは、実は直接はあんまり関係がない。もちろん、ないほうがいいですよ。私もそう思います。けれども、非核、核兵器を廃絶するからといって平和になるということではないと思う。なので、ここは平和事業に関して、ちょっといろいろと多角的に検討を促したいと思います。

例えばお隣の韓国、これはすごいんですね。サイバー軍団というか、VANK（バンク）というらしいんですけど、サイバー外交使節団という、そういう民間の団体があります。これは韓国をもっと世界に宣伝しようと、プログラムで徹底的に教育される、そういう集団ですよ。韓国を世界に適切に紹介し、国際親善を通じて文化交流を促進することとされ、会員は2021年時点で外国人3万人を含む15万人です。そのほとんどは中高生ですよ。中学、高校生、若者なんですね。若者を対象に、こういう教育というのをしています。将来の世界を変える人、サイバー外交官といって、それを育成しようとする教育プログラムを提供し毎月1,000人以上が受講、年間1万人超えの広報大使が誕生しているんです。お隣の国はここまでやっているんですね。

また、これはNTTのチーフ・サイバーセキュリティ・ストラテジストの松原実穂子さんという方がおっしゃっていますが、金銭目的の犯罪者が起こしたサイバー攻撃だけでも、現在、世界のGDPの約1割が失われているというんです。この松原さんが言うには、東京オリンピックのときにサイバー攻撃された回数というのは4億5,000万回だというんです。世界はそういう大変な状態なんです。それを平和事業、平和事業ということで、いつまでも白黒の写真を見て、そこに少人数で集まって大昔のことを思い出のように語ってみたいなのというのは、ちょっと今の時代に沿わないですよ。この質問やめますけれども、何か今の時代に代わり映えない、黒電話でずっと通信していますみたいな、そんな感じですよ、これ。

そこで、もうこれは終わりにしますが、これは最後に市長に質問をいたします。これまで述べてまいりましたが、この平和事業、そろそろ私は転換期に来ているのではないかなと思います。市長、8月に靖国神社へ行きましたね。あれ、自治体の長が率先していくというのはいいことですよ。どんどんやってほしいです。そのような市長にこの平和事業、市長から見て今後はどうあるべきか、こうしたほうがいいんじゃないかというものがあったら御所見を伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 細田議員からの御質問に丁寧にお答えをしたいと思います。

まず、平和啓発事業に関して、大変に時流に沿った質問であると。それは、もちろんロシアのウクライナ侵攻ということ、あるいはパレスチナの武装軍が行動を起こしたことによって、イスラエルとパレスチナの戦争が今激化していることなど、その時代の中で日本はどう行動するのか。平和啓発をし、そして御質問の趣旨は、検討協議会を検討すべきだということであるというふうに受け止めております。

質問を今回しますよということで、短時間でありましたが、市長室で細田議員と本音で話し合ったときに細田議員が、核はどの国も使うつもりはないんだと。核兵器廃絶平和都市宣言の前半というのは、ちょっと時代がもう違うんじゃないかという御意見を語られたこと記憶しております。そのとき、私はふと立ち止まる思いがいたしました。果たしてそこまで断定的に判断していいのだろうかという思いです。といいますのは、やっぱり核抑止力によって現在の平和が保たれている——いや、保たれていないんですが、核抑止が背景にあっての現状ということに関しては、やはり核廃絶に向けて新しい世界の平和の姿というのをどのように作り出すかという非常に難しい問題に真正面から向き合っていかなければいけないんだらうというのが私の思いです。

この検討協議会ということを検討していくに当たって危惧することがありまして、その前に申し上げることがあります。今、議場で細田議員のお話を聞いていて反対する人は誰もいないと思います。いかに平和であるべきかということを考えていく、その思いでは全員が一致していると、そのように認識をしていますが、危惧する点があるとすれば、様々な意見が交わされる中で、さらにこの検討委員会の中で幅が広がってしまって、本来の目的からそれてしまうという可能性もあるのではないかなというふうに思うんです。

そこで質問の答えと近づくかどうか、目的は何なのかということを明確にしておかなければいけないだろうというふうに思います。目的は、次世代に平和の尊さを伝えていくと。そして、それは暴力、武力、戦争と180度違う立場で平和的に物事を解決していくということを次の世代がしっかりと自分たちの頭の中でその結論を出してもらえというものにしていかなければいけないと思うんです。

議員がおっしゃられたように、体験者の話、あるいは映画の上映などを行っても、常に若者は受身という立場になってしまいます。そうではなくて、次の世代が主体となって、どのように判断するかというのは、史実、歴史の事実ということを明らかにするなど、それぞれ若者が深く掘り下げて考えるという機会を提供することだろうと、そのように思うんです。

例えば先ほども質問者の発言にありましたが、市内の空爆の実態というのはどういう実態があったのか。あるいは、エネルギーにするために松やにを採取したということは、どういうことが市川市で行われていたのか。銃後の守りといいますけれども、一般の市民がこの戦争によって、どういう状態におとめられたのか。一方で、徴用とは言いませんが、入隊の実態や学徒動員の姿が、市川市の若者にとっては当時どういう全貌があったのか。あるいは、配属になったその先でどういう戦地に送られていったのか。こういう事実を若い世代にそれぞれ深く掘り下げて調査をしてもらう。その後、市川市で慰霊碑の確認。その慰霊碑は、どの場所にどのような内容で書かれているのかということなどなど、若者が主体となって、あの戦争の事実というものがどういうものであったかということ調べ上げていくと。そして調査をして、その中から自分たちで判断をしていくという姿を若者が

主体として行っていく。来年はちょうど昭和100年という年であります。昭和に何があったのかということを考えていく、そういう節目でもあると、そのように思っています。

長くなりました。平和啓発活動の検討協議会を検討するに当たっては、何を目的として、どのような活動をするのかということをお皆さん方で話し合っていていただく、その段階から再スタートしていただければよい方向が見られるのではないかと、そのように思いつつ聞かせていただきました。

以上です。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 非常に丁寧な御答弁ありがとうございます。2025年、来年は終戦の80周年の記念でもあります。今年は市川市90周年でもあります。それこそ周年事業ではありませんが、いろいろとまた、意見交換などしていただければなと思います。

以上で会派自由民主の会代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、市川維新の会、つかこしたかのり議員。

[つかこしたかのり議員登壇]

○つかこしたかのり議員 会派市川維新の会、つかこしたかのりです。代表質問に際し、能登半島地震で亡くなられた方々へお悔やみ申し上げます。

また、被災者の方々、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、質問に移ります。

まずは大項目、子ども・子育て政策についての(1)子ども家庭センターを設置する経緯と効果です。

このことについては、先順位者との御答弁から、これまで母子保健と児童福祉の2つの部門に分かれていた組織を一体化して、変化する家庭の状況に応じた切れ目のない支援を目指されているとこのことを理解しましたので、この項目に関する質問は結構です。今後、子ども家庭センターが設置されました際は、その効果などを私も注視してまいります。

次に、(2)千葉県の子ども政策と本市のすみ分けについて。

子ども政策については、例えば千葉県においても、児童相談所による虐待対応、小児慢性特定疾患を抱える児童に対しては自立支援などの難病対策がされている中で、本市と千葉県ではどのように役割分担をして、重なる業務については連携を図っているのか、御答弁ください。

次に、(3)児童虐待防止、早期発見への取組について。

(2)において御答弁いただく千葉県とのすみ分けを踏まえた上で、より具体的に虐待防止について本市の取組を御答弁ください。

次に、(4)課題を抱えている児童への支援及び小児医療の拡充について。

こちらにつきましても、千葉県とのすみ分けを踏まえた上で、具体的に小児慢性特定疾患など、障がいがある児童に対する本市の取組について御答弁ください。

また、国により指定難病とされている持病があるお子さんをお持ちの保護者の方は子どもが急病になったことを考え、不安になることもあると思います。

そこで、このような子どもが急病になった際の救急受入れ体制についてもどのようになっているのか、併せて御答弁ください。

次に、(5)子育て世帯の住宅環境整備について。

この項目については、子育て世帯の住宅環境に関する支援として、令和6年度からは子育て世帯同居・近居スタート応援補助金を開始する予定であることは先順位との御答弁から理解しました。この政策を通じて、親世帯

と同居または近居により祖父母からの子育て支援を受けやすい環境が整備され、子育て世帯の負担軽減や定住の促進につながることを私も期待しています。

しかし、市川市は土地の資産価値が高く、それに伴って住宅の価格が他市と比較しても高額であることから、子育て世帯の同居・近居スタート応援補助金が最大で30万円も支給されることは、これは非常に魅力的ではあるものの、子育て世帯の定住促進という観点からは、この補助金のほかにも、より大胆な政策が必要ではないかと考えます。

市川市の住宅環境としては、子育て世帯が家族で生活できる居住スペースの確保も課題の一つではないでしょうか。このことについては、あくまでも一案ではありますが、高さ制限を緩和することで、限られた敷地でも相応の住宅を建てられるようになると考えます。また、限られた土地面積で相応の住宅を建設できることは、施政方針でも述べられた子育て世帯と親世帯が市内で同居できる環境の整備にもつながると考えます。他市を見ると、高さ制限を12mとしている自治体も多く見受けられる中、本市においては、ほとんどの地域で高さ制限が10mとなっています。子育て世帯の支援はもとより、高齢者が土地、家屋を売却して地方へ移住するなどの流出を防ぐ効果も期待でき、加えて子育て世帯と親世帯が市内で同居できる環境の構築にもつながると考えますことから、高さ制限の緩和について、まずは検討でもできないものかお伺いします。

次に、大項目、高齢者福祉における(1)チャレンジ75を実施する経緯とその効果について伺います。

次に、(2)介護人材確保の取組について、令和6年度以降の介護人材確保の取組や考え方について伺います。

次に、(3)生活支援や社会参加の情報サイトである「いちかわ支え合いネット」について、現状と今後についてお伺いします。

次に、大項目、犯罪対策における千葉県警との連携について。

施政方針の重点施策の2つ目である「持続可能で安心・快適なまち」の中で、「安心なまちづくりには千葉県警との連携が必要です」とあり、このことにつきましては私も強く共感しています。安心なまちづくりにおいて警察との連携は大変重要であると考えますが、連携といってもイベント会場での啓発など、様々な形態があります。

そこで現在、警察とはどのような連携を取っているのかお伺いします。併せて、この連携における効果についても御答弁ください。

次に、大項目、クリーンセンター整備事業の課題について。

令和6年度当初予算でクリーンセンターの設計及び工事費として500億円が計上されています。この500億円の積算根拠につきましては、本年1月1日に起きた能登半島地震や令和7年の大阪万国博覧会、こちらの建設工事の影響、建築資材の価格、資材の輸送や人件費の推移など、事業者選定アドバイザー業務委託の受託者——今後は受託者と申し上げますが、この受託者からの分析結果や助言を踏まえて建設費を計上しているのか、お伺いします。

また、次期クリーンセンターの入札時期や工事着手時期につきましても、本定例会で示されました。設計、建設が令和7年7月より開始予定とのことですが、この時期についても、受託者からの助言を踏まえた上で本定例会に提案されているのか、お伺いします。

次に、大項目、デジタル地域通貨 I C H I C O における(1)実証実験の検証結果につきましては、先順位者への御答弁で理解できましたので、ここの御答弁は結構です。

次に、(2)今後の事業計画につきましても、先順位者との御答弁でおおむね理解できました。

その上で、デジタル地域通貨 I C H I C O については、民間企業の発想に近い先進的な取組を本市は行っていると考えます。この事業につきましては、先進的な取組に賛同する一方で懸念事項もあると私は考えます。例え

ば民業圧迫についての考え方です。民業圧迫については特段の禁止事項は見当たらないものの、地方自治体は企業の財産保護も重大な責務です。既に電子通貨が定着しつつある本市において、同様の経済活動を行っている事業者に対して、本事業は民業圧迫とならない、その根拠をお示しください。

次に、大項目、ごみ集積所についての(1)現状及び課題について。

市内のごみ集積所は、集合住宅など開発事業によって整備されている集積所や、一軒家などが集合体で路上にごみを排出している集積所など、点在しています。この状況を踏まえ、市内のごみ集積所における現状及び課題をお伺いします。

次に、(2)設置、移動、廃止に対し、市が積極的に関与する考え方について。

ごみ集積所における設置、移動、廃止については、市民の方々より相談を受けることが多々あると認識していますが、その状況に対して、市が積極的に関与する考え方についてお聞かせください。

次に、大項目、学校教育における(1)自動採点システムについて。

ア、導入するに至った経緯、イ、導入に対する課題について伺います。

最後に、(2)スポーツ推進の取組について、現状をお伺いします。

以上、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

なお、補足質問は堀内しんご議員が行いますことを申し添えます。

○稲葉健二議長 つかこし議員に申し上げます。

答弁につきましては、休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第55号から日程第38報告第32号までの議事を継続いたします。

答弁を求めます。

鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目1つ目、子ども・子育て政策についてのうち、(2)子ども・子育て政策における千葉県と本市のすみ分けと(3)児童虐待の防止・早期発見への取組についてにお答えいたします。

初めに、児童相談所との役割分担と連携についてでございます。

市は児童虐待への対応として、家庭からの相談を広く受け付けるとともに、保育園や学校などからの通告に対する安全確認や調査などを行っております。加えて虐待を受けている子どもに関する情報共有や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の事務局として、地域の関係機関のネットワークの中心的役割を担っております。一方、児童相談所は、児童虐待の対応の中でも性的虐待や生命に関わる深刻な虐待があるケースを担当し、一時保護や在宅支援、状況により施設入所や里親委託などを行っております。

こうした役割分担の下、市は児童相談所に対して、市が安全確認や調査の結果、緊急かつ重篤と判断したケースを情報提供とともに移管する送致や、市のみでの対応や判断が困難なケースについて助言や同行調査、同行訪問を求める援助依頼を行います。反対に児童相談所が担当したケースにおいて、養育状況の改善が見られるものの、引き続き支援が必要な場合は児童相談所から市が支援を引き継ぐこともございます。そのほかにも、月1回の実務者会議や必要に応じて開催する個別ケース会議には児童相談所の職員が出席するなど、市と児童相談所は日常的に連絡を取り合いながら役割分担と連携を行っております。

続いて、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業についてお答えいたします。

この事業は千葉県が実施している事業で、幼少期から慢性的な病気にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童とその家族からの相談に応じ情報提供や関係機関との連絡、調整などを行い、児童の自立を支援するものがございます。一例として、県の機関である市川健康福祉センターでは、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、児童の家庭に対して食事や栄養、歯科保健に関する指導のほか、福祉制度の紹介や学校との連携、調整などを行う療育相談指導がございます。小児慢性特定疾病があり、さらに日常的に医療的ケアを必要とする場合は、本市が設置している医療的ケア児等コーディネーターがその児童とその家族に対し、必要としている支援やサービスの調整を行い、地域で安心して過ごせるよう支援をしております。支援においては、保護者の承諾の下、市と市川健康福祉センターで必要な情報を共有し、役割分担を行うなどの連携を図っております。

次に、児童虐待防止の具体的な取組についてお答えをいたします。

本市の児童虐待防止の取組といたしましては、子どもや家庭に身近で接する保育園や幼稚園、小中学校等に児童虐待対応マニュアルや児童虐待の早期発見のためのチェックリストを配付するとともに、その活用方法を説明し、発見時の早期通告を依頼しております。令和5年度は、校長会や教頭会などに出向いて説明を行ったほか、養護教諭、保育園園長、幼稚園園長、民生委員、主任児童委員に対しても周知や研修を実施いたしました。加えて子育て家庭やその支援者に対し、子どもや子育てに関する講演会を実施し、児童虐待を防ぐための子どもとの関わり方について啓発を行っております。今後は母子保健と児童福祉の組織を一体化して全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援などを行うこども家庭センターを設置することで、母子保健事業との連携がより円滑になり、子育てに困難を抱える家庭の早期発見が期待されることから、それぞれの家庭の課題やニーズを母子保健、児童福祉、それぞれの専門性を生かして、より深く理解した上で適切な支援を提供してまいります。また、要保護児童対策地域協議会の運営を通して妊産婦、子育て家庭と関わる多様な関係機関と日常的に連携し、子育て家庭の困難をしっかりと支えられる地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは子ども・子育て政策の(4)及び高齢者福祉についての3点にお答えします。

初めに、子ども・子育て政策の(4)です。課題を抱えている児童の中で小児慢性特定疾病を抱える児童は、治療が長期にわたり医療費も高額となるため、児童福祉法に基づいた千葉県が行う小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。本市においては、難病患者の生活の安定と福祉の増進を目的に難病患者等福祉手当として月額3,000円を支給しております。この手当の令和4年度の支給実人数は2,026人で、そのうち小児慢性特定疾病の児童は134人でした。また、障害者総合支援法では、平成25年度から難病等患者が対象に加わったため、小児慢性特定疾病医療受給者証等の所持者は児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい福祉サービスを受けることができます。

次に、急病時の救急の受入れ体制についてです。慢性疾病のある児童は、かかりつけの医療機関で治療を受けている場合が多いと思われまます。急病の際はかかりつけ医での受診に加え、一般的な救急医療体制で受入れができる仕組みとなっています。具体的には、3次救急医療機関である東京ベイ・浦安市川医療センターと順天堂大学医学部附属浦安病院に東京歯科大学市川総合病院、行徳総合病院を加えた4病院で2.5次救急医療体制を構築し、小児の急病者の受入れを行っております。

次に、高齢者福祉の(1)チャレンジ75についてです。デジタル技術の発展により社会が急速に便利になる一方で、ゴールドシニアの方々の中にはデジタル機器の操作に苦手意識を持っている方も多く考えまます。

そこでスマートフォンに挑戦したいと思っているゴールドシニアの皆さんに対し、そのチャレンジを後押しした

いと考え、国から交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「学ぶ・使う・得をする」をテーマにしたチャレンジ75を実施したいと考えております。学ぶとしては、市内15か所全ての公民館でデジタル講座を実施し、スマートフォンの操作を学んでいただき、また使うとしては、初めてスマホを購入される方に対して購入費用の2分の1、2万5,000円を上限として補助することでスマホを使っただき、そして得をするとして、デジタル地域通貨I C H I C Oを使って市内でお得に買物を楽しんでいただきたいと思いますと考えております。このように、それぞれの取組を1つにつなぐことで、ゴールドシニアをはじめとする高齢者のチャレンジを効果的に後押ししてまいります。

チケット75などの事業と併せ、ゴールドシニアの社会参加を支援することで高齢者の生きがいづくりや健康寿命の延伸につなげるとともに、デジタルデバイドの解消に取り組み、誰一人取り残さない町を目指してまいります。

次に、(2)介護人材確保の取組についてです。高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者も増加する中で、介護の担い手となる世代の人口減少や高齢化が進むと見込まれており、人材確保は喫緊の課題となっています。本市においても、介護サービスに従事する方の確保及びサービスの安定的な提供を図るため、平成28年度から介護職員初任者研修費用の一部助成、平成30年度からは介護福祉士実務者研修の資格取得等費用の一部助成を行っており、令和2年度からは介護に興味、関心のある方や介護職の未経験者に対して介護に関する入門的研修を行っています。令和6年度からは新規の事業として、ケアマネジャーの資格取得や主任ケアマネジャーの研修にかかる費用の一部助成を行うとともに、先ほど申し上げた入門的研修の受講申込者が年々増えていることから、受講定員数を50人から75人に拡大してまいります。今後も介護事業に従事する人材の確保及び市内事業所に勤務する人材の定着の促進のため、人材確保に関する様々な事業を総合的に実施してまいります。

次に、(3)「いちかわ支え合いネット」の現状と今後についてです。「いちかわ支え合いネット」は社会資源の可視化、日常生活の支援及び市民活動と社会参加の促進を図るため、分野や営利、非営利を問わずに社会資源の情報を集約した生活支援と社会参加の情報サイトです。本サイトでは、地域における交流や活動の場などの社会参加に関する情報やボランティア、NPO団体の情報などを検索することができます。現在のサイトは、平成19年に開設していた「ボランティア・NPOweb」と令和2年に開設しました「いちかわ支え合いネット」を統合して、昨年8月に生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」として新たに開設したサイトです。この2つのサイトを統合したことで情報が一元化され、イベントや団体情報などの情報量が増えるとともに、アクセシビリティの向上につながっていると考えております。

サイトの登録数につきましては、従前の「ボランティア・NPOweb」の登録者が加わったことにより、旧サイトの登録者数、個人463名、78団体に対しまして、新サイトでは先月末現在で個人615名、93団体と増加をしております。登録者615名の内訳は、20歳代が全体の約13%、30代、40代が約40%、50代から64歳までが約25%、65歳以上が約22%となっており、高齢者の登録者数が少ない傾向にあります。また、閲覧数につきましては、旧サイトの閉鎖前6か月間の月平均約1,300件に対しまして、新サイトでは開設後6か月間の月平均は約5,000件に増加をしております。

地域共生社会を実現させるためには、高齢者を含む全ての世代が必要なときに必要な情報を入手することのできる環境整備が重要です。今後は広報等を通じて、これまで利用のなかった方々などへの周知にも注力し、サイトの充実を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは子ども・子育て政策についての(5)子育て世帯の住宅環境整備についてお答

えいたします。

建築物の高さ制限は建物や道路などの通風や採光の確保など、住環境を維持する上で大切な規定であります。本市では、昭和48年から住居専用地域において、建築物の絶対高さを10mと定めています。これにより、本市の低層住宅地における良好な住環境の保全や都市景観に寄与していますことから、一律に高さ制限の緩和は考えておりません。しかしながら、土地区画整理事業などにより十分な道路幅員や敷地面積の確保、また、地区計画等による壁面後退などの制限により地域の住環境が確保できる場合においては、この限りではないと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは大項目3つ目の防犯対策についてお答えいたします。

千葉県警察との連携につきましては、啓発活動や防犯活動など様々な面で連携を図っております。具体的には、啓発活動におきまして安全、安心な環境と町の美化推進を目的とした街の安全パトロールや自転車の盗難防止などの啓発を目的とした街頭犯罪防止キャンペーンなどを市川警察署のほか、市川市、市川防犯協会にも御協力いただきながら実施しております。開催当日はJR本八幡駅北口ロータリーに赤色灯を回したパトカーを配備するほか、複数の警察官による交通整理が行われるなど、市民の意識啓発に効果が期待できる、そんな大きな催しとなっており、本年度は7月と10月に実施したところでございます。さらに、今年度は電話d e詐欺や自転車盗難の犯罪抑止などを目的とした年末年始特別警戒キャンペーンをコルトンプラザで12月に開催し、お招きした千葉県警察音楽隊の大盛況なミニコンサートは市民の意識向上に大きく寄与したものと考えております。

次に、防犯活動の具体例といたしましては、市川警察署と市川郵便局との3者による地域安全に関する覚書、また、行徳警察署と浦安郵便局との3者による地域安全に関する協定がございます。これは、郵便局が窓口へ配達の際に犯罪や不審者を発見したとき、速やかな警察署への通報に加え、本市に情報提供するなど3者の役割を明確にし、共同の対応により犯人検挙や犯罪防止の強化を図るものとなっております。これら活動連携に加え、人材紹介も重要な連携と考えております。具体的には、派出所などに代わる施設としての防犯ボックス勤務や路上喫煙などのマナー違反者への過料徴収を主たる業務とする会計年度任用職員につきましては、その勤務の特殊性から、千葉県警察に元警察官の紹介を毎年依頼しているところでございます。このように、高い特殊性の事業であっても安定的に継続できることは千葉県警察との連携における大きな効果と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは大項目、クリーンセンター整備事業の課題についてと大項目、ごみ集積所についてお答えします。

初めに、クリーンセンター整備事業の課題についてです。予算の計上に際し、大阪万国博覧会の建設工事や、このたびの令和6年能登半島地震と、建設資材の高騰及び労務費の変動による新クリーンセンター建設工事への影響について、事業者選定アドバイザー業務委託の受託者に分析を依頼しました。分析によると、博覧会の影響につきましては、工事着手の時期はパピリオンなどの建設工事終了後であることから影響はないと判断しているとのことでした。地震の影響につきましても、平成28年熊本地震の際、ごみ焼却施設などのプラント建設に大きな影響はなかったということから、今回も影響はないものと見込まれるとのことでした。

建設資材の高騰、労務費の変動につきましては、国土交通省が公表している建設資材や労務費、輸送コストなどを含む建設費の変動を示す指数やアドバイザー業務受託者が独自に調査した同様の指数から、今後しばらくは建設費が降下することはないと見込まれるとのことでした。これらのことから、予算につきましては、アドバ

イザリー業務受託者による市場調査の結果や今後の建設費の動向などの分析結果も参考にし、計上しております。また、入札時期や工事着手時期につきましても、同様にアドバイザー業務受託者による他市の調査、分析の結果報告を基に検討しております。

次に、大項目、ごみの集積所について、(1)現状及び課題についてにお答えします。

令和5年12月末現在で、市内にあるごみ集積所は約2万2,500か所であります。集積所は1か所につき5世帯以上で利用し、歩行者などの通行に支障がないところに設置することとしています。また、設置移動に際し、場所については利用する方々で決めていただき、維持管理もお願いしています。ごみ集積所における課題につきましては、集積所の維持管理が適切に行われず、ごみの散乱や不適正に排出されたごみなどが見受けられます。また、少数世帯が利用する集積所が年々増加しており、収集作業効率の低下が懸念されています。ほかに集積所の設置、移動または廃止を検討する際、当事者間での調整がつかず難航するケースも見受けられます。

続きまして、(2)設置、移動、廃止に対し、市が積極的に関与する考えについてです。ごみ集積所の設置、移動または廃止に際しては、利用者に集積所の場所、利用世帯について届出をお願いしています。ごみ集積所の場所などで当事者間での解決が困難な場合には設置位置の案内を行うことや、話し合いの場を設けていただくよう促すなど、速やかにごみの回収を始められるよう、問題解決へ向け、職員が可能な限り協力しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、デジタル地域通貨 I C H I C O についての(2)今後の事業計画についてお答えをします。

デジタル地域通貨 I C H I C O はスマートフォンを利用したキャッシュレス決済であり、利用方法や利用形態の面では、民間企業が提供するサービスに類似しているものと認識をしております。しかしながら、本事業は、市川市内という限られた地域で一定数の利用者を対象として提供されるものであり、サービスの範囲という面では、全国展開している民間企業のサービスとは性質が大きく異なります。さらに、本市は令和6年度に約17億円の発行を予定しておりますが、昨年4月に公表された P a y P a y の決済総額は約8兆円、人口比率で換算した市川市内の決算総額は計算上300億円となり、競合する事業規模ではございません。このような点を勘案しますと、本市が事業を行うことによって民間事業者が不利な競争を強いられるとは考えにくく、民業の圧迫には該当しないものと判断をいたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、学校教育についての(1)自動採点システムと(2)スポーツ推進の取組についてお答えいたします。

初めに、自動採点システムを導入するに至った経緯についてです。御質問のありました自動採点システムとは、専用のスキャナーや用紙を必要とせず、教員が自作した答案用紙をデータ化することで一部の問題を自動採点したり、全体の得点集計をしたりすることが可能なシステムです。現在、複数の中学校が独自で導入しており、市といたしましても、今後の導入の可能性を見据え、複数の中学校で検証を行っております。小学校も2校指定しましたが、使用はありません。現状、独自で導入している中学校は13校です。導入している中学校への聞き取りからは、生徒、教職員双方への利点が挙げられています。生徒自身は、テストのデータを見ることで自身の学習の状況を振り返ることができ、成果や課題を把握し、今後の学習に生かすことができます。また、教職員にとっては、採点されたデータを可視化することで授業改善、指導改善につながることで、採点業務が効率化されることが利点として挙げられます。その結果として、教師と生徒が向き合う時間を増やす効果も期待できま

す。

次に、導入に対する課題についてです。自動採点システムは複数社同様のシステムがあり、情報セキュリティ等の機能を見極めた上で採択する必要があります。また、採択の視点として、本市で導入を検討している教育ダッシュボードに自動でデータを反映できるかも要素の一つとなります。

続いて、(2)スポーツ推進の取組の現状についてお答えいたします。

各校では、生涯にわたって運動やスポーツに親しむために、体育の授業の充実を図るだけでなく、関係部署や市川市と協定を締結している関係機関と連携した取組を行っております。今年度の主な取組といたしましては、千葉ロッテマリーンズによるマリーンズ・ベースボールチャレンジ教室を10校で実施いたしました。また、クボタスピアーズ船橋・東京ベイによるラグビー教室を5校で実施いたしました。そして、今年度から新たに千葉ジェッツふなばしによる千葉ジェッツバスケットボール教室を9校、社会人アメリカンフットボールクラブ、ブルーサンダースによるフラッグフットボール教室を1校で実施いたしました。これらの取組では、子どもたちはスポーツの特性に触れながら生き生きと活動する姿が見られ、運動やスポーツに親しむ一助となっていると考えております。教育委員会といたしましては、今後も今年度と同様に広くスポーツに親しめる機会を各学校に提供してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 御答弁ありがとうございました。この後は一問一答にて適宜再質問させていただきます。

まず、子ども・子育て政策における(2)千葉県の子ども政策と本市のすみ分けにつきましては理解できましたので、御答弁は結構です。

次に、(3)児童虐待防止、早期発見への取組では、今後、こども家庭センターの設置により、子育て家庭の困難をしっかりと支えられる地域づくりを目指すということを理解させていただきました。このことにつきましては、しっかりと検討していただき、そもそも児童虐待が起きない。仮に起きても、早期に発見して、虐待によって子どもの命が脅かされたり、心が傷つくことがないような自治体を目指していただくことを要望して(3)の質問を終わります。

次に、(4)課題を抱えている児童への支援及び小児医療の拡充について。本市では、心臓病や脳血管疾患など重篤な疾患になった救急患者は、3次医療機関である東京ベイ・浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院の2病院で受け入れているとの御答弁でした。これは全ての重篤な小児患者、お子さんについても、こちらの2か所で受け入れているという認識でよいのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

医療体制整備につきましては、医療法に基づき千葉県が計画に沿って行うこととなっており、小児医療につきましても、同様となっております。重篤な症状の小児救急患者は3次医療機関に搬送され、治療を行います。さらなる高度な医療が必要な場合は、小児救命救急センターに指定されている東京女子医科大学附属八千代医療センターや、小児中核病院に登録されている千葉大学医学部附属病院、千葉県こども病院で受け入れる体制となっております。県は、救命救急センターと小児救命救急センター等の連携を含めた小児医療体制のさらなる拡充を図る必要があるものと認識しており、本市も同様と考えておりますので、県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 重篤な症状の小児救急患者は3次医療機関に搬送され、治療を行う体制であるが、さらに重篤な場合には、小児救急救命センターである東京女子医科大学附属八千代医療センターや小児中核病院である千葉大学医学部附属病院、千葉県こども病院に搬送するとの御答弁でした。小児慢性などの持病があるお子さんがある御家庭が転出をされる際、保護者の方は、新たに移住を考えている土地で病院探しから始めることも多いと思います。その際、かかりつけ医を市川市内で見つけられても、命に関わるような重篤な状態の際、1分1秒を争うような緊急事態を想定したとき、市川市内や近隣の3次医療機関では持病がある子どもを受け入れてもらえず、より遠くの小児救命救急センターや小児中核病院へ搬送される可能性を考えたとき、そのような親御さんたちは本市を住みたい町として選んでもらえるのか、疑問に感じてしまいます。

御答弁にもありましたように、医療体制の整備は医療法に基づき、小児医療についても千葉県が行うこととはなっておりますが、本市としても、小児医療体制の拡充を千葉県に強く求めたり、また子ども用の医療機器の備品を支援するなど、できることも多いのではないのでしょうか。また、市川市内や近隣の3次医療機関において小児医療体制が拡充されることは、既に市川市内で暮らしている子どもたちの命を守ることにもつながりますから、さらなる小児医療体制の底上げに取り組んでいただくことを強く要望させていただきます。

小児慢性など、持病があるお子さんの医療体制については理解しました。その上で、持病がある——持病までとはいかないまでも、例えば多動傾向や自閉傾向などがあるお子さんを育児している家庭への支援、また、この児童を受け入れている関係施設、例えば私立の幼稚園や保育園などにはどのような連携を行っているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市が設置しておりますこども発達センターでは、発達に課題のある児童の保護者からの相談に対し、面接により児童の発達を把握した上で個別に支援計画を立て、専門の職員が療育を行っております。また、電話による相談にも対応しており、内容によっては来所による個別相談を提案するなど、保護者の心配や不安に寄り添いながら支援を行っております。さらに、保護者の御希望に応じて、児童の発達の状態や支援の方針について、幼稚園、保育園などの関係施設と情報を共有することにより、児童に対して共通の見解で関われるよう連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 課題を抱えている家庭への支援、関係施設との連携については理解しました。その上で、私立の幼稚園、保育園については、運営母体が個人や民間団体であることから、どうしても施設を維持、管理、運営していただくだけの費用を限られた人員で確保しなくてはいけない現状があるかと考えます。その中で多動傾向や自閉傾向があるお子さんを受け入れる、このことの負担はかなり大きいのではないのでしょうか。関係施設との連携の中で、このような負担についても適宜情報共有をしていただき、適切な支援をしていただくことを要望して、本項目の質問は終わります。

次に、(5)子育て世帯の住宅環境整備について。本市では、昭和48年より住宅専用地域における建築物の絶対高さ制限を10mと定めており、この高さ制限を緩和することは今現在は考えていないとの御答弁でした。このことにつきましては、50年以上、建築物の高さ制限を維持していることとなります。その上で、総務省においては、地方公共団体におけるPDCAサイクルについて各種の提言がされています。現時点では高さ制限を緩和するという考えはないとの御答弁でしたが、これは地方公共団体におけるPDCAサイクルにおけるCに当たるチ

ェック、評価、アクション、改善、これらを検証、協議した上での判断であるのか伺います。

併せて検証、協議した上で制限を緩和する考えがないのであれば、具体的にいつ、どのような検証、協議を行ったのか御答弁ください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

まちづくりを進めるためには相当程度の時間を要しますことから、計画の一定の継続性、安定性が求められます。現在、低層住宅地での高さ制限は低層住宅地の良好な住環境に寄与していますことから、これまで高さ制限の緩和についての検証や協議は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 昭和48年に建築物の高さ制限を10mと定め、その後、50年以上、一度も検証や協議が行っていないという御答弁でしたが、これは総務省が提言している地方公共団体におけるP D C Aサイクルと照らし合わせても課題があるのではないのでしょうか。私は、何も全ての地域で高さ制限を緩和すべきと言っているわけではありません。ただ、市川市内において、堀之内は住宅地区Aで12mの高さ制限となっております。このことから、まずは堀之内と類似した住宅環境の地域からでも、高さ制限に関して、せめて検討ぐらいはする必要はないのでしょうか。

建築物の高さ制限に関する本市の見解は理解しました。これまで検討しなかったことを私は悪いと言っているわけではなく、当然、これまでの住宅環境を守るための措置だということは理解させていただきました。

その上で、改正建築基準法第56条に定められた高さ制限の項目に、平成15年より天空率の制度が導入されました。この天空率は、従来の高さ制限と比べて空の部分割合がクリア条件となるため、デザイン面ではかなりの規制緩和を受けることが可能である一方、制限の適用除外を受けるためには複雑な算出データを根拠として申請を行う必要があり、一般住宅で天空率を採用するケースは少なく、行政機関によっても取扱いが異なる場合も多いようです。現状の住宅環境においては、この天空率の制度も子育て世帯と親世帯が市内で同居、近居できる支援に資するものではないかと考えます。

そこで、一般住宅において天空率が採用された実績と、このことに対する啓発も含めた本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

建築物の高さにつきましては、絶対高さ制限、斜線制限、日影規制の3つの制限があり、全ての制限を満たす必要があります。天空率制度は、この中の斜線制限の代用として用いることができる算定手法で、平成15年1月に施行された改正建築基準法時に導入されたものです。本市においては、昨年度は約1,500件の戸建て住宅の建築計画があり、天空率を活用したものが232件、このうち絶対高さ制限のある低層住居専用地域では65件であります。天空率制度は建築基準法上の算定手法の一つでありますことから、啓発等は特に行っておりません。天空率制度は斜線制限と比較した場合、空間形成に柔軟性を持たせることができますことから、建物のデザインや敷地の有効活用の点においては有効な手法であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 まずは、率直に天空率が採用された戸建て住宅の実績に驚きました。戸建て全体で232件、全体の約15%。高さ制限がある地域でも65件、約8%も特に何も啓発することなく天空率が採用されて

いるとの御答弁でした。このことは、同時に複雑な天空率の申請についても対応できる本市職員の方々が優秀であることの証明だと考えます。

また、敷地の有効活用が可能という点については有効な手段であるとの御答弁でした。このことにおいては、私も同様の認識です。

その上で、天空率は一部斜線制限、主に道路斜線の緩和であり、そもそも高さ制限10mを緩和するものではありません。加えて、啓発していないにもかかわらず、これだけの実績があることを考えますと、これは限られた土地面積で相応の住宅を建築したい方々が一定数いることの表れではないでしょうか。そして、その先には、高さ制限の緩和を求める声も市内には一定数あるものと考えます。

実際、私の近所で長年暮らしていた方が、お子様の御家族と同居したくても、これまで住んでいる土地で家を建て直しても、一緒に生活するだけの居住スペースが確保できないから、市内の家を売って、本市より郊外で2世帯住宅の家を建てると言われ、転出されてしまいました。このことから、既に市川市で暮らしている親世帯が子育て世帯と市内で同居できる環境を考える上でも、高さ制限に関する検討は必要ではないでしょうか。

また、高さ制限などを緩和することは、必ずしも低層住宅地における良好な住居の環境の保護や都市景観を損なうこととイコールではないと考えます。これは、市内の堀之内地域で高さ制限が緩和されていることから実証されているのではないのでしょうか。50年以上、建築物の高さ制限については見直されることなく、検証や協議を行っていないということです。今後このまま見直しや検討を行わず、それで施政方針で述べられている子育て世帯と親世帯が市内で同居、近居できる市川市が実現できるのかどうか、御一考いただきたく思います。

ここでは建築物の高さについて伺いましたが、検討するならば、高さ制限と併せて建蔽率や容積率についても視野に入れる必要があるでしょう。また、そもそも市川市内には住宅を建設できる土地が限られておりますことから、市街化調整区域の土地利用についても検討が必要ではないでしょうか。本件については多角的に子育て世帯の住宅環境を御検討くださいますよう要望して、本項目の質問は終わります。

次に、高齢者福祉における(1)チャレンジ75を実施する経緯と効果につきましては、初回の御答弁で理解できました。チャレンジ75につきましては、チケット75などの取組と併せ、ゴールドシニアの社会参加がより一層拡大されますことを期待します。

次に、(2)介護人材確保の取組については、令和6年度から新規事業として、ケアマネジャーの資格取得や主任ケアマネジャーの研修に関わる費用の一部助成を実施するとの御答弁でした。

それでは、この事業を生かすための周知啓発についてはどのような形で行っていくのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 周知方法につきましては、広報及び市のウェブサイトに掲載するとともに、介護保険サービス事業所に対しても情報を発信することで市民と事業所の両面から周知を行ってまいります。また、介護職を目指す方に向けた各種補助金のチラシを新たに作成し、介護保険課の窓口や高齢者サポートセンターに置くなど、より一層の周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 介護人材については、今後も各自治体による確保の競い合いが続くと思います。本市で働きたいと思うような魅力的な支援はもとより、その政策をしっかりと周知啓発していただいて、引き続き人材確保に取り組んでいただくことを要望して、本項目の質問は終わります。

次に、(3)「いちかわ支え合いネット」の現状について。令和6年1月末現在で個人615名中、このうち65歳以

上の方が約22%との御答弁でした。この人数について、私は課題があるように考えます。「いちかわ支え合いネット」は、65歳以上の方々にもっと活用していただく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、このことを本市はどのように認識しているのか。また、今後どのような対策を考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者の登録者が少ない原因としましては、電子媒体による情報へのアクセスに慣れない方や情報端末を所持していない方が多いことが考えられます。「いちかわ支え合いネット」は、人と人、人と資源を結びつけることのできる重要なツールであり、今後、地域共生社会を実現していくためには、全ての世代が情報にアクセスできる環境を整備していくことが大切であると考えております。

先ほども触れましたが、本定例会において、「学ぶ・使う・得をする」をテーマとしたチャレンジ75に関する事業予算案を計上しております。初めてスマートフォンを購入される方の購入費用の一部を補助するとともに、デジタル活用に必要な知識を身につけていただくための講座を開催したいと考えています。今後はチャレンジ75などの取組を通じて電子情報に触れることのできる高齢者を増やしていくとともに、「いちかわ支え合いネット」のサイトについては、周知活動とともに必要な情報を必要な人に届けることができるよう、内容の充実にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 電子情報に触れることのできる御高齢の方が増えても、本市から得られる電子情報に魅力や必要性が乏しければ、チャレンジ75などで本市が目指している効果が得られるのも一過性のものになってしまうか、懸念します。「いちかわ支え合いネット」については、非常に魅力的なサイトになれば、当然それを活用する御高齢者の方は増えてくると思いますので、引き続き本サイトがもっと魅力的になるように検討いただきますことを要望して、本項目の質問を終わります。

次に、大項目、防犯対策における千葉県警との連携について。防犯ボックスでは、元千葉県警察官を会計年度任用職員として雇用しているとの御答弁でした。

そこで、元千葉県警察官の知見をどのように防犯対策に反映しているのか伺います。併せて、この効果と課題についても御答弁ください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

自治会との合同パトロールでは、巡視のコツなど、実体験を基にした防犯指導のほか、下校時の子どもの見守りや地域の巡回パトロールにおいて不審者や不審物を見極める判断速度、また、緊急時の警察署との連絡などに元警察官としての知見が生かされております。また、元警察官が勤務することで近隣住民の防犯に対する安心感につながっているものと考えております。

課題につきましては、昨今、警察官の定年延長に伴いまして紹介可能な退職者が少なくなっていることを千葉県警察より伺っております。千葉県警察との連携の大きな効果と考えている特殊業務の安定継続に対して不安要素が顕在していること、こういったことが課題と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 元千葉県警察官の雇用が厳しくなっていることが課題であることを理解しました。本市においても、既に課題の改善に向けた取組をされていることとは認識しておりますが、私からも、この雇用が

少しでも改善されるよう取り組んでいきたいと思います。

御答弁から、様々な形で安心なまちづくりのため尽力されていることを理解しました。その上で千葉県警との連携においては、これは私個人の見解ではありますが、防犯ボックスの運営に対する千葉県からの補助金が減額されていること、これも課題だと考えます。このことにつきましては、本市としても千葉県に対し、しっかりと補助金の増額を要望してくださることを求めます。

そして、市民の安心、安全のためにこれからも御尽力くださることを要望して、本項目の質問は終わります。

私からは最後の質問項目となりますクリーンセンター整備事業の課題に移ります。受託者からの助言を得て予算編成や工事着手時期を定めたことは理解しました。その上で、令和5年度の次期クリーンセンター整備運営事業者選定支援委託費が本定例会にて債務負担行為の補正として計上されています。つまり令和6年9月30日までの契約期間を令和7年6月まで延長し、それに伴って新たに約210万円を受託者へ支払うというものです。その上で、大阪万国の建設が令和7年3月に終わるのであれば、事業者選定アドバイザー業務委託を結んでいる令和6年9月までに事業者を選定し、次期クリーンセンターの計画を進め、大阪万国建設後に工事を着手できるようにすれば建設費高騰の影響を抑えることができるのではないのでしょうか。

加えて次期クリーンセンターについては、平成29年3月に基本計画が策定されており、既に計画の土台があるにもかかわらず、なぜ事業者選定にこれだけ時間を要するのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

廃棄物処理施設は、施設自体が高度な技術を組み合わせたシステムであることから、事業者選定方法につきましては、多くの自治体が総合評価一般競争入札を採用しています。この選定方法を採用した場合を想定し、選定に最低限必要な期間を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 なぜ事業者選定に時間を要するかという質問に対して、今のこの御答弁は、私にとっては少し理解が難しかったです。他市の事例を参考に一般的な選定期間を設定したとの御答弁ですが、それならば、どうして事業者選定アドバイザー業務委託の期間を当初より令和7年6月まで定めなかったのでしょうか。また、現在の事業者選定アドバイザー業務の期間は、令和4年12月28日から令和6年9月30日まで約2年あります。既に基本計画が策定されている上で、この2年は短いのでしょうか。現在の期間は一般的ではないのか、お答えください。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

当初は令和6年9月に新クリーンセンターの建設、運営事業者との契約締結を目指し、事業者選定アドバイザー業務委託の契約を令和4年12月に行いました。令和5年度に入り、他市では廃棄物処理施設の建設費が高騰し、施設が老朽化しているにもかかわらず、予定していた建て替え計画を見合わす事例が複数出てまいりました。このように、先行きが不透明な中で当初の計画どおり事業を進めることはリスクが伴うと判断し、発注時期の見極めを行ってまいりました。今回、事業を進めるに当たりスケジュールの見直しを行ったことから、アドバイザー業務委託の契約期間延長を行うこととしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 先行きが不透明な中で当初の予定どおり事業を進めることはリスクが伴うと考えて本

業務委託の延長、ひいては次期クリーンセンターの建て替え時期も延期する計画変更を行ったとの御答弁ですが、初回の質問に対する御答弁では、大阪万国の建設工事や能登半島地震による建設工事への影響はないとの御答弁でした。実は影響があるから今回延期をするというのは、私、理解できるんです。ただ、初回御答弁では、これらの影響はないとのことでした。

加えて、国土交通省が公表している建設費の変動指数や受託者による建設物価の変動指数からも、今後しばらくは建設費が下降することはないと見込んでいるとのことでした。この建設費が下降することはないという御答弁は少し曖昧な表現ではありますが、私が調べた内容と照らし合わせても、建設費はよくて横ばい、価格が上がって普通、場合によっては高騰もあり得るといような状況ではないでしょうか。そして、これまでの御答弁を踏まえると、当初の予定どおり事業を進めることのほうが逆にリスクは少ないのではないのでしょうか。御答弁で述べられましたように、先行きが不透明であるならば、延期すれば延期するほど将来の不透明性はより増大し、建設費の高騰など、より大きいリスクを伴う場合もあるのではないのでしょうか。このことにつきましては、現状をどのように分析して判断するのか、その見解が異なっているので、これ以上はお伺いしませんが、もし御答弁されましたように、本業務委託を延長することで、当初目指していた令和6年9月に建設工事を着工するよりリスクが軽減されるのであれば、その根拠となる資料の開示を私は求めていきたいと考えます。

次に、先ほどの御答弁の中で、事業者選定方法は総合評価一般競争入札が推奨されていると述べられていましたが、次期クリーンセンターの業務手法はDBO方式です。次期クリーンセンターについては、設計、建設だけではなく、その後の運営まで事業者へ求めています。本件のような事案に対し、事業者選定方法が総合評価一般競争入札ということに私は疑問を感じてしまいます。

そこで、DBO方式で入札に参加できる実績がある企業は、そもそも国内に何社あるのか。本市が把握している数字をお答えください。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市と同等規模の廃棄物処理施設をDBO方式で受注した実績を持つ国内のプラントメーカーは5社以上あることを把握しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 その経験がある事業者は5社以上ということでした。5社以上という表現なので、具体的に何社把握されているのか不明瞭なのは残念ですが、5社以上であることは理解しました。

その上で、国内において、次期クリーンセンターをDBO方式で受託できる事業者がそもそも5社以上——正確な数字は分かりかねますが、私が調べた限りにおいても、受託できる事業者は非常に少ない。この現状において、選定方法を総合評価一般競争入札としている理由をお聞かせください。

また、総合評価一般競争入札の場合、入札不調となる可能性がそれなりにあるのではないかと懸念しています。総合評価一般競争入札で公募しても、どの事業者からも参加がなく、入札不調となり、延期した建設時期がさらに延期され、それによって建設費が増えるような事態は回避しなくてはなりません。

そこで、受託者からの助言などを踏まえ、総合評価一般競争入札で入札不調とならないようにどのような対策を講じているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

他市の実施状況の調査分析を行ったアドバイザー業務受託者から助言を受け、事業者の技術力やノウハウな

などを提案しやすくすることや、必要以上の過大な提案を求めないよう仕様書を整備するなど、入札不調にならないための対策は行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 事業者の技術力やノウハウなどを提案しやすくすることや仕様書を整理するなどの対策を行っているとのことですが、これは私の個人的な見解ですが、この対策で入札が不調にならないことが担保されているように思えません。入札参加資格を御検討されているとの答弁もございましたが、そもそも入札に参加できる事業者が非常に限られていることを鑑みれば、確実に次期クリーンセンターを設計、建設、運営できる事業者を先に選定して協議を重ねるほうが建設的ではないのでしょうか。先に事業者を選定した場合、協議内容によっては、総合評価一般競争入札ではなく指名競争入札にする必要性も生じると考えますが、次期クリーンセンターをDBO方式で受託できる事業者が非常に限られていること、クリーンセンターを建設するという特殊性、入札不調にならないことが担保されていることが前提となるならば、現在も一部の入札については指名競争入札が行われていることと照らし合わせれば、このような事業者選定方法も可能だと考えますことから御一考いただければと思います。

次に、クリーンセンターの整備については、令和5年10月18日に稼働停止した原因と対策が判明すれば今後の整備計画にも生かせると考えます。

そこで、稼働停止に関する調査の現状をお答えください。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

昨年10月のクリーンセンターの稼働停止の原因につきましては、現在、有識者により調査分析中であり、2月中には市に報告される予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 2月中には市に報告されるという御答弁でした。ただ、2月も今日を除けば、あと2日で終わってしまいます。これは私の個人的見解ですが、本来、この報告書と来年度の予算は、私はセットで議会に提案していただきたくと考えています。もしこの報告書の内容が、クリーンセンターは老朽化していて、今後建て直しの期間までに同様のことが起こる可能性があるような、そういった調査結果だった場合、今回のこの事業者アドバイザー契約の期間を延期するかどうかの、この補正予算の採決などにも関わってくるような非常に重要な調査報告書ではないかと私は考えていました。

これはこれで、調査もしっかりしてもらわなくてはいけないですし、上げられなかったという事実をもう御答弁いただいていますので、これ以上私から求めることも質問しませんが、この報告書は市に上がった早い段階で市議会のほうにも提供していただきますことを改めて要望させていただきまして、私の代表質問は終了させていただきます。

この後は補足質問者の堀内しんご議員に引き継ぎます。御答弁いただきましてありがとうございます。

○稲葉健二議長 堀内しんご議員。

○堀内しんご議員 市川維新の会、堀内でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私から大項目、デジタル地域通貨 I C H I C O についての(2)の今後の事業計画について再質問させていただきます。

デジタル地域通貨 I C H I C O の最大の魅力は、ポイントによるお得感にあるかと思います。そこでアンケー

ト調査によっても、I C H I C Oに申し込みいただいた理由の94%が、プレミアムポイントがお得だからとの回答がありました。令和5年度の実証実験では、プレミアムポイント、還元ポイント、そして行政ポイント、また行政ポイントに含まれると思われませんが、関連事業A r u c oから付与されるポイントの4種類のポイント事業を行われておりました。そして、令和6年度の予定では還元ポイント、行政ポイント、そして関連事業ポイントのA r u c oの3種類の事業が予定されているという話でございました。それにつきまして、このプレミアムポイント、この事業がお得だからという答えがアンケートで94%あって、これに大変注目度が集まった事業かと思いますが、来年度はこのプレミアム事業は行わずに還元ポイントの比率を上げ、大手デジタル通貨事業者が行っているような還元ポイントに重点を置き、お得点を還元する方式に変更するということになっております。そうしますと、このポイントの事業というのは大変重要性を増してくる大きなことになると考えております。

そこで、本市におけるデジタル通貨I C H I C Oの事業目的は、市内の資金循環により消費を喚起して地域経済の活性化、そして地域に寄与する行動にインセンティブとしてポイントを付与して市民活動の活性化、この2つが大きく掲げられております。令和6年度は現金のチャージのほか、アンケート調査結果のときに希望が最も多かったクレジットカードからI C H I C Oにチャージすること、これも考えているというふうにおっしゃってございました。また、チャージ分の還元ポイント比率を高めることにより、プレミアムポイントに代わるお得感で地域活性化を見込んで、さらに地域に寄与する行動にポイントを付与し、市民活動の活性化を鑑み、多くの行政ポイントの事業というのが追加されているようでございます。このポイント事業の活性化ということで、ポイントの使いやすさ、これが重要かと思われまます。また、そのポイントを気軽にためられる、こういうことが重要かと思ひます。

そこで、この地域に付与する行動にインセンティブとしてポイントを付与するということに対し、気軽にポイント付与できるような事業を考えられないかということで、質問いたしますのは、市内の音楽、またスポーツ、また公園の掃除などのボランティア活動と言われるような市民の活動に対して、そのようなポイントを付与することができないか、お伺ひいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

市が主催するイベントや事業に加えて、市民団体の活動でも行政ポイントをもらえればI C H I C Oの魅力が高まるものと考えます。本市が発行するポイントは現金と同様、市内の加盟店で利用することができます。このため、本市が市民団体の活動に対してポイントを発行するに当たりましては、活動に参加した事実の確認が必要不可欠と考えますが、現状の仕組みでは対応が難しい状況です。今後どのような対応方法があるのか、先進事例の調査研究を進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。さっき言われたように、ポイントを気軽にためられるという制度、様々あるかと思ひます。本市には、いわゆるスマートフォンにおけるL I N Eアプリを使った公式アカウントがございます。このアカウントを利用してI C H I C Oとの連携を図り、そのような環境が整備されれば、このポイントというものを楽しくためられるような施策、そのようなことも考えられる。また、L I N Eというアプリはスマートフォン使用者の約87%が使用しているという結果も出ておりますので、知名度の高まりということに対しても期待できるかと思ひますが、この連携に関し、市の見解をお伺ひいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 本市では、デジタル地域通貨の事業周知において、市川市公式L I N Eアカウントを

はじめとするSNSの活用を行っております。御提案をいただきましたLINEとの連携につきましては、先進事例の調査研究や担当部署との調整を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひとも検討いただき、「chicca」アプリを使ったデジタル通貨事業、これ、私が調べたところによりますと、本市を含めて全国で42市町村が既に行っているようであります。このアプリを使った事業例は全国に様々あるように思われますので、先進事例を参考に、よりよいICHICOにしていっていただきたいというふうに思います。

ICHICOに関しては、こちらで質問を終わらせていただきます。

次の再質問でございます。大項目、ごみ集積所についてお伺いいたします。

(1)の現状、課題については、御答弁の中で現状については大分理解いたしました。

もう一つ、その中で気になる点は課題についてでございますが、現在、ごみ集積所における課題として市は大きく3つの課題を指摘されました。ごみ集積所の管理が適切に行われず、ごみの散乱や不適正に排出されたごみが見受けられる、そのような集積場所があるということ。そして、少数世帯が利用するごみ集積所が年々増加しており、ごみ集積所の細分化による作業の低下、これが懸念されているということ。そしてもう一つ、これは私が一番気になる点なんですけれども、集積所の設置、移動、また廃止を発端として、当事者間で調整がつかず、ごみの場所を決めるに当たり難色するというようなケースがあるというようにお話がありました。

今回、私がこの質問の中で一番課題としております集積所の問題なんですけれども、これは現在、私のほうに市民からも少し問合せをいただいたりしておりまして、ごみの集積の現状は、50年、30年ぐらい前から変わらず、個別に場所に出して、それを収集車が集めていくような方式がずっと取られております。この集積所が、今、位置や利用世帯数、先ほど言われたように5世帯以上でないと駄目とかいうような形で、集積に対して、例えば家が5軒いたんですけど、引っ越しちゃって2軒になってしまったとか、または新しいマンション等が建ちますとごみ収集場所ができていて、世帯数が少なくなって道路に出すというように形で、何となく今あるごみ集積所について不安を持っているような方もいらしたり、また今度新しく引っ越された方が、集積で5世帯以上というように書いてあるので、3世帯の中で話し合っって当事者間で決めてくれという形になっているというふうに言って、困っている方がいるというようになっています。このように、最近では地域コミュニティー低下に相まって市民同士で話し合っって解決するということが非常に難しいというようにも考えられます。

そこで、もう少し市の職員の方が間に入って、このような問題を解決できるということは可能でしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

ごみ集積所についてお困りの方に対しては、電話で相談を受けるだけでなく、現場に直接伺って事情を伺い、状況に応じた助言やサポートなども行っております。その際には、利用者に対して、ごみの出し方に関する説明や要望を伺うなど、適正なごみ集積所の維持管理ができ、理解と協力が得られるよう努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひそのように問題解決に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、さらに私自体もそのような相談を受けて、市のウェブサイトでいろいろ見ていたんですけども、こ

のウェブサイトが、どうもやはりこういうのがないと。このウェブサイトでそういう説明がされていることを知らない市民、またウェブサイトを見ても、何となく当事者間で解決して、どうしようもなかったら連絡して下さいの表現のように思われるウェブサイトの形に私は思うんですけれども、これはもう少し柔らかな表現に変えたり、または今後相談しやすくなるような項目を設けたりというような、もう少し市民に対して優しいというか、寄り添った形のものがないか、お伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

市公式ウェブサイトのごみ集積所に関する案内につきましては、表現などを見直し、より相談しやすく、市民の皆様へ寄り添った案内に整えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひ早急にそのような形を取っていただければ、また、このごみ問題というものも1つずつ解決していくように思われます。よろしくお願いいたします。

ごみに関しては、これで終了いたします。

続いて、大項目、学校教育についての(1)自動採点システムのア、導入に至った経緯についての再質問をさせていただきます。

お答えの中にありましたことで一番聞いてみたいところなんですけれども、集積していたデータを教員側のほうで授業の改善または指導改善を行うことができるというようなことを言っていましたが、具体的にはどのような感じで現場でやっているのかお答え願います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教職員の授業改善、指導改善の例といたしましては、自動採点システムで可視化されたデータを活用して、得点が低かった設問、分野等について自身の学習指導を見直し、改善につなげることができます。また、生徒一人一人のデータが経年で蓄積されるため、個別指導に生かすこともできます。児童生徒は教科全体の平均点だけでなく、設問ごと、分野ごとなどで全体の平均点と自己の点数を比較することができ、自己の課題に気づくことができます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。データ化して可視化することによって、具体的に様々なことができると。一人一人のデータの経年の蓄積で個別に指導に生かす、これは非常にやりやすいというか、データになっていると。「個別最適な学び」ということも教育長の教育行政運営方針にもありましたけれども、この実現に向けてのものだなというふうに感じます。

そこで、今度、イの、市が今後、自動採点システム、これをどのようにして導入していくのかということをお伺いしたいと思います。

自動採点システム、それと、それに対する大きな、文部科学省から出されている教育ダッシュボードというようなものもありますけれども、そのようなことを連動とかできるのか。そのような考えがあるのか。この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育ダッシュボードとは、これまで別々だった成績や出欠状況、タブレットの利用状況などの教育データを集約し、グラフや表などで見える化し、1つの画面で情報を把握できる仕組みです。令和5年3月に文部科学省より、GIGAスクール構想の下での校務DXについて示され、次世代の校務DXの方向性として、データ連携の基盤となるダッシュボードの創出が挙げられています。教育委員会といたしましては、現在導入している様々なICT機器の契約の更改に合わせて教育ダッシュボードを導入できるかを検討しております。自動採点システムと教育ダッシュボードを連動させることで、学習用タブレット端末を開いた際、採点結果、成績の推移、分析などが映し出されます。児童生徒は結果を把握し、振り返ることで自分の成果や課題について考えることができ、次の学習へつなげていくことが期待されます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。この自動採点システムと、いわゆる教育ダッシュボードと言われるものですが、このダッシュボードという言葉、やはりタブレットを利用してグラフとか表とかにして可視化することによって、様々なことが自身の、そしてまた、教える側の教師側にもデータとして見やすくなるというような形のシステムだと思われま。

ぜひ採点システムと教育ダッシュボード、この辺は連動させるという事業は進めて施策していただきたというふうに思います。これはダッシュボードとって、米国やイギリスでは既にデータを可視化して、グラフなり棒グラフなりにして速やかに自分の成績、または教員が教えて、どういうところが生徒に伝わってないのかということ把握するのが早くなっているというふうに聞いております。

中学3年生になりますと、私も子どもを育てておりますと、自分の子どもの学力等が一体どの辺にあるのか、そしてまた、どのような学校を選択したらいいのかということの1つの目安としても、そういうダッシュボードがあれば我々保護者としても分かりやすいと思いますので、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

この項についての質問は終わりにさせていただきます。

次に、スポーツ推進の取組についてお伺いいたします。

市川市でスポーツ、教育に関する取組、先ほどお答えいただきまして、様々なプロのチーム、そして社会人チームがそれぞれ子どもたちにスポーツ、いわゆるバスケットボール、アメリカンフットボール、ブルーサンダース等による取組が前年度行われたということでございます。この教育行政運営方針のほうを見ても、「生涯にわたって運動やスポーツに親しめるよう、関係部署や関係機関と連携した取組を行い、心身の健康の増進や体力の向上を図ります」と。教育行政運営方針、(1)の「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」というところに出ておりますように、このスポーツの取組について、市川市も多くやっているということは分かりました。

そこで最後に、大谷翔平選手から全国の子どもたちにグローブの寄贈ということがあって、先日、市川の少年野球場において市長、教育長、そして少年野球連盟の方も参加して贈呈式が行われました。その際にグローブ、子どもたち、代表校12校ぐらいですかね。集まって贈呈されまして、その後、キャッチボールをやり始めた。市長も子どもたちとキャッチボールをやっている様子を見たり、野球を全くやったことない子たちもここに来て、初めてグローブをつけてボールを投げたというような話も子どもたちからも聞きました。市長なんかボールを投げて大暴投して、それを子どもたちが取りに行く姿を見たときに、市長はサッカーが得意で野球は駄目なんだなというふうに思いましたけれども、ちょっと思い出しました。

そんなことをほほ笑ましく見たところで、このグローブが各学校に行って子どもたちに渡されて一体どのような形で今後教育に活かされていくのかなとか、大谷選手が日本全国の子どもたちにグローブを寄贈した趣旨に

も、我々世代は小さい頃は王、長嶋世代だったので野球野球とやっていたけれども、今はいろいろなスポーツが多く出てまいりまして、野球といってもテレビで毎日毎日放送するようなこともなくなりました。子どもの頃から様々なスポーツに親しむことにより、これから子どもたちが大きくなって行って、いろいろなスポーツに参加するためのきっかけになるような気がします。

そこで、今話題のこのグローブ、各学校に渡されましたが、各学校ではその後グローブをどのように活用しているのかということをちょっと伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

各学校では、実情に応じ休み時間やクラブ活動の時間にグローブを着用し、キャッチボールをする学校や、各学級にグローブを回し、全児童にグローブの感触を体感してもらう学校など、寄贈されたグローブを活用し、児童のスポーツへの関心を高めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひこのグローブを活用していただきたいと思います。

また、保護者のほうからも、このグローブを触ってみたいとか、身近にはめてみたい、見てみたいとかいう保護者もかなり多く聞かれましたので、子どもたちもそうですが、親御さんもそういう形で少し見たり触ったりすることによって、子どもたちのスポーツに対するコミュニケーションができたりということも考えられますので、ぜひいろいろ考えて施策していただきたいと思います。

以上で私からの質問は終わります。ありがとうございます。

○稲葉健二議長 次に、チームいちかわ、丸金ゆきこ議員。

[丸金ゆきこ議員登壇]

○丸金ゆきこ議員 チームいちかわの丸金ゆきこです。こんにちは。通告に従いまして、会派を代表して質問を行います。補足質問者は富家薫議員が行いますので、本日最後となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大項目1、防災行政について。

まずは、能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、この辺りにも、大きな地震がいつ起きるやもしれません。田中市長も施政方針の中で、日本は地殻変動とともに出来上がった国であることを肝に銘じて、間違いなく災害が起きることへの対応と心構えが必要だと述べられています。市の課題は山積しておりますが、まずは市民の命を守ることが最優先されるべきです。今回の地震で得られた情報から学べることを市川市の防災体制にもしっかり生かしていかなければなりません。

そこで、(1)本市の食糧備蓄についてです。

能登半島地震では、発災当初、避難所に水や食糧が行き渡らないといった報道を目にしました。首都圏に大きな地震が起こった場合、特に人口も多い地域ですので、水や食糧不足がより一層深刻になるのではと懸念されます。災害への対応として、本市の食糧備蓄の食数とその内容、保管場所について、また消費期限が近くなった食糧はどうしているのか、併せてお伺いいたします。

次に、(2)地域防災リーダーについてです。

チームいちかわは、昨年8月に中越地震や水害、大雪といった度重なる災害を経験されている新潟県長岡市に伺い、地域防災について視察をさせていただきました。実際に被災された経験を持つ自治体の取組はとても学ぶ

ところが多いです。長岡市では、防災リーダー育成の取組がかなり進んでいます。公益社団法人やNPOと連携し、小中学生を対象とした防災教育サポートや、地域の防災活動や災害時に活躍できる人材を育成することを目的とした中越市民防災安全大学の開催、そして、その修了生による中越市民防災安全士会が結成されていて、特に市民の防災意識向上のための取組が徹底しています。

そこで、本市では小学校区防災拠点協議会委員を対象に地域防災リーダーの講習を開催していますが、地域防災リーダーの役割や内容、委嘱方法についてお伺いします。

次に、(3)市立学校の防災体制についてです。

市の防災倉庫の備蓄は市民全体のための備蓄なので、児童生徒が在校中に被災し、一時的に学校に待機せざるを得ない状況となったときに備え、子どもたちの安全や健康を維持するために児童生徒用の防災備蓄が必要となります。

そこで、ア、各学校における児童生徒のための備蓄の状況についてお伺いします。

次に、本年度も1月20日に市の総合防災訓練が実施されました。私も長年、こちらの防災訓練に参加してきましたが、コロナ禍は開催がかなわなかったとはいえ、能登半島地震の報道も続く中、残念ながら想像していたより物足りない印象を受けてしまいました。避難所となる学校と地域住民がより一層連携し、平常時の防災活動や災害時の助け合いに取り組むべきだと考えます。

そこで、イ、学校における地域との連携状況についてお伺いします。

続きまして、大項目2、児童生徒の健全育成に向けた取組についてです。

現在の市立学校で開催されている地域の方が関わる学校運営協議会や地域学校協働本部の会議では、以前開催されていた少年健全育成連絡協議会で話されていた内容が抜けているように感じています。こちらの少年健全育成連絡協議会には生徒指導主任、警察や少年センター職員、少年補導員も参加していて、児童生徒の問題行動の未然防止や、その発生時の対応についても連携が図られていたように記憶しています。

そこで、(1)少年健全育成連絡協議会が廃止された経緯についてお伺いします。

次に、学校運営協議会も年に5回の開催で、内容もほぼ決まっているので、限られた時間の中で新たな内容を取り込みづらい雰囲気もあります。しかし、児童生徒の問題行動などの情報を学校運営協議会委員の皆さんが耳にする機会がなくなってしまったという点が懸念されます。情報を共有することで地域でも声かけができて、未然防止につながるケースもあるのではないのでしょうか。

そこで、(2)児童生徒の健全育成に向けた取組の現状と今後についてお伺いします。

続きまして、大項目3、デジタル地域通貨ICHICOについて。

(1)行政サービスにおける活用方法についてです。

令和6年度に国費を活用したキャンペーンを行うとのことですが、毎年、特定財源を確保できるとは限りません。本市が既に行っている子育てや生活支援の給付金をデジタル地域通貨で給付すれば、特定財源がなくても利用を促進できると考えますが、どのような効果が期待できるのか。また、課題はあるのかお伺いします。

次に、(2)地域課題を解決するための活用方法について。

地域の防災意識の向上など、地域の課題解決のために行政ポイントなどを活用できないかお伺いします。

続きまして、大項目4、本市に残された貴重な巨木の保全、育成についてです。

市川市が大切にしてきた市のシンボルであるクロマツをはじめとした貴重な樹木も年々数が減少していると思われまます。本市に残された貴重な巨木について、その保全、育成についてどのように考えているのかお伺いします。

続きまして、大項目5、信篤地域における公共施設の整備計画についてです。

信篤地域における公共施設の整備計画について、施政方針では、信篤地域の公共施設について、公民連携による複合化を視野に整備計画を策定するとあります。

そこで、(1)公民連携の方法と積極的に導入する理由について、公民連携には様々な手法がありますが、どのような手法を採用するのか。また、公民連携を導入する理由についてお伺いします。利点だけでなく、留意点なども併せて御説明願います。

次に、(2)整備に当たり、市民の声をどのように反映していくのか。市民の声の取り入れ方について、新しい施設は信篤地域の地域コミュニティの拠点となることが期待されます。地域の住民にとって、親しみのある使いやすい施設にするためには住民の皆さんの声をきちんと取り入れる必要があると考えますが、その方法についてお伺いします。

続きまして、大項目6、子どもの予防接種事業についてです。

本市の重点施策である予防接種事業については、様々な予防接種が実施されていますが、まず、(1)乳幼児の予防接種の目的やその種類についてお伺いします。

また、本市で実施している乳幼児の予防接種にはどのようなものがあるのかも伺います。

次に、昨年9月定例会の代表質問において、チームいちかわは、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成の継続を要望いたしました。最近は通年にわたりインフルエンザの流行が見受けられ、学級閉鎖も通年聞かれるようになっています。

そこで、(2)子どものインフルエンザの感染拡大の防止。重症化予防のためにも接種を希望する保護者の方が子どもにインフルエンザの予防接種を受けさせやすくなるよう、高齢者のインフルエンザ予防接種のように、来年度以降も恒久的に子どものインフルエンザ予防接種の費用助成を実施していただきたいと考えますが、本市の見解をお伺いします。

続きまして、大項目7、AED整備事業についてです。

心臓突然死で夫を亡くした私は、私たち家族のように悲しい思いをする方を一人でも減らしたいとの思いで、これまでAEDの普及活動に関わってきました。いよいよ市川市も来年度から新たにコンビニエンスストアにAEDを設置すること。昨年6月定例会の代表質問でも、AEDのコンビニエンスストア設置について強く要望させていただきましたが、市川市もようやく大きな一歩を踏み出してくれたのだと、とてもうれしく思います。しかし、設置箇所が増加しても、利用する市民への認知度が上がらないと宝の持ち腐れとなってしまいます。今後、新たな設置を含め、AEDの設置場所の周知をどのように行っていくのか。AEDの整備に当たっての本市の考え方についてお伺いします。

続きまして、大項目8、市立学校における外国籍の児童生徒への支援についてです。

本市に住んでいる外国籍の方の数は本市全人口の約4%を占め、約25人に1人が外国籍の方という状況です。また、その数は昨年1月31日から今年1月31日までの1年間で1割増加するなど、急激に増加しています。多文化共生社会を目指す市川市として、外国籍の方にとって住みやすい町にするためには、言語の支援をはじめ様々なサポートが必要と考えます。その中でも、子どもたちに対する支援は将来にわたって市川市に住み続けてもらうためには欠かせない施策です。

そこで、(1)日本語指導教室設置の経緯と概要と課題について。日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のために日本語指導教室が設置されていると聞きましたが、その設置の経緯と概要、課題についてお伺いします。

そして、(2)日本語指導教室以外の外国籍児童生徒に向けた支援の現状についてもお伺いします。

続きまして、大項目9、フードリボンプロジェクトについてです。

昨年6月定例会でも代表質問でフードリボンプロジェクトについて伺いましたが、そのやり取りの中で、寄附

は集まるが子どもの利用につながらないことが多いように思われるとお伝えしました。今回、やはり先順位者への答弁で、リボンの寄附が多く集まるのに対して子どもの利用が少ないとありましたが、本市ではその理由をどう考え、どう対策していくのか、お伺いします。

続きまして、大項目10、ぴあばーく妙典についてです。

(1)子どもを中心とした施設運営について。

こども基本法やこども家庭庁が推進するこどもまんなか社会の実現に向けて、ぴあばーく妙典の子ども施設はどのようなコンセプトで整備されているのか。また、施設の運営方法についてどう考えているか。本市の見解をお伺いします。

また、(2)既存の子どもを支援する団体との運営における連携について。

子ども食堂やNPOなど、子どもを支援する団体が施設を利用するに当たり、市と運営面でどのような連携ができるのかお伺いします。

続きまして、最後の質問となります。大項目11、三番瀬の自然環境を生かしたまちづくりについてです。

施政方針の中にも「海洋生物が繁殖できるボサ漁の場づくり」、「また、市民が直接触れられる憩いの場を創出する覆砂を進めるほか、アマモの植え付けによる藻場の再生なども挑戦してまいります」とあります。

そこで、(1)塩浜2丁目の海辺を生かしたまちづくりについて。市民が海に親しみ、憩える場所として、塩浜2丁目の護岸モニタリング調査が開始されていますが、現在の進捗状況をお伺いします。

また、同じく塩浜2丁目の市有地活用についてサウンディングを行いました。民間事業者よりどのような提案があり、それを踏まえてどのような活用を考えているのかお伺いします。

次に、(2)カワウの漁業被害と対策についてです。

行徳緑地にいる過剰なカワウは町の景観を損ねており、苦情も絶えません。三番瀬の自然環境を生かしたまちづくりにおいて、本市としても取り組むべき課題だと考えます。

そこで、カワウは主に魚を餌としているが、行徳近郊緑地にいるカワウの捕食は年間どれくらいあるのか。また、漁業への影響についてはどのように認識しているのかお伺いします。

以上、チームいちかわ代表質問の初回質問といたしまして、御答弁を受けて再質問させていただきます。

なお、大項目、市立学校における外国籍の児童生徒への支援についてから最後の三番瀬の自然環境を生かしたまちづくりについてまでを補足質問者である富家薫議員が再質問を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。早口で失礼しました。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは大項目、防災行政についての(1)と(2)の御質問にお答えします。

初めに、(1)本市の食糧備蓄についてです。本市では東京湾北部地震を想定地震とし、避難所への避難者数を約4万7,000人と見込んでおります。また、備蓄している食糧としては、アルファ化米やクラッカーなどを中心に避難者の1日分強となる約18万5,000食を備蓄しております。保管場所につきましては、全ての市立学校の校庭などに設置している防災倉庫をはじめ、市役所第1、第2庁舎、行徳支所、生涯学習センター、公民館などとなっております。これらの備蓄食糧で消費期限が近くなったものについては、地域で行う防災訓練などの参加者に配付して備蓄食を体験してもらうほか、保育園や福祉関係の施設などで活用していただいております。そのほか、社会福祉協議会のフードバンク事業などにも提供しており、子ども食堂などで役立ててもらおうなど、廃棄することがないように努めております。

次に、(2)地域防災リーダーについてです。地域防災リーダーの取組は平成19年度にスタートし、その役割

は、平時には訓練などへの参加により地域の防災力向上を図るとともに、災害時には避難所運営の支援などを中心とした活動を行うことを想定し、昨年度までに約170人の方を委嘱しております。委嘱に当たっては、昨年度から小学校区防災拠点協議会の委員を対象に講習会を開催しており、今年度は130名を超える皆様に御参加いただきました。講習会の内容としては、資機材取扱訓練、避難所運営ゲーム（HUG）、普通救命講習の3つから希望するものを選択して受講していただきました。それぞれの受講者に対し修了証を交付することに合わせ、地域防災リーダーとして委嘱をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目1つ目、防災行政についての(3)市立学校の防災体制について、大項目2つ目、児童生徒の健全育成に向けた取組について、大項目8つ目、市立学校における外国籍の児童生徒への支援についてにお答えいたします。

初めに、市立学校の防災体制についてのア、児童生徒のための備蓄についてお答えいたします。

現在、学校には、児童生徒が在校時に災害に遭い、学校に留め置かなければならない事態に備えて、学校ごとに児童生徒用の防災備蓄を確保しております。6月定例会において、市内公立学校の約98%の学校で備蓄が整っていると答弁いたしましたが、未整備の学校につきましても、令和6年度内の備蓄確保を進めていることを確認しております。備蓄品の保管場所は校舎内や体育館を使用しております。また、南部地区の学校では、津波等による水害を想定して2階以上の部屋で保管しているところもあります。

次に、イの地域との連携についてお答えいたします。

これまで防災拠点会議が設置されている学校におきましては、定期的に地域の方や学校職員と災害時における役割分担などについて話し合いが行われておりました。この数年間のコロナ禍においては開催がかなわず、改めて連携体制の整備が必要となっております。今年度1月20日に市内小学校及び義務教育学校にて総合防災訓練が実施されたこともあり、今後は各学校における防災拠点会議などにおいて、いま一度、学校や地域との連携を深めていけるよう各学校へ働きかけてまいります。また、避難所開設における防災拠点要員と学校との連携や放課後保育クラブ及び放課後子ども教室のスタッフ、教職員、防災拠点要員との連携など、今後周知徹底を図ってまいります。災害時には、顔見知りであることが安心感につながります。学校行事や学習活動を通じて教職員、児童生徒が地域の方と関わる機会を防災の観点からも捉え直し、地域の方との連携がより深まっていくように努めてまいります。

次に、大項目2つ目、児童生徒の健全育成に向けた取組についての(1)少年健全育成連絡協議会が廃止された経緯についてお答えいたします。

少年健全育成連絡協議会は、平成元年に、本市における少年の健全な育成を図るために、公立中学校ブロックごとに発足いたしました。構成員は各学校の校長、教頭及びPTA、また地域からは、自治会代表、民生委員などの地域関係者、その他、警察関係者などが参加して学校の教育活動の状況、地域での児童生徒の様子、地域からの御意見などの情報の共有と対策について話し合いを行ってまいりました。その後、令和元年に学校運営協議会制度と地域学校協働本部、いわゆるコミュニティスクールが発足されたことを受け、廃止されました。

続きまして、(2)児童生徒の健全育成に向けた取組の現状と今後についてお答えいたします。

現在、少年センターでは、児童生徒の健全育成に向けた取組として、少年補導員による愛のひと声補導パトロールを実施しております。ほかにも中学校ブロックにおける少年補導員と学校職員によるブロック会議の実施、薬物乱用防止の啓発活動や各小中学校等でSNSトラブル防止出張授業を行っています。さらに、専門の相談員が悩みを持った19歳までの少年や、その保護者を対象とした電話、Eメール、面接相談を行っています。コロ

ナ禍のため、ここ数年間、少年補導員と学校との連携が希薄になったため、今後連携を強化し、活動を充実させてまいります。

続いて、大項目8つ目、市立学校における外国籍の児童への支援についての(1)及び(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)日本語指導教室設置の経緯と概要と課題についてお答えいたします。

日本語指導を要する外国籍児童生徒の増加により、日本語指導児童生徒支援教員として県費負担教職員が平成3年度、本市に配置され、第六中学校に日本語指導教室となるワールドクラスを設置いたしました。過去にはレインボークラスという名称もありますが、日本語指導教室の名称は各学校で決定しております。日本語指導児童生徒支援の教員定数の基準は、児童生徒18人に対して1人の配置となっており、次年度の教員配置数につきましては、前年度の9月に各学校の日本語指導を要する外国籍児童生徒数を県に報告し、その数値を基に配置されております。日本語指導教員は、現在、平成3年度から令和4年度までに小学校6校、中学校3校、義務教育学校1校の計10校に配置され、日本語指導教室を設置しています。日本語指導教室は、日本語指導を要する児童生徒に対して、日本語教育を含めた学習面や生活面の指導を行う場合や、通常学級の国語科や社会科の時間に日本語指導教室に移動し、担当教員が個別に指導を行う場合など、児童生徒の実態によって様々な指導を行っております。日本語指導教室において指導が必要な児童生徒数は、令和5年9月1日現在、児童は125人、生徒は46人の計171人となっており、外国籍児童生徒全体の約23%になります。日本語指導教室設置校は10校となっておりますが、市内には日本語指導を要する児童生徒が多く在籍する学校がほかにもあることから、市費で日本語指導の補助教員を令和2年度に宮田小、鬼高小、令和4年度から幸小に配置し、現在は小学校3校に配置しております。

課題といたしましては、日本語指導教室担当の教員は、指導する児童生徒の国籍が様々であることから複数の母国語に対応しなければならないこと。また、日本語指導教室が設置されていない学校に在籍する日本語指導を要する児童生徒への指導につきましては、担任や学校職員が指導に当たりますが、負担になっていることが挙げられます。

最後に、日本語指導教室以外の支援の現状についてです。日本語指導教室を設置している学校以外にも、市内各学校には外国籍児童生徒が多く学んでおります。その場合におきましても、各学校では、日本語指導が必要な児童生徒を対象に特別の教育課程を編成しております。特別の教育課程を編成することで、在籍学級の教育課程の一部に代えて、別教室等において取り出し等による日本語指導を行うことが可能となります。在籍学級におきましては、児童生徒の実態に応じて掲示物やプリント類にルビを振ったり、タブレットの翻訳機能を活用し、児童生徒の母語で説明したりするなどの支援を行っております。このほかにも通訳講師を派遣することで効果的に学習面と生活面の支援に当たり、現在、16の言語を18人の通訳講師で対応しております。派遣につきましては、市の予算で1こま2時間の派遣を900回実施しておりますが、日本語指導が必要な児童生徒数の増加に伴い、各校から派遣回数要望を多く受けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、デジタル地域通貨 I C H I C O についてお答えをいたします。

初めに、(1)行政サービスにおける活用方法についてです。

まず、効果についてです。現金で給付を行った場合、給付額の一部が市外の店舗やネットショッピングで使われますが、デジタル地域通貨の場合は全額が市内の店舗で使用され、地域の消費を喚起することができます。

次に、課題です。それぞれの給付金には、給付に先立つ目的があります。デジタル地域通貨による給付を行う

に当たっては、受給者が給付目的に見合った商品を購入できるよう、あらかじめ加盟店を確保しておく必要があります。

次に、(2)地域課題を解決するための活用方法についてです。本市のデジタル地域通貨には、地域経済と合わせて市民活動の活性化を図るという特徴があります。市民活動の参加者に付与する行政ポイントは、本市が進めたい施策や事業を後押しして地域課題の解決を図るための仕組みです。行政ポイントの活用には、担当部署と連携して事業の選定やポイント数の検討を行い、令和6年度は実証実験で実施した8事業に新たに16事業を追加して事業規模の拡大を図ります。事業の一例を挙げると、防災訓練を実施した自治会等に対して、訓練の経費として3,000ポイントを付与することで、訓練の実施を促進して地域防災力の向上につながると考えます。また、商店会の加盟店で買物や食事をした方に、支払い回数と金額に応じてポイントを付与することで商店会を利用していただくきっかけにしたり、特定健診やがん検診を受診した加盟店の従業員に1,500ポイントを付与することで受診を促進して健康経営を推進する考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員に申し上げます。

残余の答弁につきましては、休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1議案第55号から日程第38報告第32号までの議事を継続いたします。

答弁を求めます。

品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは大項目、本市に残された貴重な巨木の保全、育成についてお答えします。

本市では、残された貴重な巨木の保存、育成を目的として、平成14年度より協定樹木管理費補助金を交付しております。これは、市が樹木所有者と樹木の保存等に関する協定を締結し、3年に一度、対象樹木の剪定費用の2分の1を補助するものです。協定の対象となる保存樹木の太さは、地上1.2mの高さにおける幹周りが3m以上のものであるもの、クロマツについては、地上1.2mの高さにおける幹周りが1.5m以上であるものと要綱で定めております。令和6年1月末現在、保存樹木の本数は、クロマツ126本、そのほかクスノキ、イチョウなど計168本となっています。今年度より森林環境譲与税を活用し、補助の上限額を3万円から20万円に引き上げました。これは、主に市の木であるクロマツの保全を強く支援することで、緑の保全の大切さを市民の皆様にさらに知っていただく効果を狙っております。今年度につきましては、200万円の予算額に対し、ほぼ全額が執行される見込みです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 私からは大項目、信篤地域における公共施設の整備計画についてお答えいたします。

初めに、(1)公民連携の方法とその導入の理由についてです。民間の持つ経営資源を積極的に活用する公民連携の導入はイニシャルコストを抑え、経費の平準化を可能にするほか、サービスの充実に加えランニングコストの縮減も期待できるとされております。また、行政が持つ資産を活用することは、民間にとっても事業拡大の機会となると言われています。一方、民間が一定のリスクを負担する形となるため、市が作成する要求水準書の内

容によっては公民連携が実現できないといった場合や、事業者側の体力などによっては事業継続が困難となる、こうしたリスクが課題と考えております。このため公民連携の実行に際しては、事前の準備や手続が大変重要になるものと認識しております。信篤地域の公共施設は、東京メトロ東西線原木中山駅の近傍に約9,000㎡の敷地を有しており、民間事業者の資金やアイデアを活用できる条件が整っているものと認識をしております。

なお、具体的な手法につきましては、他自治体の事例などを参考としながら、各施設の趣旨を踏まえ費用対効果などを勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、(2)市民の声の取り入れ方についてです。信篤地域公共施設の再編、整備については、現在、当該地域に係る基本構想案に対する市民意見を広く聴取するため、3月19日までパブリックコメントを実施しております。

なお、この基本構想案の作成に際しましては、令和3年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ求められる機能として、いわゆるサードプレイスや多様な世代が交流可能なコミュニティ形成の拠点などを盛り込んでおります。今後につきましても、施設に関する基本計画の作成を進める中で施設利用者や近隣住民を対象としたアンケート調査や説明会を実施するなど関係部署とも連携し、多くの市民の方のニーズの把握に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは子どもの予防接種事業についてとAED整備事業についてお答えいたします。

初めに、子どもの予防接種事業についての(1)乳幼児の予防接種についてです。予防接種の目的は、病気の予防や、人から人への感染によって病気が蔓延することを防ぐためのものであり、予防接種法等に基づき実施するものです。予防接種の種類は定期接種と任意接種に分類されます。定期接種は、予防接種法に基づき市町村が実施主体となって接種するものであり、乳幼児を対象とした定期接種には日本脳炎、小児用肺炎球菌、H i bなど10種類程度がございます。任意接種は予防接種法に基づかない予防接種で、個人の希望でワクチン接種をすることです。本市が費用助成している任意接種にはおたふく風邪と、令和3年度から5年度に臨時的に実施いたしました子どものインフルエンザ予防接種がございます。

次に、(2)子どものインフルエンザ予防接種についてお答えいたします。

インフルエンザの予防接種のうち高齢者のインフルエンザにつきましては、平成13年の高齢者におけるインフルエンザの集団感染や症状の重篤化が社会問題化したことから、高齢者のインフルエンザ予防接種が定期接種化されました。しかしながら、子どものインフルエンザの定期接種化につきましては、現在、国において検討されていない状況でございます。このため、来年度以降の子どものインフルエンザ予防接種の費用助成につきましては、インフルエンザの感染状況等を注視しながら慎重に考えてまいります。

最後に、AED整備に関する市民への周知についてお答えいたします。

本市のAED整備につきましては、これまで公共施設を中心に設置を進めており、市公式ウェブサイトには設置施設の一覧を掲載しているほか、市川市地図情報システム「いち案内」において、設置箇所の御案内をしております。今後予定しておりますコンビニエンスストアへの設置につきましても、これらの掲載情報を更新していくほか、AED整備の新たな事業に関する情報発信として市の広報紙やSNSなどを活用し、改めて市民への周知を図ってまいりたいと考えております。また、実際にAEDを設置していただくコンビニエンスストアにつきましては、店頭入口などにAED設置を案内するステッカーの掲示をお願いし、利用者や近隣住民の皆様への周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目9番目、フードリボンプロジェクトについてと大項目10番目、ぴあぱーく妙典についてお答えいたします。

初めに、フードリボンプロジェクトについてです。フードリボンプロジェクトの課題の一つに、リボンの寄附に比べて子どもの利用が少ないことがあるのは先順位者に御答弁したとおりでございます。このプロジェクトの趣旨においては、参加店舗が近所であって、子どもたちが困ったときにいつでも行けるという安心感が重要であることから利用数の多さのみを評価するものではないと考えておりますが、一方で、お預かりした善意の寄附を十分に活用することも必要であると認識しております。リボンの寄附数と利用数につきましては、プロジェクトの運営団体を通して市にも報告されております。その報告によれば、地域や飲食店の業態による差は見られるものの、寄附数に比べて利用数が少ないことはどの店舗にも共通しております。フードリボンの寄附が集まりやすいのは、子どものための支援が300円でできる気軽さや飲食店を利用した際の精算に追加で支払えば寄附になるという、簡単で便利なことによるものと考えられます。これはフードリボンという仕組みの大きな長所であると言えます。

一方で利用が少ないのは、子どもが1人で飲食店に入ることの心理的ハードルが高いものと考えております。この課題に対する対策といたしましては、フードリボンに対する認知を高め、参加店舗を増やすことでフードリボン店舗が身近になり、子どもにとって利用するのが当たり前となることが重要でございます。そこで、本市は利用する子ども自身や家庭への周知啓発を行うとともに、子どもを取り巻く人々がこの仕組みに賛同し、必要な子どもに来店を促していただけるよう、学校やPTA、地域の民生委員、主任児童委員などに説明を行ってまいりました。市がこうした広報や支援を行うことで、民間の団体が考案し、運営するフードリボンプロジェクトに対し、参加を検討する飲食店への信頼感を与え、子どもや保護者、地域の人々は安心して利用できるという効果を持つものと考えております。今後も参加店舗や運営団体、地域関係者と協力しながらフードリボンの普及や利用促進に努めてまいります。

次に、ぴあぱーく妙典施設についてお答えいたします。

初めに、(1)子どもを中心とした施設運営についてです。ぴあぱーく妙典子ども施設は、子どもが遊んだり学んだりして楽しく過ごすとともに、地域住民や子育て支援に関係する市民団体などが利用できる施設として、令和6年度末のオープンに向けて現在建設を進めております。施設のコンセプトとしては、子育て世帯や外国人が多い地域の特性を踏まえ、1「子どもたちの可能性を広げ、健やかな成長を支える施設」2「国際性豊かで多様な文化と多世代が集える地域交流拠点」、3「あらゆる子どもの居場所」、この3つのコンセプトを基にこども館や公民館など、これまでの施設とは異なる新しい機能を持つ施設を目指しております。

施設の運営方法につきましては、市職員による直営とし、活発な子ども、物静かな子ども、海外にルーツのある子ども、障がいのある子どもや不登校の子どもなど、あらゆる子どもが安心して利用できる居場所となるよう、子どもの見守り相談や遊びの支援などができる知識や経験のある職員を配置いたします。あわせて、子育てに悩む親や支援が必要な子どもへの対応について、学校や行政、民間団体などの関係機関と速やかに連携する体制を整えてまいります。また、子どもを中心とした施設として、子どもの利用が多い放課後や休日は子どもの活動を優先する一方、子どもの利用が少ない時間帯には地域住民の活動にスペースを貸し出すなど、子どもと大人が共に利用し、多世代が交流できるよう利用方法を工夫してまいります。さらに、子どもたちの思いや考えを施設運営に生かすため、子ども自身や地域の大人、子育て支援団体など、施設を利用する方の意見を聞く場を設け、定期的に施設の運用について見直していくことを考えております。こうしたことにより、当事者の視点から子どもの最善の利益を考え、子どもの意見を反映できるこどもまんなか社会の実現を目指し、本市の子ども子育て

て支援を地域とともに推進する実践の場となるよう運営してまいります。

続いて、(2)子どもを支援する団体との運営における連携についてお答えをいたします。

市内には、食事を通して学習や遊びの場を提供する子ども食堂をはじめ子どもの遊びや親子向けのイベントを開催する団体など、子どもを支援する様々な団体がございます。子どもを支援する団体の利用といたしましては、例えば子ども食堂を実施する団体や子育てサークルなどがふだん活動している場所に加えて、この施設のキッチンやスペースを利用する場合などが考えられますが、その活動を市や施設が広報することは地域の新たな支援者や子どもの利用を増やし、団体の活動拡大と施設の利用促進の双方につながる有効な連携だと考えられます。また、この施設を利用する団体間の交流や市も交えた情報交換の機会をつくることで、その意見を運営に生かすことも考えられます。さらに、市がこの施設を利用する団体と協働でイベントを開催することにより、企画から実施までのプロセスをその団体と共有しながら、対話や協働の関係を深め、新たな活動の創出やさらなる連携の強化につなげることも期待できます。このように、本施設は地域の活動団体と密に連携することで、社会全体で子どもを育み、子育て家庭を地域で支える機運の醸成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、三番瀬の自然環境を生かしたまちづくりについて、(1)のうち干潟整備の現在の進捗状況についてと(2)についてお答えをいたします。

初めに、(1)干潟整備の現在の進捗状況についてであります。本市は、令和5年度から11年度を事業期間として、市民が三番瀬の海に直接触れ合える憩いの場を再生し、子どもたちを含む市民の環境意識の醸成や漁業への関心を高めるため、塩浜2丁目階段式護岸前面の干潟整備に取り組んでおります。現在の進捗状況であります。令和7年度に予定している事前覆砂を行うためのモニタリング調査及び深淺測量を実施しているところであります。モニタリング調査につきましては、事前覆砂の実施前から干潟整備事業完了の翌年まで年2回、秋冬期と春夏期に整備海域の環境の変化を観察するため、継続的に実施する予定となっております。現時点では、令和5年11月より令和6年1月にかけて行った秋冬期の調査が終了し、本年6月頃から春夏期の調査を行う予定です。これらの調査結果につきましては、来年度中に市公式ウェブサイトでの公表を予定しております。

続きまして、(2)カワウの漁業被害と対策についてであります。カワウは1年を通して同じ地域にすみ、本市の三番瀬周辺では、行徳鳥獣保護区内に多くの巣を確認しております。一般的に2cmから35cm程度の魚を主な餌としており、河川や湖などにおいてはアユやコイ、海水域においてはボラやコハダの成魚であるコノシロなどを捕食しております。環境省によりますと、カワウ1羽当たりの捕食量は1日約500gとされております。行徳鳥獣保護区には、令和5年12月時点で約9,600羽のカワウの生息が確認されており、これらの捕食量を試算いたしますと年間約1,700tの魚を捕食していることとなります。

次に、市川市漁業協同組合の漁業被害につきましては、千葉県調査によりますと、漁業協同組合の漁業権が設定されている海域は三番瀬で生息するカワウの休息の場となっており、餌を取る採餌場としては確認されておりません。また、漁業協同組合にカワウの捕食被害を確認したところ、刺し網漁にかかった魚の一部をカワウに捕食されることもあるとのことですが、漁獲高に影響を及ぼす量には至らないと伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは大項目、三番瀬の自然環境を生かしたまちづくりについての(1)塩浜2丁目の海辺を生かしたまちづくりについてのうち、市有地の活用についてお答えいたします。

塩浜2丁目市有地については、令和5年12月にスポーツ部において、現市川市市民プールの持つレジャー機能

について、活用の可能性を探るためサウンディング調査を実施しました。サウンディング調査では、整備手法のほか、レジャープール等のスポーツ施設整備の可能性やにぎわいの創出におけるアイデアを伺うことができました。具体的な内容については、企業のアイデアやノウハウの保護のため非公表としていることから詳細は申し上げられませんが、駅から徒歩圏内で海の見える場所であることからのアイデアやレジャープール等のスポーツ施設だけでなく、収益を見込める施設の提案などがございました。これらの提案内容をまとめ、結果については、塩浜2丁目市有地活用事業の民間活力導入に関するマーケットサウンディング調査結果概要として、令和6年1月26日付で市公式ウェブサイトにて公表をしたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目1、防災行政についての(1)ですが、本市の備蓄食糧のアルファ化米は水を入れる必要がありますが、今回の能登半島地震でも断水が発生して水が手に入りにくい状況が続いています。水がなくても食べられる備蓄食糧もありますが、そのようなものを入れていく考えはあるのか。また、現在、アルファ化米と一緒に備蓄されている、有事の際にもすぐ使えるペットボトル飲料水の保管量をお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

備蓄食糧には様々なものがあり、パンやビスケットなどの缶詰や長期保存が可能なレトルト食品のように、水を使用しないで食べられるものが数多く販売されていることは認識しております。これらの選定に当たっては、保存性や味、栄養、費用など様々な要素について検討する必要があります。これまで備蓄してきた食糧とのバランスや保管スペースなどを考慮し、引き続き調査研究してまいります。

また、アルファ化米とともに備蓄しているペットボトルの飲料水につきましては、限られた保管スペースの中、小中学校への保管数を約6,400本から約8,000本へと増量するなど対応しております。今後、地域の防災訓練や講演会などの機会を捉えて、能登半島地震での断水の教訓を市民の皆さんと共有し、自助の備えとしてローリングストックなど御家庭での食糧備蓄につながるよう、周知啓発を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。新しい備蓄用の食糧も次々と商品化されていますので、よりよいものへ検討をお願いいたします。

そして、すぐ使えるペットボトル飲料水について、昨年6月の代表質問でも防災倉庫の備蓄量を増やしていただくようお願いいたしましたが、その後、6,400本から8,000本へ約1,600本増やしていただけたとのこと。対応いただき、ありがとうございます。それでもまだちょっと少ない気はしますが、ペットボトル飲料水の保管にはスペースが必要なのも理解できます。

自動販売機には、災害時に無償で商品を提供できる災害支援型の自動販売機というのがあり、こちらは停電の際でも商品を手動で取り出すことができるので災害時の飲料水確保にも有効と考えますが、本市でも公共施設全体の自動販売機をこのような災害支援型の自動販売機にできないかをお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害発生時には、飲料水の確保は大変重要です。御質問者のおっしゃるとおり、このような自動販売機がある

ことは承知しており、庁舎内などにある一部の自動販売機では、災害時に無償で飲料水が提供できるようになっております。自動販売機内の商品につきましても、流通備蓄の一つとして有効であるため、今後、課題等を整理し、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。市内公共施設の自動販売機が災害時に無償で提供できるものになれば、そちらの飲料水も市の備蓄と併せての活用が検討できます。設置を進めている自治体も増えていますので、ローリングストック的観点からもぜひ前向きに検討いただくよう要望いたします。

それでは、次に(2)ですが、私も小学校区防災拠点協議会委員なので、今回開催された総合防災訓練の案内とともに市川市地域防災リーダー講習会の案内をいただきましたが、こちらの講習会は1日だけ、しかも1時間半から2時間半だけの簡易的研修とのことです。能登半島地震の報道でも、混乱する避難所ではしっかりとした専門知識を有するボランティアが必要なのだと指摘されていました。このような簡単な研修で委嘱するのではなく、新潟県長岡市のように、市民大学の形式で複数回の講義を受講し、専門的な知識を得た人材を育成するほうが災害時に効果的な活動ができると考えます。本市でも長岡市のような形式での防災リーダーの育成を行うことはできないかお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

長岡市の取組である中越市民防災安全大学は、公益社団法人中越防災安全推進機構の主催により開催されており、長岡市との共催事業となっております。この大学は防災の専門家や行政などの実務担当者のほか、市民活動団体等が講師となり、安全や防災をテーマに学ぶ連続講座となっております。本市でも千葉商科大学との包括協定による講座を活用し、地域防災リーダーの養成を行っていた経緯がございますが、平成30年度に大学側と協議の上、同講座は終了しております。以降、地域防災リーダーの育成に向けては新たな手法を模索し、より実践的な役割を担っていただくために顔の見える関係である地域コミュニティーを生かすため、小学校区防災拠点協議会委員を対象とすることといたしました。小学校区防災拠点協議会委員は、日頃の活動を通じて防災の知識が豊富であることから、今年度も座学中心ではなく、体験型の講習会としたところですが、講習会の内容につきましても、災害時により役立ち、興味を持って取り組んでもらえるよう常に見直しを行うなど、今後も地域防災力向上のために講習会を継続し、地域防災リーダーのさらなる育成に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。長岡市では、このように市民大学で育成された防災リーダーが組織化され、活発な活動が展開されていると聞いています。本市でも地域防災リーダーが積極的に活動できるような仕組みづくりが必要と考えますが、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

長岡市では、中越市民防災安全大学の卒業生有志により中越市民防災安全士会が結成されており、防災活動の困り事や取組の進め方などをアドバイスする防災よろず相談や講師派遣、消火訓練などを実施していると伺っております。本市の地域防災リーダーについては、地域に密着した防災活動や各協議会での活動を想定しておりますので、今後、地域防災リーダーが活動しやすい環境づくりに向け研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。防災を自分ごとと捉え、公助、自助、共助それぞれのバランスを考えていくことが大切だと感じます。災害発生時は住民一人一人が正しく防災情報を理解し、適切な行動をすること、住民同士が相互に助け合うことが必要となります。地域防災力向上のためにも、長岡市を参考に地域の防災リーダーの育成に努めていただくようお願いいたします。

それでは、次に(3)のアについて、昨年6月の代表質問でも市立学校の校内備蓄について伺いましたが、もうすぐ年度も替わりますので、改めて児童生徒のための備蓄状況としてお伺いしたわけです。現在の児童生徒のための備蓄は学校徴収金やPTA会費で購入している学校がほとんどのこと。災害時には学校が避難所となることを踏まえると、児童生徒のための備蓄を地域の方へ提供するような状況になるかもしれません。

そこで、児童生徒のための備蓄を地域の方へ提供することが必要になった場合の提供方法などの整備はどのようになっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

現在のところ、児童生徒用備蓄品は学校徴収金などによって児童生徒に備えているものであり、避難してきた市民の方へ児童生徒用の備蓄品を配付することは想定しておりません。避難してきた方への提供につきましては、関係部署を交えて協議が必要と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。昨年6月にも述べましたが、市の予算で児童生徒のための防災備蓄を準備できると防災倉庫の備蓄と併せての活用を検討できるので、備蓄全体をコントロールしやすくなり、総合的にも備蓄量を増やせると考えます。児童生徒のための備蓄をすぐに市が負担するのが難しければ、先ほど危機管理室にも、公共施設の自動販売機を災害支援型の自動販売機にできないか質問しましたが、市立学校内にも災害支援型の自動販売機を設置すれば災害時には避難所の備蓄としても活用でき、ふだんは熱中症予防にも有効です。販売時間の設定も可能だとのことですので、中学校のみならず、小学校へ設置する自治体も増えていると聞いています。

そこで、本市でも市立学校内に災害支援型の自動販売機を設置できないかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現状ですが、市川市内の市立学校には、災害支援型を含め自動販売機を設置している学校はありません。設置につきましては、設置場所の確保や電源設備の整備、児童生徒の安全対策や設置にかかる費用など課題があります。しかし、近年の気温の上昇による熱中症予防という観点から、他県では公立学校に自動販売機を設置する動きも見られております。そのような状況を踏まえ、災害支援型自動販売機の設置につきましては、関係部局と連携を図りながら今後調査研究をまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。災害支援型の自動販売機の設置が進めば、体育館を使用している施設開放団体や、これから部活動の地域移行が進むことも考えると、とても有効利用できるように思います。ぜひほかの公共施設と併せ、市立学校への設置も前向きに検討をお願いいたします。

次に、(3)のイについて再質問はありませんが、私は防災拠点協議会と学校運営協議会の両方に所属していますので、防災について防災拠点協議会だけで話すのではなく、それぞれの委員のメンバーも違います、市の担当

部署も違いますので、一緒に防災について話す機会を持つことも大切ではないかと感じています。

1月の市の総合防災訓練でも学校、行政、地域の連携の難しさを感じました。いざという時のためにも、子どもたちを守るためにも、より一層関係者の連携に努めていただきますようお願いいたします。

次に、大項目2、児童生徒の健全育成に向けた取組について、(1)についての再質問はありませんが、地域の皆様も出席されていた様々な会議をコンパクトにまとめ過ぎたのではないかとの思いもあります。学校運営協議会や地域学校協働本部で廃止された少年健全育成連絡協議会の内容が網羅し切れていないのではないのでしょうか。

先日、PTAの大先輩で保護司を務めている友人と話す機会がありました。保護司の活動がまずは知られていないと嘆いていましたが、法務省のホームページによると、保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。そして、日頃から地域に根差した犯罪非行防止活動の推進にも尽力されています。

そこで、もっと学校も児童生徒の健全育成の分野で保護司の方々と連携できるのではと考えますが、(2)について、学校運営協議会における現状と学校運営協議会における保護司の選任の現状と今後の取組についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

学校運営協議会は、学校運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関として、平成31年度から市内61全ての市立幼稚園、小中学校、義務教育学校、特別支援学校に設置をしております。学校運営協議会は、学校運営への参画、支援及び児童生徒の健全育成に取り組み、地域住民等の理解と協力を得た学校運営の実現を目指しております。当協議会委員としては、自治会、PTA、民生委員、児童委員、子ども会、保護司など、様々な地域の方に御協力をいただいております。その中でも保護司は市内に53名いらっしゃいますが、そのうち11名の方に当協議会委員として参加していただいております。家庭、学校、地域の連携に保護司の方も含めた多くの地域住民が、引き続き子どもたちの健全育成に取り組むことができるよう学校運営協議会の充実を推進するとともに、以前、少年健全育成連絡協議会で話し合われてきた内容についても適宜取り上げてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。私も長年、学校運営協議会委員として関わっていますが、子どもたちのよい情報だけでなく、問題行動などの情報も学校と地域で共有することで声かけができ、未然防止につながるケースもあると思います。薬物犯罪や特殊詐欺が低年齢化している今こそ、家庭、学校、地域が連携して、みんなで未来ある子どもたちを見守っていきましょう。

それでは、次に大項目3、デジタル地域通貨I C H I C Oについての(1)です。加盟店を確保する必要があるとのことでしたが、例えば先進自治体の事例として、福井県の地域通貨、ふくいはいびコインは給付金の出産・子育て応援ギフトを、群馬県前橋市の地域通貨、めぶくP a y は出産・子育て応援給付金をそれぞれ5万円、現金または地域通貨でも受け取れるよう選択可能としていて、地域通貨受け取りを選択した場合、5%の2,500円を上乗せする仕組みを取っています。本市も給付目的に見合った加盟店を確保できるまでは、このような取組も有効ではと考えますが、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 受給する方がデジタル地域通貨による給付を選択すれば地域経済の活性化につながると考えます。先進自治体の取組につきましては、本市も把握をしており、デジタル地域通貨の有効活用に向けて

調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。地域通貨を選択した場合の上乗せ支給は子育て支援にもつながりますし、I C H I C Oを知っていただくきっかけにもなると思われしますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

(2)について再質問はありませんが、そのような行政ポイントを使った地域活性化の可能性がI C H I C Oにはたくさんあると考えます。ぜひ様々な部署と連携して活用を進め、それぞれのポイントの効果をきちんと検証しながら進めていただけたらと思います。

では、次に移ります。大項目4、本市に残された貴重な巨木の保全、育成についてです。市がいろいろと取り組まれていることは分かりました。協定樹木管理費補助金の選定に要した費用の上限額が今年度より3万円から20万円に引き上げられたとのこと。クロマツなど保全したいと考えている市民の方にとって、少しは助かる金額になったのではと思います。

実は昨年11月にあるマンションの管理組合の方から、敷地内に大きな松が7本あるが、手入れが高額で困っているとの相談を受けました。とても立派な松を残したい思いはあるが、どうにかできないかと。自然環境課に相談し調査をしていただいたら、7本全てが基準に達していて、保存樹木に関する協定書を結び補助金を受け取れる運びとなったので剪定費用を半分に抑えられたと、とても喜ばれていました。私は恥ずかしながら、今回の件で問い合わせるまで、こちらの制度の存在を知らなかったのも、まだまだ市民の認知度も高いとは言えないのではと感じました。市川市の貴重な巨木を保全するためにも、今後の周知、PRについてはどのように考えているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本制度につきましては、市公式ウェブサイトなどを用いて情報を提供しております。今後はさらに保存樹木の数を増やすため、巨木が多い地域の自治会に制度の御案内を回覧していただくなど、周知に努めます。また、補助の増額についても、協定締結者に対して書面などを用いて情報提供してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。こちらの制度のPRや周知については、そのように努めていただくようお願いいたします。

しかし、補助金が入るからといって、剪定費用などの問題だけでなく、人的支援も必要だと考えます。協定樹木を管理する方が高齢化していたり、後継者がいなかったり、剪定ができる職人が足りなかったり、そういった現状について市はどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

保存樹木を管理する方の高齢化や相続の問題、樹木を剪定する職人の人材不足については都市部に共通した課題であると認識しております。本市といたしましては、保存樹木の適切な管理が実施できるよう、協定締結者からの相談や要望を丁寧に聞き、解決策を一緒に考えるなどの支援を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。市街地の中で巨木を残していくには、市のシンボルのクロマツの保全にはやはり市が深く関与し、所有者の皆さんに寄り添っていかねば存続は難しいのだと思います。多くの市民にこちらの制度を知っていただくことで市の緑も守られていきます。引き続きより一層の支援を続けていただきますようお願いして、こちらの質問を終わります。

次に、大項目5、信篤地域における公共施設の整備計画についての(1)ですが、PFIなどの公民連携の手法がコスト面でのメリットや市民へのサービスの充実にも効果があるということが分かりました。こちらについて再質問はありません。

次に、(2)について、市民の声を取り入れるに当たり、建築の設計が始まるまでに、まさに今行われているパブリックコメントや説明会で市民の声を聞き、計画に反映していくことが分かりました。しかし、公民連携の体制において、実際に民間の事業者が設計をスタートしてから、市民の使いやすさ、ニーズを具体的に設計図に落とし込む段階できちんと市民の声を反映させていくことができなければ、完成したときに市民にとって期待外れの施設になってしまうことが懸念されます。

設計段階においても、適宜市民の使い勝手や要望を取り入れていくためにワークショップという手法があります。ワークショップの開催によって、住民の皆さんに整備プロセスに参加してもらうことで、完成時から住民の皆さんにとって愛着の持てる施設となり、ひいては人が集まる交流の場となると考えます。設計段階において、そのような取組を行っていくのか。また、完成後にコミュニティーマネージャーなどを置いて交流を促進するような運営体制を考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

御指摘のワークショップにつきましては、現在整備中の仮称八幡市民複合施設の設計段階において、多様な世代に御参加いただき、実施した経緯がございます。信篤地域公共施設の整備においても、こうした経験を踏まえ、市民の意向を反映するための仕組みを導入していきたいと考えております。施設運営につきましては、他自治体の事例などを参考に、当該施設に最適な形態、体制を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。まだ計画が始まった段階ではありますが、そのような御答弁を聞くことができ安心いたしました。ぜひ公民連携のよいところを生かしながら、市民が置き去りにならないように、本当の意味での地域のコミュニティーの拠点を目指していっていただければと思います。

では、次に移ります。大項目6、子どもの予防接種事業についての(1)ですが、本市で実施している乳幼児の予防接種の種類については分かりました。

それでは、令和5年度の乳幼児の予防接種に係る予算金額はどれくらいであり、国の補助など特定財源はあるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

令和5年度の乳幼児の予防接種に係る予算額は約11億円でございます。特定財源につきましては、市町村が実施主体である定期接種は地方交付税措置のみであるため、本市には適用がありません。また、任意接種についても、本市が独自に接種費用を助成しているため、特定財源はありません。したがって、本市の予防接種事業の経費は全額、本市の予算のみで実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。予防接種の種類により、国や市の関与が異なってくるのが分かりました。

そして、(2)について再質問はありませんが、幼稚園、保育園、学校における感染拡大を防ぐためには子育て世代における経済的負担の軽減が必要だと考えます。本市におけるインフルエンザの感染拡大の防止、重症化予防のために子どもたちがインフルエンザの予防接種を受けやすくなるよう、引き続き補助制度を継続することを要望し、こちらの質問を終わります。

次に、大項目7、AED整備事業についてです。市川市地図情報システム「いち案内」にAEDの設置箇所の案内があり、コンビニエンスストアへの設置についても掲載情報を更新していくとありましたが、わざわざ「いち案内」のページを開かないと情報を取れないですし、一刻を争うときにこちらでは間に合いません。日本AED財団の「AED N@VI」という、とても使いやすいアプリがありますので、こちらに市川市のAEDの情報を反映させていただくのが一番と考えます。ぜひ検討をお願いします。

そして、再質問です。実際に設置されるAEDについて、我孫子市では、全国に先駆け昨年10月に24時間営業の市内コンビニエンスストア32店舗にオートショックAEDを設置したそうです。オートショックAEDとは、電気ショックが必要な方に対し自動で電気ショックを行うAEDのことで、従来型のような電気ショックボタンがないため、使用者の精神的負担を軽減することができるものです。これにより、コンビニエンスストアに設置されたAEDの使用率を高め救命率の向上が期待されるとのこと。このように、市民にとって利便性の高い機種も販売されていますが、今回の機種選定の方針をどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

AEDにつきましては、オートショック機能搭載などを利用される方に対して利便性の高い機種の開発が進んでおります。今後、設置予定の具体的な仕様につきましては、現在検討中ではありますが、実際に利用される場面は緊急性が高く、様々な状況も想定されますことから、機種選定については誰もが安全かつ速やかに利用できる配慮が必要であるものと考えております。

また、今回新たに設置を予定しているコンビニエンスストアにつきましては、従業員の方の入れ替わりが多く、実際の利用も店舗外が想定されますことや、これまで市で設置してきた公共施設のAEDを含めると従前の約2倍の台数を管理することになるため、遠隔監視システムの搭載など、管理面での機能も考慮した検討も必要であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。AEDを使用する方によってハードルが下がると思われますので、ぜひオートショックAEDも視野に入れて検討していただけたらと思います。

それから、我孫子市は平成30年度からコンビニエンスストアにAEDを設置していますが、新たに設置したオートショックAEDをより多くの市民に知ってもらうため、地元のプロラグビーチームの選手たちにコンビニAED・PR隊として協力いただき、広く啓発運動を実施しているそうです。市川市もせっかくAEDのコンビニエンスストア設置が始まるのですから、啓発活動についてももしっかりPRを進めていただきますよう、併せてお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。次に、補足質問者の富家薫議員と交代しますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、富家薫議員。

○富家 薫議員 チームいちかわ、富家薫、これより補足質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

大項目、市立学校における外国籍児童への支援についてお聞きしました。日本語指導教室設置は、児童18人に先生1人の配置、現在は10校。市費により、日本語指導の補助教員を配置している学校があるということでした。急激な増加に追いついていないということを感じます。増加する外国籍の児童生徒の数にできるだけ対応できるように、予算の確保もお願いしたいところでございます。

再質問です。外国籍の児童生徒の進路についても様々な困難があると考えられますが、進路指導における支援がどのようになっているのかを伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

進路指導における支援については、校内では学校の教員や通訳を交えて行っております。校外で行われている進路指導に関する支援として教育委員会が把握しているものは、民間団体の房総多文化ネットワークが年に1回開催している、日本語を母語としない親と子どものための進路ガイダンスがあります。こちらのガイダンスでは、日本の高等学校の仕組みや千葉県立・市立高等学校の入試制度、高等学校で必要となる費用について、通訳を通して丁寧に説明しております。千葉県教育委員会の担当者や数校の高等学校の教員も進路ガイダンスに参加することから、参加者にとっては、進路について不明なことを直接質問することができる場となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。民間団体が主催するガイダンスがあるということですのでけれども、引き続ききちんと連携を図ってフォローアップができるようお願いいたします。

外国籍の住民が1年間で1割も増加しているということで、その対応が本当に大変だと思います。皆さん、御苦労されているのを感じます。誰にとっても住みやすい町になるよう、外国籍の子どもたちへの支援もしっかりと行っていただきたいと思います。

次に移ります。フードリボンプロジェクトについてです。御答弁ありがとうございました。市が関わっていることで保護者も子どもも安心して利用できる、そのように市が関与しているメリットというのは大いにあると思います。その視点で引き続き関わっていただけたらよいのかなというふうに感じております。

再質問として、複数の参加店舗でリボンの活用についての相談をどこにしていけばいいのかという質問を受けました。市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

フードリボンプロジェクトは、市内に所在する一般社団法人が考案し、全国共通の仕組みとして運営されております。そのため、リボンの新たな活用方法については、この運営団体と協議する必要がございます。しかしながら、市はこのプロジェクトを後方から支援する立場として、地域の実情を理解した上で参加店舗の相談に乗り、運営団体との間を取り持ち調整する役割を担うものと考えております。また、参加店舗と地域で活動する団体や関係機関をつなぐことができるのは市ならではの役割でもありますことから、今後は参加店舗の意見交換会や地域での交流会を開催するなどして、協力関係の構築と参加店舗のサポートに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○**富家 薫議員** ありがとうございます。運営団体のルールに沿った運営というところで、参加店舗は運営団体に相談することが望ましいことが分かりました。市の役割として、参加店舗同士の仲をつないでいただくこと、非常に重要な役割だと思います。そして、運営団体との仲介も併せて引き続きよろしく願いいたします。

私が聞いている居酒屋さんでは常に子どもたちが来て、常にリボンもあるんですけども、常時10個ぐらいしかないような店舗も確認しておりますので、引き続き経過を見守っていきたいと思っております。

では、この質問はこれで終わりにして、続きまして、ぴあばーく妙典の質問に移りたいと思います。御答弁ありがとうございます。今までにない新しい機能を備えた施設ということが分かりました。この居場所によって、子どもをサポートする姿勢であらゆる子どもたちの困り事に沿った解決方法を各部署が連携し、各関係機関につなげていくことができる、そんな機能のある施設になればと思っております。

そこで再質問です。ぴあばーく妙典で子ども食堂ができたらと思いますが、子ども食堂の拠点は北部、特に中部に集中しております。南部は2拠点です。こうした状況に対して、子ども施設を活用することで、南部で子ども食堂を増やすために北部で実施している団体と連携できないか、市の考えを伺います。

○**稲葉健二議長** 鷺沼こども部長。

○**鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

現在、本市が把握する市内の子ども食堂は20団体まで増加いたしました。御指摘のとおり、行徳や南行徳などの南部地域は江戸川より北の地域と比べると少ない状況でございます。こうした状況に対して子ども食堂を増やすためには、場所の確保や担い手の育成といった課題があると認識しております。この課題を解決するに当たって、子ども食堂が開催できるキッチン等を備えたぴあばーく妙典こども施設は南部地域での有力な開催場所となると考えております。例えば北部や中部で子ども食堂を行う団体と連携し、子ども食堂の出張開催ができれば、子ども施設に来た子どもの支援に興味のある方が子ども食堂の活動に直接触れることで活動への意欲が高まり参加につながるなど、子ども食堂を新たに立ち上げるきっかけづくりになることが期待できます。また、北部や中部で活動する団体に協力していただければ、南部に活動と呼び込むきっかけとなる子ども食堂を体験するイベントや活動者間の交流会などの開催も考えられます。このように、施設の集客力や発信力を活用しながら現在活動している団体と連携し、南部地域での担い手の育成や活動機運の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 富家議員。

○**富家 薫議員** 具体的にありがとうございます。市がそれぞれに必要な場所、団体、人同士をつなげていける可能性があることが分かりました。ですから、これからは、よりその中身を充実させるべく、さらにいろいろな意見を柔軟に取り入れて積み重ねていくことが重要だと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

では、最後に三番瀬の自然環境を生かしたまちづくりについてです。干潟の再生についての御答弁をありがとうございます。自然豊かな楽しめる市川の誇れる海になるよう、よろしく願いいたします。

そこで、干潟再生の今後の予定についてお聞きします。

○**稲葉健二議長** 秋本行徳支所長。

○**秋本賢一行徳支所長** 今後の干潟の整備につきましては、整備期間中はモニタリング調査を継続的に行うとともに、令和7年4月から8月にかけて、市川漁港の航路しゅんせつ工事により発生した砂を用いて事前覆砂を実施したいと考えております。覆砂にしゅんせつ土を用いる理由は、同じ三番瀬内の砂を使用することにより整備海域の環境に十分な配慮をするためであります。事前覆砂後、砂の定着具合を検証した後に、令和8年度に砂止め用の蛇籠の設置を含めた干潟整備の実施設計、9年度、10年度には整備工事を行う予定であります。

なお、施工する期間につきましては、各年度ともノリの養殖期間である9月から3月を除いた4月から8月を予定しております。そして、11年度に整備完了後のモニタリング調査を行った後、干潟の利用が開始できるものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。令和11年の利用に向けての御回答、ありがとうございます。塩浜地区では、現在は護岸から海を眺めることしかできません。近隣に気軽に自然の干潟に触れ合える場ができればにぎわいもでき、6月定例会でもお伝えいたしましたが、若い世代が増える可能性もあります。自然に触れ合える環境が整備されることを望んでいます。

また、三番瀬は傷ついた自然です。毎年、青潮の発生や、干潟やアマモ場などの減少により生き物も随分減っています。三番瀬の海域内でしゅんせつした砂を利用し覆砂を行い、干潟をつくることは、もともといた生物の数や種類を回復することにつながりますので、その傷を癒やす大切な取組だと思っています。

そして、スポーツ部からのサウンディング調査。海の立地を生かすアイデアやスポーツ施設以外の収益を見込める施設の提案など、御回答ありがとうございます。

再質問として、サウンディング調査を現時点でどのように評価しているのか。また、安全で楽しく干潟で楽しめる環境をつくるために施設設備を検討すべきだと思いますので、覆砂による干潟整備との関連について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

サウンディング調査では、海の見える立地を生かすための提案やレジャープール等のスポーツ施設のほか、人々が集い、楽しむことのできる様々な施設の提案等、多様なアイデアが寄せられました。そのため、今後の整備方針を検討するに当たり有意義な調査であったと考えております。現在、調査の結果を受け、今後の整備方針を検討しているところでございます。その中で、干潟整備の進捗を注視しながら関係部署と連携を強化し、多様な世代が海を感じ、触れ合うことのできる場の整備を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。今回の調査地には、再生する干潟と連携させ、海との触れ合いの場に資する機能もつけるべきと考えます。市民が海に親しめる市川ブランドをつくっていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

最後の質問はカワウです。御答弁ありがとうございます。市川漁協においては被害がないということでした。

そこで再質問です。環境省のガイドラインは、計画的な管理が被害を減らすという考え方を示していますが、市はどのように認識しているのかを伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

国は、平成26年4月にカワウ被害対策強化の考え方で、漁業被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を示しております。千葉県においては、千葉県農林水産業振興計画を踏まえ、令和4年3月に東京内湾地域水産業振興方針を策定し、その中でカワウ被害対策に取り組む方針を示しております。また、行徳鳥獣保護区における県の対策としては、境界付近にカワウが群がらないよう、樹木の伐採や枝払いを行っているほか、巣をつくらないように監視する区間を大幅に拡大するなどの対策に取り組んでいるところであります。本市

におきましては、これまでも県に対し、カワウの個体数の適正管理などを要望してきております。今後も要望を継続するとともに県の取組を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。私は鳥類の専門家ではないので素人的な考えではありますが、今のお話によると、やはりカワウの被害は近隣住民が受けている悪臭だけではなく、漁業被害もあると思っています。初回の質問で、カワウが年間に食べる魚の量1,700tとお答えいただきました。ちなみに市川漁業協同組合の漁獲量は1年間で125tです。東京湾における魚類はかなり食べられており、直接的かどうかはともかく、漁獲量の減少につながる1つの原因になっていると考えられます。美観を損ねる悪臭などの生活環境の改善とともに、漁場の改善のために、これからもカワウ問題に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後になります。市川市において、最も三番瀬に近く、その地域で子どもたちを育み、地域活動を続けている私たちにとって、この海の構想を市長が御提示されたことに心から賛同の意をお伝えいたします。

そして、我々チームいちかわは、それぞれの地域活動を基に一生懸命取り組んでまいりました。理事者の皆様にはいつも優しく御説明いただき、本当にありがとうございます。理事者の皆様の本市に対する熱意、お考えに心から敬意を表しております。皆様とともに本市の未来を考える機会を与えていただき、とても感謝しております。初心を忘れず頑張りたいと思いますので、これからも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

これでチームいちかわの代表質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○稲葉健二議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第31号及び報告第32号を終わります。

○稲葉健二議長 この際、議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから議案第85号診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第86号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第4号から諮問第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。報告第30号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより報告第30号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明2月28日から3月4日まで6日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明2月28日から3月4日まで6日間休会することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時38分散会

第 5 日

令和6年3月5日（火曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|--------|---|---------|
| 第1 | 議案第55号 | 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第2 | 議案第56号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について | （委員長報告） |
| 第3 | 議案第57号 | 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第4 | 議案第58号 | 市川市税条例等の一部改正について | （委員長報告） |
| 第5 | 議案第59号 | 市川市手数料条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第6 | 議案第60号 | 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第7 | 議案第61号 | 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第8 | 議案第62号 | 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について | （委員長報告） |
| 第9 | 議案第63号 | 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について | （委員長報告） |
| 第10 | 議案第64号 | 市川市介護保険条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第11 | 議案第65号 | 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第12 | 議案第66号 | 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第13 | 議案第67号 | 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第14 | 議案第68号 | 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第15 | 議案第69号 | 市川市漁港管理条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第16 | 議案第70号 | 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第17 | 議案第71号 | 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第18 | 議案第72号 | 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について | （委員長報告） |
| 第19 | 議案第73号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号） | （委員長報告） |
| 第20 | 議案第74号 | 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | （委員長報告） |
| 第21 | 議案第75号 | 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号） | （委員長報告） |
| 第22 | 議案第76号 | 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号） | （委員長報告） |
| 第23 | 議案第77号 | 令和6年度市川市一般会計予算 | （委員長報告） |
| 第24 | 議案第78号 | 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算 | （委員長報告） |
| 第25 | 議案第79号 | 令和6年度市川市介護保険特別会計予算 | （委員長報告） |
| 第26 | 議案第80号 | 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算 | （委員長報告） |
| 第27 | 議案第81号 | 令和6年度市川市下水道事業会計予算 | （委員長報告） |
| 第28 | 議案第82号 | 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について | （委員長報告） |
| 第29 | 議案第83号 | 財産の減額貸付について | （委員長報告） |
| 第30 | 議案第84号 | 財産の減額貸付について | （委員長報告） |
| 第31 | 議案第85号 | 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について | （委員長報告） |

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第56号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第57号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 市川市税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第63号 市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 市川市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第69号 市川市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第74号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第75号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第76号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第77号 令和6年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第78号 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第79号 令和6年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第80号 令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第81号 令和6年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第82号 市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について
- 日程第29 議案第83号 財産の減額貸付について
- 日程第30 議案第84号 財産の減額貸付について
- 日程第31 議案第85号 診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について

門	田	直	人
野	口	じ ゆ	ん
丸	金	ゆ き	こ
富	家		薫
沢	田	あ き	ひ と
太	田	丈	之
小	山 田	な お	と
川	畑	い つ	こ
ほ	と だ	ゆ う	な
国	松	ひ ろ	き
や	な ぎ	美 智	子
と	く た け	純	平
中	町	け	い
つ	ち や	正	順
つ	か こ し	た か の	り
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保 川	隆	志
西	村		敦
中	村	よ し	お
大	久 保	た か	し
石	原	た か	ゆ き
清	水	み な	子
廣	田	徳	子
に	し む た		勲
石	崎	ひ で	ゆ き
堀	内	し ん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひ ろ	か ず
石	原	み さ	子
宮	本		均
大	場		諭
稻	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よ し	の り
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵

竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
副	市	本	間	和
代 表 監 査 委 員		植	草	耕
教 育 長		田	中	庸
危 機 管 理 監		本	住	
市 長 公 室 長		麻	生	文
総 務 部 長		蛸	島	和
企 画 部 長		小	川	広
財 政 部 長		田	中	雅
管 財 部 長		稻	葉	清
情 報 管 理 部 次 長		松	丸	晃
文 化 国 際 部 長		森	田	敏
ス ポ ー ツ 部 長		立	場	久 美
市 民 部 長		佐	藤	敏
経 済 観 光 部 長		根	本	泰
こ ど も 部 長		鷺	沼	
福 祉 部 長		菊	田	滋
保 健 部 長		川	島	俊
環 境 部 次 長		品	川	貴
街 づ く り 部 長		小	塚	眞
道 路 交 通 部 長		岩	井	忠
下 水 道 部 長		藤	田	泰
行 徳 支 所 長		秋	本	賢
消 防 局 長		角	田	誠
選 挙 管 理 委 員 会 長		岩	井	
事 務 局 長		藤	城	久
農 業 委 員 会 事 務 局 長		六	郷	眞 紀
会 計 管 理 者		小	倉	
教 育 次 長		板	垣	貴
生 涯 学 習 部 長		藤	井	道
学 校 教 育 部 長				義

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小 泉 貞 之
事務局 次長	町 田 茂 幸
議事課 長	米 津 孝 成

(議事担当)

主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成

(調査担当)

主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第31議案第85号診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

[西村 敦健康福祉委員長登壇]

○西村 敦健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第60号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第61号市川市敬老祝金支給条例の一部改正について、議案第62号市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第63号市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第64号市川市介護保険条例の一部改正について、議案第65号市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第66号市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第67号市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第68号市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第71号市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第73号令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第74号令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第75号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第77号令和6年度市川市一般会計予算のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第78号令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算、議案第79号令和6年度市川市介護保険特別会計予算、議案第80号令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算について及び議案第85号診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第60号について。

本案は、児童福祉法の改正に伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号について。

本案は、平均寿命の延伸等を踏まえ敬老祝金の支給要件を見直すほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号について。

本案は、養護老人ホームいこい荘について、高齢者向けサービス等の充実による入所率の低下、建物の老朽化による安全性の低下等を勘案し、同施設を廃止するためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「これまで施設が果たしてきた役割を

市はどのように認識しているのか。また、廃止に伴い代替となる施設は必要ではないのか」との質疑に対し、「養護老人ホームいこい荘は、老人福祉法に基づき、虐待等の環境上の理由かつ生活困窮などの経済的理由により、自宅で養護を受けることが困難な高齢者を対象として、入所の措置が適当と判断された者を入所させてきた施設である。代替施設に関しては、介護保険制度の開始に伴い、特別養護老人ホームをはじめとする各種入所施設や、有料老人ホーム等の施設も増加し、虐待等で家族との分離が必要な場合、本人の生活状況、あるいは経済的な状況を踏まえ、各種施設を選ぶことができるようになってきている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号について。

本案は、地域共生社会の実現に寄与するため、市民等の社会参加及び介護予防の拠点となる施設として地域共生センターを開設することに伴い、その設置及び管理について定めるためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

本案は、介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を定めるほか、所要の改正を行うためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「一般的に、介護保険制度の財源構成は、25%が国の支出であり、そのうちの5%相当が調整交付金によるものとのことだが、調整交付金とは具体的にどのような内容のものか。また、本市における調整交付金の割合はどのくらいか」との質疑に対し、「調整交付金とは、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで平均して給付費の5%相当を国が交付するものである。具体的には、各市町村の65歳から74歳までの前期高齢者の人数、75歳以上84歳までの後期高齢者の人数、85歳以上の後期高齢者の人口比率や高齢者の所得水準を基に算出され、国から交付されることとされている。なお、令和6年度の本市における調整交付金の割合については、2.15%と見込んでいる」との答弁がなされました。

また、「今回、保険料負担割合を多段階化し、高所得者の負担割合を増やしていることは評価するが、低所得者等の月額保険料を据え置くことはできなかったのか」との質疑に対し、「介護保険制度は公的社会保険制度であることから、介護保険事業に要する費用の増加に伴い、市民の保険料負担を平均で月額400円引き上げざるを得ない状況にあった。そのため、一部の市民の保険料のみを現行の額から減額または据置きすることは、公平性の観点から、市民の理解を得ることが難しいと考えたことから、微増での改定としたところである。なお、低所得者の月額保険料は、第1段階では月額10円の増、第2段階では50円の増、第3段階では150円の増と、極力、上昇を抑えた改定とした」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号について。

本案は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正を踏まえ、指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない介護支援専門員の人員に関する基準を見直すほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号について。

本案は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号について。

本案は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を踏まえ、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号について。

本案は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正を踏まえ、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号について。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、条文の整備を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号について。

今回の補正は、第3款民生費において、私立保育園保育委託料、障害児通所給付費等の増額及び介護施設等整備事業補助金、老人福祉施設整備費補助金等の減額を、第4款衛生費において、国民健康保険特別会計繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金償還金等の増額及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備委託料等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、地域コミュニティゾーンこども施設整備事業の総額及び年割額を変更し、繰越明許費の補正において、保育園整備計画事業等の事業費が、年度内の支出が困難となったことにより、翌年度へ繰り越す措置を行うなどのほか、債務負担行為の補正において、北方保育園家屋等事前調査業務委託費を廃止するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費、子育て短期支援事業ショートステイ委託料について、「本委託料は110万2,000円の減額補正となっているが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本事業は、疾病等により家庭において児童を養育することが困難となった保護者に対して、児童福祉施設において短期間、子どもを預かる事業である。当初、予算額810万2,000円を見込んでいたが、実際の契約額が700万円となったことにより契約差金が生じたことから減額補正するものである」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第2目保健センター費、不妊治療費交付金について、「本交付金に係る申請件数は当初の想定と比べてどのくらい減少したのか」との質疑に対し、「当初は、293件を想定して予算計上したが、現在、申請件数は15件であり、件数ベースでは、約95%の減である」との答弁がなされました。

また、「申請件数が想定を大きく下回った理由についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「本市の特定不妊治療費助成は、千葉県の助成に対する上乘せ助成であるが、令和4年4月に不妊治療の多くが保険診療になった上、千葉県に不妊治療を申請できる人が、令和3年度に治療をしていて、令和4年度にも継続して治療をしていた人と絞られるため、申請件数が減少したものと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号について。

今回の補正は、歳出において、国民健康保険事業財政調整基金積立金、償還金等の増額及び資格給付業務委託、負担金等の減額を、歳入において、その他一般会計繰入金、前年度繰越金等の増額及び一般被保険者国民健康保険税基礎課税額現年課税分、普通交付金等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号について。

今回の補正は、歳出において、負担金、償還金等の増額及び職員の異動等に伴う給与費、負担金等の減額を、歳入において、介護保険事業財政調整基金繰入金、前年度繰越金等の増額及び職員給与費等繰入金、低所得者保険料軽減繰入金等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第3款民生費において、保育園整備計画事業・公立保育園民営化事業、母子健康診査事業、ぴあぱく妙典整備事業等に係る経費を、第4款衛生費において、予防接種事業、斎場施設整備事業、急病診療・消防出張所等改修事業等に係る経費を計上したものであります。また、継続費の補正において、北方保育園解体事業を追加し、その総額及び年割額を定めるほか、債務負担行為において、老人福祉施設整備事業費補助金、斎場整備・運営事業費等の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第3款民生費から申し上げてまいります。

まず、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、いちカレ事業運営費負担金について、「日々の生活に困窮している方などに対し、カレーライスを提供することのだが、『生活に困窮している方など』とは、どのような人を想定しているのか。また、対象者をどのように判断しているのか」との質疑に対し、「本事業においては、日々の生活や、食べるものに困り、カレーライスを食べに来た人に提供している。生活、食事に困っている人に気軽に来てもらい、温かい食事を食べてもらう観点から、身分を証明するもの、収入を証するものなどは求めていない」との答弁がなされました。

また、「その場合、事業効果はどのように測定していこうと考えているのか」との質疑に対し、「本事業は、本年1月26日から始め、現在3事業者の協力を得ているところであるが、提供食数、利用者の状況などを見ていながら、利用者のニーズなどを把握していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第3目高齢者支援費、ゴールドシニア事業（スマートフォン購入費）補助金について、「本事業は申請人数の上限はあるのか。また、チケット75においては市民まつりなどにおけるPRによって徐々に認知度が拡大していったと思われるが、本事業の周知はどのように行っていくのか」との質疑に対し、「予算の承認が得られた際には、4月当初の『広報いちかわ』で取り上げるほか、市公式ウェブサイト以案内するなど、積極的にPRしていきたいと考えている。また、申請人数の上限については、3,000人としている」との答弁がなされました。

次に、高齢者補聴器購入費助成金について、「本助成金の対象者は、非課税世帯とのことだが、対象者の拡大は考えなかったのか。また、補助金額は、上限3万円とのことだが、十分な金額と考えているのか」との質疑に対し、「本助成金の対象者は、住民税非課税世帯で65歳以上の高齢者としているが、これは、同種の事業を実施している近隣他市の多くが住民税の課税状況を要件としていたため、それを参考にしたものである。また、補助金額についても、近隣他市の多くが2万円を上限としていたこと、浦安市においては、3万5,000円を上限としていたことなどを参考にしたものである」との答弁がなされました。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、著作権使用料について、「本著作権使用料の内容はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「飲食店が利用客からの寄附により子どもに食事を無料で提供するフードリボンプロジェクトの啓発として、映画の上映会を開催するための映画上映権の使用料である。フードリボンプロジェクトを推進する運営団体が制作に協力をした命の貴さや日常への感謝をテーマとする映画を上映し、未来に不安を抱く子どもや若者に希望を与えるというフードリボンプロジェクトの趣旨を伝えるとともに、あわせて、リボンの利用について子どもに促すものである」との答弁がなされました。

次に、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金について、「本補助金は、家庭での子育て支援の拡充と子育て世帯の定住促進を目的として、親世帯との同居、もしくは近居を開始するために、住宅購入等を行う場合にその費用の一部を助成するためのものとのことであるが、本補助金の要件はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「この補助金については、3世代が同居・近居することが要件となっているので、補助金申請時に子育て世帯、つまり既に子どもがいる、あるいは生まれてくる子どもがいることと、祖父母世帯がいることが要件になると考えている」との答弁がなされました。

次に、第3目母子福祉費、こどもの受験料支援事業補助金について、「本補助金は、進学段階で、貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対し、受験料、模試費用を補助するためのものとのことだが、積算根拠及び想定人数はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「積算根拠について、本事業の対象者は、児童扶養手当受給世帯、児童扶養手当受給世帯相当のひとり親世帯、住民税非課税世帯である子育て世帯であり、住民基本台帳や、今までの給付金等のデータを基に、高校3年生相当に当たる子どもが336人、中学校3年生に当たる子どもが359人と算定をしている。また、受験率としては、厚生労働省が令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告において、子どもの高等学校卒業後の進路の進学率を66.5%としていることから、算定した人数に進学率を加味して、想定人数を219人としたものである」との答弁がなされました。

また、「対象者は20歳未満とのことだが、浪人生は含まれるのか」との質疑に対し、「浪人生については、国が本補助金に関わる要綱において、対象者を20歳未満の者としていることから、浪人生も対象としている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、公衆浴場組合補助金及び公衆浴場設備改善事業補助金について、「公衆浴場に関する2つの補助金の内容はどのようなものか。また、現在、市内に公衆浴場は5つしか営業しておらず、物価高騰により経営も厳しいと聞いている。お風呂がない住居に居住している市民もおり、災害対策の面からも公衆浴場は重要なものと考えているが、本補助金について、増額しなくてよいのか」との質疑に対し、「公衆浴場組合補助金については、公衆浴場が行うイベントや無料の入浴体験などの公衆浴場の振興に係る事業等に対する補助金となっている。公衆浴場設備改善事業補助金については、公衆浴場が設備の改善を行う工事費や修繕費に対する補助金となっている。補助金の予算額に関しては、昨年同様の計上としているが、公衆浴場組合補助金などを活用し、市も公衆浴場の経営者等と一緒に利用者を増やす取組をしていきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第6目斎場費、次期斎場整備運営事業者選定支援委託料及び斎場整備・運営事業設計委託料について、「斎場の整備に当たっては、DBO方式を利用することだが、業者の選定はどのように行うのか。また、分割発注など、ほかの方式と比較したDBO方式による整備のメリットとデメリットをどのように認識しているのか」との質疑に対し、「業者の選定の方法は、公募型プロポーザル方式を採用している。分割発注などと比較したメリットについては、DBO方式は、一括発注で設計段階から維持管理まで運営企業の意見も取り入れながら行っていく。そのため、完成後に使いやすく、管理しやすい施設の整備が可能になると考えている。デメリットについては、発注の準備から契約に至るまで、一括発注に伴う複雑な手続を実施する必要があり、確実に進めて

いくため、アドバイザー業者の支援を受けながら斎場の整備を進めている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号について。

本予算は、歳出において、負担金、特定健康診査等委託料等を、歳入において、一般被保険者国民健康保険税基礎課税額現年課税分、普通交付金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、債務負担行為において、特定健康診査受診券等作成委託費、国民健康保険システム標準化対応委託費の期間及び限度額を定めるものであります。また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号について。

本予算は、歳出において、主治医意見書作成等手数料、負担金等を、歳入において、現年度分特別徴収保険料、現年度分介護給付費交付金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、債務負担行為において、介護保険・障がい者福祉システム標準化対応委託費の期間及び限度額を定めるものであります。また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳入第1款保険料第1項介護保険料第1目第1号被保険者保険料、滞納繰越分普通徴収保険料について、「本市において介護保険料の滞納者はどのくらいいるのか。また、滞納者に対して、どのような方法で徴収しているのか」との質疑に対し、「滞納者は、令和4年度決算ベースで2,393人である。また、徴収方法については、保険料を納期までに納付しない場合は、督促状や文書による催告を行い、納付を促している。その際、一括納付が可能な場合は、同封の納付書で納付をしてもらい、一括納付が困難な場合は、分割納付という形で納付をしてもらっている。一方で、督促や催告に応答しない場合は、滞納金額や所得金額とともに費用対効果等を考慮の上、関係法令等の規定に基づき差押え等の滞納処分も視野に入れて対応している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号について。

本予算は、歳出において、後期高齢者医療システム標準化委託料、保険料負担金等を、歳入において、現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、債務負担行為において、後期高齢者医療システム標準化対応委託費の期間及び限度額を定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号について。

本案は、国民健康保険法の保険医療機関及び生活保護法の指定医療機関の開設者である相手方が不当な請求により本市から得た診療報酬及び高額療養費について、その返還に応じないため、相手方に対し、その支払等を請求する旨の訴えを提起するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

[石原たかゆき環境文教委員長登壇]

○石原たかゆき環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第72号市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第73号及び議案第77号のうち環境文教委員会に付託された事項につ

いて及び議案第82号市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第72号について。

本案は、待機児童の解消を図るため新たに稲荷木小学校放課後保育クラブを設置するほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号について。

今回の補正は、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、文化振興基金積立金等の増額及び信篤市民体育館冷暖房設備改修工事費等の減額を、第4款衛生費第2項清掃費において、会計年度任用職員報酬の増額及びし尿収集運搬等委託料等の減額を、第3項環境費において、電気自動車等導入補助金等の増額及び狂犬病予防集合注射委託料の減額を、第11款教育費において、校舎等改修工事費、トイレ改修工事費等の増額及び学校給食調理等業務委託料、放課後子ども教室運営委託料等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、大洲小学校校舎整備事業の年割額を変更するほか、繰越明許費の補正において、クリーンセンター整備事業、電気自動車導入促進事業及び小・中学校営繕事業の事業費が、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うとともに、小学校営繕事業について金額の変更を行い、債務負担行為においては、次期クリーンセンター整備運営事業者選定支援委託費を追加し、その期間及び限度額を定めるとともに、学校保健定期健康診断委託費の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第11款教育費第1項教育総務費第3目学校教育指導費、中学校夜間学級調査研究運営協力者報償金について、「今回の減額補正は、文部科学省の委託事業である中学校夜間学級調査研究事業において、本市が不採択となったことによるものとのことであるが、不採択となった理由は何か」との質疑に対し、「近年、夜間学級の設置数が増加していることにより、採択の予定数に対して多くの申請があったことや、本市が約20年間採択され続けていることから、今回、不採択になったものと考えている」との答弁がなされました。

次に、第2項小学校費第2目教育振興費、学校用備品費及び第3項中学校費第2目教育振興費、学校用備品費について、「グランドピアノ及びアップライトピアノに係る入札において、当初の見込みより落札金額が低かったことから本備品費を減額するとのことであるが、当初見込んでいた購入金額は幾らだったのか。また、小学校と中学校で同時にピアノを購入しているが、買い替える期間を決めているということなのか」との質疑に対し、「当初予算では、グランドピアノ1台当たり約200万円の購入金額を見込んでいたが、落札金額は半額程度であった。また、期間については、おおむね35年を経過したピアノを買い替えることとしており、小学校及び中学校の分をまとめて入札して計画的に購入している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、海外都市交流事業、北東部スポーツ施設整備事業、国府台公園再整備事業等に係る費用を、第4款衛生費第2項清掃費において、クリーンセンター整備事業、ごみ減量・資源化促進事業等に係る費用を、第3項環境費において、電気自動車等導入促進事業、スマートハウス普及促進事業等に係る費用を、第11款教育費において、学校給食室運営事業・学校給食費管理事業、放課後保育クラブ運営事業等に係る費用を計上したものであります。また、継続費において、第三中学校斜面地整備事業の総額及び年割額を、債務負担行為において、し尿収集運搬手数料徴収委託費、クリーンセンター整備・運営事業費、宮田小学校建替工事設計委託費等の期間及び限度額をそれぞれ定める

ものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第2款総務費から申し上げてまいります。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第22目国際交流費、外国との公式訪問団等受入れ・派遣等委託料について、「本委託料の内容及び委託先はどのようになっているのか」との質疑に対し、「内訳は、ガーデナ市公式代表団の受入れが191万4,000円、樂山市青少年代表団の受入れが415万9,000円、イッシー・レ・ムリノー市公式代表団の受入れが50万3,000円、カゼルタ市公式代表団の受入れが40万7,000円、市川市公式代表団のローゼンハイム市への派遣に係る通訳業務が139万8,000円で、計838万1,000円となっている。委託先は、ローゼンハイム市への派遣に係る通訳業務については未定であるが、その他の海外都市の受入れ業務については市川市国際交流協会の予定である」との答弁がなされました。

次に、第25目スポーツ費、夢の教室運営委託料について、「本委託の内容及び委託先はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本委託は、オリンピックなどで活躍したスポーツ選手を講師として市内の小中学校や特別支援学校などに派遣し、夢に向かって努力した話などをしてもらうことで、仲間と協力することや夢を持つことの大切さを児童生徒に教えるもので、委託先は公益財団法人日本サッカー協会である。なお、講師については、サッカー選手に限らず、多種多様なスポーツ選手等に担ってもらう予定である」との答弁がなされました。

次に、北市川運動公園整備工事費及び工作物等移転補償金について、「本工事は、J:COM北市川スポーツパークの機能拡充を図るためのものとのことであるが、どのような経緯で行うこととなったのか。また、本補償金は、現在梨畑である用地を更地にするためのものとのことであるが、積算根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「工事を行う経緯としては、市川市北東部スポーツタウン構想の当初の計画範囲の中で、一部の土地の所有者が梨畑の継続を希望していたことから、本市が購入できなかった土地があった。このたび、所有者から賃借が可能となったため、この土地にバスケットコートとスケートパークを整備することとしたものである。また、本補償金は、梨の木の伐採や梨棚の撤去、移設に係る費用を計上したものであり、令和5年度において、委託を用いて梨の木の本数を数え、梨棚の大きさを測るなどして積算したものである」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第2項清掃費第2目塵芥処理費、塵芥収集等委託料について、「本委託料は、労務単価の上昇による人件費の増加により、令和5年度と比較して増額で計上しているとのことであるが、労務単価はどれくらい上昇したのか」との質疑に対し、「労務単価については、千葉県基準を基に算出しており、1日当たりの労務単価を令和5年度と比較すると、作業員が1,500円、運転手が1,400円の増となっている」との答弁がなされました。

次に、不法投棄監視カメラ賃借料について、「本賃借料に係るカメラの設置台数、設置基準及び効果はそれぞれどのようになっているのか」との質疑に対し、「現在、市内北部と南部の合わせて2か所にカメラを設置しており、設置基準については、パトロールにおける不法投棄の重点地区に設置することとしている。また、カメラ設置による効果として、令和4年度及び5年度において警察に通報する事案は発生していない」との答弁がなされました。

次に、クリーンセンター整備事業に係る費用について、「次期クリーンセンター整備運営事業者選定支援委託については、事業者の募集や契約締結に係る支援、アドバイザー業務などを行うものとのことである。そこで、アドバイザー業務において、受託者からどのような助言を受けているのか」との質疑に対し、「受託者からは、現在の建設費の高騰の状況や今回の予算計上に当たって留意すべき点についてアドバイス等を受けている。具体的には、大阪万博や能登半島地震の影響はないものと見ており、今後、建設費が下がることはないとの意見や、国が示している建設工事費デフレーターなどの指標を加味して予算化することが重要である旨の意見を

もらうなどしている」との答弁がなされました。

次に、「代表質問において、本体工事費の積算根拠については、環境省の推奨する算定方法を参考にして算出した旨の答弁があったが、整備費約500億円の積算根拠の詳細はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本体工事費については、環境省が推奨する0.6乗則積算技法を用いて算出した。この方法は、他の自治体の入札実績を基に、1トン当たりの建設単価に処理規模を掛けて本体工事費を算出するためのもので、これにより算出された工事費に物価上昇率を反映させるため、建設工事費デフレーターを加味し、約491億円を算出した。このほか、高規格堤防整備費用と既存の管理棟の改修費用を合わせて、約500億円としたものである」との答弁がなされました。

次に、「債務負担行為として計上されているクリーンセンター整備・運営事業費750億円の内訳は、整備費として500億円、20年間の運営費として250億円とのことであるが、この内訳が変更になることはあるのか。また、今後、債務負担行為の限度額750億円を増額する変更を行うことは考えられるのか」との質疑に対し、「今回計上しているのは、整備と運営に係る事業費を合わせた750億円である。この内訳は、予算を執行していく上で、現在の想定から大きく乖離することは考えにくい。内訳の変更については、制度上可能である。また、予算の増額については、想定外の予測できない資材高騰やインフレによるものについては、絶対にはないとは言えないが、現在想定できる範囲の増加率は見込んでいるものである」との答弁がなされました。

次に、第3項環境費第1目環境総務費、電気自動車等導入補助金について、「今回、新たに電動バイクを補助対象とするとのことであるが、積算根拠となっている申請数の見込みはどのようになっているのか」との質疑に対し、「本市における電動バイクの普及状況の推移を勘案し、令和6年度においては、25件の申請を見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第1項教育総務費第2目事務局費、入学準備金貸付金について、「本貸付金は、令和5年度と比較し、200万円の減額となっているが、希望者全員に貸付けることができるのか。また、収入要件を緩和する考えはあるのか」との質疑に対し、「令和6年度において、申込みをして、要件の基準を満たしている者には貸付けできると見込んでいる。また、現在、収入要件を緩和する予定はないが、今後検討していく中で、要件を変更していく可能性はある」との答弁がなされました。

次に、第4項第1目学校給食費、学校給食食物アレルギー等対応補助金について、「本補助金の概要及び補助金額の根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本補助金では、重度のアレルギーを持つ児童生徒や、ふれんどルーム市川に通級して学校復帰を目指している児童生徒の保護者に対して補助を行う予定である。小学校においては、1日当たり200円の補助を、中学校においては、250円の補助を出席日数に応じて行い、小学校と中学校合わせて50人分を見込んでいる。また、補助金額の対象経費は児童生徒が持参したお弁当代金であるが、明細を把握することは困難であるため、補助金を適正に執行する観点から、補助対象経費を超えた補助にならないよう、これまで保護者が負担してきた学校給食費の額等を参考に単価の設定を行ったものである」との答弁がなされました。

次に、第5項第1目学校保健費、プール授業送迎委託料及びプール授業施設使用料について、「これらの費用は、本市の児童が学校施設以外のプール施設を使用するためのものとのことであるが、何校の児童が使用しているのか」との質疑に対し、「現在、塩浜学園及び行徳小学校の児童が、学校施設以外のプール施設を使用している。なお、本委託料は、塩浜学園の児童をクリーンスパ市川へバスで送迎するためのもので、本使用料は、行徳小学校の児童がコナミスポーツクラブ妙典を使用するためのものである」との答弁がなされました。

次に、第6項社会教育費第6目博物館費、考古博物館展示・教育普及事業に係る費用について、「本事業では、アイ・リンクタウン展望施設内の廊下壁面に本市の歴史年表を設置するとのことであるが、詳細はどのよう

になっているのか」との質疑に対し、「アイ・リンクタウン展望施設南側の廊下壁面を利用して、幅18m、高さ3m弱の歴史年表を設置し、太古から現代に至るまでの本市の歴史的事実を日本の歴史との対比の中で、写真やイラストを用いて分かりやすく紹介する予定である」との答弁がなされました。

次に、第8目青少年育成費、放課後保育クラブ指定管理料について、「本指定管理料は、支援員等の処遇改善による人件費の増などにより、令和5年度と比較して、1億88万4,000円の増額となっているとのことである。処遇改善の内容の詳細はどのようになっているのか」との質疑に対し、「まず、支援員については、270人を対象に給与月額を9,000円増額することにより、年額としては、1人当たり10万8,000円の増額となる。また、補助支援員については、560人を対象に時給を21円増額するものであり、年間で平均約4,400円の増額となる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号について。

本案は、既定予算に基づく市川市行徳公会堂天井等改修工事について、一般競争入札の結果、上條建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、建設経済委員長、小山田なおと議員。

[小山田なおと建設経済委員長登壇]

○小山田なおと建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第69号市川市漁港管理条例の一部改正について、議案第70号市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第73号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第76号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第77号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第81号令和6年度市川市下水道事業会計予算、議案第83号及び議案第84号財産の減額貸付について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第69号について。

本案は、漁港漁場整備法の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号について。

本案は、地方自治法の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第5款労働費において、光熱水費の減額を、第6款農林水産業費において、ちばの園芸産地整備支援事業補助金の増額及び施設園芸等支援事業補助金の減額を、第7款商工費において、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金等の増額及びデジタル地域通貨運営等委託料、デジタル地域通貨流通原資負担金の減額を、第8款観光費において、不動産鑑定手数料等の減額を、第9款土木費において、道路改良等工事費、下水道事業会計負担金等の増額及び自転車乗車用ヘルメット購入費補助金、公園緑地施設整備工事費本庁管内分等の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金、自転車走行空間ネットワーク整備事業ほか11事業の事業費が、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、道路拡幅用地取得費を廃止するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第7款商工費第1項商工費第2

目商工業振興費、デジタル地域通貨流通原資負担金について、「デジタル地域通貨の利用額が当初予算額の約80%程度になると見込まれることから、本負担金を減額するとのことだが、その理由は何か」との質疑に対し、「令和5年5月から9月まで実施したデジタル地域通貨の実証実験では、一部の市民が、申込みの際に、参加者1人当たりのチャージ上限額3万円を下回る金額で申込みを行ったことや、チャージ上限額まで入金をしなかったためである」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費、道路改良等工事費について、「本工事費により、自転車走行環境整備工事及び自転車走行空間整備工事を実施するとのことだが、両工事の違いは何か」との質疑に対し、「自転車走行環境整備工事は、主に安全対策を目的としており、自転車が車道を通行する際は左側通行である旨を示す路面標示を、駅周辺や通学路などに設置するものである。一方、自転車走行空間整備工事は、自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき、快適な自転車走行空間を整備し、路線的にネットワークをつなげていくものである」との答弁がなされました。

次に、第4目交通対策費、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、「本補助金の申請件数は、当初見込んでいた2万5,000件に対し、令和6年2月25日現在、約6,300件にとどまっているとのことである。本補助金制度は、命を守るという観点からも非常に重要であると考えているが、令和6年度以降も継続して実施する考えはあるのか」との質疑に対し、「本補助金は、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化されたことを受け、ヘルメットの着用が市民に浸透することを目的として開始したものである。本補助金の申請件数は、令和6年3月までに約8,000件に達すると見込んでおり、これによりヘルメットの着用が市民に浸透する一助となったものと考えていることから、本補助金制度を令和6年度以降も継続して実施する予定はない」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第2目都市整備費、窓・ドア断熱リフォーム臨時補助金について、「本補助金は、あんしん住宅助成制度が早期に終了したため、補助を受けることができずに工事を行った市民も対象となるのか。また、申請件数は何件を見込んでいるのか」との質疑に対し、「本補助金は、主にあんしん住宅助成制度が令和5年7月に受付を終了したことから、補助を受けることができなかった市民を対象として補助を行うためのものであり、令和5年度中に施工済みの改修工事が対象である。また、申請件数については、40件を見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、収益的収入において、汚水処理等負担金等の増額及び下水道使用料等の減額を、収益的支出において、管渠清掃等委託料等の減額を、資本的収入において、下水道防災事業費補助金等の増額及び公共下水道事業債等の減額を、資本的支出において、西浦下水処理場建設費負担金の増額及び北方地区公共下水道整備事業費本年度支出額等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、市川南ポンプ場建設事業の総額及び年割額並びに北方地区公共下水道整備事業の年割額を変更し、企業債において、起債の限度額を改めるほか、他会計からの補助金として、一般会計から補助を受けるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、北方地区公共下水道整備事業費本年度支出額について、「本整備事業において、水道管及びガス管が想定外の場所で発見されたため、工期内の完成が困難となったことから、事業期間を延伸するとのことだが、工事前により精度の高い調査を実施することで、このような事態を防ぐことはできないのか」との質疑に対し、「深い場所までの試掘調査は、大がかりとなり費用もかかるため実施していない。また、レーダー探査による事前調査も可能だが、こちらも高額であることから、

その実施については、費用対効果を考慮しつつ検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第5款労働費において、若年者等就労支援事業等に係る経費を、第6款農林水産業費において、都市農業振興支援事業等に係る経費を、第7款商工費において、デジタル地域通貨推進事業等に係る経費を、第8款観光費において、魅力発信物品制作事業、街のにぎわい創出事業等に係る経費を、第9款土木費において、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業、空家対策事業等に係る経費を計上したものであります。また、継続費において、斜面緑地崩壊対策事業の総額及び年割額を定め、債務負担行為において、道路拡幅用地取得費等の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第8款観光費から申し上げてまいります。

まず、第8款観光費第1項観光費第3目大町動植物公園費、動植物園トイレ改修工事費について、「本工事費によりどのような改修を行う予定なのか」との質疑に対し、「今回の改修工事では、動植物園レストハウス棟1階の多目的トイレにオストメイト対応設備を設置するなど、バリアフリー化を行うとともに、2階のトイレの床を湿式から乾式に変更することで、見た目の古さを一新する予定である」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第2項道路橋りょう費第4目交通対策費、交通安全指導（スケアード・ストレイト）委託料について、「本委託料により実施する交通安全指導は、中学生を対象に実際の事故現場を再現して行われるものとのことである。このような取組は非常に重要であるが、これだけでは不十分である。市は、関連する新たな事業を進めていく考えはあるか」との質疑に対し、「本委託料による交通安全指導のほか、一般の市民向けに、交通公園を活用した交通指導員による交通安全指導の実施や、警察などと協力した交通指導教室の開催などを検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第3項河川費第3目排水施設管理費、施設修繕料について、「新年度に予定している修繕はどのようなものか。また、今後の不具合への対応についてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「新年度に予定している修繕は、本北方排水機場の水位計、須和田排水機場及び本郷排水機場の蓄電池設備並びに北方ポンプ場の排水ポンプなどである。また、今後の不具合への対応としては、事後対応の修繕だけではなく、予防保全型で計画的な修繕などを進めていくことが重要と考えている」との答弁がなされました。

次に、水位監視カメラシステム使用料について、「本市が設置している水位監視カメラの設置台数及び設置箇所はどのようになっているのか。また、近年、突発的な大雨などが頻発していることへの対応として、今後、水位監視カメラの台数を増やす予定はあるのか」との質疑に対し、「本市が設置している水位監視カメラは、全部で21台あり、設置箇所としては、河川・水路に8か所、海岸に1か所、道路に12か所となっている。また、現時点では台数を増やす予定はないが、今後の気象状況などを見極めながら判断していく必要があると考えている」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第2目都市整備費、住宅断熱改修促進事業補助金について、「令和6年度より、新たに住宅断熱改修促進事業を実施することだが、これまで、住宅断熱改修に対する補助は、あんしん住宅推進事業において実施していたところである。今後の両事業の関係は、どのようになっているのか」との質疑に対し、「これまで実施していた、あんしん住宅推進事業における4つの柱のうち、省エネかつ断熱については、令和6年度より、住宅断熱改修促進事業へ移行して実施することとなる。なお、あんしん住宅推進事業については、4つの柱のうち、子育てを削除し、残りのバリアフリーと防災の2つを柱として継続することとしている」との答弁がなされました。

また、「本補助金の申請件数は、どの程度を見込んでいるのか」の質疑に対し、「本補助金の申請件数について

は、従来の窓及びドアの断熱化が110件、拡大事業である窓及びドアの高断熱化が55件、壁・床・天井の断熱化が10件、合計で175件を見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号について。

本予算は、下水道事業の業務の予定量、収益的収入及び支出、議会の議決を経なければ流用することのできない経費等について定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、下水道施設長寿命化対策事業について、「本事業による下水道管の長寿命化対策により、下水道管の耐用年数はどの程度延びるのか。また、地震への備えとして下水道施設の耐震化などの対策は行っているのか」との質疑に対し、「現在実施している下水道管の長寿命化対策は、各家庭から下水道本管に接続する古い取付け管を対象としており、耐用年数の延伸を図るものではなく、新しいものと交換するものである。また、地震への備えとしては、マンホールの浮き上がりを防止する対策とマンホールに接続する管が折れないように柔軟性の高い素材に変更する工事を行っている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号及び議案第84号について。

両案は、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、本市が所有する地方卸売市場の土地、建物及び建物に附属する土地を当該法人に減額して貸し付けるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長 ただいま議題となっております議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第56号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について、議案第57号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第58号市川市税条例等の一部改正について、議案第59号市川市手数料条例の一部改正について並びに議案第73号及び議案第77号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第55号について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号について。

本案は、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等を実施することがないことから、本条例を廃止するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号について。

本案は、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、条文の整備を行うためのものでありま

す。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号について。

本案は、森林環境税を免除する場合の事務の取扱いを踏まえ、市民税に係る減免の申請期限を見直すとともに、固定資産税等に係る減免の申請期限についても、これと同様の措置を講ずるためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

本案は、建築基準法の改正に伴い、大規模の修繕等に係る既存不適格建築物の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を見直すほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、財政調整基金積立金、基幹系システム運用管理委託料等を増額あるいは新たに計上するほか、学校コンピューターネットワークシステム保守等委託料、パーソナルコンピューター等賃借料等の減額を、第10款消防費において、事業用機械器具費等の減額を計上し、歳入においては、市税、県支出金、市債等を増額するほか、財産収入、繰入金等の減額を計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、情報システム運用管理事業等について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うほか、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第2目人事管理費、退職手当について、「退職手当については、定年退職及び早期退職の人数を予測して計上していると思うが、今回の増額補正の要因は、退職者数が当初の見込みを上回ったことによるものか」との質疑に対し、「令和5年度は定年の引上げがあったため、定年退職の該当者は当初から見込んでいない。本予算の増額補正の主な要因としては、応募認定の早期退職者において、過去5年間の平均から、当初は21人の早期退職者を見込んでいたが、今年度の早期退職者が24人となったことによるものである」との答弁がなされました。

次に、第12目情報システム費、学校コンピューターネットワークシステム保守等委託料について、「本委託料に含まれる業務委託のうち、GIGAスクールに係るヘルプデスクユーザーサポート業務において、約1億4,000万円の入札差金が生じたことから、減額補正を計上したとのことだが、見積価格と落札価格の差額について、どのように認識しているのか。また、落札した事業者が業務を適切に行うことができるかどうか、どのように担保したのか」との質疑に対し、「本委託は全国的に行われている事業であるため、事業者間の競争が激化していることや、ノウハウが蓄積されていることなどから落札金額が低下したものと考えている。また、落札した事業者とのヒアリングを通して履行確認等を行い、仕様の内容をすべて正確に理解していることを確認したため、契約に至ったものである。その後についても、本市においてモニタリングを行い、現在まで支障なく業務が行われており、現場への影響はないものと認識している」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第20款諸収入第5項雑入第5目電力売払収入について、「本予算については、当初の見込みより単価が上昇したため、増額補正を計上したとのことだが、どの程度単価が上昇したのか」との質疑に対し、「年間の単価契約の入札の結果、キロワットアワー当たりの単価が、7月から9月の夏季の平日昼間は、18,832円の見込みから

25.3円に、夏季以外の平日昼間は16.247円の見込みから25.3円に、夜間は13.618円の見込みから25.3円に、それぞれ上昇した」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出では、各款において人件費を計上したほか、第2款総務費において、市制施行90周年記念に関する事業、八幡分庁舎建替事業、情報システム統括事業等を、第3款民生費第1項第4目国民年金費において、国民年金事業を、第10款消防費において、消防活動車両整備事業及び消防団活動事業等を、第12款公債費において、令和6年度に償還する市債の元金及び利子を、第13款諸支出金において、土地開発公社業務委託料等を計上したものであります。次に、歳入では、各款において、前年度の実績及び令和6年度の事業計画に基づき、年度内に収入が見込まれる金額を計上したものであります。前年度に比べ収入増が見込まれる主なものは、固定資産税、地方特例交付金、県支出金、繰入金、諸収入、市債等であり、収入減が見込まれる主なものは、市民税、市たばこ税、分担金及び負担金等であります。また、債務負担行為において、税務システム標準化対応委託費、戸籍・戸籍附票システム標準化対応委託費等の期間及び限度額を、地方債においては、起債の限度額等を、一時借入金及び歳出予算の流用は財政運営上の措置として、それぞれ定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを、歳出第2款総務費から申し上げます。

まず、歳出について。

第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費、公共施設整備基金積立金について、「本基金の目標額について、どの程度を見込んでいるのか」との質疑に対し、「本基金は、公共施設の整備に当たり、一般財源の負担を軽減し、あるいは、各会計年度における一般財源の負担を平準化する役割を担うものであることから、基金の目標額は設定していない。このため、実際の積立金の額は、今後見込まれる整備費用を踏まえた中長期的な見通しに基づき、財政課と協議の上、決めていくこととしている」との答弁がなされました。

次に、第7目企画費、政策推進参与報酬について、「政策推進参与の選定に当たり、その目的及び期待する成果はどのようなものか。また、選定の基準はどのように考えているのか」との質疑に対し、「政策推進参与については、市長の求めに応じ、重要な施策の推進等に関して必要な意見を述べ、または助言及び提言を行うことを目的としている。例えば、地域住民との連携や地域活性化、それらを基にするまちづくりなど、多くの分野に密接に関わる政策について、より広い知見で専門的な助言を行うことを想定している。選定に当たっては、関連する著書や講演の実績などを踏まえながら、そのような目的に合致する人物を選定したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、同じく企画費、90周年記念周知横断幕設置等委託料について、「市制施行90周年記念事業について、市のロゴと90周年の文字が入った横断幕を設置するだけでは、周知がうまくいくとは思えないが、どのような工夫を考えているのか」との質疑に対し、「様々な事業やイベントに90周年という冠をつけるとともに、実施に当たっては、事前に効果的な周知を行うよう各部に伝えている。また、民間企業とコラボレーションできるイベントなどについても既に民間企業と協議を進めている」との答弁がなされました。

次に、第9目公平委員会費について、「本市では、公平委員会が十分に機能していないのではないかと考えるが、過去数年間において、本委員会が対応した件数は何件あるのか。また、本委員会の職員への周知方法について、庁内へのポスター掲示などの工夫は行っているのか」との質疑に対し、「公平委員会の主な業務のうち、令和2年から5年までの期間における対応件数として、不利益処分についての審査請求が1件、職員からの苦情相

談が6件であった。また、職員への周知については、現在、ポスター掲示等を行っていないため、今後、検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第14目自治振興費、自治会等提案地域活性化事業補助金について、「本補助金の計上に当たり、事前に自治会から要望を調査していると思うが、どのような事業が予定されているのか」との質疑に対し、「本補助金を活用した事業としては、街角に近隣の小学生が作成した絵画などを展示するための展示コーナーを設置する事業、また、地域の歴史を調査し、それを看板のような形で周知することで、郷土愛や歴史文化の継承を図る事業が予定されている」との答弁がなされました。

次に、第19目市民活動推進費、事業用機械器具費について、「本予算は、仮称八幡市民複合施設で使用する備品を購入するためのものとのことだが、その内訳はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「本予算9,000万円の内訳の主なものとしては、つどいの広場で使用するものとして約700万円、貸室で使用するものとして約1,300万円、貸室の中の音響設備等として約2,000万円、館内のフリースペースに設置する什器として約2,000万円、併設するカフェで使用するものとして約700万円、その他として約2,300万円となっている」との答弁がなされました。

次に、債務負担行為、信篤公共施設整備事業者選定支援委託費について、「本委託の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「信篤地域の公共施設の再編は、公民連携による公共施設と民間施設の合築とし、事業者の選定に際してはプロポーザル方式を取ることを検討している。本委託は、この事業者の選定に当たり、提案に求める業務の水準等を示す要求水準書の作成や、選定における審査・評価基準の策定、あるいは、選定後の基本協定書や契約書等の作成・締結に至るまでの法的な支援等を受けるものである」との答弁がなされました。

次に、第10款第1項消防費第2目非常備消防費、消防団員出動報酬について、「本予算は、令和5年度当初予算に比べ減額となっているが、この理由はどのようなものか」との質疑に対し、「令和5年度当初予算においては、出動回数を7,360回と見込んでいたが、本予算においては、実績を踏まえて7,045回とし、また、団員数についても、令和5年度に比べ5名の減としていることから、減額計上となったものである」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第20款諸収入第5項第6目雑入、有価物売却収入について、「本予算は、令和5年度当初予算に比べ、約6,000万円増の約2億7,000万円の計上となっているが、この増額計上の要因はどのようなものか」との質疑に対し、「本予算は、主にクリーンセンターに搬入された鉄、アルミ、アルミ缶、金属類などの一般廃棄物を売却して得る収入であるが、これら廃棄物の単価の上昇が、増額計上の要因である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

〔とくたけ純平議員登壇〕

○とくたけ純平議員 日本共産党のとくたけ純平です。ただいま議題となっております議案第64号市川市介護保険条例の一部改正について、第78号令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算、第79号令和6年度市川市介護

保険特別会計予算、第80号令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算に対し、会派を代表し、反対の立場から討論を行います。

議案第64号は、第9期の介護保険料を基準額で約6.89%の値上げをするものです。市は、低所得者に配慮をした見直しであるとしていますが、生活保護受給者及び非課税世帯となる第1段階から第3段階に対して、料率こそ引き下げられていますが、基準額が上がっているため、結局は全段階とも値上げであり、非課税世帯に対してさえ、年間で120円から1,800円の値上げとなっています。第4段階、第5段階の世帯課税本人非課税である場合には、年間で3,840円から4,800円の値上げが示されています。たかが120円、たかが数千円だと感じるでしょうか。今、物価高騰により、市民の生活が困窮していることは言うまでもありません。年金は増えず、年金生活者からの悲痛な声が後を絶ちません。スーパーを何軒も渡り歩き、1円でも2円でも安いものを探したり、数円単位でこつこつとポイントをためたりし、何とか生活をやりくりしている市民の姿が見えていますか。いちカレを食する生活困窮者に対して、来年度から介護保険料が上がりますと、どのような顔で言えばよいのでしょうか。先日、お話を伺ったある高齢者は、生活が苦しくて、安楽死の制度があれば選びたいとまで話していました。この社会の厳しさ、冷たさを象徴する言葉だと感じます。

そもそも非課税の制度があるのは、課税をすれば、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障できないからです。そのような方から強制的に保険料を徴収すること、ましてや3年ごとの計画の見直しのたびに値上げをすることは、間違っていると言わざるを得ません。今回、所得段階を多段階化し、高所得者の乗率をより引き上げる計画ではありますが、所得の再分配という観点で見れば、まだまだ不十分です。少なくとも本人非課税の第5段階までの保険料を据え置くべきです。

また、介護保険制度では、25%が国の負担だとされることがありますが、そのうちの5%分は調整交付金となっています。この調整交付金の割合は自治体によって異なり、本市は比較的高齢者が少ないなどの事情により、およそ2.15%程度しか交付されないとのこと。そもそも介護保険制度ができる前の措置制度では、国が50%の公費負担をしていました。高齢化の進行による保険給付費の増加は、はなから予測できたものです。それに見合った財政負担を行わない国の責任が問われます。現在、調整交付金が5%出た場合で25%とされている国の負担率を30%にすれば、市民負担を軽減することができます。さらに、40%、50%と国の負担率を引き上げ、被保険者の負担を軽くすることを市長会などでもっと強く働きかけるべきです。このことを求め、議案第64号に対する反対討論といたします。

次に、議案第78号です。この会計は、昨年の9月定例会で可決された9年ぶりとなる国民健康保険税の値上げとなる条例改正に基づいて組まれているものです。その改正の内容は、所得割は医療給付分と後期高齢者支援金分を合わせて8.75%から9.40%へ、介護納付金分が1.50%から2.05%へ、均等割は後期高齢者支援金分が月に6,800円から8,800円へ、介護納付金分が月に1万800円から1万3,600円へと値上げされるものです。保険税は、1人平均年間約8,000円の値上げとされていたものです。国民健康保険の加入者は、年金生活者、自営業者、フリーランス、無職の方が多いため、物価高騰の影響を強く受けている被保険者が大変多い状況です。年金生活者においては、ほかにも介護保険料が大きな負担になっており、自営業者においては、インボイス制度実施による打撃も深刻なものがあります。

そんな中、滞納者に対する差押えの件数は、令和3年度が307件、令和4年度が511件、令和5年度は1月までで既に719件とのこと。本市の国保加入世帯は約6万世帯ですから、100世帯に1世帯以上が差押えをされているということになります。信じられないような数字になっています。また、滞納者の物、または住居、その他の場所を捜索する行為は、令和3年度が1件、令和4年度が2件、令和5年度は1月までで既に10件ということです。こちらも大幅に増えています。この数字から、社会情勢が厳しくなる中、支払うことができずに苦悩す

る市民の姿が浮かび上がってきませんか。本市は、この上で、さらなる値上げをしようとしているのです。

国は、国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでであるとし、社会保障であるとしています。であるなら、国が制度の財源保障に責任を負うべきです。にもかかわらず、国は一般会計からの法定外繰入れによる赤字の補填の早期解消を求めています。あまりにもひどい話です。本市は、国が求めるとおりに法定外繰入れを解消することを前提として今後を見据えているように思いますが、その先に待ち受けている未来とはどのようなものでしょうか。経済的な理由で治療が受けられず死者が出る、そんな未来ではないでしょうか。

当然ながら、地方自治体は国の下請ではありません。あくまで対等な関係です。国の法定外繰入れ解消の求めに応じて国保税を引き上げるのが、住民の命と健康を守るべき地方自治体の役割だとは思えません。住民の生活に寄り添って、国に対して補助額の増額をもっと強く求めるべきです。その上で、高過ぎる国保税を引き下げ、無理なく支払える制度にしていくことこそが、本市のすべきことだと考えます。

また、現在、未就学児の均等割を5割軽減する制度がありますが、中には、独自に高校生世代までの減免を行っている自治体もあります。本市もそのような制度を検討したり、国に求めたりするなど、減免制度の拡大も検討していただきたいと思います。

以上、議案第78号に対する反対討論といたします。

次に、議案第79号です。来年度から第9期の介護保険事業計画が始まります。さきに述べたとおり、議案第64号では、介護保険料の引上げが案として上がっています。本議案における介護保険料の歳入は、対前年度予算比で5億5,500万円以上も増額しています。それだけ高齢者に重たい負担のしかかるといっていいのでしょうか。働いても実質賃金は上がらず、年金も上がらず、物価が高騰している中、介護保険料も引き上げられれば、高齢者の生活がいかに苦しいものになるかは明らかです。これでは、せっかくのゴールドシニア事業もかすんで見えてしまうのではないのでしょうか。

また、介護保険サービスは、保険あって介護なしという状況がより深刻なものとなっています。これまでに利用料2割負担及び3割負担の導入、特養入所を要介護3以上に制限、要支援1、2の介護保険外し、部屋代や食事代などの自己負担の補助対象外拡大などの改悪が行われてきました。今回の改定で危惧されていたケアプランの有料化や、要介護1、2の訪問介護、通所介護の総合事業への移行、介護2割負担の拡大などは今のところ見送られていますが、継続して検討される状況です。これでは介護保険制度自体が生きながらえたとしても、中身が空っぽで、要介護高齢者の生活を支えることができない制度となってしまいます。このことを強調して、議案第79号に対する反対討論といたします。

次に、議案第80号です。平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は、住民を年齢で区切って、高齢者を別枠の医療保険へ強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるものです。これまでも保険料の値上げが繰り返されてきましたが、今回の値上げでは、均等割が年間4万3,400円から4万3,800円に、所得割は8.39%から9.11%に値上げとなります。平均で1人当たり年間4,152円の値上げとなり、年間の平均保険料額は8万3,927円となります。この状況で老後の暮らしに希望を持てるのでしょうか。これでは、ゴールドシニアではなく、コールドシニアだと言われてしまってもおかしくありません。

一方で、一昨年10月から一定以上の所得がある被保険者の窓口負担が1割から2割になってしまいました。これに伴い、本市の医療機関からも後期高齢者が医療を抑制している実態が伝えられており、医師から見ても、本来必要と考えられる医療が受けられていない状況が危惧されています。

さらに、出産育児一時金が42万円から50万円に増額されることを機に、その財源の一部が後期高齢者医療制度から捻出されることとなります。おかしな話です。出産育児一時金の増額に異論はありませんが、低所得者に対して負担が重い保険料に上乘せすることには反対です。高齢者が安心して生きていける社会を目指し、後期高齢

者医療広域連合に対して働きかけをすることを求めまして、議案第80号に対する反対討論といたします。

以上、4つの議案に共通することは、防衛費の増額、アメリカからの兵器の大量購入には多額の公費を投げ入れる国が、住民の医療を受ける権利を保障することに対しては、公費ではなく住民の負担を強いているという点です。住民の福祉の向上に公費の投入を優先するよう、国に対して強く働きかけることを改めて求め、議案第64号、78号、79号、80号に対する反対討論といたします。

○稲葉健二議長 大場議員にお伺いしますが、討論のボリュームは……。

[大場 諭議員「ボリュームは収まります」と呼ぶ]

○稲葉健二議長 そうですか。

それでは、次に大場諭議員。

[大場 諭議員登壇]

○大場 諭議員 公明党を代表して、賛成の立場から討論を行います。大場諭です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第73号、議案第77号について討論を行います。

初めに、議案第73号令和5年度一般会計補正予算について。本補正予算の歳出について、国の補正予算等への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、生活者、事業者に対する支援などを行われます。物価高騰の影響に対する支援については、交付金5億4,848万円のうち3億2,970万9,000円が活用される。生活者支援ではゴールドシニア事業、チケット75、579万1,000円が予算化されており、これは昨年実施されたバス、タクシーのチケットを支給するチケット75において、あふれたバス1,187名、タクシー1,661名の方にチケットを支給するためのものである。そのほか、電気自動車等導入促進事業、窓・ドア断熱リフォーム臨時補助金があります。事業者支援では、事業者エネルギー価格、貨物運送事業者燃料費、介護サービス事業所原油価格、障害福祉サービス事業所等原油価格などへの物価高騰対策支援金として、物価高騰で苦しんでいる生活者や事業者に対する支援について予算化されています。

次に、議案第77号令和6年度市川市一般会計について。まず、予算編成について、令和6年度の予算編成に当たっては、令和5年度同様に、財政保全措置と緊急事業選択の継続、社会経済情勢等を踏まえた対応、自主財源の確保を基本的な考えに予算編成が査定なされたとのこと。このうち財政保全措置の取組については、特定の経費を除いた経常的経費及び政策的経費に関わる事業について、令和5年度当初予算における同事業の一般財源額を上限とする要求額を5%のマイナスシーリングの継続がなされるが、保育園の運営に関わる委託費や障がい者支援に関わる扶助費など義務的な経費は対象外とし、道路の補修や側溝清掃、公園などの草刈りなど生活に身近なサービスについても予算を確保するなど、市民生活に配慮した上で実施したものとなっており、6年度予算も同様の考えで編成を行っており、財政保全措置による市民生活に大きな影響はないとされているとのことであり、これについては一部理解はいたします。

ただ、予算編成でシーリングのかかることはメリット、デメリットがあります。メリットは、財政規律が強化される、優先順位が明確化される、財政の効率的な配分がなされるなどがあります。ただし、デメリットは、予算要求の段階で金額が決められるため、社会経済の変化に応じた柔軟な事業展開が困難になる可能性がある。また、不要な事業にあっても、基準内であれば財政等級は査定しないことで既存の事業の支援が補填されるおそれがあります。さらに、一律の削減要求により、新しい事業の提案や創造的な取組が抑制される可能性があります。今後は、これらの点を踏まえ、マイナスシーリングを適用する際には、その影響を慎重に評価し、バランスの取れた予算編成を行っていただきたいと思っております。

次に、当初予算フレームについて。一般会計の予算規模が1,768億円、約6%拡大した主な要因は、歳出面で

は、国の制度改正などに伴う経費が増額、既に着手している建設事業の進捗などにより事業費が増となっている。また、歳入面では、市税収入において、個人市民税の定額減税を実施、減税に伴う減収相当額、マイナス約23億円が地方特例交付金として全額補填されることなどが主な拡大の要因となっている。新年度の当初予算では、市税収入そのほかの財源を活用し、増加する義務的経費への対応を図りながら、子ども・子育て施策の強化と教育の充実、高齢者などへの支援、地域脱炭素の推進、消防・防災力の強化、地域経済・観光の活性化について予算を確保されている。そのほかクリーンセンターの建て替えに向けた予算化や公共施設の老朽化対応の財源確保のため、基金への積立てを行うなど、予算の配分を行うなど、諸課題の解決に向け持続可能な行財政運営を確立するための予算としたところとなっております。

それでは、各施策について見ますと、初めに、子ども・子育て支援策強化への課題の認識と施策について、本市でも少子化が進行しており、妊娠期から切れ目のない支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが重要な課題と認識され、少子化対策に集中的に取り組む施策が実施されています。その中で、こども未来戦略に基づき実施される事業、こども家庭センターが設置され、全ての妊産婦、子育て家庭に対して、妊娠、出産や子育てに関わる情報提供や相談への対応、児童虐待の通告や相談の受け付け、支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援方針の検討など多くの支援が行われます。また、保育園整備計画事業、産後ケア事業、子どもの居場所づくりの支援事業、子ども医療費助成事業などが継続されるとともに、新たに市の単独事業として、3世代の同居・近居による祖父母による子育てサポートを受けられる環境を整備し、地域での子育て環境の充実を図る子育て世帯同居・近居スタートを応援する事業として、地域の実情に応じた工夫がなされています。教育環境の充実では、学校給食費の無償化及び放課後の子どもの安全、安心な居場所づくり等が継続実施されます。来年度においても、妊娠期から切れ目のない支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりへの予算が確保されております。

2番目に、高齢者などへの支援について、社会参加を通じた介護予防や健康寿命の延伸に資する施策に重点をシフトすることを念頭に、敬老祝金の見直しにより2,670万円の削減に対し、スマホや補聴器の購入助成などの新規事業3事業、チケット75の拡大など拡大事業3事業で、今年度予算と比較して約1億1,900万円を増額して計上されています。また、デジ活講座を開催し、スマホの使い方、デジタル地域通貨、公共施設の予約方法などを学び、生活にスマートフォン活用の支援を行う。これらの事業を通じて、ゴールドシニアをはじめとする高齢者の積極的な社会参加や活動を支援し、地域で生きがいを持って生活できる施策が実施されます。

3番目に、保健衛生の向上として、生活に密着した新事業、带状疱疹ワクチン接種費用や若年の末期がん患者への在宅療養サービス等の費用の助成のほか、コンビニエンスストアへのAEDの設置など、市民から必要とされている取組を積極的に予算化されました。

4番として、地域脱炭素の推進について、脱炭素社会、カーボンニュートラルの推進について、脱炭素社会の実現に向けて、スマートハウス普及促進事業、電気自動車等導入促進事業、住宅断熱改修促進事業などが拡大されております。

5番として、防災・消防力の向上について、崖地等崩壊対策事業として、崖地の危険性がある5か所の崖地等において安全対策が実施されます。また、消防活動車両整備事業では、市民生活の安全を守るため、今回、はしご付消防自動車、高規格救急自動車2台の更新が行われます。

6番として、地域経済の活性化について、デジタル地域通貨推進事業では、目的を市内の資金循環により地域経済の活性化を図るとともに、健康づくりやボランティア活動に取り組むインセンティブとして行政ポイントを付与して市民活動の活性化を図るとしています。地域の経済循環の促進、地域経済の自立と発展が期待される所です。ただし、令和7年度以降は、国からの交付金を充当して事業を実施できるとは限りませんので、先進

事例の調査研究を進めて、国費などの特定財源に頼ることなく事業目的を達成できる将来像の確立を目指していただきたいと思います。

7番として、自治体行政におけるDXの推進の将来計画等の施策について、国の交付金であるデジタル田園都市国家構想交付金を活用して電子市役所実現という将来像に向け取り組んでいるとのこと。今後の課題は、DXの推進に向けては、行政内部でデジタル人材の確保と育成が重要となりますので、取組を望みます。

8番、公共施設整備の財源確保について、公共施設の老朽化対策など、将来的に歳出増大が見込まれる様々な行政課題への対応のため、基金への積立てを行う必要も考えられます。クリーンセンター建て替えに向けた財源確保としては、一般廃棄物処理施設建設等基金積立金として約4億円を予算計上し、基金残高は約90億円に達すると見込まれます。そのほか、斎場や学校建て替えなどの公共施設整備全般に活用が可能な公共施設整備基金への積立て約7億円を予算計上し、基金残高は約67億円となる見込みとなっております。重要課題の一つである公共施設整備に関わる財源確保を行うことは理解いたします。しかし、財源が厳しい状況において、幅広い分野における市民生活に必要な予算を配分しつつ進めるべきであると考えます。計画どおりの更新を進めるとともに、今後も人口減少化を踏まえた不断の見直しを実施し、さらなる内容充実を図ることが重要であります。

最後に、私たちはコロナ危機において、日常がいかに大切かを心から感じたところです。その危機において、医療、福祉、教育をはじめとする基礎的な行政サービスを提供する市川市、地方自治体が果たすべき役割、存在を認識された方が多いと思います。来年度においても、市民の平穏な生活が保たれるよう役割を適切に果たされるよう、課題は多いですが、必要な財源を確保しつつ、行財政運営をお願いいたします。

以上をもちまして公明党の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○**稲葉健二議長** 討論の通告をされている加藤武央議員、越川雅史議員に申し上げますが、討論のほうは休憩の後ということで、よろしく願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時開議

○**稲葉健二議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論を続けます。

加藤武央議員。

[加藤武央議員登壇]

○**加藤武央議員** 創生市川の加藤武央です。ただいま議題となっております議案第77号令和6年度市川市一般会計予算から議案第81号令和6年度市川市下水道事業会計予算までの5議案につきまして、会派清風いちかわ、自由民主の会、そして創生市川を代表いたしまして、原案賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

今年1月1日に発生した能登半島地震では、建物の崩壊や津波などにより多数の貴い命が失われました。この場をお借りいたしまして謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げさせていただきます。

被災から2か月が経過しているものの、ライフラインや幹線道路についても復旧されていない地域があり、いまだ多くの方が避難所での生活を余儀なくされている状況にあります。こうした中、市川市を含め、多くの自治体から職員が派遣され、早期の復旧、被災者への支援など、尽力されていることに対し、私からも敬意を表したいと思います。

さて、田中市長の就任から早くも2年が経過しようとしています。昨年5月には新型コロナウイルス感染症は

5類に移行し、社会経済活動の正常化が図られてきているところではありますが、市民生活においては、賃金の上昇や年金の引上げが物価上昇に追いつかず、負担が増している状況にありますので、市民の生活を守り、市内経済を活性化させるための対策が必要であると強く感じております。こうした背景を踏まえまして、議案第77号令和6年度市川市一般会計予算について述べさせていただきます。

令和6年度の一般会計の予算規模は1,768億円と、前年度に比べ100億円、6%の増となりました。これは人件費の増や児童手当の拡充などによる扶助費の増、また、情報システムの標準化など、国の制度改正等に伴う義務的経費が増額となったことや、既に着手済みの建設事業の進捗等による事業費の増が大きく影響しているとのことですが、こうした中であっても、本市が抱える課題の解決に向け、必要な予算はしっかりと確保する必要があると考えています。

そこで、このような視点に立ち、予算計上されている施政方針と教育行政運営方針について挙げられた重点施策に沿って、それぞれ意見等を交えて述べさせていただきます。

まず、施政方針の重点施策についてです。

市長が施政方針で述べられたとおり、誰一人取り残さない、持続可能で安心・快適な、魅力あふれる元気なまちを実現するための幅広い分野にわたる予算がそれぞれ計上されています。その中身を見てみますと、本市が抱えている課題に真正面から向き合いながら、持続可能な社会を目指す市長の強い思いをうかがい知ることができました。

初めに「誰一人取り残さないまち」についてです。

I C Tの利活用が広まる中、高齢者の情報格差の問題が指摘されており、総務省においても、高齢者等のデジタル活用に向けた支援を進めています。新年度予算では、スマートフォンの操作など情報機器類についての知識や経験のないゴールドシニアもその恩恵が受けられるよう、「学ぶ・使う・得をする」をテーマに取り組むチャレンジ75の対象事業として、スマートフォンの購入費の一部助成や操作方法を学べるデジタル活用講座の開催を実施することは、私も含めて高齢者への支援と、市が進めるデジタル地域通貨などの施策との相乗効果を生み出す取組として評価できるものです。

次に、40歳未満の若年がん患者に対し、新たに在宅療養に必要なサービス等の費用の助成について予算が計上されています。末期がんと診断された方は、治療などにより通学や就労が難しくなるため、精神的、身体的に負担が重くなると思います。また、就職、結婚、子育てなど、人生の節目の時期に重なることで、治療費が経済的負担となり、在宅療養サービスを必要としている方の中には、経済的な理由からサービスの利用を控え、十分な生活を送られていない方も少なくないのではないかと思います。在宅療養に必要なサービス等の費用を助成することで、住み慣れた自宅で安心した療養生活が送れ、御本人や御家族の身体的・経済的負担の軽減が図れることは評価できるものであります。

次に、「持続可能で安心・快適なまち」についてです。

カーボンニュートラルの実現は世界共通の重要な課題であり、一人一人が問題意識を持って積極的に取り組んでいく必要があります。そこで、まず各家庭の住まいにおける創エネの取組として、スマートハウス普及促進事業では、住宅用太陽光発電設備設置に対する補助金について、来年度からは1キロワット当たりの補助金額を2万5,000円から5万円に拡大し、さらなる普及促進を進めています。また、省エネの取組としては、住宅断熱改修促進事業では、窓、ドアなどの断熱化に対し、断熱性能などに応じて補助金額に差を設けるなどの新たな制度設計により、家庭でのエネルギー消費を抑える取組を進めています。こうした事業の拡大は、脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルの推進に寄与するものであり、大いに評価できるものです。

次に、いよいよ新年度から本八幡駅北口駅前地区の再開発が本格的にスタートします。当該地区は市川市の中

心市街地にあり、JR線、京成線、都営新宿線の3路線の駅が近接していることであり、東京都心や近隣市へのアクセスにも便利な立地になっています。一方で、低層の建物が密集し、道路についても幅員が狭いため、災害の危険性も高く、歩行者が安全で快適に通行できる環境となっていないなどの課題があり、この地区が持つポテンシャルを生かし切れていない状況と言えます。本八幡駅北口再開発基本構想によると、再開発が進むことで、町歩きが楽しくなる商業空間になるとともに、地区全体の一体的なまちづくりにより、不燃性、耐震性の高い建物や、安全で快適な道路空間による防災面の強化が図られ、多世代のニーズに対応した機能が導入された複合的な都市拠点が形成されるとのことですので、早期の実現を私は期待をします。

長年の懸案となっていたクリーンセンターの建て替えを決断し、建設費、運営費を合わせ750億円の予算化がなされたことは評価すべきことですが、市民生活に直結する施設であり、これだけの多額の経費をかけて実施する大型事業になりますので、建設に向けたスケジュール管理や事業者の選定、予算を執行する際の透明性の確保など、市民に対する説明責任をきちんと果たせるよう事業を進めていただくとともに、安定的に稼働するよう、しっかりとした施設を造り上げていただくよう、強く要望させていただきます。

次に、「魅力あふれる元気なまち」についてです。

今年度で八幡エリアで実証実験として実施したデジタル地域通貨推進事業が、6年度には利用できる地域が順次拡大されるとのことです。今年度実施した実証実験と異なる点としては、現金チャージの上限額が3万円から6万円に拡大することや、利用者が在勤・在学者まで対象範囲が広がること、また、還元ポイントについても、中小企業での利用を促進するため、大手企業よりも手厚くなっており、来年度は実証実験の結果を踏まえた多くの改善点が盛り込まれています。さらに、行政ポイントの対象事業についても、市民活動の活性化、健康の増進、社会福祉の増進などなど、多方面に拡大されており、地域経済と市民活動の活性化が図られる仕組みとなっており、大いに評価できます。

自治会は今でも地域コミュニティにおける中心的な役割を果たしていると思います。しかしながら、自治会への加入率は徐々に減少傾向であったり、地域におけるリーダー的な担い手が不足していたりと、自治会活動における持続可能性が危ぶまれています。自治会への加入率を大幅に伸ばすには、容易ではないかもしれませんが、デジタル地域通貨の行政ポイントを活用して、新たに自治会に加入した世帯や自治会へのポイントが付与される仕組みにより、デジタル地域通貨の利用促進と自治会の加入率の促進が図られることを期待させていただきます。

次に、教育行政運営方針の重要な施策に基づく予算について評価をさせていただきます。

まず、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」についてです。

自宅で十分に食事ができずに、学校給食が命綱となっている子どもがおります。私は子どもの貧困への対応といった側面からも、給食の役割における重要性は高いと考えています。田中市長の決断により、学校給食費の無償化を実施したことで、各家庭において給食材料の値上がりの影響を受けることもなくなり、子どもたちが安心して良質な栄養を取ることができるようになりましたので、学校給食費無償化を継続することは、健やかな子どもの成長には欠かせないものであると私は思っております。

その反面、学校給食費無償化の実施により、市の財政運営には、将来に大きな負担を伴っていることであることも事実です。今後、財政状況の悪化などにより財源不足に陥った場合に、給食の品質の低下や無償化を続けることができなくなる懸念もありますので、今後、新たな事業展開をしていく上で、選択と集中を徹底し、財源を確保していくことを強く要望いたします。

次に、「学びの質の向上と学びの保障の実現」になります。

公共施設の老朽化対策の中でも、特に築年数が経過している小中学校の建て替えは最優先で行わなければなら

ないと思っております。中でも宮田小学校は、小中学校の中でも築年数が最も古い学校であることから、とりわけ早い事業の着手が求められています。また、宮田小学校は敷地が狭いといった課題がある中で、ICTを活用した最新の学習環境の整備や、省エネ、創エネなどの環境への配慮が求められるとともに、宮田小学校らしさを保つことを求められます。令和11年度の供用開始に向けて、来年度は設計委託に関わる費用などが予算化されています。今後を担う子どもたちが通うこととなりますので、新しい時代の学びを実現する学校施設となるよう期待をさせていただきます。

最後に、「ともに支え合う学びの環境整備」についてです。

公民館は市民にとって身近な学習拠点としてだけではなく、市民同士の交流の拠点として重要な役割を果たしている施設です。公民館では、市民の多様化、高度化する学習ニーズや、地域ごとの実情に応じた様々な学習機会が求められています。来年度の予算においても、公民館主催講座活動事業の予算が確保されています。コロナ禍で停滞していた市民活動を活性化していくためにも、アフターコロナにおける市民や地域の要請を的確に捉え、子どもから学生、勤労者、お年寄りまで、幅広く多様な世代の方々が気軽に集まり、学べる拠点となることを要望させていただきます。

以上、述べてきましたことは、ほんの一部にすぎませんが、一般会計予算の全体的なことを申し上げますと、市制施行90周年といった節目を迎え、様々な行政課題に対し適切な対応が図られており、必要となる予算が確保されていることが確認できました。

次に、議案第78号から議案第80号までのそれぞれの特別会計と議案第81号の公営企業会計につきましては、各会計のそれぞれの目的に合わせ、適切に予算が編成されているところですが、その中で特に要望等があるものについて、会計ごとに述べさせていただきますと思います。

まず、国民健康保険特別会計です。

国民健康保険税の改定により、6年度から税額が引き上げられます。平成27年度から据え置かれていたため、9年ぶりの改正となります。しかしながら、保険税は改定されたものの、一般会計からの繰入金は前年度に比べ増額となっており、まだ収支の差が埋まっていない状況にありますので、引き続き市民への影響を考慮しながら、見直しを続ける必要があります。また、収納強化と滞納整理、ジェネリック医薬品の利用促進による保険給付費の抑制などの取組を継続し、一般会計からの赤字繰入れの抑制に努めていただくことを要望させていただきます。

次に、介護保険特別会計ですが、提案に上がっているとおり、6年度から3か年を計画期間とする介護保険事業計画の第9期が始まることにより、介護保険料などが改正されます。保険料の見直しについては、低所得者層に配慮された点を評価しております。運用面では、今後、加速化が見込まれる高齢化の進展により、保険給付費は右肩上がりとなることが想定されるため、保険者が健康を維持し、住み慣れた地域や自宅で生活ができるようフレイル予防に力を入れていただき、介護給付費の抑制につなげていただくことを期待しております。

最後に、下水道事業の特別会計についてですが、雨水事業についてですね。

今後も大雨の浸水による大きな災害を未然に防ぐために、引き続き市川南ポンプ場の整備や高谷・田尻地区の雨水管渠整備に関わる予算が計上されていることを確認しましたので、着実に進めていただき、市民が安心して生活できるよう、浸水被害の抑制に努めていただくことを要望させていただきます。

また、汚水事業についても、宮久保地区をはじめとする汚水管渠施設工事に関わる予算が計上されています。6年度末の公共下水道の普及率について、80%を目標としていますが、普及率のスピード感が私は遅いように思います。下水道工事を待ち望んでいる市民がいまだ多くいることを踏まえて、スピード感を持って計画的に進めるとともに、さらなる普及促進に努めていただくことを強く要望させていただきます。

以上、令和6年度の当初予算案について、賛成の立場から評価と要望を申し上げさせていただきました。

新年度の予算は、国の制度改正に伴う義務的経費の増額への対応を図りながら、市川市が取り組むべき新たな課題に対する予算を積極的に配分されつつも、既存事業への予算についてもしっかりと確保することで、市民生活への影響にも配慮していることが確認できました。また、公共施設整備基金への積立てなど、将来の財源負担の軽減に考慮した予算となっており、編成に当たっては全体のバランスを考慮されたことが分かりました。しかしながら、近年、順調に増加してきた市民税収入は、近い将来、人口減少により減収が懸念される中で、大きな財政負担を伴う公共施設の老朽化対策など、待ったなしの事業が控えていますので、将来を通じて恒常的に財政負担が生じる事業を始める場合には、市民目線を第一に、本当に市民に喜ばれ、多くの市民が望んでいるものなのかといった視点を持ち、また、財源を確保した上でスタートするなど、将来の世代に過度な負担を及ぼさぬよう、引き続き確実性と積極性のバランスの取れた財政運営に努めていただくことを強く強く要望し、賛成の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、越川雅史議員。

[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております議案第77号令和6年度市川市一般会計予算につき、賛成の立場から討論を行います。

現下の本市を取り巻く社会情勢等につきましては、他党派の討論でも触れられておりますので割愛いたします。その上で、私たちは田中市長の施政方針に目を向け、令和6年度市川市一般会計予算が施政方針を実現するための予算案として必要十分なものが精査をさせていただきました。

施政方針の中には、幾つか目を引くものがございましたが、特に「90年間の積み重ねの中でできた好まざる市役所の慣習」という表現に着目をさせていただきました。

田中市長は、去る3月2日付「広報いちかわ」において、この「好まざる市役所の慣習」の中身について言及されました。確かに私から見ても、田中市長が御指摘された点につき、思い当たる節もございます。その一方で、私から言わせていただきますと、ほかにも幾つかの「好まざる市役所の慣習」の存在が頭をよぎります。

その1つが「上司から部下に対するハラスメントが容認され過ぎている」というものであり、もう一つは「部下が上司から受けたハラスメントを受忍し過ぎている」というものであります。そこでまずは、職員をハラスメントから守る機能を担う総務部と公平委員会の役割を確認するとともに、新年度予算案において必要十分な予算が確保されているか、委員会内外において調査させていただきました。

ということで、第2款総務費第1項総務管理費第9目公平委員会費ですが、公平委員会とは、地方公務員法第7条第2項に基づき設置される行政委員会であって、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、職員からの苦情相談の処理業務を担っていることは御承知のとおりです。このうち、不利益処分についての審査請求は、懲戒その他職員がその意に反すると認める不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、審査請求を提起できるもので、同委員会は、その処分に違法、不当な点がないかどうか調査審議を行って、裁決を行うものとされております。また、職員からの苦情相談は、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を受け付けるもので、公平委員会は、相談者に対して、助言等を与えるほか、関係当事者に対して、事情聴取等を行うものであるとされております。この公平委員会についても、もしかしたら本市職員の方々は田中市長が御指摘された事なかれ主義を適用されているのかもしれない。というのも、ハラスメント根絶に積極的に取り組む自治体では、職員に対して、公平委員会が職員からの苦情の申出や相談を受け付けることができる旨を庁内掲示板や研修会等の機会を通じて周知を図っているようですが、本市では職員に対する積極的な周知が行われておりません。私も時折、職員とも雑談をいたしますが、職員の多くは地方自治法に目を通す機会も少

ないようで、公平委員会について名称こそ聞いたことはあるものの、何だかよく分かっていないような印象を抱いております。

実際に、本市の過去3年間における公平委員会への提起件数について確認させていただきましたが、勤務条件に関する措置要求と不利益処分についての審査請求はそれぞれゼロ件、1件であり、項目の中では最も多かった苦情相談ですら、令和3年度2件、4年度1件、5年度2件と、いずれも極端に少なかったのが実情です。

本市の暗黒の歴史とも言えますが、令和3年8月にはパワハラでっち上げ事件がありました。念のため解説いたしますと、当時の市長、副市長が、議員による職員に対するパワハラ事件をでっち上げるために、部下の職員に対して部下の意に反する文書の提出を求めたという当時の市長、副市長による強烈かつ明白なパワハラ事案です。この事件の被害者とされる職員は少なくとも7人はいたはずですから、三、四人ぐらいは公平委員会に相談するなり、苦情を申し立ててもよさそうなものですが、この年度でも苦情相談件数はそれにも満たなかったことはさきに述べたとおりです。当時の総務部長は一連の経緯、経過を承知していたにもかかわらず、職員に対し公平委員会の存在を周知していなかったのだとしたら、その罪も重いと指摘せざるを得ません。

いずれにいたしましても、公平委員会の存在や機能に関する職員に対する周知につきましては、総務委員会における質疑を通じて総務部より改善を図る旨の御答弁をいただくとともに、それら施策を遂行するに必要十分な予算が計上されていることも確認させていただきましたので、次に進みます。

同じくハラスメントへの対応について、第2款総務費第1項総務管理費第2目人事管理費に計上された予算も調査させていただきました。今は名称が変わり、健康管理担当室となっておりますが、職員をハラスメントから守ることについては、令和4年2月定例会総務委員会において、当時の旧健康経営相談室長と当時の総務部長より重要な御答弁がありましたので、これを確認する意味で御紹介したいと思います。

同委員会において、自らパワハラ被害を受けたであるとか、目の前でパワハラ被害を確認した場合、「管理職であるあなたはどう行動するのか」と私からただしましたところ、当時の旧健康経営相談室長と当時の総務部長は、パワハラ防止のために、自ら率先してその場で直ちに行動する、特に管理職の場合は、部下に対する安全配慮義務があるから、自ら率先して行動しなければならないといった趣旨で力強く御答弁されました。そこでこのたび、総務部次長及び健康管理担当室長に対し、同様の認識を有しているかどうか確認いたしましたところ、御両名より、自らハラスメントを受けたであるとか、自らの目でパワハラ被害を確認した場合には、自ら率先してその場で直ちに行動する、特に管理職の場合は、部下に対する安全配慮義務があるから、自ら率先して行動しなければならないといった旨の正義感あふれる責任感みなぎる御回答を得ることができました。また、それを実行するために必要十分な予算が確保されていることも確認させていただきました。

ところで、このハラスメントについてですが、加害側であれ、被害側であれ、何がハラスメントに該当するのか正しい知識がなければ、加害側も自らの言動を正すことができませんし、被害側も訴えるべき事象を正しく認識して、しかるべき機関に申し立てることもできません。私は市川市役所には友達が少ないのですが、全国の自治体には数多くの知人、友人、仲間がいますので、試しにいろいろ聞いてみました。すると、部長が人事権や職位上の優位性を背景に、自分が嫌な仕事、例えば、市民の面前、矢面に立つような仕事や出費を余儀なくされる仕事は、適当な理由をつけて次長に押しつけるというものが、地方自治体あるあるの一つと伺いました。具体的な事例としては、例えば商工振興部門の部長が各地域の商店会から新年会の招待を受けた場合、部長自身は、体調が悪いだの、家庭の事情だの、もっともらしい理由を主張して、市民の面前、矢面に立つことと、それに伴う出費を回避し、市長のあずかり知らぬところで次長に代理を務めさせ、何食わぬ顔でやり過ごすというものだと思います。自治体によって差があるのかもしれませんが、その自治体では部長や次長には交際費が認められておらず、新年会などに出席する場合は自腹を切ることを余儀なくされるそうです。そうであるならば、日時や頻度に

応じて部長と次長とで出席する会合を分担するなど、お互いの事情を考慮しつつ双方で助け合うのがあるべき姿かと思えますし、仮に部長が欠席し次長を代理に立てる場合には、事前に市長や副市長から承認を得るなどの手続が必須かと思われます。

ひどい事例では、部長が、体調が悪いなどと新年会のほぼ全てを次長に押しつけ、費用まで全額次長にかぶせてしまう事例もあるようですが、市長や副市長が目を光らせていない自治体では、どうせばれないだろうなどとたかをくくって、このようなことを平気でやる部長がいるそうです。これは、田中市長のお言葉を借りて表現するならば、部長の責任回避にほかなりませんし、これに甘んじる次長がいるのであれば、事なかれ主義にほかなりません。そして、このケースでは部長が市民の面前に立つことを回避しているわけですから、仮に本市にこうしたケースがあるのならば、市民目線、現場主義の放棄に当たり、田中市政への挑戦とも認定すべき行為です。

人事権や職位上の優位性を背景に、本来なら職位上負担すべき出費を回避して部下に押しつけるのみならず、同時に地域の方々と触れ合う機会をも拒絶しているわけですから、質の高い仕事などできるはずはありません。災害時に初めて現場に赴くことになって、そこで初めて名刺を差し出しながら、臆面もなく「初めまして」などと、どのような表情で挨拶する気なのでしょう。確かに、地域振興部門などは新年会等の招待を受ける頻度も多いでしょうから、出費がかさむことは理解できますし、そうした出費を回避したくなる気持ちも分からなくもありません。市民の面前、矢面に立つことがどのぐらい大変なことかは私も理解しているつもりです。ただ、だからと言って、市長、副市長のあずかり知らぬところで部長が次長に押しつけることがまかり通れば、これは責任回避どころか、もはやパワハラであって、許される行為ではありません。不適切にもほどがあると、断罪せざるを得ません。百歩譲って、他の自治体ならともかく、田中市長が市長職を担う本市においては、部長の責任回避のために次長が苦しむことになる、そんな職場環境に嫌気が差した若手職員の意欲が停滞するどころか離職に至り、若手の離職率が増加するなどということは、あってはなりません。

今回私に情報提供くださった自治体において、なぜそのような事例が放置されているのか、私には全く理解できませんでしたが、その自治体では、当該部長が市長を完全になめているとのことで、次長も次長で、自分さえ我慢すれば済むといった安易な考えに染まっている、田中市長のお言葉をお借りするならば、事なかれ主義にどうやら陥ってしまっているとのことです。

また、やっている側もやらされている側も、これをパワハラだと認識しておらず、相互に当たり前だと勘違いしているケースもあるそうです。ただ、仮に当人同士が合意できていたとしても、その積み重ねが当該自治体の体質となるわけですから、長い年月を経て「好まざる市役所の慣習」にまで育ってしまっただけで周りが迷惑しますし、そんな職場環境を目の当たりにしたら、若手職員のロイヤルティの低下を招くことは必然かと思われます。

私は本市においてそのような事例があるかどうか把握できておりませんので、総務部長、一度このあたりの実情を調査していただくよう要請いたします。ちなみに、情報提供くださった自治体の方からは、調査が入るとなると、部長が次長に新年会費を渡し口裏合わせをするケースもあるので注意してくださいとのことでありました。確かに、次長は注意が必要です。もし口裏合わせに応じれば、次長も共犯者になってしまいますし、今さら部長からお金を受け取ったら、その行為もアウトです。今なら次長は純粹なる被害者ですが、それが共犯者として巻き込まれてしまうような軽率な言動はくれぐれも慎むべきことは当然です。

いずれにしても、ハラスメント撲滅に向けて、総務部長が職員を守るという気概と覚悟を持って職務に励行されるよう求め、次に進みます。

次は第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第1節報酬のうち、政策推進参与報酬72万円についてです。市長公室によりますと、市長の求めに応じ、重要な政策の推進等に関し、必要な意見を述べ、または助言及び提

言を行うことを目的として、新年度より政策推進参与を登用されるとのことであります。この点につきましては、前市政において企画政策アドバイザーなる呼称で約500万円の予算が計上されていたことが思い出されます。前市政においては、前市長が旧知の人物を登用し、勤怠管理もしなければ成果物の提出なども求めずに、何のために登用してどのような成果が挙げているのか、判然としないまま報酬の支払いだけが続いておりました。私は田中市長が前市長と同じ失敗を繰り返すようなことはないと感じております。今回の政策推進参与は、公募など透明性の高い選考過程を経て選任されるとともに、その成果、働きぶりについても市民に披露されるものと確信しておりますので、今後の推移を見守ることとし、次に進みます。

続いては、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費第18節負担金補助及び交付金のうち、いちカレ事業運営費負担金についてです。本事業は、格差社会によって日々の生活に困窮している方などに、国民食であるカレーライス（いちカレ）を無料で提供する事業とのことであり、いちカレを食すことで、未来への活力をつけてもらうことがその目的とのことであります。そこで、会派内において活発な議論を行いましたところ、確認すべき幾つかの論点を検出いたしました。

格差社会によって日々の生活に困窮している方とは具体的にどのような方々が該当するのだろうか、また、民間事業者であるいちカレを提供する各事業者は、カレーを食べに来た方が該当者であるのかどうか、どのように見極めることができるのだろうか、市外在住者や訪日外国人観光客がSNS等を通じて情報を得て、面白半分にはいちカレを食べに来るようなケースはないのだろうか、その場合、各事業者の方々は、それと分かっているにもかかわらず黙ってカレーを提供せざるを得ないのではないかと、だとすると、結局、どのような人であれば、単に無料でカレーが食べられるだけの、単なる炊き出しのカレーみたいになってしまうのではないかと、その場合に、事業効果をどのように測定できるのだろうかなどといった疑問があれやこれやと瞬時に思い浮かんでくるのは、私たち無所属の会の議員特有の職業病なのかもしれません。ただ、この事業は、朝日信用金庫の実施する地元応援団の対象事業として採択されたものであり、同信用金庫より御寄附いただいた1,000万円を原資として、令和7年度末までの3年間の事業実施を前提としているものと伺っております。令和8年度以降において自主財源を用いて実施するのであれば話は別ですが、新年度において当該寄附金を原資にしている限りにおいては、同信用金庫の御意向を尊重して事業の推移を見守ってまいりたいと思います。

続いて第3款民生費第2項児童福祉費第3目母子福祉費第18節負担金補助及び交付金のうち、こどもの受験料支援事業補助金についてです。本事業は、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、受験料、模試費用の補助を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするというものであり、こども家庭庁によるこどもの生活・学習支援事業が拡充されたことを受け、令和6年度からの新規事業として新年度予算案に計上されることとなりました。私も浪人生の際には、そば屋で出前のアルバイトをして、模擬試験受験料や定期券代を捻出していた過去がありますので、このような支援が打ち出されたことについては羨ましくも素直に歓迎したいと思います。ただ、新規事業ゆえに制度が十分に練られていないのか、令和6年度当初予算案説明――以下、予算案説明と称しますが、これを読み進めていくと、幾つか気になる表記が見受けられましたので確認させていただきました。

まず、受験料の対象者についてですが、予算案説明では、「高校3年生」と記載されておりましたので、高校中退者や浪人生の取扱いが気になりました。確かに、昨今は大学全入時代という言葉が聞かれるぐらいですから、今どき浪人をする人は珍しいのかもしれませんが、本事業の対象者であるひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもたちはヤングケアラーかもしれませんし、家計を支えるためのアルバイトを余儀なくされているかもしれません。だとすると、勉強時間を十分には確保できないまま高校卒業に至ってしまうことも考えられるからです。そのほかにも、高校に十分に通うことができず中退してしまうケースもあるでしょう。そこで、この点、確

認いたしましたところ、所管課からは二十歳未満であれば対象となる旨の回答があり、少しほっといたしました。ただ、その一方で課題も検出いたしました。この受験料の補助額には上限額が設定されておりますが、その上限額がたったの5万3,000円ということであります。たった5万3,000円では一、二校程度しか受験できないのではないかと危惧する次第です。

そこで、実際に様々な情報を取り寄せてみましたが、やはり昨今の大学受験でも、平均三、四校を受験するだとか、約30万円かかるといった情報が集まりました。仮にこれが相場であるのならば、極めて少ない補助額と言えるかと思えます。ちなみに私の30年以上前の経験であります。高校3年時には約25万円の費用を投じて5大学8学部を受験し、すべて不合格という結果でした。そして、翌年は6大学10学部に出願しましたので30万円強の費用がかかりましたが、悔いのない出願をすることができ、辛うじて浪人生活を終えることができました。当然のことながら現在とは時代も違いますし、そもそも私と比べること自体が間違いなのかもしれませんが、一、二校程度しか受験できないということであれば、勉強が手につかないぐらい志望校選びに悩んでしまって、違った結果になっていたかもしれません。

本事業は国と県の補助対象事業であり、そこで上限額が設定されているものと理解しますが、せめて国公立で二、三校、併願する私立も二、三校ぐらいいは受験できるよう、独自財源を充てても予算の拡充を図っていただきたいをお願いします。

もう1点、模試費用の補助についてですが、高校3年生は8,000円、中学3年生は6,000円が上限となっております。こちらも上限額が少な過ぎるように感じました。これではやはり一、二回しか模試を受験できないものと思われれます。私は学習塾経営者ではありませんが、素人目で考えてみても、春先には自分の立ち位置を正確に認識することが重要でしょうし、夏休みの前後で2回受験することにより、夏休みまでの成長と夏休みでの成長を測定することにも意味があるように思われます。そして秋以降は、毎月模試を受験することで試験慣れして、本番に臨むのではないのでしょうか。そう考えますと、本事業は国と県の補助対象事業であることは重々承知しておりますが、せめて5回、いや七、八回受験できるよう、独自財源を充てても予算の拡充を図っていただきたいをお願いします。

続いて第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費第18節負担金補助及び交付金のうち、若年がん患者在宅療養支援事業についてです。本事業は、若年の末期がん患者が、住み慣れた住宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスや福祉用具にかかる費用の一部を補助することで、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図るというものであり、令和5年度に千葉県が新たにがん患者QOL向上事業として若年末期がん患者の在宅療養費の助成を実施したことに伴い、本市においても実施に向けた検討が行われてきた経緯が認められます。そしてこのたび、晴れて新年度予算案に計上されたことについては、率直に歓迎したいと思います。ただ、こちらの事業についても予算案説明では一月当たり54,000円が上限と表記されておりましたので、この上限額で本当に問題がないのかどうか、必要十分な支援が受けられる金額設定となっているのかどうか、この点を確認させていただきました。保健医療課の説明によりますと、仮に本事業の対象となるサービスである訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与の全てのサービスを利用した場合であっても、一般的な事例であれば、上限額である5万4,000円の範囲内で賄うことができる旨の御説明を受けました。ただ、これはあくまでも一般的な事例が前提であって、個別具体的な事例ごとに状況は異なるのだと思います。

念のため再確認いたしますが、本事業の対象者は、医師によって回復の見込みがないと判断された40歳未満のがん患者の方々であり、在宅療養を行う上で支援及び介護が必要である方々に限定されております。こうした方々には残された時間、心置きなくお過ごしいただきたいと願う気持ちは誰もが同じなのではないでしょうか。本事業によって身体的・経済的負担が一定程度軽減されることは事実ですが、上限額があることで、サービスを

利用するタイミングをためらってしまうなど、御本人や御家族に要らぬ精神的負担を強いてしまうことが懸念されます。仮にほぼ毎日訪問介護や訪問入浴介護のサービスを利用したとしても、そもそも自己負担などなくしてしまっただとしても、今回の予算計上額約130万円がどの程度膨むというのでしょうか。私は10倍、20倍、いや、もっと膨らんだところで、何ら問題ないものと確信しております。もちろん、40歳以上の介護保険制度の対象者の方々との間に差が生じるのは事実ですが、若年末期がん患者の方々に濃い充実した日々をお過ごしいただくところ、最優先されるべきなのではないでしょうか。

いずれにいたしましても、本事業は新年度より新たにスタートするものでありますので、利用すべき方々が適切に利用できるよう、まずは制度の周知を進めていただきながら、試行錯誤の上、より安心して利用できる制度となるよう、上限額と自己負担の撤廃を要請いたしまして、次に移ります。

同じく第4款衛生費第3項環境費第2目環境保全費のうち、猫不妊手術費等助成事業についてです。本事業の目的は、飼い主のいない猫の増加を防止するため、不妊等手術費用の一部助成や飼い主のいない猫の譲渡会開催費用の一部助成などの取組を促進することにあります。当初予算計上額で比較すれば昨年から大幅に増額されたことを歓迎します。今回の予算計上額大幅アップの背景には、昨年までの経緯と、偉大なる3人のお言葉が直接・間接的に影響しているものと理解しております。お1人目の方は、「その国の道徳心の高さは、その国の動物に対する接し方によって分かる」とおっしゃったそうですが、これはマハトマ・ガンジーのお言葉だそうです。2人目の方は次のようにおっしゃいました。「人間はもちろん、動物や植物も、すべての命を尊ぶことが何よりも大切なことです」「飼い主のいない猫によるトラブルをなくすための地域猫活動への支援を強化し、地域の理解のもとに動物との共生社会をつくります」。これは田中市長の令和4年6月定例会における所信表明でのお言葉で、私も心より賛同いたします。3人目の方は、猫不妊手術費等の助成金は、令和3年度も4年度も短期間で上限に達している、年間を通して予算が倍ぐらい必要だと力強くおっしゃいました。とくたけ純平議員の御発言です。

こうした3人の方々の御発言を受け、今回の予算計上額が大幅にアップされたことは歓迎いたしますが、地域猫活動に関しては積み残った課題がありますので、私からは改善を求める事項を2点ほど申し述べます。

まずは、現状、本市は公園における地域猫活動を認めておりませんが、不妊手術を施すこと、置き餌をしないこと、ふんを始末することなどルールを明確にした上で、許可制にすることで、環境美化と動物愛護の進展並びに動物虐待の抑止、野良猫の増殖やふん尿被害などのトラブルの軽減に資することは明らかであると考えます。公園における地域猫活動が許可制となるよう求めます。

もう1点は、餌やりを禁止する旨の掲示物についてです。現状では、「無責任な餌やりは控えてください」という表記になっており、この表現がトラブルの原因となっています。餌を与える場合、トイレの設置と掃除、餌の片づけをするとともに、速やかな不妊手術をお願いしますとの趣旨の表現に改めていただくよう要請いたします。

続いては、第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費のうち、デジタル地域通貨推進事業についてです。このデジタル地域通貨については、昨年5月22日から9月末日までの4か月強の期間、実証実験が行われました。この実証実験の特徴は、参加者1万5,000人にはチャージ額に応じて9,000円相当を上限とする30%ものプレミアムポイントが付されるというものでした。ただ、30%ものプレミアムポイントとは、本市がデジタル地域通貨に係る実証実験を初めて実施するに際しての、言うなれば広告宣伝費のようなものと位置づけられていたはずであり、当該実証実験を除いては、プレミアムポイントは付与されないことが了解事項であったと私は認識しております。そして、本市のデジタル地域通貨は、将来的には行政ポイント事業主体の事業に収れんされていくことにも一定のコンセンサスがあったものと理解しております。だとすれば、令和5年度の実証実験を通じて、市

民及び市内店舗への周知が一定程度進んだわけですから、次は、行政ポイント事業が主体となった本市のデジタル地域通貨の将来像を念頭に置いた実証実験を、令和6年度においてもう一度実施するものと理解をしており、ところが、新年度当初予算説明並びに当初予算案では、いつの間にか事業規模拡大、本格実施と位置づけられておりましたので、大変驚きました。どうしてあの実証実験の結果から、直ちに事業規模拡大、本格実施に至るのだろうか、疑問に感じたのは当然ですが、結論ありきのやり方に、村越前市長がよみがえったかのような錯覚すら覚えた次第です。

昨年の6月定例会でも申し上げましたが、実験という言葉の定義は、ある理論や仮説が正しいかどうかを一定の条件の下で決まった手順により試してみることであって、令和5年度に行われた実証実験の結果で分かることは、30%ものプレミアムポイント、最大9,000円相当ものプレミアムポイントが付与された条件下における実験結果にすぎない点に注意が必要です。確かに、担当室では実験結果に関する検証を行い、利用実績として、4億円以上が利用され、検証を行う上で十分な利用実績となった、市内店舗の利用促進、消費の喚起、経済波及効果の誘発等の効果が認められた、経済効果は推定3.1億円となり、事業費1.7億円を上回ったなどと成果を誇っているようですが、仮にそれらが事実であったとしても、あくまでもこれらは30%ものプレミアムポイントのなせる業であることを忘れてはなりません。

そして、30%ものプレミアムポイントという条件は、破格なものであり、とてつもない威力を発揮するものであることは、担当室が実施したアンケートにおいて、98%もの加盟店がプレミアムポイントは経済活性化に有効と答えていることと、98%もの参加者がプレミアムポイントで購買意欲が高まったと回答していることから明らかです。もちろん、田中市長が政治生命の全てを賭けて、本市の自主財源を用いて今後も30%ものプレミアムポイントを付与し続けていくのであれば話は別ですが、本市のデジタル地域通貨の将来像は、行政ポイント事業に収れんされていくはずですので、令和6年度においては、その将来像を見据えた実証実験を行っていただきたい、還元ポイントを強く打ち出すのではなく、本市のデジタル地域通貨のあるべき姿を見せていただきたい、と注文をつけ、くぎも刺しておきたいと思えます。

さはさりながら、令和6年度は市制90周年という特別な事情があり、国からは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるという特別な財政措置もあることは承知しております。新年度の財源として高額な自主財源、独自財源が充てられていれば話は別ですが、国から地方創生臨時交付金が交付される限りにおいては、それを本事業に充てることは許容できるものと判断した次第です。

その上で、行政ポイント事業についてさらに言及いたします。行政ポイント事業については、本年2月22日付で令和6年度行政ポイント事業案と題する資料が配付されました。確かに、各部各課からさまざまなアイデアが出された様子はいくつかありますが、ぱっと見て、実に創意工夫のない、取ってつけたかのような安易な提案が幾つか散見されました。例えば、自治会行事やウェブ制作等の手伝いをした大学生には1人1回1,000ポイント付与するものと、環境フェアのイベント運営の手伝いをした大学生には1人当たり200ポイント付与するというものです。自治会行事やウェブ制作等の手伝いをした大学生には1人1回1,000ポイント付与する一方で、環境フェアの運営の手伝いをした大学生にはなぜ1人当たり200ポイントしか付与しないのでしょうか。確かに、これらは対価を得るための労働ではありませんが、世間では当たり前になりつつある同一労働同一賃金の考え方に照らせば、ポイント付与数は同水準であるべきと考えます。もしかしたら、市川市役所にはいまだに同一労働同一賃金といった考え方が浸透していないからこそ、このように類似の活動のポイント付与数にも格差が見られるのかもしれないし、正規職員と会計年度任用職員の業務や責任の重さにほとんど差がないケースも散見されるなどといった指摘が聞かれる真の原因もこのあたりにあるのかもしれない。

また、付与の対象者をなぜか大学生に限定していることにも違和感があります。確かに、若者イコール大学生

といったイメージが強いことは否定いたしません、何も若者イコール大学生とは限りません。昨年、横浜市内の、あるマンションの自治会役員に中学生が就任していることが話題となっていました、本市にこのような中学生がいた場合、あるいは高校生がいた場合、この付与基準に基づけば、対象外となってしまいます。なぜ中高生は対象外なのでしょう。

そして、それら創意工夫のない、取ってつけたかのような安易な提案の中でも最悪だと思ったのが、デジ活講座事業の受講者に1人当たり1,000ポイント付与するという安直な発想と、健康講演会の受講者に300ポイント付与するという過度な付度です。デジ活講座事業とは、デジタル地域通貨ICHICOの還元率アップキャンペーンの実施を予定していることから、デジタルデバイスの活用に十分な知識、経験のない75歳以上の高齢者もその恩恵を受けられるよう、スマートフォンの操作方法などを学べるデジタル活用講座を開催するというものだそうです。もちろん、ICHICOを成功させるために様々な観点から本質的な努力を重ねることに異を唱える気はございませんが、受講者に1人当たり1,000ポイント付与してまでデジ活講座事業に人を集め、ICHICOの恩恵を受けられるようにすることは絶対に本質ではないはずです。

もう1点、健康講演会ですが、市民が、いつまでも輝きながら健康で過ごすことを目的に、市長が各回の講師と対談する講演会であることは、既に御承知の方も多いかと存じます。確かに、前市政であれば市長が講師と対談するには会場が満員でなければ格好がつかないとばかりに、本市職員は事なかれ主義をいかんなく発揮して、勤務時間中であろうが、土日祝日であろうが、職員を数多く動員していたかもしれません。そんな前市政同様の発想であれば、1人当たり300ポイント付与することで健康講演会の会場を満員にすることも当然の帰結なのでしょう。しかしながら、田中市長は今、この事なかれ主義を打破しようと御奮闘されている真っ最中です。そして、田中市長は永田町においてはマイク1本で国会議員になった男として認知されていることを、私は承知しております。開催のタイミングによって、時に受講者が少ないケースも当然あるでしょうが、だからといって1人当たり300ポイント付与することで参加者を募り、会場を満員にするなどといった付度がなされれば、確かに、村越前市長なら悦に入るのだとは思いますが、仮に私が市長なら、職員からおちよくられているような気持ちになることでしょう。もう市長が替わり2年がたとうとしています。前市政時代ならいざ知らず、こうした発想と手法、過度な付度はやめるべきです。

その上で、確かに、「やめろと言われても、今では遅過ぎた」と思われるのかもしれませんが、「やめろと言われても、余計に燃え上がる」のかもしれませんが、私に言わせればさきに述べたような行政ポイントのあり方は、西城、いや正常な姿とは思えません。

では、どうすればよいのか。私なら、これら行政ポイントは、法律に基づき任命されたわけでもなければ、報酬を受けているわけでもないのに、各地域においてごみステーションの管理をしてくださっている方々や小学校児童の登下校の際に、いわゆる旗振りや見守りなどをしてくださっている方々に付与したいと思います。ただし、市議会議員は除いて結構かと思えます。そして、毎日とまではいかないのかもしれませんが、時には風雨にさらされた身体を癒やすため、地域の銭湯に入っただく、あるいは、飲み物で喉を潤したり、身体を温めたいと、私ならそのような付与ポイント制度を構築するのだと思えます。本市のデジタル地域通貨が、地域コミュニティの醸成に役立つものであり、市民満足度の向上が期待できると主張するのであれば、催物の来場者よりも、こうした本当に地域に根差した活動をしている人たち、人知れず地域に貢献されている方々にこそ付与すべきでしょう。

さらに具体的な提案をしましょう。私は先ほど銭湯に言及いたしましたが、行政ポイントは公衆浴場の経営支援にも活用していくべきと考えます。ボランティア活動を通じて、利用店舗を公衆浴場に限定したポイントが付与されれば、付与された人の多くはきっと銭湯に行くものと思われます。若者や転入者の方々などの中には、そ

れがきっかけとなって初めて本市の銭湯に行く人もいるでしょう。リピーターになる人も出てくるかもしれません。市川市内には銭湯はもう5つしか残っていないわけですが、本市の銭湯は保健衛生の観点で必要であるのみならず、映画のロケ地にもなっておりますし、地域住民の交流の場にもなっています。銭湯には座る場所によって、上座と下座ではありませんが、例えて言うなら他人のあかが流れてくるような場所もありますし、水を入れないと入れないぐらい熱い風呂もありますが、昔は親が子どもに、あるいは、見ず知らずのおじさんが地域の子どもたちに対し、座る場所や入浴マナーを教える教育の場でもありました。こうした廃れつつある昭和の文化も、辛うじて面影を残しているのが銭湯です。そのほかにも、秋祭りでみこしを担いだ後には汗を流したり、冷えた身体を温めたりと、幾つもの機能を担っています。もちろん、災害時には皆が深々と頭を下げ感謝するような、かけがえのない威力を発揮します。せつかく行政ポイントを付与するのであれば、市内公衆浴場をバックアップするという本市の行政課題とも連動した取組を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この投げかけを行って、次に進みます。

続いては、第8款観光費第1項観光費第2目観光振興費第18節負担金補助及び交付金のうち、花火大会負担金についてです。私も昨年は会場を視察いたしました。有料席が大分増えたことと、ところどころ、ヨシかアシかガマか分かりませんが、草が伸び放題にぼうぼうと伸びていて、ある場所では視界を遮っていたかも知れませんが、座る場所を見つけられずに困った人たちが、無理やりにでも座ろうと、悪戦苦闘している光景も気になりました。江戸川河川敷の草刈りについては、県、国と市の管理区分に応じて草刈りの実施時期も異なっていることとあり、草の伸び具合もそれぞれのようなのですが、市民目線、現場主義の観点からは、花火大会当日にはいずれの草もきれいに刈り取られていることが望ましいことは言うまでもありません。

また、花火大会当日にいずれの草もきれいに刈り取られていることは、単なる来場者サービスのみならず、危機管理の観点からも重要なはずですが。当日の来場者数の正確な数字は分かりませんが、現地では足の踏み場もないぐらいたくさんの方が押し寄せますし、御高齢の方もいらっしゃれば、小さなお子さんもたくさんいらっしゃるでしょう。そして、夏場ですから皆さん軽装ですし、サンダル履きや下駄、草履の方も多いはずですが。そんなときにも火災や地震でも発生し、来場者の方々が一斉に避難する事態を想定してみれば、伸びた草は避難の邪魔になり人々が交錯、転倒するかもしれませんし、手足を切ってしまう人もいるでしょう。村越市政ならいざ知らず、今や危機管理能力にたけ、県、国との交渉力にも定評があるとされる田中市政です。こういう場面でこそ、本来の力量をいかに発揮されまして、さすがは田中市長だなど、市民の方々から喜ばれるような会場運営に努めていただけますようお願いいたします。8月当日には、いずれの草もきれいに刈り取られた中で、皆が安心、安全に花火を鑑賞するシーンが見られることを心待ちにしながら、次に進みます。

第9款土木費第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費第12節委託料のうち、電線共同溝設計委託料についてです。新年度においては、市道0216号市川駅南口バス通りに係る電線共同溝詳細設計の委託を行うとのこととあり、いよいよここまで来たというのが実感です。しかし、去る9月10日に市川駅南公民館にて開催された住民説明会での説明によりますと、当該箇所にて無電柱化が実現するまでにはおよそ10年の月日を要するとのことでした。確かに簡単な工事ではありませんし、地中の状況も把握できておりませんので、不確実な要素が多いことも理解しておりますが、地元の声は圧倒的に早期実現であり、冗談半分とは言え、10年も待ったら、俺たちはもうこの世にいないよと、嘆く方もいるぐらい地元では早期実現を待望する事業となっております。

市川駅南地域においては、来年秋にはリーフシティ市川がオープンする予定であり、大樹のような、緑豊かな町が産声を上げます。そんな本市の最先端に行くべき町に、旧態依然とした電柱が林立しているさまは、景観を損ねる以外に何物でもありません。どうか詳細設計に際しては、地元の声を最大限反映していただき、工期短縮が実現するよう要請いたしまして、次に進みます。

第11款教育費第3項中学校費第1目学校管理費第10節需用費のうち、避難所環境整備事業についてです。避難所のトイレは和式が多いため、洋式化を進めトイレの利便性向上と衛生面改善を行うことが、本事業の目的の一つです。私はスポーツ大会などで小中学校のグラウンドにお邪魔する機会もありますが、確かに体育館のトイレや外トイレは和式が多いため、災害時には和式に慣れていない若者や子どもたちは苦勞するのではないかとかねて危惧しておりました。今回、我が東国分中学校を含めた中学校5校の体育館のトイレが洋式化されるとのことであり、当然これを歓迎する次第ですが、外トイレについては別工事になると伺いました。いずれも避難所にとっては大切なトイレですから、本来であれば同時に工事していただきたかったと思います。この点、今後における改善を求めます。

また、それとは別に、私はそれなりの頻度で塩浜体育館を訪れますが、同体育館のトイレは洋式化こそされているものの、多目的トイレ以外にはウォシュレットが設置されていない点が気になっていました。災害時はトイレレットペーパーが切れてしまう可能性もあるでしょうし、お風呂やシャワーに入れられない期間が長期化することも懸念されます。衛生面を考慮するのであればウォシュレットの設置は不可欠と存じます。今回の工事では、ウォシュレットも整備されるとのことでありましたが、塩浜体育館など既に洋式化されている場所であっても、ウォシュレットが未整備のところには早期の対応を求めます。

最後に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目斎場費のうち、斎場施設整備事業並びに同款第2項清掃費のうち、クリーンセンター整備事業について言及して締めくくります。まず現状を鑑みるに、環境部についても、保健部についても、これだけのビッグプロジェクトを1つの課の業務として遂行することに無理があるように思われます。企画、設計や事務作業もこなしながら、庁内報告や議会説明をも一手に担う。大変な仕事量とプレッシャーだと思われます。そこで、両部については次長を2人体制にして、もう少しこれらビッグプロジェクトに注力できるような体制に改めるか、それぞれ独立した部に格上げするなど体制を強化されてはいかがでしょうか。あるいは、両プロジェクトともにDBO方式を志向しているなどの共通点はありながらも、本市にはDBO方式による整備や運営に係るノウハウが確立されていないわけですから、両プロジェクトを統括する部門を新たに設立してDBO方式への知見を高めつつ、事務作業の効率化を図り、両プロジェクトを効果的に推進していくという方法も考えられます。ただし、ここから先が重要ですが、いずれのプロジェクトもまだDBO方式が最善であると市議会が判断したわけでもありませんし、予算規模についても環境文教委員会において質疑が相次いだとも伺っております。

これは市議会の話になりますが、少なくとも次期クリーンセンターについては特別委員会を設置し、透明性が確保された上でプロジェクトの進展をチェックしていけるような工夫が必要だと感じております。また、これだけ高額なプロジェクトになりますと、一般論で言えば、談合や贈収賄事件の舞台となるリスクも高まります。たとえ市長や副市長であったとしても、安易に入札情報を持ち出せるようでは、前市政と同様の管理体制と糾弾せざるを得ません。情報セキュリティの徹底と適切な職務の分離については、総務部や企画部、情報管理部も含めて全庁挙げて適切な体制を構築されますよう要請いたします。まかり間違っても、公契約関係競売入札妨害罪などによる逮捕者が出るような事態はあってはならない、悪しき歴史を繰り返してはならないと強く訴えたいと思います。

最後になりますが、為政清明という言葉がございます。理事者の方々におかれましては、これらビッグプロジェクトについては、透明性の確保と市議会に対する適時適切な情報提供に万全を期されるよう要請いたします。我々市議会議員も、両プロジェクトについては細心の注意を払い、特別な関心を寄せていかなければならないものと心に刻んだ次第です。

各款項目にわたる申し述べましたが、以上が我が会派無所属の会が議案第77号令和6年度市川市一般会計

予算に賛成すべきと考えた理由となります。私たち無所属の会は、このまま何ら修正なく原案を認めることにつき、何か慣れていないことをやっているようで、いささか不安な気持ちが込み上げてくるような感覚もありますが、会派において慎重の上にも慎重な審査を繰り返し、最終的には、施政方針に基づく市政運営を行うに必要な予算が計上されているものと判断した次第です。

最後に、市長をはじめ、特別職と部長級以上の幹部職員の皆様におかれましては、令和6年仕事始め式に際しては、和服で出席され、本市が発足した昭和9年当時の方たちに想いをはせながら、市制施行90周年を全力で盛り上げる決意を固められたと伺っております。動画も拝見させていただきました。本当にお疲れさまでした。私たち無所属の会は、元旦の能登半島地震を受け、いつ起こるとも分からない災害に備え、防災施策に目を向ける1年にしようと、たった2人の会派ではありますが、増田議員と確認をいたしました。そして、昭和9年当時の方たちに想いを巡らすことは理事者の皆様にお任せすることとし、我々は、円安や物価の高騰、実質賃金の低下にさいなまれている市民生活の現実に向け、現下にあって行政の支援を必要とされている方々に思いをはせようと誓いました。行政の諸課題の解決に向け、新年度も全力で働いていく所存です。

いずれにいたしましても、市制施行90周年がすばらしい年度となるよう祈念いたしまして、討論を終わります。

○稲葉健二議長 以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第56号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第57号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第58号市川市税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第59号市川市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第60号市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第61号市川市敬老祝金支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第62号市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第63号市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第64号市川市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第65号市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第66号市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボ

タンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第67号市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第68号市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第69号市川市漁港管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第70号市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第71号市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第72号市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第73号令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボ

タンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第74号令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第75号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第76号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第77号令和6年度市川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第78号令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第79号令和6年度市川市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第80号令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第81号令和6年度市川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第82号市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第83号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第84号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第85号診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時28分散会

第 6 日

令和6年3月6日（水曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 野口じゅん議員、国松ひろき議員、川畑いつこ議員、石崎ひでゆき議員、加藤圭一議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	田	なおと
川	畑	いつこ	
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひろき	
や	なぎ	美智子	
と	く	たけ	純平
中	町	けい	い
つ	ち	や	正順
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久	保	たかし
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひで	ゆき
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	み	さ
			子

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市長	松	丸	多	一
副	市長	本	間	和	義
代表	監査委員	植	草	耕	一
教	育長	田	中	庸	惠
危	機管理監	本	住		敏
市	長公室長	麻	生	文	喜
総	務部長	蛸	島	和	紀
企	画部長	小	川	広	行
財	政部長	田	中	雅	之
管	財部長	稲	葉	清	孝
情	報管理部長	小	林	茂	雄
文	化国際部長	森	田	敏	裕
ス	ポーツ部長	立	場	久美	子
市	民部長	佐	藤	敏	和
経	済観光部長	根	本	泰	雄
こ	ども部長	鷲	沼		隆
福	祉部長	菊	田	滋	也
保	健部長	川	島	俊	介
環	境部次長	品	川	貴	範
街	づくり部長	小	塚	眞	康
道	路交通部長	岩	井	忠	良
下	水道部長	藤	田	泰	博

行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

野口じゅん議員。

○野口じゅん議員 おはようございます。チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従いまして、一問一答で質問させていただきます。

まず、大項目1つ目、本市の食の支援についてです。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会経済活動も少しずつコロナ前に戻りつつあるものの、物価高騰により実質賃金が下がり続ける中、生活に困窮している世帯が増加しています。そのような社会情勢の中、今年の1月から本市ではいちカレ事業がスタートしました。私が昨年12月定例会でチームいちかわの代表質問として、いちカレ事業について質問した際に御答弁の中で、人との関わりや行政等の支援に消極的で子ども食堂やフードパントリーに行くことができなかつた方などにも気軽に立ち寄っていただけるような事業としたという御説明がありました。

そこで、いま一度、本市が行っている食の支援について、どのようなものがあるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では、日々の生活に困窮している方や困難を抱える方に寄り添い、誰一人取り残すことのない持続可能な社会を目指す中で生きる権利の一助となるよう、いちカレ事業をはじめとする様々な食の支援を行っております。

こども部においては、子どもへの食の支援として、飲食店において、寄附者の善意により子どもが無料で食事を取ることができるフードリボンプロジェクトの支援及び食事とともに学習支援や遊び場を提供する子ども食堂への運営費補助などを行っています。さらに、今年度はフードロス啓発活動として、市川こども食堂ネットワークや市内のフードバンクの協力の下に、中央こども館において中学生及び高校生を対象に食品を無料で配布するフードパントリーを試行的に行いました。

次に、環境部では、令和4年10月に株式会社ファミリーマートと食品の提供に関する合意書を交わし、フードドライブ事業を開始しております。市民から寄せられた食品は、市川市社会福祉協議会のいちかわフードバンクを通じ生活困窮者や子ども食堂、また福祉施設等に提供されています。

次に、福祉部では、平成27年度から市川市生活サポートセンターそらへの委託事業として生活困窮者に係る自立相談を行っており、生活に困窮し、一時的に食の支援を必要とする方や、住む場所を失った方に住居を提供するとともに、日用品や食料の提供などを行っています。食料は1人当たり原則1日3食を4日分として、お米やレトルト食品、ラーメン、乾麺、ペットボトルなどを提供しており、今年度は1月末時点で9世帯2,019点の食料を提供しております。また、今年の1月から日々の生活に困窮している方などを対象にカレーライスを無料で提供するいちカレ事業を開始しております。いちカレは気兼ねなく立ち寄っていただき、栄養のある温かいカレーを食べてもらえるよう、身分や所得の確認などは行っておりません。現在、事業の趣旨に賛同いただいた食品営業許可施設3店舗で実施しており、今月1日時点で15回実施し、延べ208人の方、1日平均約14人になりますが、御利用いただいております。こうした食の支援の課題としては、そらの相談窓口には直接的に食の支援を求める相談というのは少ないため、食の支援ニーズについて把握することが難しい状況であります。

また、いちカレ事業は開始してから間がないこともあり、ニーズの把握は今後の課題であります。先ほど申し上げたとおり一定の利用がありますので、まだまだ食の支援を必要としている方が潜在的にいらっしゃるものと考えております。また、子どもにおいては、自ら支援を求めることが少ないことから、居場所づくりとともに取り組むことが重要であると考えております。今後とも市川市生活サポートセンターそらや民生委員児童委員、子ども食堂、また食の支援を行っている団体とも連携し、さらなる食の支援への周知及びその支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。様々な方法で食の支援を行っていることが分かりました。食の支援の目的には様々あると思います。緊急を要する一時的な食の支援もありますが、食の支援をきっかけとして困窮している方を把握し、ほかの専門的な支援へとつなげるという側面もあるかと思えます。御答弁にあったような子ども食堂が食を通じて子どもたちの居場所づくりを行っているということも、その例だと思えます。

また、課題として、潜在的なニーズの把握が難しいという御答弁がありました。食の支援を受けるということに心理的なハードルがあるのかもしれない。そういう意味では、いちカレ事業の取組は、利用条件を設定しなかったり、国民食であるカレーを提供したりするなど、そのような心理的敷居を下げる、そういう試みであるということをお察いたします。

生活サポートセンターそらでの食品の支援は、本年度において、1月末までに6世帯に実施したということですが、市内のNPO団体のフードバンク活動において定期的に行っている食品の無料配布会では、去年1年間で延べ660世帯、実世帯数で言うと、210世帯に約5tの食品を配布しています。そして、利用者へのアンケートによると、その食品を取りに来た210世帯のうち、市川在住の世帯は約150世帯で、そのうち85%の130世帯が市川市の支援を受けたことがないと答えています。民間の食の支援は、様々な工夫により敷居が低く、支援を必要としている方が集まりやすい傾向にあることが分かります。

そこで(2)の質問ですが、フードバンクと同じように、食品ロスになる食品を集めて、それを配布する食の支援としてコミュニティフリッジというものがあります。このコミュニティフリッジについて、市が食の支援として採用した場合の利点、また予測される課題についての認識を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 コミュニティフリッジは、地域——コミュニティーと、冷蔵庫——フリッジを組み合わせた地域で使う冷蔵庫という意味で、2012年にドイツで始まった環境保護活動の一つとして知られています。飲食店やスーパーなどの小売店において、売り切れない商品を路上の冷蔵庫に入れ、必要な人々が受け取れる仕組みです。国内では、2021年に岡山県で生活に困っている人を支援する新しい食品支援の形で誕生し、現在、主に民間主導で全国15か所程度に広がっています。本市がこのコミュニティフリッジを採用した場合の利点としては、コミュニティフリッジは助け合いの気持ちによって、地元の商店や企業や個人が寄附した食料品や日用品を支援の必要な方に届けることができる食の支援の一つと考えており、フードドライブなどと同様に、地域の食品ロスの削減にもつながるといった利点があります。

課題といたしましては、助け合いの気持ちによる善意によって賄われる仕組みであるため、支援を必要とする方の需要が増えれば増えるほど、ニーズに応じた食料品や日用品の確保が課題になると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。私が考えるコミュニティフリッジによる食の支援の一番の特徴は、

誰にも会うことがなく、いつでも電子ロックで倉庫や冷蔵庫にアクセスでき、気軽にたくさんの人にとって敷居の低い利用しやすいシステムであるということです。さらに、利用者登録を前提とすることで利用者を把握することができ、食の支援にとどまらず、生活保護をはじめとしたほかの専門的な支援にもつなげることができるということが利点だと思います。

課題として挙げられていた需要が高まった際の食品の確保についてですが、先ほど述べた本市でフードバンク活動をしている民間団体は、令和5年度には約11 tの食品の寄附を集めているそうで、市川市が本気で取り組めば、さらにたくさんの事業者からの寄附が見込まれるのではないのでしょうか。ぜひ市でも導入の検討を進めていただきたいと思いますが、参考として、他市の取組にどんなものがあるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 コミュニティフリッジは、実施する団体ごとにそれぞれ特色があります。日本で初めてコミュニティフリッジを開始した岡山県では一般社団法人が運営を行っており、支援者と支援を受ける人が顔を合わせず支援を受けられるよう配慮されており、提供場所は人目を気にせず利用できるよう、ショッピングセンターの奥の駐車場に設置し、入り口は電子ロックにより施錠され、部外者は入れない仕組みとなっています。また、利用者は児童扶養手当や就学援助などの受給資格のある方や様々な事情によって生活に困窮している方に限定され、事前登録制でスマートフォンのアプリで解錠の上、利用します。事業開始に当たっては、民間の財団による困窮者支援の助成金を活用して在庫管理等のシステムを開発、寄附金の受付スタッフなどは雇わずに既存の職員の兼務により運営されています。そのほか、草加市では、商工会議所がスーパーに業務を委託して運営しています。また、板橋区では、利用者の決定は区が行い、運営を社会福祉協議会に委託しております。

このように、運営主体や形態は様々であり、対象も子育て世帯に限定しているところもあります。コミュニティフリッジは、国内では比較的新しい取組であり、そのほかにも様々な食の支援の取組もありますので、このコミュニティフリッジに限らず、先行して取り組んでいる団体の事例などを参考に今後調査、研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。様々な事例があるようですが、行政が行う場合は民間と連携して取り組むことがベストではないかと考えます。その場合、行政は利用者の利用条件の設定や利用者の情報管理などを行い、民間団体が実際に運営を担うというような連携の方法が最適ではないかと個人的には考えます。そして、単に一時的な食の支援にとどまらず、さらに必要な支援につなげられるような仕組みが考えられるのではないかと思います。既に市内のフードバンク団体が倉庫を保有して、食品の確保から配布までの流れを確立していることを考えると、そのような団体と協力しながら、ぜひ前に進めていただければと思います。

次に、(3)としてフードドライブについて伺います。

家庭で余った食品などを集めるフードドライブという活動は、食品ロスの削減の観点からカーボンニュートラル実現に向けて市民が一人一人関わることができるという点で啓発、周知にも有効な取組です。これまでは、そのような視点から環境部がイベントを実施したり、ファミリーマートさんと協定を結び食品を集めたりしていますが、集めた食品が必要としている方へ届くという意味では、食の支援という観点からももっと取り組んでいくべきだと思います。特に市役所や図書館といった市民の皆さんがよく利用する公共施設にフードドライブの食品回収ボックスを置くことで、市民の皆さんにカーボンニュートラルにつながる食品ロス削減に対する意識を持ってもらい、また、食品の寄附を通じて助け合いの意識の醸成をすることにもつながると思います。集められた食品がコミュニティフリッジ等で配布できれば、すばらしい地域の循環が生まれるのではないのでしょうか。

そこで(3)として、公共施設においてフードドライブイベントを実施したり、食品を集める回収ボックスを常時置いたりするような取組を実施することについて、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在、本市のフードドライブは、市職員2名が2週に一度、ファミリーマート8店舗から寄附された食品を回収し、賞味期限などを確認、仕分けを行った上で市川市社会福祉協議会に提供しています。社会福祉協議会に提供した食品は、いちかわフードバンクを通じ生活困窮者や子ども食堂、また福祉施設等に提供する仕組みとなっています。フードドライブは、食品ロスの削減や食の支援としても大変意義のある取組であると考えています。今後、公共施設においてフードドライブを常時実施するためには、設置場所の問題や誰がどのように回収するのか。また、回収した食品の提供先との協議などが必要となります。生活に困窮する方の支援につなげられるような仕組みとして、まずは福祉部が所管する施設において実施できるか、課題を整理して検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。集めた食品の運搬や回収の問題など課題はあるとは思いますが、こちらも既にそのような活動を行っているフードバンク団体が市内にあたりしますので、ぜひ連携して、できることから始めていっていただければと思います。

次の大項目に移ります。ヤングケアラーときょうだい児支援についてです。

まず、(1)ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーについては、これまで何度か議会でも取り上げられていますが、昨年7月に福祉部でよりそい支援事業がスタートし、9月定例会においては、福祉部が中心となって進めていくという御答弁がありました。

そうした中、昨年4月に施行されたこども基本法に基づき、12月に策定されたこども大綱の中には「ヤングケアラー」という言葉が出てきました。子どもの権利という観点から、ヤングケアラーについて考えることはとても重要だと思います。

そこでアとして、こども大綱を踏まえて本市がどのような取組をしているのか。また、今後の取組についても併せて伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

こども基本法は、次世代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的に令和5年4月1日に施行されました。また、同法に基づくこども大綱は、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱の3つの大綱を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などを一元化するとともに、さらに必要な子ども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めるためのものと規定されております。

このこども大綱においては、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーへの支援は、ライフステージを通して縦断的に取り組むべき事項とされております。ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育などの関係者が情報共有と連携することで早期発見、把握し、子どもの意向に寄

り添いながら必要な支援につなげていく必要があります。

このヤングケアラーの問題について、本市では、昨年度に市内の小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象とした子どもの生活状況に関する実態調査を実施し、家族のお世話を日常的にしていると答えた子どもが一定数いることを確認しております。このことに対するこども大綱を踏まえた本市の対応といたしましては、ヤングケアラーを含む支援が必要な子どもを早期発見、把握する場をつくるため、子ども食堂を運営する団体に補助金を交付する中で、気になる子どもの情報提供を依頼しているところでございます。さらに、子ども食堂を運営する団体が定期的集まる会議に参加し、支援が必要となる子どもの情報を共有するなど、連携に努めております。

また、子どもの声を直接聞き、その意向に寄り添い、必要な支援につなげる場として、18歳未満の子どもを対象としたこども館に専門の資格を持った職員を配置し、子どもが気軽に相談できる環境を整備しております。しかしながら、ヤングケアラーの中には、困っているという自分の状況を伝えたり、意見を表明することへの意欲や関心が高くない子どもも含まれており、このことは支援の開始を困難とする一因となっております。そのため、自らの意見を持ち、それを表明することができるというこども基本法やこども大綱の理念を広く子どもに周知するとともに、安全に安心して意見を述べる場をつくる必要があります。

そこで子どもの意見表明の実践として、今後、こども基本法で努力義務とされている自治体こども計画を本市で策定する際に、子ども、若者を対象としたワークショップなどの開催を検討しております。子どもや若者の意見をどのように計画や施策に反映させたかを広く発信することで、全ての子どもに意見表明の権利があることを子ども自身やその支援者に強く周知、啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。ヤングケアラーが陥っている状況は、子どもの権利が侵害されているんだという視点が非常に重要になると思います。また、子どもの意見表明権をきちんと守っていくことでヤングケアラーの早期発見にもつながるといったことだと思います。自治体こども計画のためのワークショップでは、広く参加を募っていただき、そして子どもたちの意見が反映されたことがきちんと伝わるようお願いいたします。意見はしたけれども、結局どこにも反映されなかったという形で逆効果にならないようお願いいたします。

また、具体的な取組として、子ども食堂団体との連携のために会議へ定期的に参加するなど、民間団体による子どもの居場所の現場を把握する取組はすばらしいと思います。また、こども館での取組についても、同様に現場を重視していくということが早期発見には必要だと思います。

そこで再質問ですが、そのような取組の中で、実際にヤングケアラーへの支援につながった事例はどのくらいあるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷲沼こども部長。

○鷲沼 隆こども部長 お答えいたします。

子ども食堂との連携でもたらされる気になる子どもの情報やこども館で受け付けた相談の中に、明確にヤングケアラーであると主訴した事例は現在のところはございません。子ども食堂との連携の中で気になる親子が発見され、関係機関への支援につなげたケースは、令和4年度は23件ございましたが、その多くはネグレクトなどの児童虐待が疑われるケースや生活困窮世帯でございました。また、こども館で受け付けた親子の相談は、令和4年度は750件あり、そのうち子ども自身からの相談は11件でございました。その相談内容としましては、親からの相談は生活習慣やしつけに関するものが多く、子どもからの相談は親子や友人など、人間関係に関するものが

ほとんどでございました。今後も子どもたちの様子や声に十分気を配りながら、ヤングケアラーとして支援が必要な子どもたちが見過ごされることがないように努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。現場での子どもたちの悩みを相談できる体制はできてはいるが、相談する側も相談を受ける側も、まだまだヤングケアラーという視点が根づいていないということも原因なのかもしれません。ヤングケアラーの早期発見、把握の難しさがよく分かります。

では、次にイとして、同じように子どもたちがふだん多くの時間を過ごす学校の現場において、早期発見、把握するためにできることはたくさんあると考えますが、学校の取組についてどのようなものがあるか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校ではヤングケアラーについて、いじめや虐待と同様に、日々の観察や教育相談アンケート等により早期発見に努めております。しかし、ヤングケアラーは病気の家族に代わる家事、幼いきょうだいの世話など家庭内のデリケートな問題であり、把握が難しい側面がございます。学校で実際に気になる児童を見つけた場合、学校がこども家庭支援課や児童相談所に連絡し、その後は関係機関と連携したり、教育、福祉、病院、警察など、子どもに関係する機関から成る要保護児童対策地域協議会等で情報共有と対応への連絡調整を図ったりするなど、関係機関との連携体制に基づき対応を行っております。

令和5年4月に発表されました令和4年度の小学6年生、中学2年生を対象に千葉県で実施した調査における市川地区の結果によりますと、自身はヤングケアラーに当てはまると思うかという質問に対し、当てはまると回答したのは、小学6年生では1%、中学2年生では2.2%でした。ヤングケアラーという言葉これまで聞いたことがあるかという質問に対して、聞いたことがあり内容も知っていると回答したのは、小学6年生では23.9%、中学2年生では32.4%でした。以上のことから、ヤングケアラーにつきましても、教職員だけでなく、児童生徒の認知度向上を図り、児童生徒自身に気づかせることが必要です。そして、児童生徒にとって負わされている家事等が過度な負担になっている場合は教職員間で情報を共有し、教育相談につなげていくことが支援の第一歩となります。

今年度は6月にヤングケアラーの認知度向上を図るため、小学6年生、中学2年生を対象に千葉県作成の児童生徒向けヤングケアラー啓発資料を配布いたしました。また、教職員には、令和5年6月にライフカウンセラー向け、12月には生徒指導主任向けにパワーポイント資料を活用した研修を行っています。今後もヤングケアラー実態調査を毎年実施し、教育相談アンケートや、ふだんの学校での様子などから実態把握に努めるとともに、各学校の校内研修会等を活用するなど、ヤングケアラーの認知が教職員の中で進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。ヤングケアラーであることを自覚できるようにすることと、やはり大人がそのことに気づくことが重要だということが分かりました。ぜひ教職員への研修の実施はどんどん進めていってほしいと思います。ただ、様々な配慮が必要な児童生徒が増えるなど、学校の教員の皆さんの負担が増えている状況を考えると、ライフカウンセラーさんやスクールカウンセラーさんなどの活用や拡充も同時に進めていってほしいと思います。

学校で気になる生徒を把握してからの連携の流れは分かりましたが、実際にそのような流れの中でヤングケアラーへの支援につながった事例はどのぐらいあるのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

実際に教育委員会がヤングケアラーを把握し、こども家庭支援課や児童相談所等関係機関への支援につなげた件数は現在のところありません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 はい、分かりました。やはりヤングケアラーという視点での問題の把握が難しいということが分かりました。関係機関、関係部署で連携できる体制は構築しているものの、そもそもヤングケアラーの把握ができなければ、なすすべがありません。

そこで、ウの質問に移ります。よりそい支援事業として、ヤングケアラーに対してどのような取組をしているのか伺います。

また、よりそい支援事業で行っている福祉よりそい相談窓口において、ウェブサイトなどにもヤングケアラーの文字がありますが、これまでにヤングケアラーの相談はどのぐらいあったのか、併せて伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では地域共生社会の実現を図るため、ひきこもりやヤングケアラーなどの制度のはざまや複雑化、複合化した問題に対応する包括的な支援体制である重層的支援体制整備事業として、市川市よりそい支援事業を昨年7月より開始しております。よりそい支援事業では、介護や障がい、子育て、生活困窮分野等の各相談支援機関において、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、単独の相談支援機関で解決が難しい制度のはざまなどの問題に対しては本事業につなげ、問題の解きほぐしに当たります。

具体的な想定事例としては、学校でネグレクトが疑われる状況のヤングケアラーに気づいた場合は児童虐待などの問題に対応するために市が設置している要保護児童対策地域協議会において、実務者会議や個別ケース検討会議を開催し、関係機関等が一体となり対応いたします。また、ケースによっては、本協議会からよりそい支援事業へつながる場合も考えられます。よりそい支援事業の相談実績といたしましては、窓口設置から先月までに259件の相談がありました。電話による相談は157件、窓口での相談は101件、メールによる相談が1件。相談内容別では、1件で複数の事由に該当する場合がありますため、相談内容は416件となっています。そのうち、ひきこもりが66件、孤独、孤立が29件、8050問題が24件で、ヤングケアラーの相談はこれまで寄せられておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。相談件数はまだゼロ件ということです。ヤングケアラーの把握ができてからの支援の体制は取れている、これは重層的支援体制整備事業の中で可能になったことだということだと思います。ただ、こども部の御答弁にあったように顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有と連携することで早期発見、把握することが重要だと考えます。

そこで再質問ですが、よりそい支援事業で、ヤングケアラーの把握のために関係機関と連携している取組はどのようなものがあるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 子どもが家族などのケアで悩んでいても相談できることを知らない、また、子ども自身がヤングケアラーであることに気づいていない場合もあることから、子ども自身への周知啓発が重要であると考えております。学校教育部と福祉部が協議する中で子どもたちにヤングケアラーを知ってもらうには、まずは子どもたちの身近な学校を通して周知啓発することがより効果的であると考えました。

そこで学校教育部では、ヤングケアラーとは何かを知ってもらい、悩んでいる子どもが気軽に相談できるよう、毎年、小中高校生及び保護者に配布している相談窓口のリーフレット内容を見直すこととし、この新たなリーフレットを4月以降に配布できるように準備を進めております。また、福祉部におきましては、よりそい支援事業を広く知ってもらえるよう、市のウェブサイトイラストを多く用いるなど、より分かりやすくなるよう工夫をいたしました。また、このウェブサイトでは学校教育部と連携し、悩みを抱える子どもの相談先についてもリンク先を掲載し、相談窓口の案内をしています。今後もヤングケアラーを含め悩みや問題を抱える方に支援する取組があることについて、市のウェブサイトや広報、SNSなどを通じて広く周知啓発してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 分かりました。支援体制ができていよりそい支援事業を広く知ってもらおうということも有効かとは思いますが、やはりどうやって支援が必要な子どもを把握するかという部分で、もっと多機関と連携していく必要があるのではないかと思います。御答弁によると、学校現場において、子どもへの周知啓発のために相談窓口を紹介するリーフレットにヤングケアラーについて記載していくということですが、そのような学校現場との連携と同じように、医療現場、介護現場など、様々な機関と連携して取り組めることがもっとあるのではないかと思います。例えばケアマネジャーが使っているアセスメントの項目にヤングケアラーに関するチェック項目を追加したり、医療機関が行っている退院支援の中にヤングケアラーに関する項目を入れたりするような働きかけを行っていったらどうでしょうか。また、市内には子どもたちへの支援を行っている様々な団体があり、その活動の現場に実際に足を運んだり、支援団体と会議体を設けたりするなど、把握に向けてもっと積極的な取組が必要と感じます。よりそい支援事業で新たに4名配置されたコミュニティソーシャルワーカーなども活用しながら、ヤングケアラーの早期発見、把握に力を入れていただきたいと思います。

それでは、次の(2)のきょうだい児についての質問に移ります。

これまであまり広く知られていなかったきょうだい児への支援を考えることは、当事者の気持ちに寄り添う何かしらの支援につながるだけではなく、実態を把握することが難しいヤングケアラーへの支援の糸口にもなるのではないかという考えで取り上げます。

きょうだい児は、重い病気や障がいを持っている兄弟姉妹がいる子どものことを指します。そのような状況から、様々な悩みや苦難を抱えていることが多いといえます。

アとして、このきょうだい児について、市はどのような認識なのか。ヤングケアラーとの違いなどを踏まえてお答えください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 きょうだい児とは、おっしゃるとおり、重い病気や障がいのある兄弟姉妹がいる子どもとされており、保護者が病気や障がいを抱えるきょうだいの世話に追われることから寂しさや不安を抱え込みやすいと言われております。全国に約2万人と推計されるたん吸引などの医療的ケアが必要な児童に対する厚生労働省による2019年の実態調査では、兄弟姉妹がいる家庭は6割を超え、このうちストレスを抱えていると回答したきょうだい児は全体の約6割に上っています。きょうだい児の抱える負担や問題は家族のデリケートな問題であることから、周りからは気づかれにくく理解されにくい一面があります。きょうだい児は、障がいなどのあるきょうだいと一緒に育つ中で障がいへの理解が深まるとの肯定的な意見がある一方で、人間関係に悩みを抱えたり、仕事など将来の選択肢が制約されたり、世間からの偏見に悩まされるなど、社会において様々な問題に直面することもあります。また、障がいなどのあるきょうだいの世話をするきょうだい児はヤングケアラーの問題にもつながるため、きょうだい児とヤングケアラーは切り離すことのできない一体の問題であると考え、支援体制

を整えていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。きょうだい児に関する問題はヤングケアラーとは違い、家事や世話を日常的に行っているか否かにかかわらず、兄弟姉妹の状況によって、全員ではありませんが、何かしらの悩みや困難を抱えているということです。また、大人になってからも、ダブルケアや親亡き後への不安や負担など、一生涯にわたり、きょうだいとして生きていくということになります。それは社会全体として、障がいがある子どもや医療的ケア児などの介護が家族頼みになっている状況や、障がいに対する社会的な偏見や差別など、日本の医療福祉の様々な問題のしわ寄せを弱い立場である子どもが受けているとも言えます。

子どもが安心して子どもらしく過ごせるように取組が必要と考えますが、イとして、本市としてはどのような取組ができるのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 きょうだい児を支援する上で重要なことは、ヤングケアラーの問題と同様に、まずは地域や学校、支援関係者などがこのきょうだい児について理解を深めることであると考えています。よりそい支援事業では、関係部署を集めた研修会や支援関係者を集めた会議などを定期的または必要に応じて実施しています。今後、このような場を活用してきょうだい児をテーマとした講義を開催するなど、理解の促進を図ってまいります。

また、きょうだい児の問題は、ヤングケアラーと同様に表面化しにくい面があることから支援者の気づきも重要であります。悩みを抱えるきょうだい児を地域や学校、支援関係者などが発見できるよう、情報の発信と啓発にも取り組んでまいります。

また、きょうだい児に限らず、よりそい支援事業に相談があった場合には相談者に寄り添い、支援関係者が一体となった支援ができるよう、今後も体制整備の推進に努めてまいります。きょうだい児のように心のケアを必要とする方は、相談できる場所以外にもきょうだい児同士が本音で語り合えるような交流の場や居場所も大切であることから、先進事例などを参考に、このような居場所づくりについても研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。御答弁にあるように、同じ立場の人たちとの交流が必要とされているということは、当事者の皆さんからの御意見としてよく耳にいたします。そのような交流会の開催や交流会への支援なども、取組として考えられるのではないのでしょうか。

また、他市の事例としては、横浜市では地域療育センター、これは市川市で言うところの児童発達支援センターですが、そこできょうだい児の一時預かりサービスが始まるそうです。障がいのあるお子さんが足を運ぶ場所で、そのきょうだいを見守るサービスを行うというのは理にかなっていると思います。

最後に再質問として、学校現場においてはきょうだい児の存在を把握しやすいと思いますが、学校ではどのような取組が可能か、見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

学校では、年度初めに各家庭から提出される家庭調査票を基に教職員が注意深く見守るなどの支援を行うとともに、SOSの出し方など、児童生徒に向けた授業や教育相談、生活アンケートなどを行い、児童生徒が抱える問題の早期発見に努めています。しかし、きょうだい児につきましては、認知が十分とは言えない状況がありま

す。今後につきましては、教職員を対象とした研修会を行い、きょうだい児についての認知を広めてまいります。また、きょうだい児であることからいじめ等の不当な扱いを受けないよう、児童生徒に対しては道徳教育、人権教育を通して、全ての人を公平に扱い、差別、偏見を持たない心を育ててまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。きょうだい児の皆さんの置かれた状況を想像し、気持ちに寄り添うことで、何かしらの直接的な支援を行ったり、家族への支援体制を整備したり、また、障がいへの理解を深めるインクルーシブ教育を進めたりすることは、結果的にきょうだい児支援にとどまらず、ヤングケアラー支援や社会全体の地域福祉の充実につながるのではないのでしょうか。そのような一人一人に寄り添った子ども福祉に取り組んでいただくことを強く要望し、また、私自身も取り組んでいくことを表明して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 会派創生市川の国松でございます。通告に従い、一問一答で一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、大項目1つ目、児童議会についてになります。

昨年8月に市長のタウンミーティングという形で児童議会が行われました。投票年齢は引き下がりましたが、投票率は横ばい、もしくは下降気味、そして政治不信が連日テレビで放送されている今、主権者意識向上のこういった取組は大変すばらしいものと感じておりました。そこで昨年の振り返りを行っていきたいと思います。

まず初めに、小項目の開催による効果といったことで見えてきた課題などお伺いいたします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

昨年8月に開催いたしました児童議会は、市長のタウンミーティングの一環として実施したものでございます。その効果でございますが、子どもたちがふだん感じていることを直接伺う貴重な場になったということが挙げられます。また、いただいた御意見は事業の優先性を判断する大切な視点であり、現在進めている学校の空調設備やトイレの改修、道路や公園の維持管理などの必要性を改めて子どもの視点から確認できたことも効果の一つと考えております。

一方で、タウンミーティングという限られた時間の中で、より多くの子どもたちから様々な御意見や提案をいただくことができなかったことなどが課題と認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 公立小学校だけでなく、私立小学校の生徒をお招きしたことなども私はすごく評価しております。また、我々市議会議員は地域の代表として数多くの声を聞きます。ですが、ふだん子どもたちが思っていることを聞く機会はやはり少なく、未来を担う子どもたちの生の声を聞けるというのはすごくよかったなというふうに思っております。

課題の中でより多くの子どもたちからとありましたが、今回参加した42名の児童はどのように選定されたのか、再質問させていただきます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

今回の児童議会につきましては、公立だけでなく、私立を含めた市内42校の小学校に依頼し、各学校で参加者を選出していただいたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 学校の中で独自に決められたということでございます。政治に興味を持ってもらうという点では、例えば各学校生徒会長がいるはずですが、学校の中で選挙に勝ち抜き、生徒の代表として会長に選ばれているわけでありますから、構図的には我々議員と同じ状況の方なわけですが、任意で選ぶということも大切だと思いますが、各学校の生徒会長を招いてもよかったのかなというふうに思っております。また、各学校の中で生徒会長になれば、市長に直接、市の執行部に直接意見が言えるとなったら、生徒会長になりたいと思う生徒も増えるのかなというふうに感じました。生徒会長選挙が盛り上がり、輝かしい未来の選択肢の一つとして政治家になりたいと志す子も増えてくるのかもしれない。

それでは、次に、本市はタウンミーティングの一環として児童議会と称し開催しましたが、他市では子ども議会という名称であったり、少人数で開催したりしております。

そこで、他市との違いや、本市では大人数での代表質問制を導入しましたが、その理由をお伺いたします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本市では、市民の皆様の声を市政に生かすため、様々な世代や属性に応じた御意見をいただくため、市長のタウンミーティングを開催しております。その一環として、小学生を対象に夏休みの期間を利用して実施したのが児童議会でございます。他市で開催している子ども議会についてでございますが、県内の例を挙げますと、旭市や匝瑳市では体験学習を通して市への関心を深めていただくような社会学習の場として教育プログラムに組み込み、実施しております。また、鎌ヶ谷市では市議会を体験していただくことを目的としております。どちらもほぼ毎年開催しており、1回の参加数は十数名程度と少人数で、全ての子どもたちから意見を述べられる形となっております。それぞれの開催の目的や人数、実施形態などが本市とは異なる部分となっております。

続きまして、代表質問形式にした理由でございますが、本市で実施した児童議会は事前に勉強会を行ったところ、生活や学習に関する同じような質問が多くございましたので、限られた時間で皆様に参加してもらうため、同じ考えを持つ児童のグループをつくり、これを会派といたしまして代表質問形式とさせていただいたところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 授業の一環で行うというのも大変素晴らしいことだと思います。ですが、カリキュラム的に本市の小学生はこまがばんばんですから、本市では難しいのかもしれない。また、毎年行っているという市はまねたほうがいいのかなというふうに思います。

市長に、市の執行部に、学校を代表して市政や学校に意見が言える場なんて、私が小学校の頃では考えられなかったと思います。登壇した子や質問を考えた子はきっといい経験になり、もしかしたら未来のライバルになるのかもしれない。若い政治家が増えることは投票率の向上につながると私は信じております。

そこでまた質問させていただきますが、せっかく各学校の子が集まり、親としても、自分の子に質問してもらったかっただろうと親目線で思います。多少の時間、何なら翌日にまたがってでも、複数日にまたがってでも、一般質問形式にして全員が登壇できたほうがよかったのかなと思いますが、本市の見解をお伺いたします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

今回の児童議会は1テーマ1回のタウンミーティングとして開催いたしました。6年生の夏休みという貴重な時期に、児童議会当日だけでなく、事前の勉強会などが必要であったことから、これ以上の日程を割いていただくことは難しい状況でございました。また、1日では市内の小学校42校42名が登壇するには時間的にも厳しいことなどを総合的に勘案し、同じ意見を持つグループによる代表質問形式にしたものでございます。限られた時間の中で、より多くの子どもたちから多様な質問や提案をもらうことは今後の課題であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 大切な課題とさせていただけるならば、うれしいことでございます。勉強や受験のせいならば、5年生をお招きすればよかったのかなと思いますし、42名、1人持ち時間2分、答弁も2分ならば2時間48分、休憩を挟み一度で登壇できたのかもしれませんが。今回は議会事務局や教育委員会ではなく、市長公室主催で行った児童議会ですから、これからたくさんブラッシュアップして、市川市は所投票率すごいね、政治に関心がある若者が多いねなど言ってもらえるよう継続してほしいと思っておりますが、本市は市制施行90周年、議会も90周年の節目の年でございます。今、五、六年生だとしても、100周年のときには立派な大人になります。未来を担う子どもたちの意見は大切だと考えますが、令和6年度も実施するのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本市の未来を見据えますと、子どもたちの声は未来の市川市にとって、とても重要であると考えております。その子どもたちの声を聞く、いただく場として再度タウンミーティングとして開催するのか、それとも社会の仕組みを学ぶ場、あるいは未来に向けて新たな提案の場とするかなど、関係部署と意見を交わしているところでございます。今後、子どもたちの意見を伺う機会を設けることにつきましては、これ以外の方法も含めて幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 やるとは明言されませんでした。ぜひ行う方向で検討してもらいたいと思います。

また、他市の事例になりますが、市主催で行っていましたが、やめてしまい、別の団体が主催でやろうとしたら、1団体に議場を使わせたら他の団体にも使用させなければならないという理由で継続できなかったという事例があったそうです。また、浦安市や柏市では、青年会議所が主体となって行っていた事例があります。ぜひ他団体が同様のイベントを企画し、本市に協力を求めた場合、議会事務局なのか、教育委員会なのか、市長公室なのか分かりませんが、協力してほしいというふうに思います。これは市川の未来を担う子どもたちのための貴重な経験を積む場としてすばらしいことですので、柔軟に検討、協力をお願いいたします。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 国松議員は、現在、地元市川市の青年会議所の理事長でありますから、これから特に市民の子どもたちの声を聞いていくということで、市と協力関係をしっかりとつくっていただければすばらしいと思って聞いておりました。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市長、御答弁いただきましてありがとうございます。ぜひやるとなったら御協力いただきたいと思っておりますし、市がやるとしたら協力したいというふうに思います。



続きまして、大項目の2つ目、江戸川の安全対策について質問してまいります。

昨年3月に江戸川で大変痛ましい事故があったのは皆様記憶に新しいことと思います。改選後、初めての昨年6月に、私は江戸川の安全対策について質問させていただきました。その際にたくさんの要望を行いましたので、その経過を聞いていきたいと思っております。

まずは、小項目にもあります、新たな注意喚起看板を設置したかとは思いますが、大人向けの看板の設置も要望いたしました。結果、子ども向けの看板はどの程度設置し、大人向けの看板は設置したのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

江戸川河川敷における安全対策としましては、昨年5月におおむね20m間隔で設置している43か所の注意喚起看板を、子どもにも分かるようなイラストを使用した新たな看板に交換しました。その後、4か所追加し、全部で47か所の交換を行っております。さらに、8月には利用者の多いさくら堤公園やサイクリングロード沿いの桜並木付近の4か所に公園、河川敷利用のお願いと題した新たな看板を設置しております。看板には大人への注意を促すメッセージとして、小さなお子様だけで遊ばないよう注意しましょうなどを記載しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 子ども向けのものもたくさん、大人向けのものも設置済みということでありありがとうございます。もっと子どもが看板を読みやすかったら、もっと大人が危険箇所だと理解していたらと思うことがたくさんありましたので、大変すばらしいことだと思います。河川敷でバーベキューをしている大人はお酒が入っている場合もあります。飲む前に、ここは危険箇所なんだよ、目を離したらどうなるか分からないよ、気をつけましょうという注意喚起が非常に大切になってくることと思います。ぜひ4か所と言わず、もっと多くの看板の設置を改めて要望させていただきたいというふうに思います。

また、安全対策の一環として下流のほうの一部では行っておりますが、全域で低木のツツジの植栽を行い、柵代わりにしてほしいとも要望させていただきました。その後、どのようになったのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

植栽による安全対策としましては、本市が江戸川河川敷緑地として国から占用許可を受けている場所のうち、市川南3丁目から5丁目の水際の安全性の向上が必要と考えた区間に柵の代わりとなるツツジの植栽を行っております。昨年7月に市川南3丁目から4丁目の延長約300mに約1,000本を植栽しました。現在、その下流側の市川南4丁目から5丁目の延長約450mに約2,200本を植栽しており、年度内に完了する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 合計3,200本、750mにわたり設置していただけたということ、ありがとうございます。市川南4丁目から5丁目のあたりということは、野球グラウンドやサッカーグラウンドがあるあたりでしょうか。球が転がってしまい、誤って川に落下してしまう危険があった中で、ツツジによる柵というのは効果的だと思います。できることならば市内江戸川河川敷全域に設置ができれば、もっと安全対策につながると思いますので、これで終わりと思わず、継続的にツツジの植栽を要望させていただきます。

来年度、本市の事業の一つで、各コンビニにAEDが設置されることとなりました。すばらしいことと思っております。私も昨年、江戸川の河川敷に、電話ボックスのような支柱の上に箱型のケースを設置してAEDを設置して

ほしいとお願い、要望させていただきました。例えば市川南にサッカーグラウンド、野球の1号、2号グラウンド、そして大和田のほうに野球の3、4、5、6、7号グラウンドなど、日々子どもや老若男女が運動を行っております。そこでもし倒れてしまったら、市川南なら産業道路沿いのセブーンイレブンもしくはファミリーマート、行政施設としては防災公園、そして大和田方面ならば田尻の工業団体の中のセブーンイレブンか田尻のいきいきセンターまでAEDはありません。スポーツにちなんで申し上げましたが、対策を施してくれたとしても溺れてしまうこともあると思います。その方を急ぎ救助できた場合でも、AEDをすぐに使いたくても使えません。

そこで、昨年要望させていただきました河川敷へのAEDの設置はどのようになったのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

令和5年6月以降の対応については、現在、河川敷にはAEDの設置に適した施設はないことから、貸出しによる運用の拡大を図ることとし、令和6年度当初予算におきまして、保健部と連携し、貸出用AEDを増やす予算を計上いたしました。これにより貸出用AEDを増やし、令和6年度からは国府台及び塩浜市民体育館に加え、信篤市民体育館におきましても貸出しを行う予定としており、その利用につきましては、希望される体育館にて貸出し、返却をしていただくことになります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 少年野球のリーグ団体、各チームからも要望が上がっております。もちろん盗難防止策や支柱の設置など、手間がかかるのは事実です。そういった団体ならば、朝から各種施設へ借りに行ってくれることと思います。ですが、個人で民間の方がグラウンドを借りたらどうでしょうか。遊びのために予約をしてAEDを借りに行くのか、不透明でございます。皆一様に、自分は、自分の仲間は大丈夫と思って借りに行かないように感じております。河川敷に設置しない理由といたしまして、適した施設がないとの答弁がありました。

そこで昨年も質問いたしましたが、河川敷のトイレの設置はどうなりましたでしょうか。氾濫対策で堤防の上や堤防の逆側に造るなど、検討を要望させていただきました。結果、増設はできないものなのでしょうか、お伺いをさせていただきます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

江戸川沿川のトイレは、現在、野球場やサッカー場などで利用者の多い河川敷に8か所、堤防に4か所の計12か所設置しています。トイレの増設には、河川管理者である国との協議や関係法令等の手続が必要となります。現在設置されているトイレの利用状況は、土日の利用は多いものの、平日の利用は少ない状況でございます。今後も利用状況を適切に把握し、関係部署と連携しながら、必要に応じて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 現状は増えていないということ、理解できました。水洗式とまでは言いませんが、くみ取り式、作業現場にあるようなトイレでもいいと思います。なぜトイレの設置が安全対策につながるかと申し上げますと、先ほど質問をさせていただきましたAEDを内部に設置することができます。事故が起きないための対策は必要不可欠ですが、起きてしまった後の緊急的な対応も必要になります。例えばあまりきれいとは言えませんが、トイレの空きスペースにライフジャケットを数着、また簡易的な災害用のすぐ膨らむ浮き輪などの設置、そういうものが保管できます。江戸川河川敷に等間隔にトイレが設置できれば緊急的な安全対策につながること

と思います。

先日、江戸川水上スポーツ協会でも、そういったことが実現できれば日本初の試みじゃないかとも言われました。市民の憩いの場です。市川市の宝の場所です。そこに悪いイメージを持ってもらわないための政策も必要だと思います。ぜひ箱型トイレの設置、あわよくば水洗トイレの設置、その中にAEDの設置、ライフジャケットや浮き輪の常備など強く要望させていただき、次の項目に移ります。

続きまして、大項目3つ目、橋梁及び橋梁に関する道路交通行政についてお伺いいたします。

以下、大項目の3つ目、4つ目は強く希望させていただき、会派の敬愛する議員の方々と、本市のこれからの課題として視察に行かせていただきました。仮称押切・湊橋や市川南ポンプ場は、本市の安全対策や災害対策において必要不可欠な施設でございます。県の問題だからではなく、所在地である本市がより積極的に市民のために考えていかなければならない場所だと思っております。ほかにも東西南北、クリーンセンターや斎場も視察させていただきましたが、今回は橋梁及び道路交通行政と浸水対策についてお伺いをしてまいります。

まずは小項目の1つ目、仮称押切・湊橋の現状と課題について。こちらはいつも質問させていただいております。

3・11の際は帰宅難民が発生しました。そういった面で防災面からも、また、都心に渡ることが限りなく少ない本市の橋梁として渋滞対策としても、さらに江戸川区との隣接行政との交流としても必要な仮称押切・湊橋ですが、2022年9月定例会で取り上げてから現在まで何か変化があるようにはまだまだ見えません。

そこで、現在までの進捗状況と今後の予定についてお伺いしてまいります。

**○稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** お答えします。

仮称押切・湊橋は、東京都江戸川区と市川市の行徳地域を結ぶ旧江戸川を渡河する橋梁であることから、東京都と千葉県で事業が進められております。現在までの進捗状況について、千葉県によりますと、令和3年12月に東京都と千葉県の間で役割分担や費用負担等に関する基本協定を締結し、令和4年度には道路事業として新規事業化となりました。また、令和5年3月5日には、主に沿線住民を対象とした事業説明会を行徳文化ホールI&Iにて開催し、今年度からは境界立会いや千葉県側取付部の橋梁予備設計及び地質調査を実施しているとのことです。今後の予定につきましては、これまで実施してきました測量業務や地質調査等を基に橋梁や道路の詳細設計を行うとともに、用地取得に向けた手続を進める予定とのことでございます。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 国松議員。

**○国松ひろき議員** 着実に少しずつ進んでいるということ、理解できました。今、市川市側、千葉県においても仮称押切・湊橋という名称で呼んでおりますが、恐らく都内側では違う呼び方で事業が進められていることと思います。詳細なスケジュール感はまだまだ出ない部分だと思いますが、改めまして工事の完成時期及び名称などの決定方法はどのようになるのかお伺いいたします。

**○稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** お答えします。

仮称押切・湊橋の完成予定について、千葉県では来年度以降、用地取得に向けた手続を進めていく段階であるため、工場の完成時期は今後の用地取得の進捗状況等を踏まえ検討していくとのことでございます。また、橋梁の正式名称につきましては、決定方法も含め、今後、東京都をはじめとした関係者等と協議していくとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ちょっと、いまいち私も理解できないんですけども、本来、工期の終わるときが決まって、それに向けてどのように用地取得をしていくとかかすると思っておりますので、できることならば、いついつまでというのは早めに分かったほうが、地元の方々などは、いつ予定なのか大変気にしているところがございますので、確認していただきたいという部分でございます。大まかにでも令和〇年までに完成予定など、もう少し詳細が決まったら周知のほどお願いしたいのと、名称に関しましては、仮称押切・湊橋という地元になんだ、地元の方々が好き名称、東京側に譲歩することなく、お互いの名前、そして住民の方などの意見をしっかりと反映できるようなプロセスになるようお願いしたいというふうに思います。

また、橋の開通後は周辺道路の交通量が大幅に増加することが予測されます。湾岸道路まで行く車両、こちらもまだまだ予定段階ですが、新湾岸道路へ向かう車両、外環道路に行く車両、外環を經由して新たに開通予定の北千葉道路へ向かう車両、京葉道路に行く車両など、都内からの車両の流入が多いのかなというふうに思います。本市はこれからの未来、各種高速道路の中継地点として役割を担っていくことになると思います。

そこで、本市は行徳駅前通りの交通量の変化についてどのように考えているのか。また、交通量が増えた場合の対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

千葉県では仮称押切・湊橋の交通量について、1日当たり約1万2,000台と見込んでおります。本市におきましても、令和2年度から3年度にかけて実施した都市計画道路見直し等検討業務委託での橋梁の推計交通量は県の見込みと同程度となっております。このときの推計方法では、全ての都市計画道路が整備済みの状態での将来交通量を推計しており、仮称押切・湊橋とつながる市道0104号、通称行徳駅前通りの県道市川浦安線から新浜通りまでの区間における平均交通量は約9,900台と推計しております。この推計交通量と令和5年4月に実態調査した交通量を比較したところ、区間により異なりますが、おおむね500台から1,000台程度、現在より増加する見込みとなっております。

次に、交通量増加への対応でございますが、現在、市道0104号は、令和4年8月に策定した市川市無電柱化推進計画に基づく無電柱化や自転車専用レーン等の整備を検討しております。検討の前提として、当該路線については、既に都市計画決定されている道路幅員よりも広い幅員で整備済みとなっていることから、沿道には容易に除却できない鉄筋コンクリート造の建物等が多く立地しております。このため、これ以上の拡幅をする際には多額の費用を要することとなります。また、推計交通量からは、市川市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例における基準上、将来的にも片側1車線で増加した交通量にも対応できることは確認しております。

そこで現時点での方向性としましては、用地取得を伴う道路の拡幅はせず、無電柱化の整備に合わせてバスベ이를整備するなど、円滑な交通の確保に資する整備を考えております。今後とも仮称押切・湊橋と市道0104号の整備につきましては、両路線が一体で都市計画道路ネットワークを形成していることから、引き続き千葉県と連携して事業を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 無電柱化や自転車専用レーンというのは大変いいことだと思います。都内から来る車両は乗用車だけでなく、トラックやバスなども流入してくると思います。せっかくすばらしい橋梁ができて、その後、痛ましい事故が起きてしまったらイメージも悪くなってしまいます。しっかりと県と連携を図っていただき、交通量が増加したことによる事故の防止、安全対策に努めていただきたいというふうに思います。

今し方バスの流入の話も出ましたが、きっと船堀一行徳間や一之江一行徳間など路線バスが通ることが予測されます。さらには本八幡行きや行徳を通り、浦安のテーマパーク行きなども通るかもしれません。

そこで橋梁完成後の新規バスルートの開設について、本市はどのように認識しているのか。また、バス事業者の検討状況及び江戸川区における検討状況、今後の市の考え方と今後の方針はどのように考えているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

仮称押切・湊橋を通る新規バスルートについては、行徳地域から都営新宿線瑞江駅や篠崎方面へ行く際、バスや鉄道を乗り継ぐことなく直接アクセスができるようになるなど、公共交通による移動の利便性が大きく向上するものと認識しております。このルートの検討状況について、行徳地域で運行している京成トランジットバスからは、現時点で仮称押切・湊橋を通る路線の検討、報告等は受けておりません。また、江戸川区では検討の必要性を認識しており、地元バス業者と情報を共有しているとのことでございます。

なお、具体的な検討については、事業の進捗を注視しながら関係者とともに進めていくとのことであります。

次に、今後の市の考えでございますが、一般的にバス路線の新規開設には1年から2年程度の準備期間が必要とされていることから、千葉県より橋梁整備の完成目標等が示されるなど、事業が進捗した際には何らかの検討が進められるものと考えております。一方、バス事業者とは適宜意見交換をするなど、検討状況を確認し、江戸川区とも情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 また、バス路線新規開設に1年から2年かかるということは、それだけ橋ができていにもかかわらず、いまだバス路線が通っていないという問題になってしまうかもしれません。完成時期等、未定ですが、○年後完成予定となった段階で新規開設できるよう様々な検討をしていただきたいことと、また江戸川区ともしっかり事業者との調整等を行って、完成後すぐにでも路線バスが通れるようにしてほしいというふうに思います。

もう1点、再質問させていただきます。仮称押切・湊橋と立体交差することとなる行徳街道は、県から市へ移管されるとの答弁を以前いただきました。移管に必要な事項及びそれらの進捗状況と移管時期はどのようになっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

行徳街道の押切から八幡方面へ向かう区間は、現在、県道市川浦安線として千葉県が管理しております。このうち、県道若宮西船市川線と交差する稲荷木1丁目地先から押切地先までの約3.5kmの区間については、平成27年1月に千葉県と締結した県管理道路の橋梁架け換え等に伴う旧道の移管に関する確認書に基づき、千葉県による行徳橋の架け替え等の事業完了後に本市に移管するものとされております。これを受け、現在は県道の管理者である千葉県葛南土木事務所と道路移管に向けた現地立会い等の協議を行うとともに、移管に必要な事項を整理しております。具体的には道路境界の確定、道路施設の不具合箇所の修繕、道路台帳の作成等で、これらの完了後、移管を受けるものとしております。これまでの経過としましては、道路境界については、県にて未確定箇所の境界立会いを実施し、一部の所有者不明地等を除き完了しております。また、道路施設の不具合箇所の修繕につきましても、本市と現地立会いを行っており、今年度に確認した箇所については、おおむね完了している状況でございます。

最後に今後の予定でございますが、県では、現在施工中の行徳橋取付け道路の工事は早期の完成を目指しており、それと並行して道路台帳を作成していく予定とのことでございます。移管の時期としましては、行徳橋取付け道路の工事完成後、速やかに行うこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 現地立会いを行っているということ、そして不具合箇所の修繕が完了しているということ、理解できました。ですが、まだ陥没箇所があるように見受けられます。明らかに過去の瑕疵なのに、移管された後、本市が莫大な予算を投じて修繕することがないよう、受け取る側のこちらもしっかりと確認していただきたいというふうに思います。

また、行徳橋の改修が完了後に速やかに移管ということも理解できました。終わらない工事現場がいつ終わるか定かではありませんが、移管してもらって負の遺産でしたとならないよう、しっかりと準備を行っていただきたいというふうに思います。

そして、住民の皆さんは仮称押切・湊橋の完成への期待や、今まで行徳街道は県の管轄だったからお願いができなかった安全対策をお願いできるようになると楽しみにしている一方で、本当の意味での安全対策や用地買収、騒音や振動、どうなるか不安の声もかなりの数聞いております。ぜひできるまで乞う御期待ではなくて、随時住民の方へ経過の説明をお願いするとともに、行徳街道は道幅が狭く、バスが通る際には走行しながらの相互通行もなかなかまなりません。その路側帯を老若男女、皆通行しております。ぜひガードレールの設置など、現段階では県に設置を要望するとか、本市に移管された後に本市で実施するとか、検討をお願いしたいのと、先ほどバスの質問もいたしました。東京経由のバスも、もしかしたら行徳街道に増えてくるかもしれません。大胆な安全対策を講じなければならないかもしれませんので、ぜひ安全対策について、机上の空論ではなく、現地に赴き、できることの検討、できないことへの改善策等、改革を力強く要望して次の項目に移ります。

(2)の江戸川水閘門の整備の現状及び課題について伺ってまいります。

本市において、東京都側へ渡ることでできる施設は国道14号の市川橋、京葉道路の江戸川大橋、県道東京市川線の今井橋、江戸川水閘門の4施設になります。このうち、江戸川水閘門の上部は橋梁の役割を果たしており、行徳地域と江戸川区を行き来できるよう、歩行者や自転車、時には原動機付自転車の通行も見受けられます。大変老朽化しており、江戸川の花火の際にも、あの水域をパトロールしている団体の方々からも毎度危険との声を聞いております。

そんな折、昨年3月、建設通信新聞に江戸川水閘門の新設工事及び撤去工事が2024年度から着手されるとの記事が出たと聞きました。確かに国や県の問題になるわけですから、本市が予算を割けるわけではないと思いますが、御当地住民も新聞で知るといふ、何というか、広報の弱さを感じざるを得ませんでした。

そこで本市にも関わることがたくさんございますので、江戸川水閘門の現状及び改築工事のスケジュールについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 江戸川水閘門は、旧江戸川と江戸川放水路の分岐点から約400m下流側、旧江戸川に位置する国土交通省が管理している河川管理施設であります。この施設の整備は、江戸川放水路整備後の昭和18年に完成し、本年度竣工後80年が経過しているところでございます。この施設は、江戸川の洪水を安全に流下させること、塩分の遡上防止と旧江戸川への水の流れである維持流量の確保、船舶を通航させること、これを目的として整備されたものであり、現在、水閘門の上部は歩行者や自転車が江戸川区側へと行き来する通行経路としても利用されております。

御質問の老朽化している水閘門の改築についてであります。この水閘門を所管する国交省の江戸川河川事務所からは、ゲートに関係する機械設備に不具合が多発していることやコンクリートの劣化の進行、耐震性能の確保が困難であることなどから、施設の改築について令和5年度から事業化したところであると伺っております。また、この事業のスケジュール等につきましては、事業期間は令和5年度から令和15年度までの11年間となっております。今年度は実施設計を行い、改築工事の早期着手に向け準備を進めていると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 令和5年度より事業化しているということ、理解できました。新聞の記事では、新設及び撤去との内容でございました。同箇所に壊して新たな水閘門を造ったり、別の場所に新設して壊したり等ありますが、この江戸川水閘門の工事施工方法、築造、増設、撤去などの順番等、計画がされているならばお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 現在の水閘門は、水の流れを調節することを目的とした水門と船舶を通航させることを目的とした閘門が中州を隔てて分離した形で並んで設置された施設となっております。江戸川河川事務所によりますと、改築後は水門と閘門が同一の場所に一体的に築造されます。

また、施工順序につきましては、現水閘門の機能を確保したまま、まず、現水閘門と同じ機能を持つ新水閘門の築造工事を現状の位置から約80m下流側で行い、完了後に現水門と現閘門の撤去工事を行う計画とのこととなります。

なお、現在、水門及び閘門の上部は歩行者及び自転車が旧江戸川を渡るために利用されていることから、工事期間中におきましても、歩行者及び自転車の通行動線を確保しながら工事を進めていくことを確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もろもろ理解できました。また、そこを通行している方々に不便がないよう、通行動線を確保していただけるということも理解しました。見に来ていただけると分かると思うのですが、結構自転車の行き来が多いです。双方どちらかに職場があり、そこまで通っていたとしたら、水閘門の通行ができなくなると篠崎までどうやって渡りましょうか。稲荷木に住んでいて篠崎で働いていたとしたら、自転車だとしたら、行徳まで出て今井橋で都内に渡って、船堀、一之江を越えて篠崎のルートか、産業道路を上って市川橋を越え、小岩に渡り篠崎か、想像しただけでも相当な距離があることが理解できます。

改めて再質問させていただくのですが、せっかくだから車の通行もできるような整備はできないのか、現地行政である市川市、江戸川区として上部の車の通行を求めてほしいと思っておりますが、上部の自動車の通行及び現在の協議状況と今後の進め方についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

国からは、一般車両の通行が可能となることについての具体的な方針は示されておられません。本市としましては、改築計画に合わせ、防災性や交通利便性の観点から一般車両の通行を可能とすることが望ましいと考えており、同様に考えている江戸川区とともに国へ申入れを行っております。今後につきましても、引き続き江戸川区とともに協議、調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひ市民の声が反映できる工事を強く要望させていただきます。現状、あの水門、水閘門では橋梁の高さが足りず、中型及び大型の船舶では救助艇も余裕を持って走行することができません。江戸川の安全、安心に携わってくれている方々より要望をいただいております。また、自動車通行ができたとしたら、私の記憶では、おおむね3kmをめぐりに相互通行できる橋梁があるといいと、国の施策でもなっていたような気がしております。仮称押切・湊橋ができたとしても、かなりの距離があることとなります。車の通行ができたほうがいいに絶対決まっております。新たにできたばあば一く妙典にも来場者が増えることとなります。そのためにも市川市として、ぜひ上部の車両通行を要望してほしいというふうに思います。

今までは国や県のマターのお話だと思われませんが、仮に水閘門の上部車両通行が可能となった場合、市川市道の整備が必要になってくることと思います。むしろ車の通行がなかったとしても、市民が自転車や徒歩で移動するにも、行徳橋との接続付近の市川市道の整備は必要不可欠だと思われませんが、現在の本市としての検討状況及び今後の進め方をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現時点において、国からは一般車両の通行に係る方針が示されていないため、市としましては、水閘門に接続するルート具体的な検討は行っておりません。

なお、国のホームページでは、新たな水閘門の配置等のイメージ図が示されておりますが、現在、詳細設計中であり、水閘門に接続する市道のルートは決まっていないことを確認しております。今後、それらが示される段階となりましたら、江戸川区とともに国と協議、調整を図るなど、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もちろん、まだ決まっていないことでございますので明言はできないというふうに思います。ぜひ車両の通行及び歩行者や自転車の通行の安全対策も含めて、せっかくの数十年ぶり、90年ぶりの工事でございますので、よりよい環境になるよう、本市としても計画、要望、実施をお願いしたいというふうに思います。

この項目最後の再質問になりますが、先ほどの仮称押切・湊橋の質問の際においてもお話しいたしましたが、行徳橋の工事が一向に終わりません。もう通行はできる状況なのに、何で終わらないのか分かりません。既に市民の間では、水閘門の上部において車両の通行が可能となることから、それに合わせて工事が完了しないのではないかなどなど、うわさを耳にしております。

そこで、行徳橋、行徳側の取付け工事が完了していないのは、水閘門へ接続する道路が行徳街道とつながることが原因になっているのか、県道から市道に移管されることが原因になっているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

千葉県では、取付け道路の工事について、早期の完成を目指しているとのことでございます。また、この工事について、水閘門に接続するルートとの関連性はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 関係ないと御答弁いただきました。早期の仮称押切・湊橋の完成、県道の行徳街道が本市へ



移管された際の力強い安全対策、江戸川水閘門の上部、車両通行が可能となるよう、また行徳橋の早期完成を要望させていただきます。

また、橋梁に関して申し上げれば、市長の施政方針においても、昨年久しぶりに仮称大洲橋のことが明言されましたが、今回はありませんでした。橋梁整備は本市が発展していくために、持続可能な市となるために必要な施設でございます。事業計画されてから何年も何十年もかかる計画ですから、同時進行で大洲橋の計画も切に要望させていただいて次に移ります。

続きまして、大項目4つ目、浸水対策事業についてお伺いしてまいります。

市川南地区の現状及び課題になりますが、昨年9月の台風13号では、千葉県でも線状降水帯により非常に激しい雨が降り続けました。本市では大きな被害はなかったものの、茂原市や市原市では大きな被害が発生しており、浸水対策を着実に進めることはますます重要となっていると実感しております。

そのような中、市川南地区は、大和田ポンプ場が平成29年から供用を開始し、現在は市川南ポンプ場の整備を進めている状況でございます。地元からは早期の浸水被害解消を求められているところではございますが、排水施設の設置箇所が大和田と市川南では近いのではないかと声を聞かれております。大和田ポンプ場が稼働してからゼロではありませんが、冠水、浸水は市川南地区では減ってきたように思われます。もっと鬼高、田尻、二俣などのほうが浸水箇所が多い気がしておりますが、本市の市川南地区の浸水対策事業の経緯と現在の整備状況についてお伺いしてまいります。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 本市では、昭和30年代後半からの都市化の進展により、地面に浸透しなくなった雨水が排水施設に流入することになったことや集中豪雨が多くなったことなどにより、地区によりましては浸水被害が頻発しております。また、外環道路の整備により地区の排水経路が分断されたため、市川南地区などを浸水対策の整備優先区域に位置づけ、浸水対策を強化しているところであります。市川南地区は、江戸川と北側はおおむね京成本線、東側は八幡の一部、南八幡、稲荷木などまでの約540haある地区でございます。これまでは当該地区から発生する雨水を京葉道路と江戸川が交差する箇所の北側に位置する秣川排水機場1か所に集め江戸川に排水しておりましたが、同地区内の排水計画を見直し、地区内を分割して大和田ポンプ場と市川南ポンプ場の2か所のポンプ場を新たに建設することで、地区全体の排水能力を約2.6倍に増強する対策を取ることといたしました。これらのポンプ場は、新たに分割した区分の雨水を江戸川へ効率的に排水する計画の下、分割した区分に応じて、それぞれで建設用地を取得し整備を進めたものであります。2か所のポンプ場のうち大和田ポンプ場につきましては、大和田2丁目地先に建設し、主に東大和田、南八幡、平田などの雨水を集水する施設であります。整備時期につきましては、ポンプ場へ流入する雨水幹線管渠を外環道路側道下に埋設する必要があったことから、外環道路整備に合わせて先行して整備することとし、平成29年度に完成したところであります。

一方、現在整備を進めている市川南ポンプ場は市川南3丁目地先に建設し、主に市川、市川南などの雨水を集水する施設であり、整備は平成30年度より着手しております。当該施設はポンプ場本体整備と、ポンプ場から江戸川放水路へ排水するための樋管整備、ポンプ場へ雨水を導くための流入幹線管渠整備で構成されており、樋管整備は令和2年度に、流入幹線管渠整備は令和3年度に完成したところでございます。また、令和3年度からはポンプ場本体の整備に着手し、現在はポンプ機器を設置する建物の地下部分を築造しております。加えて建物の建設完了に合わせ、機械や電気機器を設置することができるよう一部の工場製作にも着手したところであります。市川南ポンプ場につきましては、令和8年度末での完成に向け、様々な工程を段階的に進め整備しているところであります。

そのほか、当該地区における現在の取組といたしましては、南八幡や新田などにおきまして、大和田ポンプ

場、秣川排水機場に続く幹線管渠の整備を順次進めているところであります。地区の排水能力は、市川南ポンプ場と合わせ、従来から稼働している秣川排水機場と既に供用を開始している大和田ポンプ場の3か所のポンプ場により確実に向上しており、浸水被害の大幅な軽減につながると考えております。今後につきましても、市川南ポンプ場をはじめ幹線管渠の早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 何となく理解ができました。それならば市川南ポンプ場を早々に完成させ、いまだ冠水、浸水してしまう地域の対策に乗り出したほうがいいのかと思いますし、市川南ポンプ場の完成について、住民の方々は大変待ち望んでおります。ですが、これまで工期は令和7年7月であったと記憶しておりますが、それが1年8か月延期され、令和8年度末の完成予定となるとのこととあります。

そこで、ポンプ場整備の工期が延期となる理由についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 ポンプ場は水をくみ上げるポンプ及びごみ等を取る除じん機などの機械設備や、それを動かす電気設備、また、各施設を設置する建物などによって構成される施設であります。現在は建物の築造に合わせ機械や電気設備の工場製作に着手し、様々な工程を段階的に進めております。1つの工程変更が全体の工程に影響を及ぼすことから、おのおのの工程を確実かつ円滑に進めるべく管理しているところであります。

なお、機械電気設備につきましては、それぞれを制御し、動かすための制御盤やセンサーなどの製作に必要な半導体が必要であります。今回、その半導体がロシア・ウクライナ情勢が原因で入手困難となり、工場製作の工程で遅れが発生いたしました。現在は半導体の入手のめどが立ち、一部製品の製作に着手してはおりますが、材料調達の遅れが全体の工程に影響したことから、契約期間を約1年8か月間延期することとし、事業の完了を令和8年度末までとしたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 半導体の入手のめどが立ったと明言されました。事業完成が令和8年度末と申しいただきましたので、ぜひ予定どおり完成できるようお願いいたします。

ということで延期の理解はできましたが、まだ3年の工期が残されていることにはなりますが、今後、整備を進める上でどのような課題が考えられるのか伺います。

また、完成することで、市川南地区の排水施設整備により隣接地域、より被害が大きいと思われる鬼高や田尻、二俣地域へ影響があるのかどうかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 現在まで進めている作業におきましても、想定外の地下水発生に対する措置や地下支障物の撤去など、様々な課題に対応してまいりました。今後につきましても、雨水をポンプ設備から河川へ排出する際の水圧、流速を調整するための水槽設備工事や、敷地内ではありますが、ポンプ場本体と既に完成している流入幹線管渠をつなぐため大きな掘削を伴う接続工事を予定しており、地下水対策への対応など、掘削を行うことで発覚する事態が課題となると懸念しているところであります。これらの課題につきましては、これまでの事例などを踏まえ、当該施工箇所に適した対策を事前に検討するなど、円滑な対応が図られるよう努めてまいります。

隣接地域の影響、効果についてであります。排水計画の策定に当たりましては、おのおのの決められた排水区内で雨水を集水し、河川などへ排水することを原則としております。市川南地区に隣接している鬼高地区も浸

水常襲地区であり、現在、最下流の高谷川から幹線水路を改修しているところでございますが、浸水エリアの整備着手までには相当な時間を要します。

そこで暫定的ではありますが、鬼高地区の雨水を隣接する排水区である市川南地区の大和田ポンプ場へ流入する幹線に接続することで、当該地区で発生している浸水への対策効果が見込まれることから、この排水整備に着手し始めたところであります。現在は実施設計を進めており、管渠施設設置の際に支障となる埋設物の移設協議を行っている状況であります。整備の推進につきましては、狭隘な道路や移設困難な支障物など課題が多い地域ではあることから、引き続き十分に検討し、早期整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 暫定的にも市川南地区の大和田ポンプ場が鬼高地区にも効果があると答弁をいただきました。素人目線なので専門家ではありませんが、順番が違うんじゃないかなと思ってしまいます。大和田にポンプ場ができて、できる前は新田の一番堀、市川南のゆうゆうロード、産業道路、防災公園付近など、本当に冠水、浸水がひどかったと思います。ですが、大和田ポンプ場ができて、大幅に本当に冠水・浸水対策として冠水、浸水が減ってきていると実感できております。

でも、いまだ下総中山から南、新川通りやショップス付近、田尻の工業地域や二俣原木インター付近など、まだまだ昨今、頻発する線状降水帯の影響で冠水、浸水いたします。もう一度言いますが、素人目線で、大和田が完成したら下流の地域の排水区の整備、次に市川南のポンプ場としていただけたならば、市川南のポンプ場が完成するまでの冠水・浸水対策になったのではないのでしょうか。鬼高地域の方からお話をいただきましたが、駅に近しいところや市川駅付近は優遇されて下総中山の地域は対策は後回しのねと言われ、すごく悲しくなりました。市川南の冠水・浸水対策の100%の実施も大切でございますので、取り残されている箇所の対策もしっかりお願いを申し上げます。

児童議会の質問でも、江戸川の安全対策についても、橋梁や道路行政、そして、この浸水対策事業についても、市制施行90周年を迎え、これから来る100周年に向けて持続可能な市川市になっていくため、輝かしい未来のために必要なことと感じております。ぜひたくさん要望いただきましたが、全てにおいて検証、検討していただきますよう強く要望させていただきます。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員 公明党の川畑いつこでございます。

初めに、令和6年能登半島地震で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。心の傷は深く、癒えるのには時間がかかると思いますが、平時の生活と心から笑顔になれますことをお祈りしております。

また、本市から尊い使命を果たされるために被災地に行かれました方々に心より敬意を表します。

12月定例会にて一般質問させていただきました避難所及び避難場所の整備についてを再度要望し、本定例会の質問に入らせていただきます。通告に従いまして一問一答にて行いますので、御答弁のほどお願いいたします。

初めに、大項目、おくやみ相談についてです。

お悔やみは急なことで、様々な手続を遠方に住まわれている方や仕事をなかなか休むことのできない方、御高齢者が行うケースもあります。本市の第1庁舎ではワンストップサービスを行っており、それらの手続を、市民が動いて手続を行わず、職員の方が手続を行う方のもとに伺うサービスを行っており、私も何度か相談者と同行させていただきましたが、職員の皆さんが丁寧に対応されていることに感動し、また、相談者も感動されている様子を肌で感じています。しかし、お悔やみの手続は人生で何度も経験することではなく、何をどうしたらよいのか分からず御遺族は戸惑うことがたくさんあり、また書類作成が多く、中には複雑なものがあり、大変な思いをされる方が多くいらっしゃいます。

そこで、1、手続の内容について問うです。

たくさんある行政手続は個人で違うこととは思いますが、一般的にはどれくらいの種類があり、そしてどれくらいの時間がかかるのでしょうか、お伺いします。

〇つちや正順副議長 佐藤市民部長。

〇佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

死亡時の死亡届や埋火葬の許可など、葬儀までの一連の手続は葬祭事業者などから提出されることが多い状況です。おくやみ相談とは、その後、故人の住民記録上の手続などを御親族などが行うときにサポートする仕組みのことでございます。お悔やみに関連する手続の数は、市民課のほか、障がい者支援課、こども福祉課など、多い方で11課26項目にわたりますが、多くの方は市民課、国民健康保険課、介護保険課の3課7項目で、その手続に要する時間は市民課で30分程度、その他の手続にさらに30分程度必要となります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 行政手続については多い方で11課26項目ですが、多くの方は3課7項目で行い、時間は市民課のみでおおよそ30分程度かかるとのことで、そのほかの手続が30分程度で、合計1時間ほどかかるとのことであります。

それでは、再質問です。手続時間の短縮についてお伺いします。

現在、おくやみハンドブックを配布し、とても分かりやすく丁寧に内容を伝えていますが、福岡県宗像市では、おくやみ手続ガイドブックや市のホームページに亡くなった方や遺族の住所、氏名などの基本情報を事前に記入する基本情報シートが添付されています。本市でも、おくやみハンドブックやホームページに基本情報シートを付け加え、来庁前に基本情報を記入してもらうことで来庁時の所要時間をさらに短縮し、その基本情報を担当者がデータ化することで、その後に手続を行うかで繰り返し申請書を書くことがないよう、情報を共有できることはできないでしょうか。

〇つちや正順副議長 佐藤市民部長。

〇佐藤敏和市民部長 本市では、おくやみ相談の予約を受け付けた場合には事前に基本情報を聴取し、データ化しております。これにより、来庁時に申請書を何度も書くことがないようにするなど、所要時間の短縮化に努めております。このような基本情報を市民があらかじめ記入できるシートは、間違いを防ぐ効果など利便性の向上が見込めることから、今後は市公式ウェブサイトやおくやみハンドブックへの添付を積極的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 事前予約をされた方は、申請書を繰り返し書くことがないようにされているとのことでした。さらに利便性の向上のため、公式ウェブサイトやおくやみハンドブックに基本情報シートを添付することを検討していただけるということで、さらに時間短縮され、市民の負担が軽減されますので、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、2、行政書士との連携についてです。

御遺族は様々な手続に追われることになり、亡くなられた方が世帯主の場合や様々なもの名義になっている場合もあります。その手続は複雑なことがあり、さきにも述べましたが、それらの手続を遠方に住まわれている方や仕事をなかなか休むことのできない方、御高齢者が行うことがあります。それらの手続には添付書類を添えたり、記入書類が多かったりと大変です。

そこで、おくやみ相談の際に行政書士へ相談ができる体制づくりについてです。現在、宗像市や品川区がおくやみコーナーを開設し、必要な手続がスムーズに進められるようにし、そこに行政書士を配置して、様々な手続を代わりに行ってもらうシステムをつくっています。これは遺族が遠方に住んでいる方や多忙な方、体が不自由などで申請書記載が困難な方、身近に相談相手がいない方のためのものです。宗像市は、令和3年5月からでおおむね3万円の利用料金がかかり、品川区では令和6年1月からで、利用料金は利用者には発生せず、区として行っている区民相談室で1日3課1万4,300円を支払っているため、同額を区が負担。そこにスケジュール管理等の管理料として1か月4万円を支払い、1日4組までとしています。

本市では、市民相談として行政書士を紹介することもあるようですが、初めから行政書士に依頼ができる体制はつくれないでしょうか。

○つちや正順副議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

おくやみ相談で来庁された方のうち、行政書士との相談を希望された方は年間数件と非常に少ないのが現状でございます。このことから、おくやみコーナーへの行政書士の配置につきましては、先行他市の状況を研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 おくやみに関わる行政書士への御相談は非常に少ないとのことですが、私のところに1か月半で3人の遺族の方から行政書士はどのように頼むのかとの御相談があったことから、行政書士への無料相談ができると知っている方が少ないように感じます。

そこで再質問です。行政書士を活用する他市事例の本市への導入についてお伺いします。

本市の市民相談での弁護士への無料相談が月に約10回あるのに対して、行政書士へは月に約2回と聞いています。行政書士への相談の機会が少なく感じますが、品川区のように行政書士が常駐をする、あるいは宗像市のように手続代行先の案内として、行政書士会の連絡先をハンドブックに記載することはできないでしょうか。

○つちや正順副議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 本市の弁護士と行政書士への無料相談の回数は、過去の開催実績により決定しているほか、相談機会の増減に関する市民要望も現状ないという状況から、ハンドブックへの掲載も含めて近隣市の状況も踏まえ研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 市民からの要望に基づいて、市民相談の弁護士の回数は決めていると分かりました。御遺族は御家族を亡くされた後、悲しみの中で動かれ、心身ともにお疲れです。私のところに来られる相談者のほとんどが初めてのことなので、どうしたらいいのか分からないと言われます。本市のワンストップサービスをお伝えし、丁寧に対応をしてくださることを伝えると安心されますが、手続後に言われることは、やらなくてはならないことがこんなにあるとは思わなかったと驚かれています。

また、市民課に親子で相談に行かれた御遺族が、職員が親切で丁寧なことに驚きました。市川市に住んでいてよかった。娘は市川市に帰ってくると言っているとうれしい感想も言われていました。

以前お伺いしたところでは、お悔やみの手続に来庁される方が令和6年1月の1か月で本庁市民課が195件、支所市民課が35件、合計230件で、1日の開庁日数が19日あり、1日当たりの平均が本庁市民課は約10件、支所市民課が約1.8件で、合計約12件とのことでした。思っていたよりも多いと感じる数字でした。職員の皆さんがお一人お一人に対して丁寧に対応されているのは理解していますが、御遺族はとてもナーバスな時期に様々な手続をされますので、手厚く御案内することは大切かと思えます。不安や大変さを少しでも軽減させるためにも、今回要望させていただきましたことをぜひともお願いいたします。

次に、大項目、もの忘れ検診についてです。

厚生労働省は、認知症のカーブは75歳で、そこから有病率が80代で2割、90代で6割を超えと言われ、2012年は全国の認知症高齢者が約462万人で、高齢者人口の15%。その後、認知症高齢者が増加し、来年2025年には65歳以上の20%に相当する700万人になると推計され、認知症の早期発見、早期治療は介護予防の観点からも重要になり、全国の自治体でももの忘れ検診と言われる認知症検診が実施されています。

様々な自治体で行っているもの忘れ検診ですが、名古屋市では、2020年から名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例を執行し、もの忘れ検診やなごや認知症の人おでかけあんしん保険事業などを、神戸市の取組を参考にして65歳以上を対象に開始しました。昨年の東京新聞紙上で名古屋市の取組を紹介していたのを見ると、2023年の3月末までにもの忘れ検診を受けたのは約2万5,600人。そのうちの6,900人が精密検査を必要とされ、実際に受けた約1,900人のうち60%が認知症、27%が前段階の軽度認知障がいと診断された。ただ、精密検査の費用は自己負担で、対象者の7割が受けていないことが課題だった。市のアンケートでは、自分は健康だなどとして検査を拒むケースも目立つとありました。

市は受診率向上のため、2023年4月から精密検査の費用も全額助成する制度をスタートし、医療機関や医療費負担割合によって異なりますが、1人当たり約8,000円の助成を見込んでいるとのことでした。そのほかにも様々な自治体が認知症検診の助成を行っており、対象年齢は各自治体によって様々で、若年性アルツハイマーの観点から40歳から行っているところもあれば75歳から行っているところもありますが、おおむね60歳から75歳の間で開始されることが多く、また認知機能検査は1割負担の場合、70円から280円程度、3割負担は220円から850円程度で、10割負担は700円から2,800円程度かかります。そして、認知症検査の流れは問診、面談や診察、画像、神経心理学検査で、検査の種類は認知機能テスト、MRI、CT、スペクト検査などがあります。それらを踏まえて質問します。

1、もの忘れ検診に関する市の認識について問うです。

さきにも述べましたが、認知症の早期発見、認知治療の取組として様々な自治体で実施されているもの忘れ検診ですが、本市はどのような認識でいるのかお伺いします。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 物忘れは年齢を重ねていくと誰もが感じる身近な症状であり、認知症の早期発見、早期対応を目的としてもの忘れ検診を実施している自治体もありますが、その多くは診断を目的としたものではなく、

自治体から特定の年齢の方にチェックリストを送付して、セルフチェックの結果を基に医療機関から相談や受診を勧奨するものと認識しております。現在、本市では、認知症の早期発見、早期対応については、このもの忘れ検診ではなく、認知症チェックリストを作成していつでもセルフチェックができるよう、市のウェブサイトなどに掲載しています。物忘れなどの症状が気になったときには、まずはこのチェックリストによるセルフチェックを推奨しており、その結果が一定の点数以上となった場合にはかかりつけ医や高齢者サポートセンターに早めに相談するよう御案内しています。認知症の症状は自覚しやすく、また周囲の人も気づきやすいものです。気になる症状があれば、手軽に実施できるチェックリストを活用し、認知症の早期発見につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 もの忘れ検診を実施している自治体の多くはセルフチェックリストを送付し、自身で医療機関に持参して相談や受診を勧められるもので、本市では、市の公式ウェブサイトにて認知症チェックリストを掲載しているが、もの忘れ検診は実施していないとのことで分かりました。

では、2、認知症の進行状況に関する市の認識について問うです。

本市に支援が必要な認知症の方はどれくらいいるのでしょうか。また、進行状況に応じた支援を受けるための取組があるのでしょうか、お伺いします。

〇つちや正順副議長 菊田福祉部長。

〇菊田滋也福祉部長 国は、日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究等を踏まえて、認知症有病率を基に、2025年には認知症の高齢者は全国で約700万人になると推計しています。この国の算出方法を参考に、本市の認知症の高齢者数を算出いたしますと、2020年の約1万7,900人から2025年には約2万600人、2040年には約2万8,000人になると見込まれます。認知症の症状や程度はその方によって様々ですので、その相談先や支援、必要な知識や情報などは異なります。このため市では、認知症の方とその御家族の不安を少しでも軽くできるよう認知症ガイドブックを配布しています。このガイドブックには認知症に関する基礎的な知識のほか、支援の流れを示した認知症ケアパスを掲載しています。認知症ケアパスでは、今後の見通しの参考となるよう、認知症の症状により初期、中期、中期以降とステージを分けて、各ステージで利用可能な情報を紹介しています。

例えば初期段階では、高齢者サポートセンターへの早めの相談やかかりつけ医を持つことを推奨し、中期の段階では、介護保険サービスや成年後見制度の利用について案内しています。また中期以降では、在宅で受けられる医療や介護サービスのほか、自宅以外で安心して暮らせる施設等を案内しています。高齢者サポートセンターでは、これらの情報を踏まえ、認知症の症状の進行に応じて適切な医療や介護サービスが受けられるよう支援しております。このガイドブックは、この第1庁舎と行徳支所及び市内15か所の高齢者サポートセンターにおいて相談の際にお渡ししており、また、このガイドブックの概要版は庁舎や高齢者サポートセンターのほか、医療機関や郵便局、コンビニエンスストアなど市内88か所に広く配架しています。今後、認知症の高齢者の増加とともに、こうしたガイドブックの需要は高まるものと予測されますので、配架箇所を増やすなど、引き続き普及啓発を推進してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 本市では、国の算出方法で推計すると、2020年で1万7,900人だったのが来年の2025年には約2万600人、2040年には2万8,000人とのこと。また、初期、中期、中期以降の3段階のステージに分け、状況に応じて高齢者サポートセンターを中心に制度やサービスを紹介しているとのこと、分かりました。

次に、3、早期診断に向けた認知機能検査の推進についてです。

早期発見に向けた本市のチェックリストの活用を推進するため、どのように周知しているのかお伺いします。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では認知機能検査の代わりとして、認知症チェックリストの活用を推進するため、その周知方法として市のウェブサイトで紹介しているほか、認知症に関する講演会やイベント、また、認知症サポーター養成講座の開催時に配布しております。また、高齢者サポートセンターに配置している認知症地域支援推進員が高齢者クラブなどからの依頼講座や認知症勉強会を開催する際に参加された方にこのチェックリストを配布しております。今後も本市で開催するイベントなど、様々な機会を利用してチェックリストの活用が進むよう普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 市公式ウェブサイトや認知症関連の講演会やイベント、認知症サポーター養成講座や勉強会などの参加者にチェックリストを配布されているとのこと、分かりました。

私も本市の認知症チェックリストでテストをしました。内容は、1、同じ話を無意識に繰り返す、2、知っている人の名前が思い出せない、3、物のしまい場所を忘れる、4、漢字を忘れる、5、今しようとしていることを忘れる、6、器具の説明書を読むのを面倒がる、7、理由もないのに気がふさぐ、8、身だしなみに無関心である、9、外出をおっくうがる、10、物（財布など）が見当たらないことを他人のせいにするの10項目で、項目ごとにほとんど当てはまらなければ0点、時々ある場合は1点、頻繁にある場合は2点となり、該当する項目の点数を足して合計点が14点以上だと早めにかかりつけ医や高齢者サポートセンターに相談しましょうとあり、9点から13点だと要注意で、日頃から認知症の予防策を生活に取り入れてみませんかと書かれていて、続けて、13点以下の方は定期的なチェックをお勧めしますとありました。チェック表の横には高齢者サポートセンターの案内が書かれており、丁寧なつくりになっています。せっかくのチェックリストではありますが、リストを開くのは認知症で検索しなければ開きません。自らチェックするのは、ふだんから認知症に対して意識をしている方なのではないでしょうか。

そこで再質問です。早期発見と若い世代への普及を目的として、認知症チェックリスト、既存の取組、例えば市川市健康ポイントA r u c oの活用などは考えられないでしょうか。

本市には、誰もが健康上の問題で日常生活が制限されることなく、はつらつと元気に暮らし、心の健康と体の健康のバランスが取れた活力あふれる生涯を送れる健康寿命日本一のまちを目指す取組の一つに市川健康ポイントA r u c oがあります。そこに認知症チェックリストを取り入れることはできないでしょうか。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市川市健康ポイントA r u c oは、日々の歩数や血圧及び体組成測定に対してポイントを付与するサービスです。先月末現在、約4,200名の登録があり、登録者の年代は20歳代から90歳代と幅広い世代の方々が利用されています。A r u c oの機能は、歩く、測定するといった健康行動に対してポイントを付与する以外にプッシュ通知機能があり、アプリ登録者に利用方法や健康づくりなどに関する情報を周知しています。また、本市では市公式L I N Eによる情報配信サービスにおいて、健康長寿の項目に登録した方に定期的にフレイル予防や介護予防に関するお知らせを配信しております。現在、約2,200名の登録があります。

認知症の早期発見をするために、幅広い世代の方に向けて認知症チェックリストを周知、啓発し、活用いただくことは大変重要であると考えています。このため、A r u c oのプッシュ通知機能や市公式L I N Eの情報配信サービスを活用し、登録者に対しチェックリストの周知をしております。また、65歳を迎える方に送付する

介護保険被保険者証に同封する案内文に、新たに市のウェブサイトの二次元コードを記載して、チェックリストによりセルフチェックができることを周知してまいります。今後も既存の様々な取組を活用し、チェックリストを周知啓発していくことで認知症の早期発見、早期対応を推進してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 アプリの登録者へプッシュ通知機能を利用して情報を周知することは可能で、今後、認知症チェックリストについては、A r u c oの参加者や市公式L I N Eの登録者へ情報配信していただき、また、65歳になられる方への介護保険被保険者証送付時の案内文に市公式ウェブサイトの二次元コードを記載して、物忘れのセルフチェックができることも案内をしていき、既存の取組を活用しながら認知症チェックリストを周知啓発していくことで認知症の早期発見の推進を考えてくださるとのこと、ぜひともお願いいたします。

2007年12月に認知症の高齢男性が電車にはねられて亡くなる事故があり、遺族が鉄道会社から高額な損害賠償を請求されたことがありました。一審、二審と、裁判では賠償を命じられていましたが、最終判決は遺族に賠償責任なしとなり、このことがきっかけとなり、認知症対策が全国的に考えられるようになりました。

冒頭に述べました、名古屋市が参考にした神戸市の取組ですが、神戸モデルと言われ全国的に広まっていて、認知症の方と家族を地域全体でサポートする事業です。65歳以上の方が認知機能検診を受け、疑いありで精密検査を受けるまで市が助成をし、認知症と診断された場合は事故救済制度を使うことができます。これは、認知症の方が物損や事故を起こしてしまった際の賠償責任保険で、賠償責任があれば支給されます。そして、御本人の賠償責任の有無とは関係なく見舞金が支給される制度です。これらの財源は個人市民税均等割で賄っているとのことで、本格始動されたのが2019年です。事故の補償制度は、中野区や葛飾区のほかにも複数の自治体で行われています。

また、認知症は高齢者だけのことではありません。若年性アルツハイマーは若い世代にも起こり得ることで、家族や周りの方が異変に気づいて受診を勧めても、御本人に受診の意思がなければ検査をすることができません。早期発見をすることで症状を遅らせることができ、サポート内容も的確になり、住み慣れた地域で暮らす時間が増えることとなります。検診を習慣化することで認知症への見方も変わってくると思います。認知症検診、いわゆるもの忘れ検診の受診助成を本市でも実施検討を要望し、次の質問に移ります。

最後に大項目、妊孕性温存療法への助成についてです。

国立がん研究センターによると、がんの患者さんを世代別に分けると、ゼロ歳から14歳が小児、15歳から39歳をAYA世代、40歳からは成人と呼ばれているとのこと。その方たちの中でも、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者さんたちが希望を持ってがん治療などを取り組めるように、将来、子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後、生殖補助医療に要する費用の一部助成が令和3年から国の事業として開始されました。

妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療ですが、厚生労働省の説明によると、妊孕性温存療法とは、将来、自分の子どもを授かる可能性を残すために、がん治療の前に卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う治療のことで、温存後、生殖補助医療は、妊孕性温存療法により凍結保存した卵子や精子、受精卵、卵巣組織を用いて、がん治療後に妊娠を補助するために実施される治療ですとありました。小児・AYA世代は赤ちゃんから子育て世代と幅広くなっていますが、それはライフステージが大きく変化する世代となっています。そして、AYA WEEK 2024が3月2日から3月10日まで行われており、これは誰かが誰かの勇気になる、AYA世代のがんについて思う1週間となっています。

そこで、1、妊孕性温存療法への助成制度の現状に関する市の認識について問うです。

令和3年度から国の事業としてスタートした助成制度ですが、本市としての認識を伺います。

まず、ア、本市の小児・AYA世代のがん患者についてです。

本市の小児・AYA世代のがん患者数はどのくらいいるのかお伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

小児・AYA世代のがん患者数につきましては、都道府県単位での公表となっておりますため、本市でのがん患者数を把握することは難しいところではございますが、参考となる数値といたしまして、国立がん研究センターが全国がん登録における小児・AYAがんの年齢階級別罹患率を発表しております。そこで本市の年齢別人口数に乗じて推測いたしますと、本市のがん患者数は年間でおよそ小児が7.8人、AYA世代が98.8人となります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 がん患者の人数を把握することは難しく、全国の年齢階級別罹患率から推測すると、小児がんは7.8人で、AYA世代は98.8人ということ、分かりました。

続いて、イ、温存後生殖補助医療助成についてです。

妊孕性温存療法にかかる費用は、筑波大学での1年間の費用を見てみると、精子凍結保存では凍結開始時5万円、保存更新時2万円、融解費1回5,000円。胚凍結保存は、採卵から凍結保存まで30万円から40万円程度となり、凍結する卵の個数により価格は異なり、採卵を行う前の排卵誘発などにかかる費用は別途発生します。そして、保存更新時2万円、凍結融解胚移植7万円、また、移植前のホルモン補充療法などにかかる費用は別途発生するとのことでした。がんの治療でも高額な費用がかかる上に、このように将来の希望を残すことも高額な費用がかかります。

そこで、妊孕性温存療法及び温存後生殖医療助成に係る費用の助成についてはどのようなものがあるのか。また、どのようにするのかをお伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

国は、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業を進めており、調査研究に協力することを条件として、妊孕性温存療法などによる治療を受けた方に対し、都道府県を事業実施主体として助成を行っております。この事業では、妊孕性温存療法と温存後生殖補助医療の2種類に対する費用助成があり、助成を希望する場合は千葉県へ申請することとなります。これら費用助成は、がん治療等に取り組むための支援の一つであるものと考えており、今後、支援が必要とされる方に助成制度等の情報が届くよう、市公式ウェブサイトなどで市民に広く周知してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 妊孕性温存療法と温存後生殖補助医療の2種類の助成があり、市川市民が助成を希望する場合は千葉県への申請となるとのこと。私が調査したところ、千葉県の健康づくり支援課がん対策班が妊孕性温存療法研究促進事業の助成金申請者の傾向分析を発表されておりました。令和3年度での支給人数は30人で、令和4年度では57人でした。居住地を見ると、令和3年度では、千葉市は8人、市川市は6人、船橋市は3人、柏市と市原市が2人。令和4年度では、千葉市は9人、市川市、船橋市が6人、柏市と松戸市は5人となっています。まだ始まったばかりの事業のため一概には言えませんが、2年連続で市川市の申請者が県内で2番目に多いとい

うこととなります。妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療という治療があることを知っている方は少ないと思われます。県での助成制度を市公式ウェブサイト等で周知をしていただけるとのこと、ぜひお願いいたします。必要とされる方にこの情報が届くことを願っております。

次に、2、本市における妊孕性温存療法の支援についてです。

さきに述べたように、妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療には高額な費用がかかります。令和3年度から助成が始まりましたが、令和3年3月31日以前に妊孕性温存療法を行った方たちには助成の支援がありません。そこで、県で実施している助成制度の対象から外れている方についてです。事業開始前に妊孕性温存療法を行った小児・AYA世代のがん患者に対する市独自の支援はあるのでしょうか。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

これまで妊孕性温存療法を受けた方への本市独自の支援については行っておりませんが、現在、国が妊孕性温存療法についての安全性や効果について研究を進めておりますことから、今後の国や県、近隣市の動向も注視しながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 市独自の支援はなく、国や県、近隣市の動向を注視し、調査研究をしていってくださるとのこと、ぜひお願いします。

私への御相談者の御息は、18歳の8月に発熱とともに関節痛を訴え受診しましたが、原因不明と診断され、様子を見ていました。しかし、体力がなくなっていき、10月になると少しの歩行や階段の上り下りで息切れをし、顔色も悪くなっていき、再度受診すると急性リンパ性白血病と診断され、当日、緊急入院となりました。その2日後には、抗がん剤治療に入る前に妊孕性温存療法を勧められ、数日後には精子を採取しました。このように、短期間で全て決断をしなくてはなりません。その後、抗がん剤治療での改善は見込めず、造血幹細胞移植をし成功。本年5月に移植より5年経過することで寛解となります。現在は凍結した精子の保存に年間7万円を支払っています。また、以前、NHKで放送されたAYA世代の妊孕性温存療法の特集では、がんの治療が高額なため、温存を諦めた女性がいらしたことが強く印象に残っています。

令和3年度から始まったこの助成制度ですが、他市では独自で助成をされているところもあります。静岡県では、国の事業のほかに35市町全てで行っており、県と市町がそれぞれ助成をしています。また、鳥取県境港市では、県の助成金よりもお金がかかる方に上限を5万円として不妊治療の一環で助成をしています。群馬県高崎市では、令和2年度から事業をスタートさせており、令和3年に県がスタートさせてからは、県に申請した後に助成金よりもお金がかかる方のフォローをしています。本市においても、このような助成制度の導入を要望します。

以上で川畑いつこの一般質問を終わります。御答弁いただきました皆様、ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員 会派市民クラブに所属しております国民民主党の石崎ひでゆきです。

まずは、令和6年1月1日に発生した能登を震源とする大規模な地震により犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地におきまして、救済と復旧、復興支援等の活動に御尽力されている全ての方々に深く敬意を表します。

それでは、通告に従って一般質問を一問一答で行います。

大項目の1点目です。急病診療所について、(1)急病診療所の役割と利用状況について伺ってまいります。

夜間や休日などの急病に対応していただける急病診療所は、市川市民にとって大切な診療所です。医師会をはじめ関係者の皆様の御尽力に深く敬意を表したいと思います。

今年の1月4日に、SNSを通じて年末年始の急病診療所が大変混雑をしていた。毎年繰り返される年末年始の急病診療所の混み具合を憂慮しているとの市民からの御意見が私のところに寄せられましたので、今回の質問に至りました。

そこで伺います。急病診療所の役割、市川市はどう考えているのか。そして、具体的に令和5年の年末から令和6年の年始にかけての患者数がどれぐらいあったのか。また、ピーク時の患者の待ち時間は最大どれぐらいだったのか。利用状況を伺っていききたいと思います。

**〇つちや正順副議長** 川島保健部長。

**〇川島俊介保健部長** お答えします。

急病診療所は、一般の医療機関が休診している夜間や日曜、祝日、年末年始の初期救急医療機関として365日、1日も欠かすことなく市民の急病に備えております。令和5年度の利用状況でございますが、12月末時点で1万人を超える患者が受診され、近隣市と比較いたしましても、多くの市民が御利用されております。

次に、年末年始の患者数につきましては、12月30日から1月3日までの5日間に約1,800人の患者が来院し、多くの方が発熱による受診でございました。そのため、初めに診察を受け、新型コロナやインフルエンザが疑われた患者に対しましては抗原検査を行い、その検査結果により再度診察を行い、薬剤が処方、調剤された後、お帰りになられるため、診察時間に多くの時間を費やされることもあり、受付から会計、薬のお渡しまでトータルで最大3時間を超える日もございました。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。年末年始で1,800人もの患者が来院したと。それと、多くの方が発熱による受診でかなりの混雑だったことは理解できました。しかし、体調の悪い方が最大で3時間となりますと、かなりつらいですね。改善は必要かなというふうに考えます。年末年始は流行していたと思いますインフルエンザ、また、あと第9波が収まりつつあった時期ではありますが、まだコロナの方も多かったように思います。

ある程度の混雑は予見できたのではないかなと思うんですけども、そこで再質問したいんですけども、市川市の年末年始について、急病診療所の医師や看護師の配置など、どのような体制で運営していたのか、伺ってよろしいですか。

**〇つちや正順副議長** 川島保健部長。

**〇川島俊介保健部長** お答えします。

今年度につきましては、例年より早い9月からインフルエンザ患者が急増しており、年末年始につきましても患者数の増加が見込まれましたことから、補正予算にて応援医師配置等の費用を確保したところでございます。このことにより、12月30日から1月3日の年末年始につきましても、医師は通常時の約2倍の5人から6人体制、看護師は通常時の約1.5倍の8人から10人体制で急病診療所を運営いたしました。混雑時は5室ある全ての診察室に医師と看護師を配置してフル稼働し、さらに検査については、別に検査場を設置して対応するなど、診察等にかかる時間を極力短縮できるよう努めてきたところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 答弁ありがとうございます。あらかじめ混雑を予見して、補正予算を使って医師や看護師の数を確保していたこと、混雑時は診察室をフル稼働しての対応だったこと、分かりました。素晴らしい対応だったと思います。ありがとうございます。

それでは、次に移っていきます。(2)課題への対応についてです。

(2)のア、混雑の緩和について。

先ほどの答弁で課題が見えてきたように思います。年末年始における急病診療所の診療体制については十分配置されていたことは理解はできました。しかし、実際に患者の待ち時間が3時間を超える日があると、対策は必要ですね。急病患者の負担軽減のために市川市はどのような対策を考えているのか伺います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

年末年始の混雑に対する対応改善策でございますが、来院された患者の精神的負担を少しでも軽減できるよう、受付窓口において、待ち時間や診察の順番を分かりやすく表示、案内していくなど、改善策を今後検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 答弁いただきました。窓口対応改善で精神的な負担を軽減するとの御答弁です。ぜひその点はよろしく願います。

しかし、待ち時間が減るわけではないので、その対応では根本的な課題解決にはならないと思うんですね。

そこで、次のイに移ります。行徳エリアへの新設についてです。

市川市の急病診療所は大洲防災公園のところにあります。行徳に住む方にとっては、位置的というか、非常に利用しづらい場所になります。ちなみに私の住む南行徳から公共交通機関を利用して、大洲防災公園のところの急病診療所まで行こうとすると片道約1時間となります。往復2時間ですから、最大の診察時間、会計まで含めると3時間となりますと、急病患者にとって、移動を含めると合計5時間となりますから、かなり大きな負担になるのではないのでしょうか。

行徳地区に急病診療所を新設すれば患者が分散することで、大洲の急病診療所の混雑が緩和されます。大洲に通う方、非常に待ち時間が少なくなる可能性があります。また、行徳にお住まいの方も利用しやすくなるということは明白です。また、救急診療所で働く医師や関係者、薬剤師など、働く人の負担軽減にもつながると考えます。

そこで伺いますけれども、行徳地域に急病診療所を新設することについて市川市の見解を伺いたいと思います。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

行徳地区への急病診療所の新設でございますが、本市の急病診療所は、市内全域の患者に対して夜間休日に対処する初期救急医療機関として、医師会、薬剤師会等と連携して運営しておりますことから、体制的には難しいものと考えております。また、県内においても2か所の急病診療所を同時時間帯に開設している自治体はございません。夜間休日の初期救急医療体制といたしましては、本市のように、市が急病診療所を運営する体制のほか、地区の医療機関が輪番制で当番医となって対応する市町村もございます。今後も引き続きこのような近隣市の医療体制を参考にしながら医師会等とも連携し、初期救急医療の充実に努めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。行徳地区への急病診療所の新設が簡単でないことは分かっているんです。大変だと思います。お金もかかりますし、お医者さんやその他の関係者、薬剤師とかの手配もあります。でも、必要ですよというのが今回のお話なんです。5つの診察室をフル稼働しても、患者が最大3時間待ちになっていること、また、これから高齢化になります。そしてまた、子どもたちの施策を打っていますから、当然、市川市に子育て世代が流入してくることもあります。

そういう意味を含めると、やはり市川市の医療体制の強化というのが必要になってくると思います。混雑緩和を要望している方もいらっしゃいますし、行徳地区に急病診療所を新設することを含め、様々な方法があると思います。これから研究をしていっていただいて、市川市の皆さんが安心して暮らせるまちづくりをぜひ行っているいただきたいというふうをお願い申し上げまして、この大項目1点目の質問を終わりたいと思います。

大項目2つ目、災害時のインターネットの活用について伺ってまいります。

(1)の災害時の携帯電話やスマートフォンの充電についての現状と課題について伺っていきます。

スマートフォンの普及率は80%を超えていますし、また、本市でも高齢者の皆様にスマホを活用してもらおうという事業がスタートします。そんな中で、現代人にとっては、スマホは公私ともになくてはならない存在でありますし、災害時にはその重要性がさらに高くなると言われています。災害時スマホを活用することで情報収集や安否確認、機種によっては簡易的ではありますが、懐中電灯としても活用できるようです。そんな便利なスマホも電池が切れてしまうと使い物になりません。一般財団法人ダイバーシティ研究所の調査では、災害時にあってよかった、また、災害後にこれは絶対に用意すべきだったと感じたものの1位はモバイルバッテリーだそうです。総合すると、80%以上の方が重要性を感じていたというデータが出ています。しかし、市民の方がモバイルバッテリーを仮に用意していたとしても、いずれはバッテリーがなくなる。容量がなくなってしまうので、避難所では充電の要望がかなり多くなると思われます。実際に避難所で充電をなかなかできなかったという話も聞いています。避難所の充電スペースに人が集まり、満身に充電できなかったという意見はどここの避難所でも出ているようです。事前の対策が必要ではないかと思えます。

市川市は、災害時にこのような要望に対してどのような対応を考えているのか伺います。

また、充電をさせる場合、一定のルールをつくっておかなければ現場が混乱するというふう聞いています。やっぱり皆さん充電したいわけですから、やらせてくれと。または、ほかの人がやっているところを抜いてつけちゃう人もいて、そういう話も聞いておりますので、現場が混乱しないように、このルールもあらかじめ決めておく必要があるのかなというふうに思います。この点を含めて御答弁をよろしく願いいたします。

**〇つちや正順副議長** 本住危機管理監。

**〇本住 敏危機管理監** お答えします。

携帯電話やスマートフォンは、災害時の連絡手段はもとより、様々な情報を入手するためのツールとして大きな役割を果たすものです。一方で、大規模災害では停電の発生が予想されることやバッテリーの容量に限りがあることから、避難所への充電機器の配備は大変重要であると認識しております。令和元年に発生した台風19号の際には、市内で21か所の避難所を開設し多くの方が避難されましたが、避難者からは携帯電話やスマートフォンの充電要望を多くいただきました。

この声を契機として、令和2年度にソーラーパネル付きの小型蓄電池と様々な機種に対応できる充電ケーブルを準備し、全ての市立小中学校に配備しております。しかしながら、避難所の蓄電池には数に限りがあり、一度に多くの方が利用できないことは課題と認識しております。そのため、台風シーズンなどの出水期前には携帯電

話やスマートフォンの発災前の充電について広報紙でお伝えするとともに、啓発用のマップなどでも予備バッテリーの準備について周知をしております。今後も自治会等を対象とした防災訓練や講演会など、あらゆる機会を捉え、さらなる周知啓発に努めてまいります。

また、充電に対するルールにつきましては、各避難所の状況によって対応することを想定しており、蓄電池の設置場所や管理方法、充電時間などの制限については、小学校区防災拠点協議会の皆さんにも御意見をいただきながら協議を進めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。ルールに関しては現場で対応する的な感じで、これ、まだ決まっていないようです。マニュアル化できるものはマニュアル化をしておくべきだと考えます。やはり現場の負担を軽減するためにも、そういうものをつくっておいたほうがトラブルは起きないのではないかなと思いますので、その点は要望させていただきます。よろしくをお願いします。

また、災害に対する備えとして何が必要なのか、周知啓発活動もやられていると思いますけれども、引き続き他自治体の災害の状況などを含めて、こういうことがあったということで、しっかりと啓発活動をしていただいて、混乱がないように努めていただければと思います。これはこれで結構です。

次に、(2)災害発生時のインターネット環境の整備と運用について質問をいたします。

地震などの災害が発生したときの通信手段の確保のため、インターネット環境の整備が重要になると思います。これは市民としてもそうですし、市川市としてもそうなると思います。この重要な通信インフラ、必ず確保しなければいけません。

そこで伺いますが、市川市はどのように整備をし、運用されているのか、伺ってきたいと思います。

**〇つちや正順副議長** 小林情報管理部長。

**〇小林茂雄情報管理部長** お答えいたします。

本市では、令和3年度より避難所や市民が多く集まるような公共施設に無料でインターネットに接続するためのWi-Fi環境を整備し、市民や施設利用者の利便性向上に努めてまいりました。現在、第1庁舎をはじめとする市内149か所の公共施設にWi-Fi環境を整備している状況です。災害発生時のインターネット環境に関しましては、避難所として指定されている市の公共施設74か所の全てにWi-Fiルーターを整備しております。そのうち、小学校、中学校など54か所の避難所には災害用のWi-Fiルーターを整備し、避難所開設時のみ電源を入れることで、利用者の認証なく利用可能とする運用を行っております。この災害用のルーターは、地域BWAという地域の公共サービス向上のために割り当てられた、一般に利用されていない帯域の周波数を使用するため、電波の利用者が少なく、災害時においても通信が混雑せず遅延しにくい利点がございます。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** 御答弁ありがとうございます。市内の多くの箇所にWi-Fiルーターを整備してあること、災害用のルーターも用意してあるということで少し安心をいたしました。

しかし、避難所には多くの方が集まりますので、一般に開放した場合、回線が混雑することは容易に予想できますよね。中には動画を見たり、動画をアップロードしたりする人がいると、一気に回線が混雑をして必要な情報が取れなくなったりすることもありますし、また避難所には職員の方もいて、必要な情報を得るため、また情報を発信するための回線としても使うわけですから、やはりここもルールづくりが必要なのではないかなと思います。避難所へのWi-Fi利用のルールづくり、ぜひ進めていただきたいと思います。

そこで再質問をさせていただきます。避難所の通信回線が逼迫した場合、避難場所となっている公園などにインターネット活用のためのWi-Fi環境があれば、Wi-Fi利用者を分散させることができるのではないのでしょうか。分散すれば通信環境は少しでも改善されると思います。

現在、市川市が管理する公園でのWi-Fiの環境整備の状況はどうなっているのか伺います。

また、東京都の都立公園などでは、自動販売機を利用したWi-Fiの提供の事例もあると聞いています。平時でも利用ができてWi-Fi環境を使っている、また、災害時でも活用できる。自動販売機を利用したWi-Fi環境の整備はイニシャルコストがかからないとも聞いております。今後、市川市内の公園でWi-Fi環境の整備についてどのように考えているのか伺います。

○つちや正順副議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えします。

現在の公園におけるWi-Fi環境の整備状況につきましては、これまで公共施設を中心に整備を進めてきたことから、大洲防災公園と広尾防災公園の2か所に災害用のWi-Fiルーターを整備しております。今後の公園への整備につきましては、公園利用者の利便性が向上するなどの利点もございますが、夜間に人が集まることによる騒音や迷惑行為などで近隣の方に影響が及んでしまう可能性もございます。しかしながら、災害時のインターネット環境として、Wi-Fi機能つき自動販売機は有効な手法の一つであると考えますことから、整備手法、設置場所等を含め関係部署と検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 前向きな御答弁ありがとうございます。懸念されている夜間に人が集まる騒音や迷惑行為、これはタイマーなどを使えば回避できると思います。ここら辺は自動販売機業者としっかり打ち合わせていただければ、市川市が想定している使い方ができるのではないかなと思いますし、最近では災害用の自動販売機というものは充電設備があったり、災害時には飲料水を出せるような設定があったり、また中にはハンドルがあって、時間が過ぎて充電がなくなったとしても、ハンドルを回すことによって電源をもう1回入れることができる、そんな機能があるものもあると聞いています。様々な機械があるそうです。こういうものをうまく活用をして、イニシャルコストを抑えて利便性の向上と災害時の対応というものをやっていただいて、安心、安全な通信環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

さらに、この点について伺います。首都直下地震が発生した場合、インターネットの基地局が機能しなくなることもあります。基地局が復旧するまではかなりの時間がかかると聞いています。移動基地局もありますが、そもそも道路が復旧しなければ移動基地局は機能しません。災害時基地局が機能しなくなっても、市川市として情報収集や連絡手段は必要ですし、業務継続をしていく上でも、このインターネット回線って必要になってくるといふふうに認識をしています。本庁舎や行徳支所などの拠点間の連絡にもインターネット環境は絶対必要です。無線だけではかなり不安が残るところです。

そんな中で、東京新聞の記事にこういうのがあります。能登半島地震でスターリンクが役に立った。起業家イロン・マスクが率いる米宇宙企業スペースX社の衛星通信サービス、スターリンクが記事になっています。今回、能登半島の地震では、停電や設備の故障で能登半島北部を中心に広い地域で通信障害が起きたということです。主な原因は、光ケーブルの設備の損傷や基地局の停電、故障。総務省によると、停止した基地局は最大で850か所だそうです。各社は復旧に向けて現地入りしたものの、道路の破損が激しかったようで、徒歩で向かわざるを得ない状況。作業は困難を極めた。スターリンクを700台貸出しをしたそうです。今回の地震では、スペースX社と提携をするKDDIとソフトバンクがスターリンクの受信アンテナおよそ700台を各地の避難所など



に無償で提供したそうです。周辺にいる被害者は、スマートフォンなどネット通信ができるようになった。KDDIの執行役員のコメントでは、小型で軽量のスターリンクのアンテナの活用は早期復旧に非常に有効な手段になったとされています。また、防衛省でも昨年の3月からスターリンクを試験運用しているそうです。

そこで伺います。スターリンクなどの衛星通信サービスをあらかじめ導入し、災害時でもインターネット環境を市川市が確保する必要があると考えます。市川市の見解を伺います。

**〇つちや正順副議長** 小林情報管理部長。

**〇小林茂雄情報管理部長** お答えいたします。

スターリンクなどの衛星通信サービスにつきましては、本年1月の能登半島地震において、通信事業者から提供を受けた機材が石川県内の避難所に整備され、有効活用されたとの報道がなされております。また、東京都でも現在、スターリンクによる実証実験を実施しているところでもありますことから、それらの結果を踏まえまして関係部署と協議をしております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石崎議員。

**〇石崎ひでゆき議員** ありがとうございます。ぜひ協議してくださいね。

では、この大項目をまとめたいと思います。災害が発生してインターネットの基地局が機能しない場合、インターネットはそもそも使えません。市川市として災害対応初動が遅れることも考えられます。あらかじめ衛星サービス、衛星通信サービスを導入し、どのように運用するのか、業務をどのように継続していくのか、訓練を行うことも必要だと思います。突然使えと言われても、なかなか切替えがうまくいかなかったりとか、あるかもしれません。

最近では千葉県でも地震頻発しているんです。いつ大きな地震がやってくるかわかりませんよね。ですから、早い段階で衛星通信サービスの導入、そして訓練を行って運用マニュアルをつくっていただきたいです。そして業務が継続できること、安心して初期初動ができるように体制を強化していただいて、安心、安全なまちづくり市川を実現していただきたいと思います。

以上です。

大項目3つ目、教育行政についてでございます。

(1)教育基本法第5条の4項では「授業料を徴収しない。」とされています。まず、そもそも授業料とはどこまで何を指すのか、市川市はどのように考えているのか、伺ってきたいです。

田中市長の施政方針の中で、教育の格差について言及がありました。子ども自身では選ぶことのできない環境により、教育の質や量に違いが生じ、将来の人生にまで影響を及ぼしますという発言がありました。所得の格差が教育の格差になっているのであれば、市川市として対策が必要ではとの観点から質問をいたします。

憲法26条では「義務教育は、これを無償とする。」とありますが、教育基本法の第5条4項では「授業料を徴収しない。」とされています。このことから、義務教育の無償とは授業料を徴収しないと解されていますが、実際に市立の小中学校ではいろいろとお金がかかっているのが現状ではないでしょうか。

市川市は、授業料とはどこまでを指しているのか、何を指しているのか、伺ってきたいと思います。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** お答えいたします。

授業料とは、憲法第26条第2項及び教育基本法第5条第4項を受けまして、文部科学省では教育提供に対する対価として授業料を上げており、本市におきましても文部科学省と同様の認識であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 答弁いただきました。今言えることというのはそうなりますよね。憲法の条文を素直に受け取ると、公立の小学校、中学校はお金がかからないなというふうに一般的には受け取れると思うんです。しかし、教育基本法では、義務教育の無償化の範囲を授業料に狭めてしまっているようにも思えるわけです。

そこで再質問いたします。では、教科書は無料となっていますけれども、その理由について市川市はどう考えているんですか。伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教科書のみが無償になっている理由についてですが、文部科学省によれば、教科書の使用義務が法律で定められているという理由に基づき、昭和44年度に小中学校の全学年に無償給与の制度が完成しております。また、教科書以外の無償化につきましては、文部科学省では、昭和22年の衆議院答弁において、財政上の都合やその他を考慮して授業料を徴収しないことを憲法の無償とすると答弁されており、財政上の理由から、授業料及び教科書以外は無償とならない考え方が現在にまで至っております。本市も同様の認識であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁いただきました。答弁にあるように、昭和22年の衆議院の答弁で、多分、そこから始まっているんじゃないかなと思うんです。財政上の都合やその他を考慮して授業料を徴収しないことを憲法の無償化とすると答弁がなされているわけですよ。ですから、当時の財政上の理由だったんですよね。そして、昭和44年の義務教育教科書無償給与制度の趣旨で、義務教育の教科書無償給与制度を憲法26条に掲げられる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されていますとされています。このことから、公立の小学校、中学校で学ぶにはお金かからないことが憲法26条に掲げる義務教育の無償の精神であるとも言えるんだと思います。ただ、財政上の理由があって、できないよねというところが現状なんだと思うんです。ですから、教育基本法で、授業料のみで教科書はまた別に定めているんじゃないかなと思います。

次に移ります。小学校、中学校で実際にかかっている費用の現状、そして課題について伺っていききたいと思います。

義務教育は建前では無償となっています。授業料はただです。教科書もただです。でも、実際に多くの費用がかかっていますよね。実際に市川の市立小学校、中学校ではどの程度の費用が必要となっているのか。通学する学校によって、その費用の違いはあるのかと思いますけれども、あるのなら、その違いを教えてください。また、市川市はどのような課題があると、その点についても伺っていききたいと思います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市における教育にかかる費用の現状についてですが、本市の調査によりますと、市内小中学校における学校徴収金の平均金額は、小学校が年間で約3万7,000円、中学校が年間で約5万7,000円となっております。内訳につきましては、各教科で使用する教材にかかる費用や、修学旅行を含めた校外学習にかかる費用などが全体の約80%程度となっております。校外学習にかかる費用につきましては、小学校では行き先の違いから学校間に差が見られますが、中学校におきましては、ほぼ同額となっております。教育にかかる費用の課題についてですが、教材にかかる費用が、小学校では少ない学校が約2万5,000円、多い学校が約4万5,000円、中学校では少ない学校が約4万5,000円、多い学校が約7万円となっており、学校間での差があることが挙げられます。さらに、近

年の物価高騰の影響によって、教材にかかる費用や校外学習にかかる費用が年々高くなっていることが挙げられます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 答弁いただきました。小学校で平均すると年間3万7,000円です。ということは、6年間で22万2,000円、中学校は平均すると年間で5万7,000円です。となると、3年間で17万1,000円ですから、義務教育の期間だけで、平均値で約40万円の費用がかかるわけです。これは学生服や体操服、ランドセル、通学用のかばん、その他もろもろ含まれていないわけですよね。ですから、実際にはもっと多くの費用がかかります。さらには、物価高騰、今上がっています。また、インバウンドの影響で修学旅行の費用も多分、とんでもなく上がっていくのではないかとというのも考えられます。この辺も問題だと思います。

また、ちょっと驚いたんですけど、学校間の格差です。費用が多い学校は年間で4万5,000円で6年間で27万円、費用が少ない小学校は年間2万5,000円で6年間で15万円ですから、その差は12万円にもなります。また、中学校ですけれども、多い学校が7万円、3年間で21万円、費用が少ない中学校は4万5,000円ですから3年間で13万5,000円で7万5,000円になります。費用が多い小学校と中学校に仮に通った場合、48万円。仮に費用の少ない小学校と中学校に通った場合、28万5,000円。その差20万円にもなるわけですよ。これはすごく差があるなと思います。このあたりは改善する余地があると思います。

だからといって、高いのを削れと言っているわけではなくて、負担を何とか軽減するべきだという話です。やはり学校にはそれぞれやりたいこと、先生方がやりたいことがあって、それによって教材が違ったり、修学旅行や校外学習の行き先が違うわけですから、費用が変わるのは当然だと思います。その点について間違えないでいただきたいなと思います。

そこで再質問をさせていただきます。御答弁から、小学校、中学校の授業料は無償でありますけど、実際に授業を受けるためにかなりのお金が必要だということが分かってきました。このほかに、これからはクラブ活動の費用なんかもかかりますよね。外に出していくわけですから。また、家庭によっては習い事をしたり、塾に行ったりするわけです。子育てには相当お金がかかります。教育にも相当お金がかかります。大変な負担になっています。

また、少子化の原因の中にも、子どもにかかる費用が莫大だから、なかなか子どもをつくれぬ、また増やせないという声も上がっています。人づくりこそ国づくりであり、そして人づくりこそまちづくりだというふうに私は思いますし、国民民主党は修学旅行を含めて義務教育を無償にすべきだと考えていますし、私も同じだと考えています。この無償の範囲というのは授業料のみではなくて、そういう様々な費用を含めて無償にしていくのが必要ではないかと思います。すぐに無償化は難しいと思います。であるならば、小学校、中学校にかかる教育費を抑えていく。段階的に無償化に向けるということもいいですし、抑えていく必要があるのではないかと思います。少しでも教育費を抑える方法はないのか、教育委員会の皆さんの御見解を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育費を抑えるための方法ですが、教育委員会では、令和4年度から各学校の徴収金額調査を行っております。調査結果を各学校にフィードバックし、保護者の負担軽減に努めるよう指導しております。例えばこれまで1人につき1セットずつ購入していただいた算数用の教材について、使用頻度の高い教材は個人で購入していただき、使用頻度の少ない教材については公費で購入し授業ごとに貸し出すなど、個人所有という観点から、学校による貸出しという観点に変えていくことで保護者負担が軽減できると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ぜひ、まずはそこから手をつけていただきたいと思います。私も資料を見せていただきまして、学校によってはすごいばらばらなんですよね。学級費なんて取ってないところもあれば、2,000円以上取っている学校があったりとか、教材費も2倍以上の差が出ていますよね。こういうのもうまくやっていけば抑制ができたとか、するのかなというふうに思っています。まずは、できることからやっていただければと思います。

そこで教育長、私の所属している国民民主党、そして私も教育の無償化はするべきだと思っていますし、していかなくちゃいけないとも思っています。教育長の教育無償化に対するお考え、どのような御認識があるのか、御所見を伺いたいと思います。

○つちや正順副議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

教育費の無償化でございますけれども、教育を通じて、これからの日本を支えていく子どもたちを育む社会の実現に向けた理想の姿、それが教育の無償化であるのかなと、そんなふうに見えています。しかしながら、現実を見ますと、御質問者も御指摘のように、保護者の皆さんに教育費の一部を負担していただいている現状もございます。また、御質問者御指摘のように、市長の施政方針の中にも教育是正、教育格差の是正に係る事柄の指摘もございました。こういうような事柄を全て包含し、また、それを踏まえて教育委員会としては、少しでも保護者の教育費の負担軽減につながるような対策、あるいは対応、そして支援というものをしっかり考えていかなければならないと、そのように思っているところでございます。今後、しっかりと向き合いながら取り組んでまいりたいと、かように考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○つちや正順副議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 教育長、ありがとうございます。やはり子どもは国の宝であり、市川市の宝でもあります。市長、ぜひこの教育の無償化、教育格差の是正、取り組んでいただければと思います。これ、市長じゃないとできないと思うんです。50万都市で給食費無償化というものに対して取り組んでいただいた田中市長、本当に多くの市川市民、子育て世代の皆さんが喜んでいて、あと一歩進めるとするのであれば、この教育費に関する負担軽減、最終的には将来像、無償化による教育格差の是正につながっていければ、この市川市というものは、さらに明るい未来へ発展していくのではないかと、子どもたちが夢や希望を持って活動ができるのではないかとというふうに思います。ぜひ田中市長、この辺取り組んでいただければと思います。

私からの質問を終わります。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後3時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 会派自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従い、一問一答で一般質問を行います。ど

うぞよろしく願います。

初めに、大項目1つ目、入札制度の在り方についてです。

昨今、入札をめぐる様々な不正が発生しております。国や地方自治体の職員がその予定価格を業者に漏えいさせる例、また政治家が漏えいに関与する例も散見されます。言うまでもなく、これらの行為は法令違反であり、納税者の皆さんからの公契約の入札に対する信頼、ひいては行政に対する信頼をも損ねる行為です。事業そのものや契約金額の妥当性、あるいは業者の選定プロセスというものが重要になってまいります。

そこで、(1)でございます。入札の透明性を確保するための取組につきまして、まずもって本市の取組、伺いたいと存じます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

本市では、入札の透明性を確保するため、年度当初に当該年度の発注予定工事や発注時期などを市公式ウェブサイトで公表するほか、入札公告時には入札参加資格要件や支払い要件などの情報を明らかにし、入札後においては案件ごとの結果を公表しております。また、契約金額が1,000万円以上の工事及び工事に関連する業務委託に関しては、入札や契約状況、落札決定の経緯など中立公正な立場で客観的に審査いただくため、学識経験者で構成する入札監視委員会を設置し、審査における議事概要などを公表しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。入札の前後で工事に関する必要情報を開示すると。そして、そのプロセスを透明化していただきますよう、今後もよろしく願います。

また、今出てまいりました入札監視委員会につきまして、本市の建設工事及び建設工事に関連する業務委託に係る入札及び契約手続の透明性、公正性を確保するため、入札及び契約に関する制度の運用状況、入札参加者の指名、落札者の決定の経緯等につきまして審議し、市長に意見を述べるとともに、建設工事等に係る入札及び契約並びに建設工事の成績評定に関する苦情について、市長に諮問。市長の諮問に応じ調査審議し答申すると、これが入札監視委員会の概要でございます。第三者機関として、しっかりと入札全般につきましてチェックをお願いしたいと思っております。

続いて、(2)政治家による不当な関与を防止するための取組について。

(1)で取り上げました入札の透明性を政治家がゆがめてきたと、こういう事例も指摘できるかと思っております。

そこで、本市において、入札をめぐる政治家による不当な関与があった場合、対応に関連する法令はあるのか。また、通報や相談窓口があるのかということをお伺いします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず初めに法令についてですが、本市では、平成15年9月に市川市職員への不正な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規則を制定し、対応してきております。この規則の中で不正な働きかけの定義といたしまして、政治家を含む職員以外の者が職務に関する不正な行為を職員にさせるために強要や威嚇等の行為を行うこととしております。御質問にありました政治家による不当な関与があった場合は、この不正な働きかけの一つとなりますことから、規則に定めるとおり、不正な働きかけに応じることなく組織的な対応を行うための手順のっとり関係職員の役割分担等を定め、対応してきております。

次に、通報相談の窓口についてです。職員が政治家に限らず不正な働きかけを受けたときは、所属長の補助として所属ごとに選任されております職場対応等推進員が不正な働きかけ等を受けた日時や場所、求められた行為

の内容などを記録することとしております。また、記録した内容は千葉県警から派遣されております行政対象暴力担当室長に報告し、必要な助言や支援を受けるなど情報共有を図り、組織的な対応をするよう努めております。さらに、万が一、職員が不正な働きかけに応じ法令違反等を行っている状況を目撃した場合には、公益通報者保護法に基づく内部通報といたしまして、人事課が職員からの通報や相談の窓口となり、調査を実施の上、適正な是正措置を講じていくこととなります。このように本市におきましては、不当な関与に対しまして規則を整備し、この規則に基づき組織的な対応を図る体制を整えまして、さらに通報相談窓口を設置するなど、適切に対応しているものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。本市職員に対する不当な働きかけに対しては、組織的に毅然と対応していただいていると認識しています。また、総務部長がおっしゃったような公益通報者の保護、重要でございます。公益通報者保護法が改正されまして、2022年の6月1日から施行されておると。その改正によって、内部調査に従事する者の情報の守秘義務が定められております。同法にのっとり、市の職員の皆さんが万が一こういう不正な事案があった場合、思い悩むことなく公益通報できる体制、整えていただけたらと思います。何よりも職員の皆さんを守ることが重要でございます。

また、総務部長がおっしゃった市川市職員への不正な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規則、これ私も読みました。そして、誰からの働きかけなのかということについては、これは市議会議員も含まれると思います。政治家の側の倫理観、規範意識や遵法意識が問われてまいります。しかしながら、その政治家が立場や地位を利用して特定業者に便宜を図る目的で行政職員に働きかける行為、これはいわゆる口利きと言えるかと思いますが、残念ながら過去に何例もあったかと存じます。あつてはならないことでありますが、幾つかこの場で挙げたいと思います。

当時、国会議員だった人物が日本政策金融公庫の新型コロナ対策の特別融資を、金融業の登録を受けずして違法に仲介していたと。貸金業法違反に問われ、2022年、有罪判決が出ております。当該国会議員からの依頼案件は、通常の融資相談とは異なる同金庫の本店で処理をされていたと。融資の依頼を受けた業者から謝礼を受け取っていたということが新聞等にご書いてございました。

また、別の事例を挙げますと、東北地方にあります県議会議員が水産会社社長からの依頼で、東日本大震災、その後の地震で被災した中小企業の施設や設備を復旧させるための補助金、グループ補助金を受けられるように県職員に対して働きかけをしていたと。さらに、報酬を受け取っていたということで、これも2022年、あっせん利得処罰法違反で逮捕、起訴されております。

本市においても、今申し上げた政治家による口利きがあった、また、法令違反事例に職員の方が遭遇した場合、直ちに通報していただきたいと思います。こういった政治家にまともに取り合う必要はないと思います。場合によっては、私に相談していただいてもいいと思います。これら政治家による口利き事例というのを目の当たりにしますと、やはり政治家と業者との距離感を取るというのは重要だと思いますね。本市においては、政治家は口利きをしない、また口利きさせないと、こういう強い決意が必要なんだろうと思います。今申し上げたのは、政治家が業者から報酬や謝礼を受け取っていた例であります。

では、業者からお金を受け取らなければいいんですかと、そうではないわけですね。今度お話しするのは、議員本人が経営する会社が当該自治体と公契約を結んでいるような場合でございます。

そこで再質問いたします。市長や市議会議員が実質的に経営に関わる企業またはその親族企業が市と契約を締結できるのでしょうかと伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

地方自治法では、地方公共団体の議会の議員並びに自治体の市長に対し、当該地方公共団体との間で個人として年間300万円までの請負は可能とされており、さらに当該地方公共団体に対する請負が業務の主要部分を占める法人以外の法人については、取締役などを務めることも認められております。一方、一部の自治体では、いわゆる政治倫理条例を制定し、議員の親族が役員を務める営利企業や団体に対し、当該自治体との請負を辞退するよう求める努力規定を設けている例もございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。今挙げられた条文でありますけれども、2022年（令和4年）の臨時国会で地方自治法の一部が改正されまして、地方議員の兼業禁止規定につきまして、変更がなされております。今おっしゃった請負という言葉、定義でありますけれども、「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」と、こう規定されております。

今の管財部長の話でございますが、当該自治体と市長や市議会議員が個人として年間300万円までなら請負契約を結んでもいいですよ。それを超えたら地方自治法に抵触をします。また、議員が経営する会社につきましては、市と請負契約を結んでいないような、そういう業種でありましたらば問題ないでしょう。ただ、例えば市が発注する公共工事を請け負う工事会社であれば、これは問題になります。

そして、先ほど議員の親族企業が市と契約できるかということもお尋ねしましたところ、政治倫理条例を挙げられました。本市では制定されておりませんが、一部自治体では制定されており、千葉県内ですと千葉市、成田市などが挙げられます。私もこの政治倫理条例につきましては、幾つかの自治体の条文等を見ましたけれども、例えば福井市議会、奈良市議会などにおきましては、議員の2親等以内の親族も当該地方自治体との請負契約を辞退するべきだと、こう書かれております。福井市議会の議員政治倫理条例第4条、ここで読み上げます。「議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等又は次に掲げる企業等は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑念の念を生じさせないようにするため、市等が発注する請負、業務委託、物品納入等の契約を締結してはならない」。そのうち(1)として、「議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等」、それから、「議員がその経営方針に関与している企業等」、「議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等」が挙げられております。

議員本人やその身内企業が当該自治体と請負契約を結んでいけば身内びいきとのそしりは免れませんし、利益誘導ではないかとの疑念も持たれます。前述した政治倫理条例につきましては、次のような反論があり得ると思えます。議員本人または身内企業が自治体と請負契約を結ぼうが、経済活動の自由ではないかと。どこから仕事を取ってこようが自由ではないか、こういう主張ですね。

これにつきましては、2014年の5月27日、日経新聞の電子版につきまして、こういう記事を見つけました。市議の2親等以内の親族が経営する会社と市が公共工事の請負することを制限した広島県府中市の政治倫理条例が憲法に反するんじゃないかと、こういう訴訟、上告審判決で最高裁まで行きました。その際、裁判長が言われていたことは、議員の公正さや議会の信頼を保つための正当な規制で合憲であります。こういった憲法判断もなされております。私が思うところ、これは公共の福祉の観点から妥当な判決であると、こう思います。

このように、政治倫理条例の制定は時代の要請ではないかと、こう思います。これにつきましては、また次の機会に改めます。

また、今述べてまいりました地方自治体の兼業禁止規定、まさか御存じないという方はいらっしゃると思います。議員本人が経営する会社はもちろん、その親族企業が当該自治体と請負契約を結ばないよう自制すると。これは私個人の思いや、それから希望というものを優に超えておりまして、法律の要請であるということをご認識する必要があります。

続いて、(3)に移ります。官製談合を防止する取組。

そもそも談合、国や地方自治体との公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、その参加企業同士が事前に相談し、受注企業、金額など決めてしまう。そして、いわゆる、このタイトルにもある官製談合であります。これは、前述した事象に国や地方自治体といった発注者が関わるといえることです。それを防止するために、いわゆる官製談合防止法というものが施行されております。

そもそも何で談合するのかと。落札業者を事前に決めて出来レースとすることで入札手続をスムーズにできるからです。そして、何よりも特定の事業者ができるだけ高額で落札をする。これはこれでしょう。

そして、なぜ談合しちゃいけないのか。公正取引委員会事務局発行の「入札談合の防止に向けて」から引用しますと、入札談合は、その参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、特に発注者が国や地方公共団体の場合、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねる行為になるからと、こうあるわけです。あってはならないことですし、法令違反であると。

そこで、本市における官製談合を防止するための取組について伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

官製談合につきましては、御質問者からもございましたとおり、市民等からの信用を失墜するばかりか、市民の公共の利益を損なう違法行為であり、関わった職員は刑事責任を課されるなど、厳正に対処すべき重大事案と捉えております。そこで、こうした違法行為を防止するため、本市では職員に対し、外部講師による入札談合の防止をテーマとするコンプライアンス研修を実施しております。また、事業者に対しては、不正行為が確認された際の競争参加資格停止措置などの厳正な対処姿勢を周知することで官製談合の抑止を図っております。

なお、官製談合が疑われる場合には、市川市談合情報対応に関する要綱に基づき、関係者に対し事情聴取を行い、必要に応じて入札の執行の停止や契約締結の保留などを行うなど、適切に対応することとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。入札談合排除、未然防止、徹底するには発注機関である市の入札制度の改革の取組のほか、御答弁にもあったコンプライアンス研修というのは、これ、大変重要だと思います。

そして、気がかりでありますのは官製談合事件でよくある入札情報の漏えいです。入札執行時、特に厳重な管理が認められる予定価格についてはどのような取扱いをされているのかということについて伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

入札時に使用する予定価格調書は、原則として入札日の前日に作成し、予定価格設定者による署名後は速やかに封印するとともに、鍵のかかるロッカーに保管することで当該入札に関わらない職員の閲覧も認めないなど、管理を徹底しております。また、予定価格の算出根拠となる設計書データの取扱いにつきましても、パスワードを設定するなど機密性の確保を徹底しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。これ、官製談合とは少し離れてしまいますけども、本市において、2020年、市立塩浜学園旧校舎解体工事の入札をめぐるしまして、当時の村越祐民前市長の私設秘書らが入札価格を落札業者に漏らしてしまったと、こういう事例がございました。これ、新聞にも出ていますね。適正な入札のためにも予定価格の取扱いが重要になってくるというのは、これは言うまでもありません。再発防止を図ってしっかりと管理していただきたいと思います。

また、先ほど御答弁にありましたけれども、市川市談合情報対応に関する要綱に基づき防止措置を行っているとのことですが、通報があった際の具体的な対応、どうなっていましたでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

談合が疑われる情報が提供された際には、その情報の正確性を調査した上で、副市長を会長とする市川市公正入札調査委員会に諮り、談合事実の有無について審議をし、その結果を市長に報告することとしております。また、関係者から事情聴取を行った際には、必要書類を添えて公正取引委員会並びに千葉県警察へ通報することとしております。

なお、談合の事実が確定した際には入札の無効や落札決定の取消し、さらには契約の解除など、厳正に対処することとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。報告ですとか情報共有の体制を整えていくと。そして、しかるべき場所への通報もお願いいたします。

官製談合事件につきましては、幾つか事例がございます。2020年の5月、東京都内の区立小学校、幼稚園の改築関連工事の一般入札で、業者に最低制限価格に近い額、参加業者数を漏らしていたと。2024年1月24日、官製談合防止法違反の事例で当時の区議会議員、それから区の幹部職員が逮捕されたという報道がございます。この区議会議員は、自分のことを応援してくれる工事会社からの依頼で入札情報を漏えいしたと述べているということです。

選挙の際、特定の工事会社、ましてや身内の工事会社が組織的に応援してくれるような——組織的に応援してくれるというのは、これは政治家としては助かるでしょうと。しかしながら、政治家と業者の癒着の最たる例でありまして、結果、入札情報を漏えいさせてしまっている、入札の公平性を揺るがしてしまっているわけですね。これ、国レベルにおいても、この官製談合に対する指名停止の強化、これは進んでいます。平成15年には国交省におきまして、発注者に対して業者が働きかけを行った場合と、特に悪質性が認められる場合には指名停止期間を加重する措置が取られております。本市においても官製談合の防止、それから入札情報の漏えいにつきましては、特に目を光らせていただきたいと思います。

続いて、(4)北千葉道路建設工事をめぐる汚職、贈収賄事件。

この当該道路は、市川市、それから成田市を結ぶ全長およそ43kmの道路で、千葉県が事業主体です。本市も含め北千葉道路沿線の7市の首長及び議会議長が構成員となって、北千葉道路建設促進期成同盟が結成されております。千葉県所管でありますけども、本市も整備促進に関わっている。本市の道路交通においては重要な位置づけであるということはありませんが、ただ、この道路建設をめぐって、残念ながら贈収賄事件が発生しております。

本年1月10日、千葉県警は、業者に便宜を図る見返りに現金を受け取ったとして工事を発注した側の県北千葉

道路建設事務所長、それから工事を受注した側の印西市の建設会社社長をそれぞれ収賄、贈賄容疑で逮捕しております。後に起訴されております。さらに本年2月28日、別の県職員も同じ建設会社から現金を受け取り、入札情報を漏えいさせたとして収賄容疑で逮捕されております。さらに、この建設会社社長は贈賄容疑で再逮捕されております。

これを受けて熊谷県知事は、外部有識者による第三者委員会を設置と。再発防止のため事件の背景を検証すると、そういう趣旨のことを言われています。ここにも新聞記事もいろいろ出ています。

そして、この当該事件につきまして、北千葉道路建設促進期成同盟を構成している本市の認識を伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

千葉県職員が収賄容疑で逮捕されたことは全体の奉仕者である公務員の信用を著しく損ねるもので、誠に遺憾と認識しております。こうした重大事案を重く受け止め、本市においても、さらなる防止施策の必要性を認識したところでございます。

そこで千葉県における再発防止策の検討状況を注視するとともに、不正な働きかけなどを受けた職員が相談しやすい体制などの仕組みづくりに向け、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。公務員の信用を著しく損ねる行為との御指摘でありました。そのとおりだと思います。この道路、言うまでもありませんけれども、本市においても、とても重要な道路であります。整備に一刻の遅れがあってはならないというのは、これは皆さんの共通認識であります。必要な道路だからこそ、そして今後行われる公共工事に対する信頼をきちんと確固たるものにしていくためにも、こういった汚職を見逃すわけにはいかないであります。

ただ、県発注の公共工事をめぐる汚職というのは過去にもありました。2017年ですけれども、管路工事をめぐって、当時の土木事務所所長らがこれも官製談合防止法違反で逮捕され、この事件があったので、翌2018年に千葉県職員倫理条例が制定されまして、条例が制定されたにもかかわらず今回の事例ですから、やっぱり不信感というのは出てきてしまいますよ。

そこで、本件について市民の皆さんとお話ししていると、本市の公共工事というのは大丈夫なのかと。また、先ほども申し上げたような塩浜学園の旧校舎解体工事をめぐる入札妨害事件もありました。政治家が関与した汚職は起きてないのかとかいう声もいただきます。

そこで、本市において、このような官製談合事件で職員が処分されたということはあるのかどうか。これは総務部長に伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

過去に談合が疑われる情報が提供されたことはありましたが、事実関係の調査を行った結果、本市職員の懲戒処分に至った事例はございません。

以上であります。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。そういったことがなかったということで安堵しておりますけれども、やはり本市において、これ以上、市民の方の信頼を損ねる事態があってはなりません。

そして、この北千葉道路建設工事をめぐる汚職ですけれども、具体的に建設会社名も報道されてしまっています。本件について、県とどのような連携をしていくのでしょうか伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

本件に関しましては、千葉県から令和6年1月16日付で当該事件を起こした事業者に対し、12か月間の競争参加資格停止処分とする旨の通知を受けております。この通知を受けまして、本市では市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準に基づき、当該事業者に対し、令和6年2月6日より6か月間の競争参加資格停止の措置を講じ、この旨を公表しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。早速、本市ホームページでも周知されているところだと思います。引き続き情報共有、県との連携というのをお願いしたいと思います。

本市としても、北千葉道路建設工事をめぐる汚職を県発注の公共工事だからと他人事として扱うのではなくて、他山の石ということで受け取っていただきたいと思います。今、国会では、政治資金の問題をめぐりまして政治倫理が問われております。先般も衆議院の政治倫理審査会が開かれまして、岸田文雄内閣総理大臣も出席をされた。大変潔いことだと思いますけれども、やはり有権者の皆さんの政治不信というのはなかなか払拭されないだろうと思います。

今日の読売新聞にも出ていましたが、参議院の政倫審はまた来週ということでございます。改めて政治家の説明責任ということが問われてくるだろうと思います。

今回の入札制度の在り方につきまして、政治倫理の問題と併せて取り上げました。国会議員だけではなく、市議会議員も政治倫理が問われていると思います。田中市長、2022年の市長選挙の際、悪いことはしませんとポスターに書かれていたと思います。田中市長は多くの市民の皆さんの期待を背負って当選をされた。余談ながら私ですけれども、同時期に行われた市議会補欠選挙というので落選はしておるんですけれども、やはり田中市長がこういった汚職事件の追放の先頭に立っていただきたいということを申し上げたいと思います。

続いて、大項目2つ目であります。道路交通に係る諸課題に対する本市の認識につきまして、初めに、公共交通を取り巻く環境というところから話をしたいんですけれども、厳しいですよ。あるいは、本市も人口減少局面というのはやがて入るでしょう。特に生産年齢人口が減少すれば通勤需要、また少子化が進めば通学需要というのもどんどん減少していく。バス会社さんの経営も楽ではなくなってまいります。

その一方で、例えば地域的に見ますと、近隣の中小店舗の減少、それから病院、学校の統廃合などもございまして、そういうのが今後予想されると。買物、通院、通学などで、日常生活において、これまで近くにあったものというのがなくなってしまうと。新たに移動の問題というのが生じるわけです。このように、需要というものが大きく変わってくると。

そして、本市においては市川市ゴールドシニア外出支援事業チケット75というのがございます。バスやタクシーチケットを支給することによって、高齢者の皆さんの外出需要を促す、そういった政策を取っております。これらを総合しますと、公共交通たるバスも新たなニーズに応じていく必要があるだろうと。その課題解決をバス会社だけに求めるのではなくて、道路を維持して管理している側。また、これは県の課題になってしまいますけれども、信号システムの導入等、行政の側も、これらの問題について一緒に考えていかなくてはならないと思います。交通事業者と自治体の連携というのはとても重要ですね。

そこで、それらの解決手段としてバスの定時運行というのが一つ課題になってまいりますけれども、早速伺い

ます。バスの進行方向の信号を自動で青に切り替える、青信号、赤信号の時間を自動調整すると、こういった信号システムがございます。公共車両優先システム（PTPS）の運用状況、それから今後の導入計画について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

公共車両優先システムは、バスに取り付けられた発信機からの信号をバスルート沿いの道路に配置された交通管制システムが読み取ることで、進行方向上の青信号の時間を延長するなどしてバスを優先的に走行させるシステムでございます。このシステムの導入は、バス事業者からの要望を受け、交通管理者である警察が整備するものであり、効果として期待されるものは、バスの定時運行の確保や運行時間の短縮等が挙げられております。

本市域での運用状況としましては、平成14年3月にJR市川駅から松戸方面に向かうバス路線で採用されており、整備されている区間はJR市川駅北口から市川手児奈通りと市川真間通り、県道市川松戸線、県道松戸野田線を通り松戸駅西口まででございます。その効果についてバス業者に確認したところ、システムを導入した当時は外環道路の開通前であり、県道市川松戸線等においては慢性的に渋滞が発生している状況であったため、導入した効果は少なかったとのことであります。また、現在においても一部渋滞は緩和したものの、システム導入後の具体的な効果は得られていないとのことでございました。

その理由としましては、青信号の時間を延長しても、交差点の先が渋滞車両で詰まり進行できないことや、導入路線では効果の高い片側2車線の区間が、バス路線の延長約7.3kmのうち約800mしかないことなどが考えられております。今後、導入を検討する路線についてバス事業者の考えを確認しましたが、市内には効果の高い片側2車線以上の道路で長距離区間を運行する路線が少ないため、現時点ではないとのことでございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。市内のバス路線のうち、片側1車線区間のほうが当然長いだろうと思います。片側2車線以上あるバス路線といいますと、南行徳駅前通りですね。ハイタウン塩浜から南行徳駅を通り、相之川、江戸川スポーツランドに向かう京成バスさんの路線でございますけれども、この通りでPTPSの導入というのは検討できないものでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道0101号を含む南行徳駅前通りを運行するバス路線は、新浦安駅から途中、南行徳駅前通り、今井橋を經由して江戸川スポーツランドを結ぶ路線と、新浦安駅から途中、南行徳駅前通り、新浜通りを經由して本八幡駅を結ぶ路線が運行しております。南行徳駅前通りへの公共車両優先システムの導入についてですが、本市としましては、路線バスの定時性確保等の対応を図ることは重要と捉えており、バス事業者に対しては、当該システムの導入等も含め意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。同区間は慢性的ではありませんが、局所的に渋滞が発生する場合がございます。南行徳駅から江戸川スポーツランド行きの京成バスというのは今井橋を渡ります。本市と江戸川区を結ぶ唯一のバス路線だろうと、こう認識しています。長距離営業している路線ですから、それだけ長距離を乗り越すお客様もいらっしゃるだろうと思います。バスの定時運行化のニーズは高いと思いますが、バス会社さんの意向もございますので、ぜひ導入に向けて検討していただければ。また、バス会社さんとの調整もお願いいたし

たいところですよ。

続いて、イ、バスレーンにつきましてであります。

今申し上げたPTPSと並行して導入を検討していただきたいのがバスレーンです。時間帯によって、バスのみが行けるレーンですとか、いろんな定義があると思いますけども、この設置状況と今後の導入について伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

バスレーンには専用レーンと優先レーンがあり、バス事業者等からの要望を受け、交通管理者である警察が沿道の道路の利用状況や一般車両の通行への影響等を調査、検討し、規制の実施を判断しております。それぞれの規制内容として、専用レーンにおいては、バス以外の車両は右左折等をするときを除いて通行が認められず、優先レーンでは、後方からバスが接近してきたときはバスの正常な運行に支障を及ぼさないよう、速やかに他の車線に移らなければならないとされております。

本市域における導入状況としましては、県道市川松戸線の国府台歩道橋付近から市川真間通りとの交差点付近まで約800mの区間で、午前7時から9時にバス優先レーンとして規制されております。今後、規制を導入したい路線について、バス事業者からは、現状、定時性が確保できていない路線は主に片側1車線の道路が多く、バスレーンとしての規制ができないため、要望したい路線はないとのことでございました。本市としましては、今後、新規バス路線の開設等により規制を必要とする路線が生じた際には、バスの良好な走行環境を確保するため、バス事業者と協力して千葉県警察等の関係機関と協議等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。本市の道路事情を考えると難しいということでもありますけども、今後、拡幅した道路で片側2車線以上あるような道路でバスを運行するには検討していただくということでお願いいたします。

また、バスの輸送システムについては結構先進的な事例なんかもございます。名称だけの紹介で恐縮ですけども、BRT（バス・ラピッド・トランジット）ということで、これは私がさきに述べたような公共車両優先システム（PTPS）、それからバスレーンの導入に加えてバスの車両を接続する、こういう連節バスの運行というのも実際に行い、輸送力の強化が図られると。さらには、今申し上げたようなPTPSバスレーンの導入によって高速化、それから高規格化ということが期待できるわけです。

この件について、最後、バスの定時運行というテーマから、より大きなことを最後申し上げますけれども、本市を南北に移動すると。移動する際の交通手段というのがよく議論されますけれども、なかなか良案というのが思い浮かばないですね。新たな交通体系を導入するというのもいいかもしれませんが、私の意見は、既存のバス路線、また既存の道路を生かしてバスの高規格化または高機能化というのが現実的なんだろうと、こう思います。今後も、この公共交通の在り方については改めて取り上げたいと思います。

最後の項目でございます。大項目3つ目の学校施設の活用について。このうちの、離婚後別居している親子に対し、面会交流する場所として市立学校の教室の使用を許可する考えについてというタイトルであります。

これにつきましては、ちょっと前段を申しますと、離婚後の子どもの養育について、法制審議会の部会は、父母双方に子どもの親権を認める共同親権の導入を柱とした要綱案をまとめました。法務省は、民法などの改正案を今度国会に提出するという流れだそうでございます。離婚により別居している親と子どもが話し合ったり、一緒に遊んだりする面会交流につきましては、これは静岡県藤枝市におきまして、市立の小中学校、それから市立

保育所内でも可能であるとの見解をまとめ、そして一時期ホームページにも出しておりました。この学校に関しては、教職員が面会交流に付き添うことは難しいとして、放課後の時間帯、どこか小会議室等学校施設、そういう施設を提供する形式で行うこととしていると。

そこで、本市において、今申し上げたような離婚後別居している親子に対して、面会交流の場所として市立学校の教室を使用するという、これはどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

面会交流をする場所として市立学校を使用することについては、同居していない親から所管部署への所在確認の問合せや面会の相談は過去2年間で3件あり、実際に学校を面会交流の場所として提供したケースはありません。学校の責務として、当事者である子どもの気持ちに寄り添うことだけでなく、子どもの安全、安心を第一に考えなくてはなりません。民法766条では、父母が協議の上離婚するときは、面会及び交流について、その協議で定める。また、協議が調わないとき、または協議することができないときは、家庭裁判所がこれを定めると記され、家事調停手続や家事審判手続で取決めを整えることになっております。よって、別居親からの一方的な要望による面会交流には応じておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。確かに離婚後、父母間のわだかまりや、あるいは考えの不一致で発生する諸問題というのは、おっしゃるように民法上の問題になってこようかと思います。そこに学校が介入するというのは難しいというのは分かります。とはいえ、離婚後、別居している子どもに会えない親御さんの悲痛な声、子どもに会いたい、そういう声も聞いてまいりまして、やはり面会交流に関しては、各自治体では虐待などによって、かえって子どもを苦しめることがない場合には、その機会を設けるよう支援する動きというのが出てきてもいいんじゃないかと思います。

そこで、ちょっと今の質問と類似はしておるんですが、これまでそういった学校施設の使用が許可されてこなかったのはどういった理由があるからでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

教育基本法第6条によりますと、学校教育は「教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。」と記されており、別居親からの一方的な要望による面会交流の実施は学校の役割を超えたものと考えます。また、両親が面会交流に同意したとしても子どもが拒否している場合には、子どもの意思確認の聞き取りを教職員が行う必要が生じる可能性があること。また、実際に面会交流を学校で実施する場合には、当該の子どもだけでなく、ほかの子どもたちの安全にも十分配慮する必要があり、そのための施設管理や教職員の負担、さきに述べました、従来学校で行われるべき教育活動への影響等も考慮しなければいけないことなどを総合的に判断して、これまで許可をしておりませんでした。今後、国より法改正などがあれば、それにのっとり適正に対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。安全面というのを主張される学校の立場、理解できます。とはいえ、学校も保護者との連携を重視する姿勢というのは、これはこれで持っていただきたい、大切にしていきたいと思います。何よりもお子さんに寄り添った対応、またお子さんの丁寧なケアですとか、これはお願いしたい

と思います。

今回は学校施設を利用して面会交流の場所を何とか提供できないかと、そういう質問でございましたけれども、今後は面会交流する場所につきましては、多方面からいろいろ取り上げることができればと思います。

では、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時52分散会

第 7 日

令和6年3月7日（木曜日）



令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 小山田なおと議員、浅野さち議員、青山ひろかず議員、西村 敦議員、久保川隆志議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |    |      |     |
|---|----|------|-----|
| 門 | 田  | 直    | 人   |
| 野 | 口  | じゅん  |     |
| 丸 | 金  | ゆきこ  |     |
| 富 | 家  |      | 薫   |
| 沢 | 田  | あきひと |     |
| 太 | 田  | 丈    | 之   |
| 小 | 山  | なおと  |     |
| 川 | 畑  | いつこ  |     |
| ほ | と  | ゆうな  |     |
| 国 | 松  | ひろき  |     |
| や | なぎ | みちこ  |     |
| と | く  | たけ   | 純   |
| 中 | 町  | けい   | い   |
| つ | ち  | や    | 正   |
| つ | か  | こ    | し   |
| 加 | 藤  | 圭    | 一   |
| 浅 | 野  | さち   |     |
| 久 | 保  | 川    | 隆   |
| 西 | 村  |      | 敦   |
| 中 | 村  | よしお  |     |
| 大 | 久  | 保    | たかし |
| 石 | 原  | たかゆき |     |
| 清 | 水  | みな子  |     |
| 廣 | 田  | 徳    | 子   |
| に | し  | む    | た   |
| 石 | 崎  | ひでゆき |     |
| 堀 | 内  | しんご  |     |
| 細 | 田  | 伸    | 一   |
| 青 | 山  | ひろかず |     |
| 石 | 原  | みさ子  |     |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 宮 | 本 |    | 均 |
| 大 | 場 |    | 諭 |
| 稲 | 葉 | 健  | 二 |
| 小 | 泉 | 文  | 人 |
| 石 | 原 | よし | の |
| 増 | 田 | 好  | り |
| 越 | 川 | 雅  | 秀 |
| 中 | 山 | 幸  | 史 |
| 松 | 永 | 鉄  | 紀 |
| 竹 | 内 | 清  | 兵 |
| 加 | 藤 | 武  | 海 |
| 岩 | 井 | 清  | 央 |
|   |   |    | 郎 |

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田 | 中 |   | 甲 |
| 副 | 市 | 松 | 丸 | 多 | 一 |
| 副 | 市 | 本 | 間 | 和 | 義 |
| 代 | 表 | 植 | 草 | 耕 | 一 |
| 教 | 育 | 田 | 中 | 庸 | 惠 |
| 危 | 機 | 本 | 住 |   | 敏 |
| 市 | 長 | 麻 | 生 | 文 | 喜 |
| 総 | 務 | 蛸 | 島 | 和 | 紀 |
| 企 | 画 | 小 | 川 | 広 | 行 |
| 財 | 政 | 田 | 中 | 雅 | 之 |
| 管 | 財 | 稲 | 葉 | 清 | 孝 |
| 情 | 報 | 小 | 林 | 茂 | 雄 |
| 文 | 化 | 森 | 田 | 敏 | 裕 |
| ス | ポ | 立 | 場 | 久 | 美 |
| 市 | 民 | 若 | 菜 | 克 | 子 |
| 経 | 済 | 根 | 本 | 泰 | 彦 |
| こ | ど | 鷲 | 沼 |   | 雄 |
| 福 | 祉 | 菊 | 田 | 滋 | 隆 |
| 保 | 健 | 川 | 島 | 俊 | 也 |
| 環 | 境 | 品 | 川 | 貴 | 介 |
| 街 | づ | 小 | 塚 | 眞 | 範 |
| 道 | 路 | 岩 | 井 | 忠 | 康 |
| 下 | 水 | 藤 | 田 | 泰 | 良 |
|   |   |   |   |   | 博 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---

# 会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

小山田なおと議員。

○小山田なおと議員 おはようございます。公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、大項目、日本経済新聞社と日経BPによる共働き子育てしやすい街ランキングについてです。

本項目については、2022年6月定例会の一般質問にて取り上げさせていただきました。本市の子ども施策を広く市内外の方に知っていただくとともに、外部評価を受けることで、本市の現状や今後の課題を明確にし、さらなる子ども施策の充実を図っていくことを目的として、2022年より本ランキングに参画をしていただきました。昨年は初めての試みということもありまして、多岐にわたる調査項目への回答に大変苦慮をされたかと伺っておりますけれども、合計68点を獲得し、全国では24番手であったものの、千葉県内では2番手、関東、山梨で14番と、いいスタートを切ることができました。2年目となる2023年ランキングが先日発表をされましたけれども、この1年、田中市長のリーダーシップの下、様々な子育て施策が実施されてきたことから大変よい結果となったというふうに伺っております。

そこで、(1)本年度のランキング結果及び内容についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

共働き子育てしやすい街ランキングは、日本経済新聞社と日経BP社が首都圏、中京圏、関西圏の主要市区と全国の政令指定都市、道府県庁所在地、人口20万人以上の自治体を対象に実施している子育て支援制度に関する調査でございます。今回は、2023年9月から10月にかけて180自治体を対象に行われ、157自治体から得られた結果が点数順のランキングとして昨年12月に発表されております。その結果によると、本市の得点は77点で、全国第7位、千葉県内では松戸市に次ぐ2位でございました。前回2022年の同調査では本市は68点で全国24位であったことから比べると、大きく順位を上げております。

今回の調査の特徴といたしましては、共働き支援、子育て支援に加え、男女共同参画に重点を置いた自治体のダイバーシティへの取組が新たに採点の分野とされたことが挙げられます。このうち、共働き支援、子育て支援の調査項目につきましては、前回の調査と同様に、保育施設や学童保育の利用定員数や待機児童数などを問う定量的な質問から、保育や学童保育の質を向上させるための取組や、子育てに関わる各種手続の効率化などのサービスの質を問うものまで多岐にわたるものでございました。今回の調査回答においては、認可外保育施設の管理職や保育士向けのマネジメント研修、放課後保育クラブの職員を対象とした研修の実施など、保育や学童保育の質を高める取組について、前回調査のときよりも充実した内容となったほか、全市立学校での学校給食費無償化、高校生相当年齢までの医療費助成、第2子以降の保育料無償化などの子育て世帯の経済的負担の軽減を図る施策が評価されたことでランキング上昇につながったと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 2023年、直近の得点は77点で全国7位となったということでありまして。大変におめでとう

ございます。皆様の努力がしっかりと評価されたことは本当によかったことというふうに思います。

さて、これからは子ども施策において、さらに全国をリードしていく存在となっていかなければいけないと、このようにも思います。そのためには、今回調査の特徴として、新たに自治体のダイバーシティーであったり保育の質といった観点に対してしっかりと今後対応していかなければいけないというようにも思います。

そこで、(2)に進んでまいります。今後の課題及び新たな施策の方向性について、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

今回の調査では、女性のキャリア支援の質問が増えるとともに、自治体職員の育児休業取得率など、自治体自らの女性の働きやすさ、活躍状況についても問われております。本市としまして、共働きで子育てしやすい町の実現のためには、男女共同参画の推進も必要であると考えております。また、保育所整備や経済的支援が一定の成果を上げた次の施策として、妊娠や子育てを迎える若い世代のニーズへのきめ細やかな対応が重視されると考えられます。市民の皆様のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現するため、子育て支援サービスをさらに向上させるほか、地域全体で子育てを支援する機運の醸成などにも努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 今回の調査では、女性のキャリア支援や自治体職員の育児休業取得率など、自治体自体が率先して女性の働きやすさを推進していくことが求められているということでもあります。こうした取組ができている自治体は、子ども施策がしっかりと推進できているといった考えが根底にあるのではないかというふうにも思います。本市としても、引き続き自治体自体の職員の皆さんの働きやすさ、こういったものをしっかりと推進をしていっていただきたいなというふうにも思います。また、次の施策として、妊娠や子育てを迎える若い世代のニーズに、きめ細やかなサービスについて重視をしていかれるということでもございました。

さて、若い世代、いわゆるZ世代というふうにも言いますが、家族観、家庭観について、先月1月15日付の産経新聞に次のような記事が掲載されておりました。Z世代の45%が将来子どもは欲しくない、仕事は充実、結婚も急がない、こういった記事でございます。彼らの生の声を聞きますと、経済的な理由だけにとどまらず、社会の構造的な問題が浮かび上がってくるという記事でありました。

中身を見てみますと、都内の大手商社に勤める入社2年目の24歳女性をZ世代の代表として紹介されていたんですけれども、この女性は、今後も結婚や子育てと無縁の人生を送るだろうと考えているということでもあります。が、一方で、子どもが別に嫌いというわけではなく、身体的な問題もない、まして今の職場は出産や子育てに関する制度は恵まれ過ぎるほど充実しており、一度職場を離れてもキャリアは遅れない。それにもかかわらず、なぜ結婚や子どもと無縁だと考えるのか。その回答として、今は長く特定の人と一緒に暮らすことが考えられない、仕事はやりがいを感じるほど充実していると。休日は町歩きすることも多く、プライベートでも満足した日々を送れている。両親が与えてくれたものと同じだけの教育環境を我が子に用意できる自信がない、仮に将来子どもを持つならば、30歳ぐらいでパートナーを探せばよいと思う程度とのことであります。こうした考え方がZ世代の主流となっており、私たちの時代からは大きく変化していることを改めて認識する必要があるのかというふうに思います。

女性の活躍推進により、結婚や出産の年齢が今後も上昇していくことはもはや必然であり、むしろ30代、40代になっても安心して子育てできる環境を今いかに整備していくことができるか、これが重要になるかと思いますが、本市の見解を伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市が行う子育て支援につきましては、年齢や世代を限定したものは現在実施しておりませんが、妊娠や出産の不安を払拭し、安心して子育てできる環境づくりはどの世代に対しても重要であると認識しております。そのため、結婚や妊娠に対して若い世代が抱く負担感や、出産や育児の高齢化に伴う不安感が生じている現状を踏まえ、社会の変化に応じたニーズの把握や、個人の事情や状況に合わせたきめ細やかな相談体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。現状は年齢や世代を限定した支援は行っておられないということで、今後、社会変化に応じた相談体制ができる体制づくり、こういったものに努めていかれるということでございました。私は、4代になっても共働きしながら安心して出産、子育てができる環境をより整備していくことが今後の出生率向上にも寄与していくものと考えております。そのためには、働きながら安心して子どもを預けられる環境の整備を進めていく必要があるとも思います。例えば、病児・病後児保育であったり休日保育、こういったものの充実についても今後行っていく必要も——重要だと思いますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

病児・病後児保育につきましては、現在市内に病児・病後児保育施設2か所、病後児保育施設3か所を開設しております。病児・病後児保育施設2か所のうちの1か所は、本年2月1日に行徳地区に新たに開設したものであり、今後の利用状況などを踏まえ、拡充などを検討してまいります。休日保育につきましては、市内で1か所の実施となっておりますが、令和4年度の利用状況は、定員6人に対して1日平均で約4人となっております。今後の拡充につきましては、事業者の意見や市民ニーズを確認するなど引き続き調査してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。今後のニーズを確認しながらしっかり検討されていくということでした。今挙げさせていただいた病児・病後児保育なんですけれども、これは、例えば保育園等で子どもが急に発熱した場合、登録している病児・病後児施設にお願いをすれば、看護師さんがタクシーで保育園まで迎えに行ってくれて、医療機関に受診をさせて、親御さんが迎えに来るまで預かってくれるということが可能であると、こういったサービスなんですけれども、実は、これまでこのサービスを利用された方がいらっしやらないと、このようにも聞いております。しかも、本制度は小学校3年生まで利用可能ということでもありますので、学校としてももっともっと私は活用していてもいいのではないかとこのようにも思います。子どもに何かあったらすぐに退社、すぐ帰れるというような社会が構築されているということであれば、大変これは喜ばしいことなんですけれども、このようなサービスを知らない方が実は多いのではないかとこのようにも思います。この点、こども部もそうですけれども、教育委員会も含めてぜひ周知をお願いしたいなど、こういうサービス使えますよということをお伝えいただければなというふうに思います。

また、若い世代が感じていること、女性の活躍推進に伴う社会の構造的な変化について、もっと詳細なニーズ把握に今後努めていていただきたいなど、このようにも思います。市民アンケートは行われているということなんですけれども、Z世代を対象とした意識調査であったり、例えば同年代の市の職員を対象としたアンケート等を実施していただいて、市川市独自のニーズ把握に今後努めていていただきたいなど、このようにも思います。真に少子化問題を解決していくためには、その根底にある社会構造や対象世代の価値観などをしっかりと把握し

ていく必要があります。元リクルートワークス編集長の海老原氏が少子化問題の解決方法として述べられていることがありまして、出産は早いほうがよい、40代の出産は難しいという認識が必要以上に広まっていると、これが女性を苦しめているのではないかと。40代の出生率を大正時代のそれに戻すだけで、少子化問題は解決するとの見解を示されておりました。女性は早く結婚して早く産むべきという話を平気で語る風潮が日本にはまだあり、これは女性だけ心を重くさせる、いわゆるハラスメントですね、早く産めというハラスメントであったり、早く嫁ぎなさいといったハラスメントにはかならない。これが未婚化や少子化を進めていると。そもそも大卒22歳から仕事を覚えて、プライベートを充実させていけばすぐに30歳になってしまうと。一方で、女性の妊孕率、いわゆる妊娠する確率、力についても調査をされておまして、確かに年齢とともに低下はしているものの、30歳を100とした場合、40代前半では70から75程度の低下でしかないということでもあります。また、30歳での出産確率が90%とすると、40代前半では65%の出産確率となりますが、最近では不妊治療により40代前半でも50から60%の人が子どもを持つことができているそうです。そのため、不妊治療も含めた40代前半の妊孕力は、85から90%の出産確率となるということでありました。実は、この話を裏づけるように、大正から昭和戦前期の女性は、40代を通した出生率が0.4程度あったにもかかわらず、直近の40代女性の出生率は何と0.05と著しく低いということでもあります。この40代前半まで妊娠、出産が可能となれば、結婚は35から40歳でも大丈夫といった、この心の余裕を生むことが少子化問題の解決に必要なものであるというような見解でありました。

また、子育て世代が欲しいのは、足りない児童手当ではなく独身時代の自由といった大変興味深い記事もありました。その中では、男性の育休取得率はまやかしかしであると。女性は1年以上休んでおり、取得率だけでなく、取得日数をもっと増やすべきであるということでもあります。1日取っても取得率は取得率、取得したことになりますけれども、日数ではたった1日だということでもあります。また、男性の育児参加についても、まだまだ家事、育児は女性に偏っていると。ベビーシッター、ハウスキーパーなどの家事育児支援サービスを利用することが当たり前との意識変革を促す施策を進めていくべきなんだということでもありました。

また、飲食であったりショッピング、こういったことは、実は子連れでは本当に大変なんですけれども、子育て主婦とてたまには息抜きが必要であります。例えば、ショッピングセンターに保育所を配置するサービスも効果的ではないかと言われております。子育て罰といった言葉が最近よく聞かれてきますけれども、子育ては希望であり、未来であります。決して罰にははいけなないと、このように思います。全国をリードするさらなる子育て施策の推進をお願いいたしまして、本項目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の項目、人工内耳装用者の支援について進めてまいります。

本項目については、2019年6月定例会の一般質問において取り上げさせていただきました。その際、当時の福祉部長より、装用者及びその御家族の経済的負担の軽減についてでございますが、小さなお子さんが聞こえを獲得することは、言語と社会性の発達を支援する上で大変重要であるものと認識しておりますので、人工内耳装着児世帯の経済的な負担の軽減のために支援できることについて検討してまいりますとの答弁をいただきました。その後、本市としても支援の拡充を図ってこられたことと思います。

そこで、(1)本市の現状についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 人工内耳は、手術により耳の奥の側頭部あたりに埋め込む人工臓器の一つであり、補聴器では効果が不十分な難聴に対し、唯一の聴覚獲得方法とされております。埋め込まれた体内装置は、故障やトラブルがない限り半永久的に使用可能とされておりますが、大概、装置は定期的な部品交換や修理、また電池代等でランニングコストが発生することから、障害者総合支援法に基づく制度の枠組みの中で、経済的負担軽減のための支援を実施しております。具体的には、全国一律の基準により実施される補装具費支給制度と、市が地域の

実情に応じて柔軟に実施することが可能な地域生活支援事業の一つ、日常生活用具給付等事業があります。まず、補装具費支給制度は、世帯の課税状況に応じて利用者負担額及び負担上限月額が設定されています。生活保護世帯、市民税非課税世帯は負担がなく、市民税課税世帯は原則として1割負担で、負担上限月額が設定されています。また、市民税所得割額が46万以上の場合は支給対象外となります。令和2年4月1日から、人工内耳用音声信号処理装置の修理がこの補装具費支給制度の対象項目とされ、基準上限額は3万円となっています。支給実績としましては、令和2年度に2件、令和3年度に1件、令和4年度は支給がなく、令和5年度、今年度は現在までに2件の支給があり、合計5件となっています。

次に、日常生活用具給付等事業についても、世帯の課税状況に応じて利用者負担額等が設定されております。生活保護世帯、市民税均等割のみ課税、市民税非課税世帯は負担がなく、市民税所得割課税世帯は原則として1割負担で、負担上限月額が設定されています。また、基準額を超える用具を購入する場合には、これとは別に、基準額との差額は全て自己負担となります。

本市においては、令和2年4月1日からこの日常生活用具給付等事業の対象品目に人工内耳用体外装置を追加しておりまして、基準額は20万円で耐用年数5年となっておりますが、現在まで給付実績はありません。なお、近隣の船橋市、浦安市、松戸市、柏市、江戸川区については、この人工内耳体外装置は給付対象とはなっておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。近隣市では日常生活用具給付等事業として、人工内耳に関する給付は行われていないものの、本市としては、令和2年4月1日より人工内耳音声信号処理装置の修理費が補装具費支給制度の対象となり、また、人工内耳の体外装置の交換についても日常生活用具給付等事業に新たに追加いただいたということでございます。大変にありがとうございます。この人工内耳医療の進展により、重度感音難聴小児でも聴覚と音声でコミュニケーションできる可能性が高くなっております。今や標準的な治療となっております。ただ、この人工内耳を治療法として選択するには、やはり経済的な負担が大きな壁となっているそうです。手術費等については保険適用であったり、高額療養制度を活用することで自己負担を大きく減らすことは可能でありますけれども、毎月発生する消耗品等のランニングコストが大きな負担となっております。特に電池は消耗が激しく、また専用電池のため単価が高い、消耗品コストのほとんどを占めているということで、年間で5万円以上、両耳に装着されているお子さんではその倍以上の費用が毎年発生している方もいらっしゃるということでございます。

そこで、(2)電池を含む消耗品購入費の助成について、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 人工内耳用の消耗品としては、マイクロフォンカバー、充電電池、高電圧空気亜鉛電池、機器保管用の乾燥剤等が考えられます。このうち電池は機器により充電して繰り返し使用できるタイプの充電電池と使い切りタイプの高電圧空気亜鉛電池がありますが、いずれのタイプを使用する場合においても、個人によって機器の電極の刺激レベルの調整、これをマッピングと言いますが、このマッピングにより消費電力が大きく変わるという特性から、人によっては数時間程度しかもたないこともあるとのこと。このように非常に消耗が早いことに加え、使い切りタイプである高電圧空気亜鉛電池は一般に普及している電池と比べ高額となっております。これらのことから、県内では富津市が人工内耳用電池を日常生活用具の対象品目としており、基準額は月額2,000円と設定されています。令和4年に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が成立し、本市においても情報利用及び意思疎通におけるバリアフリー化等の施策を講じているとこ



ろです。人工内耳装用によって難聴者の方々が聴覚及び音声言語を獲得することで、コミュニケーションの可能性が広がり、自立と社会参加につながりますが、日常生活で常に装用するものであり、その電池代は大きな経済的負担となっています。これまでも日常生活用具の対象品目につきましては、真に必要な方に適正な用具が給付できるよう順次見直しを行っているところですが、この人工内耳用電池につきましても、適正かつ細やかな基準の設定や所得制限の導入など、先行する他市の事例を参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 大変前向きな御答弁ありがとうございます。千葉県内では富津市のみということでありましたけれども、一般社団法人人工内耳友の会の調べでは、2024年1月時点で全国207の自治体で助成が行われているということでもあります。この人工内耳の装用は年齢1歳以上というふうにされておりますけれども、装用開始年齢が早ければ早いほど良好な言語発達傾向が見られるとの調査研究結果が出ております。経済的負担を理由に人工内耳をちゅうちょされることがないように、また、聞こえを獲得するために大変なりハビリを日々頑張っているお子さんや御家族をしっかりと支援していける制度の充実に向けて、検討のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で本項目の質問を終わらせていただきます。

続いて大項目3つ目、在宅避難者支援についてでございます。

改めて、本年元日に発生しました能登半島地震においてお亡くなりになられた方に対してお悔やみを申し上げさせていただきますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回発生した大地震によって、大変多くの方が今もなお避難生活を余儀なくされております。報道等によると、珠洲市では指定避難所計16施設のうち11施設で地域防災計画に定められた受入れ可能人数を一時超えており、最も多くの避難者が身を寄せた日は、受入れ可能人数の2倍と大幅超過となった施設もあり、多くの方が在宅での避難生活を送られているということでもあります。首都圏においては、今後30年間で約70%の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生することが想定されており、本市の人口を考えると相当な在宅避難者が発生するのではないかと思います。

そこで、(1)予測されている首都直下地震クラスの災害が本市で発生した場合の在宅避難者の想定について、本市としてどのような想定をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市の地震対策の前提条件となる地震被害想定では、マグニチュード7.3、深さ20kmの東京湾北部地震が発生した場合を想定し、被害状況を計算しております。その結果、市内全域で震度6弱から6強の揺れとなり、避難所への避難者は約4万7,000人となる見込みであり、在宅避難者も相当数発生するものと考えられます。そこで、現在この地震被害想定に在宅避難者数についても算出するよう見直しを行っております。

また、避難所は多くの方と同じ空間で生活することになり、プライバシーの確保やストレスの問題などがあることから、自宅が安全であれば在宅避難が有効であることを日頃から周知しております。さらに、在宅避難を行うためには、ライフラインなどが停止している状況でも自宅で生活できるための備えが重要で、それらも併せて周知を行っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 本市としましては、在宅避難者数の想定がまだ算出されていないということでもございましたので、地震被害の想定の見直しとともに、在宅避難者数の想定も早急に進めていっていただきたいというよう

に思います。

繰り返しとなりますけれども、本市の人口を考えた場合、指定避難所で全ての方を受け入れることはほぼ不可能であると、このように思います。そうなってくると、自宅が安全であれば在宅避難を勧めていくことが、衛生面であったり防犯面、またプライバシー等の面からも大変重要であるというふうに思います。

そこで再質問いたしますけれども、在宅避難を勧めるにあたり、そもそも自宅が安全であるかどうかの確認が必要となるというふうに思いますけれども、大地震発生時の本市の対応についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

在宅避難の判断は、余震などで建物に倒壊の危険がないことや傾きがないこと、また、自宅周辺で火災の危険や崖崩れのおそれがなく安全が確保できる場合となります。大地震によって多くの建物被害が発生するような場合には建物の応急危険度判定を実施しますので、調査結果によって建物が使用可能とされた場合には在宅避難が可能となります。この応急危険度判定は、大規模災害時には国や県の主導の下、広域的な連携を図り、できる限り迅速に調査を実施していくこととしております。本市の場合、68名の要件を満たした職員が判定士としてあらかじめ登録されており、優先して対応することとなります。ただし、この調査には一定の期間が必要となりますので、少しでも不安を感じる場合や、建物や自宅周辺に危険がある場合、また、他人のサポートが必要な場合などには、ちゅうちょせず避難所に避難していただきたいと思っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 大地震によって建物被害が発生した場合のこの応急危険度判定は、国や県が主導の下、調査が実施されていくということでありました。また、本市には応急危険度判定ができる専門職員が68名いらっしゃるということでありましたけれども、首都直下型地震などの大地震発生時では、この本市の専門職員のみでは圧倒的に人数が足りないというふうにも思います。本市の震災復興マニュアル、こちらを確認すると、発災から10日程度で調査完了との記載がありましたけれども、先日の能登半島地震での状況について石川県が発表されておりまして、期間としては18日間、延べ1,916人の判定士が動かれたということで、3万1,600件、判定業務に携わられたということでありました。おおむね10日以内に完了した自治体が多かったものの、最長では穴水町が15日間、実施件数が6,350件でした。また、内灘町では5日間、1,679件であったものの、開始日が1月17日からスタートということで、発災から2週間以上も経過してからの調査開始となっております。本市として、発災から10日間以内にとというのが現実的にどこまで可能であるのか、最新の被害想定とともに必要人数の確保について、国や県との連携に加えてお話しちょっとありましたけれども、市内には建築士会の方々もたくさんいらっしゃいますので、連携を強化いただきまして迅速な応急危険度判定の体制整備を構築していただきたいなと、このように思います。

さらに伺ってまいりますけれども、在宅避難者の把握についてでございます。この能登半島地震においても、在宅避難者の把握に大変苦慮しており、支援の手が届き切れていないというような報道もされております。本市においても、大地震発生の際にはかなりの在宅避難者となることから容易に想定できますけれども、本市としてどのように把握に努めていかれるのでしょうか。今回、高齢者の方にスマートフォンの購入も勧めていかれることから、例えば災害アプリであったり、ウェブ等を活用した仕組みが必要ではないかと思っておりますけれども、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

在宅避難者の把握については、阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の大災害では、避難所に食料や物資を取りに来た人数から把握した事例や、個別訪問により把握した事例などがあり、十分に把握し切れなかった自治体も多かったと聞いております。本市では、現在小学校区防災拠点において情報を収集し、紙の在宅避難者名簿で管理する考えですが、限られた人員の中、避難所の対応などを行いながら職員だけで在宅避難者の数を把握することは非常に困難だと考えております。そのため、ウェブシステムにより避難届を出せる仕組みの検討を進めているところです。

重要なことは、在宅避難を含む全ての避難者に支援が行き届くことであり、あらゆる手段で情報の提供と発信を行っていく考えです。今後も、小学校区防災拠点協議会など、地域との連携やデジタル技術の活用なども含め、在宅避難者の迅速かつ正確な把握方法について引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 本市としては、ウェブを活用した仕組みを検討されていくということでありましたので、ぜひ進めていっていただきたいなど、このように思います。中でもありましたけれども、在宅避難者数が把握できないと、国や県に対する具体的な支援依頼にも支障が出てくるものと思います。どこの誰が、具体的にどのような支援を必要としているのか。特に、子育て世代だったり高齢者の世帯、あるいは障がいをお持ちの方、また在宅療養をされている方などが支援の手から取り残されることがないように仕組みの構築をお願いしたい、このようにも思います。

さて、在宅避難についてですけれども、私は衛生面、また防犯面、プライバシー等の面からも積極的に進めていくべきではないかと考えておりますけれども、そのためには、在宅での避難生活をできるだけよいものとしていく必要があるかと思えます。

そこで、(2)在宅避難者に対する防災支援についてです。在宅避難生活において最低限必要なこととして挙げますと、食料の確保というのは当然でありますけれども、そのほかに電気であったり、水、トイレ、このあたりは最低限確保が重要となってくるのではないかと思います。

そこで、ア、ポータブル蓄電池購入費助成、またイ、飲料水タンク設置費用助成、ウ、災害時用トイレ購入費助成について、一括して本市の見解を伺いたいと思えます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

初めに、先進自治体の助成制度の目的や概要についてです。江戸川区では、再生可能エネルギーの利用促進と、災害時に活用できる非常電源の普及拡大につなげるため、ポータブル蓄電池を購入する際の補助制度を導入しております。補助条件は、蓄電容量が400ワットアワー以上で持ち運びが可能な太陽光発電パネルを利用し充電ができるなどが定められております。次に、静岡県牧之原市では、災害時の飲料水を確保するため、個人が所有する自宅に水道管に直結したタンクを設置した場合に費用の一部を補助しております。タンクの容量は約150リットルから300リットルとなっており、タンクの中には常に新鮮な水が流れる構造となっているため、断水が発生した場合でも飲料水が確保できるものです。次に、東京都国分寺市では、市民の自助力の向上を目的に、携帯トイレを含む防災用品の購入費に対して補助を行っております。

そこで、本市の取組についてですが、まず、電源の確保につきましては、自治会やマンション管理組合などが組織する自主防災組織に対し、ポータブル蓄電池をはじめとした防災用資機材の購入費に補助金を交付し、地域防災力の強化を図っております。次に、飲料水につきましては、自助の備えとして1人1日3リットルで最低3日分、できれば1週間分の備蓄をお願いするとともに、ローリングストック法による効率的な保存についても周

知を進めてきたところです。また、公助の備えとして、市立学校の受水槽や防災公園の耐震性貯水槽などに、市民全員の1日分相当以上の約190万リットルの飲料水を確保しております。次に、災害時のトイレ問題につきましては健康に直結することから優先的に取り組むべき課題と捉えており、在宅避難者用の携帯トイレの備蓄も含めた災害時のトイレ確保や管理に関する計画の策定を進めております。また、昨年度行ったe-モニターによるアンケートでは、家庭で携帯トイレを備蓄している方が約4割となっており、さらなる周知が必要であると考えております。

これら個人で活用できる物品などについては、自助の備えとして各自で準備していただくようお願いしているところですが、引き続き先進自治体から内容や実績等について情報を収集するなど、調査研究してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小山田議員。

**○小山田なおと議員** ポータブル蓄電池については江戸川区の事例を、また飲料水タンクについては静岡県牧之原市の事例を、簡易トイレについては東京の国分寺市や港区の事例を挙げていただいております。このポータブル蓄電池については、自治会等の自主防災組織に対して本市としては補助金を交付されているということでありましたけれども、例えば、酷暑の時期であれば、扇風機を回したり、スマートフォンの充電であったり、お湯をちょっと沸かししたりといったことが各家庭でできるということが、これは大変重要になってくるというふうにも思います。また、飲料水についても、自宅に大量のペットボトルを備蓄されている方がどれだけいらっしゃるのかということと、これも結構忘れてしまうんですが、数年前に数年ごとに交換をすることを、ローリングストックと言っていましたけれども、これを忘れてしまう方も結構いらっしゃることもあります。

また飲料水タンク、御紹介いただいたものは、戸建てであれば壁面であったり、マンションのまたベランダ等にも設置可能でありまして、その水が毎日使用されていきますから、すごい衛生的にも日々ストックできるという大変有効な方法であるなということでもあります。本市としても、この自助を勧めていくためには市民に呼びかけているだけではなかなか自助の備えというのが進んでいかなのが現状かなというふうにも思います。何かしらの自助を進めるきっかけが必要であり、この備品等の購入費助成制度がそのきっかけになればというふうにも思っておりますが、再度本市の見解を伺います。

**○稲葉健二議長** 本住危機管理監。

**○本住 敏危機管理監** お答えします。

本市では、災害に備えるため、公助として様々な物品を備蓄しており、例えば、携帯トイレについては自助の備えが進んでいないことも考慮して備蓄数を考えておりますが、まずは必要なものを個人で事前に準備していただくことをお願いしているところです。自助の備えを推進するためには何を備蓄すればよいか分からないという方もいらっしゃいますので、推奨する防災用品や取扱い店などの情報を丁寧に周知する必要があると考えております。引き続き、先進市の事例などを参考に、助成制度も含め自助の備えを推進するための手法について研究するとともに、関係部署からなども意見を聞き取りながら検討してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 小山田議員。

**○小山田なおと議員** 自助の備えでありますから、個人で用意するという考え方は本当によく分かります。しかしながら、市民の皆さんも分かっているけれども備えができないというのが現状なんだろうかと、このようにも思います。この簡易トイレ一つについても、どのようなものを購入したらいいのか、またどれぐらいの枚数が必要とってくるのか、購入に際してのハードルも様々あることと思いますので、様々なところで本市としてもこういったものを使ったらいいですよといったようなPRをしていくことも大事なのかなと、このように思います。

また、このポータブル電池に戻りますけれども、江戸川区ではいわゆる災害対策と併せて、ゼロカーボンの一環としても進められております。ソーラーパネルを使用して日常的に使うことが可能ですので、こういった視点を入れて各家庭への普及を進めていくことも検討いただきたいなど、このようにも思います。また、この飲料水タンクについても、あんしん住宅推進事業が本市でありますけれども、防災を1つの柱とされているかと思いません。その一環として追加していくことも可能ではないのかなというふうに思いますので、どうか検討をお願いしたいなど、このように思います。

続いて、(2)公共Wi-Fiの設置の拡充についてでございます。

避難所におけるWi-Fi整備につきましては先順位者の答弁で理解しておりますけれども、在宅避難者の通信確保についても考えていかなければならないと思っております。

そこで、在宅避難者の通信を確保するために、公共Wi-Fiの設置を拡充すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えいたします。

地震や台風などの大規模災害の発生時には、安否確認や情報収集などを支援するため、国内大手の通信事業者により00000 JAPANという無料Wi-Fiサービスの提供が実施されることになっております。これは、平成23年3月に発生した東日本大震災において携帯電話網が被害を受け、長期間通信不能となったことをきっかけとして開始されたサービスであります。各通信事業者が契約者向けに無料で提供しているWi-Fiスポットを、携帯電話用ネットワークの被災状況などを踏まえ、各社の判断で、あるいは国や自治体からの要請を受けて開放し、契約の有無を問わず誰でも無料で利用可能なインターネット接続サービスを提供するものです。平成28年4月に発生した熊本地震において初めて提供され、本年1月の能登半島地震においても、各通信事業者の判断により提供されております。こうした通信事業者の取組により、ふだん契約している通信事業者以外のフリーWi-Fiが利用可能となることで、災害時における通信手段の拡充が図れるものと考えております。そのため、災害時には通信事業者との連携が不可欠であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 今回の能登半島地震においても、この00000 JAPANが大変活用され、周知も進んでいるかなと思いますけれども、これは一方で、昨年8月にソニーネットワークコミュニケーションズが震度6以上の被災経験のある男女200名と、被災経験のない男女200名に行ったアンケートがありまして、全体の約9割がやはり災害時にインターネットにつながらないと不安になると回答されております。その一方で、災害時にインターネットがつながらない場合に備えた対策ができていますかという質問に対しては、圧倒的にできていないという回答だったということでもあります。また、災害時に今ありました無料開放される00000 JAPANですけれども、これはスマホが圏外になってもインターネットを利用することができることを知っている人が僅か11%しかいなかったということであり、公衆無線LANがどこにあるのか把握している人も16%しかいないというような結果であったということでありました。今後、本市としても00000 JAPANの周知であったり、令和6年度から実施されるスマートフォン講座において、こういったことを周知していく、公衆無線LANがどこにあるのかとか、そういったものを周知していくことが大変重要というようにも考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えします。

市民の方へは、災害時には通信事業者との契約の有無を問わず、誰でも無料で00000 JAPANのインターネ

ット接続サービスが利用になること。また、市内におけるWi-Fiスポットについて、公式ウェブサイトなどを通じて周知を図るとともに、令和6年度より実施されますデジ活講座事業におけるスマートフォン講座などにおいて受講者に情報提供を行うことも認知度の向上につながると考えますので、関係部署と調整を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 本市が知っておいていただきたい情報、例えば今ありますとおり、この00000 JAPANであったり、市川市の公式LINEの登録方法であったり、また災害時の情報獲得手段、こういったものの紹介について、本市が実施するデジ活講座だったり、また今度ゴールドシニア事業でスマホ購入助成申請、こちらで来庁された方に対して紹介いただいたり、さらにはスマホ購入助成の、もうこれは支給決定通知書、こういったものが必ず送付されると思いますので、そういった中に紹介のチラシを同封していただいたり、そういったことをやっていただいて、今後積極的に情報提供に努めていただきたいと思いますなど、このように思います。

さて、公共Wi-Fiスポットの在り方について議論を進めさせていただいておりますけれども、現状は、この公共施設であったり、また避難所の公共Wi-Fiと、商業施設に置かれている、いわゆる公衆無線LAN、こういったものを活用していくということであったかと思えます。この公共施設だったり商業地域等が近隣にある地域はいいんですけども、残念ながら全くカバーされていない地域も存在しております。どうか近くにWi-Fiスポットがない地域の方たちの通信手段の確保について、例えばこの民間事業者に協力をいただくなど、今後検討していただきたいと思いますなど要望させていただきまして、本質問を終わらせていただきます。

では、最後となります。国分地域の地下水についてでございます。

東京外郭環状道路が造られたこの国分地域は、皆様も御存じのとおり元々は谷であり、河川や海の働きにより形成された砂泥混じりの土で沖積層であるため、地下水の層に近く、掘れば水がたまるような土地柄でもあります。また、大地に降った雨水が集まってくるため、昔は水田として向いている、使われていた地域でありました。そのため、外環道の建設に際しては様々な環境調査が実施されておまして、現在開通に至っておりますけれども、地元の自治会から、この東京外環が開通してから地下水位が上昇して被害が発生しているとお声が出てきておりました。

そこで、(1)東京外郭環状道路開通前後における調査状況及び本市の認識している現状と課題についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

令和4年1月に国分地区自治会連合会から、外環道路開通により地下水位が上昇し、地下水が湧き出すなどの被害が生じているため揚水ポンプを設置してほしいとの要望書が本市に提出されました。これを受け、本市は同年2月に事業者である国土交通省関東地方整備局首都国道事務所に対し要望書を送付し、対応について書面による回答を依頼しました。国によると、外環道路建設の工事着手前調査において、外環道路の地中構造物設置に伴い地下水の流動が阻害され、周辺地下水位の上昇及び低下といった水位変動を生じることが懸念されていたとのことです。このことから、国は外環道路の地中構造物は一部を透水構造にするなどの地下水通水対策を講じていると聞いております。また、道路開通前後における令和元年度までの地下水位の変化についても公表しているとのことです。自治会からの要望に対し、現在国は、現時点で外環道路が起因しているのか特定できていないものの、有識者の意見を聞きながら地下水位の観測を継続調査しているとのことです。

本市としましては、地下水の湧水の有無などを適宜確認しておりますが、これまでのところ状況は悪化してい

ないと認識しております。また、井戸枯れに関する問合せについては、本市には寄せられておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 まず、国の認識についてですけれども、外環道建設の工事着手前に周辺地下水の水位変動が生じることが懸念されていたため、地中構造物は一部透水構造にするなど地下通水対策を講じているということでありました。開通前後において地下水位の調査も行っているということでありました。また、本市としても、現在発生しているこの湧水の有無について適時確認がなされており、現時点で状況は悪化していないということでもあります。地元自治会からのこの要望書については、現時点でありましたとおり外環道が起因しているのか特定できておらず、今後有識者の意見を聞きながら、地下水位の観測を継続調査中ということでありましたので、国についてはこの調査報告を待ちたいというふうに思います。

そこで再質問させていただきますけれども、本市では、湧水の有無などを適時確認されているということでありましたが、その場所及び頻度についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市では、申立てがあった地点のうち、国分地区1地点、堀之内地区4地点、計5地点において、気候や天候の変化を見ながら、令和4年2月以降、これまで延べ20回現地調査を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 本市としては、国分地区が1地点、堀之内地区が4地点の計5地点において、令和4年以降20回現地確認されているということでありました。また、さきの答弁にあったとおり、この地点について状況が悪化していないことを確認いたしました。

それでは、(2)今後の対策についてに進んでまいります。これまでの国や本市の調査状況について理解をいたしました。今後、本市としてどのような対応を行っていかれるのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市といたしましては、引き続き調査状況を確認するため、国との連絡を密にしていきたいと考えております。また、原因が把握されるまでの間は、現地での湧水の有無などを適宜確認してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 引き続き調査状況については国との連携を密にさせていただくということと、現地確認を今後も継続していただくということでありましたので、これもぜひともお願いをしたいなというふうに思います。

さて、国が現在公表している地下水位のデータですけれども、全部で8地点が公表されておまして、1地点は閉塞をしておりますけれども、残り7地点についての調査は継続されているのでしょうか。また、閉塞せず調査可能な状況となっているのか、再度お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

国によると、外環道路建設中に設置された井戸については存置しており、そのうち約50か所の井戸については、外環道路地中構造物の通水対策工の維持管理のため、現在においても必要な水位観測を行っているとのこと。また、要望を受け、地下水の調査のために水位観測を再開した井戸もあると聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 水位観測用の井戸については、外環全体で約50か所残っているということでありまして、要望を受けて改めて水位観測を始めた箇所もあるということでありました。したがって、国分地区のこの7か所についても継続的に調査を続けていくために、井戸を閉塞せずにまた残していただきたいなど、このようにも思います。

本市の今後の取組についてですけれども、2点ほど再質問をさせていただきます。

1点目ですが、本市は現在5地点において継続調査を行われておりますが、新たな地点を追加していただきたいと、このようにも思っております。私も何か所か、ほかにも現地確認に自治会長とともに行かせていただきましたけれども、雨が降ってから数日たたないと湧いてこなかったり、いろいろ状況が違うようです。そのあたりの調査も十分していただきたいと思います。

また、2点目ですが、国分地域の地盤沈下についてであります。市川市の環境白書では、市内各地域の過去5年間の地盤沈下データが掲載されておりますけれども、国分地域が実は対象となっております。すぐにこの対象地域を加えることは難しいというふうに聞いておりますけれども、この現地確認の調査対象として加えていただきたいと思いますが、併せて伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

パトロールについては、国分地区自治会連合会の要望を聞きながら、地盤沈下の状況の確認を行う地点や、新たに追加する地点について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ぜひ地元の自治会からしっかりお話を伺って、調査、また地盤沈下についても現地確認を増やしていただきたいと思いますと思います。

前述したとおり、ここのあたりの地域は沖積層ということで、地盤が弱い部類の土地柄となります。そのため、地元の皆さんとしては地下水の変化により、さらに地盤が弱くなっているのではないかと、こういった不安を持たれております。また、大地震が来たら大変な液状化が起こるのではないかとというようなことも思われているそうです。現状を正しく調査して、丁寧に地元地域の皆様に説明を行い、取れるべき対策をしっかりと行っていくことで地域の安心、安全を守っていくことができるかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 次に、浅野さち議員。

○浅野さち議員 公明党、浅野さちです。通告に従いまして一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、1月1日、能登半島地震が発生し2か月以上たちました。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された多くの皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、昨今千葉県東方沖地震が頻りに発生しています。災害はいつ、どのように起こるか分かりません。平常時にどのような準備態勢を整え、どれだけ真剣に取り組むかが最重要となります。

内閣府男女共同参画局が自治体向けに作成した防災復興ガイドラインの中に、7つの基本方針が示されています。主なものとして、平常時から男女共同参画の推進が防災復興の基盤となる、女性は、防災復興の主體的な担

い手である、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮するなど提示されております。これは大事な視点です。そこで、本市においても避難所運営や備蓄品の選定などに女性の視点が反映されているか、様々伺います。

(1)市川市防災会議は地域防災計画を作成します。そこに占める女性委員の現状並びに危機管理室の女性職員の人数及び役割について伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市川市防災会議は、市川市地域防災計画の作成とその実施を推進するため、災害対策基本法及び市川市防災会議条例に基づいて設置される組織です。市長を会長とし、副市長や教育長を含む本市職員のほか、国や県の職員、ライフライン関係機関や鉄道事業者、自主防災組織の代表者などの委員から構成されております。令和6年2月末時点の委員数は51名で、そのうち女性は6名となっており、女性の比率は約12%となっております。一方、国は令和2年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画で、市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%とすることを目標として掲げております。

本市としましては、関係機関・団体に積極的な女性委員の推薦を依頼したほか、婦人消防クラブや千葉県看護協会など女性関係団体から新たに委員を任命するなど女性委員の登用を進めてきたところですが、目標達成に向け、今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、危機管理室の女性職員の人数と役割についてです。危機管理室の女性職員は、会計年度任用職員を含め現在2名となっております。その役割としては、地域防災リーダーの育成や小学校区防災拠点協議会の事務など通常の業務を担当する一方、危機管理室で実施している業務全般において、女性の視点から意見や情報を提供してもらうことも期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 地域防災会議には、51名中女性は6名で12%、さらなる推進をしていくということで、この点はよろしく願いいたします。

また、危機管理室の女性職員には、ぜひ自主防災組織の女性防災人材の育成、活躍を後押ししてほしいと思いますが、今後どのような取組を考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市では、自主防災組織の育成を図るため、地域の防災講習会への講師派遣や、小学校区防災拠点協議会の委員を対象とした地域防災リーダー講習会などの取組を行っております。それらの取組の企画や実施に当たっては危機管理室の女性職員も参画しておりますので、御指摘の点も踏まえ、引き続き様々な視点からの意見を取り入れるとともに、協議会や講習会などの場を通じて自主防災組織における女性参画や女性防災リーダー育成の重要性について周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 女性が避難所運営や防災知識を持ち、防災への参画を推進する働きかけは今後も重要です。女性防災リーダーの育成や知識を得る場を積極的に啓発していただきたいと、この点要望いたします。

次に、(2)防災女性プロジェクトの活動について。

本市では、東日本大震災や熊本地震などの教訓の下に、活発に防災対策に女性の視点を取り入れるべきである

と、2016年に災害対策に女性の視点を反映するためにB J ☆プロジェクトを立ち上げ、各部署から手挙げ方式で数十名集まり、被災地に視察や、様々検証し、市長への提言を行ってきたと承知しております。これまでの避難所対策をはじめ、主にどのような活動と成果があったのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

女性の視点から災害への備えや災害発生後の避難所運営、被災者支援の在り方等を検討するため、平成28年度にスタートしたB J ☆プロジェクトは、平成28年12月の市長への提言以降も、誰もが安心して生活できる避難所を実現するため継続的に検証活動を行ってまいりました。それらの検証結果を踏まえ、間仕切りとしてプライベートテントの導入や、テント型だった災害用トイレを夜間でも透けないパネル型へ切り替えるなど、備蓄品や資機材の見直しを行ったほか、プライベートテントを活用した新型コロナウイルス感染症対応の避難所レイアウトを作成するなど、B J ☆プロジェクトの意見を避難所の環境改善に関わる具体的な施策に反映しております。

また、B J ☆プロジェクトでは、小冊子「日頃の備え」の監修や、いざというときに手拭いとして使えるB J ブックの作成、大学や子育て応援施設での講話など、周知啓発や情報発信にも力を入れ取り組んできたところで

す。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。この特に小冊子「日頃の備え」という女性のプロジェクトメンバーが作ったこの小冊子と、この防災情報B J ブック、手拭いに、こうやって災害の様々なことが書いてあります。家族で災害時の約束事を決める、買物で備えるローリングストックという形で、最後に緊急時に必要な情報を記入しましょうということで氏名、血液型、持病、服薬している薬などをこうやって書いて、糸を抜いてそのままいろいろ使えるという、すばらしいいろんなアイデアがあるということを感じいたしました。

そこで、8年目になるB J ☆プロジェクトの活動について、今後どのような方向で取組を進めることがより効果的と考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

B J ☆プロジェクトにつきましては、より多角的な立場から女性の視点を取り入れるため、昨年度から部ごとに設定したテーマに沿って、関係部署からメンバーを選出する方式に取り組み方法の見直しを行いました。その上で、昨年度は保健部の協力の下、保健師や管理栄養士の資格を持った女性職員を中心に、簡単に調理可能な体も心も温まる避難所レシピの作成を行ったところです。また、特に若い世代への啓発が課題となっていることから、今年度はこども部内からメンバーを選出し、子育て世代に優先して伝えるべき防災情報や、より効果的な啓発方法について検討を進めております。

今後も、設定したテーマに関連する部署から女性を中心としたプロジェクトメンバーを選出し、期限を区切って課題の解決に取り組むことで、女性のきめ細やかな視点を災害対応に生かすとともに、防災の知見を有する女性職員の裾野を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 取り組むテーマごとに関連する部署からプロジェクトメンバーを選出して、防災の知識を得る職員の裾野を広げていくということを伺いました。昨年の保健部が行った体を温めるレシピ、9 献立ありました。また、先ほどの「日頃の備え」の小冊子や手拭い等のグッズは、小単位の防災講演会で配っているというこ

とです。このように、すごく役に立つ情報ですが、残念なことにホームページからB J ☆プロジェクトと検索し
ない限り情報が得られない。例えば、防災・減災のくくりなどで様々分かりやすく情報が得られるように工夫し
ていただきたいと思いますので、ぜひこの点よろしく願いいたします。

次に、(3)避難所について伺います。

避難所における生活環境は、発災時から時間とともに刻々とニーズが変わってきます。その上で、避難所運営
において様々な配慮が必要です。

そこで何点か伺います。

ア、プライバシー確保のための間仕切りや男女別の更衣室、休養スペースの設置など、どのような対応を行う
のか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市では、避難者や地域住民の皆さんとともに、適切に避難所を開設、運営できるよう、内閣府の避難所運営
ガイドラインや千葉県の災害時における避難所運営の手引きなどを参考に、独自に避難所マニュアルを作成して
おります。この避難所マニュアルでは女性などへの配慮として、居住スペースは避難生活が落ち着いてきたら、
家族ごとに間仕切りなどでプライバシーの確保に気を配ること、更衣室は男女別に設置し入口から中が見えない
ように目隠しをすることなど、避難所運営に必要なスペースを確保する上での配慮要件を具体的に例示して
おりますので、共用スペースの確保につきましても検討してまいります。これらのスペースの確保には、小学校など
に備蓄しているプライベートテントなどを活用するほか、必要に応じ、ダンボールでの間仕切りなどを協定事業
者から調達することとしております。

また、実際に大規模災害が発生した際にマニュアルに基づいた適切な対応を行うためには、日頃からの訓練が
欠かせません。今後も小学校区防災拠点協議会の皆さんや、地域住民の方々としっかり連携を図り、我々危機管
理を預かる職員も緊張感を持って避難所の開設や運営訓練を継続するとともに、内容の充実に取り組みでま
います。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 避難所マニュアルなどで必要なスペースを確保する上で、配慮要件を示し引き続き訓練を行う
ということを伺いました。いざというときに組立てや設置場所が分からないと混乱すると思います。実際組立
てを行っているのか、また更衣室や休養スペースをどこに設置するのかなど、シミュレーションを行うことや、事
前に配置の確保のためのゾーニングが必要と思いますが、その点伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

避難所となる各小学校では、施設利用計画を定め、小学校区防災拠点協議会の皆さんと、拠点要員である市職
員が共有するほか、訓練を通じて資機材の組立てや配置場所の確認を進めております。また、協議会の皆さん
を対象に実施した地域防災リーダー講習会では、避難所対応のシミュレーションを行い、参加者からも事前のゾ
ーニングが必要との御意見をいただいたところです。

今後、各小学校で避難所対応のシミュレーションを行うなど、ゾーニングの必要性を共有し、協議会の御意見
などを取り入れながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 地域防災リーダー講習会でも意見が出ているということで、検討を進めるということ、分かりました。早急に各避難所においてもこの事前ゾーニングを行っていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、イ、避難所において、特に子どもの泣き声が気になってストレスを感じる保護者や周囲の方もいると思います。そのためにも、配慮が必要な乳幼児のいる家庭用エリアや、子どもを遊ばせるキッズスペース等の確保は考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

乳幼児につきましては、一般的に災害時要配慮者に該当することから、状況に応じ、保護者の方も含め福祉避難室など別室での対応を想定しているところです。また、キッズスペースなどにつきましては、現在避難所難所マニュアルに記載はありませんが、避難生活が長期化した場合には設置が望ましいことから今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。乳幼児は福祉避難室になるということ。また、キッズスペースは検討するという事です。避難所生活が長期化する場合、絶対必要になるのがこのキッズスペースだと思います。避難マニュアルの配慮要件に入れていただいて、先ほどの更衣室や休養スペースのゾーニングとともに、キッズスペースの配置もしっかり入れていただきたいと思いますので、ぜひこの点もよろしく願いいたします。

次に、ウ、避難所では防犯上の問題として、トイレに行く間まで暗い、男性と女性用のトイレは離してほしい等の声があると思います。どのような対策を行っているのか。また、東日本大震災でも問題になった性暴力防止に向けた防犯対策として、防犯ブザーやホイッスル等を準備、配布する考えについて伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

避難所におけるトイレの問題につきましても、プライバシーの確保と同様に、避難所マニュアルの中で配慮すべき事項を例示しております。具体的には、仮設トイレの設置に当たり、可能であれば一定の割合を女性専用とし、共用トイレから少し距離を置くこと、照明等を設置するなど夜間に子どもや女性が1人でも行けるような安全な場所とすることなどの配慮を行うこととしております。また、災害後は治安の悪化が想定されるため、警察をはじめ地域の方や防犯協会の皆さんと連携し、夜間のトイレ周辺など、人気の少ない場所を中心に定期的に巡回警備を行うなど、防犯対策に努めてまいります。

御質問の防犯ブザーやホイッスルにつきましては、現在のところ配布する予定はございませんが、今回の能登半島地震の状況なども踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 可能であれば一定数女性専用とするということですが、各避難場所のトイレの配置の基準と多機能トイレについての考え方はどのようになっているのか、仮設トイレの設置場所はあらかじめ決まっているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

避難所のトイレ配置基準については、内閣府のガイドラインに基づき、避難者約50人に1基を目安として、多

機能トイレは既設の多目的トイレの活用を想定しております。仮設トイレの設置場所につきましては被災の状況により柔軟に対応する必要がありますが、おおよその配置案については、小学校区防災拠点協議会で検討を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 国のガイドラインでは50人に1基を目安に仮設トイレが設置される。また、多機能トイレは既存の多目的トイレの活用を想定していると伺いました。50人に1基では少な過ぎるのではないかと思いますし、ぜひ市独自の基準が必要だと思えます。全体の半分は女性トイレ専用にする配慮が必要ではないかと考えます。また、今回の能登半島地震においても、女性医師が女性被災者を性被害から守るための防犯ブザーやホイッスルを配布しているという新聞記事がありました。やはり防犯上の対策として必要な備品ではないかと考えます。その点も検討のほう、よろしく願いいたします。

次に、(4)避難所において要配慮者が使用する生活用品の備蓄状況について伺います。食品や飲料水などの備蓄が進んでいることは理解しています。一方、2月5日付の千葉日報に、地震などの災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないことが内閣府の調査で分かった、本市においても妊産婦向けの用品や衣類、下着、また離乳食やお尻拭きなどの乳幼児用品の備蓄はどうなっているのか、そのほか配慮が必要な方へ備品はどうなっているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

女性向けの備蓄としては長期保管が可能な生理用品があり、乳幼児向けには粉ミルクや液体ミルク、使い捨て哺乳瓶のほか、長期保管が可能な紙おむつなどを備蓄しております。なお、衣類や下着類はサイズやデザインなど種類が豊富であることや、離乳食は年齢区分が細かいことなどから、自助の備えをお願いしております。これらの物品については、発災時には協定事業者などが保有する流通在庫により対応することを想定しております。しかしながら、今回の能登半島地震の避難所支援を行った際に、着替え用の衣類や下着の支給に時間を要した状況を確認しておりますので、備蓄が必要な物品について、改めて調査研究してまいります。

また、配慮が必要な方への備蓄品についても、関係団体や関係部署からの御意見を伺いながら進めていくとともに、汎用性のある備蓄品の導入について柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 下着や離乳食などは備蓄していない、基本自助としての備蓄をお願いするということです。乳幼児の粉ミルクや液体ミルクなどは、備蓄して賞味期限が近いものから保育園などにお渡し活用しているわけです、現在。大人の食品は比較的支援があっても、乳幼児の食べ物はなかなか入りづらいと思います。離乳食やお尻拭きなどはローリングストックできるのではと考えます。その点いかがか、伺います。

また、妊産婦や乳幼児のほかに、配慮が必要な方は様々必要です。改めて調査するということですが、どのような方法で、いつ頃をめどに進めるのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

離乳食やお尻拭きなどのローリングストックについては、消費期限が近くなったものを活用することは可能と考えますので、先進市などの事例を調査するとともに、関係部署と協議してまいります。また、啓発イベントや防災講演会など様々な場面で得られる声を参考に、速やかに取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 離乳食やお尻拭きなどはローリングストックについて検討する旨伺いました。配慮が必要な方は、そのニーズに応じて様々備品が必要であることは理解します。早急に配慮者の声や福祉関係者の声をお聞きし、必要な備品は準備しておくことが重要です。その点、よろしく願いいたします。

3月4日の読売新聞に、内閣府は、自治体ごとに女性や乳幼児向けの物資の備品状況や防災担当の女性職員の割合を見える化し、女性の視点に立った災害対応を推進する方向性とのことです。本市においても女性や多様性の視点から、さらにB J ☆プロジェクトの活動の推進、また、危機管理室に防災士などの専門知識を得た女性職員の人数増加が必要ではないでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思います。

今後とも、避難所運営及び備蓄品の更新などは引き続き注視してまいりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、福祉行政について伺います。

(1)基幹相談支援センターの事業、業務について伺います。

障がいのある方の相談支援の中核的な役割を担う機関として、市は基幹相談支援センターえくるに委託しています。事業内容として、相談支援、必要な情報の提供や助言、住宅入居に関わる支援等様々総合的に行っています。また、権利擁護事業として、成年後見制度や福祉サービス利用を援助します。このように業務内容が多岐にわたっていること、また、相談件数は増加していると認識しています。幾度か質問する中で、人員増加を強く要望していました。令和6年度予算でソーシャルワーカーを7人から9人に増員し、支援内容も拡大しています。

そこで、アとイを一緒に伺います。6年度より地域の相談支援事業者への助言、指導が拡大されましたが、その支援内容と効果について伺います。

また、同じく地域の相談支援体制の整備についても拡大しています。具体的にどのような支援体制を整えているのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 基幹相談支援センターは、障害者総合支援法において、市町村の相談、支援の中核を担う機関として位置づけられております。本市が設置する基幹相談支援センターえくるでは、障がいのある方からの相談に総合的に応じ支援を行うほか、障がい者虐待の防止や住宅の入居支援など様々な業務を行っておりますが、令和4年12月の障害者総合支援法の改正により、今年4月より相談支援の中核としての役割がさらに強化されます。まず、強化される役割の一つである地域の相談支援事業者への助言指導等については、市内37の事業者が抱える支援困難事例について、基幹相談支援センターがアドバイスをを行い、必要に応じて支援に協力するものとなっております。また、事業者向けに事例検討会や研修会を開催するなど、事業者の質の向上を図っていくものとなっております。これまでも相談支援事業者や他の各事業所の困難ケースについて、市とともに事例検討会議を毎月実施し、各種のニーズに応じた総合的、専門的な助言を行ってまいりました。今後は、これらの取組をさらに主体的に実施し充実させることで事業者のスキルアップが図られ、これまで基幹相談支援センターが担ってきた困難事例の対応を事業者が担えるようになることで、基幹相談支援センターの果たすべき業務に注力できることが期待されるなど、地域における障がいのある方に対する相談支援の改善につながるものと考えております。

次に、強化されるもう一つの役割として、地域の相談支援体制の整備があります。基幹相談支援センター等が活動する様々な事例から把握した課題を抽出、整理し、自立支援協議会において協議していくことで、障がいのある方への支援の体制整備につなげていく業務となっております。これまでも本市においては事業者や当事者団体

等から構成される自立支援協議会において、事例を通して明らかになった障がいに関する共通課題を情報共有し、その課題解決に向けて協議を行い、障がい福祉サービスの基盤整備を進めてまいりました。今回の法改正では、個別の支援事例の課題について必要に応じて個別事例に関与する関係機関等の会議への参加が可能となり、さらに踏み込み、実態に即したより細やかな支援方法等の協議が図れることとなりました。また、協議を通して地域において必要とされる新たなサービスの創出や、現在ある制度の改善、関係機関の連携強化による支援の円滑化などの障がいのある方の支援の体制の整備につながるものと考えております。

このように、今回の予算拡充は、基幹相談支援センターだけではなく、相談支援事業者や自立支援協議会といった関係機関の質の向上にも寄与するものとなっております。人員を2名増員することにより、この取組を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 市内37の相談支援事業者に助言や指導を行い、さらに充実させること、また地域の相談支援体制もさらに連携強化を図るということを伺いました。しかし、それでも様々な課題が重複し、なかなか支援がうまくいかない場合、基幹相談支援センターに行政としてどのようなフォローをしていくのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 障がいのある方への支援を進める中で、様々な課題が重複し、支援が困難な状況になることは、どの相談支援機関においても度々直面していることと考えます。その課題解決においては、市も含め基幹相談支援センターや事業者などの関係機関が迅速かつ柔軟に連携を図り、対応することが重要であると考えます。市といたしましても、基幹相談支援センターや相談支援事業者が対応に苦慮する困難事例について、今後も積極的に関与し、より一層の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 今回、人員を増加したことにより、相談支援事業者への助言、指導の役割強化で、地域における障がいのある方への支援の拡充、また相談支援体制の整備によって、重複して支援が必要な方にも関係機関と協議を進め対応していく体制をつくる。それによって、障がい者また御家族がより住みやすい環境になることを切に願います。

そのためにも、さらに市は委託している基幹相談支援センターえくと、また、基幹相談支援センターは37の相談支援事業者と、それぞれの連携強化と支援内容の拡充にしっかり取り組んでいただきたいことを要望いたしますので、よろしく申し上げます。

次に、(2)介護人材確保事業について伺います。

ア、介護に関する資格取得研修の受講費用の一部助成について。2025年には団塊の世代の方が75歳を迎えます。本市は75歳以上の方をゴールドシニアとして、健康寿命の延伸のために支援事業を行っています。一方では、介護人材不足が2025年には全国で約32万人不足すると第8期介護保険事業計画において公表されており、本市においても介護人材不足は最重要課題です。そのような中で、日夜介護に携わっていただいている多くの皆様に感謝の思いでいっぱいです。

そこで、今まで行っている介護に関する資格取得や研修の受講費の一部助成、また令和6年度から新規事業を行います。そのことについて伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市における介護に関する資格取得や研修受講費等の一部を助成する事業は、まず、平成

28年度に介護職員初任者研修にかかる費用の半額5万円を上限に助成を開始し、平成30年度からは介護福祉士実務者研修にかかる費用の半額10万円を上限に助成を行っております。この二つの事業の昨年度の実績は、初任者研修が18人、実務者研修が24人、合計42人でした。また、来年度からは、介護に関わる職員のなり手をさらに増やしていくために、ケアマネジャーの資格取得に要する費用の半額5万円を上限に助成するほか、主任ケアマネジャーの研修費用の半額2万9,000円を上限に助成して参ります。

今後も、市内の介護サービス事業者における人材確保及び定着のさらなる促進を図るため、これら複数の助成事業を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 平成28年から介護資格への一部助成を行い、介護人材確保に努めてきたことを理解しました。令和6年度から、新年度からケアマネジャーの資格取得に要する費用についても新たに行うということですが、この助成事業を始める経緯について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 昨年度、市内のケアマネジャーを対象に実施いたしました市川市ケアマネジャー調査によると、令和5年3月1日時点で、本市のケアマネジャーは50歳代が40.4%で最も多く、次いで60歳代が25.7%という状況にありました。令和7年度には、団塊の世代が75歳以上のゴールドシニアとなり、高齢化がより進む予測でありますことから、介護を必要とする高齢者はこれまで以上に増加していくことを見込んでおります。ケアマネジャーの高年齢化と、介護を必要とする高齢者の増加は、今後の介護に関わる人材の担い手不足につながり、介護保険サービスの安定的な供給が図れなくなるおそれがあることから、来年度よりケアマネジャーに関する助成事業を実施することとしたものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 今後、高齢化率が進む中で、ケアマネジャーの担い手不足が懸念されることから助成制度を始めるということを伺いました。

この事業の周知はどのように行うのか、また、さらなるケアマネジャーの質の向上が重要です。どのような取組を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 助成事業の周知につきましては、市のウェブサイトや「広報いちかわ」に掲載しているほか、介護サービス事業者に対するメールでの周知を行っています。

次に、ケアマネジャーの質の担保につきましては、市の主催で年4回、個々のケアマネジメント能力の向上を図ることを目的に研修を実施しているほか、高齢者サポートセンターの主催で年2回、4つの日常生活圏域ごとに計8回の研修を行っています。また、ケアマネジャーの資格を持った方で構成される市川市介護支援専門員協議会においても、ケアマネジャーの資質向上を目的とした各種研修会の開催や、業務遂行に関する情報提供、また関係団体との情報交換なども行っています。今後も、引き続き介護に関する資格取得や受講等の助成事業の周知を行っていくとともに、来年度からは新たに介護保険課の窓口等や高齢者サポートセンターにチラシを配布し、市と介護支援専門員協議会で連携を図りながら、資質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。調べたところ、ケアマネジャーの資格助成制度は、県内では袖ヶ浦市と佐倉市に

続き、本市が新年度開始することになります。この点高く評価いたします。ケアマネジャーは、利用者と家族に寄り添って支援の計画をつくっていきます。1人の担当人数も決まっている中、担い手不足は課題ですし、この助成事業に大変期待しています。多くの方に資格取得をしていただけるように、また質の向上とともに、よろしくお願いいたします。

次に、イの入門的研修や職場体験及び介護事業所等へのマッチング支援の取組について伺います。

本市では、基本的な介護知識を学ぶ入門的研修を行っています。その取組についてと、マッチング支援の状況を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市では、介護の基本的知識を学び、介護分野の就労のきっかけとするため、令和2年度から介護に関する入門的研修を実施しています。この研修では、介護の基本的知識を学ぶだけではなく、介護の職場体験や介護事業所へのマッチング支援を行っており、研修の参加者には介護の理解とともに、介護業務の不安を払拭していただき、介護資格の取得や就業へと結びつくことで介護人材の参入促進を図っているところであります。この入門的研修の申込者は、令和2年度の事業開始から年々増加傾向にありまして、昨年度は定員が50人のところ、申込者は73人でした。また、この受講者50人のうち一番多い年代は50歳代の20人でありました。また、受講者のうち職場体験希望者は17人、事業所へのマッチング支援希望者は6人で、入門的研修において基本的知識を学んだ後、就業ではなく介護に関する資格取得等を目指し介護職員初任者研修の受講を希望した方は3人でした。なお、この入門的研修については、受講申込者数が定員を超過している状況が続いていることから、来年度は受講定員数を50人から75人に拡大するとともに、受講希望者が研修を受けやすい環境を整えるため、会場も2会場から3会場に増やしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。入門的研修の取組を伺いました。初めて介護業務に挑戦してみようと思う方には入りやすく、今回定員50人から75人に拡大して行うということ。一方、マッチングは令和4年度受講者50人のうち、マッチングの希望者が6人という部分では少ないなと思っています。この支援に対する課題と今後の取組について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 昨年度は、事業所とのマッチングを希望した6人のうち、70歳代と50歳代の方が実際に就業につながりました。事業所とのマッチングにつながらない課題といたしましては、働き手側が求める働きやすさと事業所側が求めるニーズがマッチしない点にあります。また、入門的研修の受講者全てが事業所へのマッチング支援を希望しているわけではなく、在宅介護を想定した家族などが受講するケースも見受けられるため、マッチング希望者が少ない状況もあります。今後、入門的研修の受講者が増えていくことで働き手と事業所のマッチングも増え、介護業務への就業希望者も増えていくものと考えています。今後は、事業所の人材確保の方針とともに、介護職員として働くに当たって何を重要視しているのかなどの状況把握に努めまして、入門的研修がより効果的に行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 働き手と事業者側の求めるニーズが違うという理由からなかなか進まない、入門的研修で受けた基本的な知識を得、介護助手として働く意欲のある50代から70代の方にとって、また事業者にとってもメリットがあると思います。国は、これから高齢化と人口減少が進む2040年問題を念頭に、医療と介護の連携強化など

も進めると言われています。介護人材確保はこれからも最重要課題ですので、引き続き取組強化をお願いいたします。

次に、保健行政について伺います。

(1)乳幼児健康診査事業について伺います。

ア、1か月児健康診査と5歳児健康診査の導入について。現在、法定健診として、1歳6か月児と3歳児健診を行っております。母子保健法の13条には、この年齢以外でも必要に応じ、乳児もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないとあります。国は、令和5年度補正予算において、新たに1か月児及び5歳児に対する費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目ない健康診査の実施体制を整備することを目的として、国が2分の1の費用補助を行います。1か月児健診は原則として個別健診で、健診内容は、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や育児の相談などとなっています。また、5歳児健診は、原則として集団健診、健診内容は精神発達の状況や言語の遅れなどの心身の異常の早期発見、育児上の問題となる事項などがあります。特に、5歳児健診導入については毎年公明党として予算要望を行ってまいりました。

そこで、本市においても1か月児健康診査と5歳児健康診査を導入する考えを伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

生後1か月を迎える乳児を対象として行う1か月児健康診査は、乳児の発育状況や栄養状態に加え、育児の相談等を行うものであります。国は、原則として医療機関に向き受診する個別健診することとしておりますことから、実施においては市内の医療機関と委託契約を締結する必要があるとございます。次年度の早期実施に向けて、医師会などと調整を図ってまいります。

次に、5歳児健康診査につきましては、3歳児健診以降から就学児健診まで、切れ目のない母子保健の提供を目的としております。心身の異常の早期発見や育児上の問題等を健診内容としており、国は原則として集団健診により実施するものとしております。現在市で行っております個別健診とは異なる方法による実施となりますので、医師会との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。1か月児健診は、令和6年度に準備が整い次第、早期に実施できるようにしているということを伺いました。

再質問ですが、切れ目ない支援、伴走型相談支援体制は大事です。今後行われる1か月児健診は、虐待の予防及び早期発見のためにも、個別健診後、関係機関との連携やフォロー体制はどのようになるのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

生後1か月児健康診査の結果は、保健師などの専門職が確認し、子どもの発育状況や母親の体調などを支援が必要であると判断した場合は、地区を担当する保健師が対応してまいります。加えて医療機関と連携を密に行うなど、健康診査の結果等の情報を活用し、伴走型相談支援の効果的な実施となるようフォロー体制づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 1か月児健診後のフォロー体制は分かりました。また、先ほど5歳児健診は集団健診というこ

とで医師会と協議している点伺いました。先進的に行っている葛飾区においては、2015年から5歳児健診を実施、対象者が毎年3,500人に上るため、まずは保護者にアンケートを行い、その後、保護者の心配度が高い場合は幼稚園や保育園に心理士が訪問し、集団遊びの様子を観察し、必要に応じ専門医につなげる等、独自で行っています。本市とほぼ対象人数が類似しています。参考にいただき、引き続き準備が整い次第すぐに対応ができるよう、よろしくお願いいたします。

次に、イの屈折検査機器による視力検査について伺います。

子どもの目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳までにほぼ完成すると言われております。そのため、3歳児健診の視力検査において、弱視や目の異常を早期に発見し、治療を行うことによって視力低下も防がれると専門家はおっしゃっております。国は、令和4年2月に3歳児健診の視覚検査に関する体制整備とともに、屈折検査機器の購入費に対しても2分の1の補助金が受けられます。

そこで、本市においても3歳児健診での視力検査を早期に開始すべきと考えます。屈折検査機器を用いて、弱視や斜視の早期発見のための視力検査について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

屈折異常や斜視に伴う弱視は、日常生活では気づかれないことが多いことから、発育が進み視力検査が可能となる3歳児に対して屈折検査を実施し、異常の早期発見に努めることが重要となります。そこで、本市は次年度に屈折検査機器を2台購入する予定としており、本市保健師が3歳児健康診査の受診者全員に対して検査を実施してまいります。なお、次年度は3歳児健康診査を年50回程度実施し、約3,000人の受診を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 次年度、令和6年度から本市保健師による検査を実施することを伺いました。

そこで再質問いたします。屈折検査の実施時期や、どのような実施方法なのか、対象者に対してどのように周知するのか、また、異常と判定された場合どのように対応するのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

初めに、屈折検査の実施時期及び実施方法についてでございます。新年度に速やかに屈折検査機器を調達し、準備が整い次第、3歳児の集団歯科健康診査と併せて屈折検査を開始したいと考えております。

次に、市民に対する周知についてでございます。屈折検査の実施に当たっては、3歳児健康診査の通知に屈折検査のお知らせを同封するほか、市公式ウェブサイトでも検査内容についてお知らせをしていく予定としております。

最後に、屈折検査で異常と判断された場合の対応についてです。屈折検査は、異常の疑いのある人の発見を目的とするスクリーニング検査となります。異常と判定され精密検査の対象となった方が、速やかに精密検査を行える医療機関に受診できるよう、医師会と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 3歳児集団歯科健診に併せて行うということ、また、異常な判定が出た場合は医療機関との連携を協議していることを伺いました。開始時期が決まり次第、速やかによりしくお願いいたします。

この項目は終わります。

最後に、(2)人間ドックの費用助成について、アとイを一緒に一括で伺います。

現在、本市の国保加入者で39歳以下の方は2万3,000円の費用助成を、また、2019年から40歳から74歳までの方に対しても1万円の助成を開始しています。受診結果は市の特定健診の受診済みに反映され、異常値の場合、保健指導も受けられます。また、病院施設によっては市が発行しているがん検診、例えば子宮がん検診やマンモグラフィ検診なども一緒に受けられます。

そこで、市の受診件数をはじめ、現状と課題を伺います。

次に、イの脳ドックに対しても費用助成できないか伺います。全ての病気は早期発見、早期治療が大変重要です。特に、脳疾患は発症し、重篤な場合、寝たきりや麻痺が残るときもあります。その後の日常生活に大きく影響します。脳ドックの費用助成を導入していただければ受診するきっかけになり、結果、脳疾患の早期発見につながると思います。また、市民からの強い要望も受けています。ぜひ脳ドックに対しても費用助成できないか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 初めに、ア、現状と課題についてお答えします。

本市では、国民健康保険被保険者を対象に、健康意識の向上及び疾病の早期発見や重症化予防のため、人間ドック費用の助成を行っております。令和4年度の実績といたしましては、40歳未満の方が65件、40歳以上の方が466件の申請件数となっております。課題といたしましては、比較的若年層の申請件数が少ないため、今後はSNSなどを活用し制度の周知を図るなど、若年層へのアピール強化に努める必要があるものと認識しております。

続いて、イの脳ドックへの費用助成についてお答えします。脳ドックを受けるメリットといたしましては、脳卒中をはじめとする脳疾患につながる危険な兆候を見つけられるため、早期発見と重症化予防につなげていくことができ、健康寿命の延伸につながるものと考えられます。近年では、脳ドックの費用助成を導入する自治体も増えておりますことから、本市においても、脳ドックの費用助成の導入に向け、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。39歳までの方は65件、40歳から74歳までが466件ということで、受診件数が少ないように思います。また、脳ドックについてはメリットとともに、近年では導入する自治体も増えている点から、本市も研究を進めていきたいということです。

そこで伺いますが、近隣市の助成額と件数を含め、人間ドックの実施状況、本市の特色について、併せて脳ドック費用助成を行っている近隣市の実施状況も伺います。また、人間ドックの助成額の引上げ及び受診率向上について、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

近隣市の人間ドックの助成額と助成件数でございますが、いずれも40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、令和4年度実績で、松戸市では1万5,000円を上限に2,232件、船橋市では1万3,000円を上限に3,958件、柏市は1万円を上限に3,656件の費用助成を行っております。

次に、本市の特色といたしましては、若年層からの生活習慣病予防のため、県内各市に先駆けて40歳未満の被保険者を対象に、2万3,000円を上限とした費用助成を行っており、40歳以上の被保険者には1万円を上限に費用助成を行っております。また、脳ドック費用助成を行っている近隣自治体でございますが、船橋市、柏市、浦安市で実施しております。

最後に、助成額の引上げに関する本市の考えでございますが、引き続き近隣市の実施状況等を調査研究してまいります。受診率向上につきましても、他市の手法を参考にし、人間ドックを受診しやすい環境とするため申請方法を工夫するなど、さらなる受診率向上に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 近隣市の状況を確認できました。件数だけを見ると本市より約8倍以上受けているということが分かりました。こんなに差があるんだなど。助成額は、市川市は1万円に対して他市は3,000から5,000円ほど助成額が高い。周知や助成額だけではなく受診の仕方もあるようです。調べてみましたら、船橋市は受診券を使用して、指定された医療機関であれば、人間ドックは1万3,000円、脳ドックは1万円が減額されて自己負担のみで、その場で完結します。松戸市や流山市も同じようなやり方です。市川市は、人間ドック受けた後、結果を添付し、費用助成を申請し、振り込まれるまで期間を要すること、また手間がかかること、こういうことで件数が増えないのではないかと考えます。

今後、近隣市の手続の仕方をしっかり研究していただいて、40歳以上の人間ドック費用助成の助成額の拡大を、また脳ドックの費用助成はぜひ開始していただきたいと強く要望いたします。

最後に、本市は健康寿命日本一に向けた施策を進めています。人間ドックや脳ドックをきっかけに、病気の早期・発見早期治療によって健康寿命の延伸につながります。引き続き注視し、今後も質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 こんにちは。清風いちかわの青山ひろかずでございます。通告に従いまして一問一答で質問いたします。よろしくお願いいたします。

初めに、能登半島地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興を願ってやみません。

それではまず、塩浜地域のまちづくりについて伺います。

令和6年となり、はや3月に入り、海は既に春の様子が見られ、小さなハゼ、カレイが見られるよと聞いております。過日、2月4日と3月3日に塩浜の市川漁港で、市川市漁業協同組合が主催する朝市が開かれました。新鮮な魚介類の販売や三番瀬の展示などがある、2月はあいにくの雨の中、また3月は晴天に恵まれ、両日ともお客様にぎわってございました。私が伺った3月は晴天に恵まれ、両日ともお客様は絶えることがなかったようです。私が伺った3月も大盛況で、キッチンカーも出店し、大変にぎやかでした。新鮮な魚介類の販売はもちろん人気でしたが、三番瀬の展示、ノリ網を活用し、ノリ養殖の柵に見立てて、そこからノリを手摘みするという体験イベントも、多くの親子が楽しんでいらっしゃいました。

田中市長は就任以来、塩浜と三番瀬の再生を掲げ、実際に漁業者や環境NPOなどと対話を行い、この再生を

進めていくことを発表されました。現在は再生に向けたモニタリングの最中であり、具体的な再生の事業が行われているわけではありませんが、一方で、このように塩浜の海岸線において活気が生まれているというのも事実だと思っております。朝市も、漁業協同組合が自ら発案し、環境NPOとともに開催したもので、また、昨年の秋には三番瀬まつりが開催されました。この三番瀬まつりも、市川市と漁業協同組合、環境NPOが協力し、漁港において開催されたものでした。久しく行っていなかった三番瀬まつりですが、私も実際に祭りに行きましたが、大盛況でした。このように、新しい再生に向けた新しい動きが見られ、着実に進んでいると思います。現在は、漁協と環境NPOなどが協働し、生物の揺り籠となる海藻の一種、アマモの養殖や、木の枝を束ねたものを使った漁であるボサ漁の実験を行っていると聞いています。ボサ漁では市川市の梨の剪定枝を使い、それを束ねて海中に座礁をつくるというもので、漁師と農家が共同で行っているとのこと。これも田中市長の掲げる塩浜の再生指針を発端とした新しい動きであることは言うまでもありません。

さて、市長は塩浜の地先に、三番瀬の海域内でしゅんせつした砂を活用し、覆砂を行って干潟を整備されようとしています。皆様も御存じかと思いますが、船橋三番瀬海浜公園は、元々は直立護岸に仕切られた人工の島の一边であり、市川仮航路でありました。それを1970年に市川航路の開削によって出たしゅんせつ土砂を使い、船橋市塩見町地先に覆砂し海浜をつくったものです。その後、三番瀬の風や波による浸食によって干潟として残りました。人工的につくられた、今も豊かな生態系を持っています。船橋市の海浜公園だけでなく、こうした人工的な干潟は多くの方に親しまれています。近年研究も進み、干潟の再生が各地で行われている中で、今回市長は覆砂による干潟再生を証明されました。海岸線の浸水域の安全性と生物多様性の再生に取り組もうとされていることについて、新しい再生の時代にかじを切ったと思います。私も同意するところであり、漁業関係者などから多く賛意を得ているものと感じています。

先ほど触れた三番瀬まつりでは、市長が進める塩浜の再生について展示も行われ、多くの参加者がこれに関心を示していたことも私には印象的でした。実際には、まだ干潟再生に向けた工事に入っていませんが、市民の間では、塩浜と三番瀬に関する関心や、漁業や地場産業に関する関心が少しずつ変わってきていると感じています。しかし、もっと多くの方に関心を持っていただきたいと希望するところです。

そこで、大きく4つについてお伺いします。

まず、干潟再生に向けて、地域の活動が多くの方にもっと関心を持ってもらうために、市としてどのようにサポートしていくのか、お伺いしたいと思います。また、今後どのように取り組むのか、現在のお考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

本市は、塩浜地区のまちづくりの1つとして、三番瀬の貴重な自然環境を生かし、市民が海に直接触れられる憩いの場を創出するため、塩浜2丁目階段式護岸前面の干潟整備に取り組んでおります。この取組を進める中で、三番瀬の自然や漁業、地場産業への関心を高めるため、市川市漁業協同組合や関係団体、地域の方々の活動に対してサポートを行っております。主なものといたしましては、まず、漁業協同組合に対しては、漁業資源となる稚魚、稚貝の放流などの水産業振興事業に補助金を交付するほか、組合が市川の水産業のアピールとその活性化を目的に実施する朝市では、市川漁港内に開催場所を提供するとともに、市公式ウェブサイトやSNSなどを活用して市民への周知を行っております。また、地元の有志の方が保育園や小学校で開催しているノリスキ体験におきましては、本市から用具の貸出しを行うなどのサポートもしております。このほか、昨年10月に開催したいちかわ三番瀬まつりでは、漁業協同組合には漁で取れた魚介類の水揚げの実演、販売、親子で漁船に乗船しての漁場見学会の実施、市民団体には干潟に生息する生き物の展示、説明などの協力をいただき、御来場の方々

に三番瀬の自然や漁業に関心を持っていただいたところであります。

次に、今後の取組についてであります。これまで申し上げたサポートにつきましては、今後も継続してまいります。加えて、三番瀬への市民の関心を高めるには、活動をサポートするだけでなく、三番瀬まつりでの事例を申し上げたように、地域の方々と行政との連携や協働が必要であると認識しております。そのため、令和6年度におきましては、新たに地域で活動する方々とともに、ボサ漁体験とアマモの移植による藻場の再生に取り組んでまいります。ボサ漁体験は、梨の剪定枝を活用した昔ながらのボサ漁を市民の方に体験していただき、引き上げられた海洋生物を観察することで、三番瀬の自然を知る機会になります。二酸化炭素の吸収源として期待されるアマモについては、三番瀬への植えつけを市民の方に見学していただくことで、カーボンニュートラルへの意識の向上につなげてまいります。また、これらの取組を「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト等を用いて発信してまいります。これまでのサポートを継続し、さらに協働による事業を行うことで、地域の活動がより充実したものとなり、それらを様々な手法で発信することで、三番瀬に対する市民の皆様の関心を高めていきたいと考えております。

以上であります。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。

次に、規模についてです。また、今回構想されている覆砂では、幅100m、奥行き50mの干潟が干潮時に出現するものです。船橋の三番瀬海浜公園の場合、西の東浜と合わせると幅が1,000mを超えます。これと比較するといかにも小さいと感じざるを得ません。規模を拡大できないものか、現在のお考えをお伺いします。

あわせて、干潟整備の進捗状況と今後の進め方についても伺います。

**〇つちや正順副議長** 秋本行徳支所長。

**〇秋本賢一行徳支所長** お答えいたします。

初めに、干潟整備の進捗状況であります。モニタリング調査を本年度から行っており、工事完了の翌年まで毎年度実施する予定であります。また、令和6年1月には、現況の水深や地形を把握し干潟整備の設計に反映させるため、現場周辺海域幅約1.5km、奥行き約1kmの範囲で深淺測量を実施したところであります。

次に、今後の進め方につきましては、令和7年度に事前覆砂を実施し、砂つき具合を検証した後に、8年度に干潟整備の実設計、9年度、10年度に整備工事を行い、11年度、モニタリング調査によって整備海域の環境変化を評価した後、干潟の供用開始を予定しております。

最後に、干潟の規模であります。本市はこれまで県に対し幅100m、奥行き50mの大きさで干潟整備を要望してきた経緯もありますことから、まずはこの広さで整備を行うことといたしました。規模拡大につきましては、利用状況や市民、関係団体の意見等を伺うなど、その必要性をしっかりと検証した上で、将来的な課題として研究、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。これからもうちょっと幅を広げてもらわないと、せっかくつく干潟がプールになっちゃいますので、ぜひともよろしくお願ひします。

では、3点目に公園の総合的な構想についてです。

塩浜三番瀬公園について、干潟を整備した後、公園も再整備されると思いますが、今のうちに再整備の構想を練り、スピード感を持って地域の方々が安全に快適に海に親しめるような設備を設置すべきだと考えます。市の考え方をお伺いします。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

塩浜三番瀬公園は、市川塩浜第1期土地区画整理事業で整備し、令和3年度に開設した約6,300㎡の街区公園です。公園内には、複合遊具1基、ベンチ6脚、水飲み場、照明等を整備、クロマツ3本を植栽、令和4年度には仮設トイレを設置しております。現在、公園に隣接する塩浜2丁目の市有地は、年間を通じて人々がスポーツに親しむほか、海辺の特性を生かした魅力的な場所を目指し、仮称塩浜マリンパークの計画を進めています。三番瀬公園の再整備につきましては、干潟の整備や仮称塩浜マリンパークの計画などに合わせて検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。3点目については、公園の整備をこれから進めていくということでした。

4点目、次に、塩浜地域のまちづくりについては、先順位者の答弁で、市川塩浜駅の市有地活用の調査検討内容と今後については理解しました。しかしながら、この塩浜2丁目の海辺への交通アクセスは決してよいとは思えません。駅から徒歩圏内ではあるものの、車で行徳地域から向かうと、国道357号線の交差点を横断しなければならないし、そのほかの地域から目指していくには、平日も休日も常に渋滞している国道を使わなければならない位置にあります。公共交通の活用についても検討しているようですが、にぎわいのある町をつくり出すためには、施設計画と合わせて交通アクセスも検討することが大変重要なことと思います。現在の交通混雑や渋滞解消について何か考えているのか。また、路線バスを充実させることは考えているのか伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

塩浜三番瀬公園方面への交通アクセスとして、自動車を利用する場合は国道357号を通過しなければなりません。行徳駅方面から向かう場合は、行徳駅前通りが接続する千鳥町交差点と、南行徳方面から向かう場合は南行徳駅前通りが接続する塩浜交差点がございます。両交差点とも南北方向から向かう場合には交差点付近が大型車等で混雑するなど、市民の中には塩浜方面への交通アクセスが負担とを感じる方もいらっしゃいます。現在、国では当該国道の渋滞解消等を目的として、塩浜交差点を含む塩浜3丁目から浦安市弁天4丁目までの区間で塩浜立体区間とした改築事業の工事を進めております。工事は、東京方面と千葉方面の本線部分を立体化することにより、交差点に入る車両と本線を通行する車両とを分離して渋滞の緩和を図る計画とされております。これにより、南行徳方面からアクセスする車両については、完成後、高架下を通行することによりスムーズな移動になることが期待できます。現在までの進捗状況としましては、これまでに高架部分の橋台工事が完了し、令和5年度からは橋の上部工事が着手されております。なお、完成時期は未定とのことでございます。

一方、千鳥町交差点は既に立体化が完了しており、塩浜交差点における立体化の完成後は、南行徳地域や浦安地域からの交通の流れが改善されるなど、千鳥町交差点の渋滞緩和にもつながるものと考えております。

次に、路線バスの運行についてですが、現在、JR市川塩浜駅には3系統の路線バスが乗り入れております。この3系統は、平日の朝7時台から夜23時台までで運行本数は合計40本、土休日は合計で24本であり、朝夕の時間帯以外では1時間に多くて2本程度でございます。このため、路線バスとしては本数が少なく利用しづらいなどの課題が残されていることから、現状の利用動向のほか、今後のまちづくりの計画に基づく施設への来訪者等の傾向等について関係部署と情報共有を図った上で、この地区の運行事業者である京成トランジットバスと協議してまいります。



以上でございます。

○つちや正順副議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。バスの路線も考えているということで、ひとつほっとしました。

再質問。コミュニティバスについて、国道においては今後の改善に関する内容と、市川塩浜駅へ路線バスの状況は分かりましたが、市有地の利用が具体的に大勢の市民が利用する施設となったら、コミュニティバスの新路線など検討するなどよいと思いますが、これについてお伺いします。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバスは、公共交通の利用が不便な地域を解消するための公共交通手段であります。また、原則としてバス運行事業者の既存のルートと重複しないよう配慮しなければならないとされております。このようなことから、現状、市川塩浜駅周辺については導入への課題が多い地域となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。せっかく公園も整備して、干潟もつくるのであるので、ぜひともコミュニティバスの活用を生かしてもらいたいと思います。今、行徳ルートと、南行徳ルートでコミュニティバスの実証実験が行われていますが、あのバスの路線をもっと延伸して、時間帯の交通の本数も増やしてもらおうと、もっともつとにぎわいのまちづくりが活況を呈してくるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大項目2つ目の民間の福祉施設等に従事する介護職員への支援についてです。

支援の現状と課題に対する本市の認識についてお伺いします。

介護の仕事は、大変で給料が安いといったイメージがあり、人材の確保が難しいと言われております。私は、実際に現場で働く職員から、介護職員の不足により職員一人一人にかかる負担が大きい、勤務体制に余裕がなく十分な休憩時間の確保ができない、時間的に余裕がないためレクリエーションに十分な時間をかけられないときがある、仕事がきつく、余暇を利用しての研修や資格取得のための勉強などをする時間、体力、気力が生まれてこない、1日の仕事の拘束時間が長く、ハードな仕事であるのに対し、対価として賃金が低い、このため離職率が高いなどといった声を聞いています。介護職員からこのような声があるにもかかわらず、今後の介護ニーズはますます高まっていき、介護人材の不足はさらに拍車がかかると思います。

そこでお尋ねします。介護職員への市の支援として、介護職員の人材不足における支援の現状及び課題として、その認識についてお伺いします。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 2025年には団塊の世代が75歳以上のゴールドシニアとなり、高齢化がより進展する見込みであり、介護を必要とする高齢者はこれまで以上に増加していくことが見込まれています。2021年に国が公表した第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数についての報告では、介護職員の必要数は、2025年度には約243万人、2040年度には約280万人になると見込んでいます。また、同報告によりますと、千葉県における介護職員の不足数について、2025年度に約7,000人、2040年度には約3万1,000人と見込んでおり、本市においても職員不足は同様の傾向であると認識しています。このため、市内の介護サービス事業所が今後の介護ニーズに応えられるように、必要な介護人材の確保について支援していくことが課題であると考えております。

介護職員の処遇については、国の介護報酬の改定や処遇改善加算等の改善により徐々に見直されていますが、

制度の複雑さや事務負担を理由に処遇改善加算の申請をしていない事業所もあるため、多くの介護職員の処遇改善に反映されていない状況であります。また、介護経験のない方などについても、介護分野への参入を促していくことも重要であると考えています。このため、本市では介護に関する入門的研修を実施し、介護の基本知識を学ぶほか、職場体験や介護事業所へのマッチング支援を通じて介護の現場を体感できる機会を提供しています。本研修においては、介護経験のない方には介護に触れるきっかけづくりとなり、介護が身近なものであるということを感じていただき、現在家族の介護をしている方には、家族介護の考え方や実習でおむつの交換や車椅子への移動方法などの体験をすることができます。研修に参加した方が、介護に対する正しい理解を持ち、介護に対する不安を払拭することにより、介護人材の確保につながっていくものと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** 御答弁ありがとうございました。今後、団塊の世代が75歳以上になり、介護を必要とする高齢者はますます増加していく見込みであります。国の報告によると、千葉県の介護職員については、2025年に約7,000人、2040年に約3万1,000人の介護職員が不足すると見込まれていること。市川市においても同様の傾向であると思います。そして、課題としては、必要な人材を確保できるように支援していくとのことでした。また、介護人材の確保策として介護職員への処遇改善とともに、介護未経験者を介護職場につなぐために入門的研修を実施していること、現状の課題について伺いました。介護人材の確保、これは喫緊の大きな課題だと私は思います。

そこで、今後についてです。今後、介護ニーズが高まっていく中で、ニーズに対応できるだけの介護人材を確保していくために、市としてどのような支援をしていくのかお聞かせください。

**〇つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

**〇菊田滋也福祉部長** 介護職員の処遇につきましては、国の定める介護保険制度の枠組みの中で行われているものであり、令和6年度の介護保険法の改正により、介護サービス事業所の処遇改善加算の取得率は向上するものと考えております。このため、介護サービス事業所に対しましては処遇改善加算の申請がなされるように、丁寧な説明とともに取得手続等に関する支援をまいります。また、介護に関する入門的研修では、令和6年度からより多くの方が受講できるように定員数を拡大してまいります。

介護人材を確保していくためには、介護サービス事業所の意向を把握していくことも重要であると認識しています。令和4年度に市内の事業所を対象に実施いたしました介護人材実態調査において、事業所から市に求める取組としては、研修や助成制度の充実、またマッチング支援、そして介護職の魅力発信などが挙げられていました。介護職員の魅力発信については、介護の仕事に関する大変そうなどのマイナスイメージを和らげるため、介護の仕事に対するやりがいや働きやすさなどの魅力を多くの方に理解してもらうことが重要であります。このため、今年度から市内大学との連携等に関する包括協定書に基づきまして、これから働き始める方が介護職を目指すきっかけとして、学生が介護サービス事業所でボランティアを行い、介護についての知識を身につけ正しい理解をしてもらう機会を設けたところであり、今後も介護職員の魅力発信に努めてまいります。さらに、国や県において介護ロボットやICTの導入に関する支援を実施しておりますが、実際に市内で導入している介護サービス事業者は少ない状況でありますので、限られた介護人材の中で、介護の業務効率を向上できるよう、引き続き導入を促してまいります。

今後、介護人材の確保につきましては、引き続き市の事業を継続して実施していくとともに、介護サービス事業所に対しては必要な支援をしていくことで、今後高まる介護ニーズに応えられるように努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。まず、介護サービス事業所が処遇改善加算を取得していくように手続等の支援をしていくとのこと。また、入門的研修では受講人数を拡大していくこと。また、今年度からは市内の大学生が介護の現場を知る機会を設けるなど、引き続き介護職の魅力発信をしていくこと。最後に、介護ロボットやICTについても介護事業者へ導入を促していくということでした。人材確保については、このほかに、例えば「広報いちかわ」などに介護職員の求人を掲載したり、給料面での支援としては現在市でも実施していますが、資格取得のための補助を拡大することや、介護職員のスキルアップのために研修を市が主催して行うなど、新たな支援についても今後検討していただきたいと思います。

冒頭に、部長の答弁にありましたように、団塊の世代が75歳以上になる2025年を境に、高齢者はますます増えていきます。その中で、介護職員に期待される役割は一層大きくなると考えますので、引き続き介護職員の人材確保のために努めていくよう要望し、この質問を終了いたします。ありがとうございました。

次に、消防・救急行政でございます。

南消防署の建て替えに向けた進捗状況及び今後の進め方についてお伺いします。

南消防署の建て替えに向けた進捗状況及び今後の進め方についてです。南消防署の建て替えについては、行徳地域の消防力の向上のため、老朽化した南消防署建て替えをはじめ、出張所の新設や防災拠点施設の整備を進めていると伺っていましたが、昨年6月の定例会での私の一般質問に対して、計画の見直しを図り事業を進めていくという答弁でありました。

そこで、現在の進捗状況、また今後の進め方についてお伺いします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

これまで老朽化した南消防署の建て替えと併せて、災害拠点施設を一体的に整備する計画として地権者と交渉を重ねてまいりましたが、条件が合わず、合意に至りませんでした。このため、南消防署の建て替えと災害拠点施設との一体整備を見直し、まずは、行徳地域の消防体制の要となる南消防署の建て替えを優先することといたしました。市長からも、遅滞なく事業を進めるよう指示を受けておりますことから、関係部署と連携を図り、事業の早期実現に向け進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございました。行徳も、もう人口約17万、隣の浦安とほぼ変わらない人口になってまいりました。この行徳地域の消防署の構造は、行徳市民の安心、安全につながる大変重要な施策であります。市長も遅滞なく進めよということで力強い応援をいただきました。ぜひとも早くその場所を探して南消防署建て替えを進めてください。お願い申し上げます。御答弁ありがとうございました。

次に、救急搬送時の医療機関との連携について伺います。

今までよく耳にしていたのが、救急車が来ても医療機関が見つからず路上で待機しているのをよく見かけます。もちろんその光景も今もあり、重大な問題となっておりますが、それだけでなく、病院に救急車が長時間とどまっていることがあります。

医療機関との連携はどのようになっているのか、現状と課題、今後の対応についてお伺いします。

○つちや正順副議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

救急車が医療機関に長時間とどまっていることについてでございますが、御指摘のとおり、搬送先の医療機関

で救急車が待機する時間は増加傾向にあります。昨年の病院待機時間は平均約38分で、コロナ禍前の令和元年と比べますと約6分長くなっております。救急車が医療機関に長時間待機するケースといたしましては、他市を含む複数の救急車が同じ医療機関に傷病者を搬送した場合など、救急外来の収容人員を超えることがあり、一時的に傷病者に救急車内で待機していただくことがございます。このような場合の傷病者の管理における医療機関との連携体制については、まず、医療機関に到着した救急車に看護師などが乗り込み、傷病者の緊急度や重症度などを判定するトリアージを行い、その場で緊急性が高いと判断された場合は、速やかに処置室で治療が開始されます。また、緊急性が低いと判断された場合は、救急車内で一時的に待機することになりますが、救急隊が常時傷病者を観察し、傷病者の容体が急変した場合には速やかに医師に引き継ぎ治療が行える体制を整えております。

課題につきましては、救急車が医療機関に長時間とどまることは、その救急車は活動を継続しているために新たな救急要請に対して出動ができないといった状況が懸念されるところであります。この同一の医療機関に救急搬送が重なる要因の一つとして、救急出動件数の増加による影響があると考えております。本市の救急出動件数は昨年2万8,844件あり、過去最多を記録した令和4年を1,730件上回り、過去最多出動件数を更新いたしました。1日平均79件の救急出動があり、特に人々が活動する午前8時頃から午後7時頃にかけては出動件数が多く、医療機関に救急車が集中する状況となっております。

今後の対応といたしましては、救急車の適正利用について広報を続けるとともに、搬送先医療機関の選定につきましては、医療機関検索システムや傷病者一斉照会システムなどデジタル技術を積極的に活用し、各医療機関や関係部署とも連携しながら、同一の医療機関に救急搬送が集中しないよう調整を図ってまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。本市の救急出動件数については、令和5年に2万8,844件、これは過去最多の件数であった前年の令和4年と比べ、1,730件増えて過去最高を更新したことで分かりました。これからますます高齢化が進むことによって、救急車の要請はさらに増加することが予想されます。ぜひとも、救急車の充実と医療機関との連携強化をお願いしたいと思います。また、南消防署の建て替えも一緒に行ってもらい、箱物ができなければ救急車両とか消防車両も駐車できません。ですから、今の南消防署の1.5倍——約2倍の大きさがないと、やはりこの行徳の医療体制、救急とか消防体制は充実していかないと考えます。ぜひとも市長、遅滞なく南消防署建て替えをよろしく願いいたします。これは行徳の喫緊の課題でありますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

〇つちや正順副議長 西村敦議員。

〇西村 敦議員 こんにちは、公明党の西村敦でございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、防災行政についてでございます。

石川県で元日に最大震度7を観測した能登半島地震の発生から2か月以上が経過いたしました。2月末時点の県内の死者は241名で、うち災害関連死は15人、連絡の取れない安否不明者は7人で、住宅被害は7万5,000棟を超え、避難所にはなお1万1,400人余りが身を寄せ、うちホテルや旅館などへの2次避難者は4,733人となっております。改めて犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。今回の地震は複数の活断層が連動し、マグニチュード7.6という非常に大きな地震が発生し、能登半島

の北岸では広い範囲で地盤が隆起し、南岸では沈降も見られました。同様に海底でも隆起と沈降があり、津波が発生いたしました。活断層の位置が沿岸部に近かったため、珠洲市では地震発生後の1分後には津波の第1波が押し寄せ、日本海が遠浅という影響もあって広範囲に津波による浸水被害が発生しました。

そこでまず、(1)として、能登半島地震のメカニズムと本市への影響についてですが、今回の地震はプレート内で発生した逆断層型の地震と言われております。当然、本市においても同様の地震が発生する可能性があるわけですが、本市では、令和4年度から実施している地震被害想定調査に対してどのような影響があるのか、最初に伺います。

〇つちや正順副議長 本住危機管理監。

〇本住 敏危機管理監 お答えします。

本市が見直しを進めています地震被害想定調査は、東京湾直下地震、千葉県北西部直下地震、大正型関東地震の実際に発生が危惧されている3つの地震を想定地震として調査を行っております。これらの地震は、プレート内で発生する地震とプレートの境界で発生する地震の両方のタイプとなっており、能登半島地震のプレート内地震もこの想定に含まれていることから、本市の地震被害想定に影響はないものと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 はい、分かりました。プレート内地震は想定しているということでしたので、次に移ります。

今回の地震は、細長く突き出した半島型地震ということであったため、道路の寸断が複数箇所が発生し、救助活動を困難にしました。海岸線の地盤が隆起したことから海からの救助ができないという事態にもなっていました。また、真冬の大変に寒い時期の災害であったため、避難所ではインフルエンザやコロナによる感染被害も見られました。今回の、地震災害は様々な要素が重なった状況下でもありましたが、課題も多く浮き彫りになっています。

その点を踏まえて、全般的な課題を受けての本市の影響について、今後の本市の防災の取組についてどのように反映させていくのか、再度質問させていただきます。

〇つちや正順副議長 本住危機管理監。

〇本住 敏危機管理監 お答えします。

能登半島地震では、地形的な状況による支援の入りにくさなどの問題もありましたが、職員の被災や外部からの派遣職員の活動体制、指定避難所以外の避難所への支援、長引く断水など多くの課題が出ております。災害への備えは実際の災害対応における教訓を生かすことが非常に重要であり、本市でも、阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の教訓を生かし、地域防災計画や各種マニュアルなどを見直ししております。能登半島地震でも、今後あらゆる角度から分析が行われることとなりますので、課題等を精査しながら本市の対策に生かしていく考えでおります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 分かりました。避難所支援の在り方ですとか断水ですね、今回、断水に対する対策。あと様々な教訓を生かして計画やマニュアルに反映させていくということですので、実効性のあるものに早急に進めていただきますよう、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、(2)として帰宅困難者対策について聞いていきます。

13年前の東日本大震災のときに、特に課題の大きかった帰宅困難者の対策です。東京湾北部地震、また首都直下地震が起こった場合には、13年前の比ではないということも明らかであります。都の試算によると、都内

に通勤通学する人も加えた昼間の人口は1,675万人、都の被害想定では最大で453万人が帰宅困難になるとしています。しかし、受入れ体制の問題などで一時滞在施設の確保は進まず、45万人分にとどまっています。都は条例を施行し、企業などに3日間の食料や水を備蓄し、災害時に従業員らを事業所にとどめる帰宅抑制を求めています。帰宅抑制をしないとどうなるのか。道路に人が密集し、群衆雪崩が起きるおそれがあるというふうにされています。特に危険なのは、道幅が狭く逃げ場がない橋や歩道橋とされています。東日本大震災のときとは違い、首都直下地震では、火災や建物の倒壊などで混乱を極める可能性が高く、さらなる負傷者が出ることが予想されます。東日本のときに歩いて帰れたから今回も帰ろうと思ってしまうこと、それ自体が大変に危険であるというふうに指摘されています。

そこで質問します。本市では、東日本大震災以降どのような帰宅困難者対策を行っているのか、現状と課題についてお聞きいたします。

〇つちや正順副議長 本住危機管理監。

〇本住 敏危機管理監 お答えします。

帰宅困難者問題が大きくクローズアップされたのは東日本大震災のときであり、本市でも、鉄道の運行停止や幹線道路の渋滞により、駅周辺や幹線道路沿いを中心に多くの帰宅困難者が発生しました。以降、帰宅困難者対策については内閣府がガイドラインを発表し、県や市も取組を進めてまいりました。また、首都圏では広域的な対応が必要となるため、千葉県を含む九都県市と民間事業者が支援協定を締結しております。

具体的には、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどと帰宅支援に関する協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションを設置し、徒歩帰宅者に対し水道水やトイレの提供のほか、道路交通情報などの発信が行われます。本市でも様々な取組を進めており、最も重要となる一斉帰宅の抑制について、広報紙や市公式ウェブサイトを利用し、むやみに移動を開始しないという基本原則の周知を行っております。また、家族の安全が確認できれば職場等に待機する方も増えることから、災害用伝言ダイヤルなど安否確認の方法についてもお知らせしております。そのほか、駅周辺の混乱防止策として交通機関や警察などの関係者で構成する市川市内駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設置し、緊急連絡体制などへの意見交換をはじめ、通信訓練や一時滞在施設への誘導訓練などを実施しております。さらに、一時滞在施設の確保については、駅周辺の民間事業者など9社と帰宅困難者の支援に関する協定を締結し、協力を依頼しております。このように市でも様々な取組を進めておりますが、帰宅困難者は市民のみならず、通勤通学などで市外から本市へ来られている方や、交通機関などで本市を通過する方なども対象となるため、周知啓発の手法についてはよりよい方法を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 お聞きしました。コンビニ、ファミレス、ガソリンスタンドですね。これは災害時帰宅支援ステーションということで、そういったものをはじめ、駅周辺帰宅困難者等対策協議会での訓練実施と、これは何度かニュースでも取り上げているのを私も拝見させていただいています。

また、中でも一時滞在施設の確保については、民間事業者9社と帰宅困難者の支援に関する協定を締結しているということですが、具体的な支援内容と帰宅困難者用の備蓄状況について再度伺います。

〇つちや正順副議長 本住危機管理監。

〇本住 敏危機管理監 お答えします。

一時滞在施設は、県が指定する現代産業科学館をはじめ文化会館などとなっており、休憩場所の提供のほか、水道水やトイレの提供、道路や鉄道の状況などについての情報提供を行います。帰宅困難者のための備蓄として

は、例えば文化会館では飲料水やクラッカー、毛布などを備蓄しており、そのほか市役所第1庁舎や全日警ホールにも帰宅困難者が立ち寄ることが予想されるため、飲料水などを備蓄しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 いろんな公共施設でそういった準備をしているということが分かりました。しかし、東日本大震災のときと首都直下地震では、状況がまるで違うと思います。本市でも、先ほどの答弁でもありましたが、様々な取組の中で最も重要な一斉帰宅の抑制については、広報やウェブサイトでむやみに移動を開始しないという基本原則の下、周知を行うということでしたが、この点をさらに大きく周知を進めることができないでしょうか。人が動いてしまえば被害が拡大するおそれが高くなると思います。この点ぜひよろしくいたします。

次に移ります。ライフライン被害の対策です。

能登半島地震では、生活に欠かせない水道に甚大な被害が生じました。最大で約11万戸が断水したとされ、1か月、2か月と経過しても、なお地理的条件などが重なり、多くの家庭で断水が続いています。過去の大災害を見ると、阪神・淡路大震災では約130万戸が断水し、期間は約3か月。東日本大震災では約265万戸、期間は約5か月間でした。この間、国では水道施設の耐震化を進めてきましたが、主要水道管のうち想定される最大規模の地震に耐えられる耐震適合率は、全国平均で41.2%にとどまっています。地域差も大きく、7割を超す県がある一方、9県でまだ3割未満、今回の石川県では36.8%でした。今でも法定耐用年数40年を超えている水道管が2割を超えています。さらなる老朽化が進む中で、この点、大変に危機感を持ちます。早急に耐震性を高める必要があると痛切に感じています。

そこで質問します。本市でも地震による液状化被害が想定されていますが、水道管の耐震化対策はどの程度行われているのか伺います。

○つちや正順副議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市でも、東日本大震災のときには塩浜地域などで液状化被害による断水が発生し、給水車による給水活動が行われました。水道管の耐震化について、厚生労働省の資料によると、導水管や排水本管などの基幹水道管の耐震適合率は、令和3年度末時点では全国平均は41.2%で、本県は60.3%となっております。一方、令和4年度末における千葉県が管轄する給水区域全体の耐震適合率は約27%となっております。千葉県企業局では、水道管の改修や管の継ぎ手を耐震性の高いものに入れ替えるなど、効果的、効率的に耐震化を進めるための調査研究を行い、緊急かつ重要な施設から計画的に対応するものとしております。

本市としても、小学校の受水槽や防災公園に設置している耐震性貯水槽など、断水に備えた飲料水の確保に取り組んでおります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 千葉県の主要水道管で60.3と、全国よりは上回っています。ただ、区域の管全体で行くと27%と非常に低い状況が続いています。水道管の耐震化については現状まだ厳しい状況ですが、県の水道局で順次進めており、市としても飲料水の確保に努めているということが分かりました。

次に、ライフライン被害として、特に生活に欠かせないのが電気についてです。基本的には事業者での対応になると思いますが、市としてできる対策について見解を伺います。

○つちや正順副議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

電気は、明かりや家電製品などに必要なだけでなく、設備の稼働など人々の生活に欠かせないものとなっております。電気被害への対応は電気事業者が実施することになりますが、災害などによる大規模な停電が発生した場合、避難生活にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、本市は避難所生活で必要となる明かりや携帯電話などへの充電に利用できるよう、蓄電池とソーラーパネル、また、より容量の大きい発電機なども備蓄しております。さらに、電柱などの倒壊による停電や道路閉塞などを防止することにもつながることから、無電柱化についても推進しているところです。

ライフラインは災害時の避難生活を支える重要な要素であるため、引き続き事業者との連携を進めてまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 避難所で蓄電池、またソーラーパネル発電機を備蓄しているということなので、それは分かりました。特に、この停電の件ですね。近年、千葉県でも大きな災害による停電の被害が出ておりますので、ぜひとも事業者との連携、また情報の伝達も大変大事だと思いますので、日頃からの信頼関係の構築をぜひよろしくお願いいたします。

次に移ります。(4)住宅の耐震化について、街づくり部に聞いてまいります。

今回の能登半島地震では、甚大な家屋被害が発生しました。原因としては、現行の耐震基準を満たさない古い木造家屋が多い地域だったことに加え、極めて強い揺れが長時間続いたこととされています。住宅の安全性を判断する上で確認したいのが耐震基準です。1981年、国によって耐震性の基準が改正され、新耐震基準が導入されました。震度6から7程度でも倒壊しない強さが求められ、阪神・淡路大震災を受けて、さらに2000年に厳格化されました。最大震度7を観測した今回の能登半島地震では、7万5,000棟以上の家屋が被害を受け、1階部分が押し潰された木造住宅が目立ち、公表されている犠牲者の多くは家屋倒壊が死因とされています。また、新耐震基準である1981年から2000年建築の木造住宅でも、今回の震度6強を記録した地域では住宅が全壊するなど、多大な被害が確認されています。近年、断続的に続いていた地震により家屋にダメージが蓄積されていたという指摘もされているところです。専門家の調査では、1981年から2000年に建設された木造住宅のうち、約86%で耐震性が不足し、強い地震で倒壊する可能性があると言われております。

そこで質問します。本市の住宅耐震化について、現状がどうなっているのか気になります。これまでの本市の取組の内容について、現時点での耐震化の状況と課題について伺います。

〇つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

〇小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本市の耐震化への取組は、平成16年度に昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅及び共同住宅の所有者を対象とした耐震診断に関わる補助制度を創設しました。平成20年には建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく市川市耐震改修促進計画を策定し、平成20年度から設計及び改修工事も補助の対象としております。平成30年度には、市の補助金を耐震改修等を行った業者へ直接支払うことで、申請者の初期費用の負担を軽減することができる代理受領制度を導入し、手続の改善を図っております。令和2年度には、国の支援制度の見直しに伴い、戸建て住宅の耐震改修に関わる補助金の限度額及び補助率の引上げを行っております。さらに、令和4年度には過去の大地震で被害が報告されている平成12年以前に建築された、いわゆる平成旧耐震基準の戸建て住宅も補助の対象としています。このように、大きな震災や法律の改正ごとに必要に応じて制度の見直しを図っているところでございます。

本市における耐震化の状況、いわゆる耐震化率は、市川市耐震改修促進計画の令和3年の改定の際に、平成30

年に総務省が実施した住宅・土地統計調査を基に推計値を算出しています。本市の住宅の耐震化率は、戸建て住宅と共同住宅とを合わせて95%であります。しかし、共同住宅と比較して戸建て住宅の耐震化率が低いことが課題と捉えているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 伺いました。耐震診断から始まり、設計、また改修工事、代理受領制度、補助率の引上げ、そして平成旧耐震にも拡大と、随時制度を拡充してきた経緯は分かりました。住宅全体の耐震化率は95%であるということです。課題として挙げられました戸建て住宅の耐震化の促進、中でも能登半島地震では老朽化した高齢者世帯の住宅被害が多く見られました。今後、本市の考え方として、さらなる耐震性向上の取組としてどのようにしていくのか、これについて伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

これまで補助金額の見直しや補助対象の拡大などにより、戸建て住宅の耐震改修実施件数は緩やかではありませんが増加してきています。能登半島地震では、主に高齢者がお住まいの旧耐震基準で建築された住宅が多く被害を受けております。この被害状況を踏まえまして、補助制度を積極的に活用していただけるよう、これまで以上に制度の周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 実施件数は緩やかに伸びているということは分かっています。やはり心配なのは、木造住宅密集地域ですね、延焼火災を含めて対策が必要かと思えます。行徳の旧道沿いなんかにもまだかなりたくさんこういった地域が見られます。ぜひ地域を絞るとか、高齢者に絞るとか、ポイントを絞っていただいて啓発する。また、地域に出ていって説明会をもっと開催するとか、補助件数の増加に努めていただき、さらに耐震化を進めていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、感震ブレーカー設置の普及促進についてです。

総務省消防庁は先月の報道で、元日の能登半島地震の直後から発生した石川県輪島市の輪島朝市周辺の大火災は、屋内の電気配線が地震で傷つきショートするなど、電気に起因した可能性があるとの見方を示しました。火災は住宅など約240棟を焼損し、焼失面積は東京ドームより広い約4万9,000㎡、防火性能が低い古い木造の建物が密集し、急速に燃え広がったと分析しています。電気火災は、阪神大震災や東日本大震災でも火災原因の6割から7割を占めました。首都直下地震が起きると多数の犠牲者が出ると懸念されていて、政府では、揺れを感知して電気を遮断する感震ブレーカーの普及などの対策を今後進めていくというふうにしております。

私は、平成30年9月定例会において、この感震ブレーカーの質問をいたしました。そのときは市としても引き続き普及促進に努めていくというふうにしてはございましたが、なかなか成果が表れないと感じております。感震ブレーカーは、大規模地震発生時にその揺れを感知し、住宅内の電気の供給を自動的に止める器具で、地震発生時の電気による出火の防止に大変効果があるとされています。

そこで伺います。本市として、この感震ブレーカーの設置に対する助成制度はどうなっているのか。また、その実績がどうなっているのか伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

感震ブレーカーには、分電盤タイプやコンセントタイプ、そしてばねの作動や重りの落下などでブレーカーを

切る簡易タイプなど複数のタイプがあります。本市では、平成27年度から分電盤タイプで電気工事が必要となる感震ブレーカーについて、あんしん住宅助成制度の補助対象としています。なお、補助金額は対象工事費の3分の1、限度額は10万円であります。この助成制度の実績は、平成27年度から平成30年度の間で8件、令和2年度が1件の合計9件であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 制度自体は私も認識はしています。しかし、件数が非常に少ないということですね。そもそもあんしん住宅制度の1項目に入っているだけで、大変この補助のところが分かりにくい。さらに、そのあんしん住宅制度はすぐに受け付けが終わってしまうという、そういった課題もあると思います。感震ブレーカーという言葉自体が市民は知らない、また認知されていないということも課題です。結果、感震ブレーカーの普及がまだまだ進んでいない現状です。

市として普及啓発を積極的に展開していく考えがあるのか疑問です。なぜ進んでいかないのかについて、市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

普及が進まない理由としましては、感震ブレーカーの存在そのものが知られていないことや、その必要性を理解されていないことなどが考えられます。今年度、千葉県が実施したアンケートの調査結果においても、感震ブレーカーの装置を知っているかとの問いに対して、知らないとの回答が46.6%とほぼ半数近い結果でありました。そのため、まずは感震ブレーカーそのものを知ってもらう必要があると考えております。

今後は、感震ブレーカーが地震発生時の電気火災の防止策として効果的であることを改めて理解していただくために、関係部署と連携して啓発活動に取り組むとともに、感震ブレーカーの助成制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 伺いました。そもそも街づくり部だけでこれを普及啓発していくというのは、やっぱり無理があるんですよね。いつ来てもおかしくない地震に対して、市全体でしっかりと効果的にやるべきときが来ていると思います。消防ですとか危機管理でやはり制度を設けて、市民にしっかりと周知啓発するべきだと私は思います。

先ほど5年前に同じ質問をしたと言いましたが、そのときも静岡県磐田市や愛知県武豊町の設置補助制度や、高知県の町の無償配付制度を紹介しながら同じようなやり取りをしています。しかし、5年前と状況は全く変わっていないと。今回は、千葉市の例を紹介します。千葉市では感震ブレーカーの市民購入促進のために、販売店を登録する新制度を始めました。千葉市消防局によると、市内には13地区の密集住宅市街地があり、その定義として、1、3分の2以上の建物が木造建て、2、1ha当たりおおむね60戸以上の住宅が密集、3、住宅の半分以上が幅4m未満の道に接しているとのいずれかを満たす地区と定義しています。こうしたエリアでは、地震などによる火災発生時に延焼が拡大するおそれがあり、市は2018年度から13地区のうち、重点地域とされる2地区で計1,256世帯に感震ブレーカーを無償提供しました。市は、他の11地区でも購入費の半分、最大3,000円を補助してきました。しかしながら、2022年時点で、この13地区の設置率はまだ10.3%にとどまっています。一方、市民からは売っている場所が分からないといった声も寄せられ、市は購入しやすい環境を整えることで市民に地震への備えを促そうと考え、販売店の登録制度の運用を決めたということです。登録対象の店舗は、日本消防設備

安全センターが推奨する感震ブレイカー簡易タイプを市内で販売する電気店やホームセンターなどで、登録店には登録証が交付され、市のホームページにも掲載されています。本市も同様のことをやれとは言いませんが、今後は市全体でしっかり考えていただいて、来るべき地震に備えて、しかるべき部署が市民に分かりやすく新たな助成制度を設けて周知啓発をしていくことが求められているのではないのでしょうか。災害に強いまちづくりを推進するためにも、ぜひこの感震ブレイカー普及のための新たな制度設計を要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、自治会活動のデジタル化推進についてです。

地域の支え合いの基盤となる自治会では、住民の加入率の低下や役員のなり手不足など、課題に直面しています。高齢化や近所付き合いの希薄化に加え、回覧板の受渡しの手間などといった自治会活動の負担の重さが背景にあるとされています。こうした負担軽減に向けて、公明党が後押しをして、総務省は今年度から自治会のデジタル化を応援するモデル事業を進めています。同事業に参加した愛知県名古屋市の自治会では、電子回覧板の機能が大変好評を得ているとのこと。自治会活動のデジタル化は、役員、会員の負担軽減や、特に若い世代に対して活動に参加しやすい環境づくりに大変有効な手段と考えます。

質問として、まず、本市の現状をお聞きいたします。

〇つちや正順副議長 若菜市民部次長。

〇若菜克彦市民部次長 お答えいたします。

今年度、総務省が行った自治会のデジタル化に向けたモデル事業には、全国10市町村の約50自治会、町内会が参加し、千葉県内では千葉市と流山市が参加いたしました。このモデル事業では、電子回覧板などの機能を持つ地域交流アプリケーション——以下、アプリと発言いたします——を実際に自治会が活用し、夏祭りなどのイベントの情報共有や、美化活動などの声かけ、防災訓練での安否確認などを実施し、その効果を検証するものがございます。本市でも同じアプリを活用し、イベント情報の発信やアンケートを行っている自治会もございます。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 分かりました。石川県金沢市では、地域コミュニティーで結ネットというデジタル化を進め、電子回覧板を推進しています。自治会イベントの情報発信、行事の参加確認、行政の情報発信など活用されております。特に、災害時の安否確認機能が市民に安心感を与えています。

再質問です。答弁では、総務省が行ったモデル事業に千葉市と流山市が参加したとのことですが、両市の評価や検証の状況について把握しているのかどうか。また、本市の一部の自治会では電子回覧板を導入しているとのことだが、市として取組がどうなっているのかについて伺います。

〇つちや正順副議長 若菜市民部次長。

〇若菜克彦市民部次長 お答えいたします。

初めに、千葉市と流山市の状況ですが、総務省が行ったモデル事業へは、千葉市が5自治会、流山市は4自治会参加いたしました。両市とも、これら自治会へのアンケートや聞き取りによる調査を行っている段階で、実験評価まではもう少し時間がかかる見込みでございます。

続きまして、本市の自治会に関するデジタル化の取組状況でございますが、市内全ての自治会を統括する市川市自治会連合協議会のウェブサイトの管理運営を行っております。このウェブサイトは、自治会の役割や重要性の解説のほか、自治会が開催するイベント情報の発信などを行うものがございます。市からのお知らせもこのウェブサイトに掲載し、常時閲覧できるようにしております。また、地域交流アプリを導入している自治会では、このウェブサイトへのリンクを貼り、会員への回覧としても活用している状況でございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 大体状況は分かりました。ただ、まだまだ展開できていないと、一部での利活用ということで、市がもう少し関わって広げていってもらいたいというふうに思います。国の研究会によると、自治会等のデジタル化について、市町村は災害時における安否確認において有効であるとしつつ、住民の多くが操作に不慣れなことが課題とし、デジタル化により電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用が進められる中、デジタル講習会を実施している例もあるとされています。

そこで、本市では新年度、高齢者を対象にしたスマートフォン購入費用の一部助成や操作方法などを学べるデジタル活用講座の開催を開始いたします。デジタルの恩恵を住民一人一人が享受できるようにするための施策であり、市としてもデジタル化を推進していくと思いますが、自治会活動におけるデジタル化について、市として今後の方針をどのように考えているのか、この点伺います。

○つちや正順副議長 若菜市民部次長。

○若菜克彦市民部次長 お答えいたします。

自治会活動を電子回覧板やオンライン会議、自治会費のオンライン決済などのようにデジタル化することで、地域活動に時間が取りづらい現役世代の加入が期待できることから、本市でもデジタル化を前向きに進めている自治会もございます。一方で、対面で回覧板を渡したり会費を集金したりすることは、コミュニケーションの円滑化や高齢者の見守りにつながるといった側面があり、自治会活動のデジタル化に積極的でない自治会もございます。このように、自治会活動のデジタル化については各自治会で温度差がありますが、国の実証実験や先進自治体の事例を研究しながら、デジタル化を前向きに検討している自治会を支援することで、成功事例を多く積み重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 状況は非常によく分かります。デジタル化をやるかやらないかという2分ではなく、従来のやり方をうまく継承しながら、顔の見える関係を維持しながら、プラスアルファとしてデジタル化の推進があるというふうに私は思っています。少なくとも、近い将来自治会を若い方たちにバトンタッチしていくわけですから、今から少しずつでも進めていくことが大事かというふうに思います。

また、先ほど金沢市の結ネットでは、見守り支援として、見守り電球と連動して高齢者を地域で見守る、そういった環境を構築しているということも報告されています。

再質問ですが、先ほどの答弁でもデジタル化を積極的に進めている自治会の成功事例が多く積み重ねられるよう支援するというふうに言われておりましたが、具体的にどのように支援をするのか伺います。

○つちや正順副議長 若菜市民部次長。

○若菜克彦市民部次長 お答えいたします。

令和3年度に共通のイベントを開催していた4つの自治会が、情報の共有化を図ることを目的としたシステムづくりを研究するために集まったことを発端とし、デジタル化推進に向けた研究会を発足いたしました。それ以降、定期的に意見交換や勉強会などを開催しており、現在はデジタル化に関心がある13の自治会が参加しております。令和4年度からこの研究会に本市も参加し、事務局を担っているところでございます。引き続き、この研究会の活動を支援することで、自治会活動のデジタル化が円滑に進むよう後押しをしてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 本市が積極的に関わっているということは理解をいたしました。しかし、まだまだ自治会の数から言えば少ないかなと。うまく水平展開をしていってほしいなというふうにも思います。デジタル化としての底上げ、あと一步の拡大が必要かと思えます。

岡山市では、市議会公明党が事業を推進し、町内会の活動をインターネット上でサポートする電子町内会と呼ばれる事業を2001年度から行っています。市から専用のサーバーとシステムの提供を受けた町内会が、それぞれ独自のホームページを開設。日頃の活動内容を発信したり、電子掲示板サービスで会員らが交流をしています。現在100町会が参加していて、2016年からは希望する会員に対し、市の住民向け資料をメールでまとめて配信するシステムを導入していて、役員から好評を得ています。また、先ほど来紹介していますように、防災という観点からも大変に重要であるというふうに考えています。

冒頭に紹介したアプリには、住民の安否を確認する機能もついていて、採用している自治会では、この機能を活用したオンライン防災訓練を行う予定というところもあるそうです。様々に今後展開できるこの自治会活動のデジタル化の推進について、他市の事例などを参考にしてさらに研究していただき、現場の各自治会に積極的に情報を発信していただき、前へ進めていくよう重ねてお願いをしまして、次に移りたいと思います。

最後に、びあばーく妙典のこども施設についての質問です。

プレオープンを経て、本格的な公園として既に多くの市民に利用され、地域の方に親しまれているびあばーくについてです。現在は、最後の施設となるこども施設が建設工事中です。先日、行徳少年野球連盟春季大会の開会式が行われました。市長にも出席していただきまして、建設中のこども施設のアピールをしていただきました。市民の皆様の中には、具体的な施設の概要や機能、特徴についてよく分からないという方もおられることから、まず、工事の進捗状況、そして整備の内容や特徴、今後のスケジュールについて伺います。

○つちや正順副議長 鷲沼こども部長。

○鷲沼 隆こども部長 お答えいたします。

びあばーく妙典は、地域の特性を踏まえ、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、国際性豊かで多世代が交流できる地域コミュニティ拠点の形成を目的に整備を進めてまいりました。令和4年3月の少年野球場プレオープンを皮切りに、同年4月に保育園と児童発達支援センターが開園、同年11月にインクルーシブ遊具のある広場が供用を開始し、昨年7月にバーベキュー広場及びカフェがオープンしております。このびあばーく妙典の整備において最後に完成を予定しているこども施設は、令和3年度にプロポーザル方式により設計事業者を選定し、基本設計及び実施設計を実施いたしました。令和4年度からは建築工事に着手し、現在は建物の基礎工事を終え、鉄骨工事を行っております。基礎工事の掘削時に地中障害物が発生したことにより、工期に若干の遅れが生じておりますが、令和6年度末の供用開始に影響を及ぼさないよう工事を進めているところでございます。整備内容としましては、建築面積は約1,500㎡、延べ床面積は約2,000㎡の鉄骨造地上2階建てとしております。内部には、天候に左右されず体を動かすことのできる屋内ネット遊具や体育館、楽器の演奏ができる音楽スペース、工具を使って自由に工作などができるものづくりスペース、勉強や読書ができる自習スペース、ボードゲームや友人とおしゃべりなどを楽しめる交流スペース、こども食堂なども開催できるキッチン、乳幼児スペースやカフェなどを設け、さらに壁面に本棚を設置し、1万冊以上の図書を配架する予定でございます。工事が完了した後は、備品の設置などの開館準備を行うとともに、市制施行90周年記念事業の一つとして、開館に合わせた楽しいイベントの実施なども計画をしております。開館後につきましては、あらゆる子どもの居場所となるよう相談や遊びの指導ができる知識や経験のある職員を配置するとともに、子どもが様々な体験を楽しめるイベントを定期的開催してまいります。また、施設を利用する子どもや子育て支援団体の意見も伺いながら、子育て支援拠点としてさらに充実した施設となるよう運営してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 伺いました。すごい中身ですね、1万冊の図書に遊具、体育館、楽器、工作、読書、ゲーム。あと、子ども食堂のキッチン、乳幼児もオーケーで、カフェがあるということです。このコンセプトがまたいいと思います。子どもたちの可能性を広げ、健やかな成長を支える施設。そして、国際性豊かで多様な文化と多世代が集える地域交流拠点、そして、あらゆる子どもの居場所というコンセプトであります。オープンまであと1年余りですね。様々な特徴のある施設であることも理解できました。

そこで、大分前の話ですが、以前から市有地としていたこの場所です。元々障がい者施設で予定をされておりました。また、地元の希望では高齢者施設をつくってほしいという話も出ていました。この地域、元々市民が集まれる公共の施設が近くになくて、住民説明会等がある場合にはマンションの集会室をお借りしていたという経緯もあります。開発が始まるに当たり、自治会などからも集会が可能で地域の方がいつでも自由に利用できる機能も備えてほしいとの要望がありました。

そこで次の質問ですが、本子ども施設において、地域の高齢者や自治会などの利用について、どのように考えているのか伺います。

〇つちや正順副議長 鷺沼子ども部長。

〇鷺沼 隆子ども部長 お答えいたします。

子ども施設は、子どもを中心に人々が交流できる地域コミュニティの拠点を目指しており、子どもとその保護者のみに利用を限らず、大人だけでも利用できる施設とする予定でございます。地域の皆様に自由に利用していただける施設として、例えば、公園利用者や地域の高齢者が気軽に立ち寄り、施設内の本を読んだり、カフェで購入した飲み物や軽食を施設内で楽しんだりできるような場所とする計画としております。また、子どもの利用が少ない時間帯には、地域の皆様にスペースを貸し出すことも予定しておりますので、自治会の会合などにも利用していただけるものと考えております。さらに、ものづくりスペースや音楽スペースは、地域の方々に趣味の活動場所などに使っていただくことも想定しております。そこで習得した技術や成果を、地域の高齢者が子どもたちに教えたり披露するなどできれば、生きがいつくりや世代間交流につながるものと期待しております。あわせて、自治会が行うコミュニティ活動や行事にこの施設を使っていれば、子育て中の若い世代が自治会活動に関心を抱き、参加するきっかけになる可能性なども考えられますことから、地域交流を深める場所として活用できるよう引き続き検討してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 西村議員。

〇西村 敦議員 伺いました。大人も全然オーケーだということです。地域の方に、広くは市民の方に開放して自由に使っていただき、自治会等の行事や活動にも使ってもらおうという確認ができました。大変にありがとうございます。これはこれで楽しみにしています。

となると、市長も先日気になさっておりましたが、ネーミングの問題があると思うんですよね。今考えているぴあばーく妙典子ども施設という名前で行くと、やっぱり高齢者の方にとってはちょっとやっぱり抵抗があると思うんですよね。だから、そこをもうちょっと自由な、誰でもというようなイメージで、未来に夢が膨らむような名前をぜひちょっとつけていただきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。コンセプトに、多世代が集える地域交流拠点というのがありました。ぜひ夢がある名前をよろしくお願ひいたします。

次に移ります。N e a r l y Z E Bについてです。

私も当初、話題にならなかったこともありますし、あまり気にもしていなかったのですが、今回の施設が建物で消費されるエネルギーの実質ゼロを目指した施設、Nearl y Z E Bを達成すると報道で接しまして、今回取り上げました。

そこで、実際どのような取組を行う施設なのか、具体的にお聞きいたします。

○つちや正順副議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

Z E Bとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略で、1次エネルギー消費量を基準量から50%以上削減するとともに、残りのエネルギーを太陽光発電などで行うことで、年間の1次エネルギー消費量の収支を正味ゼロとすることを目指した建築物のことです。このZ E Bを3段階に区分した中間がNearl y Z E Bで、年間の1次エネルギー消費量を25%以下まで抑えることが条件とされています。ぴあばーく妙典こども施設は、本市が進めるカーボンニュートラル実現に資するものとして、Nearl y Z E Bを達成するように設計されており、この認証を受けるのは市内の公共施設では初めてとなります。

その具体的な取組内容としては、冷暖房の必要量を抑えるために、外壁や屋根の断熱性を高め、窓には太陽熱の侵入を防ぐ効果のあるガラスを採用し、換気によって熱を逃がさない、全熱交換型換気扇を設置しております。また、効率の高い冷暖房機器や、消費電力の少ないLED照明を採用することで、エネルギーの消費量を抑えております。さらに、エネルギーをつくる取組として、太陽光発電のためのパネルを屋根に約300枚設置し、年間約10万kw/hを発電する計画でございます。加えて、駐車場には電気自動車の普及促進のための充電設備を設置することも計画しております。こうした環境に配慮した設備を、施設を利用する子どもたちが直接体験することで環境学習にも役立つものと期待をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 西村議員。

○西村 敦議員 具体的な取組と施設の概要、特徴についてお伺いをいたしました。今の時代、また市川市の重要なテーマとぴったり合致していますよね。非常にいいと思います。このZ E Bに向けての取組、もっと市内外にアピールしてもいいのではないのでしょうか。そうすれば、ぴあばーくこども施設のことも話題になりますし、市民への反響も大きくなると思います。そして、認知度も高まると思います。

また、同じくZ E B R e a d yを目指しているのが建設中の仮称八幡市民複合施設とのことですので、ぜひセットでの周知とPRを強く発信していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

---

午後3時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。通告に従いまして、初回から一問一答で一般質問をさせていただきます。

1つ目の大項目、子育て支援について。

(1)伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について伺います。

少子化対策は、先送りが許されない待ったなしの課題であります。公明党は、子育て応援トータルプランを掲げ、政府が昨年末に決定したこども未来戦略に反映をし、今後、3年間で集中的に取り組む少子化対策の加速化プランが始まります。それにより、公明党で求めてきた結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまでのライフステージを通じた子育てに関する経済支援などが強化されてきます。国は、伴走型相談支援と経済的支援の一体的な事業を令和4年度から実施することになりました。伴走型相談支援については、従来からの支援が手薄とされる出産前後と、ゼロから2歳児にも焦点を当てた施策で、より充実した支援となることが期待されますが、本市での実施状況について現状を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

国が令和4年12月に妊娠から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につないでいく伴走型相談支援と、妊娠、出産した方に対する経済的支援を一体的に実施する制度を創設したことに伴い、本市においても令和5年3月より事業を開始しております。まず、本市の伴走型相談支援は、従来行ってきた母子健康手帳交付時と、出産後の3か月未満乳児の家庭訪問時に実施する面談及び保健指導を伴走型相談支援に位置づけ、実施いたしております。また、新たに妊娠8か月頃に現在の妊婦の受診状況や家庭の状況についてお答えいただくアンケートを実施し、支援が必要な方を継続的にフォローすることといたしました。

次に、経済的支援につきましては、母子健康手帳交付時及び3か月未満乳児の家庭訪問時に面談を受けた方に対し、それぞれ5万円を支援する出産・子育て応援給付金の支給を行っております。この出産・子育て応援給付金の申請方法については、基本的に面談時に全員の方に直接御案内しております。支給実績につきましては、本年2月時点において、令和4年4月1日から令和5年3月8日に妊娠した方については、対象者5,767人に対して5,399人に支給しており、支給率は93.6%、出産した方については、対象者3,855人に対して3,350人に支給しており、支給率は86.9%となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 本市では、従来から行ってきた家庭訪問時の面談と保健指導を伴走型相談支援に位置づけ、新たに妊娠8か月頃行うアンケートで、支援の必要な方への継続的なフォローが行われていることを確認いたしました。経済支援においては、面談時に申請方法を直接案内し、妊娠した方へは93.6%の支給率、出産した方へは86.9%の現金支給が行われ、受給しない方がいることも理解はいたしました。妊娠期から出産、子育てまでの全ての妊産婦に対する切れ目のない、きめ細やかな支援に取り組まれていること、確認をさせていただきました。

それでは、(2)の孤立した育児をなくす取組に移ります。

核家族化の進展で親族の協力が得られず、近所との付き合いもない中、悩みを打ち明けられずに孤独を感じながら子育てをする状態では、親のみならず、子どもにもよくない影響を与えてしまいます。孤立した育児をなくすために、本市ではどのような取組をされているのか。妊娠、出産、乳幼児期の子育て期に応じた取組について、まずは妊娠期から伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

妊娠期の取組につきましては、母子健康手帳を交付する際に、保健師や助産師が困り事や心配事を伺うアンケートを実施しながら、妊婦の不安などが解消できるよう妊婦面談を行っております。妊娠8か月ごろに回答いた



だくアンケートの内容は、出産後の家族からのサポート体制、出産に向けて気になることや、面談希望の有無などとなっており、必要に応じて保健師が面談を行っております。この妊婦面談及び8か月アンケートの結果により、出産まで継続して支援が必要であると認められた妊婦に対しましては、地区を担当する保健師が関係各課や関係機関等と連携し、継続的なフォローを行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 母子健康手帳を交付する際に、保健師や助産婦による妊婦面談が全ての妊婦に対して行われており、また、困り事や心配事をアンケートで伺いながら、不安の解消に努められており、また、出産まで継続して支援が必要な妊婦へは、地区を担当する保健師が継続的フォローを行っているとのことでした。

続けて、出産後の取組について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

出産後の取組につきましては、まず、保護者の方から近況をお知らせいただくため、乳児の出生体重、母親の体調、現在心配なことや家族の協力状況などについて、母子健康手帳とともにお渡ししているはがき形式の出生連絡票で回答していただきます。市は、回答内容により訪問等の時期を決め、保健師や助産師が各家庭を訪問いたします。出生日から2か月を過ぎても回答がない場合は、生後4か月になる前までに地区を担当する保健師が各家庭に出向き、乳児と保護者の状況を確認しており、基本的に全ての家庭を訪問することとしております。この出産後における全戸訪問の結果、支援が必要と認められた場合におきましては、地区担当の保健師が関係機関と連携し、各家庭に必要な支援を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 出産後に市へ郵送することになっている出生連絡票の内容を基に、新生児1、2か月時訪問を保健師、助産師が行い、提出がされない場合、生後4か月になる前までに地区担当の保健師が出向いて状況を確認しているとのこと、手厚い支援体制を確認することもできました。

最後に、幼児期における取組を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

幼児期につきましては、1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査のときに子どもや保護者の状況を把握しております。受診していない3歳児の保護者に対しては受診を勧奨するはがきを郵送しており、来年度からは受診していない1歳6か月児の保護者に対してもはがきを郵送し、受診勧奨の強化を図ってまいります。また、受診勧奨しても受診されない場合は、地区を担当する保健師が家庭を訪問して状況を確認しておりますが、訪問により面会できない場合は、保育園や幼稚園の入園状況や予防接種履歴などを調査することで、行政等との関わりを有しているか確認しております。これらの確認により、必要に応じて関係課や関係機関等と連携し対応していくことで、孤立した育児の状態にある親子をなくすことができると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 幼児期では1歳6か月児と3歳児の健康診査で未受診者へは勧奨のはがきを送付し、それでも未受診の場合は保健師による訪問を行い、それでも面会できない場合は状況調査をした上で関係機関等と連携して継続的な支援を行っているということで、きめ細かい対応、また切れ目ない支援に敬意を表したいと思いま

す。

初めての妊娠には特に不安を抱き、出産後には心身の不調や育児不安などを抱える方もおります。保健師や助産師による面談で早期に把握をし、同じスタッフが継続対応することで精神的に不安定になりがちな産後の母親への支援が手厚くなってまいります。子育ての悩みや不安を話せる方がいることで心を軽くする存在ですので、切れ目ない支援をされる保健師や助産師の業務超過とならないような働き方、働きやすい環境が整備をされ、手厚い人員体制となるようしっかりとした予算の確保も体制整備としてお願いをしたいと思います。

これまでの答弁で、支援が認められた場合は関係課と連携して継続的なフォローを行っているとなりましたが、こども部での対応状況を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保健師の面談や訪問での支援の必要性が認められた妊婦や子ども・子育て家庭につきましては、18歳未満の子どもと子育て家庭の相談に応じるとともに、児童虐待の防止や対策を行う窓口として、こども家庭支援課が設置している子ども家庭総合支援拠点に引き継がれ、児童福祉の担当が母子保健担当と連携しながら支援を行っております。同拠点においては、保健師が面談や訪問で得た情報を共有しながら、保護者の気持ちに寄り添って、子どもへの接し方を助言したり、子どもが在籍する保育園や学校に調査や見守り協力の連絡をしております。また、養育困難や児童虐待が心配される深刻なケースにつきましては、児童相談所に指導助言や一時保護の依頼をいたします。さらに、子どもや家庭への直接的な支援として、家事、育児に負担を感じる家庭にヘルパーを派遣したり、子育ての手伝いを行うファミリー・サポート・センターを紹介したり、保護者の休息や親子の分離が必要な家庭には、保育園の一時保育や子どもを児童福祉施設へ一時的に預けるこどもショートステイを案内するなど、様々な子育て支援メニューの中から適切なサービスが受けられるようコーディネートをしております。また、育児困難の背景には、親子の病気や健康、家庭の経済問題など様々な要因があることから、福祉サービスや経済的支援についての案内や、申請の手助けなども行っております。なお、新年度からはこうした相談支援事業を母子保健事業と統合してこども家庭センターを設置することで、育児の孤立や不安の軽減に一層努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 親子には保健、医療、福祉、教育等の様々な関係機関が関わっており、部署を横断して連携しながら支援を行っている現状も分かりました。新年度にはこども家庭センターの新設で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体化した相談支援により、育児の孤立や不安の軽減が期待されますので、これからは安心して子育てができる支援の充実に向けた取組をぜひお願いをいたします。

では、続いて(3)待機児童ゼロの継続及び保育の質の向上のための取組についてです。

令和3年度より待機児童ゼロが継続されている中、間もなく新年度の状況も分かってくると思います。私の住む北東部でも宅地開発が進んでおり、保育整備はまだ必要と感じておりますが、受皿となる保育の量と合わせて、保育人材の確保や安全対策の強化など、保育の質の向上が欠かせないと考えます。国では、保育の質向上に向け、実情に合わせた経過措置期間の下、職員の配置基準の見直しが実施されてきます。

本市では、どこに焦点を当てて具体的に実施しようとしているのかを伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市では、令和3年度から待機児童ゼロを継続しておりますが、宅地開発による局所的な人口増加により保育

需要が増加している地域がございます。引き続き地域ごとの未就学児童数の推移や、保育施設利用希望者の状況などを注視しながら、必要な場所に必要量の保育施設整備を行い、待機児童ゼロを継続していくよう努めてまいります。なお、現在、4月開設に向け、南大野、中国分、市川駅周辺の3か所に新たな保育施設の整備を、また、来年4月開設に向け、柏井地域に新たな保育施設の整備を進めているところでございます。

次に、保育の質の向上についてでございます。保育の質については様々な側面がありますが、現在本市が重視している取組は、不適切保育の防止や事故防止、安全対策等の項目でございます。こうした取組の実施状況を確認するため、市内全ての認可保育所や小規模保育事業所などを対象に、毎年1回、本市の職員が直接各施設を訪問し、実地指導を行っており、今年度は1月末現在で178か所の実地指導を実施したところでございます。さらにこのほかの取組として、新たに開設する保育施設に対しては、公立保育園の園長を経験した職員で編成する支援チームを派遣して、開設前から約1年間にわたって各施設6回程度の巡回訪問支援を実施しているほか、施設長が交代した施設に対しての訪問支援や相談対応などにより、保育の質の確保に努めております。

また、保育を担う保育士の育成に向けた研修についても、本市が主催して積極的に取り組んでおります。主な内容といたしましては、保育分野では、就学に備えた小学校との連携をテーマにした研修や、障がい児保育の研修を、保健・衛生・健康分野では、食育や医療的ケア児に関する研修を、安全・危機管理分野では園児を守ることをテーマにした危機管理研修や不適切保育に関する研修を行っており、各施設の施設長に向けては職員育成、資質向上についての研修を実施しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、安心して預けられる体制整備は未来の宝である子どもたちを守るためにも大事な取組かと思えます。各種研修の実施でレベルアップを図られていることは大いに評価をいたしますが、研修等で多くの時間が割かれないう配慮をしていただきつつ、保育士が子どもと向き合える時間をつくってあげる環境づくりが強化されるような取組もお願いをしたいと思います。

ところで、小規模保育園は原則ゼロから2歳の子どもの預かる施設のために、転園しなければなりません。小規模保育園から保育施設へ進級する場合の連携が現状スムーズに行われているのかについて伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

小規模保育事業所卒園児の進級先は3つあります。1つ目は、希望すれば必ず入園できる連携施設への進級、2つ目は連携施設以外の保育施設への進級、3つ目は、連携施設以外の預かり保育を実施している幼稚園への進級となります。児童の保護者が連携施設以外の保育施設へ進級を希望する場合、4月以降に入所を希望する施設の申込書を市に提出していただき、利用調整を行うこととなりますが、一般の方に先立って利用調整を行うため、内定しやすい状況となっております。また、申込みの内容を確認して、受入れのない施設のみ希望している場合や、他の児童の申込み状況から内定が厳しいと判断できる場合は、市から保護者に連絡し、希望園を増やしていただくなど、個別の案内を行っております。この結果、昨年度の利用調整では、小規模保育事業所の卒園児は希望された方全員が保育施設へ進級できている状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 では、今後地域によっては定員まで埋まらない保育園が出てくることが予測されますがその対策について伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、本市における保育施設への申込者数は増加している一方で、未就学児童数は減少を続けておりますことから、今後地域によっては定員まで埋まらない保育施設が増えてくるものと想定されます。このような状況に対応していくためには、保育需要と保育施設における定員のバランスについて、地域ごとの均衡を保っていくことが必要となります。具体的な対応策としましては、まず、公立保育園における定員の調整や施設数の適正化を図っていくことなどが挙げられます。なお、これらの対応策につきましては、時期を見極めつつ進めていくことが重要でありますことから、地域ごとの保育需要の変動に注視しながら適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 では、地域ごとの均衡を保ち、施設数の適正化を図っていくとのことですが、これまで整備拡大してきた保育施設をどう維持管理していくのが課題となりますが、保育士と保育の質の向上も大事なポイントかと思っておりますので、今後の対策を注視しながら見守ってまいりたいと思っております。

では、次の項目、八幡分庁舎建て替えに関する質問に移ります。

令和5年6月下旬から令和6年12月までの工期で着々と整備が進められていると思っておりますが、来年2月に開館予定となった仮称八幡市民複合施設の工事の進捗状況と、来場者の駐輪場また駐車場の整備内容について伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

仮称市川市八幡市民複合施設の建設工事につきましては、令和5年8月に着工し、既にくい工事及び基礎工事を完了しており、現在は1階部分の壁並びに2階の床のコンクリート工事を実施中で、令和7年2月の開館に向け、予定どおりの工程で進めております。駐輪場につきましては、旧中央公民館用の5台分及び旧八幡親子つどいの広場用の5台分から、建物北側の通路に面したスペースに120台分、建物南側の児童遊園地に面したスペースに13台分の合計23台分を確保いたします。駐車場は無人で管理できる機械式駐車場を予定しており、関係条例に基づき、障がい者などに御利用いただく駐車区画1台分を含めた7台分を確保したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。駐輪場においては23台分、また駐車場においては7台分を確保したいと考えておりますということでした。今後、子ども乗せ自転車の利用者も増えると見込まれますので、開館後の状況次第では駐輪できる場所の確保も必要と考えますので、柔軟な今後の運用をお願いしたいと思います。

それでは、八幡地域には公園が少なく、また、保育園児等の幼児の遊び場になってまいりますが、児童遊園地にはどのような遊具が設置されてくるのか伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

児童遊園地には、複数の子どもが同時に楽しめる滑り台のほか、ブランコや砂場などを配置いたします。また、小さな滑り台や砂場を配置した幼児用広場を新たに設け、利用者の安全に配慮するとともに、大人の方も御利用いただける健康遊具を配置するなど、従来の施設に比べ遊具を充実させることで、様々な世代に御利用いただける施設といたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 インクルーシブ遊具が設置されないことは非常に残念ではありますが、以前より遊具が充実をされ、また健康遊具も配置されるとのことで承知をいたしました。

では、次に(2)開設後の運営方法及び予約等の市民の利用方法について、それぞれ伺ってまいります。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

当該施設は、利用者の意見を適宜施設運営に反映させるため直営とすることとしており、既に本年度から若手職員で構成する活用検討プロジェクトを設置するなど準備を進めております。予約方法につきましては、旧中央公民館と同じ公共施設予約システムを使用することで、スムーズな移行に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 施設運営は直営とすることと承知をいたしました。また、システムを利用した予約には事前の利用者登録が必要となるかと思っておりますので、登録者のためにも早めの周知をお願いしたいと思います。

では、次に(3)子ども・子育て支援となる具体的機能について伺ってまいります。

本施設の開設により、子育て支援に対してどのような機能を備えてくるのかお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

仮称市川市八幡市民複合施設では、かつて八幡分庁舎の1階にあり、現在は建て替えのためアクス本八幡2階に移転しております八幡親子つどいの広場を再移転し、施設や備品を新たに実施いたします。親子つどいの広場では、主にゼロ歳から3歳の親子や妊婦を対象として、気軽に集い、交流する場を設け、地域の子育て情報の提供や、子育てに関する講習会などを実施しております。さらに、子育て相談や援助を行っており、育児の不安や孤立の解消を目指しております。本事業を新たな複合施設に開設するに当たりましては、低年齢の親子の利用が比較的多い現状を鑑み、はいはいする乳幼児が安全に遊べるよう、ゼロ歳から1歳児のためのコーナーを区切るほか、相談に使用できる話しやすい個室を設けるなど、子育て親子のニーズに細やかに対応した環境を整備いたします。また、複合施設であることの強みを生かし、子どもや子育て世帯を地域で見守り支援できるよう、多世代交流を促すイベントの開催などを検討しております。

さらに、新たな機能として、親子つどいの広場の事業終了時間後のスペースを活用して、中学生及び高校生の新たな居場所づくりに取り組むことを計画しております。施設の設計時に実施いたしました市民参加によるワークショップでは、中学生や高校生から安心してゆったりと過ごせる場所を望む声が多かったことから、中高生が自由に過ごせる居心地のよい場所となるよう、備品の配置などを工夫して整備する予定であります。また、思春期に当たる中高生の見守りや相談支援の実施についても今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 八幡親子つどいの広場を移転し、乳幼児の子育て中の親子が気軽に集い、相互交流がされ、子育ての不安、悩みなどを相談できる個室も設けられるということで、またさらには多世代交流のイベント開催も検討されていると。また、中高生の新たな居場所づくりに取り組み、相談支援の実施も今後検討していくということで理解をいたしました。来年2月の開館を待ち遠しく思いますが、新年度に新たな開業準備担当室の下、具体的に準備が進められてくることと思っておりますが、乳幼児の一時預かり機能が配置されることで保護者の負担軽減に役立ちますので、例えば週末、また土曜、休日でも構わないと思っておりますが、そのような設置検討もしていただくことも要望させていただきまして、次に移りたいと思っております。

では、次の大項目、本市の北東部地域のスポーツ施設整備についてです。

本市では、平成26年度に市川市北東部スポーツタウン基本構想が制定をされ、平成29年度には、テニスコート12面を備えるJ：COM北市川スポーツパークの供用が開始をされました。新年度には、本施設の隣接地にバスケットコートとスケートパークが整備されてまいります。基本構想にはそのような整備計画が入っていなかったかと思えます。この整備を行うこととなった経緯について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

市川市北東部スポーツタウン基本構想において、J：COM北市川スポーツパークの計画区域としていた土地の一部について、地権者の方との協議が整い借受けが可能となったことから、整備の内容について検討を進めてまいりました。当初、当該敷地につきましては、広場の一部として整備を予定しておりましたが、近年、ストリートバスケットボールやスケートボードなどのいわゆるアーバンスポーツは、オリンピックやワールドカップなどの影響もあって注目が集まっていることや、市の北部地域にもこれらの施設の整備を望む地域住民の声も多く届いておりますことから、このたびのバスケットボールコート及びスケートパークとして整備を行うに至ったところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。地権者からの借受けで整備するとのことで、我々公明党としても、北部にストリートスポーツパークの整備を長年予算要望していただいただけに大変うれしく思います。

施設整備の具体的な内容と、今後のスケジュールについて再質問をいたします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 J：COM北市川スポーツパーク隣接地に、屋外バスケットボールコート1面と、約700㎡のスケートパークを整備する予定です。バスケットボールコートとスケートパークともに、塩浜第2公園や他の自治体の仕様などを参考にしつつ、利用者の満足度の高い施設を目指し整備を進めてまいります。なお、スケートパークにつきましては、様々なニーズに対応できるよう、ランプやフラットレールのようなスケートボード用の備品は設置せず、フルフラットにする予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年の秋頃に着工し、年度内での完成、供用開始を目指し進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 本年秋頃から工事着手をして年度内の完成とのことでした。スケートパークは、周辺に配慮して騒音低減の舗装は最低限必要だと思いますし、また、フルフラットにするとのことですが、置き型の常設は難しいかもしれませんが、移動式セクションという、その設置も今後必要かと思しますので、設置検討も要望とさせていただきます。

また、今年はパリオリンピックが開催されてまいります。バスケットボールは男女とも出場が決定をされ、バスケット人気も高まっております。本市では、千葉ジェッツ船橋とブースタウン協定が締結をされているとともに、また、フリースタイルスケートボードのヨーロッパ大会に優勝した選手も市川市にいますので、ぜひ来年の年度内ということですので、オープニングイベント等で招くなどしていただいて、開設の周知も図ってもらえればなと思っております。

それでは次に、市民プールの維持管理と再整備計画の策定について伺ってまいります。

市民プールは、開設から42年の経過となり老朽化が激しい状態で、目安としている耐用年数35年は大幅に超過をしております。令和元年5月にマーケットサウンディング調査が行われ、令和5年8月には市川市北東部スポーツタウン基本構想の改定版が制定されました。再三この質問は私も議場でさせていただいておりますが、直近では令和4年6月定例会において、基本構想の見直し後は具体的な検討を進めるとの答弁がありました。そのような答弁がありましたが、再整備の計画策定が全く見えてきません。事故が起きたり、また不具合があっては元もありませんので、再整備完了までの維持管理はどのように計画をされており、再整備計画策定に向けた進捗はどのようにになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

昭和57年に開設した市民プールについては、一部既に耐用年数を迎えているものの、機器類の入れ替えや老朽箇所などに対する修繕を行った上で開場しております。修繕箇所は、開場前の点検により必要箇所を判断しているほか、主要な設備については中期的な見通しの下、優先順位を考慮しながら計画的に改修をしております。今年度につきましては、50mプールの排水バルブ交換修繕のほか、プールサイド床の塗装修繕を行いました。次年度以降は、必要な箇所のプールサイド床の塗装修繕を行うほか、流れるプールの気流ポンプ、幼児シャワー、排水管などの修繕を段階的に予定しています。施設の老朽化の課題はあるものの、毎年多くの市民に利用される施設であることから、安全に利用していただくために必要な修繕を行いつつ、維持管理してまいります。

次に、再整備計画策定に向けた進捗でございます。現市民プールの位置する地域を対象に含む市川市北東部スポーツタウン基本構想の令和5年8月の見直しにおいて、整備を検討する施設を健康増進等を目的とした屋内プール、地域の屋内スポーツ施設としての体育館、サッカーやラグビーなど多目的に使用できるグラウンド等とまとめたほか、現市民プールの持つレジャー機能につきましては、市内全域を俯瞰し、施設の適正配置を考慮した上で別途検討するとしたところです。現市民プールの持つレジャー機能を他の地域に移設することで、北東部スポーツタウン基本構想に明記された施設について、より具体的に施設の規模感などを検討していくことを可能とします。なお、施設整備を検討するに当たっては、民間活力の活用など整備手法の検討も必要となります。これらの種々の検討を進めた上で、現市民プールの位置する地域におけるスポーツ施設の再整備に係る基本計画の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 先日、担当課の御案内をいただきまして市民プールを視察をさせていただきました。時間を取っていただきまして本当にありがとうございました。床の剥がれや柱のさび、排水機能についても確認をさせていただき、管理棟内は和式トイレを含めて建て替え以外考えられないかなと感じましたが、そのような老朽化の状態でありましたが、維持補修されていることも確認させていただきました。

その上で再質問をいたしますが、再整備まで数年かかると思われますが、集中的に修繕すべきと考える、その見解について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 中期的な施設修繕の計画に沿った対応のほか、機械設備類の定期的な保守点検、また、毎年プールの閉鎖期間中に施設内の点検等を行い修繕箇所を決定しております。安全に御利用いただくため、今後も適宜必要な修繕等を実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 分かりました。トイレの洋式化は、衛生面からも早急な整備が必要かと思います。また、奥深い部分の老朽化した配管の取り替えも今後必要かと思うので、安全に利用していただける施設として必要な修繕を適宜行っていただきながらも、維持管理に努めていただきつつ、早急に再整備計画を作成していただき、早期整備されることを要望させていただいて、次に移ってまいります。

では、最後の質問となります。市職員の採用について伺ってまいります。

市民の高齢化で行政サービスにもきめ細かな配慮が要請をされ、より住民に寄り添う仕事が求められてきている中、今後、生産年齢人口の減少を受けて、地方公務員の成り手が減少する中で、人材の獲得と育成を行いながら、必要な行政サービスをどう維持するかが課題になってくると思います。

それでは、(1)として、本市の正規職員と会計年度任用職員の職員数がどのように推移しているのかについて伺ってまいります。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市の行政を運営していく中では、任期の定めのない常勤職員のほか、再任用職員、任期付職員といった正規職員や、会計年度ごとに任用する会計年度任用職員など、多様な雇用形態の職員が勤務をしております。御質問の近年の職員数の推移について、令和3年4月1日時点と令和5年4月1日時点で比較いたしますと、職員全体では令和3年、令和5年ともに約5,700人であり、ほぼ横ばいで推移をしています。正規職員と会計年度任用職員で大別してみますと、正規職員は令和3年が約3,300人、令和5年が約3,200人と、約100人の減となっております。一方、会計年度任用職員は、令和3年が約2,400人、令和5年が約2,500人と約100人の増となっております。なお、会計年度任用職員は勤務時間が短い職員もおりますことから、総労働時間をフルタイム勤務と同様の勤務時間で割り返しますと、令和3年、令和5年ともに約1,400人分の業務量となっております、おおむね横ばいで推移しております。

以上であります。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。令和3年と令和5年を比較していただいて、ほぼほぼそれぞれは横ばいとのお答えでありました。先日、3月4日付の読売新聞を拝見させていただきまして、この朝刊には非正規公務員過去最多との見出しで、総務省の調査での非正規公務員が増えている分析記事が掲載をされておりました。近い将来、人手不足が課題となってくる中、本市の近年の職員採用状況について、募集人数に対しての採用者数をお尋ねしたいと思います。

また、職務経験のある優秀な人材の確保や、技術職となる建築職や土木職といった職務経験のある人材の採用に向けた本市の取組状況について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、職員採用試験におけます募集人員に対する採用状況であります。一般行政職採用試験におけます大卒卒の採用状況を申し上げますと、事務職では、令和5年度は募集人員45人に対して採用者数が46人と、募集人員をやや上回る採用者数を確保できており、ここ数年来、同様の傾向となっております。一方、建築職などの技術職では、令和5年度は募集人数8人に対しまして、採用者数が3人と募集人員を下回る採用状況で、ここ数年来、同様の傾向であります。事務職とは異なり、必要な採用者数を確保できていない状況となっております。

次に、職務経験のある優秀な人材を確保するための取組についてであります。本市におきましては、事務職を対象として毎年度通年採用を行っております。この通年採用は令和2年度より実施してきており、受験資格とし



て、試験を受ける直近の7年間のうちで5年間以上、民間企業や官公庁等で職務経験があることを条件にすることで、社会人経験を豊富に持ち即戦力となり得る優秀な人材確保の一助となっております。

最後に、技術職の採用の取組についてです。技術職は、民間企業や官公庁での需要も高いことですので、募集をしてもなかなか応募者が集まらないことが近年の課題となっております。そのため、技術職におきましても社会人経験のある人材を対象とした試験を実施しているほか、技術職の募集に特化した職員採用PR動画の作成などの取組を進めているところであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。建築や土木といった技術職が募集人員を下回る状況の推移、確認、理解をいたしました。民間との競争も激しい中での状況のようですが、引き続き採用方法を工夫するなどして人材確保を図っていただきたいと思っております。

さらにお聞きをいたしますが、職員採用後の人材育成の取組について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

職員の人材育成につきましては、本市では市川市人材育成基本方針を定め、業務に必要な資格取得などの自己啓発の支援、職場内研修のほか、職位ごとに必要となる法務やコンプライアンスの外部講師を招いての研修など、それぞれのタイミングで適切に実施してきております。特に、新規採用職員に対しましては、所属におきましてジョブトレーナーをつけ、職場での対話の機会を設けることを促し、業務を通じた効果的な指導、育成につながるよう努めております。さらに、職員課健康管理担当室の保健師による個別面談、専門家の面談などを実施することによりまして、メンタル面でのサポートも併せて行ってきております。今後も引き続き職場と連携を取りながら、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 一人一人が能力を発揮でき、やりがいを持って働き続けていただける人材育成が大事だと感じます。採用後1年間はジョブトレーナーをつけての育成は、大変すばらしい取組かなと思っております。つくばみらい市では子連れ出勤制度を導入して、働きやすい環境を整えられているとのこと。また、千葉県では週休3日制を6月から導入をし、職員の多様で柔軟な働き方で離職防止や優秀な人材確保につながるとしております。本市でも、職員の能力が発揮できる質の高い環境整備をぜひお願いいたしまして、次に移ります。

それでは最後、(2)です。会計年度任用職員の採用状況について伺います。

補助的業務に従事をされる会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの違いについて、また勤務時間や休暇、そして再度の任用について伺ってまいります。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

初めに、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの違いについてです。この違いは、端的に申し上げれば勤務時間の違いでありまして、常勤職員と同じ週38時間45分であるのがフルタイム会計年度任用職員、週30時間以下であればパートタイム会計年度任用職員であり、2種類の雇用形態で運用をしてきております。フルタイムとパートタイムのいずれで任用するか、パートタイムの場合に勤務時間をどうするかにつきましては、業務の必要性等を踏まえ、年度ごとに決定をしております。

次に、会計年度任用職員の休暇であります。有給のものとしましては年次休暇、特別休暇があり、年次休暇は

継続勤務期間などに応じた日数を付与しております。また、それに加え、無給ではあるものの、介護休暇、育児休暇、部分休暇などの取得も可能となっております。

次に、同一職員の翌年度に同じ職場で任用する再度の任用についてです。再度の任用を行う場合であっても、当然に更新されるものではなく、任期ごとに選考を行う必要があります。選考につきましては、会計年度任用職員が所属する各課におきまして、勤務態度や発揮された能力などの勤務実績と本人の意思、意向を確認し、翌年度の任用を決定することとし、再度の任用の上限は原則2回までとしております。

以上であります。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。今答弁でも出てきました再度の任用についてになりますけれども、先日相談がありまして、フルタイムで働く方が次年度も更新を希望しましたが、勤務日数を減らされて収入の減少で生活が大変厳しくなってきた、このような相談がありました。先ほど答弁では、公募によらない再度の任用の上限は2回までとのことで、3年目の終わりには公募を受ける必要があるのは承知しておりますが、継続をして必要とされる職に問題なく働いている人の雇用を守ることも必要ではないかと思えます。年収の維持を希望する方への家庭状況に配慮した採用について、本市の見解について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、会計年度任用職員の採用方法につきまして一度御説明を申し上げますと、毎年1月に市公式ホームページや「広報いちかわ」によりまして、多くの方の目に留まるように周知を図った上で、募集している部署名、職種、業務内容、勤務時間などを明示し、申込みを募っております。申込みは1月末に締め切り、各所管課におきまして書類選考及び面接を実施し、勤務できる日数や時間数、有している資格やスキルなどを踏まえた上で、2月中旬をめぐりに採用を決定しております。また、これらの例年の採用スケジュールとは別に、総務部人事課に人材登録台帳を整備し、採用希望者は事前に登録することで各所管課の要望に応じた採用時期の随時採用も行っているところであります。

改めまして御質問いただきました、フルタイムの勤務を希望する、勤務時間を希望するような、週5から週3ですか、というような希望に、多く働ける仕組みを考えてほしいというような御質問に対しましては、会計年度任用職員は、会計年度ごとの任用でありまして、その職につきましてはそれぞれの職の必要性や業務量などを検討した上で、年度ごとに設定をしております。そのため、その職が毎年度を恒常的に設定されるものではなく、勤務時間が、大変申し訳ありませんけれども短くなることもあります。御質問のように、仮に勤務時間が短くなることで収入に影響がある場合には、会計年度任用職員本人が新たな職を探すことが必要になる場合もありますので、職の設定に変更が生じる際には、可能な限り所管課で早めの情報提供をするよう努めているところであります。

また、その場合の対応の一つといたしまして、本市の会計年度任用職員として複数課にまたがって職に就いていただいたり、ほかの課で週5勤務をしたりすることも可能な仕組みもありますので、一定の対応は図られているのではないかと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。今答弁いただいた最後の部分の採用方法については理解をしているつもりではありますが、先ほどの新聞記事にもあったとおり、人手不足から会計年度任用職員に頼らざるを得ない状況も、近い将来出てくるかと思えます。そのような中で、複数課にまたがって働くことや、フルタイムを募

集する、職場変更という選択肢ではなくて、職に問題なく働き続けてもらえる方が、希望する条件の下で働き続けられる環境整備も今後必要になってくるのではないかと思いますので、先ほどの2回までというのは、これは総務省でも基本路線としてつくられているものの、職員の任用の更新はありますが、また当然、これは4回までという自治体も事実ありますが、この年数の撤廃も含めて、働く方の任にを見ていただきながら、今後検討も必要かと思しますので、そのことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時53分散会

第 8 日

令和6年3月8日（金曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和6年3月8日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問 とくたけ純平議員、ほとだゆうな議員、石原たかゆき議員、沢田あきひと議員、太田丈之議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈之	
小	山	田	なおと
川	畑	いつこ	
ほとだ		ゆうな	
国	松	ひろき	
やなぎ		美智子	
とくたけ		純平	
中	町	けい	い
つちや		正	順
つかこし		たかのり	
加	藤	圭	一
浅	野	さち	
久保川		隆	志
西	村		敦
中	村	よしお	
大久保		たかし	
石原		たかゆき	
清	水	みな子	
廣	田	徳	子
にしむた			勲
石	崎	ひでゆき	
堀	内	しんご	
細	田	伸	一
青	山	ひろかず	
石	原	みさ子	

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
副	市	本	間	和	義
代	表	植	草	耕	一
教	育	田	中	庸	惠
危	機	本	住		敏
市	長	麻	生	文	喜
総	務	蛸	島	和	紀
企	画	小	川	広	行
財	政	田	中	雅	之
管	財	稲	葉	清	孝
情	報	小	林	茂	雄
文	化	森	田	敏	裕
ス	ポ	立	場	久	美
市	民	若	菜	克	彦
経	済	根	本	泰	雄
こ	ど	鷺	沼		隆
福	祉	菊	田	滋	也
保	健	川	島	俊	介
環	境	品	川	貴	範
街	づ	小	塚	眞	康
道	路	岩	井	忠	良
下	水	藤	田	泰	博

行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員 おはようございます。日本共産党のとくたけ純平です。令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、世界を見れば、イスラエル軍によるガザでの大量虐殺は、いまだに停戦の動きが見えず、プーチン政権によるウクライナ侵攻も終わりが見えない状況です。世界中で起きている攻撃や侵攻が一刻も早くなくなることが願いつつ、通告に従い一問一答にて一般質問を行います。

大項目の1つ目、クリーンスパ市川について伺います。

(1)送迎バスのルートを増やす考えについてです。温泉やプール、ジムなどを備えたクリーンスパ市川は、指定管理者制度が導入された本市の公共施設です。最初に、本施設への無料送迎バスのルートの数、各ルートの利用者数、利用者の年齢構成をお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

クリーンセンターの余熱利用施設であるクリーンスパ市川は、平成19年度にPFI事業として施設利用が開始されました。令和4年8月末においてPFI事業を終了し、施設が市に譲渡された後、令和4年10月より指定管理施設として引き続き業務を行っているところであります。令和4年度の利用者数は約21万人でした。

次に、送迎バスルートについてです。クリーンスパ市川への送迎につきましては、PFI事業時に、採算性、効率性、安全性を検討し、原木中山駅、西船橋駅、妙典駅、行徳駅、本八幡駅の5つのルートを設定いたしました。その後、指定管理施設になってからルートの再検討を行い、原木中山と西船橋のルートを統合し、このルートについては、土曜日の夜のダイヤの増便及び日曜日のルート範囲拡大をしております。令和4年度の利用実績としましては、原木中山・西船橋駅ルートが約5万2,000人、妙典駅ルートが約3万人、行徳駅ルートが約3万人、本八幡駅ルートが約1万4,000人、年間では合計約12万6,000人となっております。原木中山・西船橋駅ルートに対し本八幡駅ルートの利用者は少ない傾向です。

次はクリーンスパ市川の利用者の年齢などの構成についてです。令和4年度の施設利用者の構成といたしましては、大人が約49%、小学生以下の子どもが約10%、65歳以上の高齢者が約25%、障がいのある方とその付添いの方が約2%、その他が約14%であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 年間合計約12万人を超える方が利用しているということです。今後、高齢化が進む中において健康寿命を延伸し、健康寿命日本一という本市が掲げるスローガンにもかなう施設であり、高齢者の単身世帯が増える中、社交場としての役割も期待されます。どの年齢層に対しても利用しやすいことが求められますが、中でも高齢者にとっては送迎バスの拡充が必要ではないかと考えます。市民からは、市川駅を通るルートを要望する声が以前からありますが、創設する考えについてお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

クリーンスパ市川における指定管理業務の基本協定では、送迎バスのルート設定は指定管理者に委ねられております。新たなルート設定につきましては、要望があるたびに指定管理者が検討しております。送迎バスの運行経費は、1ルート1台当たり年間約600万円かかるということです。市川駅へのルートにつきましては、既存のルートの延伸などの見直しも含め、事業採算性などを踏まえた上で指定管理者と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 バス運行には1台当たり年間約600万円の費用がかかるということですが、かねてから市民の要望もありますので、市川駅ルートも御検討いただければと思います。そもそも公共施設における市民サービスの向上というのは、採算性のみではかるべきではないと思いますが、民間委託によって民間のノウハウの活用が公共施設における市民サービスの向上を阻害するということにならないように、ぜひお願いをいたします。

続きまして、(2)障がい者のリハビリのためにプールを利用することについて伺ってまいります。障がい者のプール利用に際して、現在どのような運用がなされているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

クリーンスパ市川のスイミングプールは、長さ25mで8コースあります。現在は歩行者コース、フリーコース、初心者コース、50mUターンコースを各1コース常設しております。また、残りのコースで最大4コースを使用し、レッスンやスイミングスクールで利用している時間帯もあります。それ以外の時間帯は、歩行者コース、フリーコース、初心者コースを増やしております。フリーコースは、障がいのある方も含め、25mを泳ぎ切れない人や、付添いの人と一緒に練習する人などが利用するコースであります。障がいのある方も個人の能力に合わせ、全てのコースを利用していただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 さきのクリーンスパ市川の利用者数に関する答弁では、障がい者及び介助者の利用者数が全体の約2%ということでしたので、大体4,000人弱ぐらいになるでしょうか。この中には、リハビリ効果を期待してプールを利用している方も多いのではないかと思います。障がい者福祉の観点でも、障がい者がプールでリハビリを行うことの意義は大きいと考えますが、これについて本市の認識を確認させてください。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 障がいのある方がプールなどを利用してリハビリテーションや水泳などの運動を行うことは、次のような側面から効果が期待できると言われています。1つは、仲間づくりや生活圏の拡大などの社会的側面、次に、生活の充実感やストレス解消などの精神的側面、また、運動不足解消や健康の維持増進などの身体的側面などです。令和4年度にスポーツ庁が全国の障がいのある方及びその御家族を対象に実施したスポーツライフ調査の結果によりますと、運動が何をもちたらずと考えるかとの複数回答ありの設問に対し、健康・体力の保持増進という回答が約6割と最も多く、次いで精神的な充足が約4割、また、リラックス、癒やし、爽快感が約3割と、生活の豊かさにつながる回答が上位を占めておりました。

具体的な水中の運動効果としては、浮力による腰や膝などへの負担が少ない状態で体を動かすことができるため、障がいのある方でも無理なく運動することができます。

また、水圧により全身の血液循環が促進され、筋力や心肺機能などの身体的機能向上の効果もあり、さらに、

水に浮くだけでもリラクスの効果もあると言われていています。ほかにも定期的な運動習慣により免疫力が向上する効果や、鬱症状、認知症予防、また、生活習慣病予防の効果もあると言われていています。このように障がいのある方がプールなどを利用してリハビリテーションや水泳などの運動を行うことは、積極的な自立と社会参加を促進する活動として大変有益であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 実際に半身不随の方がプールでのリハビリを通して、少しずつ歩けるようになったという事例を私も聞いていますし、精神面での効果も大きいと言われていたものです。当施設において、障がい者のリハビリ指導を無償で行っている方がおり、先日見学をさせていただきました。そこでは、多くの利用者が泳ぐ中で、マイノリティーである障がい者がマジョリティーである健常者に気を遣いながら施設を利用している様子がありました。御本人にもお話を伺いましたが、やはり使いづらいということでした。もし、マジョリティーには必要とされない気遣いをマイノリティーが強いられる状況が本市にあるとした場合、「誰一人取り残さないまち」を掲げ、社会的に立場の弱い人を大切にするとしている本市としては、一般論としてどのような認識を持つのか、御答弁をお願いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

御質問の「誰一人取り残さないまち」についてですが、様々な面で社会的に立場の弱い人を大切にすると考えに基づき行政運営を行うものと捉えております。その一つとして、人権をキーワードと見ますと、本市では全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的といたしまして、市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針を令和元年6月に策定し、周知啓発を中心とした様々な施策を進めてきているところであります。

その指針の基本理念の一つに、全ての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができると掲げており、障がい者のみならず、LGBTQ+や本市にお住まいの外国人といった、いわゆるマイノリティーの方々が、誰かに遠慮することなく、自分らしく活動することができる社会の実現を目指すところであります。この目的を実現するために、市民や事業者と連携、協力していくことも重要でありまして、社会全体で取組を進めることで、結果的に「誰一人取り残さないまち」の行政運営の一助になるものと認識しております。

以上であります。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ダイバーシティの実現、差別のない社会というのは、御答弁にありましたように、マジョリティー、多数派に対して、マイノリティー、少数派が配慮をする必要がない社会だと考えます。加えて言えば、その過程でマイノリティー自身に声を上げさせてしまっただけならず、そういった社会をつくっていくのはマジョリティーの役目、そして政治、行政の責任であると私は考えています。

そこで伺います。指定管理者に本市から協議を持ちかけて、例えば週に1日、1時間から2時間、8レーンのうちの1レーンくらい障がい者のための専用レーンとすることはできないのでしょうか。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

指定管理者と協議したところ、障がいのある方の専用コースを設けた場合、障がいのある方の中でも個人の能力に差があり、コースが渋滞してしまうことなどを懸念し、特別にコースを設けてはいないとのことでありまし

た。このことから、障がいのある方の場合も、個人の能力に合わせ全てのコースを利用できるようにするほうが利便性が高いと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 当事者からは、現在の運用ですと視覚障がい者が健常者の方とぶつかってしまうおそれがあり危険だといった話や、障がい者が何かしらの理由で水中に沈んでしまった場合に、障がい者が沈んでしまっているのか、健常者が潜水をしているだけなのかを即座に見分けられずに危険だという声があります。お隣の江戸川区では、障がい者の使いやすさを考え、江戸川区総合体育館にて、クリーンスパより少ない6レーンのプールでありながらも、1レーンを月2回、各2時間、障がい者の専用レーンとしています。江戸川区の担当課に話を聞きましたが、専用レーンにすることによるトラブルや苦情などは発生していないということでした。

先ほどの御答弁では、専用コースをつくらないほうが利便性が高いとのことですが、これは当事者に直接お話を聞いた上での判断でしょうか。また、あらかじめ曜日や時間を決めた上で、当事者から希望があった場合にのみコースを貸し出すといった申請制度も考えられると思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

コースの設定は、指定管理者が利用状況を把握した上で判断しております。指定管理施設となつてからは、アンケートなどにより要望を受け付けていますが、これまで利用者から専用コースの設置要望はないとのことですので。このことから、現在の利用形態を継続していくとのことでもあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 アンケートでの要望はないということでしたが、私には実際に要望が届いているわけです。また、先ほども申しましたが、こういうことはマイノリティー自身に声を上げさせてしまう前に手を打つべきです。おととしの10月より指定管理者制度を導入したと、さきに答弁がありましたが、複数の候補から指定管理者を選定する際の評価票を確認したところ、公の施設として、市民の誰もが平等に利用できる考え方についてという評価項目がありました。その評価項目のポイントは、市民の誰もが平等に利用できるように、3つの場面における工夫の提案というもので、その3つの項目のうちの3番目にこうあります。現在の施設において、障がいのある方にとって不便となる場所を挙げた上で、それを解消するための工夫というものです。この評価項目における本市の採点結果ですが、競合相手は3点満点で1点という中で、現在の指定管理者は2.83点という満点に近い高評価が与えられています。さきの御答弁を伺う限り、果たしてこの評価が正しかったのか、私は疑問であると指摘せざるを得ません。

一旦話題を移し、障がい者のプールの利用料金について伺いたいと思います。障がい者の経済的負担を軽減し、暮らしを支え、社会参加を支援することを目的として、多くの場面で料金の割引が行われています。当然のことだと思います。本市の市民プールは、介助者1名を含めて無料となっていますが、しかし、クリーンスパ市川は障がい者には高齢者料金が適用という規定で有料であります。障がい者及び介助者1名を無料にすることはできないのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市の市民プールや近隣市の公営プールにおいて、障がいのある方及び付添い1名を無料にしている施設があることは把握しております。今後、現在の利用状況を踏まえ、他の施設同様に直視しができるか、指定管理者と

協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 協議をお願いいたします。去る3月3日、本市文化会館で障がいのある人もない人も一緒になって創る・楽しむことをテーマとしたチャレンジド・ミュージカルが開催されました。公演に先駆けて挨拶をされた田中市長は、「誰一人取り残さないまち」への思いを話されておりました。

振り返れば、市長の所信表明では、文化・スポーツについて触れた箇所、「誰もが自分らしく暮らせるまちとは、国籍、年齢、障がい、LGBTQ+など、様々な違いをお互いに受け入れ、認め合う、ダイバーシティが実現されたまちです」とおっしゃり、そして「人権教育の推進や、多様な方が文化活動やスポーツに参加できる環境の整備を進めることで、健康で健全な社会の実現を目指してまいります」とおっしゃっています。このように、障がい者を含めたダイバーシティの実現に力を入れようという本市ですから、もしもクリーンスパ市川が市直営施設であったならば、障がい者用のレーンの確保くらいはすぐにでも実現されていたのではないかと思います。ところが、指定管理者制度を導入しているがために、本市のまちづくりの理念が実現できないとなってしまえば、本市が度々用いる、民間を入れることで市民サービスが向上するという説明にも疑問符がつくのではないのでしょうか。

プールの使用については、障がい者用レーンの確保と障がい者の利用料の無料化に向けて、ぜひ指定管理者と改めての協議を進めていただきますよう、強くお願いをいたします。

続きまして、大項目の2番、令和7年度に使用する市立学校の教科書採択についての(1)教科書採択に関する教育委員会会議の現状と課題について伺います。

使用する教科書の改訂は4年に1度となっており、令和6年度は令和7年度以降に向けて中学校の教科書の改訂が行われる年になります。

そこで伺いますが、教科書の採択についての教育委員会会議では、どのようなことが行われているのでしょうか。また、その会議を市民が傍聴することの意義をどのように考えているのでしょうか、御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、教科書採択に関する教育委員会会議の内容についてです。教育委員会会議には、教育長及び教育委員のほか、議案の提出責任者として、教育委員会事務局である生涯学習部及び学校教育部の課長職以上の職員が出席しております。会議では、課長から議案の提案理由を説明し、教育委員による議案に対する質疑を行った上で、教育長及び教育委員による採決が行われております。御質問の4年ごとの教科書の採択替えに関わる教育委員会会議におきましては、葛南西部採択地区協議会が採択の対象として選定した教科書だけでなく、選定されなかった教科書についても審議の対象としており、昨年審議した小学校用教科書を例に取りますと、52種類もの教科書が審議の対象となっております。このことから、全ての教科書の内容について、細部まで内容を把握している各教科専門の指導主事も出席し、審議に必要な情報の提供と説明を行っており、様々な観点から審議がなされております。

次に、市民による教育委員会会議の傍聴の意義についてであります。教科書は学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであることから、教育委員会は、児童生徒に最も有益、適切な教科書を採択することが求められており、教科書の採択については、公正性、透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要があると認識しております。このようなことから、本市教育委員会では、令和元年度か

ら、教育委員会会議における教科書採択に関する会議を公開しております。会議を傍聴いただくことは、保護者や市民に対し採択結果や採択の理由について説明責任を果たすとともに、公正に採択が行われていることを御理解いただく上で非常に重要であると認識しております。そのため、教科書採択に関する会議は、通常開催している場所ではなく、多くの方に傍聴いただける会場で開催しております。なお、これまでの傍聴者数を直近5年で申し上げますと、教科書の改訂が小学校、中学校それぞれ4年に1度となることから、年度によりばらつきが生じておりますが、令和元年度は59人、令和2年度は39人、令和3年度は18人、令和4年度はゼロ人、令和5年度は30人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 傍聴していただくことは重要だとのことですが、その傍聴の案内をどのようにして行っているのかお伺いをします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

教育委員会会議は市川市教育委員会会議規則により、原則毎月第1木曜日に開催しており、市公式ウェブサイトにより、会議の日時、場所及び傍聴について御案内をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 大切な会議の案内ですから、公式ウェブサイトだけでなく、「広報いちかわ」にも掲載できないのでしょうか。また、本市はSNSを利用して市民へ情報を届けていますが、教育委員会でもSNSアカウントを取得し、情報発信を行うことができないのか、併せてお伺いをします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

教育委員会会議は原則第1木曜日ではありますが、日程や場所の変更が必要となる場合もあるため、日程等が確定した段階で市公式ウェブサイトに会議の開催や傍聴の案内を掲載しております。今後、効果的な周知を行うためには、どの媒体を活用することが適当か検討し、関係部署と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 情報を市民に届けることはとても重要な仕事ですから、SNSや紙媒体を駆使して、市民に開かれた教育委員会にしていきたいと思っております。

さきの御答弁で、教育委員会会議に先駆けて葛南西部採択地区協議会が採択の対象として教科書を選定するということでしたが、地区協議会の選定結果が教育委員会の会議で否決されたことがあるのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

本市が浦安市と葛南西部採択地区協議会を設置し、教科書を共同採択するようになった平成17年度以降、本市教育委員会では、葛南西部採択地区協議会の選定結果を原案どおり可決しており、協議会の選定結果が否決されたことはございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 昨年8月の小学校の教科書改訂の際の会議を私も傍聴いたしました。僅か1時間半程度で

全教科の教科書の審議が終わり、地区協議会の原案に賛成かどうかを全教科一括しての採択でしたから、地区協議会の選定結果がそのまま教育委員会の会議で可決されるのが慣例なのだと感じたところです。そうなると、教科書の選定に関しては、葛南西部採択地区協議会が大変重要な意味を持っているということになります。

そこで、(2)葛南西部採択地区協議会の現状と課題について伺ってまいります。先ほどから話に上がっている葛南西部採択地区協議会とは、どういったものなのか、その内容と現状を御説明ください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 葛南西部地区採択協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により設置されており、教科用図書の採択について協議する機関となっております。本年度の教科用図書葛南西部採択地区協議会は、協議会委員12名で組織し、計4回行いました。協議会委員は、研究調査委員の報告を受け、各教科の教科用図書について協議をし、選定を行います。また、協議会に教科用図書の選定に必要な調査研究を行うため研究調査委員会を置き、54名の研究調査委員を委嘱いたしました。研究調査委員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告をします。その後、各種の協議結果は全体協議会で報告され、葛南西部採択地区協議会として、各教科の教科用図書を選定いたします。本市は浦安市と共同採択を行っており、浦安市と同様の方法で教科書採択を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 先ほどの教育委員会の会議では、重要性から傍聴を受け付けているということが御答弁にありました。この葛南西部採択地区協議会の会議は傍聴をすることができるのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、葛南西部採択地区協議会は非公開となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 さきの御答弁で、教科書の採択に関する教育委員会の会議に関しましては、公正性、透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要があるとして、会議を傍聴いただくことは、保護者や市民に対し、採択結果や採択の理由について説明責任を果たすとともに、公正に採択が行われていることを御理解いただく上で非常に重要との答弁がありました。葛南西部採択地区協議会の会議も同じ意味で、公開して市民に見ていただく意義が大きいと考えますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 採択地区協議会は、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされていることから、公開する予定はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正にこの会議が行われたのかどうかを市民に非公開の中で、一体どなたが、どのように確認をしているのでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会が各調査委員等に対し、教科書採択に直接の利害関係を有するものではないことについて確認書の提出を求めています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 教育委員会と各調査委員の間での書面での確認ということですが、公正性、透明性に疑念を生じさせない確認方法だとはいえませんが、こういったことは、れっきとした第三者が客観的に確認することこそ成り立つものであり、市民の目を入れるべきだと考えます。現状はブラックボックスのように感じます。

埼玉県では、多くの共同採択地区で協議会の会議が公開されています。私は、八潮市、吉川市と共同採択を行っている三郷市に話を聞きました。身元を伏せておくべき調査委員が任命される場所に関しては、傍聴者に退席をしていただくなどの工夫をしつつ、選定する教科書を決定する最後の会議はフルで公開をしているということでした。また、公開することで問題は起きていないということでした。葛南西部採択地区協議会も、このような公開の仕方をするべきではないでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 埼玉県のガイドラインによりますと、会議の公開と記載がありますが、一部非公開としている部分もあると伺っております。本市におきましては、先ほども答弁いたしましたが、現在のところ公開する予定はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 公開する予定がないということは、とても残念ですが、今回は会議の公開についてこれ以上はお伺いしませんが、三郷市はすぐ近くですから、調査をしていただき、採択地区協議会是非公開でなければならないという固定観念をまずは捨てていただきたいと思います。

続けて伺いますが、採択地区協議会の会議録の公表はどのように行われているのでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 採択地区協議会会議の議事録は、会議が実施された年の9月1日に公開しております。配架期間は5年間とし、中央図書館、行徳図書館にて公開しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 図書館のみの公開ですと、見に行く時間が限定されてしまうのは想像に難くありません。自宅でゆっくり見たいと思えば、大量にコピーを取ってこなければなりません。インターネット上でも公開をしていただけないでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 採択地区協議会会議の議事録につきましては、ほかの自治体も行っていることから、インターネット上で公開ができるよう、今後、浦安市や関係部署と協議をまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 インターネットでの公開、これはぜひ来年度、今年から、過去の分も含めてネットでの公開、ぜひお願いをいたします。会議についても市民の目を入れていただくということ、御検討をください。

続きまして、(3)教科書展示会の現状と課題について伺います。現在使われている教科書や次年度の教科書の

見本の展示が毎年行われておりますが、その現状と意義をどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教科書展示会は、教科書の調査研究を行うために、法に基づき開催するものです。現行及び来年度使用される教科書を一般公開することで、学校関係者や地域住民等の多くの方々に、教科書を実際に御覧いただき、触れていただくための取組であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 御答弁ありがとうございます。この展示会の来場者数がどのぐらいなのか教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づく教科書展示会は、令和5年、文部科学省告示第13号に示されていることに基づき実施しております。今年度に関しましては、法定展示期間として、市川生涯学習センター3階文学ミュージアム資料室にて、令和5年6月16日から7月2日まで開催し、来場者は56名でした。

また、令和3年度からは、広く地域住民の方々が教科書展示会に参加できるよう、本市単独で会場を1か所追加し、計2か所で開催しております。今年度に関しましては、南行徳市民談話室では令和5年7月10日から7月14日で開催し、来場者は38名、文学ミュージアム資料室では令和5年7月21日から8月31日で開催し、来場者は43名でした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 浦安市は令和5年、600人を超える来場者が報告をされています。それに比べると本市の来場者は少ないと思いますが、その要因をどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 各教科書展示会における来館者数は、名簿上に記載された数値であり、実際の来館者数は記載数以上であると考えます。また、教科書選定に関心のある方は、1冊ずつ丁寧に読み進めている様子も見られることから、開催の情報は届いていると判断しております。しかしながら、各展示会の開催会場を建物の2階以上の場所としたため、より多くの地域住民の方々が教科書に触れていただけるような開催会場について検討してまいります。今後も、開催日程につきましては、「広報いちかわ」や教育委員会のウェブサイトに掲載するほか、各市立学校へも学校ホームページや学校便り等への掲載を依頼し、広く市民の方々に伝えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 教科書の問題に関心の高い市民はもちろんですが、より気軽に多くの市民に教科書に触れていただくことが、本市の子どもたちの教育を考える上で大切だと思います。そこで、市役所第1庁舎の1階待合スペースで展示会を開催することが効果的だと考えます。かねてより市民からの要望もあると認識していますが、来年度、今年、実現をしていただけないでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教科書展示会の来場者を増やすため、令和6年度の教科書展示会の開催場所については、市役所第1庁舎の1階での実施に向けて、今後、関係部署と調整し、進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ぜひ今年、来年度、よろしくお願いいたします。また、この教科書の並べ方ですね。従来ですと、各学年をまとめて1つの教科書会社のカバーの中に入れてそのまま置かれていると思うんですけど、なかなかあれが取りづらいという声もあります。浦安市では本屋さんのように、たまには面で並べたりして取りやすい、見やすいような工夫もされておりますので、ぜひそういった工夫も併せてお願いできればと思います。子どもたちがどのような教科書で学ぶのかが、どのような大人になっていくのかに大きく影響すると思っています。教科書の内容が今後の社会の形をつくっていくと言っても過言ではないと思います。ぜひ多くの市民に関心を持っていただく取組を今後もお願いいたします。

続きまして、大項目の3番、動物愛護、動物福祉の取組についての(1)市川市動植物園についての動物飼育の現状と課題について伺います。

当園は、開園から36年以上が経過しており、動物福祉の観点で改善すべき点が見られると思います。園の職員が動物への愛情を持って精いっぱいのお世話をされていることに敬意を表しつつ、今回、園を視察いたしました。その上で、国内の複数の獣医師や研究者、欧米の動物福祉に取り組むNGOなどに意見を求めながら、既に一部は園との相談の上で案を取り入れていただいた部分もあり、感謝を申し上げますが、ここでは、今後に向けての質問をさせていただきたいと思います。動物によって習性も様々ですので、今回は概論的な質問ではなく、動物ごとに特に気になった点に絞って伺ってまいりたいと思います。

まず、ワオキツネザルやマンドリルが飼育をされている猿舎についてです。ケージ飼育においては、床をコンクリートにせざるを得ないものかとは思いますが、地面がコンクリートである点や、日当たりが悪い点が課題だと感じます。可決された来年度の予算では、動物園の修繕にも予算がついていますが、それをを用いるなどして改善をすることができないのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

先ほど御質問にありましたとおり、動植物園は開園から36年が経過しており、開園当初に設置した動物舎が多数あり、施設全体の老朽化はあるものの、小動物を中心とした身近な展示により多くの方に動物に対する知識や生態を理解していただき、子どもの情操教育としての役割を担った展示手法の工夫も行っているところであります。飼育に当たりましては、個々の動物の体調を慎重に見ながら、個体に合わせた最適な環境づくりに努めております。

猿舎につきましては、開園時に設置したものであり、老朽化対策を行ってきたものの、ケージで囲われた単調な動物舎でございます。よりよい環境とするために、現在、猿舎前の日当たりのよい場所に土と草木を用意することや、多種類の猿たちが交互に共有して使用できるようなスペース拡張の検討をしているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ぜひ改善に向けて取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、マンドリルの飼育スペースについてですが、狭いように感じるのですが、これを広くすることはできないのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 マンドリルのジョディは、現在33歳と国内2番目の高齢であり、昨年後半より体調不

順を繰り返している状況でございます。スペースの拡張などにつきましては、ジョディの体調を考慮し、個体に合わせた最適な環境づくりを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 体調を第一に考えていただいた上で、できることがあれば御検討いただきたいと思いません。

続いて、レッサーパンダについてです。現在8頭が飼育されていますが、個体によって飼育環境に差があると感じます。一時期より頭数が減ってはいますが、1頭1頭の生活環境を向上させるためにも、これ以上の繁殖は控えた方がよいと思いますが、お考えを伺います。

また、中でも、ライチという名前のレッサーパンダのケージが狭いように思いますが、より広いスペースを確保することができないのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 レッサーパンダの飼育頭数は、15頭をピークに、現在は8頭となっております。仮に今後頭数が減った場合でも、補充する予定は現在ございません。また、繁殖につきましては、当園が所属している公益社団法人日本動物園水族館協会による繁殖計画に基づいた要請を受けた上で、その都度判断をしております。

レッサーパンダのライチは、現在広さ12㎡の屋外スペースを確保しております。ライチは現在18歳と園内で最も高齢のため、体調を見ながら最適な環境づくりを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 レッサーパンダについては、自然に頭数が減った場合にも補充はしないということでお伺いをいたしました。

次に、スマトラオランウータンについてです。オランウータンは、本来地上に降りることはまれで、木の上で暮らす動物です。高いところにいかに生活スペースを設けるかが重要です。その上で、例えば既にあるやぐらに日よけや部分的な覆いをつけたシェルターのようなものを設置するという考えはいかがでしょうか。また、木の上に巣を作る習性がありますので、そのための木の枝やエンリッチメントと呼ばれる代替品は用意されているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 スマトラオランウータンの放飼場には、立体的な空間利用が可能となるやぐらや、古くなった消防ホースを活用してハンモックを設置するなど、飼育員の創意工夫による環境づくりを定期的に行っております。今後も日よけやシェルターを含めた取組として、上部の空間活用に努めてまいります。

また、エンリッチメントにつきましては、巣材として干し牧草、わら、段ボール、布などを日常的に与えており、さらに、食用として木の枝やササを与えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ぜひ空中のスペースの充実をお願いしたいと思います。

続きまして、マイクロブタについてです。ふだん飼育されているなかよしルームは清潔な環境が保たれていると思いますが、砂や泥はありません。マイクロブタは、習性として砂浴び、泥浴びをすることでストレスの解消になりますが、そういった環境が用意されているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 マイクロブタは、開園中は屋内施設にありますなかよしルームにありますが、夜間と休園日には家畜舎にて生活しております。家畜舎には屋外の砂場もあり、砂浴びをしたり、日光浴をしているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 伺いました。開園日にも日光浴の時間を設けることも御検討いただければと思います。

次に、なかよし広場にいる猛禽類についてです。ハリスホーク——鷹やフクロウには、もっと広いスペースがあったほうがよいと感じますが、今後広いスペースを用意する計画があるのかお伺いします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 なかよし広場のハリスホークやフクロウ類は、広さ9㎡から15㎡のスペースで飼育しており、大きなストレスを受けているといった行動は現状確認されておらず、飼育状況に大きな問題は見られません。今後も動物の状況を見ながら、最適な環境づくりを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ハリスホークは20年以上生きることも珍しくなく、中には35年を超えることもあるそうです。現在、園にいるハリスホークは、今後20年以上生きても不思議ではありません。先が長いですし、長期的な目で見て、広さについても御検討いただければ幸いです。

そのほか新規のおもちゃなども有効かと言われています。動物のエンリッチメントには、真新しいという点が重要だと言われますので、ハリスホークには使い古しのタオルを細長く切ったものなどを、糸が絡まないようにして作ったおもちゃや、毛むくじらのぬいぐるみなども、個体によっては興味を示して遊ぶそうです。ほかに、ヒバや松、杉やヒノキなどの枝も喜ぶことがあるそうですので、個体の体調に気をつけていただきつつ、よろしければお試しをいただければと思います。

続きまして、イとしてモルモットとの触れ合いの現状と今後について伺います。モルモットは警戒心が強い動物です。京都市動物園の調査によると、ストレスがかかると増加するコルチゾールの濃度を調査した結果、来園者との触れ合いをした後は濃度が高まるということが分かったということです。また、触れ合いを休止することで、病気にかかる個体が減ったとのことでもあります。本園では、以前は開園中いつでも触れ合いができるようになっていたと認識していますが、現在は1日2回、各40分に限定をされています。このようになった経緯をお教えてください。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 モルモットとの触れ合いは、令和2年3月より新型コロナウイルス感染症対策に伴い中止しておりましたが、令和5年9月から、触れ合い時間の短縮や団体利用枠を設けずに再開しております。今後の触れ合いについては、動物福祉や感染症予防、市民ニーズなどに配慮してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 コロナで一旦中止をしていたということで、昨年の9月から再開をしたとのことですが、さきに述べたような動物福祉の観点で考えれば、今後も少なくとも時間制限をキープするべきだと考えます。また、現在行っていない団体枠ですが、コロナ以前は一度に100人くらいが入ることもあったと聞いていますので、モルモットは恐怖を感じるがあったのではないかと思います。時間制限を続けた上、団体枠はこのまま

廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 来園者の触れ合い時間の短縮や、団体利用枠を設けないことにつきましては、動物たちの状態や来園者のニーズなど、それぞれ考慮しながら進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 モルモットの寿命は大体5年から6年くらいと言われています。限られた時間をストレスなく過ごせるように、触れ合い時間短縮の継続及び団体枠の再開は考えないということで進めていただきたいと思えます。

園も動物福祉ということを大前提に考えていることとは思いますが、どうしても当園の限られた敷地の中では、私は動物の数を長期的には自然な形で減っていく過程で全体的に数を減らすのが最良なのではないかと思えます。また、動物園に対して、種の保存や教育といった価値を与えるのであれば、現状では予算が全く足りていないということは明らかです。来年度は、従来よりも予算がつけられている点は評価いたしますが、例えば札幌市円山動物園では、オランウータンの飼育施設がリニューアルオープンしますが、その総工費は約12億円とのこと。本市も動物園を続けていく以上、従来よりもっと桁違いの予算が必要であるはずだと認識をしていただきたいと思えます。

続きまして、(2)保護動物の譲渡会を目的とした公民館の利用を認める考えについて伺います。令和5年の6月定例会で、保護猫の譲渡会を目的とした公民館の利用を認められないかという質問をいたしました。その際は、まず公民館の利用者にアンケート調査を実施するとの答弁でしたが、アンケートの実施状況について伺いをいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

公民館における保護猫の譲渡会の開催について、市内の15か所の全公民館の利用者にアンケートを実施いたしました。調査期間は令和5年12月から令和6年1月までの約1か月間で、各公民館の窓口において、利用者にアンケート用紙を配布して行い、5,690件の回答をいただきました。回答の内訳は特に支障がないが79%、条件付であれば支障がないが12%、反対であるが9%となっております。条件付の場合の主な条件と、反対する主な理由は、いずれも譲渡会で部屋を使用する際に猫の毛が抜けることなどによる動物アレルギーや衛生面に伴うものでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 本市が県の殺処分ゼロに尽力をする上で重要なのは、猫の不妊手術を一気に進めていくことと保護猫の譲渡先を見つけていくことです。アンケートの結果から、アレルギーの方への配慮として、使用後の換気や掃除をしっかりと行うことで、公民館での保護猫の譲渡会の利用を認めていただければと思えますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

アンケート結果から、条件付を含めると約9割の方が保護猫の譲渡会の開催に支障がないと回答しておりますことから、令和6年4月より公民館における保護猫の譲渡会の利用申請があった場合は、その利用を認めてまいりたいと考えております。

一方で、アンケート結果より、動物アレルギー、衛生面などへの十分な配慮が必要であることから、利用後の清掃や換気など、公民館の利用には一定の条件を付してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 御答弁ありがとうございます。本市が保護猫の譲渡会に対して公民館の利用を認めるという方向性は、とても意義のあるものだと考えます。動物愛護の施策として誇れるもので、他市に与える影響も大きいのではないかと考えます。アレルギーのある方や反対の意見だった方にも、今後納得していただけるように、使用後の掃除や換気を徹底するよう条件を付した上で実施をしていっていただきたいと思います。

今回のこのアンケート結果は、動物愛護の活動に対する理解が市民の間に浸透していることを示すものだと思います。その意味では、保護犬の譲渡会についても、現在行われている塩浜ドッグランのほかの公園でも、申請があれば積極的に応じるなど、これは街づくり部をお願いをしたいと思います。

また、市内の公園での地域猫活動も、条件を付した上で、かつ登録制として、しっかりルールを守った活動であれば認めるという時期に来ていると思います。これは近隣市が先に始めていますし、国も肯定的なわけですから、ぜひこれもまちづくり部に一步踏み出していただきたいということを強く訴えまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 次に、ほどだゆうな議員。

〔ほどだゆうな議員登壇〕

○ほどだゆうな議員 皆さん、こんにちは。会派創生市川のほどだゆうなです。早速ではございますが、通告に従いまして、初回総括2回目以降一問一答の形式にて一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問では、実際に市民の皆様からいただいた御意見や御要望につきまして、3つの大項目について伺います。

まず、大項目の1つ目、中学校における教育について質問をいたします。

本市においては子育て世代の市外流出を課題としており、子育てしやすい町市川を目指し、本市独自での給食の無償化や、18歳までの医療費の無償化、第2子以降保険料の無償化など、子どもを育てやすくするための経済的支援を中心に施策を充実させてきました。私自身、未就学児の子どもを持つ親の立場からも、すばらしい取組に感謝いたします。

さて、子育て世代の人口の市外流出を防ぎ、定住人口を増加させるために、あるデータに着目をいたしました。全国学力・学習状況調査の得点の一覧です。ちなみに、千葉県の成績は、全国平均と同じぐらいか、僅かに下回っているという状況です。ベネッセ総合教育研究所によると、全国学力・学習状況調査の得点が高い自治体ほど人口が増加する傾向が見られるということです。子育て世代にとって、学校教育の充実は居住先を選択する際の重要な要素の一つとなります。そこで、次の一手は公教育の充実ではないでしょうか。

シティプロモーションの手段として、質の高い学校教育や高い学力に着目する自治体は増えています。質の向上を図るために、2つの観点からアプローチする必要があると考えます。

1つは、各中学校に実際に通っている生徒の皆さんが、よい教育の機会を得ることができ、生き生きと過ごすことができるための各学校におけるハードの面、もう一つは、市の公教育についての魅力的な教育指針であったり、コンテンツというソフトの面です。まず、中学生の日々の学校生活や学びを充実させるには、現状を知り課題を見つけ、それに対処し、よりよいものを模索することが求められます。

そこで、(1)市立中学校における生徒の生活や学びの質について、どのように現状把握をされているのでしょ

うか。その方法について、どのようなものがあるのかお聞かせください。

続いて、教育指針という面について(2)市立中学校における教育の特色について、本市の見解をお伺いします。

次に、大項目の2つ目、信篤幼稚園についてです。

昨年12月に信篤幼稚園にて保護者説明会が開催され、今年4月に入園する園児の卒園を待つというタイミングで廃園をするという方向性が示されました。そこで、信篤幼稚園の閉園の検討に関する現在の進捗状況及び今後の公立幼稚園の在り方に関する本市の見解についてお聞かせください。

次に、大項目3つ目、外環環状自動車道路の整備に伴う市内のまちづくりについてお伺いをします。

外環道路は平成30年6月に開通し、もう少しで開通6年となります。昨年、国土交通省などから発表された開通後5年間についての報告書によりますと、沿線自治体である市川市、松戸市、船橋市においては、開通によって工業地地価が約30%上昇、固定資産税、従業員数ともに5%ほど増加するなど、大きな経済効果があったとのこと。また、開通によって、抜け道として利用されていた生活道路の交通量が約4割減少するなど、市内の安全性の向上にも一役買っている重要な基幹道路となっています。外環道路の一般部分を走っていると、フェンス等で囲われた土地が道路沿いにたくさん見受けられます。用地取得の際の残地であり、このような箇所を路傍部というそうです。ほんの僅かな広さのものであったり、かなり広いまとまった大きさだったりする箇所もあります。路傍部につきましては、令和4年9月定例会にて竹内議員も質問されていらっしゃいます。この路傍部につきまして、近隣住民の皆様より様々な御意見をいただいております。

そこで伺います。それら外環道路の路傍部の利活用について、現在の状況と本市が認識している今後の展開についてお聞かせください。

以上で初回の質問とさせていただきます。関係各署の皆様におかれましては、御答弁をくださいますようお願い申し上げます。

**○稲葉健二議長** 答弁を求めます。

藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** 私からは大項目、中学校における教育についてお答えいたします。

初めに、(1)市立中学校における生徒の生活や学びの質について、現状把握の方法についてお答えいたします。中学校では、国や千葉県による調査のほか、市川市や学校独自で実施している各種調査を通して、生徒の生活や学びの現状把握に努めております。具体的には、文部科学省からは、いじめに関する調査や3年生を対象とした全国学力・学習状況調査、千葉県からはセクシュアルハラスメント及び体罰に関する調査や、1、2年生を対象とした学習に関するちばっ子学びの未来デザインシートの調査があります。本市では、学習用端末の活用状況アンケートや外国語の学習に関するアンケート、保健体育課のライフスタイル調査を実施しております。そのほかには、校内に相談用のポストを設置し、悩みや不安を抱えた生徒が各学校に配置されているカウンセラーに直接相談依頼ができるように配慮しております。また、管理職や学年職員による校内巡視が日常的に行われており、生徒や職員の様子を把握する中で、気になる点については、その都度、生徒指導担当教員等と連携を図り情報共有を行っております。

次に、(2)市立中学校における教育の特色について、本市の見解についてお答えいたします。中学校では、令和3年度から平成29年改訂の現行学習指導要領に基づいて、各学校における地域の特性や生徒の実態を踏まえた特色ある教育活動を行っております。また、令和6年1月に策定された第4期市川市教育振興基本計画に示されているとおり、全校に設置されている学校運営協議会、地域学校協働本部を活用し、地域と学校の連携協働体制の充実を図りながら子どもの育成を目指すことが、本市の特色の一つであると考えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目の2つ目、市立信篤幼稚園に関する御質問にお答えいたします。

信篤幼稚園を含めた公立幼稚園の今後の在り方につきましては、幼児教育振興審議会から出された答申を踏まえ、平成28年度に教育委員会が基本的な方針を定めております。この基本的方針では、現在6園ある公立幼稚園のうち百合台幼稚園、大洲幼稚園、南行徳幼稚園を基幹園として残し、この3園では特別支援教育をはじめとした公の役割を担うこととなっております。一方、基幹園以外の園につきましては、園児の人数が減少した場合、廃園可能となった園から順次廃園を検討していく方針が出されております。

また、幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため、各園の1学級当たりの人数につきましては、おおむね20人から35人を適正規模とすることなどが示されております。公立幼稚園の入園児童数の減少に伴い、この基本的方針を基に、昨年度から教育委員会とこども部で検討を重ね、昨年11月に信篤幼稚園及び新浜幼稚園の2園については、令和7年度末をもって発展的解消を行うという方針案を策定いたしました。

次に、当該2園の方針案策定後の周知に関する進捗状況についてでございます。方針案策定後は、保護者の方や関係各所に対して速やかに周知を行い、方針案に対する御意見などをお聞きすることといたしました。昨年11月末から12月上旬にかけて、方針案の内容に関する議員説明会や公立幼稚園の教職員に対する説明会を開催いたしました。その後、12月中旬に公立幼稚園に在園している児童の保護者の方に対して、文書で方針案の内容についてお知らせするとともに、当該2園に来年度入園申請をされている児童の保護者の方には、事前に電話で直接方針案について説明を行った上で説明文書を送付いたしました。また、12月22日には、当該2園に通園されている児童の保護者の方を対象とした説明会を開催するとともに、年明けの1月17日には、当該2園に入園申請されている児童の保護者の方と直接お会いして、改めて御意見や御要望についてお話を伺いました。なお、2月13日には、信篤幼稚園に在園する児童及び今後、同園に入園を検討している児童の保護者の方々と座談会を開催し、不安に思っていることや御意見などについて聞き取りを行い、今後も相談を継続していくこととしております。このほか広く市民の皆様から方針案に対する御意見をいただくため、1月20日から2月19日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。現在、結果の集計を行っており、まとめ次第、いただいた御意見について公開する予定となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、東京外郭環状道路の整備に伴う市内のまちづくりについてお答えいたします。

外環道路の千葉県区間は平成30年6月に開通し、一般部である国道298号についても植樹帯等の環境施設帯の一部は施工中ではございますが、大部分が供用されております。一方、沿道には、用地取得により残された部分で、歩道や植樹帯といった環境施設帯の位置づけがなく、フェンス等で囲われた未利用状態の土地、いわゆる路傍部が点在している状況もございます。これらの土地は国が道路用地として管理している土地で、外環道路の事業区域に含まれていることから、道路附帯施設や道路占用許可の範囲内で設置できるもの以外、利用できないとされております。そのため、これらの路傍部の活用につきましては、一例として、植樹帯や路上自転車駐輪場のような道路法に規定された道路占用物件としての活用が考えられます。また、国においては、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的としたボランティア・サポート・プログラム制度がございます。これは、地域住民や地域企業等の団体にて植樹帯や花壇の設置管理等を行っていただく制度であり、外環道路の路傍部につきましても、この制度活用は可能でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 全ての質問項目について御答弁をいただきました。各項目につきまして、順次再質問をさせていただきます。

まず、大項目の1つ目、中学校における教育について御答弁をいただきました。現状把握の方法につきまして、各種アンケート、相談ポスト、カウンセラーへの相談窓口、また、管理職や学年職員による校内巡視等と、先生方におかれましては、日常的に生徒の生活や学びの現状把握に努めてくださっていますこと、分かりました。生徒の皆さんのお話を聞くと、アンケートが一番身近なようでした。

そこで伺います。アンケートについて得られた情報は、どのように学校生活の現場にフィードバックされているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校では学校生活アンケートや教育相談アンケートの結果を基に、生徒に対し人間関係や家庭環境に関する悩みや学習及び進路に関する不安の解消に努め、充実したよりよい学校生活を送れるよう支援しています。不安の解消に向けては、教育相談週間などの期間だけではなく、必要に応じて、生徒が学級担任や学年職員と個人面談を行うなど、早期に対応し、養護教諭やカウンセラーを含め複数で情報を共有して対応してまいります。

一方、教育委員会は、国や県による学びに関する各種調査結果を基に生徒の学力や学習状況を把握分析し、各学校へ情報提供を行っております。

学校では、これらを基に教員の指導力向上に向けた学習指導の充実や授業改善を図り、学校運営に生かせるよう努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 例えばいじめの問題など、問題を抱えてしまった子どもたちは、なかなか自分から発信をすることが難しいケースが多いです。これらのようなセンシティブな問題に関しては、定期的なアンケートを行うことで問題の早期発見、早期対応につながるのではないかと思います。どうか引き続き子どもたちが安心して学校生活を送れるように見守っていただきたいと思います。また、学力・学習状況の調査については、結果を踏まえて状況の把握、分析によって教員の指導力向上を図り、学習指導の充実、授業改善を図っていらっしゃるということですので、きちんとフィードバックがされているということが分かりました。ただ、ハラスメントや体罰、いじめなど、そこまで重要な内容ではなくても、生徒たちは日々生活をしながら、改善したらいいなと思っていることが少なからずあるように思います。例えば、給食を食べる時間が短くて食べ終わらないとか、部活の練習が忙し過ぎて勉強に身が入らないとか、内申点の出し方をもっと明確にしてほしいなどなど、意外なところにも質の向上のためのヒントがあるように感じます。そこで、もう少し身近なといいますか、生徒の日々の生活に即したアンケートというものは実施されないのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 日々の生活に即した生徒によるアンケートといたしましては、委員会活動による身近な生活アンケートや、生徒総会に向けての学校生活に関する要望等があります。また、学校生活アンケートや教育相談アンケート、教科に関する授業評価アンケートを独自で作成し、実施しているところもあります。取りまとめられた結果は校内で共有され、生徒の活動に反映されております。



以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 独自でアンケートを実施している中学校もあるということです。子どもたちの中には、もっと先生と話したいと、そんなふうに思っている子が少なくないのではと思います。生徒の皆さんが意見を出し合って、学校生活をよりよいものにしようと模索できる取組は非常に有意義なものであると思いますので、実施をされている学校の先生方には頭が下がる思いです。市内全ての学校へと広げていきたい取組です。

そこで伺います。生徒が自由に意見を述べられるようなアンケートを市内一律で実施することが望ましいと考えますが、その点に関しまして、本市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 生徒が自らの意見や考えを自由に述べ、学校生活をよりよいものにしていく活動は大変重要であると認識しております。市内一律のアンケートは、今年度実施しておりますが、自由に意見を述べられる形式が取られておりません。今後は自由に意見を述べられる形式も視野に入れて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。中学校に限らず、意見が言いやすい環境というのはすばらしいと思います。まだ中学生ですから、全てが有効で実のある内容ではないかもしれませんが、たわいのない回答の中に重大な課題が見つかるかもしれません。取りまとめや精査は大変だとは思いますが、貴重な意見や重大な課題が埋もれることのないように、今後につながる取りまとめをしていただきたいと、フィードバックもしていただきたいと思います。

ただ、実際に中学校に通っていらっしゃる生徒さんたちにお話を聞いたところ、アンケートをしてもらったとしても、なかなか本当のことなんか書けないと話していました。皆さんいわく、先生が見るかもしれないと思うと書けることと書けないことがあるとのことでした。なるほど気持ちは理解ができます。そこで、現在、市内中学校全体で実施されているアンケートの回収方法や集計方法について、現状を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 調査につきましては、質問用紙への記入は自宅でも可能とし、内容が他者に見られることがないよう封筒等に入れた状態で回収しております。また、タブレット端末を用いたオンラインの回答など、プライバシーに十分配慮した上で回答できるように配慮しております。調査結果やアンケートの回答内容につきましては、各学校で取りまとめて国や県、市に報告しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 回答者のプライバシーや回答内容について十分な配慮がされているという点、大変に安心をいたしました。お話しいただいた皆さんには、その旨をお伝えしたいと思います。しかしながら、アンケート集計については、その閉鎖性から不信感を持たれてしまうという可能性があるということも、また事実です。現在は、市内の中学生1人1台タブレット端末が配付されています。オンライン回答のアンケートも一部始まっているということです。各中学校における先生方の取りまとめや確認を飛び越え、本市教育委員会にて直接集計できるようなアンケートも実施できるのではと思います。回答する生徒さんの皆さんの立場に寄り添った学校生活調査アンケートの実施となりますよう要望させていただき、次の項目へと移らせていただきます。

市立中学校における教育の特色についても御答弁をいただき、ありがとうございました。早速ですが、再質問させていただきます。御答弁に、地域の特性や生徒の実態を踏まえた特色ある教育活動をされているとありまし

たが、この内容につきまして具体的な事例を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 小中一貫教育の実践として、塩浜学園の塩浜ふるさと防災科、東国分爽風学園のふるさと探究科、信篤三つ葉学園のわが町・未来探求科が地域と連携した取組になっております。ほかにも地域にある団体の方が生徒を対象に救命救急講習を行ったり、学校が開設した体験講座の講師を地域の方が務め、生徒がゼミ形式で学習したりと、特色ある学びのゲストティーチャーとして地域人材を活用した学習を進めている中学校もあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 地域と連携した取組、これは地域愛を深める教育であり、公教育でなければならないことだと思います。各学校において立地や住んでいる方々の特徴など地域の特性があると思います。地域の皆さんにも御協力をいただきながら、よりよい地域教育がなされるよう、今後も御尽力くださいますようお願いを申し上げます。

さいたま市は、「学ぶならさいたま市！」というキャッチコピーを掲げ、日本一の教育都市を目指しています。2016年より全ての市立小中学校で独自の英語教育グローバル・スタディを実施。小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫したカリキュラムの下で、聞く、話す、読む、書く、4つの技能をバランスよく学び、将来、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒を育成しています。昨年と比較して、さいたま市は人口や世帯数ともに増加をしており、教育政策もそれに一役買っているのではと思います。本市の中学校教育の特色については、今後まだまだ発展できる大きな可能性を秘めていると思います。思い切った改革ができるようにも感じます。

そこで伺います。本市はさいたま市のような政令市ではないですが、指導要領のほかに本市独自のカリキュラムを策定することはルール上可能なのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学習指導要領の範囲であれば、各教科や領域を組み合わせるなどして、本市独自のカリキュラムを作成することは可能です。また、国の特区制度を申請すれば、さらに独自のカリキュラムを作成することも可能です。現在は学習指導要領等に基づいた教育課程の編成主体は各学校としておりますが、今後、本市独自のカリキュラムにつきまして研究していく必要があると考えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 ありがとうございます。本市独自のカリキュラムを策定することは可能であり、国の特区制度を利用すれば、さらに独自のカリキュラム策定が可能だということです。今、本市において研究していただいているという御答弁をいただきました。さいたま市のほかにも、先進事例として、東京都江戸川区では総合の時間の一部を組み替え、読書力向上に特化した読書科という授業を行っています。熊本県の宇土市では、総合の時間を組み替えて、計算力向上に特化したそろばん科という授業を全学年にわたってしております。ほかにも岡山県の和気町では公営塾を実施するなど、行政が放課後に学習の場を提供していて、様々な自治体が教育における特徴的なコンテンツを打ち出しています。本市における教育の特徴はという問いに胸を張って答えられるような、そのようなコンテンツを模索することは、中学生の生徒たちや、その親御さんはもちろん、小さい子がいる御家庭にも大変に喜ばれることになると思います。さらには、全ての市川市民にとっても、教育に力を入れている自治体であることは誇りに思えることではないでしょうか。先日、市民の方と話をされていて、文教都市って一

体何なのと、中身が伴っているのですかとと言われてしまいました。大変悔しい思いをいたしました。中学校における特色ある教育について、改めて御検討をいただきたいと思ひまして、強く要望いたしまして、この項目の質問を終わります。

続きまして、大項目の2つ目につきましても御答弁をいただきました。平成28年度教育委員会が定めた基本方針の下、園児の人数が減少した場合には、順次廃園を検討するということが決まっていました。そして幼児期の教育にふさわしい環境を維持するためには、1学級当たりの人数はおおむね20名から35名程度必要という旨も示されていました。このタイミングで閉園の方向性を決めた理由は、在園児が減少したためということでしたが、そこで伺います。1年間幼稚園を継続して運営をするのに、どれくらいの予算の確保が必要なのでしょうか。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

公立幼稚園の運営に関する予算の内容は、正規職員や会計年度任用職員の人件費、消耗品費、施設修繕料、光熱水費、委託料等がございます。令和4年度決算では、公立幼稚園全体の運営に関する経費は約3億8,000万円でございます。信篤幼稚園の経費を厳密に算定することが難しいところではございますが、おおよその目安として割り返しますと、1園当たり約6,300万円となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 1年間運営するのに大きな予算の確保が必要になりました。とはいえ、閉園することによってあぶれてしまう子どもがいないのか心配です。受皿の確保という意味でも、市内の私立幼稚園に皆さんが進学できるのでしょうか。

そこで質問です。市内の私立幼稚園の入園状況についてお答えください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。令和5年5月1日現在で、市内の私立幼稚園全体の定員は6,059人、それに対しまして入園児童数は3,318人でございます。ちなみに、5年前は定員は6,894人で、入園児童数は4,879人でありますことから、幼稚園の入園児童数は年々減少傾向にあると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 定員に対する入園児の割合については、5年前は71%ほどいらした。それが今は55%まで下がっているということです。保育園については、希望園に入るのがなかなか難しいと言われることが多いのですが、幼稚園については、定員という面のみに関して言えば、希望園に入れないという状況はほとんどないような様子かと想像します。

もう1点、再質問させていただきます。信篤幼稚園が閉園となった場合、そこで勤務している幼稚園の先生方のその後の処遇はどうなるのかということも気になることです。その場合の方針は決まっていらっしゃるのでしょうか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

御本人の意向を伺いながら、ほかの公立幼稚園に移動するほか、教育委員会や市長部局において、これまで養ってきた幼児教育の知識や経験を生かしながら、引き続き勤務することとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 答弁いただきました。今回様々な御意見をいただいておりますが、先生方におかれましては、市内のほかの場所で資質を生かしていただけるということです。ほかの公立幼稚園や教育委員会、市長部局など、場所こそ変わっても、どうか引き続き市内の子どもたちのために手腕を発揮していただきたいと思いません。

閉園となり、その背景やその後の展望について質問をしてみました。こちらも伺わなければいけません。保護者説明会が信篤幼稚園にて12月22日にありましたが、この説明会において、開催が遅過ぎるのではという意見がありました。説明会が12月になった背景についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

公立幼稚園に通う児童数は、近年は一貫して減少傾向となっております。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたことにより、費用負担の面において、私立幼稚園と公立幼稚園の格差が大幅に縮まったことや、保育園に対する需要が増加傾向にあることなどの影響によって、公立幼稚園を希望する児童数の減少傾向が著しく加速しているものと考えております。

そのような状況の中、昨年10月に令和6年度の新入園児募集を行った結果、教育委員会が定めた集団教育を行う上で求められる1クラス当たりの児童数の適正規模の下限であります20人を大きく下回る状況が見受けられるようになったことから、令和7年4月からの新規入園の停止を検討することといたしました。令和7年度の新規入園を停止するためには、入園申請の受け付けを行う本年10月に先立って条例の改正が必要となることから、本年6月定例会に条例改正議案の上程を目指し、それまでの間に十分な周知を行う期間として6か月を確保するため、昨年12月に方針案を公表し、園児の保護者や関係各所に周知、説明を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 御答弁くださりありがとうございます。こちら、本市のウェブサイトでも公開されております市川市立幼稚園の今後の在り方について（案）という文書です。今の御答弁にありましたように、ここにも記載されていますが、昨年11月には議員に向けた説明もありました。この文書の中には、閉園に際しては、保護者の幼稚園選択に支障が出ないよう、その地域で幼稚園に入れない児童が出ないようにしますと記載がされているのですが、ここで1つ取り残された学年があることを知っていただきたいです。令和7年の新規入園の募集を停止するとのことですが、この令和7年に新規入園をするつもりであった学年というのは、今の3歳児のお子さんです。まず前提として、信篤幼稚園を含む公立の幼稚園は2年保育であり、私立の幼稚園は基本的には3年保育です。2年保育である園に入園させようと思っていたのに、できないとなると、3年保育の私立幼稚園への入園を考えるわけです。そして、3年保育の幼稚園に年少から通わせようとする、3年保育なので、今年の4月に入園をさせる必要があるわけです。ですが、今年の4月入園のための募集は、ほとんどの幼稚園で前年の9月から12月までとされており、説明会があった時点では募集を終了していたということになります。途中からでも受け入れてくれるのかもしれませんが、自分都合ではないのに、募集期間外での問合せをしなければならなかったり、途中入園をせざるを得ない状況になってしまったりと、3歳児の親御さんにとっては大きな不安を感じさせてしまった可能性があります。私としましても、今後の方針の中で、保護者の幼稚園選択に支障が出ないような発展的解消を行いますとの説明を受けておりましたが、3歳児の親御さんにとっては少なからずの支障が出てしまったのではないかと思います。ほかにも、1歳や2歳のお子さんを持つ御家庭の中にも、信篤幼稚園に通わせたいと思っていた方もいらっしゃるかもしれません。どうか誠意のある対応をいただきたいと思うわけです。

が、本市としまして、現在、保護者の方々にどのように向き合っているのか、また、今後どのような対応ができるのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

発展的解消の方針案が公表されたことで、今後の就園先などについて不安を抱えておられる保護者の方々は、個々の状況に応じた支援が必要と考えておりますことから、まずは保護者の方が抱えている不安なことや今後についてのお考えを伺ってまいります。また、信篤幼稚園が発展的解消となった場合に、入園できる幼稚園がないかもしれないという不安を解消するため、信篤幼稚園周辺の私立幼稚園に対して、保護者から入園の希望が今後ある場合には積極的に受け入れていただきたい旨を相談したところ、御快諾をいただいたところでございます。このほか、市内ほかの公立幼稚園へ通園を御希望される場合は、自宅から離れた公立幼稚園にも通園できるよう、個々の状況に応じ通園手段の配慮を検討してまいります。今後も個別の状況に応じて、一人一人に寄り添いながら、できる限り不安が解消されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 ありがとうございます。個別の状況に応じて一人一人に寄り添ってくださるとの御答弁をいただきました。引き続き丁寧な対応をしてくださいますことを私からの要望といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

発展的解消の後に閉園がなされたとして、公立幼稚園の運営のために使われていた予算や人材などが有効に使われることを望みます。市内の子育て世帯や子どもたちのために活用されたいと願います。

そこで伺います。公立幼稚園を閉園するとして、予算や人材などの削減される資源を子育て世帯や子どもたちのどのようなニーズに活用することを考えているのでしょうか、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子育て支援に関するニーズは、少子化や核家族化、地域のつながりが希薄になっていることなどの影響で多様化しており、また、保育の質の向上に向けても取組が求められております。昨年12月以降、保護者説明会や、ただいま集計中ではありますが、パブリックコメントなどにおいて、今後拡充を期待する施策として、例えば発達に課題のある児童への支援や医療的ケア児に対する支援の充実、病児保育の充実、不登校の中高生に対する支援や幼稚園と小学校の連携強化など、様々な御意見をいただいているところでございます。これらの課題に対応するため、公立幼稚園の発展的解消に伴って生じる人材などの資源を生かせるよう検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 公立幼稚園の在り方に関する教育委員会の方針では、当面、百合台、大洲、南行徳の3園を基幹園として残し公の役割を果たすとされています。公の役割として、特別支援教育や教育機会の確保、幼児教育の研究、子育て支援施策、人材育成機能、5つの機能が明記されています。これらの役割のほかにも、医療的ケア児や発達に課題のある児童など、私立の幼稚園では対応が難しい場合がある児童の受入先としての公立幼稚園の役割は、市民の皆様にとっても望まれるものであると思います。一方、私立幼稚園のいいところは、例えば教育方針に特色があるところです。勉強に力を入れていたり、自由に伸び伸びと遊ばせてくれるところ、食育に力を入れているところ、英語や体操教育を実施しているところなど様々です。そして、我が子に合った園を親が選ぶことができるのも幼稚園のメリットだと思います。今では就労型の預かり保育も行っている園がほとんど

ですし、働くママにとっても、子育てに寄り添ってくれる力強い存在です。今回の公立幼稚園の発展的解消を、せめて市内の子育てサービスの拡充へとつなげてくださいますよう要望をいたしまして、この項目についての質問を終わります。

続きまして、路傍部の現在の状況と今後の展望について御答弁いただきました。路傍部に関しては、過去にも本会議で取り上げられていることは承知しています。一方で、市民からの意見や要望もまだまだあるのも事実です。私も現地調査をしてまいりました。

そこで再質問です。路傍部の状況と今後の展望については理解したのですが、東国分1丁目のフェンスで囲われている土地について、はるき公園という公園も一緒にフェンスで囲われ、現在利用ができなくなってしまっている状況です。この公園が利用できない経緯について把握されているのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

東国分1丁目16番地先にあるはるき公園は、国が外環道路用地の取得を進めるに当たり、地権者の生活再建を目的に代替地として宅地造成を行った際、整備した公園でございます。この東国分1丁目の代替地は、全14区画、約2,450㎡を造成しておりますが、現在まで代替地としての利用がないため、国では維持管理及び防犯上の観点から、現状フェンスで囲っているものでございます。なお、この土地の活用につきまして、国へ確認したところ、外環道路の事業期間中は代替地としての利用が考えられるため、他の用途での活用はできないとのことでございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 整備された公園が活用されていないという現状、非常に残念だと思います。事情は分かりましたが、市民の皆さんからすると、公園があるのに入れないという状況は少し残念だと、何とか利用したいというような御相談をいただいております。外環道路は地元の市民の多大なる協力の下、開通したものだということは全員の共通認識であると考えます。地域住民の皆さんが満足するような活用はできないのでしょうか。

そこで再質問をいたします。路傍部にしても、代替地にしても、開通からもうすぐ6年となるのにもかかわらず、フェンスなどで囲われているという現状は、景観面でもよい状況とは言えません。特に多数存在している路傍部については、地域住民からの要望だけでなく、地元市として、より美しく住みよい町にするためにも、市民の憩いの場を創出していただきたいと思います。例えば子どもが遊べる広場やベンチ等を設置したり、そのような整備は考えられないのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市としましては、路傍部の活用として、道路の環境施設帯としての植樹帯などの設置は1つの考え方として認識しております。また、地域住民からの要望や地域の状況等を勘案したポケットパークや広場等の市民の憩いの広場の整備につきましては、道路占用許可の範囲内として取扱いが可能か、国へ協議を申し入れることは可能と考えております。

しかしながら、路傍部の活用に対する国の考えは、現時点で事業完了後における明確な活用や処分の方針は決めていないとのことでございます。そのため、本市が仮に国の許可を得てポケットパークや広場等の整備を行った場合におきましても、外環道路事業の完了後に、当該路傍部が売却等の処分となった際、施設を撤去せざるを得なくなるようなケースも考えられてまいります。当該施設の整備については、予算の有効活用を図る観点から、維持管理等を含め、国の道路占用許可に対する意向等も確認した中で慎重に検討する必要があると考えてお

ります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 答弁ありがとうございます。国への協議申入れは可能であるが、事業完了後は撤去しなければならないという可能性があるということ、そして、事業完了がいつになるのかの見込みもついていないということ、これらの状況から、慎重にならざるを得ない旨を理解いたしました。

続けて再質問させていただきます。国としては外環道路の事業が完了した後、路傍部の活用方針について、まだ決めていないということですが、路傍部にはまとまった広い箇所もあることから、市民の憩いの場だけでなく、市として市民のために何か目玉となるような施設を整備するような活用方法も考えられると思いますが、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

事業完了後の路傍部の活用方針につきましては、国において未定とされておりますが、本市としましては、長年にわたり地域の皆様が事業に御協力をいただいた結果、外環道路が開通した経緯もあると認識しております。そこで本市としましても、公共施設の配置方針等のほか、地域の方々などの御意見も参考に、市として有効な活用が図れるよう考えてまいります。今後も国の動向を注視しつつ、関係部署との調整や国への積極的な働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 御答弁をいただきました。本市において現在行っている外環道路の主な残事業は、市川北地区の電線共同溝の工事と京葉ジャンクションの2つだと認識をしております。それらの箇所の事業が完了したとしても、その後は環境施設帯の整備として植樹帯や歩道などに組み込んでいくような流れになるかもしれません。外環道路の事業完了は、目安は発表されていないとのことではありますが、事業完了は半年後かもしれませんし、何年も先になるかもしれません。国の動向を注視しつつとのことではありますが、見込みがついていないものに対して国からの指示を受け身の姿勢で待つのではなく、事業完了前についても、事業完了後についても積極的に市の方針を国へとアピールしていただきたいと思います。令和4年の9月定例会にての竹内議員の質問に田中市長が、地域の方々の意見や要望に沿った形で有益な活動が図られる、そのような形になればとの答弁をなされてきました。

そこで再質問いたします。地域住民の方々などの意見や要望を参考にとということですが、それらの意見や要望といった市民の声を聞く機会はあるのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

外環道路に関する要望や相談をする窓口としては、まず国の施設として外環道路の工事に関する相談や地域への広報を目的とした大和田1丁目の外かん相談所がございます。また、本市においても、市民の皆様などから外環道路に関する御意見や御要望があった場合に国へ伝達し、必要に応じ協議を行う窓口を道路交通部道路管理課が担っております。市の窓口におきましては、これまで道路の不具合箇所や除草、あるいはボランティア・サポート・プログラム制度の利用について、自治会や市民の方々から相談を受けております。路傍部につきましては、現時点では利用方法が限られている状況ではございますが、本市としましては、地域住民からの要望等は関係部署とも調整しながら、国と協議している実態もございまして、今後も国には相談等を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員 地域の皆様にお話を伺うと、相談所まで行くほどではないけれども、思うことはたくさんあるとのことでした。行政が一方的に進めるのではなく、地域住民の方々にもまちづくりの一端を担っていただくことが、地域を愛する、地域愛を高めることにつながると思います。繰り返しになりますが、外環道路は地元住民の理解や協力によって実現したたまものです。路傍部の在り方について、地域の方々がどのように思っているのか、聞き取る機会を設けていただきたいと思います。ぜひとも市民の声を聞いていただいて、市民の大切な外環道路の完成を要望いたします。

よりよい行政サービスの模索のために市民の皆さんの思いに寄り添うことが重要かと思えます。本市におきましては、今後も住民の生活に大きく関わる施策がたくさん控えております。市民の声をよりよい行政サービスへと生かせるよう、様々なところにアンテナを張っていただきますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして一問一答にて一般質問を行います。

まず、議長にお願いがあります。質問の順番の入替えをお願いいたします。大問1のスポーツ大会会場が不足している課題についてを3番に回しまして、大問2問目の学力向上についてを最初に行い、以下、働き方改革、スポーツ大会、人工芝、この順で行いたいと思います。よろしく御配慮のほど、お願いいたします。

○つちや正順副議長 ただいまの申入れについて許可いたします。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。では、学力向上について伺ってまいります。

国は義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、全国学力・学習状況調査を行っております。この調査の主な目的は、1つ目として、学力や学習状況を把握、分析し、教育政策の改善を図る、2つ目として、学力や学習状況を把握、分析し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善、指導に役立てる、3つ目として、教育に関する継続的な検証サイクルを確立するとなっております。今回は、この全国学力・学習状況調査の結果を中心に、本市の学力向上について伺ってまいります。

まず最初に、市川市の小中学生の学力の現状について、令和5年度の全国学力・学習状況調査結果を把握、分析したものを基に、お聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、毎年4月に小学6年生と中学3年生を対象に行われております。令和5年度は教科に関する調査として、小学校、義務教育学校前期課程では国語、算数の調査が、中学校、義務教育学校後期課程では国語、数学、英語の調査が行われました。本市の平均正答率の結果を見ますと、小学校は、国語が全国平均とほぼ同等、算数が全国平

均を上回る結果でした。中学校は、国語が若干全国平均を下回り、数学、英語は全国平均を上回る結果で、全体としては全国平均と同等と捉えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 全体としては全国平均と同等ということでございましたが、中学校の国語は全国平均を若干下回るということでございました。中学校国語の下回った結果の詳細についてお知らせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本市の中学校国語の平均正答率ですが、「書くこと」については全国平均とほぼ同等で、「情報の特徴や使い方に関する事項」については、全国平均を上回る結果でした。しかし、「話すこと・聞くこと」や「読むこと」、「我が国の言語文化に関する事項」についての平均正答率は全国平均を下回り、また、記述式の問題は選択式の問題に比べ無解答率が高く、平均正答率も全国平均を下回ったことから、全体として全国平均を若干下回る結果となりました。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 記述式の問題の無解答率が高かったというのが気になります。設問の意味が分からなかったのか、設問の意味は分かったが記述の仕方が分からなかったのか、大きく違いますので、ここはしっかり分析する必要があると、このように思います。

学力の現状について、市川市は小学校も中学校も全国平均と同等とのことですが、これは私の考えですけれども、市川市の中学生はかなり頑張っていると、このように思います。なぜかと申しますと、市川市、これは都市部特有の状況があるからです。市川市を含め都市部の地域では、小学校から中学校に上がる際に、私立を受験して私立の中学校に行く子が多くいます。どのくらいいるかと申しますと、ヒヤリングの際に頂いた資料によりますと、ここ3年間のデータによると、卒業者、毎年約3,600人、私立に行く子は約500人前後でございました。割合にして大体14%というところですね。これだけの子が私立に進学しております。しかも、この子たちは、いわゆる成績上位の子です。先ほど小学校6年生と中学校3年生の状況を調べるということでございましたが、6年生でテストを受けた成績上位14%の子は、地元の中学校に行っていないという状況なんですね。こういった中でありながら、学力はほぼ全国平均と同等を保っている。さらに、数学と英語は全国平均を上回っていること。ということは、中学校に上がってから、この3年間を市川市の中学校の先生方、よりよい教科指導をし、中学生もよく学習している、こういう成果だと、私はこのように思います。でございますので、引き続きよろしくお願ひしたい、このように思います。

さて、全国学力・学習状況調査の結果を基に現状を伺ってまいりました。続いて、分析し判明した市川市の課題について伺います。どのようなことが課題として挙げられるのでしょうか。お聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学力向上には、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組むなど、一人一人が主体的に学ぶことが重要となります。しかし、「国語の勉強は好きですか」や「国語の勉強は大切だと思いますか」、「算数・数学の勉強は好きですか」や「算数・数学の勉強は大切だと思いますか」との設問に対し、小学校、中学校ともに肯定的な回答の割合が全国平均を下回り、本市の児童生徒における学習意欲については課題が見られます。また、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるという設問や、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいるなど、探究的な学びに関わる設問についても課題が見られることから、課題解決学習に関する学びの質を高めることも本市の課

題であると捉えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 学習意欲と探求的な学び、課題解決学習に関する学びが課題とのことでもございました。全国学力・学習状況調査は、いわゆる学力を確認する教科に関する調査と、学習意欲や学習環境等の学習状況を調べる質問紙調査に分かれますが、判明した課題は、質問紙調査の結果を分析したものということだと思います。では、この質問紙調査の結果を分析し判明した学習意欲と探求的な学びという課題、これらの課題をどのように改善していくのでしょうか。令和6年度教育行政運営方針には、授業改善を進めるとあります。これらの課題について、どのように授業を改善していくのかお聞かせください。

〇つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

〇藤井義康学校教育部長 学習意欲の向上につきましては、児童生徒が興味、関心や疑問を持つことに適した題材、資料を提示することや友だちとの話し合いを通して自他の考えを深め、学習したことのつながりを考えるなどの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行ってまいります。探究的な学びにつきましては、児童生徒が自ら課題を設定し、解決に向けて情報収集、分析などを行い、周囲の人々と協働しながら進めていく学びを、さらに推進することが重要であります。令和5年度全国学力・学習状況調査の結果では、探究的な学びである課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ授業や各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行った授業が多いと答えた児童生徒ほど、教科の正答率が高い傾向にありました。また、文部科学省では、OECD、経済協力開発機構による2022年のPISA調査の結果から、ICTを用いた探究型の教育の頻度を日本の課題と捉え、探究的な学びの促進を授業改善の一つとして掲げております。

そこで令和6年度からは、教育行政運営方針の具現化を目指し、本市で重点的に取り組む内容として、探究的な学びの推進をはじめ言語能力の育成、児童生徒の学習用端末の活用推進、児童生徒の体力の向上、多様な教育的ニーズに対応する学びの推進の5つの柱を立て、重点としました。これらを基に各校で現状と課題を踏まえた具体的な取組を進め、その成果と課題を確認しながら、授業改善の推進を図ってまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 学習意欲の向上については、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、また、探究的な学びについては、自ら課題を設定し、解決に向けて情報収集、分析などを行い、友達と協働しながら進めていく学びと捉え、令和6年度の重点とし、各校で現状と課題を踏まえた具体的な取り組みを推進していくと、このようなことでもございました。

ここで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と探究的な学びの授業改善について考えてみたいと、このように思います。私は、主体的・対話的で深い学びとはどういうものかといいますと、少し子どもになって考えてみたいと思いますが、私がある問いに対して、Aという答えを、友達はBという答えを導き出したとします。私には、Aという答えを導き出した理由、根拠があり、友達にもBという答えを導き出した理由、根拠があります。話し合いの場面では友達に、Bという答えになった理由、根拠を聞き、逆に私は友達にAという答えになった理由、根拠を伝えます。このとき、私と友達はどのような状況になっているかというと、互いに相手の論に入っていることとなります。相手の理屈に入っているということですね。そして、2人とも、ももとの自分の考えと相手の考えを比較します。この結果、なるほどBという考えのほうが正しかったと間違いに気づくこともあれば、いやいや、そうはいつでも、やっぱりAのほうが正しいと思うこともあるでしょう。どちらにしても、最初のAだけ、Bだけというよりも考えは深くなっていると思います。まずは主体的に自分の考えとその根

拠を持つ、次に話し合いで対話的に、一度相手の論に入ってみる。そして、自分の最初の考えと考えの根拠についてももう一度考える。このことで深い学びとなる。授業改善はこの繰り返しが必要に思います。学習意欲も向上すると思います。この主体的・対話的で深い学びのキーワードは一度相手の論に入って考えてみるです。御一考、お願いいたします。

続いて、探究的な学びの授業改善についても考えてみたいと思います。総合的な学習の時間の充実が一番と思いますが、自ら課題を設定し、解決に向けて情報収集、分析などを行い、友達と協働しながら進めていく学びは続けていくとして、これからの時代に必要なことは、発信していくことだと思います。総合的な学習の時間等でまとまったある一定の主張をプレゼンすること、これをもっと取り入れるべきでしょう。パワーポイントや映像で分かりやすく相手に伝える、こういう活動も取り入れたらと思います。キーワードは発信力の育成です。これも御一考をお願いいたします。

I C Tを用いた探究型の教育も課題として捉え、学習用端末の活用を令和6年度の重点として取り組むとのことでしたが、学習用端末の活用については別の機会に改めて質問させていただきます。

さて、探究的な学びは、何度も申し上げますように、自らが課題を設定し、解決に向けて情報収集、分析などを行い、友達と協働しながら進めていく学びのことです。これは、市川市が長年にわたり取り組んできた読書教育と密接な関係があるように思います。探求学習と市川市の読書教育との関連について、どのように考え進めるか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 探究的な学びを進めるためには、御質問者のおっしゃるとおり、課題を設定する、情報を収集する、情報を整理、分析する、まとめて発信するなどの情報活用能力が不可欠です。そのためには、I C Tの利活用とともに学校図書館活用が有効であると考えます。本市では、公共図書館や学校図書館同士で図書や資料を貸し出し、児童生徒や教職員が必要な時に適切な情報を得ることができる学校図書館ネットワークシステムの構築を通して読書教育を推進しております。このシステムをさらに充実させ、各学校の探究的な学びの推進計画の進捗に合わせ、適時適切に図書や資料を提供し、児童生徒個々の学びを支援するなど、学校図書館の機能を生かしながら、児童生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市川市の公共図書館と学校を結ぶネットワークシステムは、授業で多くの関連資料が必要なきに大変有効なシステムです。例えば、総合的な学習の時間のテーマを防災とし、資料が必要になったとします。一般的な他市では、自校の学校図書館だけで防災関係の資料を探すのが普通です。しかし、市川市では、公共図書館や他校にある資料も一定期間借りることができ、子どもたちは多くの資料から、自らの課題を見つけたり、調べたりすることができます。このシステムが構築されてもう30年近くになると思いますが、先見の明に感謝するばかりです。御答弁では、さらに充実させるということでしたので、探究的な学習と市川市の読書教育を融合させ、児童生徒の学力向上を目指していただきたい、このように思います。

私は、読書教育そのものも児童生徒の学力向上に密接な関係があると考えていますが、この点につきましても、別の機会に改めて質問させていただきます。

学力向上について伺ってまいりました。全国学力・学習状況調査結果のほぼ全国同等という現状に甘んずることなく、明らかになった課題を真摯に受け止め、対応していただきたいと思います。令和6年度は5つの重点目標を設定し、市川市として取り組んでいくとのことですので、ぜひ教員一人一人の具体的な目標にまで落とし込んで、市川市の教員が一体感を持って学力の向上を目指していただきたい。これは要望しておきます。

最後に、田中教育長に学力向上について御所見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○つちや正順副議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、学力向上に向けた取組の考え方でございますけれども、私は、やはり御質問者もお話しされていたように、主体的・対話的で深い学びに通ずる授業改善を教師側がしっかり持つということが大事だと思います。それから、子どもにとっては、じゃあどんな力をつけるのかというと、私は活用する力だというふうに思っています。その活用する力というのは、例えばですけれども、各教科領域の中で子どもは学びますね。そして、数学で学んだことを社会や理科にも活用できる、そういう力を身につけていくことが学力向上につながっていくのかなというふうに思っています。

そこで、じゃあ次の段階として、それを具体的にどんなふうに進めていったらいいかということ、御質問者も御指摘のとおり、やはり私は本を読むこと、読書教育であります。本を読んで、その中に疑問なこともあるでしょう、分からないこともあるでしょう、興味、関心の湧くこともあると思います。そしてそれを、次は調べると。調べるのは方法がいろいろあって、今市川ではタブレットが支給されていますから、タブレットのICTを使って調べるという方法もありますし、市川市の特色である学校図書館、これを活用して調べて深掘りをしていく。そして、自分の考えや、あるいは解決の手だてというものを何となく見つけながら、今度はみんなと意見を出し合いながら、自分の意見、相手の意見を聞きながら尊重し合い、そして自分の意見を確立していく、まさに協働的な学びと、それから、おっしゃった探究的な学び、これが同時に流れていく、こういうようなサイクルを進めていくことが学力向上につながっていくというふうに思います。

それで、最後ですけれども、やはり教師が一人一人の子どもに適時適切な対応というんでしょうか、個別最適な学びを提供していく、これが備わっていくと、子どもにもいろいろな力をつけていくことにもつながっていくと思いますので、そういう形で進んでいけば学力向上を目指せると、そのように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 教育長、ありがとうございました。教育長の下で、私も教員生活、校長として学校教育に取り組んできたわけでございますけれども、今の先生と同じ気持ちで、ずっと私もやってきたなと改めて感じた次第でございます。長年にわたり市川市の教育のため御尽力いただきました。本当にありがとうございました。

次の大問に移ります。教職員の働き方改革につながる業務委託について伺います。

まず最初に、教職員の働き方改革につながる業務委託をどのように考えているか伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 令和5年8月に中央教育審議会の初等中等教育分科会から、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策の提言がありました。施策には、校外の見回りなどの学校以外が担うべき業務、校内清掃の一部の必ずしも教師が担う必要のない業務、学校行事などの負担軽減が可能な業務の3つの業務の考え方を明確にして、役割分担や適正化を推進するよう示されております。この提言を受け、現在のところ、教育委員会内において分類された業務の中で業務委託が可能な業務について検討しているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 業務委託が可能な業務について検討しているということでございます。確認ですが、昨年は学校のプール清掃を業務委託し、PTA予算を充てる学校がありました。今後このようなことはないかと

えてよろしいでしょうか、伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 今年度、市内で確認された数校には指導いたしました。今後もこのようなことがないよう周知してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 業務委託の考え方について、さらに伺います。業務委託が可能な業務について検討しているとのことでしたが、もう少し具体的に、どのようなものを業務委託していきたいと考えているのかお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会としましては、授業準備、成績処理、支援が必要な家庭対応など、子どもや保護者と直接向き合う業務につきましては、学校現場で負担軽減に向けた取組を引き続き検討していき、必ずしも教師が担う必要がなく、専門的なスキルを必要とするような校内清掃の一部や遊具の点検などが業務委託を検討する対象になるものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 必ずしも教師が担う必要のない、また、専門的なスキルを必要とする校内清掃の一部や遊具の点検などが業務委託の対象となると考えているということでもございました。校内清掃の一部というのはプール清掃のことでしょうし、また、遊具の点検というのは、公明党、浅野議員が昨年12月定例会で指摘されたことだと思います。教師が担う必要のない専門的なスキルを必要とする業務という一応の考え方は分かりました。では、業務委託による教職員の業務負担軽減は進んでいるのでしょうか、進捗状況をお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 令和4年度より、教育委員会と市内公立学校の教職員の代表から構成された働き方改革推進委員会を再開させ、今年度は、先ほど答弁いたしました3つの業務の考え方について本市の現状を確認し、役割分担と教育委員会として可能な取組を検討しております。しかしながら、業務委託による次年度の業務負担軽減に向けた取組につきましては検討中であります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 次年度の業務委託による軽減は検討中ということでもございました。昨年9月の会派創生市川の代表質問において、プール清掃を業者に依頼しPTA予算を充てることについて質問した際の答弁は、PTA予算を充てることは適切ではないので同様のことがないよう各校に周知徹底する、教育委員会としては、プール清掃の業務委託を含め、教職員の働き方改革につながる業務負担の軽減に努めることを全市的に推進していくというものでした。プール清掃の業務委託は全市的に推進していくとのことでしたが、令和6年度当初予算には反映されていないように思います。業務委託を今後どのように進めるつもりか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教職員が心身の健康を損なうことなく、授業やその準備に集中できる時間や子どもと向き合う時間を確保できる環境を整備する必要があると考えます。引き続き働き方改革推進委員会にて、3つの業務の考え方にある14項目の業務委託による効果や委託する業務の順位づけも含めた具体策について協議を重ねながら、できることから進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 できることから進めますとのことでした。全く残念な答弁としか言いようがありません。昨年9月の教職員の働き方改革につながる業務負担の軽減に努めることを全市的に推進していきますとの答弁との差があり過ぎ、驚きを隠せません。

さきの昨年9月の答弁では、PTA予算を充ててプール清掃を業者に依頼したことについて、教職員の負担軽減のため、学校とPTAが話し合い、やむを得ない対応になったと認識していると、このように、その学校の状況を想像されています。そうなんです。やむを得ない学校があるんです。このことを私の経験や調べたことから、少し話させていただきます。

多くの学校がプール清掃を教員と保護者、児童生徒で行っている。一見、どの学校でもできそうと思われませんが、必ずしもそうではありません。かなりの苦勞があります。児童生徒数が100人の学校と1,000人の学校では、全く対応が違います。学校規模の小さい学校ほど保護者の数も少なく、児童生徒数も少ないため、業者に頼るやむを得ない事情が生まれます。業者に頼らなければ、少しの保護者と多くの教員がやることとなります。1,000人の学校もそう簡単ではありません。現在は、保護者といってもPTAの役員等が駆り出されるのがほとんどの状況であり、昨今はPTAは任意加入という意識の方もいて、なぜPTAがプール清掃をやらなければならないかとの意見が多い場合は、安易にPTAに清掃をお願いするわけにもいきません。お願いできなければ、少しの保護者と多くの教員がやることとなります。PTAにお願いができて、児童生徒と教員でやる手配がついたとしても、当日雨が降ってしまうと大変困ります。プール清掃の数日後に始まるプール開始日が決まっているため、別の日に移して、改めて集まっていただくわけにもいかず、雨の中、児童生徒や保護者に手を借りるわけにもいかず、少数の教員が気合と根性でプール清掃を行うこととなります。また、中学校と小学校でも事情は違います。保護者の関わりは小学校のほうがやはり多く、中学校は保護者が協力している学校は僅かです。中学校は生徒と教員でプール清掃を行うことが多いのですが、生徒といっても運動部活動の生徒を借り出して行うことが多く、小規模の中学校では簡単にはいきません。また、水泳部はありませんので、テニス部やサッカー部などの生徒にお願いし、プール清掃と属するスポーツとは全く関係がない形で行うこととなります。部活動の地域移行が進めば生徒にお願いすることはできなくなるでしょうと、このように、学校規模や学校種によって簡単にはいかず、やむを得ない事情を抱えています。天候にも左右されることは先ほどお話ししたとおりです。

昨年度、やむを得ない事情からPTA予算を充てた学校は、令和6年度は業務委託を全市的に進めるとの答弁に期待していただけに、残念な気持ちが強いと思われれます。まして、PTA予算を充てることは適切ではないとの指導を受けているわけですから、教育委員会に対して不信感が生まれてしまうのではないかと心配いたします。

そこでお願ひしますが、プール清掃について、やむを得ない事情から困っている学校、業務委託にしてほしいと願っている学校に何らかの支援はできないでしょうか、お伺ひします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校として困っていることにつきまして、教育委員会の各課の予算内で業務委託ができないか、また、教育委員会の人員で対応ができないか、関係部署とも連携を図りながら対応してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ教育委員会への不信感が増さないように、工夫して助けていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

さて、今後について視点を変えて伺ってまいります。先ほど、学校規模、学校種によって対応が違っていると申し上げました。プール清掃の業務委託一つでも、やむを得ず願う学校と、そうでない学校もあります。これは、対応しなければならない課題に対する優先順位が学校によって違うということだと、このように思います。これは学校ごとに課題が多様化していることの表れだと、このように思います。予算のつけ方として、全市的に一律に平等にプール清掃に予算をつけるというような考え方は、課題が多様化している学校現場に現在合っていないのではないかと思います。

そこでお伺いします。学校ごとの多様化する課題に対して、もちろん働き方改革のための業務委託に充てることも含めて、学校多様化課題対応予算というような校長裁量でも執行できるような予算が組めないでしょうか、お伺いいたします。

〇つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

〇藤井義康学校教育部長 学校課題は学校ごとに異なることから、今後は課題を把握する方法も含め検討してまいります。

また、予算につきましては、関係部署と連携し、学校課題を解決するためにどのような形であることが望ましいのかを検討してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 ぜひ検討していただきたいと思います。課題が多様化しているのですから、予算も多様化に対応できるようにしていただきたい、よろしくお伺いいたします。

最後に、松丸副市長に教職員の働き方改革につながる業務委託について御所見を頂戴できればと思います。よろしくお伺いいたします。

〇つちや正順副議長 松丸副市長。

〇松丸多一副市長 教職員の働き方改革につながる業務委託ということで御質問いただいております。学校教育部長からも答弁があったように、その必要性、学校現場の負担軽減を進めるということについては、当然必要であるという認識に立っております。教職員の働き方改革を含め、教育現場における改革においては、さきの代表質問で教育長からも答弁がありました不易と流行、こういった考え方がございます。ただ、やはり市川市の魅力ある教育というものを目指していく上では、この不易と流行というものを、時には不易を守るための流行であると、そういう認識の下で思い切った改革も必要ではないかと、そのように考えております。

教職員の働き方改革、教育現場の負担軽減につながるわけではありますが、この解決策につきましては、議員もおっしゃるように、学校でそれぞれ違ったものが想定されます。また、特色ある学校づくりであったり、地域に開かれた学校づくり、そういった観点からは、教育活動の展開も学校ごとに違いがあって当然かと思われま。そういう中で、それぞれこの解決策、あるいは教育活動に充てられる原資というのは、市民の皆様からお預かりした大切な税金でありますので、この税金を生きたお金として、しっかり使っていく、これを学校ごとに生かしていただくという意味では、議員もお話しがありましたように、学校裁量というものも検討していく必要があるかと思われま。これにつきましては、既に令和6年度当初予算の編成におきまして、市長から提案、指示がございました。検討は進めたんですが、6年度予算にはちょっと準備が整わなかったと。これにつきましては、引き続き令和7年度予算編成に向けて、学校ごとに生きたお金を使えるような財務会計処理の方法について検討を進めてまいりたいと考えております。その際には、現場主義の観点から、学校の先生方の御意見もしっかりと尊重し、さらには市民目線の観点から、児童生徒をはじめ、家庭、地域の皆様からも喜んでもらえるような施策展開に結びつけるように十分配慮して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 大変前向きなお話を聞けたというふうに思います。ありがたく思います。次年度の予算、本当に期待しております。働き方改革というのは、とにかく先生方に少しでも余裕を与えるということが一番大事です。その分、子どもたちを見る目が増えるわけです。見る時間が増えるわけですね。そのために有効にお金を使う、このようにお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の大問に移ります。スポーツ大会の会場が不足している課題について伺います。

市川市は、令和5年3月、それまでの計画を見直し、新たに第2期市川市スポーツ推進計画を策定しました。この計画は、基本理念を「健康なからだと明るい人間をつくるスポーツのまち いちかわ」とし、国の第3期スポーツ基本計画にある、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に呼応する形を取りつつ、市川独自に「知る」という観点を加え、4つの基本目標を掲げ基本理念の実現を目指しています。私は、この4つの基本目標の中で、市川市が不足しているのは、スポーツを「ささえる」にあると思います。

第2期市川市スポーツ推進計画の基本目標3で、「ささえる」の具体策として、「スポーツ活動を支える人材と環境の拡充」を挙げ、個々の力では用意が難しい『『場所』の整備や、『指導者』の育成と斡旋、『仲間（団体等）』の設立・募集の支援などを進め、市民がスポーツをするうえで、必要な支える環境整備を図ります」とあります。しかし、昨年、令和5年2月議会において私が指摘しましたように、場所の整備については、競技人口や競技の多様化に対応しておらず、屋外においては、場所の不足と野球場の数が異常に多いバランスを欠いた状態が続いています。このような状況の中、サッカー等の屋外のグラウンドを使用するスポーツは、大会を開催するに当たって会場の確保に大変苦慮していると聞きます。

そこでお伺いしますが、大会会場の不足について、市はどのように認識しているのでしょうか。お聞かせください。

〇つちや正順副議長 立場スポーツ部長。

〇立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

市の各スポーツ施設において、各種競技の年間の大会会場を確保するために、各団体による日程調整を行っておりますが、大会開催は土日、祝日を中心に企画されるため、希望される日時の重なりは多く見られます。例えば、国府台陸上競技場では、年間の半数以上の土日において同日に2団体以上、最大で4団体による大会日程が重複し、各団体の希望どおりの日時では大会を開催できていない現状であることを認識しております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員 そうですね。現状は圧倒的に足りません。大会となると、開会式等、やはり立派な会場でやりたいと普通思うわけで、そうなりますと、市川市は屋外の立派な会場は国府台陸上競技場しかありませんから、ここに集中することになります。私が調べたところ、市のスポーツ推進課や青少年育成課が主催、担当するスポーツイベント、小中学校関係の小中学校体育連盟の主催する大会、市川市スポーツ協会に属する陸上競技協会、サッカー協会、ラグビー協会等、これらの団体が様々な大会会場として使用を希望しますから、結果として希望どおりにいかないのが現状です。これらに加えて、最近では、市川市が協定を結ぶアメリカンフットボールチームのリーグ戦も行われるようになり、ますます過密になりました。

このような屋外のスポーツ競技大会の会場が不足している課題に対して、市は第2期市川市スポーツ推進計画の中で、拠点の拡充を挙げています。この中では、民間活用や活用されていない施設の有効活用がうたわれています。市川市内の民間施設や学校校庭を国府台陸上競技場と同じように、市のスポーツ施設に準じた施設として

位置づけて大会会場として使用できないでしょうか。この屋外競技大会の会場が不足している課題に、市はどのように対応するのかお聞かせください。

○つちや正順副議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

各種競技の大会会場を十分に提供するために、スポーツ施設の整備の必要性は十分認識しておりますが、用地の確保など解決しなければならない課題は多く、既存施設の環境を整えていくとともに、併せて民間施設等の活用も検討しなければならないと考えております。

そこで、次年度につきましては、市川市の土地を民間が借り受けて整備運営している柏井のサッカーグラウンドにおいて、一部の大会会場として使用できるよう、借主との調整を進めており、協議内容を整えているところでございます。

なお、学校の校庭活用につきましては、解決しなければならない課題は多くあり、関係部署とともに調整を要するものと考えております。

これらの課題に対し、多方面から多様で柔軟な対応案を考え、市民の皆様に十分にスポーツを楽しんでいただけますよう環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 市川市の土地を民間が借り受けて整備運営しているグラウンドというのは、J : COM北市川スポーツパークに隣接する北市川フットボールフィールドのことだと思います。ここは昔アーセナル、今は名前を変えてガナーズというサッカースクールを運営していると承知しておりますが、ここを大会会場として使用できる方向で協議していただいているとのこと、大変いいことだと思います。もともとが市の土地ですから、できる限り市民が大会会場として使用できる日数を増やしていただきたい。要望しておきます。

学校校庭を大会会場として使用することは、現状でもあり得ることですが、あくまでも学校開放事業の一つとして行っており、ある団体が大会会場として使用する場合は、他の開放団体との協議調整が必要になり、大会会場として学校校庭を確保することが難しくなっているのが現状です。スポーツ施設の不足を補うため、学校教育に支障のない範囲という原則は保ちつつ、学校校庭を市のスポーツ施設に準じた施設として位置づけ有効利用する、このように考えることも必要に思います。なかなか課題は多く難しいとのことですが、ぜひ進めていただきたい。このことも要望しておきます。

スポーツ大会の会場が不足している課題について伺ってまいりましたが、民間施設の活用が可能になったということで一歩前進というところですが、スポーツ施設不足の解消にはまだまだという状況です。やはりスポーツ施設不足の解消には、スポーツ施設の新設が必要に思います。さきの推進計画の基本目標「ささえる」の拠点拡充の具現化、これが急務でございます。今後も市川市北東部スポーツタウン基本構想の進捗も含めて、スポーツ施設不足の解消への取組を注視してまいります。

次の大問に移ります。公立学校校庭の人工芝化について伺います。

公立学校の人工芝化については、令和5年9月の答弁では、学校の建て替え時に検討していくということでございました。その後、人工芝化については、校庭の砂じんに悩む学校や、学校開放で校庭を使用するスポーツ団体から教育委員会に対して、人工芝化を早く進めるべきとの声があったと聞いております。

そこで伺いますが、公立学校校庭の人工芝化の進捗状況に何か変化はあったのでしょうか。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 9月の定例会で答弁いたしました後、現時点において、具体的に人工芝化が決定した

学校はございません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 では、今後はどのように進めていくかお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 校庭の人工芝化につきましては、各学校の周辺環境や利用状況、設置費用など様々な観点から検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 私の経験からも——校長としての経験が多いんですが、校庭の砂じんの苦情、これは住宅密集地の学校は、どこでも同じ苦情に苦しみます。人口密集地の学校はどこも抱えている課題だというふうに思います。ですから、この人工芝化というのは大変有効というふうに考えます。また、学校開放で校庭を使用する団体の人工芝化の声は、やはり地域の方から見て、市川市はスポーツ施設が不足しているということの表れ、このようにも思います。人工芝化は学校建て替え時に検討とのことですが、このような地域の要請、要望があれば、建て替え時を待たずに進めるべきと思います。

御答弁では、様々な観点から人工芝化を検討していくとのことですので、地域の要請、要望があれば、人工芝化を進めることもこの観点に付け加えていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょう。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

御質問者のおっしゃるとおり、地域の視点も含めた人工芝化については、先ほども答弁しましたとおり慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。もちろん第一義的には、公立学校校庭の人工芝化は、何よりも学校生活を送る児童生徒のためであります。安全、安心して遊べ、スポーツができる、このためというふうに考えております。先ほど、ほどだ議員の言葉の中に、学校教育、市川市のセールス、売りというようなことがございましたが、全ての学校、校庭が人工芝ですよと、これは大きな売りではないかと私は思います。いずれにしても、今後も公立学校の校庭の人工芝化を注視してまいります。

以上をもちまして創生市川、石原たかゆきの一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 沢田あきひと議員。

〔沢田あきひと議員登壇〕

○沢田あきひと議員 市川維新の会の沢田あきひとでございます。まずは令和6年1月1日、能登半島地震が起きました。お亡くなりになられました方々の御冥福、並びに被災された皆様へのお見舞いを申し上げ、復興を心より祈念いたしております。

それでは、大項目、清掃行政から質問させていただきます。

昨年11月に東京都江東区にある粗大ごみ破碎処理施設にて、リチウムイオン電池が発火し、東京都の粗大ごみ処理は、現在なお逼迫している状況がございます。リチウムイオン電池は分別し、住んでいる自治体に応じた処分が必要であり、今後さらにごみの分別・再資源化が求められます。私は、昨年9月に定例会におきまして、ペ

ットボトルのリサイクルを取り上げましたが、こうしたごみの分別、リサイクルの観点から、引き続き清掃行政について質問させていただきます。

現在、本市でリサイクル可能なごみとして分別回収が行われているのは、ビデオカメラやノートパソコン等の使用済み小型家電があります。回収した小型家電は、市内の障がい者就労施設と連携し、解体することで、障がい者施設での就労支援に役立てられています。また、小型充電式電池についても回収ボックスを設けていただいております。さらに、本市では、令和3年度から学校給食の公会計化に伴い、学校給食廃油を回収、販売し、再資源化に寄与しております。加えて、市民の皆様による自主的な資源回収活動として、本市では、自治会、子ども会、PTAが主体となって新聞紙、布類、瓶、缶など多岐にわたるリサイクル活動が行われています。リサイクルの概念が市民の皆様に定着している昨今です。

ここで、行政がイニシアチブを取り、リサイクル運動を促すことを、本日私はここで御提案させていただきます。

清掃行政に積極的な自治体では、行政が主体となり、より細やかなリサイクル体制が整えられております。幾つか例を挙げますと、使い捨てコンタクトレンズのケース、台所用品や大工道具など家庭金物、洗剤の計量スプーン、パン袋の留め具、ビデオテープ、携帯電話、ペンなど使用済みプラスチック筆記具、食器や植木鉢など陶磁器、ガラス食器、ペットボトルの蓋など多岐にわたる品物がリサイクルされているようです。本市では、今後、行政が主体となり資源化できるごみの回収、再資源化の範囲を広めていくべきではないでしょうか。具体的な範囲拡大の計画があればお示しください。

質問いたします。リサイクルできるごみ種類の拡大についてお聞きいたします。

次に、私たちは持続可能な社会を維持するため、4Rを実践せねばなりません。4Rとは、リフューズ、ごみになるものを家庭に持ち込まない、リデュース、ごみを減らす、リユース、繰り返し使う、リサイクル、資源またはエネルギーを再度回収し利用することをいいます。SDGsの目標の下、4Rを促進すること、特にごみのリサイクルやリユースを当たり前にするには、行政の大きな責務なのです。もちろん行政では、回収されたものが新たにどのような資源として生まれ変わるかを分かりやすい形で説明しています。使用済みコンタクトレンズのケースは、例えばプリンターや生活用品ボトル等様々なリサイクル品に生まれ変わります。家庭金物は溶かして金属材料になります。携帯電話は御存じのようにレアメタルや金属となります。

質問いたします。4Rに関する市民への周知方法や市の現状の取組についてお聞かせください。

次に、災害廃棄物処理に対するリサイクルを含めた問題を提起させていただきます。我が国は自然災害が多くなる地理的条件にあり、皆様も東日本大震災、阪神・淡路大震災など多くの災害が記憶にあることと思います。

さて、本市に万が一災害が発生し、大量に廃棄物が出てしまった場合、災害廃棄物の処理はどのように進められるのでしょうか。市民の生活環境の保全と地域の早期復興のためには、ごみ処理についてもリスクマネジメントが重要であると考えます。多くの災害廃棄物が迅速に処理されなければ、衛生環境にも被害をもたらし、早期復興の妨げにもなります。他自治体では、多くの事業者と締結協定を結び、災害時には迅速にごみを自治体が設置したごみ仮置場に移動させるなど対策案が取られているようです。もちろん、この場合においてもなお再利用できるものについては、リサイクルするべきことを忘れてはなりません。

最後に、災害廃棄物処理のための本市の現状案と展望もお伺いいたします。

質問いたします。災害廃棄物の処理についてお答えください。

次に、大項目、市川漁港周辺のまちづくりについてです。

初めに、(1)いちかわ三番瀬まつりについてです。令和5年10月22日、いちかわ三番瀬まつりが行われ、多くの市民の皆様が参加されました。大漁旗がきれいにたなびく姿は、お祭りにふさわしいものでした。

さて、大勢の人が訪れた三番瀬まつりの告知ですが、イベントポータルサイトでは9月22日、SNSでは9月27日にそれぞれ開始し、10月7日発行の「広報いちかわ」にも掲載されるなど、周知期間が短期間にもかかわらず、多くの皆様が集まり盛況となったことに対して、行徳支所をはじめ本市職員の努力に大きな感謝を申し上げます。ホンピノスガイの販売や、あら汁の試食、海産物の展示が行われたほか、漁船で巡る漁場見学会も、限定14組ながら実施され、本市における漁業を市民の皆様が知るよい機会になったのではないのでしょうか。

大盛況だったものの、懸念されたこともございます。開催時間は朝10時から午後2時まででしたが、この間、残念なことに周囲に飲食店等がなく、用意はされていたものの、休憩できるテラスや椅子、テーブルなどが少し分かりづらいのは問題でした。せっかくのお祭り、やはりやる以上、主催者側としてしっかりとおもてなしをするべきではないのでしょうか。屋台などケータリング飲食店の設置や、ケータリング対応した仮設休憩場を設けるのも1つの方法だと思います。

そこで伺います。いちかわ三番瀬まつりの現状と今後の取組について、市の考えをお聞かせください。

ふだんから市川漁港周辺を歩いていますと、かなりのごみ等が見受けられます。市川漁港付近の市道の現状の管理と今後の管理についてお尋ねいたします。

(2)質問いたします。現在は市道0103号の清掃に対して、どのような管理を行っていますか、お聞かせください。

次に大項目、市内清掃活動について伺います。

昔より私の育った湾岸地区、路上のごみは多くの市民の皆様の御協力もあり、大分よくなっているのですが、湾岸地区でも清掃ボランティア活動を企画することはできないのでしょうか。我が出身校である富美浜小学校の校名にもなっているように、いつまでも美しい環境の湾岸地区を保つことは重要と考えますが、市内のクリーン作戦はどのようなとき、場所、規模で行われていますか。

質問いたします。市内のクリーン作戦の現状と今後の取組について、地域の市民の方が参加できる清掃事業について、どのようなものがあるか伺います。

最後に、歴史的建造物について伺います。

国府台に存在する旧千葉県血清研究所跡地にあるれんが造りの建造物、通称は赤レンガです。この建物は明治時代に建設され、戦前まで旧陸軍の施設として使われてきました。その後、千葉県に払い下げられ、血清研究所で倉庫などに活用されてきました。同研究所が廃止された後は廃墟と化しました。しかし、この建物は歴史的に貴重な明治の遺構です。決して主観で申し上げているのではなく、千葉県の要請を受けて、千葉大学大学院工学研究科、丸山純先生が2012年3月に実施した調査では、登録文化財として、今後、行政や市民の利用に供するのが、この赤レンガ建物にふさわしいとの報告がなされ、公的に歴史的価値が認められています。

ところが、歴史的な遺構にもかかわらず宙に浮いたままになっており、朽ちるまま放置された状態です。過去には、市川市と所有者である千葉県との間で、施設全体の払下げも含め協議されたほか、本議会におきましても幾度か質問されていると伺っておりますが、問題解決には至っておりません。13年前の東日本大震災では、倒壊こそ免れたものの、屋根瓦がずれた部分から雨漏りをするようになり、当時活動された市民の皆様の御尽力により、千葉県に働きかけてホワイトシートで覆う応急処置が施されましたが、そのまま放置されたままとなっております。

質問いたします。この赤レンガ建造物の保存に関して、県との協議は現在どのような状況になっているのかお聞きいたします。

以上、初回質問を終わります。各位御回答いただいた後、一問一答にて再質問させていただきます。

〇つちや正順副議長 答弁を求めます。

品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 私からは大項目1つ目の清掃行政及び3つ目の市内清掃活動についてお答えします。

初めに、大項目、清掃行政(1)リサイクルできるごみの種類の拡大についてです。本市では、平成14年10月から、資源物とごみの12分別収集を市内全域で実施しており、ごみの減量と資源化に取り組んでおります。この中でプラスチック使用製品については、現在、燃やすごみや大型ごみとして収集しております。プラスチックごみについては、海洋プラスチック問題なども大きく取り上げられており、令和4年4月にはプラスチックの資源循環を行うため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。これにより、現在資源化されているプラスチック製容器包装類に加えて、例えばプラスチック製の衣類ハンガーや衣装ケースのようなプラスチック使用製品についても資源化するための仕組みが整えられたところです。本市では、この法律の施行により、プラスチック使用製品を資源物として収集する方法を現在検討しているところです。

また、分別方法について、これまではプラスチック製容器包装類は資源物、プラスチック使用製品は燃やすごみ、または大型ごみとしており、市民の皆様から分かりにくいという声もありました。これを、プラスチック使用製品も資源物として回収することで分かりやすい分別となることから、プラスチック資源の収集量が増加することが期待できます。

一方で、収集体制や受入れ側の処理施設の改修などの課題もあります。実施の際には、これらの課題を整理しておく必要があると考えております。

次に(2)4Rに関する市民への周知、本市の取組についてにお答えします。本市では、資源循環型都市の構築を目指し、3Rの推進やごみの減量に関する取組を進めております。これまで市公式ウェブサイトによる周知をはじめ、市公式ユーチューブでの動画配信やスマートフォン向けのごみ分別アプリの活用、紙媒体では、「広報いちかわ」や「じゅんかんニュース」などの回覧や、ごみ分別ガイドブック、ごみ収集日カレンダーの配布などで分別の徹底と資源化の推進に努めてまいりました。今後、周知啓発につきましては、他市の事例も参考にし、本市のじゅんかんプラン21で定める取組をさらに進め、広く市民の皆様を理解を求めてまいります。

また、さらに資源化に取り組んでいただけるよう、これまでの3Rに加えて、買物時などに無駄になるものを断る行動、リフューズや、修理して使う行動、リペアを加えた5Rに関する広報や啓発も研究してまいります。

最後に(3)災害時のごみ処理についてです。大規模災害時には廃棄物が大量に発生するほか、道路の不通や渋滞の影響を受け、平常時と同様にごみの収集を行うことは困難であると見込まれます。そのため、建物被害などの廃棄物や避難所からのごみ、し尿に対する対策について事前に準備をしておく必要があります。本市では、大災害に備え、平成24年3月に市川市震災廃棄物処理計画を策定し、平成30年11月には、国の災害廃棄物対策指針や県の千葉県災害廃棄物処理計画を踏まえ、市川市災害廃棄物処理計画として改定しました。計画では、マグニチュード7.3の東京湾北部地震を想定しており、災害廃棄物の想定発生量は、可燃物系が約12万6,000t、不燃物系が約169万7,000tと見込み、可燃物系の内訳としては、焼却処理をするものを約4万5,000t、資源化できるものを約8万1,000tとしております。また、災害廃棄物を処理するまでの置場として、個人の生活環境、空間の確保、復旧などのために被災地内において仮に集積する仮置場、仮置場にある災害廃棄物を処理する前に一定期間、分別保管をしておく1次仮置場、1次仮置場での分別が不十分な場合に必要となる2次仮置場を設置することを想定しております。なお、廃棄物の再利用、再資源化の処理対策につきましては、再資源化事業者や民間処理施設の確保、他市町村への応援要請なども図り、可能な限り再資源化することとしております。

さらに、災害廃棄物やし尿などの処理は、被災状況や発生量によって本市だけで対応できないことも想定されるため、県内市町村とはごみの処理の相互応援の協定を締結しております。収集運搬事業者とは、ごみの収集運搬業務などに関する協定を締結しており、災害発生時にも業務が滞らないように備えております。

このように、災害発生時には、市川市災害廃棄物処理計画や総合協定などにに基づき、関係各者と連携を図りながら対応してまいります。

次に大項目、市内清掃活動についてにお答えします。江戸川クリーン作戦は、自主的に町をきれいにしようという意識の高揚を図るため、江戸川クリーン大作戦実行委員会主催により、国土交通省と江戸川沿い2区11市町で年1回行われる大規模な清掃活動であります。本市の清掃区域としましては、国府台2丁目地先から妙典2丁目地先までの約9kmを7班に分けて実施しております。毎年、自治会や子ども会、市民ボランティア団体などの数多くの方々に参加していただいております。令和5年度は1,166人が参加され、約690kgのごみが集まりました。

他の清掃事業といたしましては、地域清掃があります。地域清掃は自主的な清掃活動であり、市内各所で地元の自治会、町内会、子ども会などが地域環境美化のために行っております。地域清掃によるごみの収集は市で行いますが、実施日や開始時間、集積場所などは各団体独自で設定しているため、事前に収集依頼の連絡をいただいております。実績としましては、令和4年度は実施団体数73団体、収集回数217回、収集量約64tとなっております。

江戸川クリーン作戦につきましては、今後も関係団体などと協力しながら、市民の憩いの場である江戸川の美化のため継続してまいります。あわせて、地域清掃につきましても、地域の美化やごみの削減などにつながることから、引き続き支援をしてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 秋本行徳支所長。

**〇秋本賢一行徳支所長** 私からは大項目、市川漁港周辺のまちづくりについてのうち(1)いちかわ三番瀬まつりの現状と今後の取組についてお答えをいたします。

三番瀬まつりにつきましては、令和5年10月、本市の水産業への理解と水産物の消費拡大を促進するため、生産者、消費者、行政で構成された市川市魚食文化フォーラム実行委員会により、市川漁港において開催されました。イベントとしましては、当日取れた魚介類の水揚げの実演と、漁師お任せの魚介類詰め合わせ販売、三番瀬の漁場を船で1周する親子漁場見学会、クロダイやホンピノスガイなど市川産の水産物を使った料理の試食、昔ながらのノリすき体験、三番瀬に生息する生き物を紹介する環境展示コーナーなどを行い、お子様から御高齢の方まで多くの方に御来場いただいたところであります。

次に、今後の取組についてであります。三番瀬まつりの開催後に、実行委員と協力をいただいた市川市漁業協同組合などの方々と次回の開催に向けた意見交換を行いました。その際に、食事を提供できるキッチンカーを配置したいといった意見がございました。また、休憩所につきましては、テント内に椅子48脚を用意しておりましたが、場所が分かりづらかったとの御意見もありました。令和6年度の三番瀬まつりの開催に当たりましては、これまでにいただいた御意見を踏まえ、キッチンカーの配置や休憩所の改善などについても検討を行い、市川の水産業や三番瀬の自然により親しめる三番瀬まつりにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** 私からは大項目、市川漁港周辺のまちづくりの(2)市道0103号のごみ清掃についてお答えいたします。

市道0103号は国道357号と交差する千鳥町交差点から市川市漁業協同組合事務所前までを結ぶ延長約2.2kmの道路でございます。この道路は、千鳥町交差点から市川漁港手前までの区間に広い植樹帯が整備されており、その植え込みなどに空き缶や生ごみ等の生活ごみが捨てられている状況がございます。また、市川漁港に面した区間

は道路の路肩等のスペースに同様の生活ごみのほか、家電製品や廃タイヤ等の大型ごみも時折投棄されている状況がございます。これらのごみへの対応でございますが、植樹帯については、剪定作業時や平時の道路パトロールで発見した際、また、通報があったときなどに、その都度、回収を行っております。また、令和元年度からは漁港整備に合わせて海沿いの環境をよくする取組として、大型の粗大ごみ等についても関係部署と協力して回収を行っております。さらに、沿道企業等の方々が自主的に清掃活動を行っていただいている箇所もございます。このほか、ごみ投棄の防止対策としまして、この道路には駐車車両も時折見受けられることから、令和3年度からは駐車防止のためにバリケードやロープ等を設置しており、これが抑止効果となって、近年はごみの投棄も減少しております。また、令和4年度には、防犯対策として市川漁港に面した区間に監視カメラを8台設置したことも抑止効果の一つになっていると考えております。しかしながら、いまだごみが投棄されている現状がありますことから、今後も定期的な道路パトロールの実施等を行い、引き続き道路環境の維持に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 小川企画部長。

**○小川広行企画部長** 私からは大項目、歴史的建造物の赤レンガ建造物の保存についてお答えいたします。

日本の赤レンガ建築の歴史は、幕末から明治初期にかけて1段の中にレンガの長辺と短辺を交互に組んで積み上げるフランス積みで始まったとされています。その後、明治中期頃から長辺だけの段と短辺だけの段を1段置きに積み上げることから、より実用的な手法と言われるイギリス積みが多くなり、現在国内で目にする赤レンガ建築の多くは、イギリス積みによるものとなっております。そのような中で、赤レンガ建造物の外壁は、国内でも珍しいとされるフランス積みで建造され、さらには、ほぼ完全な形で残存していることから、希少性が高いと言われており、市民団体から保存を求める声をいただいております。本市は、これまで所有者であります千葉県に対しまして、平成27年度及び平成29年度に赤レンガ建造物の保存を求める要望書を提出しております。また、千葉県血清研究所跡地全体の公共活用も含めた在り方について協議を進める中で、県からは、赤レンガ建造物の現状や、隣接しております筑波大学附属聴覚特別支援学校との境界にフェンスを設置するなどの安全対策につきまして、継続して情報提供いただくとともに、赤レンガ建造物の保存を求める市民団体からの要望につきましても、県と市の間で情報共有を図っているところでございます。その保存に当たりましては、血清研究所の跡地の活用の方向性など、総合的に検討していく必要があると考えておりますことから、引き続き県の担当部局との協議を行ってまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 答弁が終わりました。

沢田議員。

**○沢田あきひと議員** 各位御回答ありがとうございます。

では、まず清掃行政、まずリサイクルの物品種類拡大につき、前向きな御回答ありがとうございました。引き続き拡大について再質問させていただきます。先ほど本市学校給食から出る廃食用油について、リサイクルを行っていることに触れました。さらに回収範囲を大きくすることはできないでしょうか。他地域の例を見ますと、熊本県熊本市では、市運営の学校や幼稚園の廃食油を回収、販売、再資源化する体制が整えられています。また、熊本市では、個々の家庭で使用された食用油のリサイクルも行われております。その収集方法は、市民の皆様様に2ℓ以下のペットボトルに使用済みの食用油を詰めて、熊本市役所をはじめとする市指定の場所にお持ちいただくそうです。食用油は日々の生活から廃棄されるばかりではなく、その廃棄方法も、固める、もしくは紙に吸わせるなど適切に処理しなければ環境破壊にもつながります。本市でも市民の皆様が、手持ちの容器に使用済

みの食用油を入れ、お持ちいただいて、油のみを回収、容器は持ち帰り再利用していただく方法でもリサイクルは可能であると考えます。

再質問いたします。本市でも油の回収を行う考えについてお聞きいたします。

○つちや正順副議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

飲食店や食品工場で使用済み、または賞味期限切れなどで廃棄された食用油は、飼料用原料や工業用原料、燃料用原料として近年注目を浴びており、食用油の回収はリサイクルを進めていく上で有効であると認識しております。今後、他市の事例などの情報収集を行い、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 ありがとうございます。廃食用油はBDF化、すなわちバイオ・ディーゼル・フュエル化され、化石燃料である軽油の代替燃料になり、ディーゼルエンジンの燃料としても活用できます。また、身近なところでは、先ほどおっしゃった石けんや鳥の餌にも生まれ変わります。食用油のBDF化は、いつかはなくなってしまうであろう化石燃料の保護のみならず、地球温暖化防止にも役立つことが指摘されている中で、本市市民の皆様が御理解、御協力を得たいところです。細やかなリサイクルを行う意味で、油の回収のほか、食器など多岐にわたる物品を常設リサイクルスペースで実際に回収している自治体があるようですが、そこでお聞きします。リサイクル活動向上のため、本市においてリサイクルのための常設スペースを設けることはできないでしょうか。

○つちや正順副議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市では既に紙及び布類、瓶、缶、ペットボトルなど多くの資源物は公共収集で収集しております。小型家電につきましても、庁舎、公民館などの公共施設で回収しているところです。収集方法に関しましては、公共収集で行うほうが市民の皆様負担をかけないことから、公共施設などにおける常設スペースについては、現在の収集及び施設の状況も踏まえた上で研究する必要があると認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 ありがとうございます。私が思うに、例えば本市クリーンセンターの敷地内の一角にリサイクル可能な資源を無料回収できる場所を常設することで、ごみの減量化、ひいては循環型社会の確立へ近づくと考えます。本市でも多種類の資源回収が可能となる場の常設を願うところでございます。

次に、4Rに関する周知方法、市の現状の取組について理解いたしましたが、御回答いただいた本市の5Rという目標の高い試みに賛同し、私も尽力いたします。まずは5Rの目標に向かい、4Rの確実な実行が必要でございます。このような見地から、古着活用の取組から提案、質問させていただきます。現在、例えば古着については、市民の皆様が中心となってリサイクル活動が行われているようですが、行政が古着回収ボックスを設置すること及びそのリユースも可能であると考えます。古着回収ボックスは様々なところで見られます。東京都渋谷区東京体育館では、ゲート前に古着回収ボックスを常設し、その販売利益をスポーツの振興に用いているようです。東京都新宿区は、高田馬場にあるリサイクル活動センターで、毎月第3土曜日に、洋服ポストとの名前で古着を回収し、販売利益を新宿区社会福祉協議会の寄附金にしています。本市でも古着回収ボックスを常設し、ごみの減量を図ることはいかがでしょうか。

また、本市では、さらに目標を高く置き、子ども服など成長に伴ってすぐに着用できなくなってしまうような



服については、行政が主体となり、市民の皆様のリユースしていただく体制づくりに着手できないものでしょうか。

さらに冒頭に述べました食器類なども、一定の場所に集めるほか、それを必要とする市民が逆に持ち帰りリユースするという手法も着手しやすいリユースの形態と思われます。実際に東京都町田市では、リサイクルとして回収した食器を1回2点と限定し無料配布され、リユースの活動が行われています。古着や食器類を念頭に、本市においてもリサイクルのみならず、リユースまで考えられる資源回収はできないでしょうか。

再質問いたします。リユースできる資源回収につき、本市の展望をお聞かせください。

**〇つちや正順副議長** 品川環境部次長。

**〇品川貴範環境部次長** お答えします。

本市では一般社団法人日本リユース業協会に登録されている市内及び近隣市の民間リユースショップを市公式ウェブサイトにて紹介し、市民のリユース意識の高揚を図っております。リユースの取組については、先行市などを調査し、本市に見合った施策を検討してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 沢田議員。

**〇沢田あきひと議員** 本市でもリサイクル、リユースが定着し、当たり前のことになるよう活動したいと思いません。

4Rを推進するに当たっては、市民の皆様へごみが新たな資源となり得ることを説明する印刷物の作成も必要ではないでしょうか。それについては予算も必要と理解はしていますが、リサイクル活動を促進し、実行することで、将来的に回収し得る費用と考えます。本市における今後の展望をお伺いいたします。

質問いたします。印刷物の作成、配布のお考えについてお聞きいたします。

**〇つちや正順副議長** 品川環境部次長。

**〇品川貴範環境部次長** お答えします。

ごみ分別ガイドブックやごみ収集日カレンダーを見直す際には、分かりやすいイラストを用いて作成することや、「広報いちかわ」や「じゅんかんニュース」などにも5Rに関する内容を取り上げるなど、さらなる周知に努めてまいります。これらの紙媒体につきましては、転入者の方には手続の際に直接お渡しし、インターネット環境がない方には、これまでどおり市内の公共施設で入手できるよう配架を行ってまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 沢田議員。

**〇沢田あきひと議員** 本市でも分かりやすいイラストなどを入れて、印刷物の作成を期待するところでございます。市民の皆様は印刷物を用いてごみの処理を啓発することで、4R、ひいては5Rの実現に近づくことができます。例えば本市で廃棄されるごみのうち、可燃物の約30%は生ごみでございますが、生ごみの約80%は水分です。市民の皆様が水分を絞ってごみをお出しただけで、ごみは減量されるのです。生ごみは必ず水切りをすること、これらの内容を分かりやすくイラストなどを使った印刷物を見ていただき、実行していただくことで、生ごみの水分量が減り、生ごみ全体の量を削減することができます。必然的にも本市指定のごみ袋を購入する頻度も減り、家計にも僅かながら節約になると思います。ごみの処理の重要なポイントを市民の皆様には確実に伝えることは、環境にも、清掃行政にも、そして市民の皆様の家計にもよいことなのです。行政の今後の努力を期待いたします。

次に、災害時のごみ処理で再質問させていただきます。災害時処理の理解はいたしました。質問いたします。災害廃棄物に関して締結協定をしているとのことでありましたが、具体的に事業者など、どのような体制を

整えているのか伺います。

○つちや正順副議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市では、災害時に備え、物資の供給や職員派遣などの支援・応援協定を民間企業や市町村などと締結しております。このうち廃棄物処理などに関しましては、平成24年1月に災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定を4団体と締結しております。その4団体ですが、公益財団法人市川市清掃公社、22社から成る市川市資源回収協同組合、8社から成る市川市浄化槽清掃協力会、20社から成る市川市清掃業協同組合であります。また、協定の具体的な内容としましては、生活ごみや損壊した建物などの解体、撤去に伴い発生した瓦礫などの収集運搬や、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、くみ取便槽及び浄化槽の周辺部分の清掃、消毒などに関して、災害発生時に協力を要請できることとしております。このほか県内の市町村間では、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結しております。この協定では、災害時に被災市町村のみで十分な応急対応、復旧対策が実施できない場合、ごみやし尿処理のための施設の提供などを相互に応援することとしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 本市でもかなり多くの事業者と災害時の対応が打たれているとのこと、安心いたしました。しかし、災害は私たちの想定内にとどまるとは限りません。常にたがを緩めることなく邁進していただきたいと思います。これは結構でございます。

次に大項目、市川漁港周辺のまちづくりについて再質問いたします。飲食店については、さらにゆっくり楽しんでいただけるようお考えいただけるとのことですので、よろしく願い申し上げます。

キッチンカーの配置について検討するとのことですが、業者の選定が大事ですが、業者の選定方法はどのような方法が考えられますか、お答えください。

○つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

昨年の秋に4年ぶりに開催された行徳まつりでは、三番瀬まつりと同様に、お子様連れの御家族から御高齢の方まで幅広い世代の方々が来場されました。手軽に食べられる軽食やスイーツなど、それぞれ異なるメニューを提供するキッチンカーを11台配置したところ、多くの方たちに御利用いただき、大変好評を得たところでございます。三番瀬まつりでキッチンカーを導入する際は、市川漁港の限られたスペースを考慮するとともに、提供するメニューの選定に当たりましては、行徳まつりを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 理解いたしました。昼を挟んでおりますので、よろしく願いいたします。

さらに伺います。当日多くの方が来場され、私の見たところ、恐らく約1,000人以上が来場されておりましたが、大勢の来場者に対応するため、現地に複数のトイレの設置を行っていたと記憶しておりますが、十分に足りていたでしょうか。

質問いたします。トイレの設置数及び利用状況はいかがでしたか。

○つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

会場には仮設トイレ4基と手洗い場1基を設置いたしました。トイレの使用につきましては、長い列ができる

ようなこともなく、快適に御利用いただけたものと認識をしております。来年度の開催に当たりましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 沢田議員。

**○沢田あきひと議員** 分かりました。よろしく願いいたします。

さらに、会場付近までバスなど交通機関が運行しておりますが、質問いたします。市民からアクセスが悪いなど意見はなかったでしょうか。

**○つちや正順副議長** 秋本行徳支所長。

**○秋本賢一行徳支所長** 三番瀬まつりへの来場には、事前に公共交通機関の利用を呼びかけておりました。会場までのアクセスは公共交通機関を利用した場合、京成トランジットバス、塩浜車庫バス停から徒歩約5分、JR市川塩浜駅から徒歩約15分程度でありましたが、来場された方々からは、特にアクセスに関する御意見などはございませんでした。

また、当日は晴天にも恵まれ、行徳地域は平坦な地形であることから、多くの方々が自転車で来場されておりました。今後も円滑な来場ができるよう、アクセス方法の周知について努めてまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 沢田議員。

**○沢田あきひと議員** 特に問題ないと回答いただきました。初めての催しでしたので、不便でないかと心配していましたので、安心いたしました。

次に、(2)市道0103号についても理解いたしました。市川には海があることを、より多くの方に周知してもらい、市川漁港がより多くの市民の皆様に愛されることを願います。来年度は今年度以上に、より充実したお祭りにしてください。お願い申し上げます。市川漁港については結構でございます。

次に、市内清掃活動の再質問をさせていただきます。クリーン作戦の回答を理解いたしました。さきに御回答のあった市道0103号の清掃も行っていたいただいておりますが、さらに湾岸地区でもクリーン作戦を行うことにより、湾岸地区に親しんでもらい、海などの景観を楽しみながら健康増進にもつながると考えますが、そして江戸川クリーン作戦のように、行政ポイントとしてICHICOポイントなどを付与するのはいかがでしょうか。

質問いたします。湾岸地区市道0103号でのクリーン作戦に対するお考え及びICHICOポイントの付与についてお聞きいたします。

**○つちや正順副議長** 品川環境部次長。

**○品川貴範環境部次長** お答えします。

市道0103号におけるクリーン作戦につきましては、本市が清掃などの維持管理を行っておりますことから、イベントの開催時期などにつきましては関係部署との調整が必要となります。

また、交通手段の確認や、市道0103号は比較的大型車両の往来が多いことから、安全面などについても十分検討する必要があります。

次に、ICHICOポイントの付与につきましては、これまで江戸川クリーン作戦やフードドライブ、環境フェアなどの地域に寄与するエコ活動に対してICHICOポイントを付与し、市民活動の活性化を図ってまいりました。今後新たな清掃活動を実施する場合、ICHICOポイントの付与につきましては、その趣旨や目的がポイント付与に該当するかについて整理する必要があると考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 沢田議員。

○**沢田あきひと議員** 理解いたしました。今後は湾岸地区でも I C H I C O を活用した行政ポイントの付与なども含め、ぜひ御検討いただければと思います。

次に、歴史的建造物について再質問いたします。私たちは過去の大戦において約310万人の貴い命を失い、そして日本は二度と戦争しないと憲法で国民に約束しました。現在、市川市には、戦前まで軍都だったことを示す歴史的な遺構が、この赤レンガ建物を除いてほとんど存在せず、後世に市川の歴史を語り継ぐ意味においても、この歴史的な遺構を残すべきではないでしょうか。昔、父が子どもの頃、戦争時の話をめったに口にしたことはありませんでしたが、ふと口にしてくれました。市川橋から眺めていたそうです。B-29が爆撃に来た際に、中国分からの高射砲がB-29に届かなかったことや、終戦後、市川橋をアメリカのジープや戦車がたくさん渡ってきて、兵隊さんからチョコレートをもらったなど話してくれました。戦時中の記録を伺う機会はますます少なくなると思われる。県との交渉が進んでいないのであれば、ぜひ継続的に再開させて、モニュメントとして残すよう願うところであります。全体を国府台の地で保存するのが難しい場合は、本市役所に展示されている文豪永井荷風の書斎のように移築するなど、工夫することもできると思われる。核兵器廃絶平和都市宣言をうたっている本市が、次世代の人々へ歴史を伝えることの意義は大切であると考えるところでございます。施政方針演説にて、市長も、昭和59年11月に本市が核兵器廃絶平和都市宣言をしたことはすばらしいことだとおっしゃっていましたが、そこで、本市がどう考えているのかが重要になります。

質問いたします。本市及び田中甲市長は、こうして眠った貴重な歴史的遺構があることについて、どのように考えているのか、後世に残す考えはあるのか、お聞かせください。

○**つちや正順副議長** 小川企画部長。

○**小川広行企画部長** お答えします。国府台地区は、戦前は軍都として栄え、戦後は学校、病院、研究施設が次々と建設されるなど文教地区として今に至っております。赤レンガ建造物は、この地におきまして旧陸軍の武器庫として建造されたと言われ、関東大震災や戦火にも耐え抜いており、戦争の記憶を伝える建造物であると言えます。さらに、戦後は千葉県血清研究所の薬品庫として活用されてまいりました。このように明治から令和へと時代が移り行くおよそ130年の間、現存する建造物として、本市の歴史を語る上で貴重な存在であると認識しております。しかしながら、平成14年に血清研究所が閉鎖されて以降は、千葉県の管理の下で立入りが制限され、現在に至っております。引き続き所有者であります千葉県と血清研究所跡地全体の活用も含めた在り方について協議していくとともに、赤レンガ建造物の保存や、その場合の手法、活用方法等につきましても併せて調査研究してまいります。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 沢田議員。

○**沢田あきひと議員** ありがとうございます。我が国には、決して忘れてはならない歴史があるのではないのでしょうか。私たちは戦争を二度と起こしてはいけません。過去の過ちを記憶に残すためにも、市制施行90周年を迎える本市が、この赤レンガ建物を保存公開し、教訓として恒久平和の確立に寄与することを願うところでございます。

以上、市川維新の会、沢田あきひと、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~

○**つちや正順副議長** この際、暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後3時10分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員 参政党、太田丈之です。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。今回はワクチンはやりません。

大項目1、学校給食について質問いたします。

(1)委託業者の選定方法及び選定基準についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、食材等の納入業者の選定基準についてです。本市の学校給食の食材等納入業者は、安定的な供給と給食用物資の品質確保を目的に導入した学校給食用物資納入業者登録制度に登録した納入業者としております。納入業者の登録には、食品衛生法をはじめとする法令遵守のほか、品質管理や物資供給能力等の要件を満たす必要がございます。野菜、魚介、乳製品など、納入食材には食材区分ごとに産地や遺伝子組換えでないなどの品質に関する規格基準を定めており、製造業者及び販売業者等には、毎月、細菌検査の受検も要件に入れております。食材等納入業者の選定方法は、全ての基準を満たした登録業者の中から、各学校が食材ごとに配送地域等を加味して選定及び決定いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。かなり厳しめといたしますか、しっかりした基準が定められていて、大変心強く感じました。反面、小規模の業者が全ての基準を満たすことはなかなか難しいのではないかと感じます。定期的に見直しをされていることと思いますので、今後、新規で納入を希望される業者さんの声もぜひ参考にいただければと思います。

次に、(2)食材、調味料の選択についてはどのようになっているかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 食材や調味料など学校給食用食品の購入につきましては、学校給食衛生管理基準で定められているとおり、食品選定のための委員会を設け、関係者の意見を尊重することとなっております。本市では、令和3年度の学校給食費の公会計化に伴い、食材等の選定基準となる仕様書等を検討する物資検討委員会を立ち上げました。油を含むしょうゆなどの調味料や缶詰類は物資検討委員会で決定した仕様書に適合した品物に限定しております。市でも見積り合わせを行い、添加物の少ない安全な品物を大量に仕入れることで、少しでも安価に購入できるようにしております。給食で提供する多くの食材の選定は各学校で行い、パンや野菜、食肉などの食材は国産を中心に使用しております。献立に合わせて旬の食材を取り入れるなど、安全を十分配慮しながら、適切な食材を選定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。調味料の選定基準として、例えばしょうゆについては、遺伝子組換えではない国産大豆を使用するなど体に負担の少ないものとなっていました。今後ともよろしく願いいたします。

食材につきましても、国産を中心ということ、こちらも体に負担の少ないことを意識したものとなっているようです。しかし、国産であっても、現在の、いわゆる慣行栽培で作られた食材においては、農薬、化成肥料がかなり使用されており、子どもの発育に影響があることも懸念されます。農薬、化成肥料を使用しないオーガ

ニック食材を給食で取り入れることについて、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 未来を担う子どもたちの発育には、より安全な食材を選んで給食を提供することは大変有効であると認識しております。今年度は、一般物資の納入業者より、各学校へオーガニック栽培のパナナについての照会がありました。通常の購入よりも価格は少し高くなりますが、提供方法が簡易だったこともあり、5校が子どもたちへ提供いたしました。また、千葉県知事の認定を受けたエコファーマーのリンゴを提供した学校が3校ございます。本市全ての学校でオーガニック食材を給食に取り入れることにつきましては、量の確保や価格面の課題はございますが、いすみ市や木更津市など有機米を給食に取り入れている例を参考に、調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。今年度においても、ごくごく僅かではありますが、オーガニック栽培の食材が提供された実績があるとのこと。来年度においても、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

量の確保及び価格面での課題があることも分かりました。ここで、少し視点を変えて再質問します。現在、日本の食料自給率は38%ですが、畜産物の飼料はほぼ外国産であるため、計算し直すと約18%、種、農薬、化成肥料についても、ほぼ外国産、さらに農業機械を動かす燃料も100%輸入なので、それを全て考慮すると、日本の食料自給率は10%未満となります。天災、人災にかかわらず有事で輸入が止まった際には、オーガニック云々以前に食料の確保が一気に困難になります。食料の確保という観点においても、外国産輸入に頼らないで栽培が可能である国内で持続可能な農業を広げていくことが今後急務だと考えており、そのためには、本市のみならず全国の学校給食で自然栽培、有機栽培の食材を積極的に取り入れていく必要があると考えております。その点について、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食の食材等の納入に関しましては、安定的な供給と給食用物資の品質確保を第一に考え、今後も同様の対応を進めてまいります。したがって、今後、国内でオーガニック食材の自然栽培や有機栽培の生産量が高まり、本市の給食提供において安定的な供給可能な環境が整いましたら、価格面の課題等も含め、活用に向けて調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。有事の際の食料確保について、本当に心配をしております。政府は今国会で農業基本法の改正を目指しています。食料安全保障の抜本的な強化を主題とし、国内の農業生産の拡大が基本とうたってはいるものの、相変わらず海外依存、輸入前提で全てが組み立てられており、主題と内容がかみ合わないものとなっていて、実質1桁台だと思われる食料自給率について、全く危機感がありません。今後、子どもたちの食料をしっかりと確保していくためには、まずは一部の学校からでも自然栽培、有機栽培のお米、野菜を取り入れていくことが必須だと感じています。安定的に供給可能な環境が整うまで待っては遅いと思われまます。ぜひ積極的に導入を検討いただこう、よろしく願いいたします。

次に移ります。大項目2、クリーンセンター整備事業についてお伺いします。

(1)事業費、設計及び工事費、運営費の詳細については、先順位者への答弁で、設計及び工事費が500億円、20年間の運営費が250億円であることは確認しました。その上で、この運営費の内訳にペットボトルを資源化する

費用は含まれているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

これまで御説明したクリーンセンター整備事業のうち、運営費の内訳には、ペットボトルを資源化する費用は含まれておりません。ペットボトルを含むプラスチック製容器包装類を資源化する費用につきましては、これまでと同様に、別途民間処理施設への中間処理委託料として予算計上していく予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。では、ペットボトルを含むプラスチック製容器包装類の資源化にかかる費用はどういったもので、どのくらいの費用がかかっているのか、これに対する費用対効果をどのように考えるか、お伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

収集後の処理費用としましては、令和4年度は、民間処理施設への中間処理委託料として約3億5,000万円、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への処分委託料として約207万円が支出されております。一方、中間処理後に日本容器包装リサイクル協会へ引き渡されたペットボトルは、異物の混入や汚れの程度からランクづけされた上で、排出量に応じ、同協会から本市に対して拠出金として約8,100万円が支払われており、歳入となっております。費用対効果につきましては、拠出金に対し中間処理などにかかる費用が大きな支出となっておりますが、リサイクルを推進していく上で、ごみの減量と資源の有効活用が図られていることから、効果はあるものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。プラスチック容器をリサイクルするのに、差引き2億、年間で2億7,000万のコスト、税金がかかっているとのこと。混ぜればごみ、分ければ資源という言葉があります。例えば、アルミニウムは新しく作るより圧倒的な低コストで再生が可能です。瓶についても、新たに作るよりコストが低いので、分別されていれば資源として有償で引き取ってくれる企業が存在します。古紙、段ボールも同様です。しかし、プラスチック容器についてはそもそも価値がありません。再生するより新しく作ったほうがコストが安いからです。プラスチック容器は、混ぜればごみ、分けてもごみなので、プラスチック容器を製造したり使用している事業者のリサイクルコストを出させたり、税金を投入しないとリサイクルが機能しません。さらに、再生するには、新品を作る場合と同等か、あるいはそれ以上のエネルギーが必要となりますので、CO₂の削減にもなりません。プラスチック再生は地球にとって全く優しいものではありません。それなのに分別収集して、中間処理をして、リサイクル協会まで運び、結果、このプラスチックがどうなるか御存じでしょうか。半分以上が焼却されています。いやいやプラスチックは、もっとリサイクルされているはず、そう思いますよね。そのとおりで、日本のプラスチックのリサイクル率は92%であり、世界でも先進国であるかのように見えますが、それには理由があります。日本では、プラスチックを焼却して、その際に発生する熱エネルギーを回収することもサーマルリサイクルとってリサイクルの一つとして認めているからです。焼却してもリサイクル。実はプラスチックのリサイクルで一番CO₂削減効果があるのが、このサーマルリサイクルです。余計なことをしないで燃やしてしまうのが一番CO₂削減効果があります。市民の皆さんに分別をお願いして、中間処理業者に年間3億5,000万をかけて、この市川市民49万人のプラスチック容器ごみを全て人の手でさらに分別してもらい、

それをリサイクル協会まで運搬して、最終的に半分以上が焼却されます。おかしくないですか。分別回収をやめてエネルギー回収効率が高い新しい焼却炉で燃やすごみとして焼却するのがリサイクル率100%でもあり、現時点で一番地球に優しく、手間もかからない経済的な方法であります。ここで節約できる税金約2億7,000万については、福祉とか子育てとか、もっと必要なところで活用すれば、市民の生活はもっと豊かになるのではないのでしょうか。神奈川県鎌倉市では、プラスチック容器ごみ削減のため、マイボトルの使用を推奨していて、市内各所に給水スポットが設置してあります。ごみ削減が目的なので紙コップなどの用意はありません。市民の皆さんにおかれましては、プラスチックの分別に手間をかけてもらうより、マイボトルを活用していただいたほうが、よほど地球に優しいということになります。新クリーンセンターの運用については、地球に優しく経済的でリサイクル率100%であるプラスチックは分別しないで、燃やすごみとしてぜひ進めていただきたいと思います。これで市川市のプラスチックは100%再生エネルギーとして生まれ変わります。

新クリーンセンターの供用開始は7年後、令和13年の予定となります。その頃には、近頃、芸能界のタブーが次々と明らかにされているように、リサイクル事業の闇についても全て暴かれているかもしれませんし、そもそもペットボトルが使われていないかもしれません。新クリーンセンターにおいては、新しい時代に合わせた効率的で無駄のない、本当の意味で地球に優しい運用となりますよう切にお願いいたしまして、次に進みます。

(2)生ごみの処理方法についてお伺いします。クリーンセンター整備事業において、生ごみの処理方法について、これまでどのように考え、検討されたのかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

平成30年にクリーンセンター整備事業の延期を決定した際に、単に延期するのではなく、燃やすごみの減量を図ることが施設規模の縮小に寄与できることから、生ごみの資源化について検討を開始しました。初めに堆肥化や飼料化について検討しましたが、生ごみの臭気や異物の混入に対する対策、堆肥や飼料の行き先確保など多くの課題があり、実現は困難であると判断しました。次に、生ごみをメタン発酵させて生成するバイオガスにより発電し、余剰電力を売電するバイオガス化施設について検討いたしました。令和2年度にバイオガス化施設に関するサウンディング調査を行った結果、安定的な生ごみの確保や分別収集の徹底などが大きな課題となりました。さらに、想定したバイオガス化施設の規模では、新クリーンセンターの敷地内に収まらないことから、生ごみ資源化施設の導入は難しいと判断し、現在の計画には盛り込みませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。令和2年にバイオガス化施設の導入については検討を進めたが、結果、導入困難と判断したことは理解しました。そこから2年後、令和4年に整備事業が再開され、クリーンセンター整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務を外部に委託しているが、受託者サイドにおいて生ごみの資源化についての検討はされたのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

事業再開後におきましても、令和2年度の検討当時から建て替えに関する状況が変わっていないことから、生ごみの資源化施設の導入について、アドバイザー受託者による再検討は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。持続可能な社会を実現するための活動が年々活発になってきてい

る中で、事業再開後、検討が行われなかったことについては、少し残念な気がいたします。今年の1月に宮城県にある廃棄物処理場に視察に行ってきました。バクテリアの力を使って有機物を分解するというプラントでした。約100mのレーンが20列並んでいて、そのレーンの端に有機廃棄物を入れ、毎日1回攪拌するだけで、25日後には全て分解され、消えてなくなるというものです。気になる臭いもありません。東日本大震災の際、大量の瓦礫、放射性廃棄物がこの施設で処理されましたが、何と放射能さえも検出されなくなってしまったという事実もあります。通常では考えられないような、とんでもない施設が日本には存在していますが、なぜか世間にはあまり知られていないようです。バクテリアの力を最大限活用するために攪拌してエアを送るだけの単純な構造の施設ですので、ランニングコストは圧倒的に安く、焼却炉の10分の1以下で収まるという試算もあります。

もう少し調べてみました。このような処理施設は、バクテリア方式消滅型と呼ばれていて、小型のものは学校や病院、有名ホテルの厨房などに採用されています。また、地方自治体では、東京都渋谷区が2021年から継続して実証実験を行っています。ごみの処理方法として、現時点でこれ以上に地球に負担をかけない優しい方法はないかと思われそうですが、本市として、今後このようなバクテリア、微生物を利用した処理方法について調査検討していく考えがあるかお伺いします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

今後、生ごみの処理方法につきましては、技術の進歩もあることから、バクテリアを利用した処理方法も含めて、引き続き調査検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。この技術自体は決して新しいものではありませんが、何らかの事情により日の目を見ていないものです。持続可能な社会を実現するため、本市におきましては、今後このような隠れた技術についても積極的に活用していくことを期待します。

次に進みます。大項目3、子育て環境の充実に関する施策についてお伺いします。

(1) 私立保育園等運営費のうち、本市独自の加算について、予算規模と主にどのような加算があるかお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

私立保育園等運営費は、私立の保育所や幼稚園の一部、認定こども園などを運営するために必要な費用を施設に支払うもので、令和6年度当初予算では約233億円を計上しております。内訳といたしましては、国によって決められている公定価格によるものが約175億円、公定価格に加えて市が独自に加算するものが約58億円となっております。市独自の加算の主なものとしては、安全で質の高い保育を行うため、職員の加配を行う施設に対し人件費の助成を行う職員配置基準向上加算、市内の保育施設などで働く職員の賃金改善を行うため各施設に対し助成を行う保育士等職員処遇改善加算があり、この2つの加算で約43億円を見込んでおります。

そのほかにも、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇用に対して加算する保育補助者雇上費加算、給食の配膳や園外活動時の見守りなどの保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する場合、配置に要する人件費を加算する保育体制強化費加算、給食の食材費に要する費用のうち保護者負担分を除いた額を加算する給食費加算などを設けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○**太田丈之議員** 答弁ありがとうございます。市独自の加算58億円のうち、かなりの部分が保育士確保のために使われているということで、大変厳しい状況であることを改めて認識いたしました。保育士不足につきましては、私以外の議員の方が都度取り上げていらっしゃいますので、私からは、その他の加算のうち給食費加算について詳細をお伺いします。

○**稲葉健二議長** 鷺沼こども部長。

○**鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

給食費加算は、保護者の負担を軽減しながら質の高い給食を維持してもらうことを目的として支給しております。具体的には、給食に係る食材費を児童1人当たり月額7,500円と想定し、保護者からの徴収を月額4,500円とすることを条件に、児童1人当たり月額3,000円を運営費に加算しております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 太田議員。

○**太田丈之議員** 答弁ありがとうございます。質を維持することが補助の目的ということで、理解をいたしました。

それでは、質をさらに向上させるために、オーガニック食材などを用いた場合、補助金を増額することができないか、先ほど学校給食のところでも触れましたので、こちらでもお伺いします。

○**稲葉健二議長** 鷺沼こども部長。

○**鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

保育施設における給食は国の指針により適切な栄養摂取やアレルギー対応などが求められております。その上で、私立の施設においては、運営法人の理念や方針などに応じて給食が提供されており、市としてその是非を判断し、補助するという事は難しいものと考えております。一方で、給食は子どもの生育に非常に重要なものであるため、安全で質の高い給食を提供していただけるよう、施設に向けて市から情報発信などをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 太田議員。

○**太田丈之議員** ありがとうございます。幼児期にどのような食生活を送るかは、大人のそれと異なり、格段に影響が大きいものと認識しています。ふだん食べているものの影響でアレルギーになったり、逆にアレルギー、アトピーが治ってしまったりということがよくあります。あまり農薬とか添加物が使われていない、体に負担がかからないものを積極的に取り入れていただくよう、今後ともサポートをよろしくお願いします。

次に、(2)子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の導入を検討した経緯及び詳細についてお伺いします。導入の経緯、詳細につきましては、先順位者への答弁で理解をいたしました。2016年実施の際は、最大100万円の補助でしたので、今回はちょっと控え目な形での再スタートということになります。本市としてこの施策を進めていく上で、まちづくり推進の各施策との連携など検討されているようでしたら、現在の状況をお聞かせください。

○**稲葉健二議長** 小塚街づくり部長。

○**小塚眞康街づくり部長** お答えします。

令和6年度に新たな空き家対策の一つとして、子育て世帯を対象とした空家活用リフォーム推進事業を開始します。この事業は、子育て世帯の方が本市へ移住、定住していただくための施策の一つとして、新築より安価な中古住宅である空き家に入居していただく際のリフォーム費用を補助するものです。子育て世帯の方が空き家を手入れ後、リフォームする際の工事費用について、工事費の2分の1、市外から転入される方は50万円、市内で転

居される方は25万円を上限に補助を行うものです。空き家対策の一つである本事業と、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金を併せて広く周知することで、子育て環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。同居・近居プラス空き家活用ということで、少子・高齢化対策として素晴らしい施策だと思います。ただ、ちょっと難しい部分もあって、市民の皆さんも、あえて離れて暮らしているわけではなく、相当数が仕事の関係でということだと思いますし、現実的には、勤務先をそうそう簡単に変えるわけにもいかず、同居・近居が実現するにはかなりハードルが高い感じがします。すぐには成果は出ないかもしれませんが、諦めることなく、じっくり取り組んでいただきたいと思います。積極的な広報活動、施策の運用をよろしく願いいたします。

次に、(3)子どもの居場所づくり支援事業の課題及び今後についてお伺いします。子どもの居場所づくり支援事業の課題と今後の取組については、先順位者への答弁で理解をいたしました。それらを踏まえて、本事業は子どもの貧困対策として推進すべきものであり、支援を受けた子どもが、将来は支援する側に回るような教育が必要だ、重要だと考えるが、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子どもの居場所づくり支援事業では、子どもの食の環境を守る取組といたしまして、食事とともに遊びや学習支援などを提供するこども食堂と、飲食店が利用客からの寄附により子どもに無料で食事を提供するフードリボンプロジェクトの活動を支援しております。子どもの食の環境につきましては、本市が昨年度実施いたしました子どもの生活状況に関する実態調査により、小学生の1割以上、中学生の2割以上が朝食を食べない日がある、夏休みや冬休みなどの期間の昼食を中学生の約2割が食べていないなど、1日3食を十分に取れていない子どもが一定数いることを確認しております。そのため本市では、今年度策定する市川市子どもの貧困対策計画におきまして、子どもの食の環境整備を本市の重要課題の一つとし、本事業を対応する施策に位置づけております。

一方で、こども食堂やフードリボンプロジェクトの活動は、貧困対策という目的が掲げられると子どもは利用しづらくなることから、利用する子どもの経済的状況や家庭の事情などを問わず、誰でも気軽に利用できる雰囲気づくりが重要であると考えております。加えて、子どもの生活状況に関する実態調査では、小学生の3割、中学生の4割が家族と一緒に夕食を取らない日があるとの回答もあり、家族と一緒に食事を取らない、いわゆる孤食の状況が見られることから、必ずしも経済的に困窮する家庭のみが食事の問題を抱えているわけではないという現状もございます。こうした子どもにとってこども食堂は、親や教師とは立場が異なる地域の大人と出会い、共に食事をし、その活動を支えるボランティアスタッフや参加する親子など様々な方と関わることで、人とのつながりの大切さや他者に対する思いやりなどを学ぶ場でもあります。また、フードリボンプロジェクトでは、見知らぬ大人からの寄附や飲食店の善意で成り立つ食事を通して、お店のスタッフや寄附をする大人の優しさに気づき、感謝の気持ちが育まれることも考えられます。こども食堂やフードリボンを利用する子どもが、こうした地域の方に支えられる体験を繰り返し積むことで、助け合う人間関係を自ら学び、自分が受けた善意をほかの誰かに渡すことができるような大人に自然と成長していくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。こども食堂に行くのも、フードリボン加盟店に行くのも、やっぱり子どもたちにとっては多少恥ずかしい気持ちがあっても、それでも勇気を持って来てくれた子どもたちには、将来ゼ

ひ逆の立場、支える側に立ってもらいたい。私もそんな思いを持って寄り添い、関わっていただけたいなと思いました。大変すてきな答弁をありがとうございました。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○**稲葉健二議長** 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時44分散会

第 9 日

令和6年3月11日（月曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和6年3月11日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問 清水みな子議員、やなぎ美智子議員、中村よしお議員、門田直人議員、増田好秀議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |   |     |
|---|---|---|-----|
| 門 | 田 | 直 | 人   |
| 野 | 口 | じ | ゅん  |
| 丸 | 金 | ゆ | きこ  |
| 富 | 家 |   | 薫   |
| 沢 | 田 | あ | きひと |
| 太 | 田 | 丈 | 之   |
| 小 | 山 | な | おと  |
| 川 | 畑 | い | つこ  |
| ほ | と | だ | ゆうな |
| 国 | 松 | ひ | ろき  |
| や | な | ぎ | 美智子 |
| と | く | た | け純平 |
| 中 | 町 | け | い   |
| つ | ち | や | 正順  |
| つ | か | こ | し   |
| 加 | 藤 | 圭 | 一   |
| 浅 | 野 | さ | ち   |
| 久 | 保 | 川 | 隆志  |
| 西 | 村 |   | 敦   |
| 中 | 村 | よ | しお  |
| 大 | 久 | 保 | たかし |
| 石 | 原 | た | かゆき |
| 清 | 水 | み | な子  |
| 廣 | 田 | 徳 | 子   |
| に | し | む | た勲  |
| 石 | 崎 | ひ | でゆき |
| 堀 | 内 | し | んご  |
| 細 | 田 | 伸 | 一   |
| 青 | 山 | ひ | ろかず |
| 石 | 原 | み | さ子  |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 宮 | 本 |    | 均 |
| 大 | 場 |    | 諭 |
| 稲 | 葉 | 健  | 二 |
| 小 | 泉 | 文  | 人 |
| 石 | 原 | よし | の |
| 増 | 田 | 好  | り |
| 越 | 川 | 雅  | 秀 |
| 中 | 山 | 幸  | 史 |
| 松 | 永 | 鉄  | 紀 |
| 竹 | 内 | 清  | 兵 |
| 加 | 藤 | 武  | 海 |
| 岩 | 井 | 清  | 央 |
|   |   |    | 郎 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|    |       |   |   |    |   |
|----|-------|---|---|----|---|
| 市  | 長     | 田 | 中 |    | 甲 |
| 副  | 市長    | 松 | 丸 | 多  | 一 |
| 副  | 市長    | 本 | 間 | 和  | 義 |
| 代表 | 監査委員  | 植 | 草 | 耕  | 一 |
| 教  | 育長    | 田 | 中 | 庸  | 惠 |
| 危  | 機管理監  | 本 | 住 |    | 敏 |
| 市  | 長公室長  | 麻 | 生 | 文  | 喜 |
| 総  | 務部長   | 蛸 | 島 | 和  | 紀 |
| 企  | 画部長   | 小 | 川 | 広  | 行 |
| 財  | 政部長   | 田 | 中 | 雅  | 之 |
| 管  | 財部長   | 稲 | 葉 | 清  | 孝 |
| 情  | 報管理部長 | 小 | 林 | 茂  | 雄 |
| 文  | 化国際部長 | 森 | 田 | 敏  | 裕 |
| ス  | ポーツ部長 | 立 | 場 | 久美 | 子 |
| 市  | 民部次長  | 若 | 菜 | 克  | 彦 |
| 経  | 済観光部長 | 根 | 本 | 泰  | 雄 |
| こ  | ども部長  | 鷲 | 沼 |    | 隆 |
| 福  | 祉部長   | 菊 | 田 | 滋  | 也 |
| 保  | 健部長   | 川 | 島 | 俊  | 介 |
| 環  | 境部次長  | 品 | 川 | 貴  | 範 |
| 街  | づくり部長 | 小 | 塚 | 眞  | 康 |
| 道  | 路交通部長 | 岩 | 井 | 忠  | 良 |
| 下  | 水道部長  | 藤 | 田 | 泰  | 博 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---



○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

清水みな子議員。

○清水みな子議員 おはようございます。日本共産党の清水みな子です。本日3月11日は東日本大震災から13年がたちます。まだまだ生活再建と復興の努力が続けられています。なりわい訴訟の戦いもまだ続いています。

今年1月1日、元旦に発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げ、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願わずにはられません。

また、千葉県東方沖地震が頻発しています。大地震が起こる前兆ではないかと、びくびくしているところです。皆さん、私たちの周りにも水、トイレ、食料品など、用意しないと駄目だねという話をしているところです。行政もしっかりと対策をしまりましょう。

それでは、一般質問を行います。

まず、教育行政運営方針についてです。

(1)校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームを開設に至った経緯と期待する効果についてです。

2023年度、全国で小中学校における不登校の児童生徒数は約30万人と言われていています。前年度が25万人なので、この1年間で5万人も増えたことになります。市川市も同じではないでしょうか。現在、ゆとろぎ相談室や保健室などで過ごしている子どもたちがいるということです。不登校の要因は様々です。家庭の問題もありますが、友人関係をめぐる問題、教師との関係をめぐる問題、クラブ活動や部活動への不適應、学校の決まりをめぐる問題、転入、進級時の不適應など、学校生活に関わるものも多くあります。今年度の教育行政運営方針に、新しく小学校にスペシャルサポートルームを開設すると発表されました。

そこで、その経緯と期待する効果について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 開設するに至った経緯ですが、現在、小学校では不登校傾向や途中登校の児童はゆとろぎ相談室や保健室を活用しておりますが、曜日によって居場所や対応する職員の変更をせざるを得ない状況もあります。教育委員会では、今年度5月より不登校対策検討会を立ち上げ、不登校への対応策を検討してまいりました。その中で、中学校の校内教育支援センターと同様の機能を持つ児童が安心して過ごせる居場所を小学校にも開設することが有効であると考えました。そこで、令和6年度よりモデル協力校にてスペシャルサポートルームの運営を開始することといたしました。学校に登校できていない児童に対しましては、各学校の学校だよりやホームページなどで開設を児童や保護者に知らせることによって登校のきっかけとすること、また登校できたときに安心して過ごせる居場所、学びの場となることなどを目指し、試行運用を行ってまいります。

今後の見通しといたしましては、モデル協力校における検証を踏まえ、スペシャルサポートルームの設置場所や運営スタッフの人員確保について検討してまいります。不登校の要因は児童一人一人様々であるため、不登校の未然防止や早期支援が必要となります。モデル協力校での実践からスペシャルサポートルームの成果や課題を精査するとともに、不登校の対応策につきましても引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 不登校の要因は児童一人一人、様々です。教師に余裕があるならば一人一人に向き合い、じっくりと話を聞いてあげることができてもできますが、忙しい教師には難しいというところです。週に3日ですけれども、ゆとりぎ相談室を開いているときには必ずゆとりぎにいる子、保健室に来る子、そして休み時間だけゆとりぎに来る子もいるそうです。新たにスペシャルサポートルームを常設すると、そこに担当者は必要です。ゆとりぎ相談員の担当者をそのルームに充てるということも聞きましたが、不登校の児童生徒への向き合い方、これはしっかりとゆとりぎ相談室の担当者にも研修をしていただきたいというふうに思います。ただ預かるだけということではないと思います。教育現場はそれだけでなく人材が不足しています。そういう中で本当に人材が確保できるかどうか、これにかかっているというふうに思います。6年度はモデル校、小学校で6校で、そして7年度は学校全校でこのスペシャルサポートルームを開くという計画だとお聞きしましたが、教室の確保、人材の確保、しっかりと進めていただきますように要望いたします。

千葉県の新年度の予算で不登校対策予算が国からも下りて、そして前年度よりもたくさんついていますので、市川市でもその予算をどのぐらい勝ち取れるか分かりませんが、ぜひ勝ち取っていただいて人材確保に使用していただきたいというふうに思います。

次に、(2)の特別の支援、そして日本語指導を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導とは具体的にどう進めるのか。これについて市の考えを伺います。

特別の支援が必要な児童生徒も増えていると聞きますが、日本語指導を必要とする児童生徒も増えているのではないのでしょうか。市川市には外国籍の子どもたちが約200人、15か国から来ているそうです。市内全ての小中学校に在籍をしています。日本語が全くできない子、授業についていけない子もいるのではないのでしょうか。

明治大学の山脇教授という方は移民政策論や多文化共生論を専門にしている教授だそうですが、文科省が日本語教育が必要な外国人児童生徒数の統計を取り始めたのが1991年ということです。そのときの数は5,463人、そして30年後の2021年では4万7,619人で約9倍に増えています。その中で、日本国籍で日本語指導が必要な子も増えて1万688人、受入れ体制が十分とは言い難い状態だということです。

それで第1に、不就労問題、学校に行っていない子がいるということです。外国籍の子の保護者には、日本の義務教育を受けさせる義務はないということです。でも、その保護者が望めば、日本人の子と同じように公立学校で受け入れ、教育の機会を与えているというわけです。第2に、外国人の児童生徒教育の充実、そして第3に、学校と地域が連携して多文化共生の学校づくりが必要だと述べています。

そこで、本市の言うきめ細やかな指導とは具体的にどう進めるのか。これについて伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 特別な支援を要する児童生徒に対して、本市は個別の教育支援計画を作成し、幼児期から小学校、中学校または高等学校へと切れ目のない一貫した支援を引き継ぎながら、児童生徒一人一人に寄り添った指導を進めております。今後は児童生徒の可能性を最大限に広げられるような多様な学びの場を提供するとともに、組織的、継続的な指導や支援を充実させながら適切な教育機会の提供に努めてまいります。

続いて、日本語指導が必要な児童生徒への指導についてです。具体的な指導といたしましては、滞在期間や日本語習得状況、生活への適応状況などを考慮し、「特別の教育課程」の編成を行っております。「特別の教育課程」とは、サバイバル日本語、日本語基礎、技能別日本語、日本語と教科の統合学習、教科の補習の5つのプログラムから成り、児童生徒の日本語能力に応じてプログラムを組み合わせた計画で、今後も児童生徒の実態により適した計画を作成し、丁寧な指導を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。特別な支援を要する児童生徒に対しては、特別支援学級など適切に対応し学級を増やしていくことなど、児童生徒に寄り添った対応を要望します。

次に、日本語指導が必要な児童生徒への指導について、御答弁で、「特別の教育課程」編成を行い、5つのプログラムを全ての児童生徒に当てはめて指導していくということです。この5つのプログラムについて、もう少し詳しく伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 まず、1つ目のサバイバル日本語は、日本での学校生活や社会生活について必要な知識を学び、日本語を使って行動する力を身につけることが主な目的となります。健康・安全・関係づくりなどの観点や学校生活で日常的に使う挨拶などについて、その児童生徒にとって、必要性の高いものから順に指導を行います。

2つ目の日本語基礎プログラムは、日本語の知識、技能の獲得を目的とし、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力となる発音、文字、語意、文型の指導を計画的に行うものとなります。

3つ目の技能別日本語プログラムは、聞く、話す、読む、書くの4つの技能のうち、どれか1つに焦点を絞った読解や作文の学習で、目的に応じて読み書きする力を高めることで教科学習に効果的につなげていくことを狙いとしています。

4つ目の日本語と教科の統合学習プログラムは、日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを1つのカリキュラムとして構成しており、児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現について学ぶことができるプログラムとなります。

最後に、5つ目の教科の補習プログラムは、在籍学級で学習している内容について、日本語指導担当教員の補助または通訳講師の支援を受けながら授業に取り組んだり、教室外で復習を行ったりするプログラムとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。それでも日本語は本当に難しいというふうに思います。日本のお友達ができると、日本語を遊びながら覚えて親の通訳をやっているという子もいると聞きます。全ての外国人の児童生徒は、今御説明いただいた5つのプログラムに分けられて、どの程度日本語を理解しているかにもよりますが、やはり通訳講師も必要です。本市では、令和4年度で832回通訳講師を派遣したと教育振興基本計画の第4期の資料に載っておりますが、日本語指導をする教員の定数を増やすことはできないのかどうか。これについて伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 日本語指導が必要な児童生徒は、5つのプログラムの中から個々の実態に合わせたプログラムを選んできめ細かな指導を行っております。教員の定数につきましては、毎年9月、各学校に日本語指導を要する児童生徒数を調査し、日本語指導の県費負担教職員を10校に、市費の補助教員を3校に配置しております。県費負担教職員の日本語指導生徒支援の教員定数は児童生徒18人に対して1人のため、児童生徒の増減によって教員定数も変わってきます。現在、市費による補助教員を3校に配置しておりますが、今後、増加傾向にある学校への配置につきましては、補助教員で柔軟に対応してまいります。引き続ききめ細やかな指導体制を整えるために、海外からの転入を含めた児童生徒の増減、学校での指導体制について調査しつつ、適正な配置に向けて県に要望するとともに、市でできる対応について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。児童生徒18人に1人に対しては非常に少ないと思います。18人のうち、何人かは同じ言語の方がいると思いますけれども、18人が同じ言語ではないわけです。墨田区では、転入した外国籍の子に日本語の初期指導などをするすみだ国際学習センター、これを軸に手厚く対応しています。まず、外国人が墨田区に住民登録をする際、学齢期の子どもがいるかどうか確認をし、区の教育委員会に連絡をし、すみだ国際学習センターが保護者や子どもに面談し、来日の経緯、日本語の力、そして学習歴、進路志望などを聞き取って指導計画をつくり、編入予定校につないで就学に結びつけるという活動をしています。各校には外国人担当の教員を必ず置き、年に1回講習を受けてもらい、そして子どもそれぞれの日本語力に応じて1こま70分で読む、聞く、話す、書く、これを教えているということです。指導員1人に対して子どもは最大2人まで。住む場所によって対応が変わってしまうのは、本当に子どもにとっては不幸だなというふうに思います。

本市では、国際交流協会が子ども、そして大人向けの日本語教室を開いています。全ての方が対象ではない——カバーはできません。取り残されている親子はいるのではないのでしょうか。国際交流協会では、日本語教室の講師をしている方から話を聞きました。前年度の教育行政運営方針には、日本語指導を必要とする児童生徒について言及がなかったので一歩前進だというふうにおっしゃってありました。そして、外国人の子どもを支援するためには、その保護者も支援することが重要だ。保護者に対する日本語学習支援や生活情報提供支援、これが必要だとおっしゃっています。

浦安市の取組が参考になりますということで、浦安市の多文化共生推進プランというのがあります。これを見ました。このプランでは、国籍、民族などの異なる人々が互いに文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら共に生きていく地域づくりを推進していくということです。そして、コミュニケーション支援として、やさしい日本語による公共サイン、刊行物、掲示物、啓発パネルなどで情報の発信、重要施策として日本語学習の支援。市内各地で日本語教室を開き、各学校にもたくさんの翻訳講師がいるということです。ぜひ本市でも参考にいただければというふうに思います。

次に、大項目、教育行政について伺います。

(1)教職員の働き方についてです。このうちアとイについて、まず伺います。

千葉県教員不足は深刻です。年度当初から担任の先生がいらないという事態になっています。2月1日現在、市川市では定数にまだ9名足りません。もう3月、来月は新年度になります。産休、育休が9名、病気、療養休暇が13名、全部で31名の不足となっています。前月の1月1日現在で29名不足ということですので、この1か月で2名増えています。教職員は忙し過ぎると、このようによく言われます。どのくらい忙しいのか。10年間、小学校の教師をしていた方がこんな話をしています。

会議、行事、提出書類の多さ、学校運営の仕事、子ども、保護者の対応、とにかく毎日何らかの業務があり、年間を通して空白の日は15日程度だということです。会議では職員会議や問題行動対策委員会など6つの会議があり、行事では運動会や発表会など28、提出書類は通知表や指導要録など25、学校運営では自分の学級を持ちながら学年主任、そして6年生の英語の授業も担当するなど、てんやわんやで毎日ぐたくた、次の日の準備もなかなかできないというふうに言っています。その上、教師1人でも欠けたら、その負担がかかってくるわけです。病気になる原因はそれぞれあると思います。

そこでアとして、病気休暇の取得状況や原因及び対策について、イとして、働き方の改善に向けた現状と今後の取組について、まず伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、市内市立学校の教職員の病気休暇取得についてですが、今年度、2週間以上の病気休暇を取得した者のうち、けがや病気が44%、精神疾患が56%となっており、特に精神疾患による休暇が増加傾向にあります。要因といたしましては、多様化する児童生徒への対応、保護者からの要望や相談への対応、自身の指導力への疑問などが挙げられます。多様化する児童生徒につきましては、複数での対応、保護者の対応につきましては、初めから管理職が入るなど、担任1人に過度な負担がかからないようにしております。また、ほかの教職員に気軽に相談ができ、1人で悩みを抱えないよう風通しのよい職場づくりに努めております。教育委員会では、教職員が孤立しないように、学校への訪問を通して校内体制づくりに向けた指導助言を行い、学校からの職場や職員に関する相談に対しては関係各課と連携し、職場環境の改善やメンタルヘルスに向けた支援体制などの指導助言を行い、学校の状況に応じた支援をしております。

続きまして、働き方の改善に向けた現状と今後の取組についてです。コロナ禍によって一時中断していた教育委員会と教職員の代表による働き方改革推進委員会を令和4年度から再開し、協議を重ねております。具体的な取組として、学校での卒業証書の作成作業の縮減や学校徴収金の取扱いについてまとめた学校徴収金管理マニュアルの作成、また各学校の効果的な実践の情報提供など、市内の学校に周知し、学校ごとに取り入れ、主に業務の改善に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。働き方改革推進委員会で協議を重ねているということですが、特に1年目の教員の方、周りのみんなが忙しいので相談もできない。悩んでいるのではないのでしょうか。教頭先生まで駆り出されて授業を受け持ったりしているとのこと。市内では、実際に1年目で退職した教師がいると聞きました。

第4期市川市教育振興計画の資料に載っていますが、本市では、1か月当たり超過勤務時間が80時間を超えている割合が令和4年度で5%、令和2年度、3年度で3%でしたので倍近くに増えています。教職員をサポートする体制が取れているのかどうか。これについて伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 サポート体制につきましては、日頃の仕事や人間関係で不安を抱えているが、管理職や周りの教職員に相談ができず困っている教職員がいることから、本市では、平成26年度から教職員支援活動として電話相談窓口を設けております。その後、メールでの相談も受けるようにしたことで、さらに相談件数も増えております。日々の職務による悩みから指導に行き詰まり体調不良を起し、児童生徒に向き合えない教職員の不安を取り除き、意欲を出せるよう、今後も教職員をサポートしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 面と向かって話ができないのであればメールなども有効だというふうに思います。でも、根本的なところは、教職員が休暇を取得した際に、速やかに代替の教職員を配置できるかどうか、これにかかっています。最初に述べましたが、市川市では今31名の教職員が足りないという事態です。教職員の配置について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教職員の配置につきましては、県費負担教職員の代替講師の勤務はフルタイムでの勤務形態が多いことから、勤務を希望する講師が少なく、速やかに配置することが困難となっております。代替講師が配置できるまでの対応といたしまして、本市ではフルタイム勤務を条件としない補助教員を雇用し、児童生

徒の学習や生活指導の補助業務を行わせるなど、校内の支援体制の強化に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 フルタイムの代替の教師がなかなか見つからないというのが現状だそうです。東京都の調布市のある公立小学校の校長先生が学校だよりで、保護者に次のような発信をしました。3つの学級で教員の休暇があり、副校長が担任という状況です。全保護者に伝えて理解を得ることが必要だと思ったから、このように学校だよりを書いたということです。担任のいないクラスは授業をしないというわけにはいきませんので、残っている教員が時間をやりくりしながら授業をしている。教職員は全員で今頑張っています。それでも手が足りない。欠席連絡は電話ではなく、メールなど保護者にも協力してもらいたい、このように訴えたということです。

そうすると、すぐに対応してくれて、休み時間の見守りにも保護者が入ってくれたりということがあったということです。でも、その校長先生は、保護者に頼ってばかりではいけない、教員不足の問題が根本的な解決につながらない、教員が働きたいと思える環境を整えることが先決ではないかというふうに訴えています。本当に教員不足の解消は喫緊の課題となっているのではないのでしょうか。

私の父も小学校の教員でした。小さい頃、夕食は一緒に食べた記憶はほとんどありません。なので、昔からやはり教員は忙しいというふうになっていると思いますけれども、ぜひ年度当初から担任がいないということはないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、ウの項目です。講師募集のチラシの効果について伺います。

地域の方から、自治会の掲示板に「市川の先生に」という講師募集中のチラシが貼ってあったけど、募集しないと先生が来ないんですかという、そういう質問を受けました。代替の先生が来ない、いない状態がずっと続いているわけで、そこで市の教育委員会も頑張ってチラシを作って訴えているのだなというふうに感心をしました。このチラシの効果について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 チラシの効果についてですが、今年度から、従来の講師募集のチラシにQRコードを載せたことで時間を問わず気軽に登録ができることから、登録数は昨年度に比べ増えております。また、自治会の掲示板や郵便局、駅構内などチラシの掲載場所を増やしたことや、大学に出向いて説明させていただいたことで、教員免許を所有していない方でも学校現場で仕事ができることを多くの方に周知できたと考えております。今後も様々なアイデアを取り入れて講師確保に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 登録の方が増えているのはうれしいことです。答弁にありました、大学に出向いて講師募集の説明をしたということですが、どのような呼びかけをされたのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 今年度は大学に出向き、教職課程の授業で受講している学生に説明をいたしました。講師募集では、講師の種類や勤務形態、給与体系等の基本的な内容に合わせて本市の市立学校の特徴を説明し、一部の大学では、出向いた大学の卒業生が勤務している映像を流し卒業生が活躍している姿を伝えました。今後も教職に関心を持ってもらえるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 効果はこれからだと思いますけれども、教師を目指す学生がたくさん増えるといいと思いま

す。東京との格差といいますか、時給などが違うので東京に行ってしまう人も多いというふうに聞いています。先ほどの出向いた大学の卒業生が生き生きと活躍している映像を流したのはいいことだというふうに思います。今後よろしくお願いいたします。

次に、(2)として、小中学校の消耗品費、備品費などの予算の確保について伺います。

各学校によって要望が違いますが、消耗品や備品はどのようなものがあり、要望どおり予算が確保されているのかどうか伺います。

また、コロナ禍で社会問題となった生理の貧困、私も議会で何回か取り上げました。そこで、以前には各学校の女子トイレに生理用品を置いてほしいと要望し、幾つかの学校で実行していただきました。自由に持ち帰りができるトイレの個室内や洗面台付近に置くといった学校が13校、保健室だよりのほか、トイレに掲示している学校が19校、メールで保護者に周知している学校が2校と広まっていました。現在、ある学校では、前半で生理用品の在庫がなくなり、確保が難しいという話も聞きました。

先日、男女共同参画センターで生理用品をお配りしていますというポスターを見かけました。駅などにも貼り出しているそうですが、まだ取りに来ていないということです。それで担当者にちょっとお聞きしましたところ、ある学校の保健室から、生理用品が足りないので少し回してほしいと、そういう連絡を受けたということです。学校における生理用品の確保の予算についてもどうなっているのか、気になりました。

そこで、消耗品、備品費、そして生理用品などの予算についても伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校の管理運営や教育活動に必要な物品等につきましては、学校からの予算要望を受けた後、必要な予算確保に努め、確定した予算につきましては、学校の規模などに応じて配当し、学校長の判断で必要な物品等を選定し、購入しております。消耗品費で購入するものとしましては、児童生徒用の机や椅子、蛍光灯、指導用として授業などで使うコピー用紙や色画用紙、事務用消耗品などがあります。また、備品としましては、げた箱、背面ロッカー、清掃用具ロッカーなどの学校設備に関するもののほか、教材DVDなどの一般教材、電子てんびん、顕微鏡などの理科教材、オルガン、木琴などの音楽備品、マットなどの体育備品、特別支援学級用の教材などがあります。各学校において必要な物品等を計画的に整備しており、必要な予算は確保できていると認識しております。

続いて、生理用品についてです。学校の保健室で必要な物品につきましては、各校に配当している医薬材料費の予算で学校が購入しております。医薬材料費で購入するものとしましては、保健室だけがや体調不良の児童生徒への応急処置に使うものとしてばんそうこうやガーゼ、湿布などがあります。生理用品につきましても、各校に配当している医薬材料費から必要な分を購入しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 分かりました。消耗品や備品は必要な予算が確保できているという答弁でしたが、先生方にお聞きしましたところ、うーんと、こういうふうに首をかしげておりました。事前にやはり学校内できちんどういうものが必要なのかというのは話し合い等も進めていただきたいというふうに思います。

それから生理用品ですが、様々な事情で生理用品の用意が難しい生徒、この対応は今どうしているのでしょうか。とても心配になります。各学校の事情も合わせて、この点について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市内各中学校では、様々な事情で生理用品の用意が困難な生徒に対し、学校の実情に応じた対応をしております。生徒が必要なときに自由に持ち出せるよう、女子トイレに生理用品を置いています

が、そのような対応が取れない学校でも、女子トイレにポスターの掲示やカード等により、用意が難しいときは保健室に来て相談するよう周知し、養護教諭が困っている生徒を把握して支援することができるよう、保健室で生徒に直接配付をしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 さきの一般質問の答弁で副市長が、校長先生の裁量で使える予算があるということをおっしゃいました。これをぜひ生理用品の在庫がなくならないようお願いをしたいと思います。

生理の貧困という言葉が広く知られるようになったのは、2017年、イギリスで行われた調査がきっかけだということです。特にコロナ禍では、世界中で5億人の女性が生理の貧困に陥ったとされています。日本では2021年、15歳から24歳の女性2,000人を対象に行った調査によると、35.9%が生理用品の購入をためらったり、購入できなかったという経験があるということです。購入をためらう背景には経済的な状況、これもありますが、例えばシングルファーザー、父子家庭で生理のことを父親に言えない。また、親と良好な関係でない子どもは生理自体を親から伝えられず1人で悩んでいる、そういう可能性もあると言われています。コンビニのレジで不透明な紙袋に入れて生理用品を受け取るということがあり、本当に社会の風潮として生理が恥ずかしいもの、隠すべきものと、このように捉えていることではないでしょうか。

生理の貧困はSDGsの中でも4項目。目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標6「安全な水とトイレを世界中に」というSDGsの項目に関わってくる問題です。生理は女性として生まれたほとんどの人が経験します。まさに生理現象です。生理に対して正しい知識や認識、物資がなく衛生的に対処できないことは人間の尊厳、また権利に関わる問題です。

厚労省の調査で、生理用品の購入や入手に苦労した際の対処方法として、生理用品の交換頻度を減らしたり、トイレットペーパーなどで代用したり、そのことでかぶれや痛みを感じている女性は7割もいたということです。生理の貧困という言葉を聞くと、生理用品を買えないという経済的な問題ではなく、その根底には社会の風潮、格差など、あらゆる問題が関連していると思います。私たちはこれまでも公共施設などにはトイレットペーパーと同じように生理用品を置いてほしいと要望してきましたけれども、これは変わらずに要望していきます。

次に、(3)の学校給食について伺います。

今、小中学校の学校給食用の食器は磁器食器を使用しており、破損することも多々あると聞いています。ある先生が欠けた食器を変えてほしいと言ったら、それくらいは我慢してほしい。替えてくれなかったというのが2回ほどあったと聞きました。破損した食器の交換はどうしているのか。また、食器を配膳する配膳台について、適正な大きさのものが全体に行き届いておらず、小さな配膳台と学習机を代用して配膳しているという学校もあります。

そこでアとして、食器の破損などの課題と状況について、対応について、また、配膳台の設置状況や導入予定などについて伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、学校給食で使用している強化磁器食器につきましては、使用中の破損のほか、経年劣化によるひび割れや欠けといった破損が一定数あり、昨年度の破損率は全体の約8%となっております。このため、調理員が毎日の洗浄後、食器を全て確認し、異物混入などの給食事故防止に努めているところであります。食器の交換につきましては、令和6年度当初予算では食器購入のための消耗品費として約1,000万円を計上し、全体の7%程度の数を購入予定です。これを全校へ配付し、各校で破損次第、適宜交換するようにしており、児童生徒の給食に支障はありません。



次に、配膳台は、各教室で食事の盛りつけや配付を行うために使用するものであり、これまで学級増などに応じて追加購入していることから全校に必要な数を設置しております。御質問者の御指摘にもありましたとおり、このうち一部の旧式のものにつきましてはサイズが小さく、学校によっては不便を感じている状況があるものと理解しています。今後の配膳台の購入予定ですが、学校給食用備品購入費といたしましては、令和6年度当初予算では1,500万円を計上し、この中で冷蔵庫や食器洗浄機をはじめ、給食提供に必要な様々な備品について故障や破損したのから順次購入する予定としております。配膳台につきましても、同様に破損したのから交換する考えであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。食器が欠けていると訴えたその先生は1%に当たるわけですね。破損率が8%で7%の購入ということで、1%の部分がその先生にたまたま当たってしまったということだと思います。

今の子どもたちは、5日間のうち4日間、御飯を食べているということです。私たち——といっても60年くらい前ですけども、そのときは4日間パンで1日が麺とか、そんなことで御飯を食べたという記憶はほとんどないんですけども、60年前のことですが、この前、食の話を聞きましたところ、給食を始めたのはアメリカの要請で、とにかくアメリカの小麦を消化するためにパンを食べさせられたんだということが分かりました。妙に納得をしましたけれども、市川市では、給食用の食器を強化磁器食器に変更したのはいつ頃なんでしょうか。その経緯と、破損しにくい食器へ交換する考えはあるのかどうか。これについて伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 強化磁器食器の導入につきましては、家庭と同様の食事環境を提供することで食に関する正しい知識や習慣を身につけるなど、食育の推進を目的として、平成10年度よりアルマイト食器から順次交換し、平成19年度には全校で使用しております。

次に、破損しにくい食器へ変更する考えですが、本市では、学識経験者などを委員とした市川市立学校給食検討委員会を設置し、学校給食の運営や在り方について意見交換等を行っております。現在のところ、この委員会からは、食育推進の観点から強化磁器食器の継続が望ましいとの意見が多くあります。給食用食器の在り方につきましては、子どもたちにとっての使いやすさを第一に引き続き学校給食検討委員会で意見交換を行うとともに、食育の推進のほか、衛生面、価格面なども含め総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 学校給食については学校給食検討委員会がありますので、要望は難しいと思いますけれども、例えば大きな地震が襲ったときに磁器食器は全て割れてしまうのではないかと危惧します。食器をしまう場所にもよりますけれども、そのように感じているところです。

今、給食で食べているお米が全て有機米となっているいすみ市が全国から注目をされています。令和5年6月に学校給食の有機化を全国で実現していこうと、全国オーガニック給食協議会というのが創設をされました。事務局はいすみ市の農林課有機農業推進班です。全国で36の自治体、農協など27団体、生協など23団体、市民団体、個人が加入しているということです。36自治体の中には、私の田舎の茨城県常陸大宮市も入っています。茨城県がこのオーガニック給食協議会に参加している自治体が多いんですけども、やはり有機米を作れるという農家が多いことだというふうに思います。

いすみ市は農家への支援もしっかりと行っています。まず、資材費の補助、それから機械の無料貸出し、研修、市の職員や普及指導員による現場サポートなどを行い、市を挙げて環境と経済の両立する地域を目指して有

機米栽培に取り組んでいます。2015年の取れ高は僅か4 tで、子どもたちへの提供は10%だったそうです。翌16年は16 tで40%、17年は28 tで70%、18年以降、42 t取れ、100%子どもたちに提供でき、ふだんのお米よりも倍以上の値段で農家から買取りもしています。これから農家が続くかどうかも課題です。農家の平均年齢、高年齢化が進み、2020年ですが、全国で平均が67.8歳という中でいすみ市は70.2歳ということです。なので、お米だけでなく、有機野菜も給食で使われているので、そちらのほうにも力を入れているということでした。

市川市には、お米を作って出している農家はないということを聞きましたけれども、有機米を子どもたちに食べてもらいたいとは思いますが、様々ないろいろな面をクリアしてもらって、少しでも有機米、また有機野菜が子どもたちの口に入るようにしていただきたい、このように要望するところです。

次に、イとして、アレルギー対応の児童生徒への対応の現状、課題及び今後についてです。

食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、学校給食ではどのように対応しているのか伺います。また、対応が必要な児童生徒は何人ほどいらっしゃるのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本市では、文部科学省による学校給食における食物アレルギー対応指針に準じた市川市学校給食における食物アレルギー対応の手引を作成し、各学校へ配付、対応を行っているところです。児童生徒の食物アレルギーの状況につきましては、手引に基づき、まずは入学時や転入時に調査票を配付し、給食での対応が必要か調査を行います。その後、全ての対象者に対し、毎年度、医師の診断書に基づいた面談を保護者と学校管理職、学級担任、養護教諭、栄養士で行い、アレルギー対応の内容確認を行っています。

アレルギー対応は大きく分けて3段階あります。1つ目は、卵、乳、エビ、カニの4品目について、可能な範囲で除去を行った除去食を提供する。除去食だけでは対応できない場合は2つ目として、毎日の給食の詳細な献立表を配付し、保護者確認の上、アレルゲンが含まれる場合はその日だけ弁当を持参する。最後にアレルゲンが微量混入でもアレルギー反応が出るなど、重度のアレルギーの場合は給食を提供せず、毎日弁当を持参するといった対応になります。

アレルギーにより何らかの対応が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約900人、全体の約3%となります。このうち、最も重度な給食の提供を受けることができない子は約20人です。学校ごとになりますと、1校当たり多いところで30人程度、そのうち給食の提供を受けることができない子は多いところで3人という状況です。学校給食におけるアレルギー対応につきましては、子ども一人一人の状況に応じた対応を心がけているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。先日、うずらの卵を喉に詰まらせて小学1年生の児童が死亡した痛ましい事故がありました。アレルギーではありませんでしたが、そのような事故がないようにしていただきたいと思えます。アレルギー対応、今後の対応について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 アレルギー対応につきましては、今後とも自校給食の強みを生かし、できるだけ多くの子どもたちが給食を食べることができるよう、保護者や子どもたちに寄り添ったきめ細かな対応を続けてまいります。また、各学校に対しましては、引き続き手引の遵守を徹底し、アレルギーによる給食事故の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 アレルギーの事故があつてはなりません。しっかりと事故防止に努めていただきたいと要望します。

次に、ウについてです。学校給食食物アレルギー等対応補助金の目的及び概要についてです。

これは先順位者の答弁で、重度のアレルギーで給食が食べられず、お弁当を持参している約30人とふれんどルームに通級している約50人程度の児童生徒に小学生で1日200円、中学生で1日250円、出席した日数で年度末に保護者に支給するということが分かりましたので、これは結構です。

次に、最後の大項目、市民活動団体事業補助制度について伺います。

(1)本市の市民活動団体への支援の現状及び課題についてです。

本市では市民活動団体を支援するため、2005年度、平成17年度に、全国に先駆けて1%支援制度を開始しました。全国で初めての取組で注目を浴びました。全国から視察も相次いだと聞いています。しかし、市川市のような制度は他市では続きませんでした。私は市川でよい芝居をみる会という市民活動をしていましたので、まさしくこの渦中にいたので1%支援制度は使わせていただきましたが、現職の労働者が少なかったので、なかなか苦労したことも覚えています。少年野球などのクラブは現職のお父さんたちがたくさんおり、その金額が高くなっていいなというふうに思ったことを覚えています。

その後、11年を経て1%支援制度は市民活動団体事業補助制度、いちサポ補助制度という新たな補助制度に移行してきました。本市の市民活動団体を応援しようという姿勢は大歓迎です。1%支援制度のほうがよかったのという声もありましたが、1%支援制度からいちサポ補助金制度に移行した経緯、また、その現状と課題、このうち現状について伺います。

○稲葉健二議長 若菜市民部次長。

○若菜克彦市民部次長 お答えします。

初めに、納税者等が選択する市民活動団体への支援制度——以降、1%支援制度と申し上げます——から市民活動団体事業補助金制度——以降、いちサポ補助金制度と申し上げます——に移行した経緯につきましては、1%支援制度に参加している団体から、支援金を獲得するための広報活動の負担が大きい、支援額が不安定なため事業計画が立てづらいなど、市民活動団体の本来活動に影響が及ぶ旨の意見が多数寄せられました。このような多くの意見を重大な課題と受け止め、安定した補助金を提供するために、対象経費の2分の1で上限30万円、4年目以降も申請する団体は上限15万円と補助額を定めたところであります。また、体力の小さな団体は、資金不足によりイベントの開催そのものができないことから、事業実施前に補助金を交付する概算方法といたしました。しかしながら、申請内容と事業実施後の事業の公共性を確認する必要があることから市民活動団体事業補助金審査会を設け、創設したものがいちサポ補助金制度でございます。

また、補助金の交付状況につきましては、平成28年度の制度創設時と比較し、令和4年度では補助金の交付を受けている団体数が43団体、補助額は約408万円と半減している状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 1%支援団体からいちサポ補助金制度に移行した経緯と現状を伺いました。1%支援制度のときは100団体以上ありました。団体が今半減していることは大変残念に思います。やはりコロナ禍の4年間はとても大きいと思います。外出が制限されたり、また集まることを制限し、公民館も閉鎖しておりました。それぞれの団体が縮小してしまったかと思えますけれども、この市民活動団体支援の今後の課題と市の考えについて伺います。

○稲葉健二議長 若菜市民部次長。

○若菜克彦市民部次長 お答えいたします。

いちサポ補助金制度の課題につきましては、団体からの要望により、事業実施前に補助金を交付していることから精算が必要となり返金が発生するなど、手続が煩雑になっていることが課題と考えております。

次に、課題に対する考え方につきましては、市では、これまでも手続に不安のある団体に対しては、相談に乗りながら手続をサポートしてまいりました。また、補助対象経費につきましても、従来対象外であったオンライン会議に係る経費を審査会に諮り、補助対象項目として認めるなど、利用団体の実情に応じ柔軟に対応してきたところでございます。今後も改善が必要なものにつきましては、団体や審査会からの意見を伺いながら研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 それでは、次に(2)として、今後の支援の在り方について伺います。

いちサポ補助金制度の現状と課題を伺いました。市民活動団体の支援には、活動を継続していくために補助金による財政的な支援も大切ですが、その実施者の意欲を向上させることが重要だと考えます。そのために団体同士のつながりを増やすこと、団体の活動を発表する機会を設けるなど、団体の活動を市民に知らせることで意欲向上にもつながり、活動の活性化が図れるというふうに考えます。

そこで、市では団体の交流や活動を市民に周知することについて、どのような取組を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 若菜市民部次長。

○若菜克彦市民部次長 初めに、団体の交流を目指した取組につきましては、団体のつながりを生む場として、本庁2階に設置した市民活動支援センターをミーティングや講習会などに御利用いただいております。

次に、周知につきましては、団体に関する情報発信をしている市民活動支援センターにて、各団体がパンフレットなどを配布したり、各団体のイベント情報を掲載しているウェブサイトである「いちかわ支え合いネット」を通じて活動の周知を行っております。今後は他市の事例も参考にしながら、団体間の交流や活動の周知方法を調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 清水議員。

○清水みな子議員 やはりもっと市民活動を活性化するためには、例えば団体へのアンケートなどを取り、御意見や御要望を聞くことも大事だと思います。市民活動への支援制度は松戸市や野田市、八千代市など、幾つかの市で行っています。船橋市ではふなばし市民活動フェアを開催しています。昨年12月2日、3日と第15回目のフェアを開催しています。毎回、実行委員会を組んで準備し、参加団体は70団体、市内の企業も6企業参加し、来場者が約500人ということです。企画では、パネル展示、ブース出展、市民活動、ボランティア体験、パフォーマンス実演、特別企画、トークショー、講演会、ボランティア体験発表会など多彩です。市民にどんな活動をしているのか、アピールもできます。このような事例を参考にして2階の市民活動センターも活用して、まだまだ足りないと思います。もっと活発な市民活動が増えていくように今後も支援を強めていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員 日本共産党のやなぎ美智子です。

能登半島地震でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族にお悔やみを申し上げます。

また、被災された方々にお見舞い申し上げます。一日も早く日常を取り戻すことができるようにと願っています。

通告に従い、一問一答で質問を行います。

最初の大項目は消防行政についてです。

119番通報は火災、救急時の重要な通報であることは周知されていることです。しかし、いざ通報が必要な場面では慌てる方も多いと思います。まして聴覚障がいや発音障がいのある方、外国人の方は落ち着いて説明することが困難な場合があると思います。聴覚障がい者や外国人当事者だけではなく、特性に応じた119番システムが広く市民に周知されること、大事かと思えます。

最初に、(1)聴覚や発語に障がいのある方のためのNet119緊急通報システムについて伺います。

アとして、システムの概要について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

聴覚や発語に障がいを持ち、音声による119番通報が困難な方が円滑に消防へ通報を行えるよう、平成25年4月からNet119緊急通報システムを導入しています。このシステムは、スマートフォンなどのインターネット機能を利用して画面から簡単な操作で素早く通報することができ、通報者と指令管制員が文字によるコミュニケーションで状況の聴取を行います。このシステムを利用するには、所管である福祉部での事前登録が必要となりますが、自宅の位置や持病、家族の連絡先などの情報が共有可能となることから、通報者の119番通報時の入力負担を軽減するとともに、いち早く消防車や救急車の出動が可能となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 聴覚や発語に障がいのある方にとっては大変心強いシステムだと思いますが、認知度が低いのではないかと思います。

そこでイとして、対象者数、登録者、利用状況について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

所管する福祉部に確認しましたところ、令和4年度末現在、対象となる方は1,037人おり、そのうちNet119緊急通報システム登録者数は令和6年3月1日現在、103人となっております。また、利用状況につきましては、昨年1年間の通報件数は救急要請が1件ございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 聴覚障がい者や発語に障がいがある方が1,000人以上いらっしゃるのに対して、Net119緊急通報システムの登録者が103名とのこと。対象者数に対して、登録者数があまりにも少ないと思います。登録者数が少ないのはなぜなのか、考えられる要因を伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

登録者数の割合は令和6年3月1日現在、約10%であることから登録者数が少なく見受けられます。その要因として考えられることは、家族や知人に十分な支援が依頼できる環境にあることや介護職員などのサポートを受けられる体制にあることなどが挙げられます。また、個人情報登録することへの不安なども考えられるところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 昨年1年間の通報者数、救急要請が1件とのことですが、本市だけが少ないのでしょうか。他都市でも同じように少ないのでしょうか。近隣市でのシステムの利用状況について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

市川市が属するちば北西部消防指令センター構成10市において、令和5年は市川市の1件を除き、合計7件の救急要請がございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 10市で8件とのことですから、本市だけが少ないわけではないと確認しました。サポート体制の充実などで登録の必要性がないと思われる方が多いのかもしれませんが、万一のときには役立つ機能だと思えます。引き続き対象者の方への登録の働きかけをしていただければと思います。Net119緊急通報システムは当事者だけではなく、広く市民に周知することが大切かと考えます。

そこでウとして、市民へのシステムの周知について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

市公式ウェブサイトへの掲載、また、福祉部からは障がい福祉ハンドブックの配付やメール配信を行い、周知しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 市民の皆さんに聴覚障がい者への理解を深めていただくために、本市が手話言語条例を制定していることも併せてNet119通報システムの周知をさらに進めていただくことを求めて、次に移ります。

2022年6月末現在、本市には人口の約3.6%、1万7,959人の外国籍の方が生活されています。全国市町村中、33番目に多いと報告されています。今後も増加傾向が続くとの予想です。外国人の方に日本語を教えている市民の方は、市民生活を送っている外国人の方に対して、日本人市民と同等の行政の対応が必要だと思えますと話していました。これは消防行政についても言えることだと思います。

そこで、(2)外国人からの119番対応について伺います。

アとして、日本語を話すことができない外国人からの119番通報に対する対応の実際について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

本市の属するちば北西部消防指令センターでは、通報を受信する指令管制員、外国人通報者、そして必要に応じて電話通訳センターのオペレーターとの3者間で通話を行い、外国語の通報に対応しております。また、令和5年は英語7件、中国語1件の合計8件に対応し、全て救急車の要請でございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 外国人からの119番通報の対応について伺いました。スムーズな対応が行われたかとは思いますが、課題もあるのではないかと思います。

そこでイとして、外国人からの119番通報に対する課題と対策について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

電話通訳サービスで対応している言語は英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、タイ語など10の言語で、これらの言語は、法務省出入国在留管理庁のホームページでは在日外国人の95%を補うことができるとされております。しかしながら、日本を訪れる外国人は年々増加していくと予想されることから、今後、その他の言語への対応が課題であると考えております。現時点での対策といたしましては、司令管制員通訳センターのオペレーターが連携し、状況に合わせて柔軟に対応しているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 電話通訳センターで対応している10の言語で約95%を補うことができるとのことですが、残りの5%がどのようなになっているのでしょうか。本市の外国籍の方の出身国は112か国と報じられています。市役所の窓口では22の言語で対応しているとのことですが、119番通報の同時通訳、10言語以外で対応できなかった事例はあるのか伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

119番通報受信時において、現在対応している10の言語で対応できなかった事例はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 これまで10言語で対応できなかった事例はないとのことですが、外国人の方は年々増加しています。今後、10言語でカバーし切れないことも考えられます。私の友人が、仙台市では17か国語に対応しているとの情報を載せてくれました。

本市では対応言語数を増やす考えはあるのか伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

今後、市川市においても、様々な要因により外国人の増加が見込まれることから、多言語による119番通報対応の強化は必要と考えております。対応言語数を増やすことについては、指令センターを構成する10市の見解などを含め検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 救急現場での外国人傷病者からの聴取内容は貴重な情報です。医療機関にどのような形でその情報が提供されているのか伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

本市が令和5年中に救急搬送した外国人傷病者は658人でございます。

なお、救急活動における外国人傷病者の対応につきましては、総務省消防庁が平成29年から全国の消防本部に提供を開始した多言語翻訳アプリを活用し15か国語に対応できるほか、医療用語も登録されているため円滑なコミュニケーションを図ることが可能でございます。また、多言語翻訳アプリの活用により得た情報につきましては、通常の救急活動と同様に医療機関に情報提供しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 医療機関との連携が取れていることを理解しました。多言語アプリの活用により得た情報の共有は受け入れる医療機関にとっても大変貴重で、速やかな医療行為につながると思います。また、言語だけの情報ではなく、リアルな映像を用いたシステムがあるとのことでした。

そこで、(3)映像を用いた119番通報システムについて伺います。

私は、NHKテレビで放映していた映像を用いた119番通報システムの番組を見ました。全国的にこのシステム導入が進んでいるとの報道でした。このシステム導入については、令和5年6月定例会で細田伸一議員が代表質問で取り上げ、この映像を用いた119番緊急通報システム、これは課題ではなく、導入そのものに対して、市としてどう考えるのかと質問しました。市側からの答弁は、システム導入に向け調査、検討してまいりたいと考えているとのことでした。

そこでアとして、映像を用いた119番通報システムの概要と千葉県内の利用状況について伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

映像を用いた119番通報システムは、より正確なGPS機能で位置情報を取得できるとともに、通報者がスマートフォンによるビデオ通話を行い、災害現場の状況を撮影し、消防に伝送するシステムです。指令センターは、GPS機能により通報者の正確な位置情報の取得や撮影する映像から傷病者の様子、火災、事故など、通報現場の詳しい状況を確認し、会話による通報だけでは把握が難しい視覚的な情報をリアルタイムに収集することができます。また、映像の受信だけでなく、通報者へ心肺蘇生法などの応急処置動画を送信することで救命率の向上につながるほか、映像情報として、より正確に消防隊、救急隊に伝達することで効果的な活動が可能となります。このシステムにおける千葉県内の利用状況につきましては、千葉市を含む県東部及び南部の20消防本部が属するちば消防共同指令センターにおいて、令和6年度中に運用を開始する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 映像を用いた119番通報システムは、対話による通報だけでは把握が難しい視覚的な情報をリアルタイムで見ることによって、通報内容がより詳しく把握できることを理解しました。千葉県で20消防本部が令和6年度中に運用開始予定とのことでした。本市の導入が待たれます。

そこでイとして、本市の導入計画はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えします。

本市が属するちば北西部消防指令センターでは、令和6年度中の運用開始に向けシステムを設置し、指令管制員の習熟訓練を行ってまいります。当初の運用では、通報者の位置情報を取得し、正確な現場を特定すること及び心肺蘇生法などの応急処置動画を送信することでより有効な口頭指導を実施し、救命率の向上を目指してまいります。今後は現場のリアルタイムな状況把握に効果的である動画の受信につきましても、運用に向け、プライバシーに係る諸問題などを構成10市において検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 運用開始に向けての諸課題などは構成10市で検討していくことを理解しました。準備を円滑に進め、できるだけ早く運用が開始できることを期待し、今後の取組を注視してまいります。ありがとうございました。

2つ目の大項目はコミュニティバスについてです。

(1)として、梨丸号——市川市コミュニティバス北東部ルートの変称ですが、この梨丸号における令和5年10月1日の改正について伺います。

昨年10月1日にルート変更などが行われましたが、この変更により、柏井町や大町地区から大柏出張所に行くためには乗り継ぎが必要になるなど、利便性が低下したとの利用者の声を聞いています。令和5年10月1日に変更を行った具体的内容について伺います。

アとして、変更したルート、運行本数、運行時刻について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバス北東部ルートは、昨年10月1日に検証実験運行を行うためルート変更等を実施いたしました。ルートについて、変更前は保健医療福祉センターから途中船橋法典駅、大野中央病院を經由して保健医療福祉センターに戻る循環ルートの右回り、左回りと松飛台駅から大野中央病院等を經由して現代産業科学館までの往復ルートで構成しておりました。変更後は松飛台駅から大野中央病院までのAルートと保健医療福祉センターから現代産業科学館までのBルートの2つのルートに再編し、さらに運行ダイヤも大幅に改正いたしました。運行本数は、変更前の月曜日から土曜日は1日当たり、循環ルートの右回りが8便、左回りが9便、往復ルートが10便であったものを、変更後はAルートは10便、Bルートは37便といたしました。日曜日と祝日について、変更前は循環ルートは運休、往復ルートが13便でしたが、変更後はAルート、Bルートとも10便といたしました。

運行時刻については、変更前の月曜日から土曜日は循環ルートが6時台から19時台まで、往復ルートが7時台から18時台まで運行していたものを、変更後はAルートが6時台から19時台まで、Bルートが6時台から20時台までとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 10月1日の改正内容について伺いました。地域支部が取り組んだアンケートに、改正で困っているとの利用者の声が寄せられています。そのうちの幾つかを御紹介します。

突然の大幅な変更に驚きました。利用者の声を無視していると感じました。強く思うのは運行本数が少ないことです。最低1時間に2本は欲しいです。高齢者にとって、コミュニティバスはなくてはならないものです。突然の変更にはびっくりしました。以前の路線に戻ってほしいです。大町から大柏出張所、大野中央病院に直接行けなくなり困っています等々です。利用者の共通した声は、どうして突然大幅な変更したのか理解できないというものです。

この声にお応えいただくために、イとして、令和5年10月1日にルート変更等を行った理由と目的について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

北東部ルートは、近年、新型コロナウイルス感染症の影響を機に利用者が減少したため、運行経費に対する運賃収入等の割合である採算率の低下が課題となっております。運行継続の基準となる採算率は2年連続で40%を下回らないことであり、平成30年度が約43%、令和元年度が約42%でありましたが、コロナ禍となりました令和2年度が約29%、3年度が約26%と減少しております。

なお、コロナ禍で採算率が下回っていた年度については特例扱いとしております。

そこで、採算率の向上等を目的に利用者の動向等から運行計画を検証することとし、令和3年度には、利用者がどの地点から乗車し降車をしたか等を調査するOD調査を実施し、その結果を基に運行計画を見直したものでございます。2つの往復ルートとした理由は、これまで利用者が多かった保健医療福祉センターから大野中央病院までの区間を増便とすることや、利用者から循環ルートの右回りと左回りの行き先が分かりづらいとの意見が多く寄せられていたことなどを考慮した上で再編したものであります。

なお、再編に当たっては、地域の代表者と運行事業者、本市の3者で構成された北東部ルート実行委員会においても検討を行ったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 大柏出張所や大野中央病院に直行できない、乗り継ぎが不便で大変だとの声が多く寄せられています。市にはどのような声が届いているのでしょうか。乗り継ぎについて、どのようになっているのかも伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 変更後の利用者からの主な意見は、大町地区から市川大野駅までの直通バスが欲しいとのことや乗り継ぎ方法が分からない、乗り継ぎができることを知らなかったなどございました。この乗り継ぎについてですが、例としましては、乗車しているAルートของバスを一旦降りてBルートของバスに乗り継ぐもので、大町地区や柏井町地区から大柏出張所や市川大野駅、現代産業科学館に向かう場合や同区間の復路においても必要となるものでございます。

乗り継ぎの方法として、AルートからBルートに乗り継ぐ場合は保健医療福祉センターや大野中央病院内等の乗り継ぎが容易なバス停留所で乗り継ぎのためのAルートของバスを降車する際、バス運転手から乗り継ぎ券を受け取り、これを乗り継ぐBルートของバスへ乗車の際、運転手へ渡すことで、1回分の運賃で両ルートの乗車が可能となるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 利用者の増加と採算性の向上を目的とした改正とのことですが、利用者からは、これでは利用者は増えるどころか減ってしまうと改正に否定的です。この利用者の反応に対する市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 乗り継ぎに関する意見がある一方で柏井町地区などの利用者からは、以前は運行していなかった日曜日と祝日に運行されるようになり、便利になったとの意見をいただいております。市としましては、まずは乗り継ぎに対する周知等が必要と認識しており、乗り継ぎの案内を分かりやすく表示した時刻表を別途バス停留所に掲示するための準備を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 利用者が困っているのは乗り継ぎの問題だけではありません。1時間にせめて2本運行してほしい。全くない時間帯もあります。五中近くに住んでいますが、大野中央病院に行くバスがなくて困りますなど、運行ルートや運行時間についても不便になったと訴えています。利用者は、難しいことを要求しているわけではない。改正前に戻してほしいだけなのですよと述べています。市として、今後、利用者の訴えにどのように対応していくのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 現在のルートは、利用者の動向等を把握するために検証実験として運行しているものであります。来年度にはOD調査等を実施する予定であり、この結果を基に、現ルートにおける利用者への影響等を検証してまいります。

また、利用者からの意見についても十分伺って、北東部ルート実行委員会の中で審議してまいります。今後も持続可能な公共交通とすることを目標に利用者の意見も踏まえ、ルートやダイヤ変更等の必要性を考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 来年度にOD調査等を実施したいとのことですが、調査時期、調査結果の検証時期、ルートやダイヤ変更等の必要性を検討する時期はいつ頃になるのかも伺います。また、OD調査は必ず実施しなければならないのかも伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 OD調査については、ルート等を変更した1年後の本年10月頃に実施する予定であります。その後、調査結果の集計に2か月程度の期間を要することから、12月から翌年2月までに結果を検証し、それを基に北東部ルート実行委員会において、ルートやダイヤ変更等の必要性を検討してまいりたいと考えております。一方、OD調査については、区間別に利用者数等のデータを収集できるため、需要の多い目的地等を把握するなど、便数やルート検討の基礎データとして必要なものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 変更があった後だから、位置づけは現在の運行が実証実験。私は実証実験は、導入に当たっての実証実験という認識だったんですが、実証実験という位置づけだということを知りました。あと、コロナが影響してのこの利用の減だと思いますが、部長は特例だというふうにおっしゃいました。

では、この特例の中での令和2年、3年のこの採算率の減少は、コロナが影響していたということをお認めなわけです。市やバス事業者は、減少はやむを得ないと思わなかったのでしょうか。昨年の10月、この改正したことによって、コロナ禍が減少要因であったか否か、検証できなくなったのではないのでしょうか。まずは、利用者の改正前に戻してほしいとの声に応じていただくことを求めます。

次に、(2)公共交通機関としてのコミュニティバスの利用促進について伺います。

アとして、第11次市川市交通安全計画におけるコミュニティバスの利用促進について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市川市交通安全計画は人優先を基本として、人と地域、交通環境、交通機関の相互の関連を考慮し、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めており、昭和46年度に第1次市川市交通安全計画を策定し、以降5年ごとに計画を改定しております。現在の計画は、令和2年度に計画期間を令和3年度から7年度までとした第11次市川市交通安全計画であります。この計画では、交通事故をなくし、道路交通の安全を確保するための施策の一つとしてコミュニティバスの運行を位置づけ、コミュニティバスにより自動車から公共交通への利用転換を促し、自動車交通量の抑制等により交通の円滑化を図るものであります。具体的なコミュニティバスの利用促進策として、啓発活動としては、市内への転入者にコミュニティバスのルート等を案内するチラシの配布や市民まつり等でPR活動等を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 市川市交通安全計画とは別に市川市総合交通計画が平成16年に策定され、平成21年、26年に改定されています。平成21年の改定の翌年、平成22年にコミュニティバスの本格運行が開始されていますが、市川市総合交通計画の中でコミュニティバスはどのように位置づけられているのでしょうか。

イとして、市川市総合交通計画におけるコミュニティバスの利用促進について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市川市総合交通計画は、先ほどの市川市交通安全計画が交通安全の施策に関するものであるのに対し、各交通機関に関わる施設の整備や交通サービスの提供等を総合的に捉えた長期計画であります。現計画は平成15年度に策定し、平成21年度と26年度に施策の見直し等を行っております。平成26年度の見直しの際、良好な交通環境づくりを目指す施策の一つとしてコミュニティバスの運行継続を推進することを追加しております。これに基づき、各ルートにおいては、継続に向けた見直しや検証実験を行っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 市川市総合交通計画では、交通不便地の解消を主な目的とし、公共公益施設への利便性向上、移動制約者等の外出支援等を図るためとコミュニティバスを位置づけています。また、市民の重要な交通手段であるバス交通についても、利用者の促進、コミュニティバスの運行の継続を図るとあります。この方針は変更されていないと考えてよろしいでしょうか。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 コミュニティバスは総合的な交通体系を構成する1つの施策となるものであり、現時点でこの方針の変更は考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 コミュニティバスの重要な位置づけは変わっていないことを確認させていただきました。平成30年に策定された市川市コミュニティバス運行指針は、コミュニティバスの導入や運行計画の変更要望のあった場合の対応として、市の基本的な考え方と基準を示し、統一的な基準で判断するためのものとされています。指針では、導入時の市民ニーズへの対応は詳細に述べられていますが、運行計画変更時の市民ニーズへの対応についての記述が見当たりません。

そこでウとして、利用者からの意見の反映について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

利用者からの意見については適宜聴取しており、その結果を各コミュニティバス実行委員会において報告し、議論することとしております。北東部ルートにおいては、先ほど答弁したとおり、利用者の意見を反映し、乗り継ぎの案内を分かりやすくするための準備を進めております。南部ルートの意見としては、浦安市や本八幡駅、塩浜、信篤、二俣地区等へのルートの延伸や既存ルートの増便が挙げられております。また、停留所の位置が上下で離れており分かりづらいという意見に対しては表示方法を工夫するなどの対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 市川市総合交通計画ではコミュニティバスの運行継続の推進とあります。運行継続するか、しないかの基準とされている採算率は、運行継続の推進を掲げる市川市総合交通計画と矛盾しているのではないのでしょうか。

参考までに、コミュニティバスを導入している他の自治体の採算率の位置づけ、近隣市のコミュニティバスの採算率の状況などを伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 本市における採算率として、実証実験運行から本格運行への移行基準は半年間で30%以上、本格運行での継続基準は2年連続で40%を下回らないという基準を設けております。

御質問の各市の状況でございますが、近隣市では、松戸市で実証運行から本格運行への移行基準と運行の継続基準が40%以上とされております。令和3年度末現在において、千葉県内では40市町でコミュニティバスを運行しており、県内の運行路線全体での経常収益合計と経常費用の割合で算出した収支率は24.4%となっております。

なお、近隣市の採算率は、松戸市のゆめいろバスが30.5%、鎌ヶ谷市の東線が8.1%、南線が15.6%、西線が8.5%、浦安市の医療センター線が41.9%、舞浜線が36.9%、じゅんかい線が16.4%となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 近隣市のコミュニティバスの収支率でも、路線によって大きな開きがあることが分かりました。全国平均では、15%から20%と低い収支率のようです。市川市の採算率40%が導入や運行継続の判断基準として妥当なのか、いささか疑問です。見直しも必要なのではないかと思えます。市民の方からは、交通不便地域の大事なコミュニティバスだから、採算率だけで判断しないでほしいとの声があります。この声をどう受け止めるのか。今後の取組についても伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

事業として実施する以上、運行基準を設けて判断や評価することは必要と考えております。そこで運行継続に当たっては、今後も地域の代表者と運行事業者、本市の3者が協議し、利用者の意見等についても可能な限り反映するなどして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。私は何も判断基準が不要だというふうに言っているわけじゃないですので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

全国各地でコミュニティバス条例が制定されています。福岡県の須恵町コミュニティバス条例は、町内における生活交通手段を確保し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。岐阜県の白川町コミュニティバス条例は、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、もって町民福祉の増進と地域活性化の促進を図ることを目的とする。高知県の仁淀川町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例は、町民の日常生活における身近な交通手段として公共交通空白地域を解消し、町民の利便性を図り、もって地域福祉の推進に資するためと福祉目的が掲げられています。

本市の計画や指針等に福祉目的が位置づけられること、採算重視ではなく利用者の声が反映されることを求めて次の質問に移ります。ありがとうございました。

3つ目の大項目は、災害時の業務継続についてです。

(1)業務継続計画について伺います。

総務省消防庁が1月23日、2023年版の消防白書を公表したと報道がありました。市川市は業務継続計画を定めていますが、業務継続計画とはどのようなものなのでしょうか。また、2023年版消防白書に関して、業務継続計画の策定率は97.9%と高いが、通信手段や食料の確保などの特に重要な6要素を全て盛り込んだ計画を策定済みの市区町村は40.4%と報道されていました。

そこで、市川市業務継続計画は内閣府の計画ガイドに示されているこの重要な6要素を定めているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災することを想定し、優先的に実施すべき業務の特定と、その業務の執行体制や対応手順、必要な資源の確保をあらかじめ定める計画です。内閣府の市町村のための業務継続計画作成ガイドでは、業務継続計画の核となり、計画策定の際には必ず定めるべき特に重要な6要素を示しております。具体的には、1、市長不在時の代行順位及び職員の参集体制、2、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3、電気、水、食料等の確保、4、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5、重要な行政データのバックアップ、6、非常時優先業務の整理となり、本市の業務継続計画では、この6要素をあらかじめ定めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 このような業務継続計画は現在の計画以前にも策定され、公表していたのか。策定されていたのであれば、どのように修正されてきたのか伺います。

また、計画内容についての確認調査や評価制度があるのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市の最初の業務継続計画は平成26年に策定され、市の公式ウェブサイトで公表しております。計画は逐次見直し修正しておりますが、平成30年の見直しにおいて、大規模災害発生時における応急対策業務と優先すべき平常業務の定量化を図って対応を検討し、計画に反映しました。計画内容についての確認調査や評価制度はございませんが、今後作成が見込まれる能登半島地震対応の報告書などを確認して、本市に取り入れるべきものを精査した上で必要に応じて見直しをしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 今日は13年前に起きた東日本大震災、3月11日です。国は、この2011年の東日本大震災で生理用品がもらえない、避難所に仕切りがなく着替えられないなどと女性の悩みが顕在化したのを受けて2013年に取組指針を出し、自治体に防災業務への女性参画を促しました。しかし、2016年の熊本地震などでも同様の課題が浮かび、国は改めて2020年にガイドラインを策定し、防災施策や災害対応への女性参画を呼びかけています。本市では、この業務継続計画策定や計画決定への女性参画はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害対策における総合的な計画は地域防災計画であり、業務継続計画は、この地域防災計画を補完する意味を持った計画となります。女性の参画につきましては、地域防災計画において女性の視点を生かすことを定めると

ともに、防災会議に女性委員が選出されており、計画を決定する上でも自由に御意見をいただける体制になっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 防災会議に女性委員が選出されていることを確認しました。女性委員が積極的に活動できる環境を整えていただくことを求めます。

次に、(2)災害時の体制について伺います。

アとして、職員の体制について伺います。

市川市業務継続計画では、市長不在時の代行順位が副市長と記載されていますが、これは松丸副市長、本間副市長の順になるのでしょうか。

また、参集できない職員や参集を免除されている職員はいるのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市長不在時の代行順位は、市川市長職務代理規則に準じて、松丸副市長が第1順位で本間副市長が第2順位となります。

次に、職員の参集につきましては、会計年度任用職員を除く全ての一般職の職員は危機管理に関する事務に従事することが定められており、特別な事情で休業中の職員を除き、参集を免除されている職員はおりませんので、何より職員自身が被災しないことが大切です。そこで、日頃から職員の防災意識を高めるよう、機会を捉えて周知啓発を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 業務内容や対応部署によっては、対応人員の過不足に大きな差があるように感じますが、そういった調整はどのように行うのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

大規模災害が発生した場合には、止められない業務や優先的に再開すべき業務を除き、災害対応を優先することになります。そのため、ふだんとは違う業務を担当したり、人員が不足する業務の応援なども想定されます。どの部署にどのくらいの応援が必要であるかは、現場の状況に応じて本部会議などで決定いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 能登半島地震では、自治体職員の不足が大きな問題としてクローズアップされています。災害対応の職員体制では、会計年度任用職員は除外対象であることから正規職員を十分確保し、体制が取れるようにしていただくことを求めます。

次に、イとして、施設や資材の確保について伺います。

庁舎が被災した場合に拠点となる代替施設はどのような考えで選定しているのか。

また、業務を継続するための業務資源の確保はされているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

庁舎や各災害班拠点施設が被災した場合の代替となる施設は建物の場所や構造、活用できるスペースなどを考

慮して定めております。また、業務を継続するための資源につきましては、職員用の食料や飲料水、トイレなどについて3日分の備蓄を進めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 代替施設には非常用電源、食料、飲料水、携帯トイレ等の必要資材が確保されていないところがあります。これらの手当てをどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

現状では備蓄スペースの問題もあり、全ての代替施設への必要資材の備蓄はできておりません。そのため、大洲や広尾など市内14か所に設置している防災倉庫などから運搬する考えでおります。代替施設には避難所となっている施設もあるので、避難者用の物資との優先順位を考慮しつつ、業務継続に必要な物資の確保を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 代替施設に通信は確保されているのか伺います。

私は、令和4年9月定例会で特設公衆電話の整備を取り上げました。停電時でも無料で優先的につながるのが特設公衆電話の特徴です。この避難者向けの通信手段である特設公衆電話の整備状況はどうなっているのかについて伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

代替施設には、電話回線の不通に備えてMCA無線を整備しております。MCA無線は、中継局を経由して通信する無線で中継局の耐震・停電対策が取られていること、自動的に空いている周波数を選択して接続することなどにより、災害発生時においても安定した通信が可能となります。また、災害対策本部を組織する各対応本部などの対応本部長や班長には災害時優先電話を配備するなど、通信手段を確保しております。一方、災害発生時の通信手段の確保のために避難者が無料で使用できる特設公衆電話は市立小中学校や公民館に配備済みとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 季節によっては、空調が使用できないと命に関わる場合があります。電源の確保が必要なのは空調だけではありませんが、能登半島地震で災害関連死された方の中に低体温症が原因だった方が含まれています。電源の確保は命の確保につながります。冷却水を必要としない、システムが簡便で設置場所を選ばない、防災用の電源として役立っている空冷発電装置もあると聞きます。代替施設となる庁舎や公民館等は避難者が来る可能性もあるので、非常用電源は速やかに整備するべきではないかと思えます。配備の考えについて伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

必要性は承知しておりますが、対象者や使用する場所、また、使用する電気機器によって非常用電源の能力や容量が様々となりますので、使用用途と優先順位を考慮するとともに、関係部署と協議しながら整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 ウとして、今後の課題について伺います。

能登半島地震を受けて様々な課題が浮き彫りになってきていると思います。そういった課題を本市の業務継続計画にどのように反映していくのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

能登半島地震では多くの職員が被災してしまい、発災当初は僅かな職員しか参集できなかったと聞いています。また、自衛隊や警察、消防をはじめ、国や県などから多くの応援職員が対応に当たっており、応援職員の取りまとめの重要性が再認識されました。なるべく多くの職員が参集できるようにすることと、他の自治体などからの応援職員が速やかに活動できるように受援体制を確立しておくことが必要です。本市の受援体制につきましては、業務継続計画で考え方を示し、その細部に当たっては受援計画で定めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 能登半島地震の被災地支援に本市から派遣され、活動に当たられた職員の皆様に敬意を表します。厳しい環境の中での支援活動であったと思います。本当にお疲れさまでした。派遣された職員の貴重な経験を今後の計画に生かしていただきたいと思います。

先ほどもありました。2月末から今月初めに関して、千葉県東方沖を震源地とする地震が20回、今月に入ってから2日までに南部を震源地とする地震が7回起きています。いつ起こるか分からない地震に不安が募ります。備えあれば憂いなしです。絵に描いた餅になってしまうような計画では困ります。点検や訓練等を行い、仕組みを充実させ、実効性のあるものにしていただくことを求めまして質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

中村よしお議員。

○中村よしお議員 公明党の中村よしおでございます。通告に沿って一般質問を行います。

行徳地区における課題について。

(1) 塩浜学園と市営住宅塩浜団地3号棟の間の空き地の活用の検討の進捗について伺ってまいります。

令和5年2月定例会での一般質問で、このテーマについて質問しました。当該土地は約6,000㎡あり、公民館などが建てられるくらいの面積があります。このようなまとまった広い市有地は貴重であり、市民福祉の増進に資する有効活用が望ましいと考えます。

ここで1年前の2月定例会での質問のやり取りを振り返りますと、当該空き地の現状と今後の活用の予定について伺ったのに対し、教育委員会からは、教育委員会事務局内でこの空き地の利用意向の調査を行い、特に利用したい部署がない場合は地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定により教育財産としての扱いを廃止

し、市長部局に移管することを検討したいという答弁でありました。

そこで伺いますが、前回の質問から1年が経過をいたしました。塩浜学園と市営住宅塩浜団地3号棟の間にある空き地の活用について、検討の進捗状況を伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

塩浜学園と市営住宅塩浜団地の間にある空き地、市川市塩浜4丁目16番6の土地につきましては、塩浜学園として校舎等を新たに整備する際、学校の運営に必要な敷地面積を確保した上で敷地から外した土地であり、現在も教育財産として管理を行っております。この土地につきましては、今年度、教育委員会事務局内で活用の意向調査を行ったところ、直ちに活用する案はございませんでした。この結果を踏まえ、今後につきましては、次回の教育委員会会議において、この空き地を市長部局へ移管する旨の報告をした上で速やかに移管手続を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。重ねて申し上げますけれども、私が議会で質問してから約1年たっております。加えて言いますと、当該土地は令和4年5月1日付で塩浜学園の敷地設定を解除してから空き地となっているというふうに認識をしております。したがって、この5月で2年が経過しようとしているわけでありませぬ。

私は、当該土地の有効活用について早急に検討して結論を出していただきたいと考えます。有効活用について、私が一般質問で提案した市民が自由に滞在できる広場やスポーツができるグラウンド、あるいは高齢化率が他地域と比較して高い塩浜地区に有効である高齢者の居場所づくりや社会福祉施設または児童生徒の居場所づくり、また、あるいは子育て世代が活用できる施設など、市民ニーズは多くあると考えます。

そこで当該土地の移管手続後、速やかに活用方法を検討していくべきと考えますが、本間副市長の考えを伺います。

○稲葉健二議長 本間副市長。

○本間和義副市長 財産の有効な活用管理ということでございますので、私のほうから御答弁させていただきます。

議員の御質問や先ほどの答弁にもございましたように、今は教育用財産として教育委員会が管理をしておりますけれども、教育委員会のほうでその用途を廃止し、教育用の財産としての効用がなくなりますと市長部局のほうへ直ちに移管がされるということになってございます。こういった関係法令の規定にのっとりまして移管がされました後につきましては、市長部局を中心に全庁的な視点にも立ちながら、この土地の有効な活用の在り方について検討してまいるということになると考えております。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 副市長、御答弁ありがとうございます。ぜひ早急な検討、結論を出していただき、南行徳地区の活性化に資する土地活用をお願いいたします。この項はこれで結構であります。

(2)江戸川第二終末処理場いこいの広場の遊具の整備に関する本市の認識について伺ってまいります。

福栄にある江戸川第二終末処理場の上部には広場やスポーツ施設等が設置され、地域住民が利用しています。私も福スポへ行こうと言って、子どもを何度も遊びに連れて行きました。特にいこいの広場という幼児や児童向けの広場の遊具で、子どもたちがうれしそうに遊んでいたのを記憶しています。

しかしながら、いこいの広場の遊具は数年前から老朽化のため使用が禁止されています。昨年は赤間県議会議

員や地域の方々と現地に赴き、県職員から説明を聞くとともに、地域の方々と遊具の早期改修を要望いたしました。県職員からは、遊具は海外製であるため部品が手に入りづらい等の理由で修繕に時間がかかっているというような説明があったと私は記憶をしています。要望後、当該遊具があるとき突然撤去されていました。千葉県ホームページを見ますと、「千葉県江戸川第二終末処理場・いこいの広場、福栄スポーツ広場」のページが令和5年12月15日付で更新をされていました。その内容は、「いこいの広場の『幼児コーナーの遊具』及び『児童コーナーの遊具』は、老朽化のため撤去しました」とありました。要望から間もなく突然の遊具撤去、今後、遊具の行方はどうなるのか、新たな遊具の設置はいつになるのか。

そこで、江戸川第二終末処理場いこいの広場の遊具の整備について、本市はどのように認識されているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 福栄4丁目の江戸川第二終末処理場は、県内8市が関連する江戸川左岸流域下水道の処理場の1つとして昭和56年に供用開始された敷地面積約26haの施設であります。下水道施設の維持管理に必要な区域を除いた処理場の上部などの約10.2haの区域には広場や散策路、スポーツ施設などが上部利用施設として整備され、一般開放されております。上部利用施設のうち、いこいの広場は平成13年にオープンしたもので、幼児コーナーや児童コーナー、芝生広場、修景池などから構成された約6.3haの施設であります。このいこいの広場は広く地域住民の方々に利用されておまして、千葉県が管理を行っております。

遊具が撤去された経緯について、管理者である千葉県に問い合わせたところ、いこいの広場はオープンから約20年が経過し、部分的な補修などで対応していたものの、近年、各種遊具の不具合が目立つようになったため、児童コーナーと幼児コーナーにそれぞれ設置されていた大型複合遊具は令和3年度頃から使用禁止措置を取り、補修方法についての検討を進めていたとのことです。しかし、その間も遊具全体の老朽化が進み様々な不具合が発見されたため、補修が困難と判断し、事故防止のため児童コーナーの複合遊具は令和5年9月に、幼児コーナーの複合遊具は令和5年10月に撤去したとのことであります。また、今後のいこいの広場につきましては、遊具のほかにも老朽化した施設があることから、改めて広場全体の施設配置やどのような遊具を設置するか、検討していくと聞いております。

本市としましては、いこいの広場等を含めた上部利用施設は都市における貴重なオープンスペースとして空間を有効利用し、地域住民の方々にいこいの場を提供する目的で設置されたものと認識しております。また、地域の住民の皆様に対しましても、広域的な下水道の処理に関する理解を深めていただき、処理場の円滑な運営を継続していく上で重要な施設であると考えております。このことから、いこいの広場の管理者である千葉県に対しまして、今回撤去された遊具に代わる施設について、地元への適切な情報提供と早期整備が行われるよう、また、その他の遊具等についても、修繕や再整備が計画的に実施されるよう要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 市から県に確認をしていただき、ありがとうございます。先ほどの答弁によれば、令和3年頃から使用禁止措置が取られ、補修方法について検討がなされていた。しかし、遊具全体の老朽化が進み様々な不具合が発見されたため補修が困難と判断し、事故防止のため、児童コーナーの複合遊具は令和5年9月、幼児コーナーの複合施設は同年の10月に撤去されたということでありました。この県の対応は何でしょうか。遊具が使用できなくなってから二、三年も経過をしています。また、要望してから二、三か月で要望者等への説明もなく、突然の撤去。不適切かつ不親切な対応と言わざるを得ないと私は思います。市川市だったら、遊具が壊れたら早急に修繕や新設に取り組んでいただいていると認識をしています。壊れた遊具を立入禁止にして何年もその

ままにしておくのは当該施設のイメージダウンにつながると考えます。

私は第二終末処理場が市民、とりわけ施設周辺の住民に愛される施設になってほしいと思っています。千葉県に対して速やかな整備を進めるよう強く要望していただきたいことを強調して申し上げます。私も今後も関わってまいります。この項はこれで終わります。

次に、(3)行徳近郊緑地の有効活用及び来訪者が安心して滞在できるためのあいねすと周辺、丸浜川沿い遊歩道のあずまや設置等施設整備について伺ってまいります。

行徳近郊緑地の有効活用に関して、私は平成27年2月定例会における一般質問で行徳野鳥観察舎の役割について質問をしました。この当時の行徳野鳥観察舎を取り巻く状況として、県では行政改革の一環として、公の施設の見直しについて検討が進められており、その対象施設の一つとして野鳥観察舎が挙げられていました。簡単に説明しますと、県は、公益的な利用の観点や老朽化などの問題から野鳥観察舎は県施設として維持する必要が低いと判断し、廃止する方向で検討を行うとの見直し方針案を示していました。その後、県と市の協議が行われ、令和2年9月、本市が新しい行徳野鳥観察舎あいねすとを建設し、現在に至っております。野鳥観察舎は環境学習や、市民をはじめ多くの方々が近郊緑地の自然環境にアクセスするための拠点としての役割を長年にわたり果たしてきており、子どもから大人まで幅広い世代の方が利用することができる大変重要な施設であります。今回の一般質問では、あいねすとを含めた行徳近郊緑地の有効活用及びこの地を訪れる方々が安心して滞在し、自然環境等を思う存分満喫できる環境づくりについて議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、行徳近郊緑地の概要、あいねすと、みどりの国観察会における来訪者数等の推移について伺います。それぞれの来訪者数について、千葉県野鳥観察舎閉館前の平成26年度及びコロナ禍の影響があるとは思いますが、直近3年の数を伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

行徳近郊緑地は、野鳥の生息の場と緑地を保全することを目的に人工的に造成された緑地で、都市部の中に残された貴重な自然環境として活用されてきました。湿地を含む周辺地域は、昭和54年に県の行徳鳥獣保護区として指定され、同年に千葉県行徳野鳥観察舎が開館しましたが、平成27年に建物の耐震不足などを理由に閉館となりました。県の野鳥観察舎が閉館する前の平成26年度の来館者数は約1万3,000人でした。その後、令和2年9月に本市の施設として新たに開館した市川市行徳野鳥観察舎（あいねすと）の来館者数は、令和2年度が約1万7,000人、令和3年度が約3万人、令和4年度が約3万2,000人と増加傾向となっております。

次に、行徳近郊緑地観察路、通称みどりの国は、行徳近郊緑地の自然と親しむ機会を提供することを目的に、平成11年に行徳野鳥保護区内に本市が整備したものです。来園者数は、平成26年度が約5,500人、令和2年度が約5,000人、令和3年度が約1万人、令和4年度が約8,000人と、あいねすと開館との相乗効果で増加しています。また、県から行徳鳥獣保護区の管理運営事業を受託しているNPO行徳自然ほごくらぶが湿地内を散策する観察会を定期的を実施しております。参加者数は、平成26年度が約1,000人、令和2年度が約600人、令和3年度が約300人、令和4年度が約900人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 行徳近郊緑地の概要やあいねすと等の来館者数の推移についての答弁をお聞きいたしました。あいねすとの来館者数はコロナ禍であったにもかかわらず、その数は年々増加傾向となっており、令和2年度は約1万7,000人で、4年度には約3万2,000人となっていると。旧行徳野鳥観察舎が閉館する直前の平成26年の約1万3,000人に比べ2倍以上の来館者数となっています。また、みどりの国の来園者数は令和2年度約5,500

人、令和3年度約1万人と、それがピークで4年度約8,000人でありすけれども、平成26年の約6,000人よりも増加傾向となっております。

行徳近郊緑地について、来訪者数は、したがって、3万人を超えるような増加傾向にあるというふうにご認識をいたしました。また、福栄側からあいねすとの前を通り塩浜方面に抜けていく通称丸浜川沿いの通路沿いには、河津桜や菜の花が来訪者の目を楽しませてくれる人気の場所となっております。過去、市川よみうりの記事によれば、行徳野鳥観察舎は、年間延べ利用者数のピークは昭和58年には5万人を超えていたとのことであります。私は、行徳近郊緑地という貴重な資源をより魅力あるものにし、年間来訪者数が5万人を超えるような、多くの人が訪れる場所となってもらいたいと、かねてから思っています。そのためには、来訪者が安心して快適に利用できる環境整備として、あいねすと周辺のベンチ等の休憩施設整備が必要と考えています。

そこで、現在のあいねすと周辺にあるベンチの数をお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

現在、あいねすと周辺に設置しているベンチの数は、建物の前に5基、白鷺公園に6基、周辺の緑地に11基、合計22基であり、来年度令和6年度は、建物の前の古くなったベンチ3基を森林環境譲与税を活用し、千葉県産木材のベンチに交換する予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 現状のベンチ数は分かりました。市民から、あずまややベンチが撤去されたが、来訪者、特に高齢者が足を休めたり、降雨時に雨宿りができるあずまやを設置してほしいという要望があります。これら市民からの要望に応えるためにも、あずまややベンチを設置すべきと考えますが、本市の対応状況を伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

昨年撤去したあずまやは、平成12年度に本市が旧野鳥観察舎の南西の場所に設置したものです。数年前からあずまやの長時間利用による騒音などの問題で地元自治会から撤去または移設の要望が寄せられていました。この要望を受け、本市では、利用マナーの向上を図るための注意看板等を設置したものの一向に改善が見受けられませんでした。昨年2月に再度、地元自治会から撤去または移設の要望が寄せられ、改めてあずまやを調査したところ、老朽化による柱の腐食等が著しく、移設による再利用が難しい状態であることが判明しました。このことから利用者の安全確保を図るためあずまやを撤去し、プラスチック製の仮設ベンチを3基設置したものです。行徳近郊緑地の大部分は千葉県が管理しており、かつ市街化調整区域であることから、建物となるあずまやの設置は難しい状況にあります。しかし、多くの方が散策している近郊緑地の快適性の向上を図る上で休憩施設の設置は有効と考えております。今後、ベンチやパーゴラなどの設置について関係機関、関係部署、地元自治会などと協議、調整してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 以前設置されていたあずまやは、本来設置できない場所に設置されていたということで認識いたしました。しかしながら、多くの方が来訪する近郊緑地の快適性の向上を図る上で休憩施設の設置は重要と考えます。ベンチやパーゴラなどの休憩施設の設置について、関係機関、関係部署、地元自治会などと協議、調整していくという答弁をいただきました。大変前向きな答弁でありました。ぜひともよろしくお願い申し上げます。今後、行徳近郊緑地が全国から多くの人々が来訪する名所となることを念願しております。これはこれで結

構です。

次に、塩浜2丁目市有地活用事業、マーケットサウンディング調査について伺ってまいります。

(1)当該マーケットサウンディング調査に至った経緯、内容、結果について伺ってまいります。

令和6年1月に塩浜2丁目市有地活用事業の民間活力導入に関するマーケットサウンディングの結果が公表されました。塩浜2丁目市有地の活用について、コロナ禍で動きが止まってしまっていた。アフターコロナとなり、さあ、これから魅力的なまちづくりに向けて動き出してほしい、そう期待していたら塩浜2丁目にレジャープールと、建設業界誌の記事の見出しが目にとまりました。レジャープールをこの地で建設をしていくのか、まちづくり基本計画との整合性はどうか、疑問が湧きました。本日は、塩浜2丁目市有地はどう活用すべきかについて議論してまいりたいと思います。

それでは、これまでの市民プール再整備の変遷を確認するという意味合いで質問をしてまいります。

1点目が、令和元年6月の市民プール再整備事業の民間活力導入に関するマーケットサウンディングの内容、結果及びその後の整備方針の策定等の事業実施に向けた流れはどういうもので、その結果はどうなったのか。

2点目、令和5年8月の市川市北東部スポーツタウン構想改定によって市民プールの扱いはどうなったのか。

3点目、令和6年1月の塩浜2丁目市有地活用事業の民間活力導入に関するマーケットサウンディング調査に至った経緯について、上記2点との関連性を踏まえてお答えください。

そして、当該マーケットサウンディングの内容及び結果についても御説明ください。

**○稲葉健二議長** 立場スポーツ部長。

**○立場久美子スポーツ部長** お答えいたします。

現在の市川市民プール及び周辺地につきましては、北東部スポーツタウン基本構想に沿った整備を検討するため機能性の向上、新技術の活用を目指し事業者からのアイデア等を収集するため、令和元年にサウンディング調査を実施いたしました。このサウンディング調査では12の事業者から提案を受け、民間活力を取り入れた事業手法による費用削減効果等の結果を得ることができました。それらの結果は、同年6月に市民プール再整備事業の民間活力導入に関するマーケットサウンディング結果概要として市公式ウェブサイトにて公表しております。

翌令和2年度には、施設整備案の具体化を図るため基本計画を策定する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により検討を中断することとなりました。その後、令和4年度に第2期市川市スポーツ推進計画の策定を受け、北東部スポーツタウン基本構想は令和5年8月に一部見直しをいたしました。この見直しにおいて、健康増進等を目的とした屋内プール、体育館、サッカーやラグビーなど多種目で利用することのできる多目的グラウンド等の機能を構想として維持することとしました。また、現市民プールの持つレジャー機能については、平成30年度の1回目の基本構想の見直しの際にレジャープール機能の必要性を明記していることから、市内全域を俯瞰し、施設の適正配置を考慮した上で別途検討することといたしました。そこで、塩浜地区まちづくり基本計画において、賑わいエリアと定められていた塩浜2丁目市有地について、レジャープール等の機能の移設の可能性を探るため、令和5年12月に当該地に対するマーケットサウンディング調査を実施したところでございます。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 市民プール再整備の変遷について理解いたしました。今般のマーケットサウンディング調査を時間軸で見ますと、令和4年度に第2期市川市スポーツ推進計画の策定を受け、令和5年8月に市川市北東部スポーツタウン基本構想の一部見直し。この見直しを受けて、令和5年12月に当該地に対するマーケットサウンディング調査を実施したという流れであります。今の答弁を踏まえて次の項の質問をしてまいりますので、こ

れはこれで結構です。

それでは、当該マーケットサウンディング調査の実施要領について伺ってまいります。

今回のマーケットサウンディング調査について、私が気になっているポイントの一つはレジャープールの必要性です。私は、レジャープールに対する市民ニーズの根拠はそれほど強くないと感じています。それは、レジャー機能を有したプールの必要性についてこれまでの答弁で確認できたのは、平成30年度に1回目の基本構想見直しをした際にレジャープール機能の必要性を明記していることから市内全域を俯瞰し、施設の適正配置を考慮した上で別途検討することといたしましたという表現だけであると思います。

そこでまず、当該実施要領に、本市の意向として実施要領、(3)事業のイメージについての4項目の一つに③レジャープール等のスポーツ施設の建設が入っていますが、そのように判断するに至った根拠、あるいは理由は何か。また、庁内の合意形成が図られたのか、その経緯と結果について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

現市民プールの年間延べ利用者数は、最も多かった頃の約19万人には劣るものの、過去10年の平均は約7万人を推移しております。また、第2期市川市スポーツ推進計画の策定等に関連して実施した市民ニーズ調査からは、健康志向の高まりを確認したことに合わせ、レジャープールについても一定のニーズがあることを確認しております。そのため市内全域を俯瞰し、レジャープールの移設を検討するに当たり、塩浜2丁目市有地の活用方法としての可能性を探るため、サウンディング調査を実施したものでございます。この塩浜2丁目市有地の活用を探るためのサウンディング調査につきましては、その趣旨等につきまして、庁内合意を得ております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 今回の答弁で、レジャー機能を有するプールの必要性の根拠について、現市民プールの年間延べ利用者数は過去10年の平均で約7万人である。第2期市川市スポーツ推進計画の策定時に関連して実施した市民ニーズ調査からは、健康志向の高まりを確認したことに合わせ、レジャープールについても一定のニーズのあることを確認しているという、この2点挙げられているというふうに認識をしましたが、市民ニーズ調査においては、市民のスポーツをする理由として、レジャーは17.5%ほどで、健康や体力の増進のため、ストレス解消のため、仲間とのコミュニケーション、運動することが好きだからに続いての順位であります。この2点をもって根拠とするには、やや無理があるかなという印象を私は受けました。

そして、当該サウンディング調査を実施することについて、庁内合意が得られたということについては理解をいたしました。

続けて伺ってまいります。当該調査の実施要領には、レジャー性のあるプールを含む、楽しくにぎわいのある空間の施設整備とありますが、事業者から本市への質問の中に、レジャープールはどんな想定をしているかとの事業者からの質問に対して、市は決定事項はありません。具体的な構想はないため、三番瀬のロケーションを生かした自由な提案をいただきたいと考えていますと回答をされています。この市の回答からは、屋外か屋内プールかなど、そのような決定事項はないということでもあります。

一方、令和元年6月の市民プール再整備事業の民間活力導入に関するマーケットサウンディング結果概要には、参加事業者から、屋外プールについては、夏季には非常に魅力的な施設であるといった御意見がある一方で、夏季以外の期間の維持管理、運営面で採算性の問題があるとの御意見も多くありました。また、ほかの意見に、屋外プールのレジャー機能を屋内に配置し、通年利用することが可能であるが、維持管理コストが問題となる等の意見があったとのことでもあります。基本的にプール、とりわけ屋外プールについては収支を黒字にするこ

とは難しいと考えます。一方、屋内プールについても、参加事業者からの意見を勘案しますと、光熱水費の高騰も手伝い、維持管理コストが大きな課題となるように感じています。

以上のことから、私が気になっている2つ目は、レジャープールは高コストであり、収支の黒字化が難しいのではないかという点です。

そこで、約3.8haという限られた面積の土地に収支の黒字化を実現するレジャープールとはどのようなものを想定しているのか伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 今回の調査では、レジャープール等のスポーツ施設に合わせ、にぎわいのある空間を創出する提案を求めました。あわせて、整備手法については、原則として民設民営を想定した旨を記載したことから、提案事業者からは、レジャープールを含め、おのおののノウハウを踏まえた多様な提案をいただきました。具体的な内容については、事業者のノウハウの保護のため非公表としておりますが、収益の見込める施設を含む複合的な整備や年間稼働を想定した提案等もあったところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 さらに伺ってまいります。市財政に負担を与えないために、基本、民設民営としていますが、現在の市民プールは赤字なのに塩浜では黒字になると考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

今回行ったサウンディング調査は、賑わいエリアと指定された塩浜2丁目市有地について、具体的な活用を検討するに当たり、レジャー機能を持つプールの整備の可能性を調査するものになります。その整備手法については、市の財政負担の少ない手法で検討したいと考えており、調査要領では、事業手法について民設民営を想定している旨を明記しております。本調査では、レジャープールのみでの事業採算は難しいとの意見もありましたが、各提案事業者からは、調査要領の趣旨を踏まえた上で様々なアイデアによる活用案を頂戴しました。今後、これらの提案を基に整備方針を検討し、民設民営での整備を行う場合には、本市の当該市有地の活用目的を踏まえつつ、事業者の事業継続性に配慮した要件等について検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 これまでの答弁をまとめますと、整備手法については原則として民設民営を想定した旨を記載したことから、提案事業者からはレジャープールを含め、おのおののノウハウを踏まえた多様な提案をいただいたと。それらの提案については、収益の見込める施設を含む複合的な整備や年間稼働を想定した提案等もあったということでした。また、本調査では、レジャープールのみでの事業採算は難しいとの意見もあったが、各提案事業者からは、調査要領の趣旨を踏まえた上で様々なアイデアによる活用案をいただいたということでした。

提案事業者6社から、収益の見込める施設を含む複合的な整備や年間稼働を想定した提案等、様々なアイデアをいただいた点については非常に興味が湧くところであります。一方、民設民営での整備を行う場合には、本市の当該市有地の活用目的を踏まえつつ、事業者の事業継続性に配慮した要件等について検討を進めていく予定という点につきましては、例えばこの手法によりますけれども、借地料の減額など、そういったものは考えられるのかなというふうな印象を受けました。様々なアイデアによる活用案が出たということについて、それが収益性があり、本市に財政負担を極力与えない、かつ持続可能な市民が喜ぶ活用案を実現できる可能性があるというふうに感じました。これはこれで結構であります。



次に、(3)これまでの塩浜のまちづくりと整合性について伺ってまいります。

当該サウンディング調査事業と塩浜地区まちづくり基本計画との整合性について、ここで改めて伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

塩浜地区のまちづくりについては、将来像及び土地利用等の方針を示すものとして平成17年に塩浜地区まちづくり基本計画を策定しました。このたびの調査では、本計画で賑わいエリアと指定された範囲に位置する当該地について、現市民プールの持つレジャー機能を含むにぎわいある空間の創出を目的とした調査であり、塩浜地区まちづくり基本計画に沿ったものとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 本市の考え方は理解いたしました。ただ、ここで気をつけなければいけないのは、その地域、その土地で求められる、期待されるものは違うということであります。

そこで再質問となりますが、今般のサウンディング調査結果公表から整備方針の策定までの間に近隣住民等からの意見、要望の聴取、反映をすべきと考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 現在、マーケットサウンディング調査の結果を踏まえ整備方針案を検討しています。この整備方針の検討を進める中で近隣住民等の意見を聴取していく考えでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の御答弁に、近隣住民等から意見を聞くということでありましたので、安心をいたしました。ぜひよろしく願いいたします。

(4)に進みます。次に、(4)他街区の活用の動き及び当該市有地活用事業との関連性について伺います。

塩浜地区の今や貴重なまとまった土地を有効活用するには、他地権者の土地活用事業の動きを把握することは重要であると考えます。現時点で他地権者の動向について把握していることがあれば教えてください。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 市有地を含む当該区域の土地区画整理事業を実施する際に組織された市川塩浜第1期土地区画整理事業地権者会において、他の地権者と競合しないよう、業態について配慮することを相互に確認しておりました。土地区画整理事業の終了に合わせ、この地権者会は解散しているものの、適宜情報共有を図っております。現時点では、他の地権者から具体的な整備計画等の情報共有はない状況でございますが、今後も必要に応じて情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。これはこれで結構であります。

最後に、(5)今後の動きについて伺います。

るる議論をしてまいりました。マーケットサウンディング結果を踏まえて今後どのようなプロセスを経て事業決定をしていくのか、タイムスケジュールや行程を伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

近隣住民等からの意見聴取や庁内合意を経て整備方針の定まった後、募集要項等を作成し、公募により事業者

選定を行う流れとなります。整備方針は今後定めることから、現時点で具体的なスケジュールなどを提示することは難しいものですが、整備方針を令和6年度の早期に策定できた場合には年度内に事業者選定まで進めたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 では、まとめます。整備方針がどのようになるのか、それがとても重要であります。マーケットサウンディングで得られたアイデアを基に最良の整備方針を作成してほしいと思います。そこに周辺地域との連携、市民参加、地域貢献や災害時に対応するための避難所指定、カーボンニュートラルシティ実現に資する施設のZEB化など、積極的に盛り込んでいただきたい。

最後に、今回のマーケットサウンディング結果を精査し、市民満足度の高い、財政に負担をかけない持続可能な塩浜2丁目土地活用事業に向けて取り組んでいただくよう強く要望して、この質問は終わります。ありがとうございました。

平和行政について。

市制施行90周年を迎える本年の平和行政への取組について。

昨年6月定例会の一般質問で、私は平和行政について質問をいたしました。私は、市川市は核なき世界を目指して粘り強く行動していくべきであり、さらにこれからの時代に合った平和行政に取り組んでいくべきであると訴えました。それに対する答弁は、本市では、これまで継続性を重視した各種事業を展開してきたが、改めて時代に合った平和行政の取組を進める必要があると考えている。今後、特に若い世代の平和意識の高揚を図るなど、様々な媒体や手法を模索しながら、時代に即した事業展開を行ってまいりたいと考えているというものであります。

また、私から平和都市宣言40周年事業として核廃絶や平和をテーマとした児童議会、あるいは青年議会の開催の検討、また核廃絶平和都市宣言の象徴となる記念碑、あるいはモニュメントなど、市内芸術家に作成してもらうことなど、本市の核廃絶への機運を高める取組を提案しました。最後の答弁としては、田中市長から、核兵器廃絶平和都市宣言をしている自治体として果たして内容が具体的にしっかりと練り上げられているものになってきたかということを考えたときに、さらに様々な面において積極性を持って、戦闘による唯一の被爆国である我が国日本、そして今、市民が生活している1自治体、市川市がどのような行動を具体的に起こしていくか。具体的な対応をさらに一歩進めた対応を検討し、実行してまいりたいという趣旨の見解が示されました。

今回の一般質問では、核廃絶平和都市宣言から40年を迎える本市の取組について、また、来年の終戦80年に向けて何をすべきか、さらに深掘りをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず、市制施行90周年を迎える本年の平和行政の取組についてお聞かせください。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市では、戦争の悲惨さ、平和の大切さを若い世代に継承していくため、継続して様々な事業を行ってまいりました。市制施行90周年を迎える令和6年度は、例年と同様に平和意識の醸成を目的とした取組といたしまして平和パネル展や平和寄席の開催を、また核兵器廃絶に向けた取組といたしましては、昨年度に引き続き折り鶴事業や広島、長崎で被爆された方などによる講話を実施する予定であります。さらに、特に若い世代の平和意識を高めることを目的として、市内小中学生を対象とした平和ポスター事業や市内小中学校等における被爆体験講話の実施も予定をしております。そのほか、令和6年度は市制施行90周年であると同時に、昭和59年に行った核兵器廃絶平和都市宣言から40年の節目の年に当たりますことから、毎年実施している事業のほかに記念イベントと

いたしまして、仮称平和展事業と広島で被爆した被爆樹木二世の植樹を予定しております。

以上であります。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 市制施行90周年を迎える本年の平和行政の取組については理解をしました。これはこれで結構であります。

次に、(2)本市の核廃絶への取組について質問してまいりたい。

まず明確にしておきたいのですが、本市の平和行政、平和事業の根拠は何かお答えください。

また、冒頭触れましたが、昨年6月定例会での田中市長からの核兵器廃絶への取組について、どのようなことになっているのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、平和事業を実施してきた根拠についてです。本市では世界の恒久平和を願い、いかなる国の核兵器に対しても、その廃絶と軍縮を訴えることを目的として、昭和59年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この宣言の趣旨の下、世界の恒久平和を願い、平和の大切さを広く市民に周知、理解していただくために、これまで平和啓発事業を行ってきたものであります。

次に、一歩進めた対応についての御質問です。これまで毎年実施してきました平和啓発事業に新たな視点を加え、さらに効果的に実施するため市川市平和啓発事業検討協議会より提言をいただきました。この提言を踏まえた新たな取組の一つといたしまして、先ほど申し上げました被爆樹木二世の植樹を予定しております。これは本市が加盟する平和首長会議から、広島で被爆しても芽を吹き返したアオギリの苗木を受け入れ、平和の象徴として市内の公園に植樹するものであります。公園を訪れた子どもたちをはじめとする市民が訪れるたびにその成長を見守り続けることにより、本市が核兵器廃絶平和都市を宣言し、平和啓発事業を実施していることを広く知っていただき、樹木を通して市民の平和意識の醸成につなげていこうと考え、実施するものであります。

また、もう一つの取組といたしまして実施する予定の仮称平和展事業では、特に10代、20代を中心に若い世代を対象とした平和に関するアニメ映画の上映、国際平和をテーマにした著名人による講演会を予定しているところであります。このように新たな取組とこれまで継続してまいりました取組を合わせまして、より効果的な平和啓発事業としていきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の答弁で、本市では世界の恒久平和を願い、いかなる国の兵器に対しても、その廃絶と軍縮を訴えることを目的として昭和59年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、この宣言の趣旨の下、継続的に様々な平和啓発事業を行ってきました。核廃絶への取組は本市の平和行政の根幹だというふうに言えると思います。

そして、答弁の中で例年事業、周年事業についての答弁がありました。特に周年事業について、仮称平和展が8月中旬にメディアパーク市川で実施されるということでありました。また、11月には、本市が加盟する平和首長会議から広島で被爆しても芽を吹き返したアオギリの苗木を受け入れ、平和の象徴として市内の公園に植樹するというところであります。広島市のホームページには、この被爆アオギリ二世についての説明が掲載をされております。

その内容を少し紹介させていただきますと、昭和20年8月6日、爆心地から北東へ約1.3kmにあった旧広島通信局の中庭で被爆したアオギリは、爆心地側の幹半分が熱線と爆風により焼けてえぐられましたが、樹皮が傷痕を包むようにして成長を続け、焦土の中で青々と芽を吹きました。その後、被爆アオギリは昭和48年に平和記念

公園に移植されましたが、平和を愛する心、命あるものを大切にすることを後世に継承するため、この被爆アオギリが実らせた種を発芽させて育て、成長した苗木を被爆アオギリ二世と名づけて配布をしていますということです。

核廃絶平和都市宣言40年を記念して、この意義深き被爆アオギリ二世の苗木を本市の平和の象徴の一つとして、多くの市民参加の下、植樹の式典を開催していただくことを要望しておきます。これはこれで結構です。

次に、(3)他市における核廃絶への取組に関する本市の認識について伺います。

これまで本市の核廃絶への取組について伺ってきましたが、ここで少し視点を変えた質問をいたします。他市ではどのような取組がなされているのか、本市の認識を伺います。

これまで平和首長会議に加盟している近隣市と連携した活動をほとんどしてこなかったというふうにも思います。令和6年2月22日付で平和首長会議会長広島市長と副会長長崎市長名で武力衝突の平和的解決と核兵器廃絶を求める平和首長会議共同アピールを行っています。その一部を紹介いたします。「世界中の平和を愛する人々よ、平和首長会議とともに、私たち一人ひとりが日常生活の中で平和について考え、行動し、戦争や紛争、差別や偏見などあらゆる暴力を正当化することがない状況、すなわち『平和文化』を市民社会に根付かせるための大きな潮流をつくっていきましょう」。本市は平和首長会議の一員として、今こそ平和文化を市民社会に根づかせる大きな潮流をつくっていきべきと考えます。今後、平和首長会議に加盟している近隣市等と情報共有や連帯した活動をしていきべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

県内近隣市におけます核廃絶への取組について調査をさせていただいたところ、広島市や長崎市の平和記念式典への派遣事業や原爆写真のパネル展など、本市と同様に核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝えることを主眼とした事業を実施している自治体が多いことが分かりました。改めて平和事業の取組をする自治体の役割は、中立的な立場で被爆や戦争の実相を客観的に市民の方に伝えることであり、また、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さについて常に関心を持ち続けてもらうために、平和の大切さを考える機会を提供することであると再認識をさせていただきました。今後、本市と同様に平和首長会議に加盟しております、あるいは核兵器廃絶平和都市宣言を行っております近隣自治体との間で情報共有を図りながら、自治体として実施可能な核廃絶に向けた取組を進めてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の答弁で、今後、本市と同様に平和首長会議に加盟している、または核兵器廃絶平和都市宣言を行っている近隣自治体との間で情報共有を図りながら、自治体が実施可能な核廃絶に向けた取組を進めていくと大変前向きな御答弁がありました。ぜひ取り組んでいただきたい、これはこれで結構であります。

次に、今後の平和行政及び核廃絶に向けた取組について伺ってまいります。

先ほど紹介しました平和首長会議共同アピールをまとめますと、ロシアによるウクライナ侵攻開始から2年を迎えようとしている。いまだに収束のめどが立たない中で、イスラエル、パレスチナ情勢によって世界はますます混迷を極め、戦禍により多くの人々の命や日常が奪われている。こうした事態が発生する中で核兵器使用が具体的かつ現実的な選択肢の一つとして示唆され、それに対抗するかのよう核兵器の増強や近代化が進められ、核軍拡競争になりかねない様相を呈している。現下の国際情勢の下で核兵器が使えるかもしれない兵器へと、その評価が激変していくことを深く憂うとともに、第3の戦争被爆地を生み出しかねない事態に危機感を強めているという内容であります。まさしくグテーレス国連事務総長が発言したとおり、核兵器使用の危険性がかつてな

いほど高まっていると認識をしております。そのような状況であるからこそ、本市も、いや増して核兵器廃絶に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、今後の平和行政及び核廃絶に向けた取組について見解を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

今後、戦争を直接体験した方の話を聞く機会が減少していくことが懸念されます中で、特に若い世代に対して、平和を自分ごととして捉え、考える機会を様々な場面で継続的に提供していくことが重要であると同時に課題であると認識しています。現在の世界情勢を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻など軍事衝突が続いている状況にありまして、かつて日本が経験した戦争や被爆の体験が決して過去のものではなく、世界の人々がいつ犠牲になるのか分からない状態であるものとも言えます。このように、平和の大切さを啓発する必要性がますます大きくなっている状況を踏まえまして、本市の平和啓発事業や核廃絶に向けた取組が時代に即したものとなるよう、さらに検討を進めながら実施してまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 本市の認識は、平和首長会議のアピールと同じ趣旨であるというふうに受け止めました。まさしくそのとおりだと思います。

なぜ核兵器を廃絶すべきなのか。様々な言い方がありますがけれども、イギリスの作家アーサー・ケストラーの著作にこう記されています。有史、先史を通じ、人類にとって最も重大な日はいつかと問われれば、私はちゅうちょなく1945年8月6日と答える。理由は簡単だ。意識の夜明けからその日まで、人間は個としての死を予感しながら生きてきた。しかし、人類史上初の原子爆弾が広島上空で太陽をしのぐ閃光を放って以来、人類は種としての絶滅を予感しながら生きていかなければならなくなると。私は、核兵器の使用によって人類だけでなく、自然環境に対しても壊滅的な影響を長期にわたり与え続けるからであるというふうに考えております。

さて、核兵器を廃絶していくために個人レベルでできることは何か。それは対岸の火事ではなく、自分ごととして捉えていく。自分でできることを考え、行動していくことだと思います。

田中市長の著作を読ませていただきました。これです。今日、議長の許可を得て、紹介したくてお持ちをいたしました。「2045発目の核」ということで、田中市長におかれましては、1995年にムルロア環礁で行われたフランスの核実験再開に踏み切ることに対して抗議に行かれたことについて書かれています。そのときの様子や若かりし田中市長の国会議員として、そして1人の人間としての考え、行動をうかがい知ることができました。まさしく自分で考え、行動して行かれた姿だと思います。敬意を表する次第であります。

一方、自治体レベルで言えば、核廃絶平和都市宣言をした本市が今こそ自治体だからこそできる民際外交を推進していくべきであります。例えば海外都市との積極的な連携。現在、姉妹都市等の提携を結んでいる海外都市と、それぞれの都市の戦争の事実や平和についての研究、意見交換、児童生徒が共同で学習し、意見交換の場を持つなどの取組をしてはいかがでしょうか。また、世界中のグローバル被爆者——世界の核被害者のことでもあります——の声や経験を学ぶということも大変重要であります。

次に、現在の本市の平和行政は、核廃絶平和都市宣言に基づいた核個別施策という体系となっています。いわばタコ足の状態になっております。そこで本市の平和行政をさらに発展させていくために条例化、あるいは要綱を策定するなど、平和政策として体系化していくべきと考えますが、市長の御所見と平和核廃絶への御決意を伺います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 まるで外交防衛委員会の質疑をしている現場に迷い込んだかのように市議会の議場が化しておりますけれども、中村議員が所属されている公明党の党是は福祉と平和であります。その中村議員から、まさにその党是に沿った質問をいただいていると、そのように認識をしつつ聞かせていただきました。今、私が市長の立場で核兵器廃絶平和都市宣言、どのような具体的な行動ができるのかと一人一人が考える、あるいは自分に何ができるかということを考える必要があると言われたのは、まさにそのとおりだろうと、そのような思いで聞いておりました。

この間、質問をいただけるということで私が調べた資料の中に、千葉県の中の核兵器廃絶平和都市宣言は3市であります。我が市川市と習志野市、四街道市。東京都では2市です。茨城県が多くて14市、群馬県が2市、埼玉県が1市、神奈川県が12市。神奈川県は政令指定都市がありますから、政令指定都市では川崎市と相模原市がこの核兵器廃絶平和都市宣言を行っている。

全国で見ますと、もちろん広島市がその宣言を行っておりますが、そのほかの行政は、千葉県を例にとりますと、非核平和都市宣言というところにとどまっております。我が市のように、核兵器廃絶としっかりとうたっているところは、先ほど申し上げたように3市だけあります。そのほかは平和都市宣言という言葉にとどまっております。先ほど議員がおっしゃられました平和首長会議というところのコンセプトは、いささかの市も国全体、国民も誰一人、平和であることを望んでいない者はいないわけでありまして、そういう意味で核兵器廃絶とうたっている行政区間で連携を図っていくと。そして、終戦から80周年を迎える来年に1つの大きなうねりというものをつくり上げるような、そんなことを国内的にも考えてみてはどうだろうか、そんなことを感じた次第であります。

実際に動いてみて、市川市をはじめ行政がどこまで協力し合えるかと。少なくとも関東の中で同じように言葉を上げて宣言をしているところとは連携を取り合う必要があるだろうと。ちなみに栃木県は1市もないということで、どういうところで——これもやはり時の首長といいますか、リーダーがどういう考えを持って、その地域をリードしていったかということに大きく左右されているだろうというふうに思っております。

また、来月11日から企画されています「核兵器なき世界への連帯」という会合にも私もぜひ顔を出したいと思っております。御氏の支持団体が強く——世界団体であります I C A N と連携を図って開催する、この機会もしっかりと私も協力体制——市川市は会場をお貸しするという形で協力をしているところでありますけれども、ぜひ拝見をしてこの認識を深めていきたいと、そのように思っているところであります。

加えて、案を出していただきました姉妹都市や、あるいはパートナーシップを結んでいる都市との関係は、いろいろな歴史上の背景を持っている、それぞれの国の歴史というものをよく勘案した中で連携が図れる活動ができるかどうか。それも検討してみたいと、そのように思っています。一步踏み込んで、終戦80周年を迎える来年に向けて、ひとつ核兵器廃絶平和都市宣言をうたっている市川市の主体的な活動というものを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 市長、大変に詳しく調べていただきまして、御決意をお聞かせいただくことができました。大変にありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 門田直人議員。

○門田直人議員 こんにちは。会派れいわ新選組の門田直人でございます。通告に従いまして、初回より一問一

答形式で一般質問いたします。

まず大項目、本市の地震対策についてでございます。

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震の犠牲になられた方々へのお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

また、今日はいくくも東日本大震災発生から13年になります。なお全国で2万9,000人の方々が避難生活を送られております。そういう中で今日は質問したいと思っております。

田中市長が施政方針の中で話されました29年前の阪神大震災、1995年1月17日発災なのですが、当時私も30代後半で、発生直後に被災地にメディア記者として足を運びました。約1週間、華僑系の神戸中華同文学校というのがあるんですが、空き教室にシュラフで寝泊まりしながら、寒さに震えながら被災者の皆さんと時間を共有したことは今でも忘れることができません。当時、県庁ロビーには人がいっぱい、避難民がいっぱいで、また市内に長田区という区があるんですが、その工場群、スリッパ工場がたくさんあったんですが、そのスリッパ工場も全焼しまして焼け野原の状態でありました。そういうことを見た経験が、今回の能登半島地震を契機に本市の都市型地震対策を考え直す機会となりました。

震災直後の神戸市内ではライフラインの被害が極めて深刻でした。私は当時、今後発生する可能性のある関東地方の地震対策に関する分析記事を書きました。それは、特に水が止まってしまう断水についてでございます。当時、神戸市内では、マンションにお住まいの特に高齢者の方々が停電後の断水のために多大な御苦勞をされておりました。それを思い出しました。例えば水洗トイレの水が止まっているものですから、特に生活用水もそうですけども、70歳から80歳代の方々が下の1階に降りて給水車や小川などからバケツでくんだ水を高層階まで持ち上げていました。エレベーターがストップしていましたので大変な状況でございました。

一方、関東地方での巨大地震について申し上げますと、歴史的に320年ほど前、1703年12月31日、元禄地震というのがございました。震源は房総半島南端の野島崎沖付近で死者は6,700人以上出ました。100年ほど前、これは1923年9月1日、関東大震災が発生いたしまして10万人以上が亡くなりました。都市型の大地震でございました。

政府の地震調査委員会の最近の発表によりますと、首都直下地震の起こる確率は今後30年以内に70%と言われております。首都圏で大地震が起きた場合、本市のマンションの数は多く、大きな被害が想定されます。建築基準法によりますと、6階以上が高層建築物です。不動産コンサルティング会社によりますと、市川市内には高さ60m以上のタワマン、超高層建築物、これは20階以上なのですが、ちょっと古いデータですが、2020年の段階で10棟あります。全部で2,959戸が入っております。

また、市川市分譲マンション実態調査報告書、これは令和2年度に発行されたものですが、これによりますと、本市には3階建て以上の分譲マンションは745棟あります。旧耐震基準、これは1981年以前の基準なのですが、そういうマンションはそのうち248棟もございます。33.3%です。特に行徳などの南部地区は、333棟のうち140棟が旧耐震設計と見られております。

一方、能登半島地震では、内閣府によると、これは金曜日の3月8日現在で断水はいまだ1万7,250世帯と、大きな問題としてクローズアップされております。東日本大震災のときには、本市でも一部断水が発生した経験がございます。本市にはマンションが極めて多く、断水が発生すると飲料水の確保と同時にトイレが使用できないなど、特に上層階に居住する高齢者の方は自宅での避難生活が厳しい状況となります。

そこで、(1)本市でもマンションにおける地震対策が重要と考えますが、市はどのような告知、啓発を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

マンションは多くの方が共同で施設を使用しているため、ライフラインの停止や設備の破損などによってトイレが使用できなくなる事象や、エレベーターやオートロック、機械式駐車場が使用できなくなるなど、戸建てとは異なる問題が発生します。そこで、本市ではマンションに特化した対策として、管理組合や居住者の方が活用できるように、マンション特有の問題や対策などを紹介した「マンションにおける地震対策」という冊子を令和5年3月に作成し、周知啓発を行っております。マンションには多くの方が共同で暮らしているからこそ、しっかりとした対策を講じることで、共助の力がより強力になると考えられます。そこで、この冊子を活用し、皆さんで自分たちのマンションでの対策について話し合っていたいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。

再質問になります。配管修理など、大規模修繕資金を積み上げていない賃貸マンション、あるいは市営住宅などの場合はどのような対応を想定しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市で作成した「マンションにおける地震対策」の冊子は、市と一般社団法人千葉県マンション管理士会が昨年9月と本年2月に開催したマンション管理セミナーなどを通じて紹介しております。このセミナーは管理組合や居住者など様々な方が参加するもので、賃貸マンションの所有者も対象となっております。また、冊子は市公式ウェブサイトにも掲載し広く周知を行っており、管理組合だけでなく、居住者が個人でできる対策なども紹介しておりますので、分譲マンションに限らず、賃貸にお住まいの方にも活用いただけると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。理解いたしました。マンション管理センターの存在や市公式サイトなどについてよく理解いたしました。近隣市の柏市議会の3月一般質問におきまして、ある市議が質問したんですが、柏市営住宅は12か所中44棟、全部で640世帯が入っているんですが、共益費は月3,000円ぐらいだそうです。全体的に入居者は高齢化して後期高齢者の入居者が約6割を占める、そういう住宅もあるそうです。指定管理者は大手管理会社がしていますが、共益費だけでは大規模修繕は到底無理です。本市の場合も、地震対策として市営住宅の老朽化した水道管やガス管などの大規模修繕は、補修箇所を早期に発見して早めの対応をお願いしたいと思えます。

次に、(2)マンションの住民に対する断水時の公的支援の現状と今後についてお伺いいたします。

災害によって断水が起こった場合、給水所まで水を取りに行くこととなりますが、マンションの高層階に住んでいる方で、特に高齢者などは運搬が容易でないとは考えますが、市としての支援の考えについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

大規模災害時で停電などが同時に発生した場合にはエレベーターも使用できなくなり、マンションの高層階に居住している方は重い荷物の搬送による負担が大きくなることが予想されます。そのため、自助として最低でも3日間分、できれば7日間分の家族の人数に合わせた水や食料などの備蓄が重要となります。

また、共助による取組もとても大切です。同じマンションの居住者同士だからこそ頼りになる部分もあると思いますので、ふだんから顔の見える関係を築き、いざというときのためにお互いに助け合える仕組みを整えておくことも必要です。

本市でも、東日本大震災のときに塩浜地区で断水した際、近所の中学生在が協力して、給水車から飲料水をマンションの居住者に配送した事例もございました。現時点では、行政によるマンションに特化した個別支援を実施する計画はございませんが、「マンションにおける地震対策」の冊子には防災への取組事例なども紹介しておりますので、多くのマンションで対策を検討する上で活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 どうもありがとうございました。自助努力、共助努力についてはよく理解いたしました。

再質問です。簡易型、あるいは携帯型トイレの配布などについてはお考えでしょうか。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

マンションの高層階に居住する高齢者の方が在宅避難を行うに当たってはトイレの確保が欠かせません。東日本大震災の際に液状化で大きな被害を受けた浦安市では、下水道の使用制限に伴い自宅内のトイレが使用できないことから、携帯用トイレ約30万枚を各家庭に配付した事例もございました。大地震発生直後には、交通網の寸断などにより外部からの支援が届きにくくなることも考えられることから、本市としても備蓄を進めているところではございますが、水や食料と同様、トイレにつきましても各家庭での備蓄で対応していただく必要がございます。現時点でマンション高層階の高齢者を含め、簡易トイレを各家庭に配付する計画はございませんが、断水が長期化し、家庭の備蓄で賄うことができなくなった場合などに備え対応を検討しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。理解いたしました。現在、全国で19の自治体が、トイレトレーラーでございますね。トイレがある走る車です。トイレトレーラーを導入していますが、導入済みと言われる君津市、越谷市、鎌倉市など、近隣自治体と被災地派遣用のトイレトレーラーに関する協定を結ぶなどの控除面での強化をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。(3)老朽化した鉛管——鉛の管と書きます——などの水道管の破損対策についてでございます。

鉛管とは、先ほど言いましたように鉛製の給水管のことでございます。以前は全国で使われておりました。しかし、漏水、水漏れが多いことや鉛が溶け出すことで健康被害が指摘されるようになりまして、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管などの代替素材が普及し、鉛管は減少してきました。東京都では平成6年度末以降、全面使用禁止になっております。

私、ちょっと調べましたところ、神戸市水道局によりますと、道路の部分、公道の部分の鉛製の給水管は平成12年度から平成21年度までの10年間でほぼ解消したそうです。神戸市はですね。同時に宅地部の鉛管、これは平成11年に総延長213.9kmだったものが令和4年末時点で87kmに改善されているそうでございます。

神戸市によりますと、これもちょっと水道局に連絡したんですが、鉛管改修後に対する助成制度、そういうものがございまして、これは老朽給水管改良助成という制度がございます。これは水道メーターより下流、つまり宅地内側の鉛管を取り替える工事に対して1件当たり最大2万円の助成をするという制度があるそうです。また、大阪府羽曳野市水道局の調査では、平成3年の段階で市全体で給水件数4万9,251件中、鉛製の給水管がま

だ3,344件も残っているそうです。だから、神戸市は大分改善されていますが、まだいろんな鉛管が残っている自治体は多いと思われます。原則的に言いますと、給水管は私有財産でございまして、メーターから給水栓までの管理は宅地内の所有者が行うこととなります。

ここで質問でございます。過去の災害を見ますと、水道管の被害は本管から個人宅などへの引込み管で多く発生すると考えます。

そこで、水道管の耐震化の状況と水道管の個人宅への引込み管に対して、市として地震対策の工事費の助成はできないかどうか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

水道管の耐震につきましては、厚生労働省の資料では、基幹水道管の耐震適合率は令和3年度末時点で全国平均は約40%で、千葉県は約60%となっております。また、令和4年度末における千葉県が管理する給水区域全体の耐震適合率は約27%となっており、千葉県企業局では、水道管の改修や管の継ぎ手を耐震性の高いものに入れ替えるなど効果的、効率的に耐震化を進めていると伺っております。個人宅への引込み部分の水道管につきましては、本管の耐震性や建物自体の耐震性が確保されていることなどが前提となり、優先順位を考慮する必要があると考えます。一方で水道事業を行っている自治体などでは、個人宅への助成を実施している事例もあることから先進自治体の取組などを調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。理解いたしました。

次の質問に移ります。(4)老朽化した金属管などの、今度はガス管の破損対策についてお伺いいたします。

水道管と同様にガス管、これについても、私は神戸で取材したときに経験したんですが、本管から個人宅などへの引込み管で多くの被害が発生すると考えられます。

そこで、ガス管の耐震化の状況とガス管の個人宅への引込み管に対して、市として地震対策の工事費の助成ができないかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

ガス事業者によると、低圧ガス管のポリエチレン管への取替えや導管網のブロック化などの耐震対策を進めてきており、令和4年度末における松戸、鎌ヶ谷、浦安など、近隣市を含めた供給区域内の耐震化率は約97%と、耐震化がほぼ完了した状況となっております。また、宅地内の引込み管につきましては、過去に敷設された亜鉛メッキ鋼管などは耐震性に劣るため、ガス事業者でも取替えを推奨していると伺っておりますが、近年はポリエチレン管など耐震性が高いガス管の採用が進み、供給区域内の対策が必要な引込み管の割合は約5%とのことでした。水道管と同様、ガス管も建物自体の耐震性が確保されていることなどが前提となり、優先順位を考慮する必要があると考えますが、先進自治体の取組などを調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 どうもありがとうございました。理解いたしました。宅地内の水道管やガス管の更新について、本来は市民が実施すべきものとされている分、改善、更新が遅れております。先ほど言いましたように個人財産の範囲ですが、行政が関与しないとなかなか進みにくいというのが悩ましい問題だと私は思います。

独居、独り暮らしの高齢者の方など、築後50年以上の家屋にお住まいの方もたくさんおられます。老朽化した水道管やガス管の更新に費用がかかり過ぎる場合もございます。便乗商法もございますので便乗商法に注意しながら、一般のパイプの継ぎ手を耐震継ぎ手に換えるというような簡単な更新とか、比較的安い金額になりますけれども、そういう更新、補強にも補助金が出るような制度づくりをお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。次は大項目2つ目、市川市コミュニティバスについてでございます。

(1)、これ、先ほどの先順位者への答弁とちょっと重複する部分もございますが、コミュニティバスの北東部ルートと南部ルートの現状と導入に至った経緯についてお伺いいたします。

コミュニティバス運行の目的と、現状として、北東部ルートと南部ルートはどのようなルートを行っているのか。また、導入に至った経緯——ダブって言っていますが——についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバスは公共交通の利用が不便な地域において、住宅地と公共施設、医療施設、商業施設、鉄道駅等を結ぶなど、地域住民の移動手段を確保することを主な目的としております。本市では現在、北東部ルートと南部ルートで本格運行を行っております。具体的なルートとしまして、北東部ルートは柏井町、南大野、宮久保地区等の公共交通の利用が不便な地域の解消を目的に北総線松飛台駅から途中、JR船橋法典駅を經由し、大野中央病院までのルートと保健医療福祉センターから途中、市川大野駅、大野中央病院を經由して現代産業科学館までの2つのルートで構成しており、運行距離は合計で約25kmとなっております。

なお、このルートは先順位者の答弁で申し上げたとおり、昨年10月より実証実験とは異なり、現運行ルートの中で地域の需要や利用者動向等を調査するための検証実験として運行を行っております。南部ルートも同様に、田尻、末広、福栄、島尻地区等の公共交通の利用が不便な地域を解消するため、東京ベイ・浦安市川医療センターから、途中、東京メトロ東西線南行徳駅、行徳駅、妙典駅を經由して現代産業科学館までのルートとしており、運行距離は約14kmとなっております。さらに、南部ルートでは利便性のさらなる向上と新たなニーズを調査するため、本年2月より、このルートとは別に行徳ルートと南行徳ルートの2路線を検証実験として運行しております。

次に、コミュニティバスを導入した経緯でございますが、平成14年頃に公共交通の利用が不便な地域の市民等から、病院や公共施設等を結ぶコミュニティバスを導入してほしいとの要望が多く寄せられました。これを受け、平成15年度には市職員で構成したコミュニティバス研究会を設置し、他市の分析、課題の整理等、導入への可能性について検討してまいりました。平成16年度には市民アンケートを基に需要予測を行い、17年度には国と交通管理者、道路管理者、バス協会、タクシー協会と市で構成する社会実験運行協議会を設置し、導入に係る実施計画の作成を行いました。その後、平成17年10月からは北東部ルートと南部ルートを社会実験として運行を開始し、平成22年度には市川市コミュニティバス運行指針に基づく実行委員会をルート別に設置し、本格運行へ移行したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 詳細な御答弁ありがとうございます。よく理解いたしました。

次に、コミュニティバス運行の目的と北東部2ルートの運行距離約25km、南部ルートの運行距離約14kmを導入した経緯についてよく理解いたしました。

次に、(2)市川市北西部への新たなコミュニティバスの導入についてお伺いいたします。

市川市北西部の国分地区の住民の方々から、北西部でコミュニティバスの導入を求める要望がございます。新たなルートを導入する場合、どのような手順で進めればよいのか、具体的に伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバスを導入する手順としましては、市川市コミュニティバス運行指針に基づき、まずは地域等の市民10名以上で構成された市民団体が運行ルート等の計画を作成し、コミュニティバス導入検討申請書を市に提出する必要があります。この運行計画を、市が公共交通としての必要性や有効性を精査し、導入の検討を進めるべきかどうかの判断をいたします。検討を進めるべきとした場合は要望者と国、バス事業者、交通管理者、道路管理者で構成する実証実験協議会を設置し、協議会の中で既存の公共交通機関への影響やアンケートによる需要予測の検証、運行経路の安全性等を検討し、実効性のある運行計画として作成していきます。その後は運行事業者を決定し半年間の実証実験運行を行い、その結果を基に、採算率が30%以上となった際には本ルートの実行委員会を設置して本格運行に移行することとなります。本市では、現在もコミュニティバスの導入検討申請があった場合には運行指針にのっとり、要望者とともに検討してきており、今後も同様と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 ありがとうございます。コミュニティバスの導入手順については理解いたしました。北西部地域では、令和3年9月までコミュニティバス北国分ルートというものが運行されておりました。採算率が悪かったため運行を終了したと聞いていますが、どのような運行計画だったのか、運行ルートと運行時刻はどのように設定されていたのかなど、また運行実績がどのような結果だったのか、具体的にお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバス北国分ルートは、令和元年10月から令和3年7月まで実証実験運行を行っておりました。運行当初のルートは北国分駅から、途中、北国分公園、いなりざく公園等を経由する矢切駅までのルートで、運行距離は約3.7kmとなります。運行は月曜日から金曜日までの平日で、1日当たりの本数は往復で10便、運行時刻は9時台から16時台までとしていました。運行実績としましては、運行を開始した令和元年度の半年間は利用者数が約1,200人で、1日当たりの平均利用者数は約10人、1便当たりに換算しますと1人でありました。また、採算率は本格運行へ移行するための30%を大きく下回る約3%であり、利用者1人当たりの市の負担額は約8,300円でありました。令和2年8月には、利用者の少ない状況を改善するため国府台6丁目の国際医療福祉大学市川病院に直接バスが乗り入れできるよう、運行ルートを約800m延長するとして運行計画の変更を行いました。しかしながら、変更による改善は見られず、変更後から終了までの1年間の利用者数は約1,800人で、1日当たりの平均利用者数は当初よりも2名減の約8人、1便当たりに換算すると0.8人でありました。また、採算率は約2.5%となり、利用者1人当たりの市の負担額は約8,400円などという結果から運行終了となったものであります。

この結果について、本市が委嘱している市川市公共交通調査専門員から意見を聴取したところ、当該路線は採算の確保を前提とした公共交通による移動支援策では成り立たないものと考えられるとの見解もいただきました。本ルートの実証実験運行に当たっては、期間を延長するなどして状況を見守ってまいりましたが、約3年間を通して利用者が極端に少ないことなどから総合的な視点で捉え、運行終了はやむを得ないと判断したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 先順位者への御答弁では採算率40%とおっしゃっていましたが、現在の御答弁では採算率30%とおっしゃっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 採算率につきましては、実証実験運行から本格運行へ移行するときには30%以上、本格運行を継続するときには2年間40%を下回らないという基準となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 理解いたしました。運行実績の結果についてはよく分かりました。現状運行しておりますコミュニティバスにおいて、具体的に言いますと、北東部ルートはAルートは、先ほどの御説明もありましたが、月曜から土曜のダイヤにおいて朝6時45分スタート、北総鉄道松飛台駅発が5便、Bルート、保健医療福祉センター発が6時23分スタートで18便、また、南部ルートは東京ベイ・浦安市川医療センター6時30分スタートで26便あるということでございます。

その一方で、実証実験運行が終了となった北国分ルートは9時台からの運行でした。遅過ぎる時間だと私は思います。北総鉄道北国分駅、これは堀之内3丁目でございますが、9時15分スタートで1日5便、逆方向の矢切駅に向かっては9時50分スタートの5便でございました。極めて遅い時間でした。先ほどおっしゃられましたように、10km足らずの短い運行距離。短い上に、始発も通勤客には遅過ぎる時刻でございました。

そこで、昼間だけではなくて朝晩の通勤、通学の時間帯に運行する計画にできないのかどうか、伺いたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

コミュニティバス北国分ルートは、要望者が実施したアンケート結果から、病院や買物に行く際にバスを利用したいとの回答が多く、その時間帯に合わせ、9時台から16時台までの運行になったものでございます。今後も新たなルートを導入する際は要望者や沿道住民への意見を十分にヒアリングするなど、利用者のニーズを把握した上で運行計画等について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 北国分ルートの概要、運行結果が芳しくないために運行を終了したことは理解いたしました。先順位者への御答弁にもありましたが、市川市は本格運行に移行する採算率、これは先ほどの30%以上ということですのでよろしいんですねーとしていますが、県内の他市のコミュニティバスを調べてみますと、採算率、君津市、令和3年度に18%、佐倉市が令和元年度22%、成田市が令和元年度21%となっております。本市は本格運行に移行する基準である採算率が高過ぎるんじゃないでしょうか。

本市の北東部ルート、大野周辺でコミュニティバスを運行している京成バスは、自治体の協力、援助を基に、近隣では八千代市、流山市、習志野市、都内では台東区、墨田区、荒川区で運行しております。そのような自治体での成功例を参考にしながら、国分地区でのコミュニティバスの導入を要望者とともに検討していただきたいと思えます。

私は市川市北西部の国分地区の各自治会長の皆様に問い合わせるなどして、現在ルートや通勤、通学に利用しやすい運行時刻、目的として複数の医療施設などを運行するルートを検討したいと思っております。コミュニティバス導入検討申請書を市に提出する際には、終了した北国分ルートで利用者が少なかった原因などを研究して

持続可能な交通とするために、要望者とともに運行計画の検討を進めていきたいと考えております。

次は最後の大項目、教育行政についてでございます。これは体罰等の事案が発生した場合における、その解決に向けた学校及び教育委員会の対応についてでございます。

質問は、私の両親、兄、姉、弟も小学校の教員でございました。もう定年退職いたしましたけれども、そのため教育問題に関しては私も以前から非常に大きな関心を持っておりました。

そんな中で3月8日、3日前の毎日新聞の朝刊に、千葉版という面があるんですが、「発達障害の小5に傷害容疑 市川の2教諭書類送検」という記事が掲載され、私、非常に驚きました。560字の短い記事なので読み上げます。「発達障害がある市川市立小学校5年生だった男子児童に2022年1月、暴行してけがをさせたとして、県警は傷害容疑で教諭2人を千葉地検に書類送検していたことが7日、捜査関係者への取材で判明した。書類送検は今年2月13日付。捜査関係者などによると、書類送検容疑は22年1月14日、同校が校外学習のスキー教室のために訪れた新潟県で、教諭2人が男児にけがをさせたとしている。関係者によると、全員参加のスキー教室で、児童と教諭の間で宿泊していた部屋の片付けをしていなかったことでトラブルとなった。靴置き場から部屋に連れていこうとした教諭2人が抵抗する男児の腕をたたくなどし、男児は左肩や左上腕部を打撲のけがをしたという。男児は現在、中学生。保護者によると、自閉スペクトラム症と注意欠如多動性障害（ADHD）の発達障害があるが『言葉で怒っても理解できる』といい、『(事件後)1人で小学校に通えなくなった。すぐに手が出る人は教諭を辞めてほしい』と憤る。保護者によると、同小は23年3月、弁護士を通じて教諭の不適切な対応を認め、謝罪したというが、市教育委員会は毎日新聞の取材に『(2人の)書類送検は把握している。生徒や保護者、教職員のプライバシーの観点で何らかの結果が出るまでは情報を出すのは難しい』と話すにとどめた」と、そういう記事でございます。この記事を見まして、私も驚きました。

この記事の内容は事実なのかどうなのかについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和4年1月14日に発生いたしました市川市の教員による事案でございますが、新聞報道にありますとおり、事実であります。また、この事案に対して教諭2人が書類送検されたことも認識しております。当該児童、保護者をはじめ関係する皆様に御心配、御迷惑をおかけしたことにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。理解いたしました。この記事の内容が事実であるならば、市教育委員会はこの事件に対してどう対応したのかについてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会は令和4年1月14日に発生した事案につきまして、学校からの報告を受けた後、学校への事実確認を行い、当該児童への継続した心のケアや保護者との解決に向けた丁寧な説明と対応について指導してまいりました。その後、報道内容のとおり、令和5年3月に弁護士を通じて学校が教諭の不適切な対応を認め、謝罪をいたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 理解いたしました。ありがとうございます。

教員についてでございますが、御答弁の中に、本件に関わった教員に何らかの指導や処分があったのかどうか。それについてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

今の御質問の件につきましては、こちらの継続にもなっておりますので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 了解しました。分かりました。

次の質問は、児童や保護者から見れば、弁護士を利用しないと教育委員会に話が伝わりにくいという状況は非常に悲しいことだと思います。何とか弁護士が仲介する前に和解することはできなかったのでしょうか。お伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会といたしましては、学校へ当該事案について詳しい事実確認を行い、保護者の方へ丁寧に説明を行うよう指示をし、教育委員会も複数にわたり保護者の方との面接及び聞き取りを行う予定等を整えましたが、保護者側から直前のお断りなどもあり、保護者の方の疑念を解消するまでには至らず和解までには至りませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 分かりました。

次の質問は、今回の発達障がい児童の傷害事件の新聞報道については、ヤフーなどのネットニュースの書き込みに、特別支援学級から普通学級へ移すのを許可するなどか、専門知識があまりない教諭にそのような児童を担当させるなどか、そういった意見が100以上書き込まれています。

2022年、国連は日本に対して、そういう発達障がいの児童などに関して、障がいのある子どもとない子どもを分離する教育をやめるよう勧告し、全ての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育を進める必要があると指摘しております。国連からの指摘の背景には、通常学級に通いたい子どもが特別支援学級や特別支援学校に通わざるを得ず、ほかの子どもたちと分離されてしまうという現状があるからです。

今回の事件に関して、このインクルーシブ教育に対する本市の認識と今後の対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校教育において、どんな理由があっても、教員が児童生徒に対して暴言や力で押さえつけるなどの行為を行うことはあってはならない行為であると認識しております。本市では、平成24年4月に市川市特別支援教育推進計画を策定し、推進計画に基づいて教育活動を進めており、令和4年4月からは第3期計画となります。全ての園、学校、学級で、全ての子どもたちを対象に全ての教職員がその担い手としてインクルーシブ教育システムを構築するための取組を進めております。教育委員会といたしましては、引き続き全ての教職員に対しインクルーシブ教育システムに関する理解促進、また通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と、連続性のある多様な学びの場において適切な指導及び支援をするための実践力向上研修会を実施するなど、今後も児童生徒一人一人を大切にインクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 答弁ありがとうございました。

最後に、本市でも教員不足のために、全ての小学校に専門知識のある方をつけるのはなかなか難しいかもしれません。先順位者の御答弁でも、教員が不足しているというお話がございました。

文部科学省はインクルーシブ教育というのを現場に指示しています。しっかり専門知識のある方が全ての学校で対応できるようになることを私は願ってやみません。今回の事件につきまして、しっかり目配りできる大人のサポート、学校全体の細かな配慮があるともう少し違う結果になったのかと私は残念に思っております。本市がインクルーシブ教育を推進するのであれば、普通学級の体制をもう少し特別支援学級レベルに近づけることが前提になるのかもしれないと私は考えております。今後は教員の方々の力量アップのために、また新任の教諭にはさらなる適正な指導をお願いしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後3時25分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

増田好秀議員。

○増田好秀議員 無所属の会、増田好秀です。一般質問を行います。

自殺対策について。

まず、いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第3次）（案）について、パブリックコメントの結果、意義、認識について伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

このパブリックコメントは、自殺対策を広く社会の問題として捉えるために市民に計画の存在を周知し、意見の募集を行うことを目的として実施しているものでございます。いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第3次）（案）のパブリックコメントは、公式ウェブサイトにて令和5年12月18日から令和6年1月17日までの31日間実施し、アクセス件数は205件でございました。提出された意見は1件あり、今後の計画策定の参考といたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 再質問です。パブリックコメントの意見の内容を伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

寄せられた御意見は、こころの健康相談について24時間対応にすること、病気になる前の相談先を増やすこと、周知を図ることといった小さなサインを見逃さないような施策に力を入れてほしいというものでございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 答弁を補足させていただくと、周知を図るの内容は、お手洗い等の目につく場所に掲示を行い、周知を図ってほしいというものと伺っております。

それを踏まえて御意見3点とも大切な視点ですので、答弁でもありましたが、計画策定、また今後の事業実施に当たり参考にしよう申し上げます。



次に移ります。今後、どのようにパブリックコメントを実施していくのか伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

今後の計画策定におきましても、市民から意見をいただく貴重な機会であるパブリックコメントを実施していく予定でございます。

また、今回計画策定するに当たり、無作為抽出により選出された市民2,000人の方にアンケート用紙を送付し、本市の自殺対策に関する意見をいただいております。アンケート用紙を郵送する際には、市作成の自殺相談窓口一覧を同封しており、このような相談窓口があることを初めて知ったといった御意見も頂戴しておりますので、自殺対策事業の周知の機会にもなっていると捉えております。今後も市民アンケートを行い、その回答結果を計画に反映した上でパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

再質問です。自殺対策計画案のパブリックコメント実施の際、関係機関等への連絡、意見聴取を行っているか、確認のため伺います。お願いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

計画を策定するに当たり、パブリックコメントの実施前及び実施後に外部の委員で構成されている自殺対策関係機関連絡会と、市職員で構成されている自殺対策庁内連絡会で計画の素案についてそれぞれ意見を伺っております。いずれの連絡会でも、計画の策定過程において各委員から意見をいただき、計画案に反映させております。パブリックコメント実施後には、各連絡会でパブリックコメントの結果を共有し、改めて各委員の意見をいただき、計画案に反映させております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。少し前後しますが、質問の意図も含めて共有させていただきます。

市も当然把握していると思いますが、第3次計画案で興味深い点の一つは、第3次計画案の2章、8、9、10ページ、基本施策と重点施策の評価項目31項目のうち、唯一、市の自殺対策に関する認知度が8.4%で、目標値の10%に未達だった点です。

その上で第3次計画案72ページでは、市の自殺対策に関する認知度の2028年目標値を25%に設定しています。目標達成のためには、答弁いただいておりますが、パブリックコメントを市民への周知と捉える視点が大切ですし、それにより相談窓口を初めて認知したという市民を一人でも増やしていくことが肝要です。

また、関係機関への連絡は、連絡会を通して各委員へ行っているという答弁であり、現状十分な対応に聞こえます。でも、その上で2028年認知度の目標値25%達成のためには、パブリックコメントの実施意義一つとっても、より解像度を高くして取り込んでいく必要があります。

例えば市民アンケート2,000人は統計学的に有意なデータ数としては正しいと思いますが、答弁のとおり、自殺対策事業の周知機会と本当に捉えているのであれば数としては少ないです。例えば現状答弁いただいたものと、連絡会を通して関係機関の委員から意見をいただいて第3次計画案をブラッシュアップしているのだと思います。でも、パブリックコメントを市民への周知と考える意義を改めて関係機関と強く共有して、それぞれの機関の力を借りて巻き込むことにより、委員だけでなく、その先の方たちの力も借りることにより、より市民への

周知が、パブリックコメントの意義が増すのではないかと考えます。

2点共有させていただきましたが、2028年時には、より先鋭化した形でパブリックコメントの実施を行えるよう、取組をよろしく申し上げます。

次に移ります。親の自殺により残された子どもへの支援について、まず現状について伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

保護者のない児童や、その養育を支援する必要がある子どもへの支援につきましては、親の自殺であるかどうかの理由を問わず、18歳までの子どもと子育てに関する総合相談窓口である子ども家庭総合支援拠点で実施しております。同拠点で相談を受けた後は子どもや家族、関係機関からの情報を整理し、家庭訪問や電話などで助言や見守りを行ったり、必要に応じて関係機関と連携したりするなどしております。具体的には、家庭の経済問題については福祉の相談やサービスにつながるよう調整したり、生活の問題についてはファミリーサポートセンターや家事、育児支援をするヘルパー派遣などの子育て支援サービスの活用により支援を進めております。また、保護者がなく一時保護が必要な児童の場合は、児童相談所へ対応を依頼することもございます。加えて精神面での支援として、子どもに学校や保育園などの所属がある場合には担任の保育士や先生などの身近な大人が子どもの気持ちに寄り添い、見守ることができるよう、情報共有などの調整も行っております。特に子どもが精神的に不安定なときには医療機関の受診やスクールカウンセラーへの相談など、専門的なケアにもつなげております。こうした子どもと家庭への支援は保護者の自殺の場合も同様で、これまでも残された家族、子どもが所属する保育園や小中学校などから子ども家庭総合支援拠点に連絡が入り、遺児となった子どもの支援をした経緯もございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。今後どのような支援を行っていくのか伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、子ども家庭総合支援拠点で行っている相談支援は、次年度からは妊産婦や乳幼児の健康増進を図る母子保健事業と統合し、こども家庭センターとして包括的に対応いたします。今後も理由が親の自殺であるかどうかを問わず、全ての子どもと子育て家庭に必要な支援を漏れなく切れ目なく提供できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。現状十分対応されているのだと思います。

反面、親の自殺という情報はセンシティブな話であり、大半を把握できていないのだろうなというのが答弁から透けて見えます。把握のためには、前回質問させていただいたとおり、ICT活用での情報収集、例えばRAMPSであったり、親の自殺の相談のしやすさという点のみにおいては自殺危機対応チームの存在がやっぱり必要なのだと感じます。

その上で、2028年の次期計画には7章「生きるを支える関連事業一覧」の事業名もしくは事業概要に、親の自殺により残された子どもへの支援が掲載されるような形で今後取り組んでいただきたいと思います。よろしくお

願います。

次に移ります。国の令和6年度予算案をベースとした自殺対策について、まず市の認識について伺います。よろしく願います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

令和6年度の厚生労働省予算は、自殺総合対策の推進として、令和5年度予算より18億円増額された55億円となっております。予算増額の主な理由といたしましては、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱やこどもの自殺対策緊急強化プランを踏まえたものであり、子どもや若者への対策を含め、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援するものであります。また、厚生労働省だけでなく、こども家庭庁や文部科学省などの関係庁省も自殺対策の予算要求を行っていることから、本市におきましても、自殺対策には総合的な取組が必要であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。いただいた答弁を踏まえ、今後について伺います。よろしく願います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

厚生労働省が予算要求し、拡大した事業は国や県が中心として行われていくものと認識しております。今後の国や県の取組を注視し、本市の取組に生かせるよう関係各課と情報共有してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 市の認識は分かりました。答弁いただいたとおり、例えば1か月半程度前の1月22日のこども家庭庁による第6回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の議事内容を見ても、予算ではっきりしているもの、見えてきているものが分かります。

その上で、例年どおり、まだ予算要求の段階ですので、私の勇み足なのは十分認識しております。それでも、このタイミングで市の事業として動ける際は迅速に対応できるよう、引き続き準備をお願いします。

次に移ります。相談窓口等の周知について、まず現状について伺います。よろしく願います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

市は、こころの健康相談窓口などが掲載されたリーフレット等を年代や個々の状況に合わせて作成し、配付しております。その配付物といたしましては、各市民課窓口で転入手続をされた市民に配付している市川市民のテレホンガイドや、小学校5年生から中学校3年生の児童生徒に配付している若者のための相談ガイド、保健師が乳児のいる家庭に訪問した際、配付している相談カード、そして保健師が市内の公民館などで市民と接する際に配付をしているこころの健康相談、こころの体温計のチラシなどがございます。これらの配付物は市公式ウェブサイトでの周知を行っているほか、SNSでも発信し、相談窓口の周知に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。今後どのように行っていくのか伺います。よろしく願います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

今回の自殺対策計画案の策定に当たり実施いたしました市民アンケートでは、相談場所が分からないという回答もありましたことから、今後は相談を必要とする市民の方が容易に相談窓口の存在を知ることができるよう、関係機関の協力を得てチラシやポスターの掲示、相談を希望される方への声かけなど、周知の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を見ると、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」の項目で「タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進」とあります。この観点から2点、再質問です。

1点目、市はどのような周知活動を行っているか。

2点目、ターゲティング広告を行う考えはないか伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

現在、本市の相談窓口を伝えるSNS発信としては、LINE、X、フェイスブックを活用しておりますが、ターゲットを絞り込まず、誰もが市から発信された情報を広く受け取ることができる発信方法となっております。SNSを発信するに当たっては、9月の自殺対策週間や3月の自殺対策月間のほかにゴールデンウィークや年末年始などの休みが続くときや新学期が始まる前など、憂鬱な気持ちになりやすい時期に相談窓口等の情報を発信しております。ターゲティング広告につきましては、千葉県などが自殺を防止するための検索連動型広告として活用しておりますことから、今後、このような先行事例について調査を行うなど、工夫を凝らした情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 ターゲティング広告について調査を行うなど、工夫を凝らした情報発信に努めるということで進めていただきたいのですが、少し前後しますが、ターゲティング広告の有用性について改めて共有させていただきます。

市川市が行っている周知方法は答弁いただいたものだけでも多岐にわたります。年代や個々の状況に合わせて作成したリーフレット等の配付は市川市民のテレホンガイド、若者のための相談ガイド、相談カード、こころの健康相談、こころの体温計のチラシ、それぞれウェブでも周知を行っています。そして、SNSはLINE、X、フェイスブックを用いて、自殺危機の高いタイミングでプッシュ型の情報発信を行っている。

しかし、それでも足りません。残念なことに、事実、市民の方の相談を受けている中で、必要な方のもとに情報が届いていないことを痛感することが多々あります。一般的に困難な状況に追い込まれたときは、検索エンジン経由等で市川市の既存の媒体から情報を自ら取りに行くのだと思いますし、それを想定して市は周知活動を行っているのだと思います。

反面、困難な状況に追い込まれたときでさえも、情報を自ら取りに行かないという方たちが一定数存在しています。そんな方たちでも、新聞やテレビは見なくてもユーチューブやフェイスブック、インスタグラムは見ており、特にユーチューブは幼い子どもから中高年まで多くの方々が見ています。そこで、例えばユーチューブの動画を見ようとしている方々に市川市の窓口情報を自然な形で届けることができるターゲティング広告を利用すれ

ば、一例として、2017年から2021年のクロス集計で自殺者の割合がトップの区分の特徴の方たちに、さらに解像度の高い形で情報を届けることができます。市川市に住む40代から50代の女性、世帯年収は300万円まで、独身、平日の夜23時から深夜1時の時間帯に、パソコンではなくスマホで動画を見ている方にのみ情報を発信するというように、条件を細かく設定して相談窓口等を自然に届けることが簡単にできます。同じことがフェイスブックやインスタグラム等でも簡単に行えます。効果の高いターゲティング広告の運用、まずは調査からでも十分ですので、導入検討をお願いします。

次に移ります。市川市自殺対策庁内連絡会について。

まず、現在の会長と会長の役割と意義について確認させていただきます。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

市川市自殺対策庁内連絡会の会長は保健部次長が務めております。この庁内連絡会は、自殺対策に関する情報を9つの関係部署で共有し、施策の庁内調整を図りながら本市の自殺対策を推進することを目的として設置しているものでございます。本連絡会の会長を次長職としていることにより、部をまたいだ連絡や調整を円滑に進めることが可能となり、市の自殺対策を組織横断的に推進できるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。今後について、令和5年6月に厚生労働省から出された『『地域自殺対策計画』策定・見直しの手引き』を見ると、「意思決定の体制をつくる」の項目で行政トップが責任者となることが明記されています。これを受けて体制を変える意思がないのか伺います。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

次長が会長を務めている自殺対策庁内連絡会は、事前に各専門家や庁内の担当各課から意見を聴取するものであり、その意見を集約し、市長が最終決裁者となって計画を策定しております。このことから、厚生労働省の『『地域自殺対策計画』策定・見直しの手引き』にあります行政トップが責任者になるという記載から外れるものではないと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 2点再質問です。

1点目、庁内連絡会の会長が保健部次長である効果を伺います。

2点目、庁内連絡会の会長が副市長から保健部次長に替わったタイミングは、2018年の市長選挙が再選挙になり、空位になった市長職を2人いた副市長の1人が務めるようになってからだと記憶しています。そして、前村越市長がその体制を継承して今の形になっていますが、その前村越市長の体制を田中市長体制になっても継続させる方針ということで間違いありませんか。刷新する意思はありませんか。改めて伺います。お願いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

自殺の原因は1つではなく多岐にわたることが多いため、素早い対応をしていくためにも実務者レベルで情報を共有し、対策を検討していくことが何より重要でございます。このことから、関係各課と実務者レベルで実効性のある連携を図っていくことができる次長職を充て、市全体で自殺対策を総合的に進めていく必要があるもの

と考えております。

今年度におきましては、次長職を充てている効果としまして、窓口対応職員が多く在籍する課での職員向けゲートキーパー研修の企画及び実施、女性の健康やDV相談などに係る協議など、部を超えた連携がしやすくなっているものと考えております。現体制によりまして関係部署との連携が図れておりますことから、今後も会長職には保健部次長職を充ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。1点のみ。近隣市も含めて、他市で自殺対策の会議機関のトップを行政トップが務める事例は今後増えると予想しています。また、行政トップが参加する都道府県市町村単位での自殺対策の会合も今後定期的に行われると思います。後追いでも構いませんので、今後、必要に応じて市長が庁内連絡会の会長になることも想定しておくようお願いします。

今回はここまでにしておきます。今回のやり取りが少しでも市川市の役に立てばと思います。

以上です。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時49分散会

第 10 日

令和6年3月12日（火曜日）

令和6年2月市川市議会定例会議事日程（第10号）

令和6年3月12日（火曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問 越川雅史議員、にしむた 勲議員、石原よしのり議員
- 第2 議案第87号 教育長の任命について
- 第3 発議第18号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書の提出について
- 第4 発議第19号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出について
- 第5 発議第20号 核兵器の廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立を求める意見書の提出について
- 第6 発議第21号 被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書の提出について
- 第7 発議第22号 志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書の提出について
- 第8 委員会の閉会中継続審査の件
- 第9 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第87号 教育長の任命について
- 日程第3 発議第18号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書の提出について
- 日程第4 発議第19号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第5 発議第20号 核兵器の廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第21号 被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第22号 志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書の提出について
- 日程第8 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第9 委員会の閉会中継続調査の件

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつこ	
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひろ	き
や	な	ぎ	美智子

とくたけ	純	平
中町	け	い
つちや	正	順
つかこし	たか	のり
加藤	圭	一
浅野	さ	ち
久保川	隆	志
西村		敦
中村	よし	お
大久保	たか	し
石原	たか	ゆき
清水	みな	子
廣田	徳	子
にしむた		勲
石崎	ひで	ゆき
堀内	しん	ご
細田	伸	一
青山	ひろ	かず
石原	みさ	子
宮本		均
大場		諭
稲葉	健	二
小泉	文	人
石原	よしの	り
増田	好	秀
越川	雅	史
中山	幸	紀
松永	鉄	兵
竹内	清	海
加藤	武	央
岩井	清	郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副市	長	松	丸	多
副市	長	本	間	和
代表監査委員		植	草	耕
				一

教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	本 住 敏
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
企 画 部 長	小 川 川 広 行
財 政 部 長	田 中 中 雅 之
管 財 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 管 理 部 長	小 林 茂 雄
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕
ス ポ ー ツ 部 長	立 場 久 美 子
市 民 部 次 長	若 菜 克 彦
経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
こ ど も 部 長	鷺 沼 隆
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
保 健 部 長	川 島 俊 介
環 境 部 次 長	品 川 貴 範
街 づ く り 部 長	小 塚 眞 康
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	六 郷 眞 紀 子
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	小 板 垣 道 佳
生 涯 学 習 部 長	藤 井 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成

(調査担当)

主		幹	渡	辺	孝	文
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主		任	関	口		舞
主	任	記	荒	木	智	貴
書	書	記	福	井	寿	明

入額、受入額を大幅に上回る状況が続いており、収支の改善を図ることが積年の課題となっております。この理由は多々あるかと思いますが、本市固有の事情としては、前市政において高級公用車テスラや市長室のガラス張りのシャワーなど税金の無駄遣いが行われ、市民の間に、市川市に納税して無駄遣いされるぐらいなら、いっそよそへ寄附しちゃおうといった運動が旧ツイッター上などにおいて展開されたことも大きな要因かと感じております。

実際に前市長就任前は流出額、すなわち住民税控除額と流入額、受入額との差は数億円程度に収まっていたが、テスラ事件が発生した直後には一気に13億円超にまで増加し、ガラス張りシャワー事件が発覚した翌年には21億円超まで急増、その後も増加の一途をたどっております。当時において村越前市長を擁護していた前議員らは、テスラのリース料は1台当たり1,500万円なんだから大した問題じゃないとか、シャワールームの設置費用は360万円なんだから、そのぐらいいいじゃないかなどと主張していたようですし、さきの市長選挙の投票日前日には市川駅北口に集結し、あのすさまじい豪雨の中、代わる代わるマイクを握り、池上彰の番組では評価が高かったなどと、村越市政の継続を訴えていたと伺っておりますが、私から言わせれば、リース料や設置費用といった直接的な費用のみならず、ふるさと納税の流出額を数億円単位で激増させた大きな要因をつくり出したわけですから、前市長とそれを支持してきた前議員らの責任は極めて重いと、改めて糾弾する必要があるかと思っております。

いずれにしましても、田中新市政は、そんなマイナスからと言ってもよい、いわば苛酷な状況からのスタートを余儀なくされており、もちろん本市もこの2年間、様々な努力を重ねてきていることは承知しておりますが、残念ながら、いまだ抜本的な改善には至っていないというのが実情かと思われまます。そこで私としては、単にふるさと納税の流出額が多いなどと批判するのではなく、その改善策も一緒に考えたく今回の通告に至りましたので、御紹介します。

本市には、市内に多数の私立学校を擁しております。本市が文教都市との評価を受けている理由は多々あるかと思いますが、東京都下でもなければ県庁所在地でもない一般市において、これだけ多くの私立学校が所在していることは全国的にも珍しい、本市が紛れもない文教都市であることを証左するユニークな特徴の1つと言えるかと思っております。

そして、この特性を踏まえ、市外在住の各校の卒業生や在校生の保護者らを念頭に、ふるさと納税を通じて各校に対し財政支援を呼びかける制度を構築してみたいかというのが私からの提案です。市外在住の各校の卒業生や在校生の保護者らがふるさと納税を通じて各校に財政支援することにより、各学校は設備の整備や改良、その他魅力アップのための資金を得ることができます。ふるさと納税制度の仕組みを正しく周知することができれば、どうせどこかに納税するのであれば、せっかくだったら母校に寄附しよう、どうせだったら我が子が通う学校に寄附しようと思う人が出てくるのは間違いないことかと思っております。

そして、本市は特段の返礼品を用意する必要はありませんし、それどころか事務手数料等を徴収することにより流入額、受入額を増やすことができます。その結果、仕組みを構築するだけで、その後も費用をほとんどかけることなく、一定程度の収支の改善につながる効果が期待できるというものです。情報システムなどと違って運用、保守費用もかからず、コストなどほぼないに等しいわけですから、やらない手はないのだと私は考えますが、本市の御見解を伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

私立学校に対する支援につきましては、東京都港区や中央区をはじめ千葉市、神戸市などにおいて、ふるさと納税制度を活用し、寄附者自身が特定の私立学校を指定することで寄附できる仕組みを取り入れ始めておりま

す。そのうち、東京都港区では港区版ふるさと納税制度団体応援補助金といたしまして、21の学校法人を寄附金の指定先候補として認定し、ふるさと納税により寄附していただいた額の7割を寄附者の指定する学校法人に補助金として交付しております。

なお、残りの3割は手数料相当額として港区の歳入に収納しており、返礼品は送付しておりません。この制度につきましても、寄附者、私立学校、自治体の3者にそれぞれメリットがあるものと考えております。

まず、寄附者のメリットといたしましては、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税や個人住民税から原則として全額控除されるため、実質的に2,000円の負担で自分の選んだ学校を応援することができるものでございます。例えば10万円の寄附を行った場合、東京都港区の例では、寄附者は2,000円の自己負担だけで、自分の選んだ学校に対し7万円の支援を行うことができます。

次に、私立学校にとりましては、寄附金を活用した教育環境の充実、公益に資する事業や活動、例えばリカレント教育のための市民講座への講師派遣や環境美化活動、学生のボランティア活動、市との協働による授業の開催など、地域との連携をさらに深めるとともに、教育や研究成果を地域へ還元することで社会的な価値の向上につながるなど、メリットが考えられます。

最後に自治体のメリットといたしましては、寄附金の一部が市の歳入として収納されることで財源確保の一助となるほか、私立学校が寄附金を活用して地域の課題解決や市民への還元、本市の魅力創出に取り組むことで地域とのつながりが深まり、将来地域を支える人材育成にもつなげていること。また、卒業後、本市に居住されない場合でも、母校への寄附を通じて思い出の地である本市のサポーターとしてまちづくりへ協力していただくこと、そういったきっかけにもなることから、広がりのある関係づくりが期待されるところでございます。

今後、実施に当たりましては、寄附金の交付対象とする活動の基準や補助金交付を判断するための実績報告に対する評価方法などの制度設計が重要となってまいります。市内の各私立学校に対しまして丁寧な説明を行い、制度を御理解していただいた上で参画の意向を確認する必要もあることから、他自治体の取組を参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁にもありまして、実質的に2,000円の負担で自分の選んだ学校を応援することができるというふるさと納税制度の特徴、仕組みを正しく周知できるかどうか、ここが最大のポイントかと思われる。ある学校法人は、既にこのふるさと納税制度を活用して約3,000万円の寄附が集まったようです。学校運営の強力な援護射撃になっているものと推察されます。また、別の学校法人は、こちらは大学も高校も野球が日本一という特徴があり、プロ野球選手も出身大学別ではトップクラスの輩出人数を誇っていて、読売ジャイアンツの監督も複数名輩出していることから、別名野球日本一の学校法人との異名も取っているようですが、こちらでも1,000万円弱の寄附が集まったようです。

制度の周知、これがどんどん進んでいきますと、さらなる資金が両法人に集まることになるというのは必然かと思われるし、その分だけ、窓口になった自治体にも当然恩恵はあるということです。今はまだ数が少ないのですが、これが数年たって同様の制度を導入する自治体が増えてしまえば、それに伴って、本市に寄附されたかもしれない原資が多く寄附先に分散してしまうということもあろうかと思えます。兄弟が3人いて、和洋学園にお子さんが通っていて、ほかではふるさと納税できないけど、和洋ならできる。じゃ、全額和洋に行こうと思っていたら、市川市が悠長に構えている間にほかも始まってしまえば3分の1になってしまうかもしれない、遅れたら逆に取られてしまうかもしれない。この点を指摘しまして、早く始めて、今のうちにいっぱい集められるような工夫をするにこしたことはありません。新年度中に実施できるよう、速やかな対応に期待をして次に進

みます。

2項目めは医療的ケア児についてです。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月から施行されており、学校教育においては、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に関わる支援が行われることが求められていることを教育委員会の方々に説くことは釈迦に説法かと思えます。しかし、本市の現状に目を向ければ、児童生徒が須和田の丘支援学校や、例えば妙典小学校の特別支援学級に通学するための支援は、県がこのたび令和6年度予算案において示した通学支援制度と比較して必ずしも十分とは言えません。保護者が自家用車を所有していない場合や運転免許証を保有していない場合、あるいは免許は持っていますが運転に不安がある場合、通学支援が不十分であるがゆえに通学そのものを断念したり、やむにやまれず近隣都県への引っ越しを決断する御家庭もあると伺っておりますが、こうした状況を看過してよいのでしょうか。

また、学校給食についても、教育行政運営方針では学校給食を生きた教材として活用した食育と位置づけるとともに、きめ細かな指導を行い、子どもの状況に合った適切な教育機会の提供を図る旨うたっているにもかかわらず、例えば須和田の丘支援学校稲越校舎では、これは小学部になりますが、子どもの状況に合ったきめ細やかな配慮はなく、通常学級の児童と全く同じメニューが提供されております。

したがって、摂食指導についても、本来であれば発育段階に応じた献立が提案され、これに基づいた摂食指導が学校主体で行われるべきところ、通常学級の児童と全く同じメニューが提供されているばかりか、保護者が都度刻み方などを詳細に申告して何とか食べられるようにするか、あるいは刻むにも限界があり、食べられない場合などには保護者が代替品を用意するなどといった対応が求められていることから、親任せの対応になっているとの声が上がるともなすけます。

本市には文教都市としての特徴は幾つかあるかと思いますが、須和田の丘支援学校の創立に象徴されるように、他の自治体に先駆けて支援教育に力を入れてきたという、れっきとした歴史もあるわけですから、本来であれば、私からこのような指摘を受ける前に自ら先進的な対応をさせていただきたかったと苦言を呈し、奮起を促す次第です。

そこで、教育委員会は特別支援学校、あるいは学級への通学支援と学校給食の現状をどのように評価されているのか御見解を伺います。併せて課題を認識しているのであれば、今後どのように改善を図るのか御説明を求めます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、本市の特別支援学校等への通学支援の現状及び課題についてお答えいたします。

本市に住む児童生徒が須和田の丘支援学校に通う場合、近い場合は徒歩で通学することもあります。それ以外の場合、市で運行しているスクールバスで通学することとなります。スクールバスには児童生徒しか乗車できませんので、保護者の付添いなどが必要な場合は電車や路線バスなど、公共交通機関の利用や保護者による自家用車での通学となります。公共交通機関や保護者による自家用車での通学に当たっては、特別支援学級に通学する場合も含め交通費やガソリン代が支給され、一定の経済的負担軽減が図られるものの、保護者にとっては大きな負担となっていると考えております。加えて保護者が自家用車を所有していない場合や運転免許証を有していない場合、タクシーによる通学の必要性が認められた場合には例外的に補助が認められるものの、特別支援学級の場合はタクシーの利用を補助対象と認めた例はなく、移動手段が確保できないことを理由に希望する学校への通学を諦めることも考えられます。

千葉県において、令和6年度から通学に係る保護者の負担軽減に向けて、県立特別支援学校の一部モデル校にて在籍するスクールバスへの乗車が困難な医療的ケア児について、県の負担により、保護者の代わりに看護師等が福祉タクシー等に乗車して送迎を行う通学支援体制が新たにスタートいたします。しかしながら、千葉県において保護者の負担軽減体制が一步進んだものの、本市の須和田の丘支援学校や特別支援学級に対する通学支援は現状のままとなります。今後は本市に住む保護者の負担を軽減するため、千葉県のモデル事業の実施状況も注視しながら、須和田の丘支援学校に通学する場合に千葉県同様の支援が実施できないか、関係部署と協議しながら検討してまいります。また、特別支援学級に通学する際のタクシー利用に対する補助につきましては、要件を整理しながら認めていくなど、本市でできる通学支援を具体的なケースを基に検討してまいります。

続きまして、本市の特別支援学校等の学校給食の現状についてお答えいたします。

まず、現状についてです。特別支援学校や特別支援学級では通常学級と同じ献立を提供しておりますが、一人一人の発達段階に合わせ、滑りにくく、すくいやすい自助食器の使用や、かむ力に合わせて食べやすい大きさにカットするといった対応を行っております。特別支援学校等に通う児童生徒にとっての給食は、そしゃくや嚥下などの食べる機能の発達を促すだけでなく、給食を通してコミュニケーション能力を身につけ、情緒面などの心身の調和的発達の成長においても重要な時間であり、食育の一つでもあります。正しい摂食行動の習慣や拒食、偏食の克服など、児童生徒一人一人課題が異なるため、個に応じた指導や配慮が必要です。

児童生徒が入学や転入するときには、学校は事前に管理職や担当教諭等が保護者と面談を行い、児童生徒の食べる機能や家庭での食事の様子について何うとともに、学校での支援の方向について、互いに確認した上で給食指導を行っております。また、発達段階に応じて味や食感に慣れさせたり、口の閉じ方等を確認しながら少しずつ食べさせたりするといった摂食指導を繰り返し、自分で食べられるように支援しております。しかしながら、適切な給食指導を行うために、事前に適切な献立を個別に用意するなどの対応につきましても十分でないことから、保護者に負担をかけていることも認識しております。

つきましては、今後の取組の一つとして、そしゃくに課題がある児童生徒には舌と上顎を使って押し潰せるように、給食室でさらに手を加えた給食の提供を考えております。また、学校給食を活用した食育の推進に向けて、令和6年4月から特別支援学校における支援食対応ガイドラインを運用し、学校から保護者に発達段階に適した献立を提案するなど、保護者の負担軽減に向けた取組を進めてまいります。今後も特別支援学校等に通う児童生徒が豊かな食生活が送れるよう、一人一人に寄り添った給食支援について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁の中で、特別支援学級へのタクシーによる通学についての言及がありました。利用実績がない理由としては、この制度が適用される可能性のある方々に対して十分に周知されていないということが背景にあるのではないかと思います。まずは、適用される可能性のある方々に対し制度の周知を求めます。

また、せっかくタクシーの利用が認められたところで、タクシーの確保と償還払い制度に基づく立替金の問題が生じることは12月定例会において指摘したとおりです。市がタクシー会社と直接契約をし、いわゆる現物支給の仕組みを構築することにより、タクシーの確実な確保と保護者の負担軽減に努めていただけますよう、学校教育部の取組に期待します。

そして田中教育長、15年もの長きにわたり教育長職をお疲れさまでした。どこかの自治体には、意味も分からずには是々非々などと口走る議員がいるのかもしれませんが、私は田中教育長に対しても是々非々の立場で臨みました。かれこれ3回は任命議案の採決に臨んだかと思いますが、その時々で任命議案に賛成したこともありますし、反対したこともありました。3年前の任命議案では、記憶によりますと、42名の議員の中でただ1人、田中

教育長の任命議案に反対したということが強く印象に残っております。あの投票行動では、教育長に対し私なりの矜持を示すことができよかつたと今でも思っておりますし、さらによかつたことは、そうした任命議案の賛否をお互いに乗り越えて、特に田中市政施行後は様々な課題に協力して取り組むことができたということです。

ということで、思い出話はこのぐらいにして本題に入りたいと思います。お聞きいただきましたように、たゞいま学校教育部長との間において質疑応答をさせていただきました。今まで本市も財政的に厳しい局面もあつたため、教育現場においても予算の制約があつたことは承知しております。また、前市政は教育現場にも悪影響をもたらしたことも理解しております。その結果、本来先進的である本市の教育、市川教育が理想的に進まなかつた。それどころか、一部の分野では後れを取ってしまったといったこともあるかと思ひます。ただ、市政は今変わりつつありますし、財政調整基金も盤石になりました。人口も増加基調になるなど、少し前とは財政基盤も異なつてきております。

加えて、しつこいようですが、令和3年9月からの法の施行を受け、学校教育においては、医療的ケア児に対する配慮が最大限に求められることになりました。つきましては、本市においても医療的ケア児に限らず、特別支援教育のあらゆる観点につき、児童生徒に対して最大限の配慮が実現できているのかどうか総点検するとともに、可及的速やかに最大限の配慮を実現すべきであり、それらを実現するに足る財源的な裏づけも整いつつあると私は考えますが、今後の支援教育の充実に向けた思いにつき、田中教育長に御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私から御答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず特別支援教育、それから須和田の丘支援学校のことについてちょっと触れさせていただきたいと思ひます。昭和32年だつたと記憶しておりますけれども、今の須和田の丘支援学校が開校、スタートいたしました。特別支援教育についてはその前から、市川の大きな特色の一つとして特別支援教育に携わつてきましたし、須和田の丘支援学校にも支援をしてきたつもりであります。

そこで、御質問者の御質問に御回答、答弁させていただきますけれども、まずは通学支援でございます。一人一人の子どもたちの障がいの程度、それから家庭の状況等々を十分に思慮した上で、まだ我々としてできることがあるのではないかというような視点を持って通学支援を今後とも考えていかなければならないと、そのように受け止めております。

それから、給食でございますけれども、給食は、特別支援の子どもたちを見ていますと、やっぱりそしゃくということ、かむことで運動機能を高めるといふこと。それから、コミュニケーションを通して心の醸成というんでしょうか、人間関係の醸成を図っていくということも必要だと思ひます。そういう意味では非常に貴重な時間であつて、なおかつ食育の一つでもあると、このように思っておりますので、これからおいしい給食、それから安全で安心な同じく給食の提供を図つてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、通学支援、それから給食支援につきましては、保護者の方の負担をできるだけ軽減できるように、これからはしっかりとこの問題に対峙して教育委員会としても考えていきたい、かように考えておりますので、御理解のほどお願いを申し上げたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 教育長から特別支援教育について、もしかしたら最後の御答弁になるのか、この後御答弁があるのか分かりませんが、御答弁いただきました。

ラグビーの世界では、縦の明治、横の早稲田という言葉がございますが、市川市の教育について、私は横を見るのではなく、一歩前を見てほしいという思ひです。つまり、他の自治体の動向を横目で気にするのではなく、

常に一步先を行く先進的な取組に挑戦し続けてほしいとの思いであります。これを明治大学っぽく表現すれば、前へという言葉になるのだと思いますし、早稲田大学っぽく表現すれば、進取の精神という言葉に置き換わるのだと思います。

いずれにしても、今後の改善によって、本市の特別支援教育が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の理念を具現化したものとなりますよう、他の自治体に先駆けて法の理想を実現する陸の王者とならんことに期待を寄せまして、次に進みます。

次は、ハラスメントの撲滅についてです。

本市が令和3年に全職員を対象に実施したパワーハラスメントに関するアンケート調査の結果では、上司や先輩、同僚からのハラスメントが多かったことが判明していたはずであります。なぜ私のような事実を承知しているのかといいますと、前市長が令和3年8月の定例記者会見において、議員によるパワーハラスメントというでっち上げ事件を公表した際に、朝日新聞も毎日新聞も千葉日報も、世間から一流の新聞社であると信頼を寄せられている新聞社はいずれも私に対してもしっかりと取材をし、その結果、前市長の一方的な主張は報道するに値しないという判断をしたにもかかわらず、■■新聞とかいう、二流なのか三流なのか四流なのか、私にとってはよく分かりませんが、この新聞社1社だけがあたかも前市長と示し合わせていたかのように、私に取材することもなく、前市長の一方的な主張をウェブ版で全国に垂れ流した結果、私のもとにはワイドショー、報道番組から取材が相次いで対応を迫られたほか、見知らぬ方からも議員の資質がない、議員を辞めろなどとメッセージが届き、また仕事先でも事実確認を求められるなど、平穏な日常生活を送ることが困難になるような報道被害を被ったという、生涯忘れられない出来事があったわけですが、その記事において、上司や先輩、同僚からのハラスメントが多かったということについても触れられておりましたので、私はこの事実について強烈な印象を持って覚えているという次第です。

そこで私は令和4年2月定例会において、この点言及し、何事もなかったかのように卒業してしまう上司、9級職がいるのではないかと警鐘を鳴らし、この庁内における上司や先輩、同僚からのハラスメントについてもしかるべき検証が行われ、改善されるべき点は改善が図られるよう求めてまいりましたが、本市はその後において、アンケートに基づく事実確認や調査結果につき公表しておりません。2年に一度、形式的にアンケートは実施されるものの、本市が本気でハラスメント撲滅に取り組むのかどうか、その決意も覚悟も見えないことから、私のところには、恐らく職員からだとは思いますが、職員の間ではハラスメント防止へ向けた本市の姿勢に疑問が生じているといった情報も寄せられているところです。

そこでまず、本市はこの令和3年に実施したパワーハラスメントに関するアンケート調査結果について、どのように取り扱ったのか、御説明を求めます。

○稲葉健二議長 嶋島総務部長。

○嶋島和紀総務部長 お答えいたします。

本市ではハラスメントの現状を把握し、今後の防止対策の参考とするため、2年に一度、ハラスメントに関するアンケートを実施しております。令和3年3月に実施したアンケートでは、パワーハラスメントがあるとの回答の割合が前回アンケートに比べ1.4ポイント増加したため、パワーハラスメントに特化したアンケートを令和3年4月に改めて実施いたしました。その結果、加害者として実名が挙げられた管理職員が複数人おり、アンケートの回答内容に具体的な事象等の記載があった案件につきましては総務部長から注意喚起を行いました。御質問にありました、被害を受けた者へのヒアリングなどの十分な事実確認や専門家による検証、調査結果の公表は行っておりません。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 加害者として実名が挙げられた管理職数人に対して、総務部長から注意喚起を行った旨の御答弁がありました。被害を受けたとされる方へのヒアリングなどの十分な事実確認はなかったようです。これは匿名ということではできなかったということなのかもしれませんが、周辺を丁寧にヒアリングしていけば分かることもあったんじゃないかなと思います。

また、専門家による検証、調査結果の公表も行っていないということで理解いたしました。まさに田中市長が御指摘されている、好まざる市役所の慣習、責任回避と事なかれ主義、ここにも現れているものと感じた次第です。

加害者として実名が挙げられた管理職数人に対し、こっそり注意喚起しただけであるということです。それ以上の対応、令和3年度あるいは4年度も、途中ぐらいまでだったら対応が難しかったであろうことは理解しますが、5年度においては、この対応、できたのではないのでしょうか。令和5年度において、しかるべき対応をしなかった結果、このアンケート結果は陳腐化してしまったと言ってもよいでしょう。

令和2年度から3年度にかけては、財政部において休職者、退職者が相次いでおり、令和3年6月定例会においては、パワハラ疑惑が指摘されていたことを知らなかったとは言わせません。総務部長、あなたは現に総務部長職にあるのみならず、当時から今日に至るまで財政部の実情を詳細に知り得る立場にあったはずですが。ハラスメント撲滅のために行動できる立場にありながらも、これに関心を寄せなかったのか、アンケート情報を陳腐化させてしまった責任は大きいと指摘したいと思います。とはいえ、私が今取り上げているのは令和3年度のアンケート結果についてです。今さらこれを蒸し返すよりも、今後のほうが重要です。

そこで、今後において同様のアンケートを実施する際には、申告の秘密は守られること、報復人事はないことを十分に周知するとともに、職員にははばかることなく申告するよう呼びかけること、調査すべき事案については注意喚起で済ますのではなく事実確認を行うこと、調査結果につき公表すべき事案があれば適時適切に公表すること。いずれも、どこの自治体でもやっている当たり前のことだと思うのですが、これらを実行する、実施すると明言していただきたいのですが、総務部長に御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

職場におけるハラスメントは、加害者本人の意識の有無にかかわらず職員個人の人格や尊厳を不当に傷つける発言や行動であり、社会的に許されない行為であります。本市においては、職場におけるハラスメント防止は重要なものとの認識に立って、先ほどお答えしましたハラスメントに関するアンケートを実施してきております。今後実施するアンケートにおきましては、加害者として実名が挙げられ、悪質なハラスメントだと疑われる事案であり、アンケート記入者が事実確認の実施を希望した場合には加害者の聞き取りを行うなど、十分な事実確認を迅速に実施いたします。

また、ハラスメント相談窓口である総務部職員課健康管理担当室に相談が寄せられた場合にも、同様に対応いたします。今後、アンケートの実施や相談窓口の案内に当たっては、申告内容の秘密の保持及び申告による不利益が生じない旨も併せて周知をすることとし、引き続きハラスメントに対して厳正な態度で臨み、適切に対処してまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 アンケート記入者が事実確認の実施を希望した場合にはというのがちょっと引っかかりますが、御答弁を受け止めました。前市政においては、市長、副市長が議員による職員に対するパワハラ事件をでっ

ち上げるために、部下の職員に対して、部下の意に反する文書の提出を求めたという事件が起きました。当時の市長、副市長による強烈かつ明白なパワハラ事案であるかと思います。確かに市長も副市長も替わりましたが、総務部長こそ、ハラスメントの撲滅に本気で取り組む覚悟を示さなければ、職員から信頼が寄せられることもないかと思えますし、このようなことが絶対に繰り返されないと、みんな安心することはできないんじゃないかなと思います。

こうした過去の苦い記憶というか、表現は難しいんですが、こうしたことを二度と繰り返さないためにも、田中市政は前市政とは違うんだと。本市が本気でハラスメント撲滅に取り組む、その決意と覚悟を示し、職員を安心させるということが何より重要だと考えます。

そこでもう一度伺います。総務部長は、ハラスメントの撲滅に先頭に立って取り組む決意と覚悟があるのでしょうか。仮に、さきに述べた市長、副市長によるハラスメントがあれば看過することなく、その職責と使命感に基づき、ちゃんと注意することができるのでしょうか。あるいは、相手が議員の場合はどうでしょう。仮に議員から職員に対するハラスメントがあれば、議案や予算の承認をもらう以上、私ども執行機関というのはお願いする立場であって、対等とは言えませんなどと情けないことは言わずに、部下を守るために的確に対応できるのでしょうか。総務部長は、相手が管理職だろうが一般職だろうが特別職だろうが、ハラスメント撲滅に向けて、ひとしく厳しく対応できるのかどうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、本市では職場におけるハラスメント防止は重要なものだと認識をしています。これまでも市川市職員服務規程や市川市ハラスメントの防止等に関する要綱において、職員によるハラスメントの防止を明確に定めてきております。職場のコンプライアンスを所管する総務部長がこれらの規定等を遵守するのは当然であり、ハラスメント事案が発生した場合には適切に対処いたします。また、これらの規定等は、市長、副市長などの特別職を対象にはしておりませんが、特別職におきましても、これらの規定等の趣旨に沿った行動をされるものと認識をしております。さらに、議員の方々に対しましては、執行機関と議事機関という二元代表制の趣旨に基づきまして、関係各所と協議の上、適切に対応してまいります。

このように、田中市長の現体制下におきましては、ハラスメント事案が発生しない職場環境の醸成に引き続き努めていくことを答弁させていただきます。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は、ただいま総務部長に対してハラスメントの撲滅に先頭に立って取り組む決意と覚悟があるのかどうか。仮に市長、副市長によるハラスメントがあれば看過することなく、その職責と使命感に基づき、ちゃんと注意することができるのでしょうかと確認をしましたが、これも好まざる市役所の慣習なのかもしれませんが、市長、副市長はコンプライアンスの趣旨に沿った行動をされるなどといった事なかれ主義的な答弁に終始し、ついぞ注意するとは言いませんでした。何も私は、田中市長や今の両副市長が何かをすと言っているわけではないんです。ただ、現実はこの市川市においては、前市長、前副市長が部下に対して意に反する文書を提出させたという経緯があって、だからこそ、そういうことはさせないと、総務部長として部下を守るんだと言っていたかったのですが、非常に残念です。

市長、副市長という方々が全国どこの自治体においても、常にコンプライアンスの趣旨に沿った行動をされるのであれば結構ですが、人間ですから、時に間違ふことだってあるでしょう。聖人君子であって、悪意に基づいて行動する人というのは皆無なのではないでしょうか。村越前市長が入札情報を漏えいしたことはつい最近のことである

のに、市長が替わってもなお、いまだにそんな事実はなかったかのように、市長、副市長はコンプライアンスの趣旨に沿った行動をされるなどといった、前市長をかばい、前市政をも正当化する答弁を貫こうとされる態度は受け入れがたいです。

全国の自治体には市長であれ、副市長であれ、不祥事を起こした事例は枚挙にいとまがありませんし、逮捕された事例だってたくさんあったはずです。なぜこの現実から目を背けるのでしょうか。総務部長であるあなたは、仮に市長、副市長が間違った行動をした場合であっても、注意することなく、見て見ぬふりをするのだと理解をしました。これでは、仮に市長、副市長の言動が誤っていた場合、注意する人もいなければ苦言を呈する人もいないという話になってしまいます。だとすれば、牽制機能は弱体化しますし、コンプライアンスの確保もハラスメントの撲滅も心もとなくなるのだと思います。私はあなたの御答弁には納得できませんので、本間副市長、松丸副市長、田中市長に順次伺ってまいります。

本間副市長、私は今言いましたが、市長と副市長が互いに牽制機能を発揮することがコンプライアンスにも資するかと思いますし、ハラスメントの撲滅にもつながるかと思います。市長、副市長が互いに率直に意見が言い合え、場合によっては注意もできる、苦言を呈することもできるというのが望ましい関係であると考えます。

そこで伺います。本間副市長は、ハラスメントの撲滅に先頭に立って取り組む決意と覚悟がおりでしょうか。仮に田中市長であれ、松丸副市長であれ、ハラスメント行為が認められれば、看過することなく、お互いなれ合いに陥ることもかばい合うこともなく、その職責と使命感に基づき注意するなり、苦言を呈することができるのでしょうか。

○稲葉健二議長 本間副市長。

○本間和義副市長 御指名でございますので、お答えさせていただきます。

市川市のハラスメントに対する取組については、おおむね総務部長が御答弁したとおりにかと思いますが、私自身のことということでお伺いがございますので、私自身について申し上げますと、このハラスメントについては、自らが行わない、そしてハラスメントさせないというのはもちろんのこと、個別のハラスメントが疑われる事案に接しましたら、その具体の事案それぞれに適切に対応をしていくということで、この職責を果たしてまいり所存でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 本間副市長、ありがとうございます。好まざる市役所の慣習であると、こういう質問をすると、やけに警戒心をあらわにして、何か正面から受け止めず、はぐらかす、ごまかす、こういう答弁が多かったと思いますが、さすが本間副市長、言われたことを別に正々堂々と普通に当たり前の答弁で返すということで、本当に新しいいい風が吹き始めるのかなと期待をさせていただきました。

では、松丸副市長にも同じ質問をさせていただきます。松丸副市長は、ハラスメントの撲滅に先頭に立って取り組む決意と覚悟がおりでしょうか。仮に田中市長であれ、本間副市長であれ、ハラスメントが認められれば看過することなく、お互いなれ合いに陥ることなく、かばい合ったりすることなく、その職責と使命感に基づき注意する、あるいは苦言を呈するといったことができるのでしょうか。

○稲葉健二議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 副市長の職責ということでありますので、市長を補佐して、それから職員の行う事務を監督するという副市長の職責、これを基に、市川市役所におきましては、一般職はもとより、自分を含む特別職、そして議員の皆様も含めて、一切のハラスメントが行われないようにしっかりと取り組んでいきたい、でき得る限りの努力をしたいと思っております。

以上です。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 両副市長、ありがとうございました。松丸副市長は中からの生え抜きで副市長になられた方で、過去において市の職員OBになったことが信頼失墜の大きな要因になったかと思っております。これを改善できるのは松丸副市長でしょうという期待、議会もしているからこそ、全会一致で副市長に推挙した経緯があったかと思えます。堂々とした答弁をいただきました。これを聞いている方々も安心できるのではないかと思います。

最後に、田中市長にも御答弁を求めます。両副市長からも御答弁がありましたが、なれ合いに陥ることもかばい合うこともなく、互いに適切に対応するといった旨の御答弁であったかと思えます。これは聞くまでもなく、田中市長も同じ認識であると私は理解しております。繰り返しになりますが、前市政においては、市長、副市長による部下に対する強烈かつ明白なパワハラ事案がありましたもので、田中市政は前市政とは違うんだと。田中市長が先頭に立ってハラスメント撲滅に取り組む、その決意と覚悟を示し職員を安心させる、田中市長は前市長とは根本的に違うんだという決意と覚悟を示していただきたいと思えます。田中市長は、たとえ相手が議員であれ、副市長であれ、ハラスメントの撲滅に向けて毅然として対応する、厳しい対応で臨むと力強くおっしゃっていただきたいのですが、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 後ほど併せてお答えさせていただきます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 では、次の項目で同じ質問をさせていただきます。次に進みます。

○稲葉健二議長 越川議員に申し上げますが、先ほどの質問の中で特定の固有名詞を挙げて新聞社名を出されていたと思えます。これに関しては、議場での発言としては削除したほうがよろしいかと思えますが、御意見を伺います。

○越川雅史議員 既に何度かこの議場で同様の趣旨を発言してきた経緯と、同新聞社に対しては内容証明を送った経緯もありますので、御指摘を踏まえて、ちょっと今この場ではなく、また改めて御回答させていただければと思えます。今日中に。

○稲葉健二議長 基本的にこの議場での先ほどの発言に関して、議長としては、ここでの発言は残すべきではないというふうに考えます。

○越川雅史議員 分かりました。では、それ以上こだわるものではありませんので、仰せのとおりいたします。

○稲葉健二議長 では、削除ということでよろしく願いいたします。

○越川雅史議員 はい。

○稲葉健二議長 どうぞ。

○越川雅史議員 これは求めたほうがいいですか。

○稲葉健二議長 先ほどの越川議員の固有名詞の新聞社名に関して削除することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よろしく申し上げます。

○越川雅史議員 では、質問を続けます。最後は3項目めです。順番を入れ替えております。田中市長は、前市政において極限にまで失墜した市政に対する信頼を回復すべく、職務に邁進されているものと理解しております。

そこで、この信頼回復を成し遂げるためには、前市政を的確に検証し、一つ一つ改善策を講じていくという地

道な作業が求められるかと思えます。ただ、一つ一つ挙げると切りがありませんので、そこまではいたしません
が、いずれにいたしましても、マネジメント能力の著しい欠如、税金の無駄遣い、危機管理能力の欠如など大きな
問題がありました。また、それらのみならず、慣例や庁内秩序を無視した異例の人事、議会軽視の行政運営、
御都合主義の答弁姿勢、市長による未公表情報の漏えいなども看過できない問題であったと考えております。

そこで、田中市長御就任から約2年を迎えるに当たり、これらの点についてどのような認識の下、市政に臨
み、前市政と現市政とではどこがどのように違うと考えているのでしょうか。まずは、この点御説明を求めま
す。

また、田中市長は施政方針の中では好まざる市役所の慣習について言及されましたが、それらをどのように刷
新していくのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えさせていただきます。

質問者より御指摘いただきました前市政における税金の無駄遣いや異例の人事異動、議会軽視の行政運営など
は、市政運営を行う中で本来あってはならないことであり、先人たちが今まで積み重ねてきた信頼を失墜する
という事態を引き起こしたものと認識しております。

そこで前市政と現市政との違いについてでございますが、初めに異例の人事について、前市政では、急遽年度
途中での人事異動や担当理事の設置、定年の延長など異例の人事を行い、疑念や不信感を持たれたことがあつ
たと感じております。

なお、喫緊の行政課題を解決するために担当理事を設置し、スピード感を持って取り組むことにつきましては
前市政も現市政も変わりはありませんが、現市政においては、異例である年度途中の人事異動は行っておりま
せん。

また、前市政では、かつて御自身が市職員として、経験などに基づき行政に関わる事務について幅広くアドバ
イスを行う企画政策アドバイザーの登用などを行いましたが、現市政では、特定の分野について専門的な立場か
ら、新たな政策立案への助言及び提言を行う政策参与を登用しているところでございます。

次に、議会軽視の行政運営についてでございますが、前市政においては、電気自動車の導入や新庁舎の建物完
成後に中央階段を設置、また高額な家具の購入、市長室のシャワー設置など、議会への十分な説明もなく実施し
た事業や議会での説明の後に状況が変わったことを改めて報告しなかった案件など、議会軽視と思われるよう
な行政運営がございました。しかし、現市政では、議会軽視とならないよう、新たな政策を進めるに当たっては正
しい情報を適切な時期に報告すること、また、状況に変化があった場合には速やかに議会へ報告するなど、事業
を実施するに当たっては慎重かつ丁寧に進めているところであります。

次に、御都合主義の答弁姿勢についてでございますが、前市政においては、市長自身が答弁を行う旨を発言し
ているにもかかわらず、一身上の件については一切答弁せず、都合に応じて答弁を行った上、所管部長が答弁す
る状況が多々ございました。しかし、現市政においては、質問者からの求めに応じて答弁しており、答弁内容が
細部にわたる場合は適切な答弁となるよう副市長などに答弁を振ることや、逆に部長答弁に不足がある場合は、
質問者からの求めとは別に市長自ら答弁することもございます。

次に、未公表情報の漏えいについてでございますが、前市政においては、市長自身により工事情報や議会で決
まっていない事項など、未公開情報についての漏えいや、議会へ説明する前にSNSや特定の記者への取材によ
る情報の公開などがございました。現市政においては、プレスリリースの際には事前に議員の皆様への周知を徹
底するなど、前市政で御指摘を受けたことがないよう取り組んでいるところであります。

そして最後に、市長が施政方針の中で述べられた好まざる市役所の慣習についてでございますが、前市政にお

いては、知らず知らずに常態化してしまったこともあったと思います。新市政となり、市民目線を重視した角度から見ますと、刷新していかなければならない職員の体質や市政の状況など、多々あると思いますので、一つ一つ刷新していくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 前市政の問題点、本当は市長が替わる前にそうおっしゃっていただければ仕事がやりやすかったんですが、いずれにしましても、御答弁いただいてありがとうございます。

3月2日付の「広報いちかわ」では、田中市長の「こうご期待」というコラムの中で、責任回避、事なかれ主義、職員の意欲の停滞、報道陣に対して壁をつくる、市長選挙で職員が核となって現職を支持するといった具体的な慣習が列挙されるとともに、まだ改善点はいろいろあるというお話でした。田中市長、このコラムを書かれた思い、あるいは、ここの書かれたことの説明など、もう少しお話を伺いたいと思いますが、御説明を求めます。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 越川議員からすばらしい市川市をつくるための御質問をるるいただいております。私が最初に申し上げたいのは、職員は職務規程にのっとりまして、市民のために今日よりも明日をよくする、その市川市をつくるために全力で職務を遂行していると、その状態、私は今、正しい市川市の姿が作り出されていると、そのように思っております。

ただ、規約に反した行動を取った場合、その責任は私にあります。疑わしき状況があった場合には見過ごすことなく、その場でしっかりと注意をしていかなければいけないというのが今私が感じているところであります。例えば市の職員のオン、オフの切替えがしっかりとできずに、気の抜けた状況が見受けられたときなどは、私は指摘をしなければならない立場にあると思っております。また、報告に来る時期が遅れていたり、あるいは報告に来る前に相談という段階が抜けていたり、そういうことに注意をしっかりと、時を逃すことなく、その場で行っていくというのも私の役割だろうと、そのように思っております。

ただ問題は、職員をそうせざるを得ない状況に直面させてしまうということがあってはならないと。そしてまた、前市長のときには、そのような状況を作り出していたんだろうということが私の中で想像できました。地方公務員法の第32条「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と。ここに、職員がそのはざまに立たされるということが二度とあってはならないというふうに思っております。しっかりと職務を遂行している職員のことを私は守りつつ、また指導しつつ、しっかりと市政運営を行っていききたいと、そのように考えております。

越川議員はもうベテランですから、私の37年前の話をするのは失礼かもしれませんが、あるとき、30歳で議員に当選して、しばらく議員活動をしていて、あっ、なるほどこれだと。仕事を遂行していく議員として、市民から受けた要望をしっかりと結果を出していく方法を見つけ出したんです。それは、市民からこういう要望をもらったけども、担当部署の課長、こういう声に応えるにはどういう方法がありますかというように相談をしていたら、職員は喜んでどういう方法があるか、一生懸命考えてくれると思います。時間はかかるかもしれませんが、すぐできることもあるかもしれません。しかし、そのように職員と一体となって、市民からの声を議員の皆さん方が職員に伝えていただければ必ずいい方向に進んでいくと、そのように思っております。今後とも皆さん方、また越川議員の御指導をよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私も職員にそういうお願いの仕方をしたことがありませんので、新しい提案をいただいたな

と。

最後に、市長、もう一度だけ。相手が議員であろうが、副市長であろうが、ハラスメントの撲滅に向けて毅然として対応すると、その点だけ力強くおっしゃっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 受け止める側の思いということをしかりと考えた行動というものをそれぞれ職員が、そしてリーダーであります私が取ることはお約束、しかりとしなければいけないと思っております。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 ありがとうございます。2年もたつて前市政の話をするのははばかれるところではありますが、とはいえ、改めるべき点は改めないといけない。それは90年の中で培われたあしき慣習であっても断ち切らないといけない。昔のことだからタブーとか、今は関係ないということではなく、変えるべき点は変えていかなければならないという思いで、本日はこの質問席に立たせていただきました。多くの示唆に富んだ御答弁をいただきました。私も考えさせられるところが多々ありました。また6月以降も引き続きよろしく申し上げます。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~

○稲葉健二議長 にしむた勲議員。

○にしむた 勲議員 一問一答でよろしくお願ひいたします。

まず初めに、地域防災拠点について。

今年1月20日に市職員と地域の方が参加した総合防災訓練が行われましたけれども、その内容について伺います。

また、参加者からは、備蓄されているベッドが重くて運ぶのが大変だったという声を聞いていますけれども、今回の訓練で明らかになった課題や、段ボール製のベッドを備蓄することができないかお伺ひいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

今年度の総合防災訓練は、市立小学校39校を会場に小学校区防災拠点協議会委員である地域の皆さんと市職員が連携し、避難所の開設運営訓練を実施しました。この訓練には約700人の地域の皆さんが参加し、職員が施設の安全確認を行った後、担当班ごとに資機材の確認や設置などを行っております。さらに、モデル校と位置づけました真間、八幡、新浜小学校の3校では、避難者役として地元自治会の方や外国籍の方、障がいのある方に参加していただき、避難者の受入れ訓練を実施いたしました。この受入れ訓練では、受付の混雑や避難者数の集計作業の負担軽減を図るため、二次元コードを活用したデジタル受付の検証も行っております。訓練終了後の振り返りでは、防災倉庫内の備蓄品の場所が分かりづらい、資機材の取扱い訓練を増やす必要があるなどの御意見があったことから、さらなる改善が必要であると認識したところです。また、デジタル受付につきましては一定の理解を得ることができましたが、高齢世代の方には入力支援が必要であることが確認できたため、今後の運用について再検討することといたしました。

なお、今回訓練に使用しましたディスクベッドは少ないスペースで保管できるメリットがありますが、組立てが難しいとの声も伺っていることから、保管場所等の確認を含め段ボール製ベッドの備蓄について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 はい、分かりました。

それでは、(2)の質問に移ります。今回の総合防災訓練の参加者から、参加者の高齢化についての不安があるというお話を伺いました。中学生など、若い人に訓練に参加していただくためにも、中学校で開設訓練を実施する必要があると思いますけども、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市の地域防災計画では、市内で5弱以上の震度を観測した場合、あらかじめ小学校区防災拠点要員として指名されている職員が参集し、地域の皆さんと連携して避難所の開設準備を始めることとしております。そのため、各小学校には地域住民で構成する小学校区防災拠点協議会を設置し、市職員とともに災害対応に向けた協議を進めておりますので、現状では避難所開設訓練も小学校を会場として実施しているところですが、以前は中学校を会場とした訓練を実施したこともあり、中学生など、若い世代にも防災や減災に関心を持っていただくことは重要と考えておりますので、訓練の参加手法などについて研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 他市では中学校で実施しているところもありますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

続きまして、次の大項目に移ります。京葉瓦斯株式会社との協定の内容について。

私は協定書を読みましたが、秘密保持条項以外は法的拘束力のある内容はないと思います。ということは、何の強制力も義務も期限もないわけですから、協定書を結ばずに協議を進めることと何が違うのか、判然としません。考えられることとしては、協定書を結ぶこと自体が目的となっており、協議によって結論を出すことは双方とも、それほど重要性を置いていないのではないかと思います。協定書を結んだことをアナウンスすることで案件が前進するかの期待、効果を生む、イメージを高める効果を狙うといったことです。市は何のために協定書を結んだのか伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

本市では、カーボンニュートラルシティの実現に向けて昨年の10月に京葉瓦斯株式会社と協定を締結いたしました。本協定は、相互が連携し、双方が持つノウハウなどを有効活用した官民連携の取組を推進するもので、地域の課題解決に向けて協力していく意思を明示化したものでございます。このような企業と自治体との連携協定は、本市のみならず全国的にも増えており、地域課題の解決策として一般的な手法の一つであると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 はい、分かりました。あんまり意味がないとは思いますが、協定書を結んで進めるという方法も一般的だということです。

それで再質問しますが、協定書第7条には守秘義務が規定されており、その条文では、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も秘密保持の責任を負うとされています。相互協力する意思を形式的に示すにすぎない協定書で、守秘義務の対象となり得る秘密は何を想定しているのか疑問ですが、さらには、この守秘義務条項は期限を定めていません。

私のビジネスの経験では、守秘義務条項に期限を定めないのは異例ではないかと思います。通常は1年とか3年とか、責任が生じる期限を設定するのではないかと思います。本条項は、協定が終了した後も秘密保持条項は永遠に有効となるため、少なくとも本市は知り得た秘密を永遠に管理するコストが発生します。将来的にリスク

と管理コストの発生する守秘義務条項に対する市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 お答えいたします。

京葉瓦斯株式会社との協定書の第7条に規定しております守秘義務につきましては、連携した活動を進める中で様々な情報を取り扱うことも十分想定されます。このようなことから、法的な拘束力のない協定書であっても、守秘義務に関する規定は双方にとって必要なものと考えており、技術やノウハウの情報を持つ企業と住民に關与する情報を持つ自治体と連携して行う協定において、決して特別なものではないというふうに認識しております。

なお、このような秘密を保持すべき情報を取り扱った場合については、同条第2項において、協定が終了した後も秘密保持の責任を持つことが規定してあることで、期間に限らず秘密が保持されることとなります。このことは、双方にとってはより安全につながるものとして特段不利益になるようなことは生じないものと考えておりますが、連携した活動において情報を取り扱う際には、その都度協議しながら慎重に進めたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ただいまの答弁で、期限に限らず秘密が保持されることが双方にとって安全に資する、不利益はないと考えられるということですが、この考え方はあまりにもナイーブなんじゃないかなと私には感じられます。万一、本市職員が相手方の秘密を漏えいした場合は、間違いなく相手方は訴訟を起こします。なぜなら、上場企業である京葉瓦斯は、自社の利益が損なわれる可能性がある行為に対して適切に対応しなければ株主から訴えられるからです。株主からの訴訟は、役員など経営者個人に対するものとなる可能性が高いことから、契約の相手方は、個人のリスクとして数億円規模の損害賠償請求を提起されかねないリスクを常に負っているということを前提に、本市としても慎重な契約事務を求めます。同様の契約書をほかでも結んでいるとすれば、一度、企業法務等の実務を専門とする弁護士の見解を入れて検証することを提案いたします。

次に、(2)の質問に移ります。地域新電力会社の事業計画の内容について伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

事業計画としましては、設立当初はエネルギーの地産地消を目指しクリーンセンターの余剰電力を購入し、市内の公共施設に供給してまいります。将来的には人口約50万人の本市の特性を生かし、住宅や事業所などの建築物の屋根や屋上を活用した太陽光発電のいわゆる卒FIT電力の買取りなどを進め、市民や市内事業者に供給していくことを想定しております。

なお、地域新電力会社は本市が目指すカーボンニュートラルの核となることから、将来計画については今後共同事業者とともに詳細を詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。当面の事業は、市外に売っていたクリーンセンターの電力を市内に売却するというだけのことであり、地球上のカーボンニュートラルには何ら貢献しないということで間違いないのでしょうか。施政方針にうたわれる脱炭素社会の推進やエネルギーと経済の地域内循環を高めるというのは、このことなのでしょう。市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

クリーンセンターの余剰電力は、これまで市外にも流出していたと考えられますが、地域新電力会社の設立後は、本市の公共施設に供給することでエネルギーの地産地消を実現し、市域の二酸化炭素排出量を削減することができることから、カーボンニュートラルの実現に向け貢献するものと考えております。また、地域新電力会社による電力供給に切り替えることで、これまで市外に流出していた公共施設の電気料金の支出を市内にとどめることができます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 後半のほうの将来的な計画のほうについて質問させていただきますけれども、卒FITの買取りを進めるということですが、私の理解では、FITというのは電力会社が本来の発電コストより相当高い単価で電力を買取することを義務づけられる代わりに、その差額については消費者に対する電力料金に上乗せして回収する仕組みだというふうに考えています。売却先に高く売れる保証のない新電力会社が単独でFITの仕組みを導入すれば、事業性がないことは明らかではないでしょうか。この場合、新電力会社に過半数出資する本市は新会社の債務を引き受けるなど、新たな負担を負わされる可能性が高いと考えられます。市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

地域新電力会社設立後に地方自治体が経済的負担を負う可能性としましては、電力需給の収支バランスが大きく崩れ、事業継続の支払いに必要な資金が枯渇してしまうことなどが考えられます。他の地方自治体の例では、電力市場からの購入に際し、電力価格の高騰を受けて収支が悪化し、小売電気事業の休止に至った事例があります。その事例では、事業を再開するに当たり、事業内容の見直しに合わせ、出資をしている地方自治体から地域新電力会社に対し補助金が交付されております。本市の新電力会社の場合、将来、卒FIT電気の買取りを進めていく際に、電力調達の買取り価格が売電価格を上回ると収支バランスが崩れ、会社経営に影響を与えることが考えられます。このことから、会社全体の収支を考慮した上で卒FIT電気の買取りを進めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 買取り価格を調整するということですが、買取り価格を安くしてしまえば自然エネルギーの普及を進めることができないと思いますし、もともとのFITのスタート時点、たしか3・11の直後だったと思いますけれども、スタート時点の価格では、電力会社の発電コストが1kWh当たり7円とか、8円とか、それを42円で買取っていたわけです。その差額分を全部消費者に付け替えていたわけですね。電力会社は、それは何も言っていなかった。これがそういう制度だったからなわけですが、本市では、そういう制度に守られてやるわけではないですから、とにかく安く買えるかどうか分からないし、それを一般の市内の再生可能エネルギーを買取って、市内の業者に高く売れるかどうか分からない。これでは事業計画として全く成り立っていないんじゃないかなというふうに私は思います。

施政方針では、地域新電力会社を設立し、カーボンニュートラルを進める市川市の核にしたいとされていますけれども、今の事業計画では事業の継続性、実現性は全くないと判断せざるを得ないのではないかと思います。今後の再検討によって、真つ当な回答が出ることを期待いたします。

次に、(3)に移ります。カーボンニュートラルへの貢献度、効果の考え方について伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

地域新電力会社は、令和6年2月にお示しした市川市2030年に向けた二酸化炭素排出量50%削減ロードマップのとおり、市域から排出される二酸化炭素削減の核となると考えております。クリーンセンターの余剰電力の活用や太陽光発電設備の普及を促進していくことで化石燃料由来の電力使用量の削減につながり、二酸化炭素排出量の削減に貢献いたします。また、ロードマップでは、地域新電力会社の運営により、平成25年度（2013年度）に比べて令和12年度（2030年度）には約31万tの二酸化炭素の削減効果を期待しております。

なお、太陽光発電設備の導入に関しては、環境省が運営するウェブサイトの再生可能エネルギー情報提供システムにおいて、市町村別に導入が可能な量が示されております。この情報を基に、令和12年度までに市内の住宅や事業所などにおおむね50%程度、太陽光発電設備が導入された場合を想定し、削減効果を算定したものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 約31万tの二酸化炭素削減目標達成のためには、市内の50%で太陽光発電設備が導入された状態となるとのことですが、市内の半分の住宅の屋根に太陽光パネルが張られることが現実的な目標と言えるでしょうか。そのためには、どれほどのインセンティブをつける必要があるのか。また、必然的に大量のパネルの廃棄物が排出されますけれども、その処理方法まで検討しているのでしょうか。こうした疑問も踏まえて事業計画を見直していただくことを要望して、改めてクリーンセンターに関する質問をさせていただきます。

クリーンセンターの余剰電力について、ごみを燃やして発電しているので、石炭を燃やしている火力発電とどう違うのか、CO<sub>2</sub>は発生しているんじゃないかなというふうに素朴に思うんですけれども、これがクリーンなエネルギーだと言える理由を教えてください。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

焼却に伴う二酸化炭素排出量と余剰電力の二酸化炭素排出量の考え方につきましては、地球温暖化対策推進法に基づく算定方法の中で国が示しております。それによりますと、クリーンセンターにおけるごみの焼却時に排出される二酸化炭素はごみ自体から発生したものであるため、焼却処理による二酸化炭素排出量として換算されます。一方で、この焼却処理時に発生する熱エネルギーを利用して発電した電力については焼却処理の過程で副次的に生じているものであるため、二酸化炭素排出量には換算しないものとされております。これに対し、火力発電により発生する二酸化炭素は化石燃料の焼却によるものであり、焼却に伴う二酸化炭素排出量として換算されます。このことから、クリーンセンターの余剰電力は、二酸化炭素の発生しないクリーンなエネルギーとして扱われております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。ありがとうございます。ごみを焼却するエネルギーはCO<sub>2</sub>を発生していたとしても、いずれにしてもごみを焼却するわけだから、クリーンなエネルギーだと認められているということが分かりました。

改めて再々質問なんですけど、クリーンセンターの余剰電力と市内全体の電力消費量を比較すると、どの程度の割合になるのか教えてください。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

クリーンセンターにおける余剰電力量は年間約2,800kWhとなります。一方で、市内全体の電力消費量は、地球温暖化対策実行計画の区域施策編における二酸化炭素排出量の算出手法を用いると年間約18億から20億kWhと推定されます。このことから、クリーンセンターの余剰電力が市内全体の電力消費量に占める割合は約1から2%程度となります。地域新電力会社の設立当初は、市内の電力消費量に対する供給量は少ないものの、将来的には卒FIT電気などを活用し、電力の取扱量を増やすことでエネルギーの地産地消にさらに貢献できるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 クリーンセンターの余剰電力は全体の1~2%ということでした。当初の事業計画でクリーンセンターのエネルギーを買って地産地消をやったとしても、98%は今のままということです。私は太陽光パネルを増やすことに税金を投じるより、グリーンテックと呼ばれるベンチャー企業や、場合によっては地元の大企業とも組んで新しい技術やプロジェクトを支援することのほうが、手間や時間はかかるかもしれませんが、将来につながる政策だと考えています。

欧州では、政府が強力にグリーンテックのスタートアップを支援しています。また、米国でもバイデン政権の柱の一つとしてグリーンテック投資を行っています。最近、我が国でも、グリーンテックの分野で有望なスタートアップベンチャー企業が生まれています。こうしたところと実証実験や新しいプロジェクトに協力して取り組むなど、そういったことを要望して次に移ります。

次に、教育委員会について。

地域住民に対する役割を果たす上で教育委員会で実質的な議論が行われているのか、教育長と事務局が決めたことを単に追認しているだけではないかという問題が指摘されることがあります。他の審議会等でも形骸化の問題はあるかと思えますけれども、教育委員会は一定程度独立して政策決定を行う権限を持つ執行機関ですから、首長の補助機関とは影響力や重要性が全く異なります。例えば学校の長期休業の決定は、学校教育法施行規則により教育委員会の権限で決めることになっています。新型コロナウイルスの影響で学校をどの程度休暇にするのか、このような重要な決定に教育委員会がどれほどコミットをしたのかということは市民生活に直接影響を与える問題です。

そこで、本市教育委員会の議論がどの程度活発に行われているかについて伺ってまいります。

教育委員会制度は数次にわたる改正が行われているわけですがけれども、直近の2014年の制度改正で教育長の権限強化がされています。そして、同時に教育長のチェック機能を高めるため、強化するために、教育委員は教育長に対して、教育委員会会議の招集を求めることができるようになりました。本市で、これまで教育委員から教育委員会会議を招集要求した実績があるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

教育委員からの会議招集の請求につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日に改正され、行うことが可能となったものでございます。本市教育委員会におきましては、教育委員から教育委員会会議の招集を求められたことはございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 これまで教育委員から教育委員会会議の招集を求めたことはないということです。

それでは、例えば令和5年度の教育委員会会議において、教育委員はどれぐらい発言しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

令和5年度の教育委員会会議は令和6年2月末日現在で11回開催され、79件が議題となり、そのうち教育委員から質問や意見がなされたのは13件でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。79件の議題に対して、意見や質問が13件ということです。11回の開催で、委員の発言は1回につき平均1度ぐらいしかないということですから、とても活発な議論が行われているとは思えません。

教育委員会の発足時からの原則で、いわゆるレイマンコントロールということで、教育を本業としない識者が委員として参加し、住民統制を行うという方法が踏襲されていますから、教育委員に専門的な議論を求めることは酷だということも分かりますけれども、とはいえ、この程度の議論しか行われていないとすれば、レイマンコントロールが機能しているのかどうかということさえ疑問が生じ、教育長と事務局が決めたことを単に追認しているだけではないかというそしりを免れないと思います。

私は改善策として、教育上の重要案件について、教育関係者との意見交換や地域住民の意見を聞く機会を増やし、教育委員一人一人の主張や活動状況をできるだけ公表するなどの検討を要求します。地域住民は学校教育に大きな関心を持っており、教育委員会の情報を詳しく知りたがっています。できるだけ地域住民と教育委員との対話の機会を増やすとともに、情報公開など行政の透明性を確保し、住民の理解と協力を求めていくことを期待して次の質問に移ります。

(2)教職員の市町村に対する帰属意識が弱いという指摘がありますけれども、この点について分析、対策について教えてください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

教職員の市町村に対する帰属意識が弱いとの意見は、文部科学省中央教育審議会における委員の発言として認識しています。要因といたしましては、小中学校が市町村立でありながら、そこで働く教職員の人事権が都道府県教育委員会の権限とされていることが挙げられます。また、数年間のコロナ禍により地域と学校を結びつける活動が制限されたことから、教職員と地域とのつながりが希薄になっていることも実態としてあるものと考えます。市町村に対する帰属意識を高めるためには、学校による地域の人材活用や地域行事、地域の会議への参加も含め、地域との密接な関係をつくることが大切ですが、本市は歴史的にも学校と地域の結びつきが強く、地域の人材が教育活動に協力してくださっているため、教職員の市に対する帰属意識は高いものと思われま

す。また、人事面におきましても、教職員の資質、能力向上の観点から他市での教職経験も推奨しておりますが、基本的には市川市に戻り、最後は市川市で職務を全うするため、多くの教職員が市川市の職員という意識を持って勤務に当たっています。今後も家庭、学校、地域が協力して子どもを育てる取組を進め、教職員の市川市に対する帰属意識の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 本市では、この問題はあまり問題になっていない、うまくいっているということが分かり

ました。

次に、(3)の質問ですが、本年2月12日の新聞報道によると、名古屋市教育委員会が教員団体から提出される校長らの推薦名簿とともに金品を受け取っていたと報道されています。名古屋市河村市長は、第三者を含む調査委員会を発足させると発言しています。本市では、同様の金品の授受が行われていないか。校長候補者の名簿の提出などはあるのか。教育委員会の資金管理状況及びこのような問題に対する対策についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 教育委員会における金品の授受といたしましては寄附によるものがございますが、寄附を受ける場合には、本市の手続にのっとり、歳入予算や物品等として受け入れ管理しており、これによらない金品の授受はございません。また、教職員団体から校長に推薦する教員名簿の提出も受けておりません。したがって、名古屋市教育委員会の事案のようなケースはございません。

次に、このような問題に対する対策につきましては、教職員に対しまして校長会議や教頭会議、学校内での研修など、また教育委員会事務局職員に対しましては、人事評価のフィードバックや全庁的に行っているコンプライアンス研修などを通じて、日頃からコンプライアンス意識の向上を図っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 はい、分かりました。本市では、このような問題はないということを明言されて安心いたしました。

次の大項目に移ります。子育て支援についてですが、本市が実施する第2子以降の保育料無償化や学校給食無償化は所得制限を設けずに実施しています。制度の効果を図るべき目的と予算上の影響額を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

第2子以降保育料無償化は、2人目を望む夫婦の夢を後押しすることで子どもの数の増加を目指し、さらには子育て世帯の定住促進も期待して実施したものであります。

なお、影響額は年間約6億円と見込んでおります。

学校給食費の無償化につきましては、教育活動の一つである給食費にかかる費用を市が負担することで、家庭環境に左右されることなく、子どもたちが安心して給食を食べることができます。

なお、本事業に係る経費として、令和6年度当初予算においては学校給食費約18億6,000万円を市が負担しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 目的と予算額は分かりました。学校給食の無償化については、目的がいま一つクリアにならないんですけれども、貧困対策であるとか少子化対策という言葉は今出なかったもので、そこはあまり重視されていないということなのかなというふうに思いました。

少子・高齢化は我が国が抱える最大の課題であり、岸田政権も異次元の子育て政策を掲げて、子育て支援の拡充には誰も反対しづらいし、私も少子化対策自体は結構なことだと思います。しかし、限られた財源を投入して行う政策である以上、政策目的を明確にした上で効果を検証し、適切な評価の上で議論することが不可欠です。税や社会保障料等の所得に占める割合を示す国民負担率、これは2023年の我が国では47%です。簡単に言えば、所得の半分は税や社会保障料で持っていかれる状況にあるということです。どこの家計も大変厳しい状況にあり



ます。

江戸時代では、五公五民で百姓一揆が起こったとされています。5が年貢で取られて、5が民に戻された。これで起こった。四公六民ではぎりぎり大変だったけれども、農民は頑張っていた。しかし、五公五民になって一揆が起こったということなんですけれども、現在はまさにその五公五民の状況にあるわけです。この貴重な税、限られた財源をどこに優先的に配分すべきか、慎重な判断が求められることは言うまでもありません。

少子化の原因を結婚前と結婚後に分けて考えると、結婚後より結婚前のほうがはるかに重要なことが知られています。未婚率が一貫して高まっていることは知られていることですが、既婚カップルの出産状況はどうかというと、結婚後15年から19年経過した夫婦の平均的な子ども数を完結出生児数といいますけれども、この数値は70年代まで低下した後、長期にわたって2人台を維持してきました。直近の21年は1.90まで低下していますが、出生率の1.3は大幅に上回っています。

要するに日本では、結婚さえすれば、平均的に2人近い子どもを産み育ててきたという事実で、少子化の主因は結婚前にあるということです。また、日本の少子化対策については不都合な真実があります。政府として、最初の対策であるエンゼルプランから約30年間、数多くの少子化対策が策定されてきました。これまでの対策は、簡単に言えば子育て世帯のニーズに応える子育て負担を軽減する政策です。待機児童ゼロ政策や2019年の安倍政権の看板政策、幼児教育・保育の無償化も、結果的には出生率反転には結びついていないと言わざるを得ません。

韓国の事例は興味深いと思います。2000年頃、出生率が1.5を下回り、政府は第1次育児支援策を発表。一定以上の企業に保育施設設置を義務づけ、無償保育の所得制限を撤廃、女性が出産後も働き続けられるように短時間勤務制度を導入し、男性の育児休業取得を奨励、全ての公立学校で既に給食が無償化されています。

このように、日本の異次元の少子化対策に匹敵する政策を2000年代に入ってから展開してきましたが、出生率は2021年0.81、2022年0.78と、1を下回る水準になっています。自治体の子育て政策が少子化対策にどれほど有効かという点について、首長の個性などにもよってメディアの報道が偏っている点があると思います。メディアでよく取り上げられる兵庫県明石市や千葉県流山市の出生率はいずれも1.58で、確かに平均よりも比較的高いとは言えるのですけれども、あまり注目されていない自治体でも人口規模が大きく、出生率が高い自治体はほかにたくさんあり、人口増加率、出生率のランキングでは、両市はいずれも上位25%にも入っていません。所得制限のない保育の無償化の問題点は恩恵が高所得層に偏るということがあります。所得の低い層では月数千円の負担軽減となるのに対し、所得の多い世帯では月数万円の負担軽減となります。先ほどちょっと触れた無償化を実施した韓国では、無償化で高所得層の早期教育が増え、教育格差拡大につながったとも指摘されています。

本市の保育料の収納率はほぼ100%であり、給食費は無償化される前から生活保護世帯、住民税非課税世帯は無償となっています。所得や子どもの数に応じて利用料を支払う応能負担はうまく機能していたと言えます。財源の制約が強まる中で経済的な負担感の少ない高額所得層に多額の財源を投じることの正当性は見だしにくいと考えます。なすべき政策は、幼児教育無償化のような教育の需要サイドに働きかける再分配政策ではなく、この再分配政策自体が逆進的なことは先ほど申し上げました。そのことより、子どもの将来に好影響をもたらす質の高い幼児教育を実現するための投資だということを指摘して、次の質問に移ります。

(2) 貧困状態にある子どもへの支援策として、現金給付は1つの方策だと考えますけれども、貧困家庭に対する現金給付の現状と今後の課題を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

貧困状態にある子どもへの支援策としましては、国の制度に基づき、低所得のひとり親家庭などに対して児童

扶養手当として給付しております。支給額は所得と養育する人数によって変動いたしますが、児童1人当たり約4万4,000円、2人目は約1万円、3人目以降は約6,000円ずつ加算されます。令和6年度当初予算に扶助費として約8億円を計上しております。貧困状態にある子どもの支援につながる経済的負担の軽減につきましては、現金給付のほかに食品など、特定の商品にのみ使用できるクーポンの配布やサービス提供などによる現物給付など様々な方策がございます。本市では、第2子以降の保育料無償化や学校給食費の無償化は、子どもの成長に応じた必要な経済的支援を行っていることから貧困対策の一助にもなっていると考えております。

なお、貧困状態にあるひとり親家庭への支援の在り方については、今後も国、県の動向や社会状況などを注視し、他自治体の先進事例を調査研究していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** にしむた議員。

**○にしむた 勲議員** 私が昨年9月定例会で質問した際の答弁ですけれども、本市が小中学校の保護者を対象として行った実態調査で、過去1年以内にお金が足りなくて家族が必要とする食料を買えなかったことがあるかとの質問に、1割近くの世帯があると答えています。保育無償化も給食無償化も、家庭の支払いが減るという意味で現金給付と似ている、同じ効果がある政策だと思えます。どんなに所得が高い世帯にも給付が行われています。併せて年間、先ほど答弁いただきました24億6,000万円の予算が使われている。

一方で、本市にも食べたいものが買えないではなくて、家族が必要とする食料を買えない家庭が1割程度存在している。食料が買えないという世帯に対する給付の予算は、当初予算で8億円と今答弁がありましたけれども、これは国の補助が3分の1あるので、実際、本市の負担額は5億3,000万円程度です。所得が高い世帯にも配る給付に24億6,000万円が使われ、本当に困っている世帯、多くは独り親の子育て世帯ですが、こちらに対する予算が5億円程度というのは優先順位が間違っているんじゃないでしょうか。このことを指摘して次に移ります。

次の大項目ですけれども、地域通貨について。先順位者でも御答弁いろいろありましたけれども、実証実験では、事業費を上回る経済効果が認められたとしていますけれども、これは30%のプレミアムポイントを付与したことによる当然の結果であり、プレミアムポイントを付与しなければ全く違う結果となっていたと思えますけれども、市の見解を伺います。

**○稲葉健二議長** 根本経済観光部長。

**○根本泰雄経済観光部長** お答えします。

今回の実証実験では、デジタル地域通貨を市民の方に利用していただくため、さらには消費の関係を図るため、プレミアムポイントで強いインパクトを打ち出し、事業の周知を行いました。プレミアムポイントを付与しない場合の経済効果につきましては、デジタル地域通貨の検証を行う上で1つの評価基準になるものと考えますが、今回の実証実験とは異なる条件の下で改めて試算をする必要がございます。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** にしむた議員。

**○にしむた 勲議員** もう終わってしまったことなので仕方がないと思えますけれども、同じような御意見だということです。

(2)に移ります。デジタル地域通貨の目指すべき方向性が私は不明確なのではないかなというふうに思います。地域経済活性化ということであれば、デジタル通貨が流通して使われなければ意味がないわけですが、電子決済の手段は既にたくさんあって日本中で使えるわけですから、ユーザーから見て、市川市だけで利用可能なI C H I C Oに換金するメリットは、もしプレミアムがついているとすれば、そのプレミアム部分しか

いわけです。永遠にプレミアムを付与することは財政的な制約から当然できないわけで、その時点でI C H I C Oの命運は尽きるのではないのでしょうか。

また、行政ポイントとの連動を目指すのであれば、私は何もコストをかけてI C H I C Oをつくる必要もなく、今後の運営コストもかかるわけですから、広く流通している民間の、例えばTポイントやP o n t aのようなポイントを付与すればいいのではないのでしょうか。そうすると、市川市の外で使われてしまうという問題がありますけれども、飲食店や小売店の側でも、行政ポイントをメインとして、大して流通総額の大きくないポイントのために決済端末などの対応を継続することは、手間やコストの面から考えて可能性は低いのではないのでしょうか。したがって、一定のシェアを獲得しているプラットフォーム的なTポイントなどを活用することが合理的な結論になると思われま。

私は以前にも指摘したように、新しい市民のデジタルインフラとしてI C H I C Oを位置づけて、ぜひとも導入すべきだと考えています。そのために、ブロックチェーン技術を基盤として独自開発した地域通貨を流通させるべきだと思っていますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 本市のデジタル地域通貨は地域経済と市民活動の活性化を目的としておりますが、この2つを合わせて活性化できる点がこの事業の特徴であります。昨今、多くの自治体がデジタル地域通貨の導入を進めており、地域の特性に見合った政策目的と活用方法が考案されていくものと考えます。今後、先進事例の調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ぜひ研究を進めていただきたいと思います。

石川県珠洲市、今回、被災に遭われた地域ですけれども——の公表したデジタル地域通貨は、北國銀行と組んでステーブルコインとして発行するとしています。同市の資料によれば、ブロックチェーン技術を活用したセキュアなネットワークを低コストで構築しており、ユーザー間の資金移動、店舗決済が低コストで実行できるとしています。ステーブルコインは通貨と同等ですから、当初は市内で利用できる環境を整えるということですが、将来的には市外への流通も想定しています。資料によれば、この事業費は1億3,000万円です。ステーブルコインの発行は北國銀行が行うとはいえ、本市の昨年行った実証実験レベルの予算で開発できるということが分かります。

日本は世界に先駆けてステーブルコインの法整備を行い、昨年6月以降、発行が認められています。Web3関連の決済手段として今後拡大が期待されており、地域活性化のシーンでは、例えば山古志地域ではNFTアートの購入者をデジタル山古志村の村民として認め、既に実際の村民より多い登録者となっています。地域活性化に関する議論や行政への政策提言を行える仕組みのほか、メタバースによる地元イベントの体験なども実施しています。ふるさと納税による本市が抱える減収問題でも、本市住民税納税者にNFTを発行して付加価値を付与するなどの利用価値もあると私は考えています。こうした、今後拡大するデジタルインフラの入り口として活用するために私は地域通貨に期待しているところですので、中途半端なものではなくて、しっかりと将来像を見据えた開発を要望して、この項は終わります。

次の大項目ですけれども、宿泊税について、浦安市は導入するということを発表していますが、本市で宿泊税を導入した場合の収入額はどれぐらいになるのか伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

宿泊税につきましては、浦安市が2025年度以降での導入を目指すとしたこと及び千葉県でも有識者研究会の提言により、早期導入を目指して検討会を設置することとしたものと承知しております。令和3年の千葉県観光入込調査では、本市の宿泊客総数は約9万人であり、税収の試算に当たり、仮に宿泊者から1人1泊100円を徴収するとした場合、約900万円の税収とすることが見込まれます。本市にも複数の宿泊施設があることから、宿泊税の導入につきましては千葉県の動向を注視していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 本市で導入したのは900万円程度。現状では、その程度だということです。私は、それでも導入する意義があるというふうには思っています。今後、本市でも宿泊施設、ホテルなどが増えていく可能性もありますし、宿泊税などを導入するのは総務大臣の認可が要するというふうに承知しています。この場合、浦安市と一緒に導入したほうが導入しやすいのではないかと思いますので、この機会に本市もぜひ導入を検討していただくことを要望して次に移ります。

(2)についてですけれども、本市はふるさと納税によって数十億円規模の減収と税収減となっていることは知られているところです。税収が減るということは市民サービスがそれだけ低下しているということでありまして、非常に大きな問題だというふうには私は思います。税収が足りない場合に通常考えるのが超過課税というのがあって、通常の税率よりも少し高くすることができるということで、それでも足りなければ、今の宿泊税のような法定外税、法定税以外の新しい税目をつくることができるということになっているようです。

私は、まず超過課税について本市は実行しているのかどうかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

超過課税の導入についてでございますが、本市におけます超過課税の実施状況といたしましては、昭和50年10月より、法人市民税の法人割におきまして超過課税を実施しており、この超過課税による増収の影響額は令和4年度決算ベースで申し上げますと約3億2,000万円の増収となっているところでございます。

なお、この法人市民税以外に超過課税の適用が可能な税目といたしましては、個人市民税、固定資産税、軽自動車税についても超過課税の適用が可能となっておりますが、本市の予算規模に占める市税収入の割合ですとか、市民1人当たりの市税負担額の状況などを踏まえますと、これらの税目による超過課税の導入は難しいものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。超過課税については、今のところ、もうできることはやっているということなので、あと可能性としては、先ほどの宿泊税のような法定外税ということになるかと思えますけれども、私は市川市の湾岸地域にある大規模倉庫に対して、環境負荷の観点から物流倉庫を往来するトラック、これは市川市内へ配送する目的はごく少数で、主に首都圏各地への配送が目的だと思われまして、倉庫があるために市川市を往来し、本市への環境負荷をかけているわけですから、通行税などの法定外税をかける余地があると思えます。大規模倉庫については、固定資産税は払っていますけれども、減価償却とともに、これは減少していきます。広大な場所を使って、法人税は本市に貢献していない。工場も同様ではありますけれども、一定の正規雇用を生む地域に対する効果をもたらします。倉庫はほとんど非正規の雇用しか生まないので、地域の雇用に貢献しない上に周辺の飲食業や小売業への波及効果も期待できません。市川塩浜駅周辺の商業施設の状況を見れば分かるのではないかと思います。

法定外税は政策税制として利用されることも多いことを勘案すれば、政策目的としても検討に値すると考えますけれども、見解を伺います。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 法定外税の導入に当たりましては、各自治体における特有の行政課題の解決を図るための手段として税で対応することがふさわしい場合におきまして、税の原則であります公平性や中立性などを十分に検討した上で導入が可能となっております。

そこで本市の現状を鑑みますと、法定外税を導入しなければ解決できないといった本市特有の行政課題が現時点で存在するとは捉えていないため、新たに法定外税を導入することにつきましても困難な状況であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 かつて石原都知事の時代に、東京都はトラックの通行税というのを導入したことがあったと記憶していますが、私の提案したような倉庫に対する税というのは似たようなものであり、環境面で市川市が負担を被っているわけですから、全く検討の余地がないというのは、そんなことはないんじゃないかなと私は個人的には思いますけれども、この質問はこれで終わります。ぜひ今後知恵を絞って市民サービスの低下を防ぐために様々な可能性を探っていただくことをお願いいたします。

次に、最後の大項目ですけれども、本八幡駅前再開発について。周辺地域の景観や環境に与える影響とその対策について、どう考えているかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本再開発事業では、歴史のある八幡一番街を駅と周辺の町をつなぐ景観軸として位置づけ、にぎわい通路として同じ場所に配置しています。また、再開発事業で整備される通路や広場には連続的かつ多層的に緑化空間を創設しています。ほかにも周辺の再開発地区の建物と形態や色彩の調和を踏まえるなど、本八幡のイメージを高める景観形成としています。さらに、建物の配置について、後背地にある住宅地に配慮して北側の建物の高さを低くする計画としています。

自然環境への影響としましては、主にビル風が挙げられます。当該再開発事業によるビル風については、再開発事業の検討時にコンピューターシミュレーションによる風環境評価を行い、一般的な住宅街として許容できるランク2の風環境という結果となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 再質問しますが、今答弁にあったランク2というのはどのようなものなのか、詳細をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

ビル風の風環境評価方法の代表的な方法である村上方式において、風による影響の程度を実質4段階に分け、ランクの数字が大きいほど風の影響が強くなります。住宅街や公園で許容されるのはランク1からランク2までとされており、ランク2とは、日最大瞬間風速が1秒あたり10mの風が年間で80日以下、10mの風が13日以下、20mの風が2日以下とされています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 既に本八幡駅前には高層マンション、ビルが建っていますけれども、このときもシミュレーションではランク2だったというふうに伺っています。その後、実際にランクが幾つぐらいの風が吹いているのか、私はすごい強風だというふうに思いますけれども、それについて事後調査しているのかどうか伺いたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

本再開発事業では組合施行であることから、今後、組合が行う実施設計により、建物の高さや配置等が決まります。風環境の検証につきましては、実施設計の進捗に合わせ、コンピューターシミュレーションよりも精度の高い模型による風洞実験を実施し、ビルの配置や防風植栽の配置を計画します。再開発事業後の風環境の検証は法的な規定がないことから行っておりませんが、市は現況を把握しており、強風の日には歩行者の安全や防風植栽の状況などを確認するために随時パトロールを行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 事後のランク調査もぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に(2)ですけれども、本事業に対して市は補助金を出すということですが、総額で幾らの補助金を出すのか。それがどのように市民に還元されるのか伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

再開発事業に関する補助金の対象となるものは国で定めており、主なものとして、測量調査や建築設計などの調査設計計画費、解体費や補償費などの土地整備費、建築工事や供給処理施設整備などの共同施設整備費があります。これらの補助対象に対して、現時点の計画で、本市が支出する補助金の総額の概算は約110億円であります。本再開発事業により、駅周辺の建築物の不燃化や道路拡幅による防災性の向上、駅利用者及び来街者の利便性や快適性を含めた都市機能の向上、広場の整備によるにぎわいや憩いの場などが創出されます。このように、本事業は単なる高層ビルの建築ではなく、市民や周辺地域に貢献し、公益につながるものであります。引き続き準備組合に対し、地域に貢献する事業となるように指導してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 今の話では110億円もの補助をするのに効果が具体的に示されていないというふうに思います。今後、ぜひ具体的な効果を市民に示せるようによろしく願いいたします。

そして最後の質問ですけれども、今回のプロジェクトについて、地域住民にはどのように説明されたのか。何件に説明会の案内を送ったのかだけ教えてください。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

事業に対する説明会は、令和5年3月に準備組合の主催で2回、7月に本市の主催で2回実施しております。準備組合の説明会の開始の周知につきましては、本地区の北側の約240mの範囲内で、日影の影響がある範囲の約2,000件にお知らせしております。市の説明会の周知は「広報いちかわ」や公式ウェブサイトに掲載し、広く周知しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 2,000件というのは少ないというふうに思いますので、今後、ぜひ八幡地区全体とは言いませぬけれども、もっと多くに周知のお願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

午後0時5分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 石原よしのりです。早速、一般質問を始めさせていただきます。

最初のテーマは防災についてです。

今年1月1日に発生した能登半島地震の犠牲者の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

また、昨日は東日本大震災から13年となる3月11日でした。13年たっても、いまだに苦しんでいる方々もいらっしやいます。被害を受けた方々の平安と被災地の未来につながる復興を願っています。

今回の質問では災害用トイレについて取り上げます。

能登半島地震では多くの家屋が倒壊、損傷し、避難者の数も一時3万人を超えました。また、自宅で避難している方も停電や断水に加え、必要なものが簡単に手に入らないという厳しい状況を余儀なくされました。もちろん大地震発生直後は、一人でも多くの命を救うための救出、救急作業が優先ですが、その後は被災者の支援に重点が移ります。安全な場所を確保し、必要な水、食料を提供し、冷暖房などで快適に過ごせる状況をつくることも重要となります。行政としても、この段階では休む間もなく全力を挙げて対応しなければなりません。被災者は当面、不便で大変な避難生活を余儀なくされます。

過去の大地震の際の被災者のアンケートで、避難生活で何に困ったかという項目の一番だった回答はトイレだそうです。避難所では仮設トイレなどを設置して対応しますが、トイレの数が足りない、一旦建物の外に出なければならぬ、汚い、和式でしゃがめない、段差があり体の不自由な方が使えないなどの問題が指摘されています。また、自宅で在宅避難される方にとっても、断水や下水管の損傷で当面は自宅の水洗トイレを使うことができなくなることがあります。人間、排せつをしないわけにはいきません。そうすると、トイレに行く回数を減らそうと水分を取るのを控えてストレスをためたり、体調を損なう方も出てきます。災害時のトイレ問題は深刻だと言わざるを得ません。

そこで、まず、本市は災害時のトイレ問題についてどのように認識しているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

これまでも災害が発生し、水洗トイレが機能なくなると排せつ物の処理が滞り、不衛生になることで水分や食事を控え、健康障がいを起こした事例が報告されております。このように、トイレは食事や睡眠と同様、命に密接する日常生活に欠かすことができないものであり、トイレ問題は優先的に取り組むべき課題と認識しております。本市では、過去の災害を教訓に、公助としてトイレの備蓄や災害協定の締結による外部調達などを進めるとともに、防災公園や一部の小学校にマンホールトイレの整備を進めております。現在、トイレの確保や管理に

関する計画の策定を進めており、トイレ問題には積極的に取り組んでいるところです。また、自主防災組織に対する補助制度では、携帯トイレを補助対象物品に位置づけするなど、共助による助け合いの強化を図っております。今後も災害時のトイレ対策については、公助としての備えのほか、自助や共助による備えにつながる取組を強化する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市としても、トイレ問題は重要なものであると認識していることを確認しました。大地震が発生した場合、避難所において、既存の水洗トイレはそのままでは使えなくなることが分かっています。本市の場合、その場合に協定を結んだ民間業者から届けてもらう仮設トイレや、備蓄してある組立て式簡易トイレなどで対応しようとしているわけです。また、自治会に補助制度で携帯トイレなどの備蓄を促しているという回答でした。

そこで、本市の災害時に利用できる簡易トイレや携帯トイレの備蓄、整備状況について伺います。

また、家庭において簡易トイレや携帯トイレを準備しておいてもらうよう、市民へどのように周知啓発しているのかを伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市が公助として主に避難所用に備蓄しているトイレは、便座を組み立てる段ボール製のボックストイレや既設の便器に袋をかぶせる携帯トイレのほか、屋外に設置する組立て式トイレなどを備えております。避難所となる各小学校にはボックストイレを20個、携帯トイレを約2,700個保管しております。そのほか、市内の各所の防災倉庫などに合計でボックストイレを約4,400個、携帯トイレを約11万9,000個、組立て式トイレを110基保管しております。在宅で避難生活を送る場合には食料や飲料水と同様に、自助としてボックストイレや携帯トイレの備えも重要となります。

そこで、本市では、その必要性について市公式ウェブサイトや広報紙等を活用してお知らせするとともに、防災訓練や地域の講演会、防災に関するイベントなどを通じて啓発を進めているところです。さらに、昨年9月には自治会連合協議会との共催により、「災害時のトイレ対策について」と題した防災講演会を開催し、トイレ対策の周知啓発を強化しております。この講演会では、講師に特定非営利活動法人日本トイレ研究所の代表者をお招きし、災害時のトイレの現状やその重要性、健康への影響などについての御講演をいただいたところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 本市は段ボール式のボックストイレや既設の便器に袋をかぶせる簡易トイレ、屋外に設置する組立て式トイレを避難所や防災倉庫に備蓄しているとの御答弁でした。これについては必要枚数をしっかり検討し、十分な数の整備をお願いします。

市民向けの呼びかけについてですが、御答弁にもあった昨年9月の防災講演会には私も出席し、お話を聞かせていただきました。被災者が避難の際に困ったことは水や食料よりもトイレであること、トイレが我慢できなくなるまでの時間のほうが水や食料を口にしたいくなるまでの時間より短いこと、トイレを我慢したりトイレに行く回数を減らすために水分を控え、体調不良や、また、それによって関連死につながることなど、トイレ問題の重要性を強く認識しました。

しかし、市民に災害時のトイレの重要性が十分に理解されているかという大変心もとない状況なのではないでしょうか。日本トイレ協会の2023年の一般市民向けアンケート調査の結果によると、災害対策として自宅に水

や食料の備蓄をしている方は多いのに、携帯トイレなどを備蓄している方は22%しかいないそうです。5世帯に1世帯です。また、そのうち半数以上は準備してある携帯トイレの数が1人当たり10個以下と答えており、十分とは言えない状況です。標準的には、1人当たり1日5回トイレに行くということのようですし、この10個以下ということは2日ももたんということですから全く足りないんだらうと思います。

私も去年の防災講演会に出席してから、我が家の携帯トイレの備蓄を注文して買って始めました。こういった市民への呼びかけていく効果的な新たな取組がやっぱり必要なのではないかと思います、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市では、若い世代の防災情報の認知度が低いことを受け、昨年12月からユーチューブによるショート動画を使った啓発を始めており、中には視聴回数が1万回を超えたものもあることから、こうした手法も積極的に活用してまいります。また、イベントなどの際に携帯トイレの見本を配布するなど、手に取ってもらい、身近に感じていただくことで、家庭での備蓄につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 まずは、大地震など大きな災害が起こったら当分トイレが使えなくなるということを広く市民に認識してもらうことが必要なのではないのでしょうか。さっきも言ったように、私も去年までは携帯トイレをうちに持っていませんでしたから。御答弁にあったユーチューブの活用もぜひ進めてください。携帯トイレの備蓄を呼びかけるチラシを作成して広く配布することは、すぐにでもできる方策でしょう。携帯トイレの実物を見たこともない方も多いでしょうから、サンプルを大々的に配布することも有効でしょう。

他市の例を出しますと、尼崎市は一昨年、携帯トイレを御家庭で準備するよう呼びかけるチラシを作成し、そのチラシとともにサンプルの携帯トイレ1個を1つのビニール袋に詰めて、市内の全世帯24万戸に配布しました。その予算は2,200万円だったそうです。東京都港区はさらに先を行っています。御家庭の携帯トイレの備蓄を一気に進めました。昨年、全世帯に1人当たり20個の携帯トイレを無償で配布しました。その予算額は8億7,000万円でした。こういった先進事例を参考に前向きな検討を要望します。

次は、(3)トイレトレーラーの導入についてです。

仮設トイレの定番である工事現場用のトイレは、外側があまり建てつけのよくないプラスチック製の箱で、多くの場合はしゃがんで用を足す和式の型式です。高齢の方や女性などには大変使いにくく、敬遠される場合が多いようです。

一方、トイレトレーラーというのは移動式のトイレカーです。衛生的なタンク式の洋式水洗トイレを必要な場所に車で牽引して行って設置できるものです。トイレトレーラーの典型的な例というのは、助けあいジャパンという組織が自治体に導入を呼びかけているもので、同じ規格のトイレトレーラーが現在全国の19自治体に導入されています。本市と相互災害援助協定を結んでいる富士市がこのトイレトレーラーの導入第1号でした。各地で大きな災害があったとき、助けあいジャパンと導入自治体が協力して、このトイレトレーラーを被災地に派遣する活動を行っています。今回の能登半島地震の際も、このトイレトレーラーが続々派遣されて大活躍しました。被災地の方々に喜ばれて、その様子はテレビや新聞で大きく取り上げられていました。

そこで、トイレトレーラーの導入を図るべきではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

トイレトレーラーの取組は一般社団法人助けあいジャパンが進める災害派遣トイレプロジェクトによるもので、全国の市町村が1台ずつトイレトレーラーを配備し、災害などが発生した場合にはその地域に駆けつけ、トイレ不足を軽減する考えで運営されており、現在19の自治体が参加しております。トイレトレーラーには4つの個室があり、水洗式の洋式便座や手洗い場などが設置されて衛生的な環境が確保されており、今回の能登半島地震でも派遣され、被災者に喜ばれていると伺っております。本市でも導入に向け、先進市の視察を行うなど検討を重ねてまいりましたが、汚水が貯留式のため、くみ取りが必要になること、広範囲に被害が及ぶ場合には移動が困難になること、また、平時での運用や牽引免許所持者の確保など幾つかの課題が確認できたため、導入を見送った経緯がございます。しかしながら、大規模災害時における自治体間の支援は重要と考えますので、当該団体や関係自治体から能登半島地震に派遣した際の情報を入手するなど、課題を改めて整理するとともに、移動式トイレも様々な型式がありますので、その活用を含め研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 以前検討したときは、課題を幾つか見つけたから導入しなかったという答弁なんですけど、今言ったとおり、もう1回課題をしっかりと見直して、メリットを比べてちゃんと考えていただきたいと思っています。

君津市も、このトイレトレーラーを導入しています。2019年の9月に台風15号の甚大な被害が千葉県各地で発生した際に、全国からこのトレーラー派遣支援を受けました。君津市ではその効果を認め、石井市長が先頭に立って2021年にトイレトレーラーを導入しました。この君津市のトイレトレーラーも、今回の能登半島地震の被災地で支援活動に当たり、現地の方々から本当に感謝されているとのこと。1月4日には、君津のトイレトレーラーが輪島市に入っています。君津の場合、トイレトレーラーの導入関連費用も含め二千数百万円のうち、寄附とクラウドファンディングで1,850万円も集まったそうですので、税金の投入はごく僅かだったようです。

本市がトレーラーを導入するなら、今がチャンスだと思います。能登半島地震が起こったばかりで関心が高い今であれば、寄附する方や協賛する企業も多く集まるのではないのでしょうか。災害時のトイレ対策、いろいろありますけれども、しっかりと進めていただきますよう要望して次の質問に移ります。

大項目2つ目は、ごみ減量についてです。

昨年10月にクリーンセンターの焼却炉が突然の停止、ごみ処理ができなくなってしまう事故が発生しました。原因はよく分からず、すぐに再稼働ができない状況だったことから、収集したごみを一時クリーンセンターの敷地内に野積みし、その後、近隣他市の協力を得て他市に運んで処理してもらいながら復旧工事を進めました。結局、通常操業に戻るのに2か月かかりましたが、その間のごみの運搬及び処理委託、それから応急修繕などの費用で6億円かかるという大きな損害となりました。施設の老朽化が進んでいたことも1つの要因かもしれません。今後、原因究明を進めて操業の問題点などがあれば適切な対応をお願いしたいと思います。

この事故をきっかけに、本市のごみの減量問題について改めて考えさせられました。もともと本市はごみの最終処分場を持たないことから、ごみを減らすことが重要な課題でした。そのため、ごみの減量に取り組んできたわけですが、まだまだ設定の目標に達していません。もし、もっとごみの量が少なくなっていれば事故は起こらなかったかもしれませんし、事故で停止した期間の野積みの量も、他市へ運んで処理した費用も少なくて済んだでしょう。

そこで最初の質問ですが、本市はごみ減量に対してどのように認識して、どのような取組を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

本市のごみ処理につきましては、焼却灰などの処分を市外の最終処分場に依存していること、また、全国的にも最終処分場の容量が減少していることなどから徹底したごみの減量、資源化を進め、最終処分量の削減に努めていく必要があります。また、次期クリーンセンターの建て替えの時期も迎えており、さらに強力にごみの減量に取り組まなければならない状況であると認識しております。このことから、本市では一般廃棄物処理基本計画、通称じゅんかんプラン21に基づきごみの減量施策に取り組んでいるところであります。本計画では、さらなるごみの減量、資源化に向け重点的に取り組む事項が掲げられており、発生抑制・排出抑制プラン、収集運搬プラン、市民参加・情報共有プランなど、様々な施策について定めております。

また、現状の課題としましては、燃やすごみの中に資源化できる可能性のある紙類やプラスチック製容器包装類が約3割も含まれていることが挙げられます。資源化できるごみの分別が進むことで燃やすごみの量は大きく減少することが期待できることから、これを解決していく必要があると考えております。実現に向けては、市民、事業者、市、それぞれの役割と責任を明確にし、相互に情報交換しながら協働で施策を進めるための体制づくりを行っております。具体的には、新たな施策の具体化、実施に当たっては廃棄物減量等推進審議会やじゅんかんパートナーなどから積極的に意見、提案を求めています。また、ごみ減量化・資源化協力店制度を実施し、協力店では商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱いの縮小など様々な取組を行っております。ほかには市民の意識醸成を図るため、自治会や小学校、幼稚園などによる出前説明会の開催や、ごみの減量に取り組むきっかけとなるようクリーンセンターやリサイクル施設への見学なども実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 様々な取組をやっていることは認めます。ところが、実際に実績がなかなか上がっていないのが現状です。まだ市民にごみ減量の認識が十分に浸透していないのか、目ぼしい成果に結びついていないのが残念です。減少のペースは大変鈍く、特にこの10年ほどの推移を見ると、市民1人当たり1日のごみ排出量が750gから800gあたりで足踏みをしているのが現状です。

それでは、昨年のクリーンセンターの停止事故を受けて市民の間、あるいは市役所の中でごみ減量に対する認識に変化があったのかどうか伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

令和5年10月のクリーンセンター稼働停止では、他市や民間処分場へのごみの搬出を行い、対応しました。外部の搬出に当たり、ごみの仮置場や搬出先の確保などが容易でないことや多額の処理、処分費がかかることなどから、本市としましても市民の費用負担を軽減するため、ごみの減量の必要性について改めて強く意識したところであります。

また、今回の稼働停止においては、市民の皆様に対して不安を与えないよう、ごみの収集計画については変更や中止をせずに対応することを第一とし、「広報いちかわ」やSNSでは、焼却炉の稼働状況の報告と合わせて、常にお願いをしているごみの減量及び分別の徹底について改めて認識してもらうための周知にとどめました。市民の皆様からは、もう少し早い段階で稼働停止の周知をしてほしかったとの声もありました。また、早く知らせてもらえればごみの減量に協力したという御意見もいただきました。このことから、市民の皆様もごみの減量への認識に対して変化があったのではないかと感じております。今後は次期クリーンセンターが稼働を開始するまで今回のような稼働停止がないよう、現施設の安定操業にさらに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 クリーンセンターの停止事故を契機にいろいろと呼びかけるということはできたんでしょうけれども、この停止事故の際、市民に事故のことを速やかに知らせて、大々的にごみの減量の協力を呼びかけることができたとしたら市民の意識も変わり、もっとごみの減量が進んだかもしれません。そう考えると、本市の対応が少し残念でなりません。

しかし、本気で大幅なごみ減量を目指すのであれば、やはりごみを減らそうという強いインセンティブの働く仕組みが必要なのではないでしょうか。私は、家庭ごみ収集の有料化が有効な手だてだと考えています。過去にも何度か家庭ごみ有料化について議会でも取り上げ、早期に導入すべきだと訴えてきました。ごみ有料化についての本市の見解を改めて伺います。

○稲葉健二議長 品川環境部次長。

○品川貴範環境部次長 お答えします。

家庭ごみの有料化とは、家庭から排出されるごみの処理について手数料を徴収することを指し、例えばごみを出す際に使われる指定袋の販売価格に処理手数料を上乗せする方法などが考えられます。これにより、ごみの排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた費用負担の公平化、市民の意識改革などの効果が期待できます。これまで家庭ごみの有料化につきましては、平成27年度に家庭ごみの有料化、戸別収集の導入、ごみ収集回数の削減の3つの施策について市民説明会や意見交換会、アンケートなどを実施し、市民の皆様から意見を募ってまいりました。また、平成28年1月には、この3つの施策に対し廃棄物減量等推進審議会から答申され、家庭ごみの有料化については導入を推進すべき、ごみ収集回数の削減については検討する必要があるとされた一方、戸別収集の導入については、導入時の課題も多く、時間をかけて慎重に取り組むべきとの指摘がありました。これらの結果を基に、平成28年5月にさらなるごみの減量、資源化に向けた今後の進め方をまとめ、3つの施策のうち、ごみ収集回数の削減を先行して実施してまいりました。あわせて、ごみの減量、分別に関する周知啓発の強化を図ることとし、家庭ごみの有料化についてはごみ減量の状況を見据えた上で判断することといたしました。

なお、戸別収集については、答申を受け、引き続き検討することといたしました。週3回から週2回への収集回数の削減、実施前後の1人1日当たりの排出量につきましては、実施前の平成28年度の788gに対し、実施後の平成29年度は770gと減少しました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大により臨時収集を加え、週3回とした令和2年度は785gと一時的に増加しましたが、直近の令和4年度では749gと、週2回の収集を開始した平成29年度よりも減少しております。

一方で、最終処分場の問題やクリーンセンターの老朽化の問題などを抱えており、さらに令和5年10月に発生したクリーンセンターの稼働停止もあったことから、より一層ごみの減量と向き合っていく必要があります。ごみの減量を進める上で家庭ごみの有料化は有効な施策の一つであることから、これを踏まえ、今後も引き続きごみの減量施策について検討を進める必要があると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 私は御答弁にあった、まさに家庭ごみ有料化を検討して、そして答申した審議会の委員の1人でした。当時の審議会は精力的にこの問題の検討、議論を進め、ごみ減量のためには大胆な施策の導入が必要だとして、家庭ごみ収集の有料化、戸別収集、収集回数の削減の3点セットを提言したものです。残念ながら当時の市長は、この3つの施策を別個のものとして捉え、それぞれについての市民アンケートを取り、最も市民の反対の少なかった収集回数の削減だけを実施したのです。その結果は案の定、ごみの量はほぼ全く減ることはありませんでした。週3回が週2回になっても、1回に出すごみの量が1.5倍になっただけで総量は変わらず、

ごみ収集車の台数も収集委託料の金額も減ることはありませんでした。単に市民にとって不便になっただけでした。

そもそも家庭ごみ有料化は、2005年2月に国の中央環境審議会が循環型社会の形成に向けた「市町村による一般廃棄物処理の在り方について」の意見具申を取りまとめた中で、家庭ごみの有料化の推進を主要な提言の一つとして挙げ、それを受けて環境省が国の基本方針と据えたものです。ごみの有料化の効果は、先ほどもちょっとありましたけれども、ごみ排出量の削減、負担の公平性の確保、ごみ収集処理費用の削減並びに焼却炉の延命化、さらに市民の意識改革などだと言われています。負担の公平性の確保というのは、ごみを多く出す人と少なく出す人の間の不公平や、住民登録のない居住者のただ乗りなどの不公平というものがあるのですが、この解消ができるということです。導入した場合に一部の方が御心配なされる生活が苦しい人などの負担増について、これは紙おむつを出す乳幼児を持つ家庭や生活困窮家庭に一定枚数の有料の指定ごみ袋を配布することで対応可能です。

国、環境省はこの方針に従い、一般廃棄物処理有料化の手引きというものを発行してごみ有料化を推奨し、自治体の有料化の取組を後押ししています。環境省の行っている令和3年度の一般廃棄物処理事業実態調査によると、全国の自治体で粗大ごみを除く家庭ごみ収集の有料化をしているのは1,154市区町村で、全体の66.3%だということです。千葉県内でも、54市町村のうち有料化をしているのは37市町村で68.5%となっています。千葉市は平成26年に有料化に移行しました。

千葉市の例を見ますと、有料化の準備期間での取組と併せて、10年間でごみの量が2割減っています。それまで3か所あったごみ焼却場を2か所に集約して処理できるようになり、行政コストの大幅な削減ができました。ごみの最終処分場を持たない本市はクリーンセンターの建て替え計画推進中であり、クリーンセンターの停止事故の記憶の新しい今こそ真剣に検討を始めるべきときではないでしょうか。

もちろん、ごみ有料化の導入は簡単ではありません。市民の理解を得るための手間や労力は相当のものだと思います。市長が覚悟を持って本気で取り組むのでなければ実現できないと思います。それでも未来に向けた循環型社会の構築のためにも、SDGsに向けた取組としても一歩踏み出していきたいと私は訴えます。市長もお聞きになっていただいていますので、この件についてはぜひ前向きに御検討ください。

それでは、この項目の質問を終え、次の東山魁夷記念館について質問をしてみたいです。

本市の名誉市民でもある日本画家の東山魁夷、日本で最も有名な、あるいは人気のある画家と言っても過言ではないでしょう。亡くなって25年たった今でも版画展などが頻繁に開催され、作品が高値で取引されていますし、ポスターやカレンダーなどで東山魁夷の絵を目にすることも多いと思います。

戦後すぐの1945年、37歳のときに市川市に越してきて、1999年、90歳で亡くなるまで50年以上、市川市に住み、有名な東山作品のほとんどは、この市川市の自宅のアトリエで描かれました。その御自宅のお隣に、2005年に市川市が画伯の偉大な業績を顕彰するために建てられたのが東山魁夷記念館です。以来、東山魁夷の偉業を伝えるとともに、東山魁夷研究、そして企画展の開催などで美術の世界や一般市民に情報発信をしています。

さて、昨年12月に判決が確定した旧東山邸をめぐる裁判についてです。12月25日には市長が記者会見でこの判決の確定を発表しています。この裁判の相手は東山魁夷画伯の親族でもあり、東山魁夷の著作権者でもあったわけですから、裁判を提起したことにより、当然、東山魁夷記念館運営に様々な影響があったのではないかと思います。その影響と対応についてお伺いします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

初めに、東山魁夷邸に係る裁判に至った経緯であります。故東山魁夷画伯の夫人から生前に寄附を受けて本

市が所有する東山邸の土地建物について、夫人の逝去後、相続人7人に対する不実の所有権移転登記がなされていることが判明いたしました。このことから、当該相続人に対し、当該土地建物は本市の所有であることの確認及び真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をするよう求める訴えを令和2年8月31日付で本市から東京地方裁判所に提起いたしました。その後、第一審及び控訴審を経て令和5年12月13日付最高裁判所第三小法廷の決定により、東山邸の土地建物の所有権を本市のものとする内容の控訴審判決が確定いたしました。

御質問の裁判を提起したことによる記念館の運営への影響がありますが、裁判の相手方が東山画伯に係る著作権者であり、著作権の許諾を得られない可能性が生じたため、記念館の運営に当たり、様々な企画や展示物等について一定の制約や配慮をせざるを得ない状況でありました。このため、著作権専門の弁護士にも指導を仰ぎながら、特に著作権の問題に留意しつつ、記念館の運営を継続しているところであります。具体的に申し上げますと、記念館のミュージアムショップにおいてオリジナルグッズの販売を取りやめ、市販されているグッズの販売に切り替えたほか、令和4年度には、館内のリニューアルに合わせて一部の展示会を行っております。また、特別展や通常展の企画、展示内容におきましても、より工夫を凝らした内容を構築しているところでございます。

昨年12月の最高裁判所の決定により本市が勝訴した控訴審判決が確定したことを受け、現在は東山邸の登記手続も完了し、東山邸の土地建物に係る所有権は全て本市が所有しているところであります。

なお、この判決の確定による記念館の運営への影響等は、現時点では生じていないものと認識しております。記念館におきましては、今年度も企画内容等に配慮を行いつつ、工夫を凝らして通常展及び特別展を開催しているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 この裁判の判決が確定したことによる直接の影響は現時点では生じていないということですが、著作権の関係で記念館の運営に一定の制約があったり、様々な配慮をせざるを得ない状況であるとのことでした。そのため、東山魁夷画伯や東山魁夷作品を直接扱った展覧会ができなかったり、著作権に配慮した改装のために休館期間があったりしたことなどから、一般の来館者などからは記念館の存続を心配する声も出ているということがあり、私は気になっておりました。

そういった支障のある中でも、東山魁夷記念館で開催される特別展などは研究者や美術関係者から非常に高い評価を得ていると聞いています。どのような工夫により、質の高い展覧会を企画、開催できているのか伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

記念館のコンセプトである人間・東山魁夷に焦点を当てた展示等を実現するに当たり、平成24年度以降、近代日本画研究の実績が確かな学芸員が通常展と特別展の企画を担当しているところであり、以降、東山魁夷の周辺研究及び近代日本画壇の研究に力を注いだ特別展を毎年開催しております。近年の実績を申し上げますと、令和3年度開催の特別展「川崎家の系譜〈東山魁夷と川崎家の画家たち〉」では、東山画伯と姻戚関係にあり、画伯の作画に大きな影響を与えた川崎家の画家の作品を展示し、併せて川崎家の重要な作品の寄贈を受けているところであります。

また、令和元年度及び4年度に開催した特別展「日本画と歌舞伎の世界」では、協力企業の評価と理解を得て貴重などんちょう資料の寄託を受けるとともに、この絵により、令和4年度以降、東山画伯が制作に力を注いだどんちょうの制作過程を展示する特別企画展「舞台を彩る幕『緞帳』の世界」の開催にも至りました。今年度は、かつて東山画伯と深い親交があり、これまでの記念館の取組も評価いただいていた写真家の故寺島照夫氏の

遺志及び遺族の御理解の下、貴重なフィルムを寄託いただき、この3月2日から「写真家・寺島照夫が捉えた一時代の象徴」と題した特別展を開催しているところであります。

なお、令和4年度の特別展以降、これまでの市川市発行の図録から、出版社発行による図録兼書籍に一般書籍化されているところであり、これも記念館の研究実績によるものと考えております。

このように、一定の制約等がある中で企画を行う学芸員の創意工夫により東山画伯を顕彰する特別展を実施しており、その内容は多くの研究者や美術関係者から評価を得ているところであり、このことが多くの作品を記念館に寄贈及び寄託していただけていることにもつながっているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 学芸員の工夫や努力は分かりました。東山魁夷画伯や東山魁夷作品を愛するパート、アルバイトの職員や市民サポーターなども展覧会開催や記念館運営を支えてくれていることも忘れてはならないでしょう。記念館が実現してきた各種特別展の実績が美術界の方々から評価され、賞を受けたり美術作品の寄贈にもつながっていることは大変な名誉だと思います。本市にも各種博物館、文学館、ギャラリーなどがあり、様々な企画や展覧会を開いています。しかし、記念館としての役割の上に、この美術館としての確かな実績評価を受けているものはこの東山魁夷記念館だけです。地方自治体が経営する小規模な施設にもかかわらず、美術館としての評価を高めてきたことは何よりの財産です。

それでは、今後のこの東山魁夷記念館の運営について本市の考え方を伺います。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

記念館を取り巻く環境は、昨年12月の判決確定を受け、新たな段階へ進んだものと認識しております。最高裁判所の決定により確定した控訴審判決において、本市の所有であることが認められた東山邸につきましては、御寄附の申出をいただいた画伯の夫人の意向に沿った形で市民のために活用できる方策を考えていくことを基本といたしますが、著作権者である裁判の相手方の住所となっていることを踏まえ、今後、慎重かつ適切に対応していきたいと考えております。今後の記念館の運営に当たりましては、著作権にかかり生じている様々な制約等の諸課題の解決に向け注力していきたいと考えており、これらの課題に的確に対応しつつ、記念館のコンセプトである人間・東山魁夷に焦点を当てた展示等を通じて、その偉大な業績を顕彰してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 分かりました。何よりアトリエのある旧東山魁夷邸、市川市の所有権が確定して市川市のものになった、これは非常に喜ばしいこととあります。これを活用して、より記念館の運営、将来につなげていただきたいと思いますと思っています。

残念ながら東山魁夷作品の多くは東京国立近代美術館や長野県に寄贈され、本市にオリジナル作品の所蔵が少ないことは事実です。しかし、本市にはほかには持つことのない、画伯の使用していた道具類、所蔵品、作品の下書き、手紙などの資料や、先ほど言った自宅とアトリエがあるんです。東山魁夷画伯がここに暮らしてここで制作していたというストーリーは本市にしかない、何物にも代え難いポイントです。今後ますます研究や展覧会開催の実績を積み上げて評価が高まっていくことを期待しております。

最後に一言、検討を始めた市立美術館構想を実現する場合には、この東山魁夷記念館の実績を引き継ぎ、生かすことが重要なポイントであると申し添えたいと思います。市長の美術館構想もありますので、よろしければ市長の御見解、お気持ちをお聞かせいただければありがたいと思います。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原よしのり議員の御質問によりまして、議員の皆さん方にも現状というのを認識していただくことができたのかなと思います。全て森田文化国際部長の答弁のとおりでありますけれども、もう一度皆さんと確認をしておきたいと思ひまして、ちょっと図を描いておりました。

つまり東山魁夷画伯の著作権をお持ちの方が、市川市が所有する旧東山魁夷邸の土地建物にお住まいの状況であると。一方で東山魁夷画伯の著作権をお持ちの方は、現時点では市川市には作品を貸し出ししないとされていると。こういうねじれた関係がありまして、この関係ができた原因はさておき、この関係の中で学芸員の努力によって人間・東山魁夷に焦点を当てた展示を企画し、実行して下さっているという点。そして一方で、この関係の中、担当弁護士が関係改善に働きかけると、そのような打合せを私としっかりとした中で、私は現在、状況を見守っているという次第でございます。いましばらく、その推移というものを見守って皆さん方に、東山魁夷記念館を持っている市川市にとって、よい状況というのをつくり出してまいりたいと。

また、美術館構想に関しましては、まだまだ慎重に進めなければいけない懸案事項でありまして、県との協議その他がございますが、石原議員がおっしゃったように、美術館構想を進めていく中でも、市川で作品を作られていた。全ての作品は市川市の水で作られているという名言がございますが、東山魁夷画伯のことを大切に、また市川で活動されている芸術家の皆さん方の作品も、さらに市民の皆さん方の目に留まるように、見るができるような、そういう環境づくりをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○稲葉健二議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。市長がおっしゃったように、裁判の相手方との今後の交渉もあるでしょうけれども、何よりも今、私が確実に申し上げてお願ひしたいのは、東山魁夷記念館も現状の中でしっかりと展示会をやっているわけですよね。この運営をしっかりと継続できて、今まで築き上げてきた美術館としての評価、これを損なうことがないようにということで、これからも当面、東山魁夷記念館の運営をしっかりと支えていくことが重要なんだろうと思ひますので、その点、しっかりとサポートのほうをよろしくお願ひしたいと申し上げて私の一般質問を終えます。ありがとうございます。

○稲葉健二議長 これをもって一般質問を終結いたします。

○稲葉健二議長 日程第2議案第87号教育長の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第87号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

教育長の任命については、田中庸恵教育長の任期が本年3月31日をもって満了となることから、後任として勝山浩司氏を任命いたしたく、議会の同意を求めため提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号教育長の任命についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意されました。

○稲葉健二議長 日程第3 発議第18号地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書の提出についてから日程第7 発議第22号志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第18号地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第19号若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第20号核兵器の廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

せんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第21号被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第22号志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第8委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第9委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年2月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後1時59分閉議・閉会

令和6年2月28日

市議会議長

稲葉 健 二 様

総務委員長 国松 ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第55号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第56号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	可決	原案妥当
議案第57号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第58号	市川市税条例等の一部改正について	可決	原案妥当
議案第59号	市川市手数料条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第73号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第77号	令和6年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当

令和6年2月28日

市議会議長

稲葉健二様

健康福祉委員長 西村 敦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第60号	市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第61号	市川市敬老祝金支給条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第62号	市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について	可決	原案妥当
議案第63号	市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第64号	市川市介護保険条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第65号	市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第66号	市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第67号	市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第68号	市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第71号	市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第73号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第74号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	原案妥当

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第75号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	原案妥当
議案第77号	令和6年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第78号	令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算	可決	原案妥当
議案第79号	令和6年度市川市介護保険特別会計予算	可決	原案妥当
議案第80号	令和6年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	可決	原案妥当
議案第85号	診療報酬等不当利得返還請求事件に関する訴えの提起について	可決	原案妥当

令和6年2月29日

市議会議長

稲葉健二様

環境文教委員長 石原たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第72号	市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第73号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第77号	令和6年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第82号	市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約について	可決	原案妥当

令和6年2月28日

市議会議長

稲葉健二様

建設経済委員長 小山田 なおと

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第69号	市川市漁港管理条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第70号	市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第73号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第76号	令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）	可決	原案妥当
議案第77号	令和6年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第81号	令和6年度市川市下水道事業会計予算	可決	原案妥当
議案第83号	財産の減額貸付について	可決	原案妥当
議案第84号	財産の減額貸付について	可決	原案妥当

閉会中継続審査申し出書

(令和6年2月定例会)

- 東京外郭環状道路に関連する特別委員会
東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について
- 議会改革特別委員会
議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 人事管理について
- 2 男女共同参画について
- 3 総合計画について
- 4 行政改革について
- 5 行政組織について
- 6 広報広聴について
- 7 財政運営について
- 8 契約及び工事検査について
- 9 情報政策について
- 10 ボランティア支援事業について
- 11 消防行政及び危機管理対策について
- 12 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 国際交流について
- 3 スポーツ振興について
- 4 環境保全、公害対策について
- 5 ごみ対策について
- 6 し尿処理対策について
- 7 学校施設及び管理について
- 8 教育振興対策について
- 9 生涯学習について
- 10 保健体育について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長 稲葉健二

市川市議会副議長 つちや正順

市川市議会議員 沢田あきひと

” 中山幸紀

令和5年12月市川市議会定例会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
本 文 20 ページ 7 行目	であることとは	であることは
” 186 ” 31 ”	進入	侵入
” 187 ” 8 ”	船橋市域	船橋地域
” 189 ” 10 ”	船橋市域	船橋地域
” 217 ” 7 ”	本件	本県
” 217 ” 39 ”	でございます。	ございます。
” 301 ” 37 ”	分けていない	分けいてない
” 422 ” 38 ”	運用規程	運用規定
” 423 ” 16 ”	運用規程	運用規定